

平成30年度環境省大臣官房環境計画課委託

平成30年度「2018年度から2019年度までの地方公共団体実行計画
策定・管理等支援システムのプロジェクト管理支援及び政策的助言等」
に係る委託業務

平成30年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書

平成31年3月

株式会社 野村総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査対象	2
4. 調査内容	3
5. 回答状況	3
6. 分析結果についての留意点	3
第2章 施行状況調査結果の概要	4
1. 本章の構成	4
(1) 調査結果のPDCAサイクルに沿った分類	4
(2) テーマ型分析	4
2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）	5
(1) Plan	5
(2) Do	9
(3) Check	13
(4) Act	18
3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）	20
(1) Plan	20
(2) Do	26
(3) Check	32
(4) Act	37
4. テーマ別分析	39
(1) 地域エネルギー事業の実施状況	39
(2) 気候変動適応に関する取組状況	41
第3章 施行状況調査詳細	43
1. 基礎情報	43
(1) 団体区分	43
(2) 団体内の体制	44
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況	49
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容	53
(5) 地域エネルギー事業の実施状況	55
2. 事務事業に関する事項	59

(1)	実行計画（事務事業編）の策定・改定状況	59
(2)	実行計画（事務事業編）の目標設定と対象	83
(3)	実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み.....	94
(4)	事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況	100
(5)	事務事業に関する吸収源対策の取組状況.....	102
(6)	地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況	105
(7)	実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等.....	109
(8)	実行計画（事務事業編）の見直し.....	123
(9)	地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んで いるもの	131
(10)	算定対象となる施設の把握	133
(11)	地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設	140
(12)	再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況.....	150
(13)	温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組.....	155
(14)	職員に対する取組.....	156
3.	区域施策に関する事項	162
(1)	実行計画（区域施策編）の策定・改定状況	162
(2)	実行計画（区域施策編）の目標設定と対象	182
(3)	実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み.....	273
(4)	区域施策に関する吸収源対策の取組状況.....	277
(5)	国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況 ...	281
(6)	地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り 組んでいるもの	296
(7)	実行計画（区域施策編）の点検の実施状況	298
(8)	実行計画（区域施策編）の見直し.....	313
(9)	エネルギー事業者からのデータ提供	321
4.	その他地球温暖化対策に関する事項	332
(1)	現在実施している地域の地球温暖化対策・施策	332
(2)	気候変動適応に関する取組状況	336
5.	意見・要望	345
(1)	実行計画の策定・改定のために必要な行政支援.....	345
(2)	ウェブを利用した調査形式に関する意見・要望.....	353
(3)	環境省に対する意見、要望.....	354

参考資料

参考１．団体別の策定状況と最新の地方公共団体実行計画名称一覧

（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

参考２．調査票

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、地球温暖化対策推進法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）により地球温暖化対策推進法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村（特別区を含む。）についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、平成 30 年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

また、調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、ウェブサイトでの調査方法を採用した。調査は、①事前登録と②施行状況調査の2段階で行った¹。ウェブサイトによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

- ① 事前登録 : 2018年10月1日から2019年2月22日まで

- ② 施行状況調査 : 2018年11月8日から2019年2月22日まで

- 配布方法

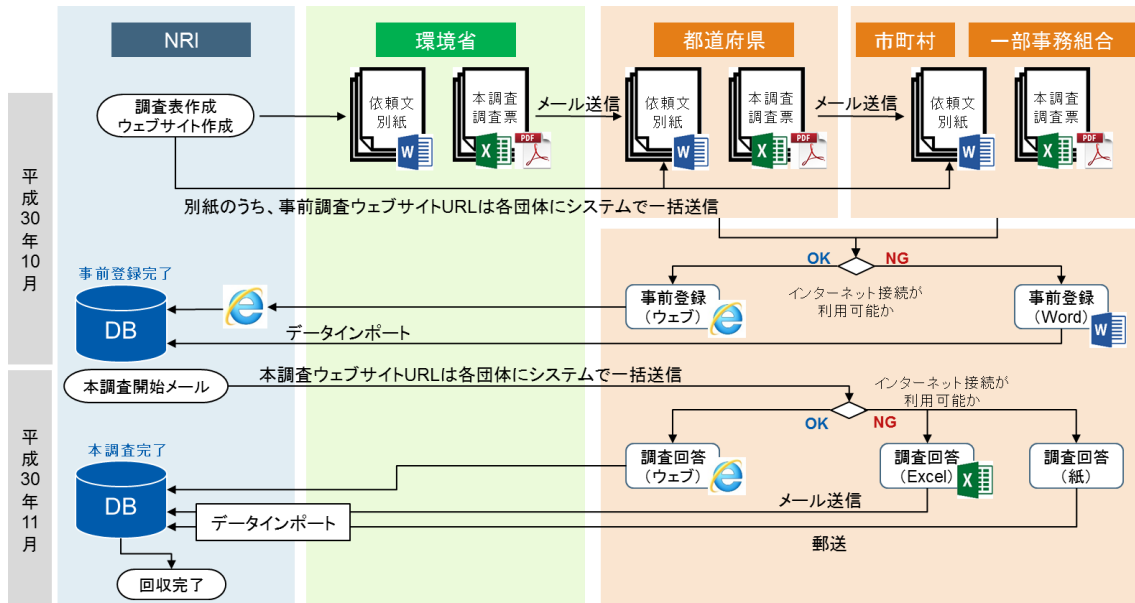
環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・IDリスト等を配布した。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を経由した。

- 回収方法

- ウェブサイト、電子メール又は郵送により回収

¹ 平成30年度施行状況調査は、平成29年度施行状況調査と同様に、ウェブサイトでの調査を事前登録と施行状況調査の2段階に分けて実施している。調査対象団体の地球温暖化対策の担当部局・担当者は平成29年度施行状況調査時点から変更の可能性があるため、当該年度における各調査対象団体の担当部局・担当者の連絡先（電子メールアドレス等）を事前登録で確認した上で、施行状況調査に回答するためのURLを事前登録アドレスに対して送信している。

図表 1 調査フロー



3. 調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,585 団体の合計 3,373 団体を調査の対象とした。

図表 2 都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	54
施行時特例市	31
上記以外の市町村（特別区含む。） ²	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（平成 30 年 4 月 1 日現在）に記載されている 1,585 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象

² 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。

とした。しかし、調査開始後に他の団体と統合された団体、制度上廃止となっている団体、解散が確認された団体が 6 団体あったため、最終的な調査対象は 1,579 団体となった。このため、最終的に調査対象としたのは 3,367 団体である。

4. 調査内容

以下の 5 項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の 5 項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の 3 項目について調査を行った。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

- ① 事前登録では、調査対象 3,367 団体のうち 3,354 団体（回答率 99.6%）から回答を得た。
- ② 施行状況調査では、調査対象 3,367 団体のうち 3,341 団体（回答率 99.2%）から回答を得た。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- 構成比及び割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、平成 30 年住民基本台帳（総務省統計局）の平成 30 年 1 月 1 日時点の人口を参照した。

参考： http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000148.html

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 本章の構成

本章「施行状況調査結果の概要」では、事務事業編及び区域施策編の調査結果の概要を PDCA サイクルに沿った形で示し、次に特定のテーマに沿った分析を行っている。

(1) 調査結果の PDCA サイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編は PDCA サイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれを PDCA サイクルに沿った形で概要を示す。

図表 3 PDCA サイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 排出量の算定で困難だったこと ・ 策定又は改定過程で困難だったこと ・ 共同策定の検討状況 ・ 直近の目標設定の有無
Do	・ 実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・ 各種措置の実施状況（再生可能エネルギーの導入、吸収源対策、物品購入の配慮に係る事項）	・ 進捗管理を協議・審議する場 ・ 各種対策・施策の実施状況（吸収源対策、再エネ施設に係る固定資産税減免、地域金融機関等との連携、報告・計画書制度等の整備・運用、低炭素型の都市・地域づくり、他団体との広域的な協調・連携） ・ 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check	・ 実施状況に関する点検のタイミング ・ 点検の対象 ・ 推進過程で困っていること ・ 点検結果・評価の公表方法 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 中間見直しの予定の有無	・ 策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・ 進捗評価結果の公表方法 ・ 進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因 ・ 推進過程で困っていること ・ 中間見直しの予定の有無
Act	・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用	・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用

(2) テーマ型分析

テーマ型の分析として、「地域エネルギー事業の実施状況」及び「気候変動適応に関する取組状況」について、概要を記述する。

2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）

（1）Plan

1) 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

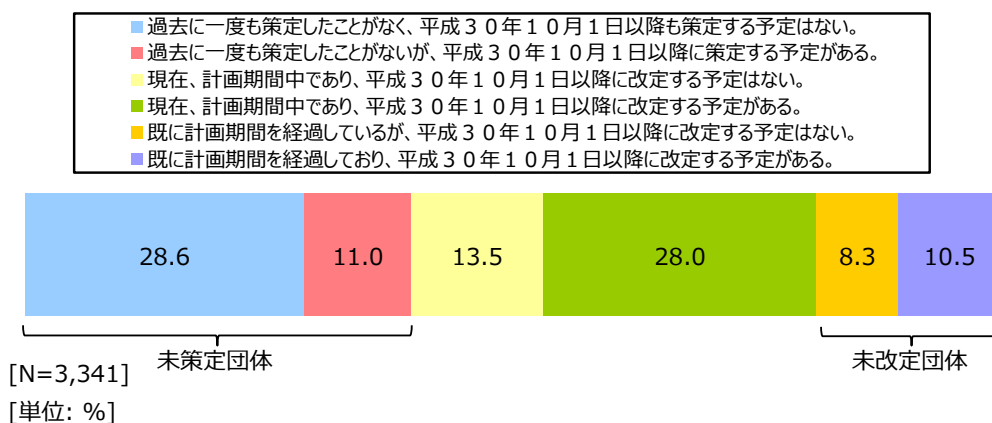
実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の41.5%である。

回答団体全体の39.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の11.0%は今後策定予定があると回答しているが、28.6%は今後も策定する予定がないと回答している。

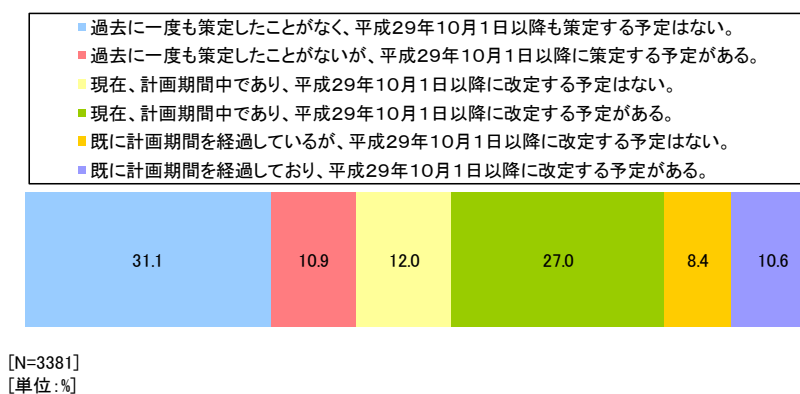
また、全体の18.8%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の10.5%は今後改定予定があると回答しているが、8.3%は改定する予定がないと回答している。

なお、未策定団体は昨年度の42.0%から2.4%減少、未改定団体は昨年度の19.0%から0.2%減少した。

図表4 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

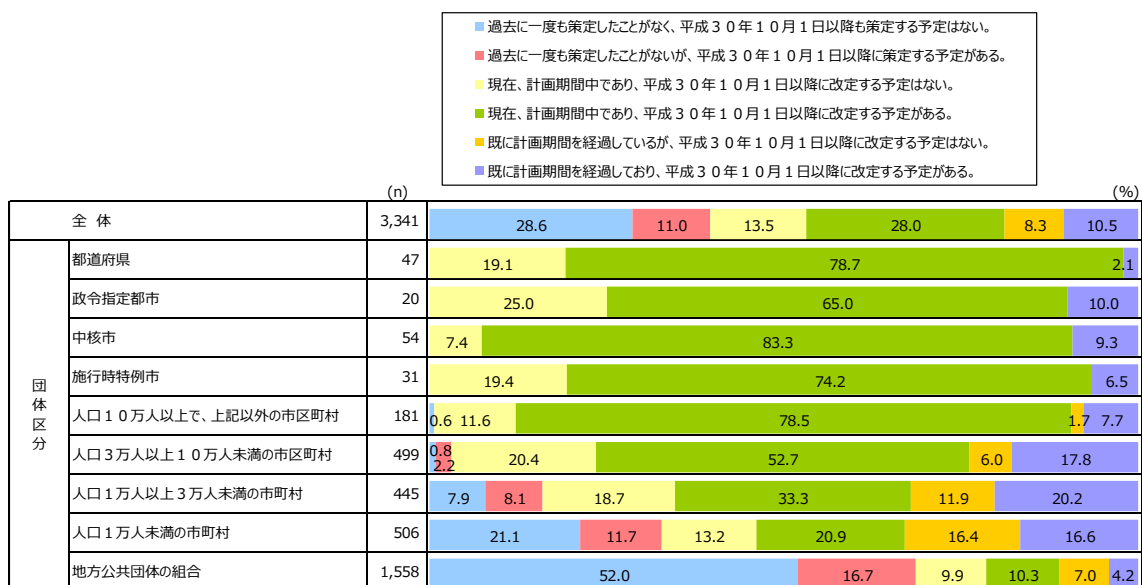


図表5 平成29年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、「人口１～３万人未満の市町村」の 16.0%、「人口１万人未満の市町村」の 32.8%、「地方公共団体の組合」の 68.7%が未策定団体である。

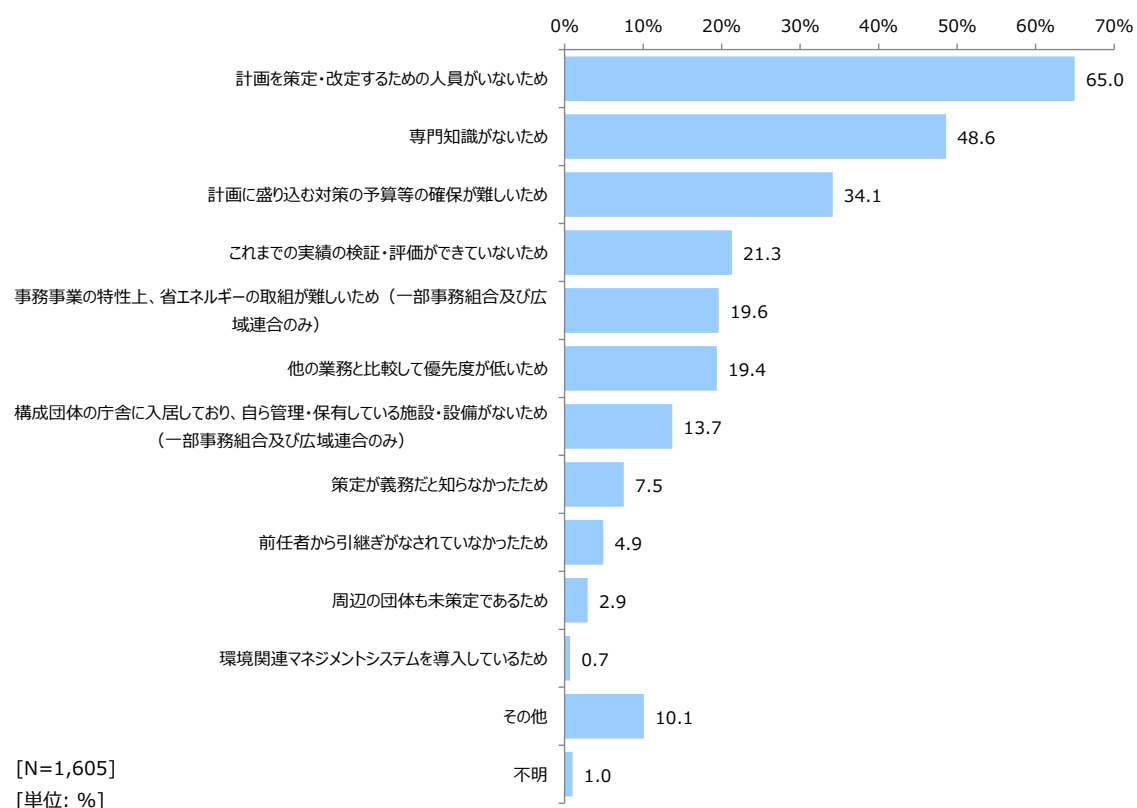
図表 6 平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】



2) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」(65.0%)が最も多く、「専門知識がないため。」(48.6%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(34.1%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」(21.3%)、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。(一部事務組合及び広域連合のみ)」(19.6%)と続く。

図表 7 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

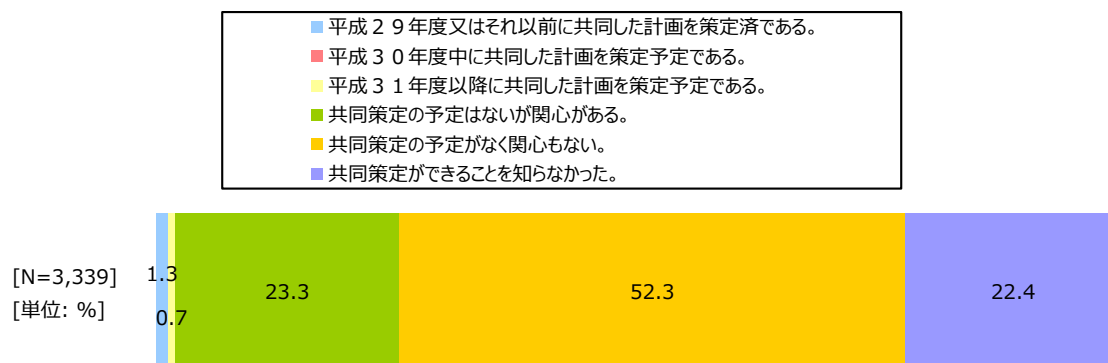


3) 事務事業編の共同策定の検討状況

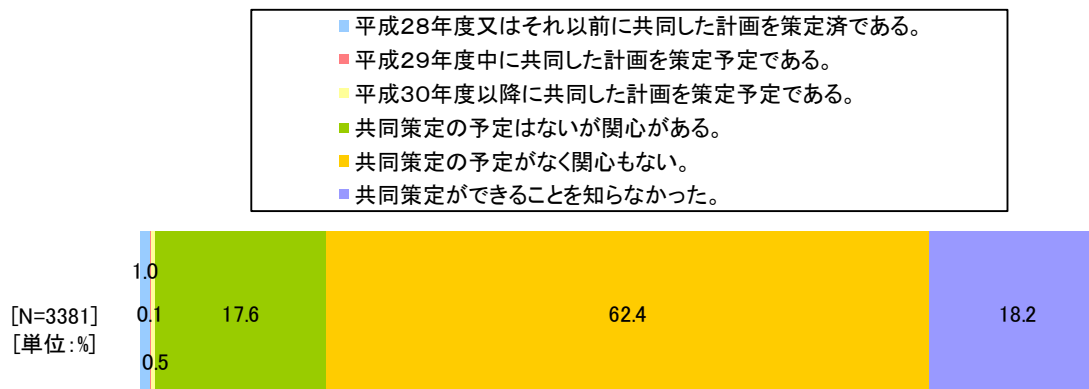
回答団体全体では、「共同策定の予定がなく関心もない。」(52.3%)が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(23.3%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(22.4%)と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.6%から 2.0%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体の割合は 17.6%から 23.3%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合も 18.2%から 22.4%に増加しており、制度の周知が課題となっている。

図表 8 事務事業編の共同策定の検討状況

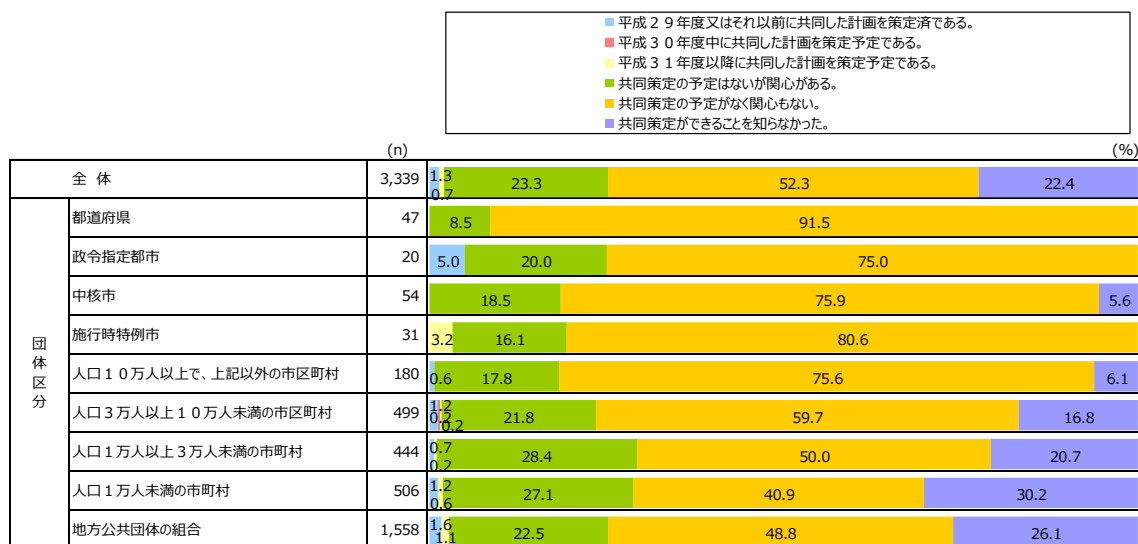


図表 9 事務事業編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村や地方公共団体の組合において、共同策定に対する関心が高い一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も多い。

図表 10 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

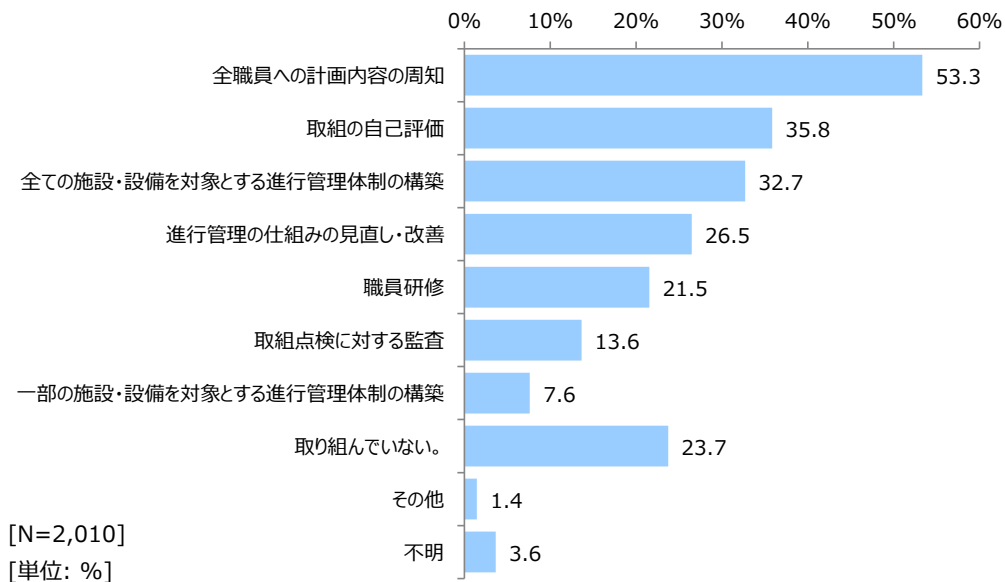


(2) Do

1) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(53.3%)が最も多く、「取組の自己評価」(35.8%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(32.7%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.5%)と続く。

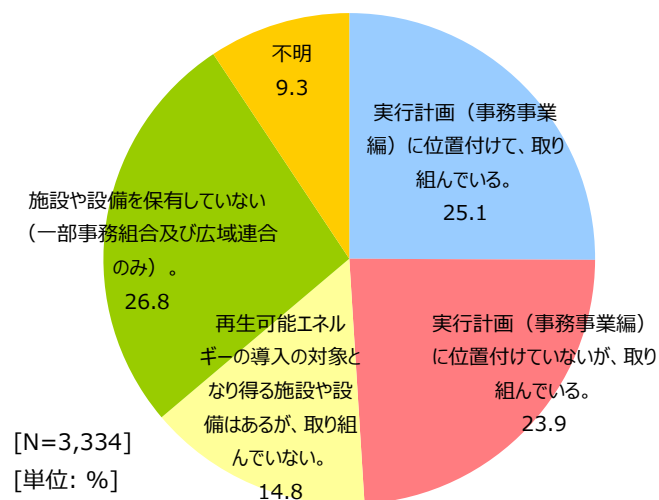
図表 11 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの



2) 再生可能エネルギー導入の取組状況

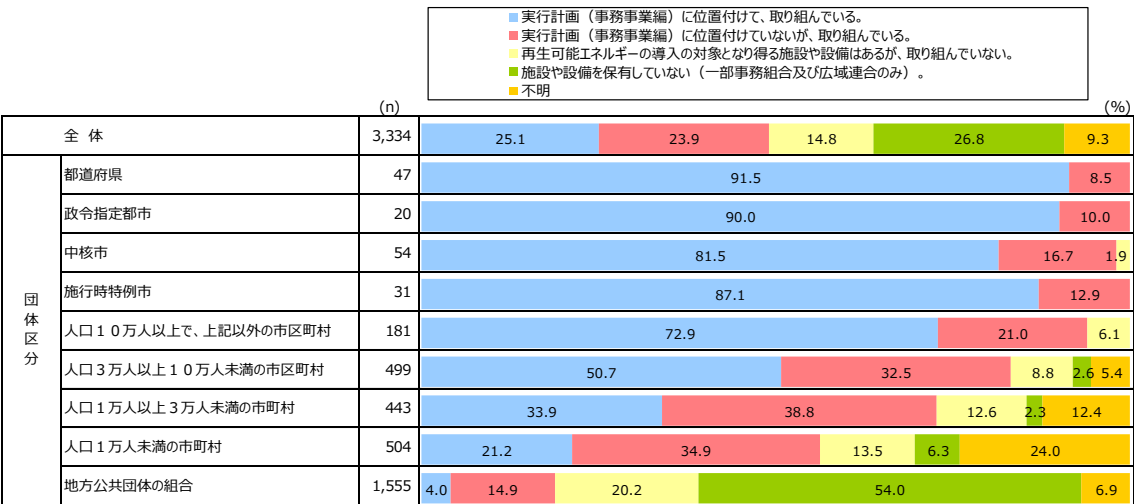
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 25.1%で、昨年度の 23.9%から 1.2%増加した。「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.9%で、昨年度の 23.6%から 0.3%増加した。

図表 12 再生可能エネルギー導入の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 13 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】



都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね9割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において導入している割合が高い。

図表 14 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【団体区分×エネルギー種類別】

	n	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全 体	1,418	95.7	13.2	7.8	0.6	6.8	9.2	2.2	13.3	10.6	1.7	11.7	10.5	1.4	2.5	2.7
都道府県	45	97.8	37.8	35.6	0.0	22.2	2.2	2.2	26.7	20.0	4.4	33.3	4.4	6.7	17.8	11.1
政令指定都市	20	100.0	80.0	65.0	0.0	50.0	85.0	0.0	75.0	40.0	5.0	30.0	75.0	0.0	10.0	25.0
中核市	53	100.0	39.6	30.2	1.9	24.5	69.8	7.5	52.8	28.3	5.7	18.9	47.2	1.9	15.1	3.8
施行時特例市	31	100.0	25.8	29.0	0.0	32.3	54.8	6.5	25.8	19.4	6.5	12.9	32.3	6.5	3.2	9.7
人口10万人以上であって、上記2～5以外の市町村	179	99.4	25.1	8.4	0.0	9.5	23.5	5.0	28.5	11.2	1.1	11.2	25.7	0.0	3.9	3.4
人口3万人以上10万人未満の市町村	452	97.8	10.4	5.3	0.7	4.4	3.1	2.2	10.6	10.2	0.2	10.8	8.2	0.9	1.1	2.7
人口1万人以上3万人未満の市町村	345	95.1	5.5	3.2	0.9	1.7	0.3	0.9	3.5	8.4	2.0	6.1	2.6	0.6	0.6	0.0
人口1万人未満の市町村	293	89.1	4.8	2.4	0.3	3.4	0.7	0.7	4.8	6.1	2.0	14.0	1.7	2.7	0.7	1.7

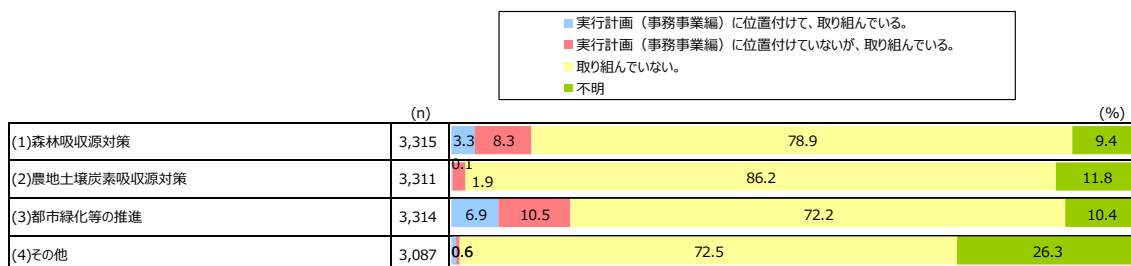
3) 吸収源対策の取組状況

「森林吸収源対策」に取り組んでいるのは回答団体全体の 11.6%で、昨年度の 10.8%から 0.8%増加した。

「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいるのは回答団体全体の 2.0%で、昨年度から変化はなかった。

「都市緑化等の推進」に取り組んでいるのは回答団体全体の 17.4%で、昨年度の 16.7%から 0.7%増加した。

図表 15 吸収源対策の取組状況



4) 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」に取り組んでいるのは回答団体全体の 20.3%で、昨年度の 19.0%から 1.3%増加した。

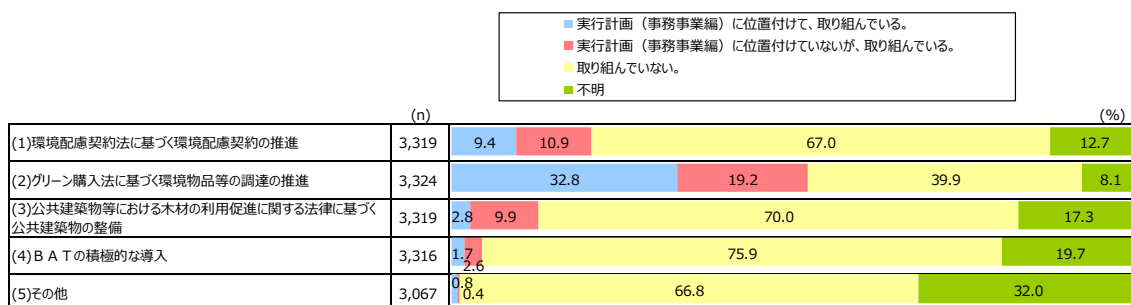
「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進」に取り組んでいるのは回答団体全体の 52.0%で、昨年度の 50.0%から 2.0%増加した。

「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」に取り組んでいるのは回答団体全体の 12.7%で、昨年度の 11.5%から 1.2%増加した。

「BATの積極的な導入」に取り組んでいるのは回答団体全体の 4.3%で、昨年度の 4.2%から 0.1%増加した。

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

図表 16 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

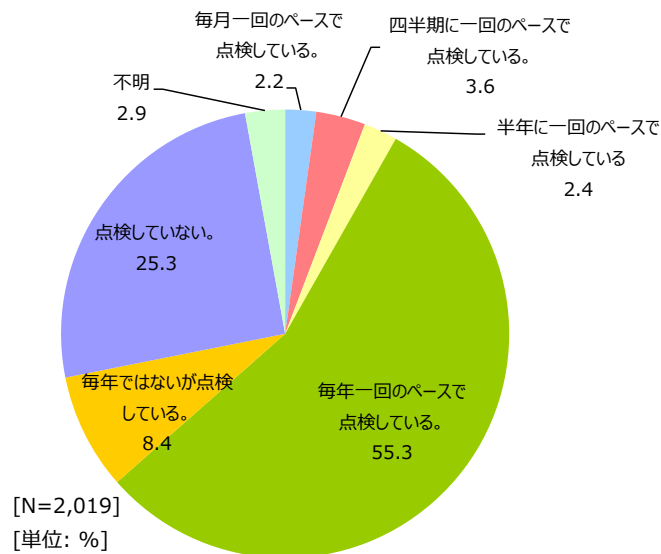


(3) Check

1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

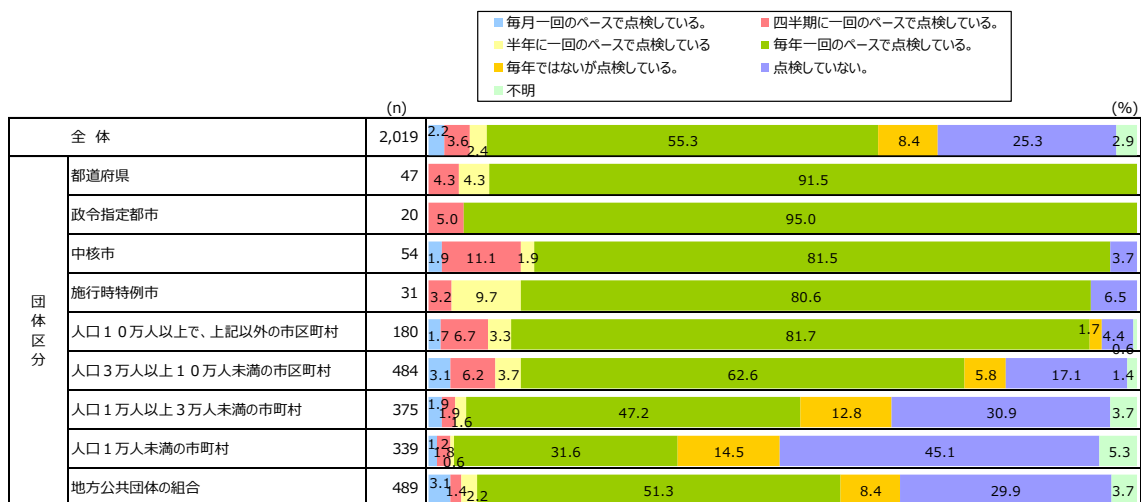
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」(55.3%) が最も多く、「点検していない。」(25.3%)、「毎年ではないが点検している。」(8.4%) と続く。

図表 17 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が多いが、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」と回答した団体も相当数存在する。

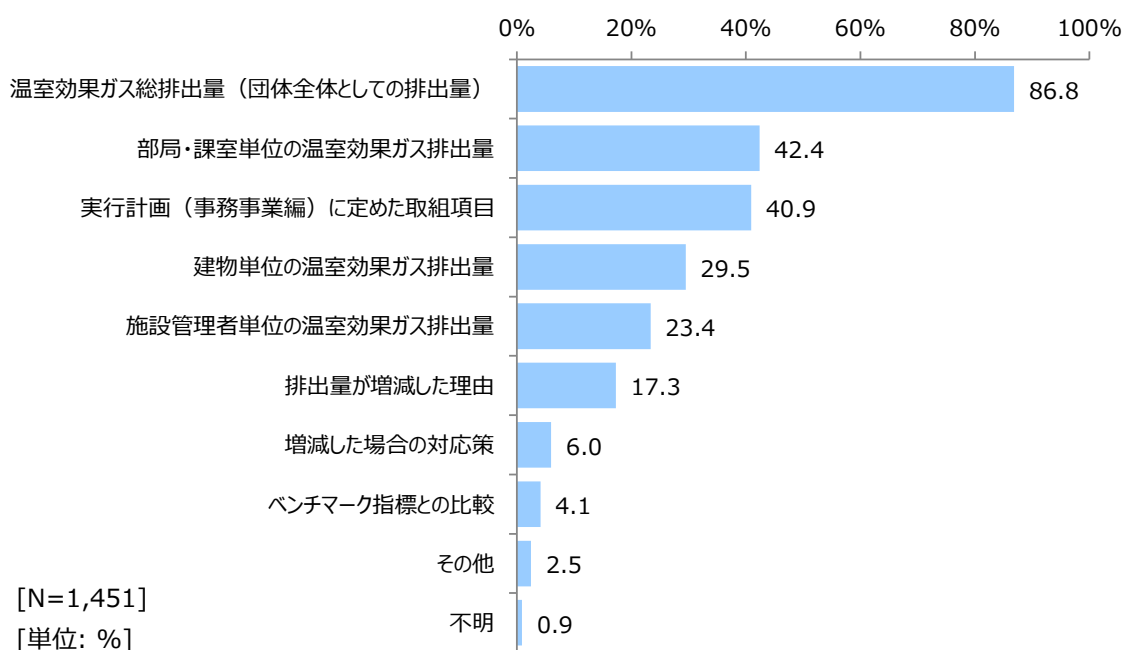
図表 18 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】



2) 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（86.8%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（42.4%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（40.9%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（29.5%）と続く。

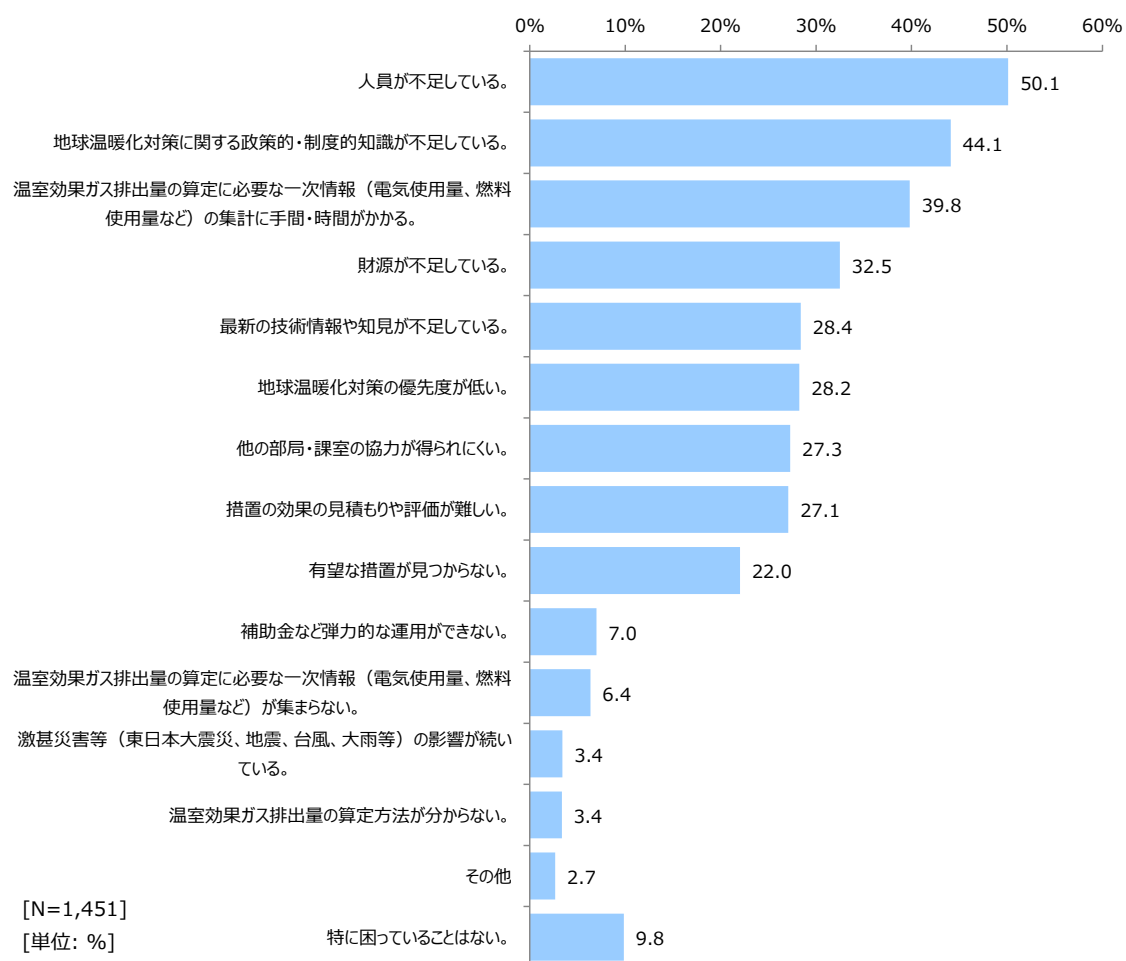
図表 19 事務事業編における点検の対象



3) 事務事業編の推進過程で困っていること

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(50.1%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(44.1%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(39.8%)、「財源が不足している。」(32.5%)、「最新の技術情報や知見が不足している。」(28.4%) と続く。

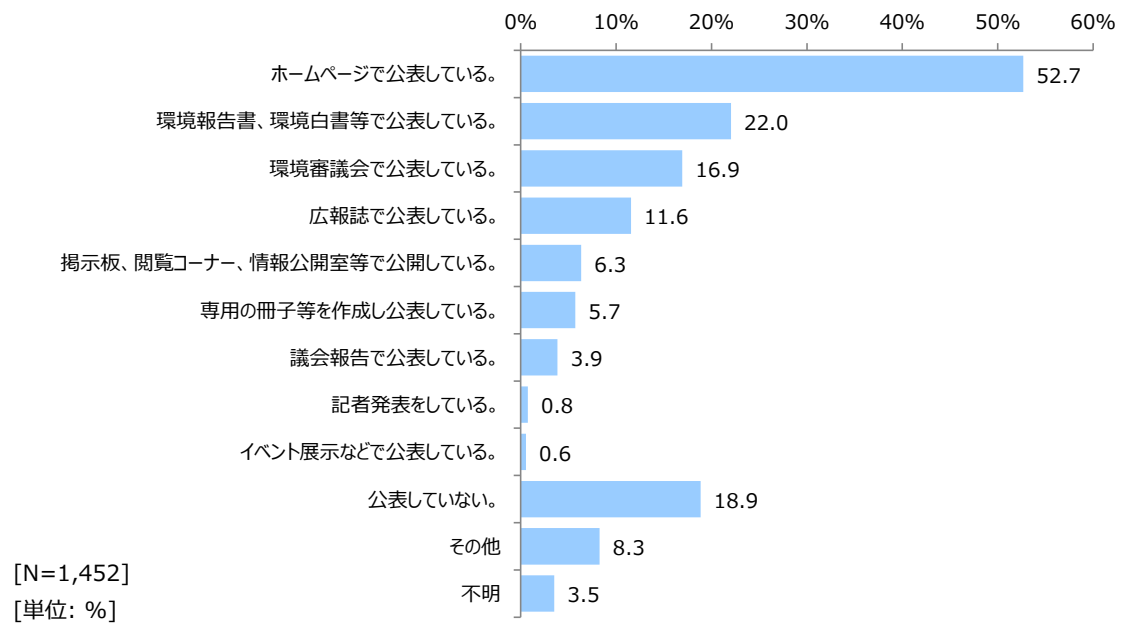
図表 20 事務事業編の推進過程で困っていること



4) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(52.7%) が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(22.0%)、「公表していない。」(18.9%)、「環境審議会で公表している。」(16.9%)、「広報誌で公表している。」(11.6%) と続く。

図表 21 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

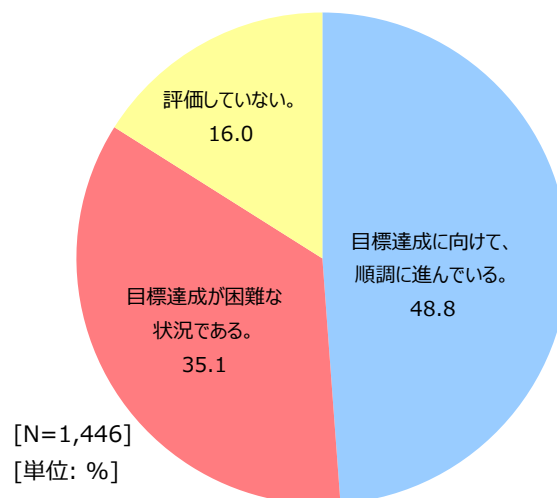


5) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価については、事務事業編の点検を行っているという回答した団体の 48.8%が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答しており、昨年度の 47.1%より 1.7%増加した。

一方、事務事業編の点検を行っているという回答した団体の 35.1%が「目標達成が困難な状況である。」と回答しており、昨年度の 29.7%より 5.4%増加した。

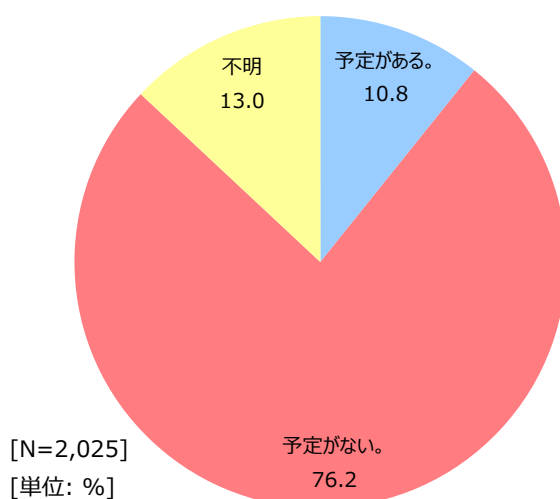
図表 22 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価



6) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

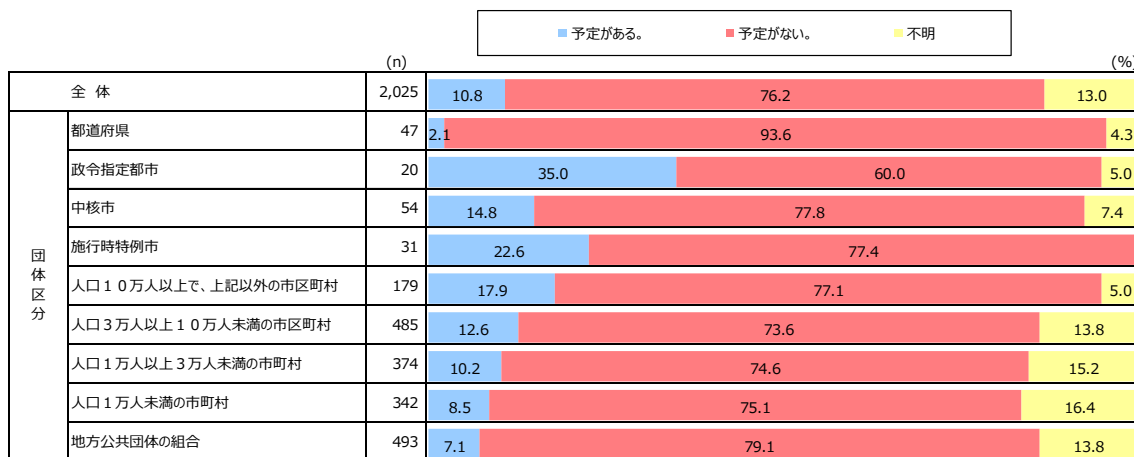
事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 10.8%である。

図表 23 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体が相対的に多いのは、政令指定都市及び施行時特例市である。

図表 24 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

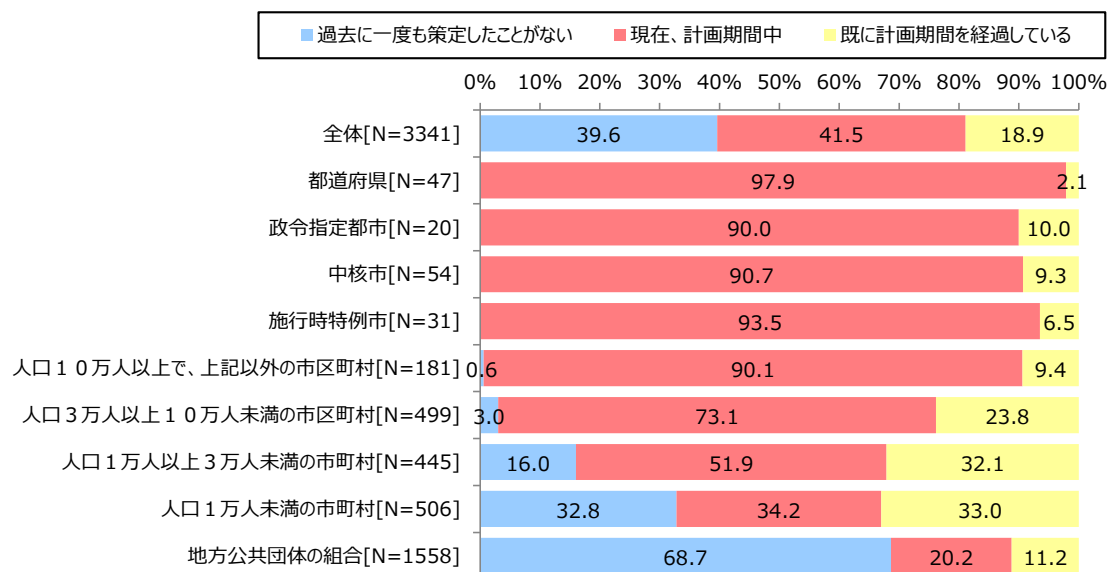


（４）Act

１） 計画期間終了後の円滑な改定

回答団体全体を対象に、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）においては策定済み団体のほとんどが計画期間中であるのに対し、それより規模の小さい市町村（特別区含む。）では計画期間終了後の円滑な改定が行われていない。

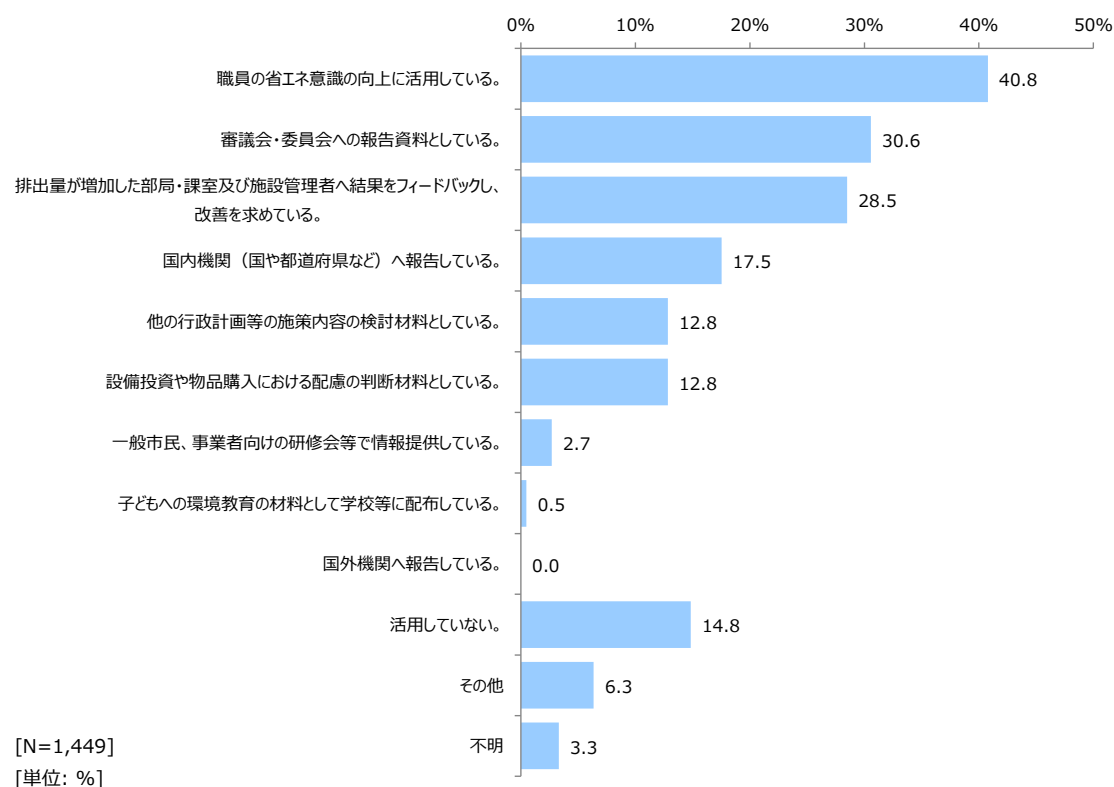
図表 25 事務事業編の策定・改定の状況



2) 点検結果の活用

事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(40.8%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(30.6%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(28.5%)、「国内機関(国や都道府県など)へ報告している。」(17.5%)、「活用していない。」(14.8%)と続く。

図表 26 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い



3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）

（1）Plan

1) 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

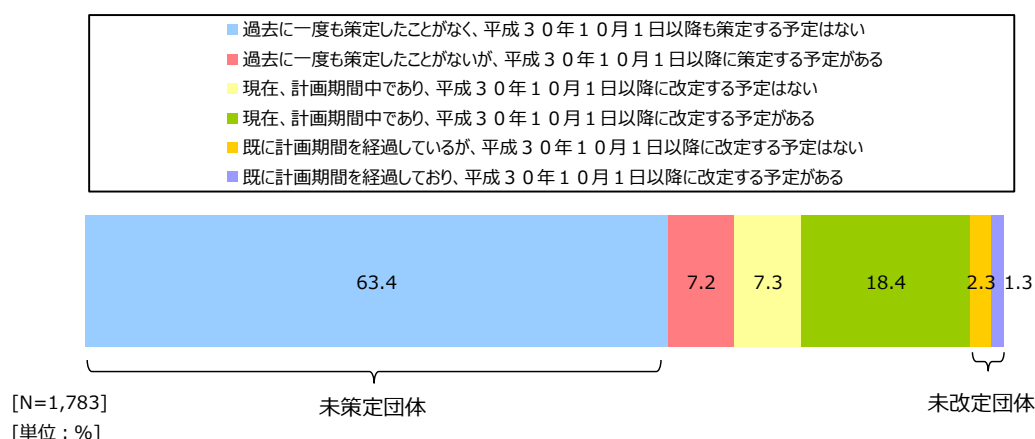
都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の25.7%である。

全体の70.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の7.2%は今後策定予定があると回答しているが、63.4%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の3.6%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の1.3%は今後改定予定があると回答しているが、2.3%は改定する予定がないと回答している。

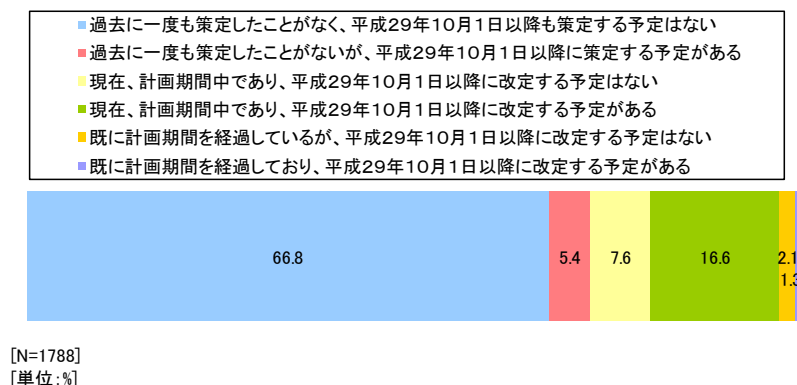
なお、未策定団体は昨年度の72.2%から1.6%減少、未改定団体は昨年度の3.4%から0.2%増加した。

図表 27 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



図表 28 平成29年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

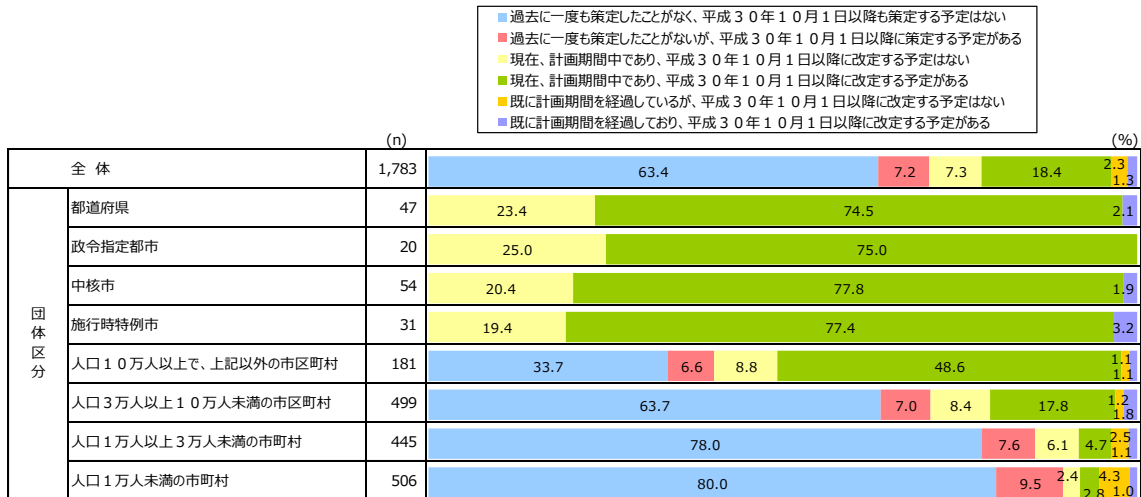
【昨年度調査】



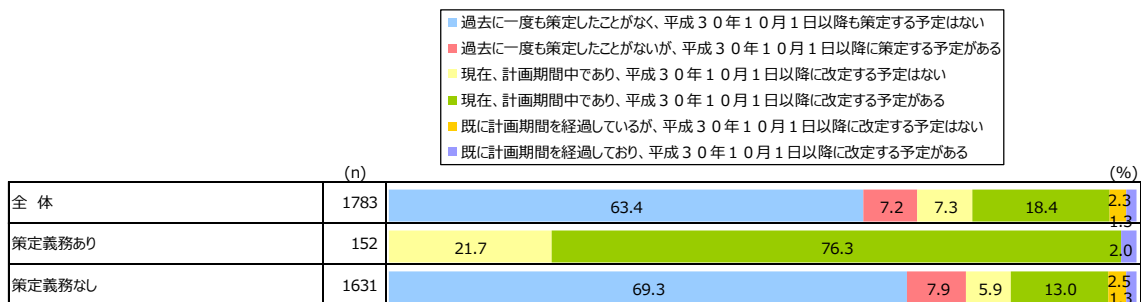
地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県、中核市、施行時特例市でそれぞれ1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）の59.7%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の29.3%、人口1万人以上3万人未満の市町村の14.4%、人口1万人未満の市町村の10.5%が計画を策定している。

図表 29 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】



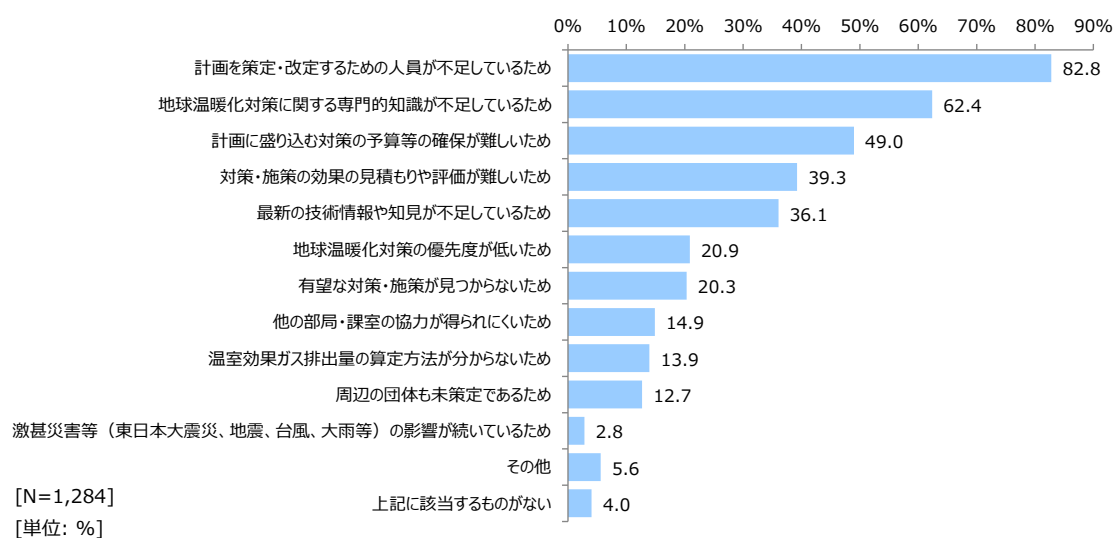
図表 30 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務の有無別】



2) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.8%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(62.4%) 「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(49.0%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.3%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(36.1%) と続く。

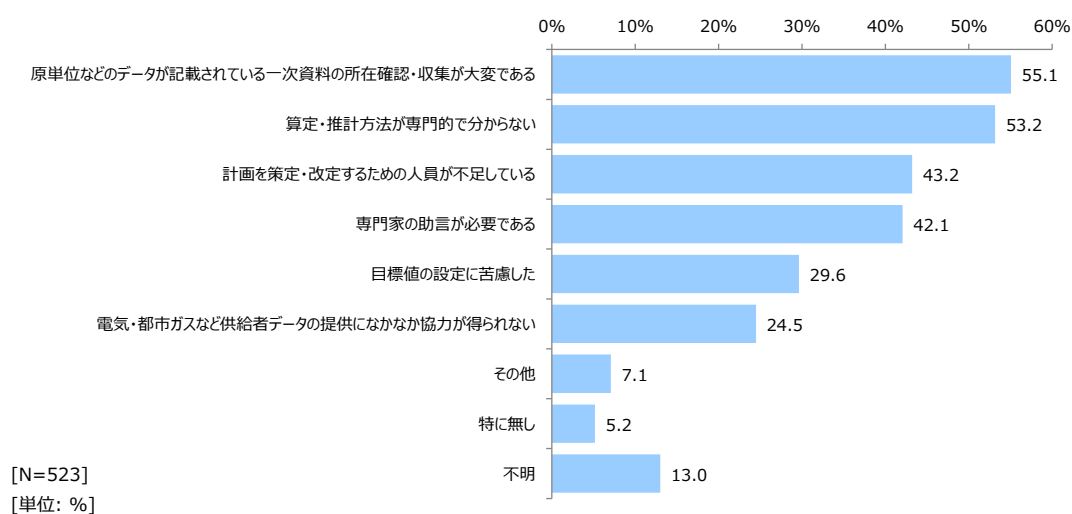
図表 31 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



3) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」(55.1%) が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」(53.2%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」(43.2%)、「専門家の助言が必要である。」(42.1%) と続く。

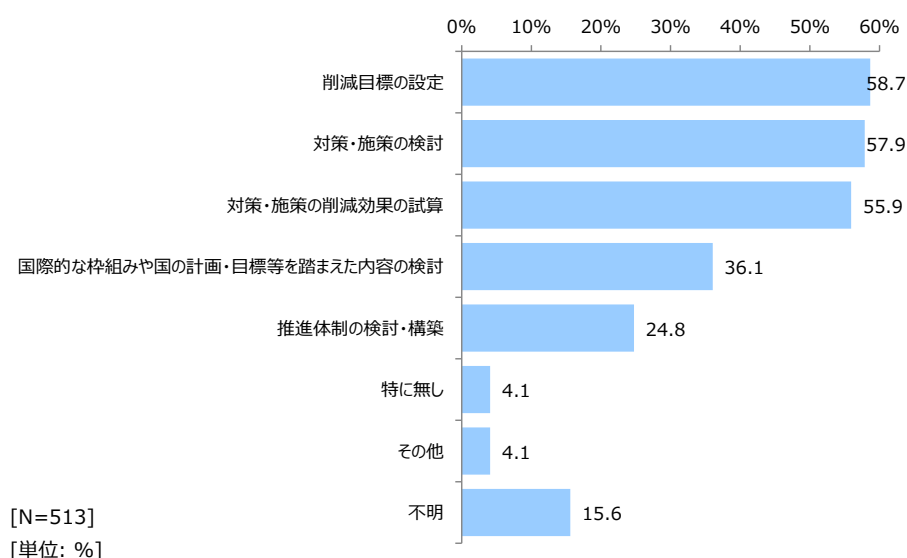
図表 32 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



4) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「削減目標の設定」(58.7%) が最も多く、「対策・施策の検討」(57.9%)、「対策・施策の削減効果の試算」(55.9%) と続く。

図表 33 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

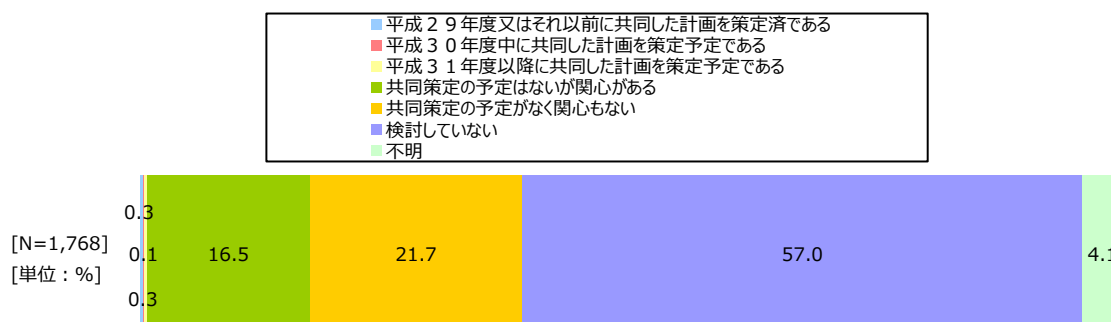


5) 区域施策編の共同策定の検討状況

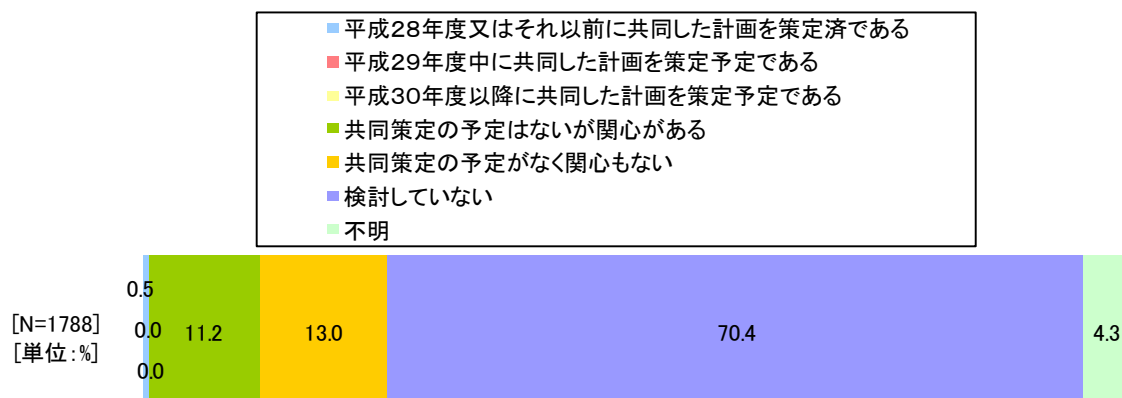
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（57.0%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（21.7%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（16.5%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 0.5%から 0.7%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある」団体は 11.2%から 16.5%に増加した。

図表 34 区域施策編の共同策定の検討状況

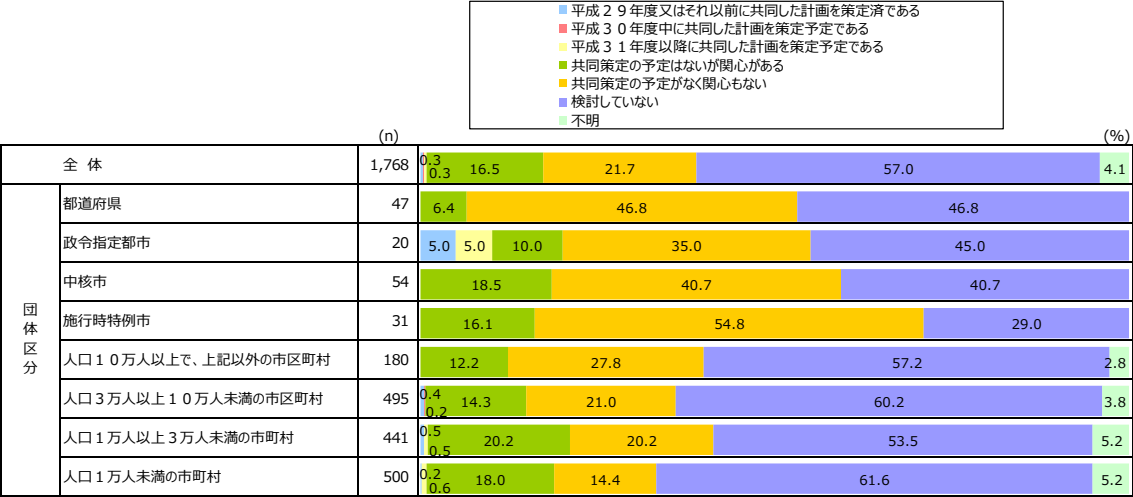


図表 35 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、人口1万人以上3万人未満の市町村、人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「共同策定の予定はないが関心がある。」の選択割合が高く、20%前後の団体が選択している。

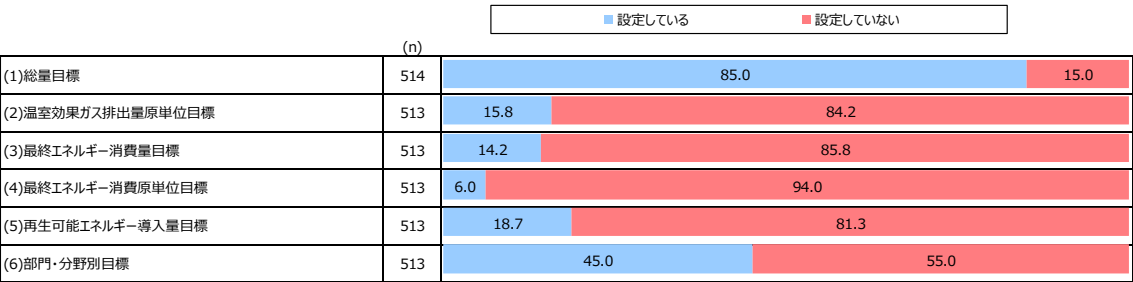
図表 36 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】



6) 区域施策編における直近の目標設定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、設定している目標の種類を、設定している団体が多い順に並べると、「総量目標」(85.0%)、「部門・分野別目標」(45.0%)、「再生可能エネルギー導入量目標」(18.7%)、「温室効果ガス排出量原単位目標」(15.8%)、「最終エネルギー消費量目標」(14.2%)、「最終エネルギー消費原単位目標」(6.0%)の順となる。

図表 37 区域施策編における直近の目標設定の有無

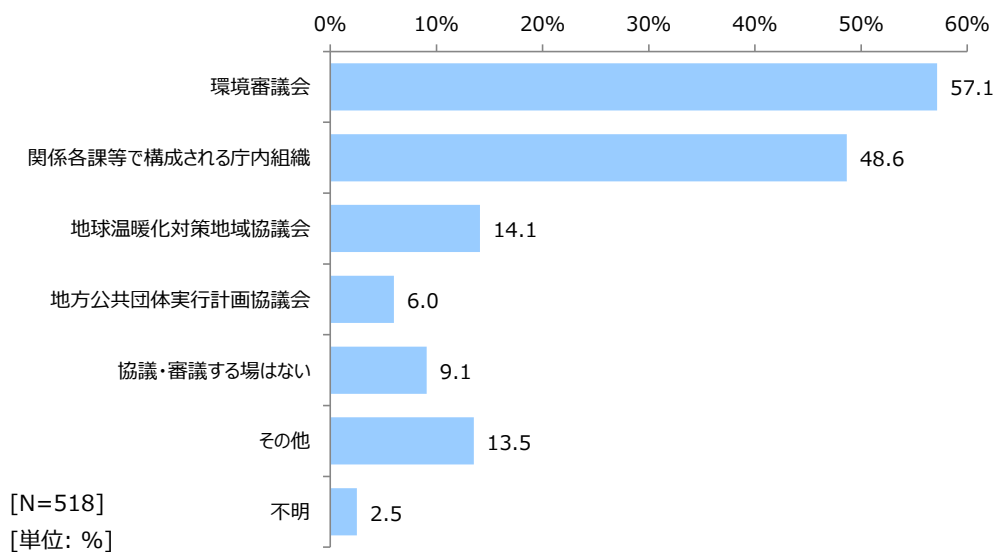


(2) Do

1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」(57.1%)が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」(48.6%)、「地球温暖化対策地域協議会」(14.1%)と続く。

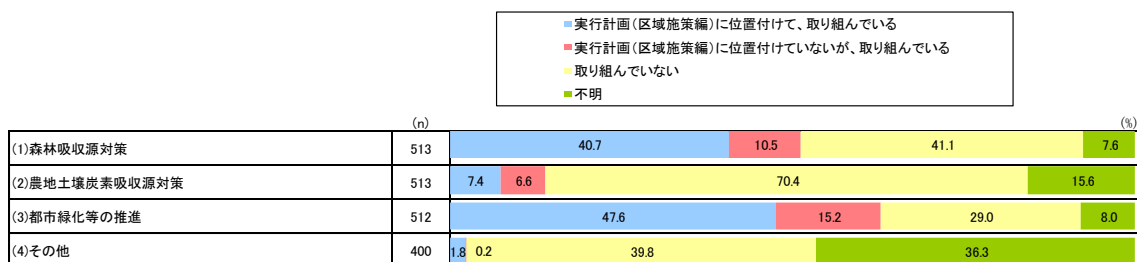
図表 38 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



2) 吸収源対策の取組状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体における吸収源対策の取組状況は、「都市緑化等の推進」については 47.8%の団体が、「森林吸収源対策」については 40.7%の団体が、区域施策編に位置づけて取り組んでいる。

図表 39 吸収源対策の取組状況 (区域施策編策定済団体のみ)

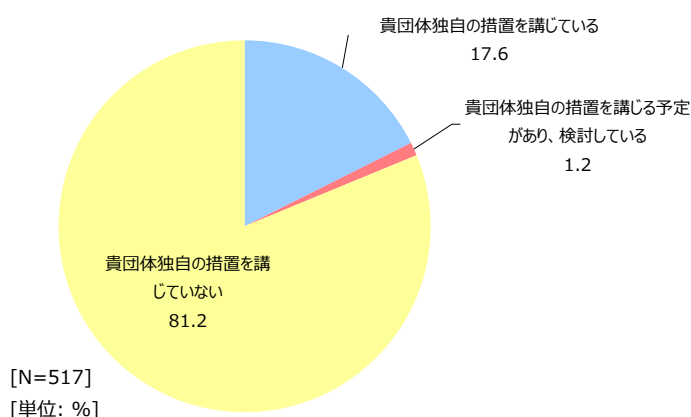


3) 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている」団体は17.6%（昨年度の22.1%から4.5%減少）、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している」団体は1.2%（昨年度の1.0%から0.2%増加）である。

なお、昨年度より減少幅が大きいのは、今年度の設問では「団体独自の措置」に限定しているためと考えられる。

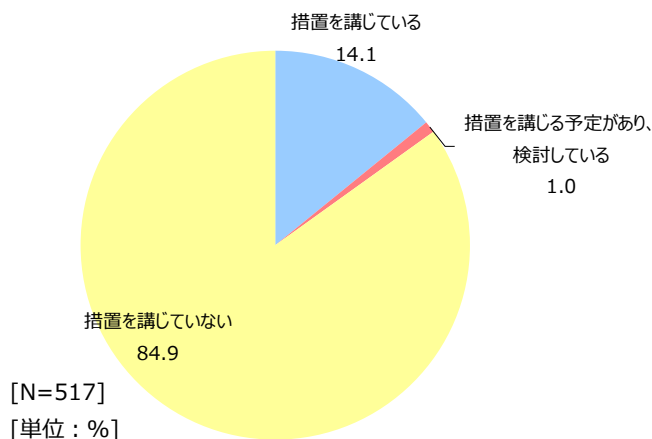
図表 40 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
(区域施策編策定済団体のみ)



4) 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている」団体は14.1%（昨年度の15.2%から1.1%減少）、「措置を講じる予定があり、検討している」団体は1.0%（昨年度の1.8%から0.8%減少）である。

図表 41 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
(区域施策編策定済団体のみ)

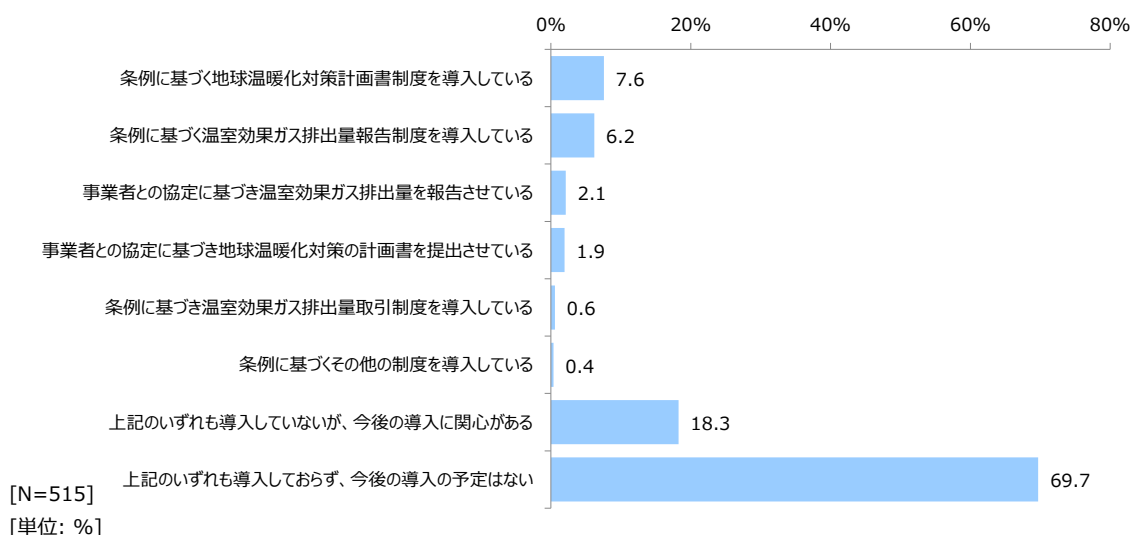


5) 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が7.6%（昨年度の7.7%から0.1%減少）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」が6.2%（昨年度の6.3%から0.1%減少）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が2.1%（昨年度の2.8%から0.7%減少）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が1.9%（昨年度の2.2%から0.3%減少）となっている。

また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の18.3%（昨年度の16.2%から2.1%増加）である。

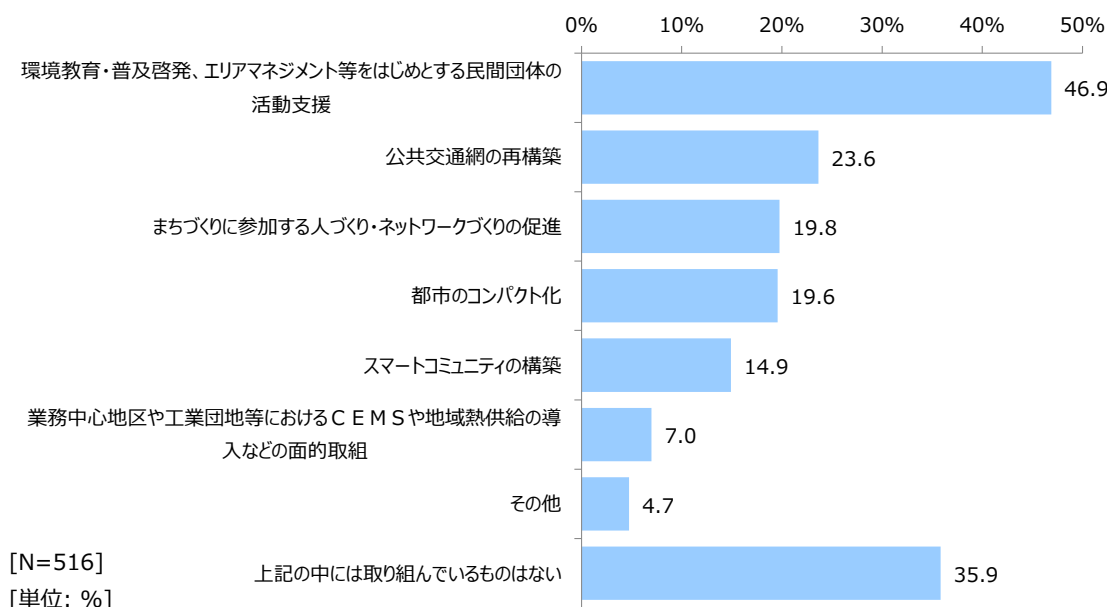
図表 42 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（区域施策編策定済団体のみ）



6) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が46.9%（昨年度の47.2%から0.3%減少）と最も多く、「公共交通網の再構築」が23.6%（昨年度の21.9%から1.7%増加）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が19.8%（昨年度の18.6%から1.2%増加）、「都市のコンパクト化」が19.6%（昨年度の19.2%から0.4%増加）と多くなっている。

図表 43 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）

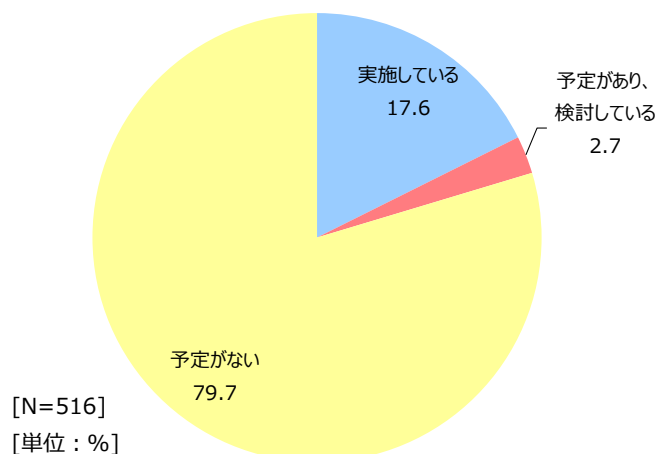


7) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業

①取組状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している」団体は 17.6%（昨年度の 16.0%から 1.6%増加）、「予定があり、検討している」団体は 2.7%（昨年度の 3.8%から 1.1%減少）である。

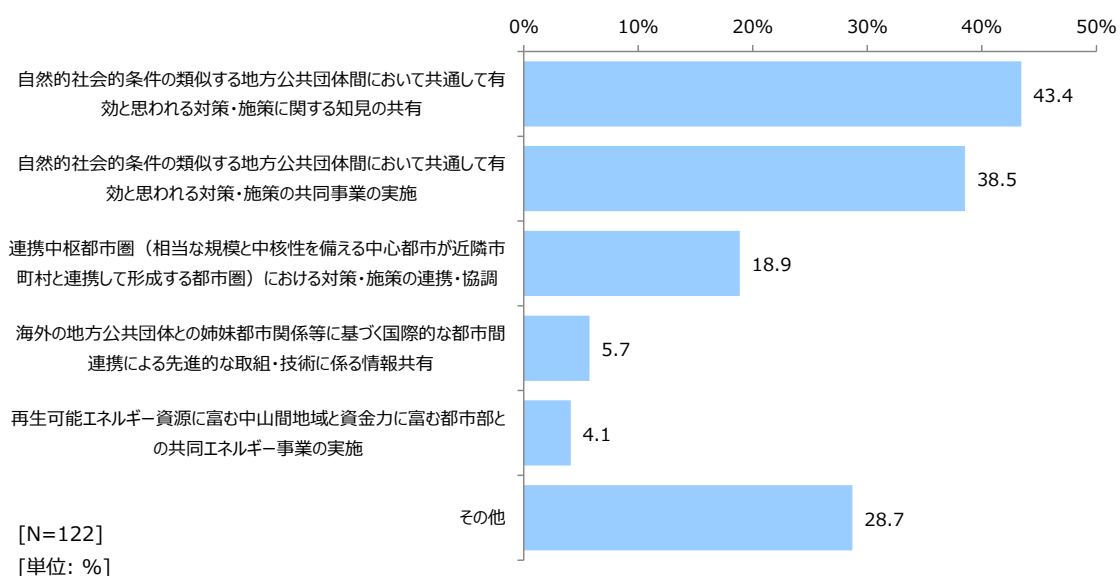
図表 44 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)



②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（43.4%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（38.5%）が続く。

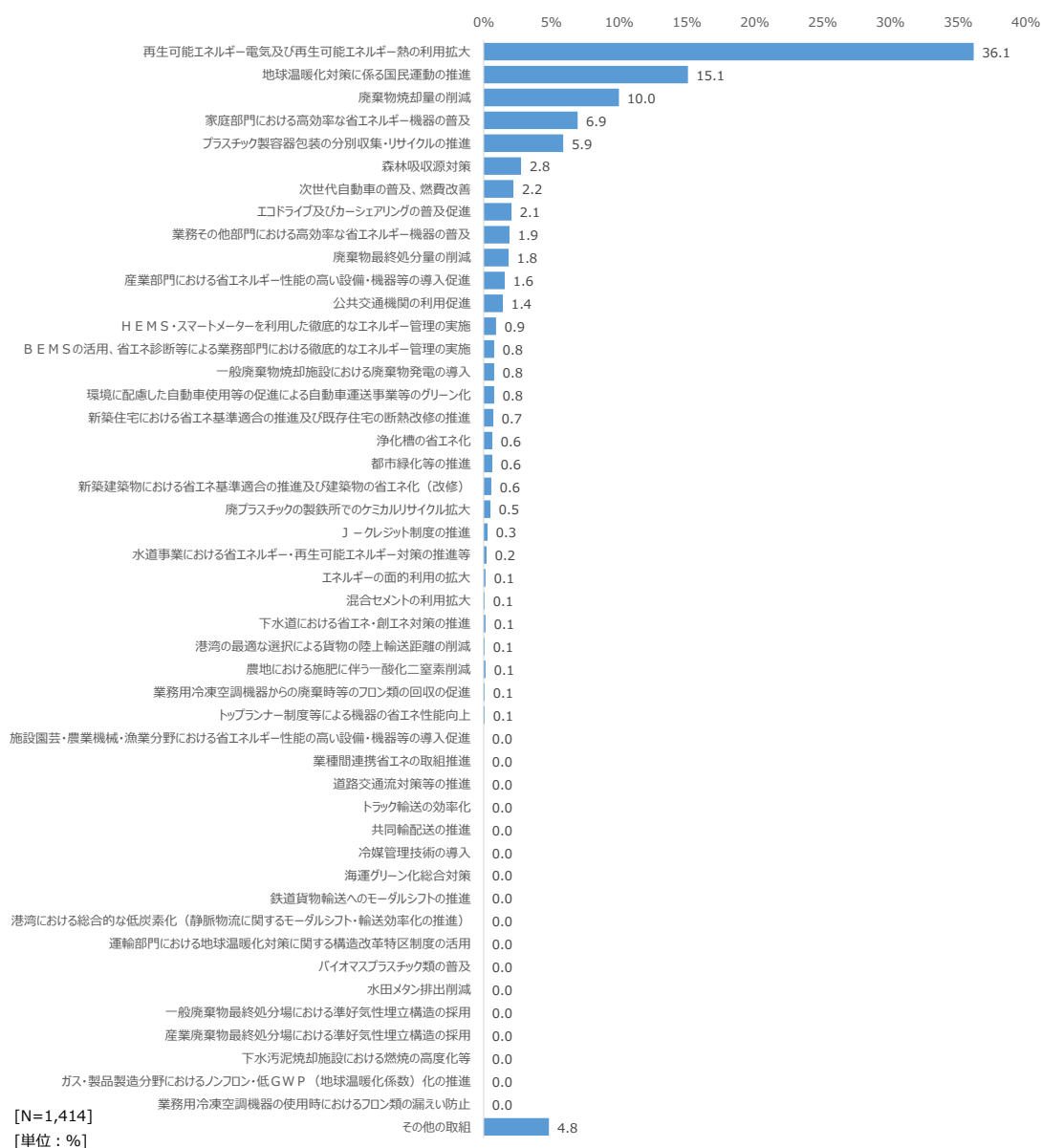
図表 45 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容



8) 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（36.1%）が最も多く、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（15.1%）、「廃棄物焼却量の削減」（10.0%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（6.9%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（5.9%）と続く。

図表 46 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

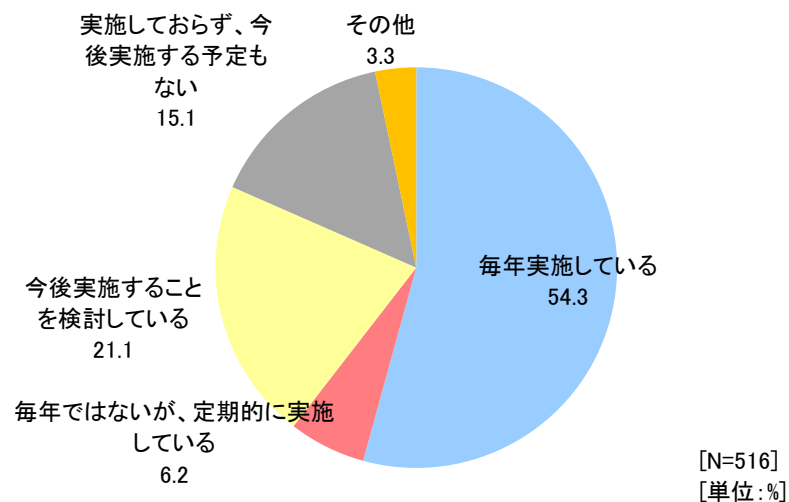


(3) Check

1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

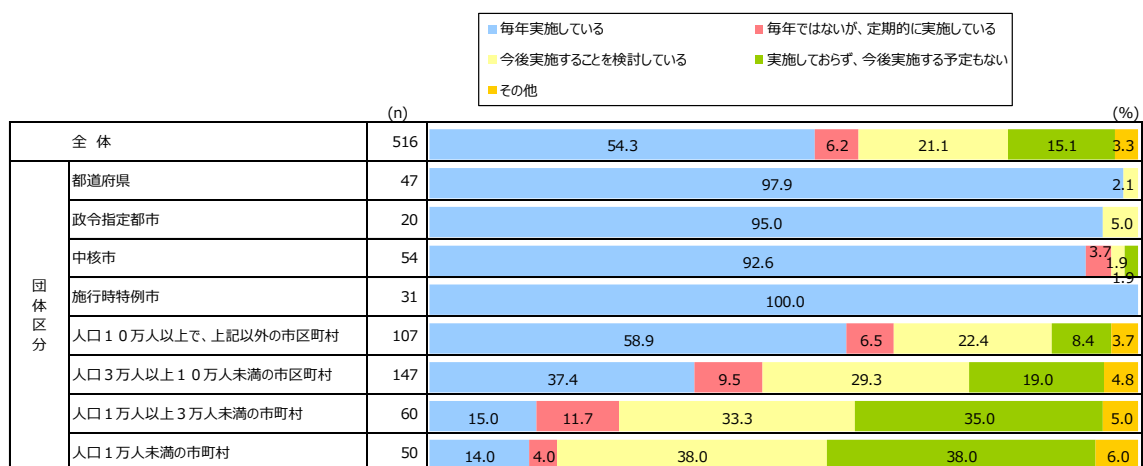
区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」(54.3%)と「毎年ではないが、定期的に実施している。」(6.2%)を合わせ、6割を超える団体が点検を実施している。

図表 47 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体ではほとんどが「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

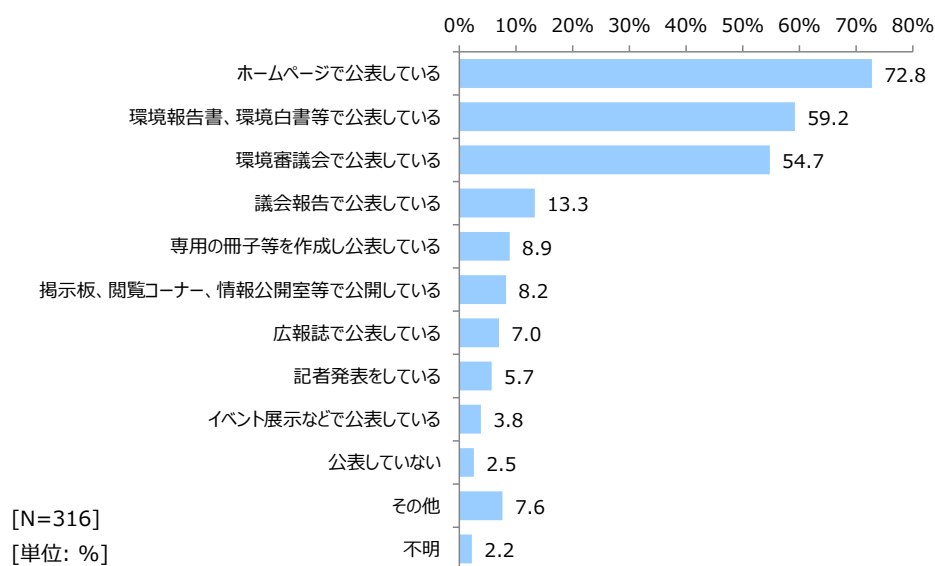
図表 48 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】



2) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」(72.8%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(59.2%)、「環境審議会で公表している。」(54.7%)と続く。

図表 49 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

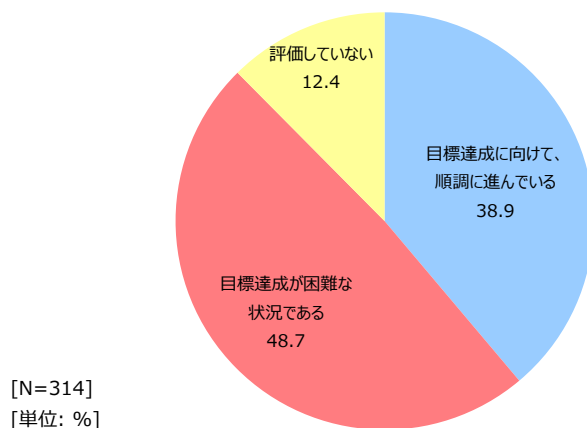


3) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

区域施策編の進捗評価を行っている団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.9%で、昨年度の 24.3%から 14.6%増加した。

一方、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体は全体の 48.7%で、昨年度の 48.5%から 0.2%増加した。

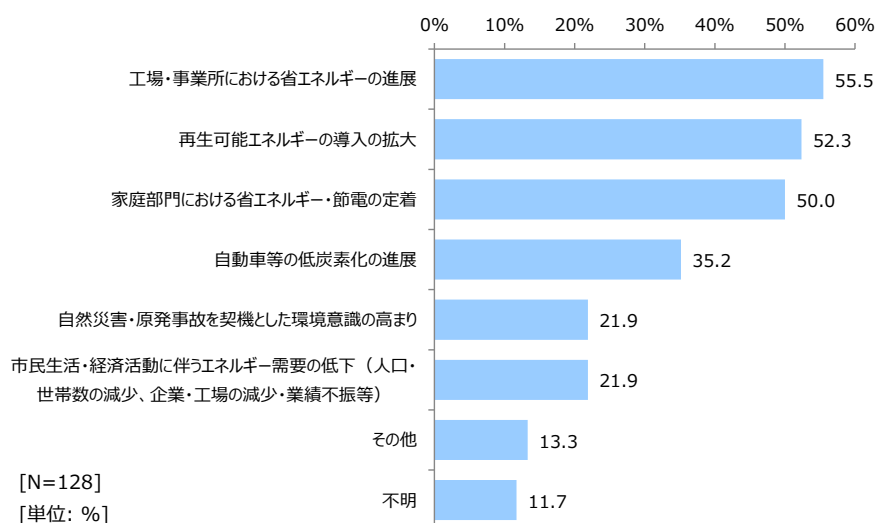
図表 50 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



4) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(55.5%) が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(52.3%)、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(50.0%) と続く。

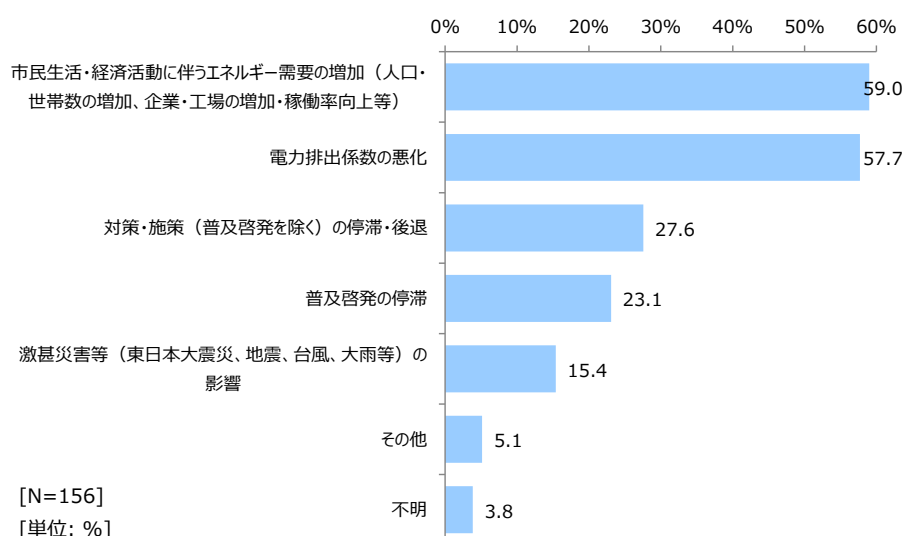
図表 51 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



5) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加 (人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等)」(59.0%) が最も高く、「電力排出係数の悪化」(57.7%)、「対策・施策 (普及啓発を除く) の停滞・後退」(27.6%) と続く。

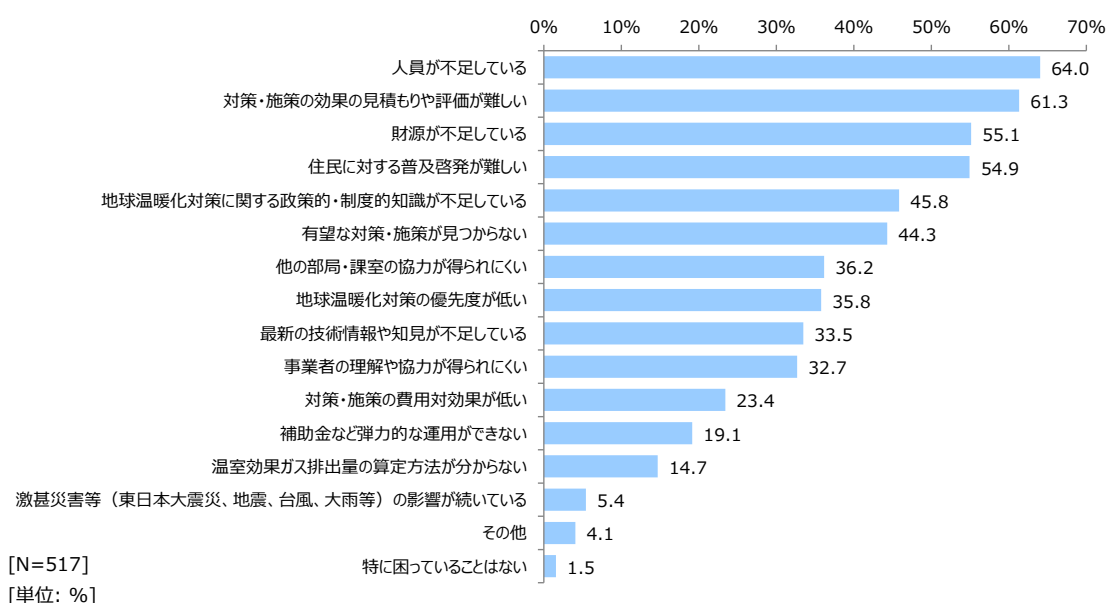
図表 52 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因



6) 区域施策編の推進過程で困っていること

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(64.0%) が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」(61.3%)、「財源が不足している。」(55.1%)、「住民に対する普及啓発が難しい。」(54.9%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(45.8%) と続く。

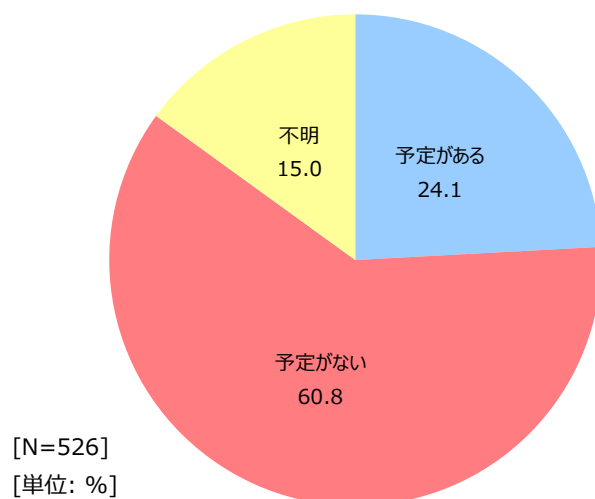
図表 53 区域施策編の推進過程で困っていること



7) 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある」団体は24.1%、「予定がない」団体は60.8%である。

図表 54 区域施策編の中間見直しの予定の有無



地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの予定がある団体の割合が最も高いのは施行時特例市（35.5%）で、中核市（35.2%）、政令指定都市（35.0%）と続く。

図表 55 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

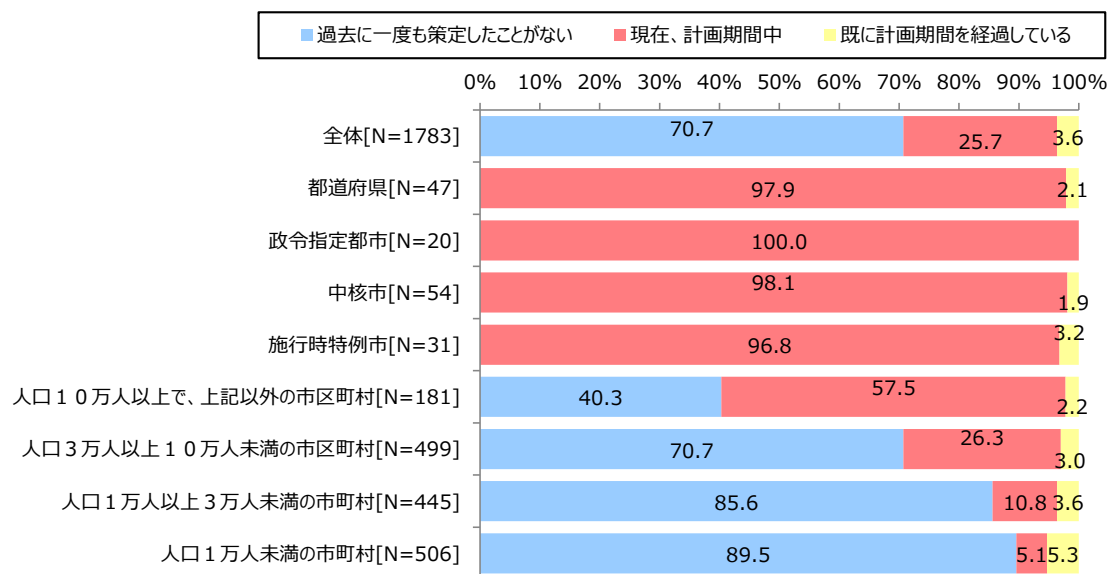
		(n)	予定がある 予定がない 不明			(%)
全 体		526	24.1	60.8	15.0	
団 体 区 分	都道府県	47	25.5	68.1	6.4	
	政令指定都市	20	35.0	65.0		
	中核市	54	35.2	57.4	7.4	
	施行時特例市	31	35.5	58.1	6.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	108	27.8	62.0	10.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	148	24.3	60.1	15.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	11.1	57.1	31.7	
	人口1万人未満の市町村	55	9.1	61.8	29.1	

（４）Act

１） 計画期間終了後の円滑な改定

都道府県・市町村（特別区含む。）について、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び施行時特例市以上の市においては策定済み団体のほとんどが計画期間中である。それより規模の小さい市町村（特別区含む。）ではそもそも計画を策定していない団体が多い。

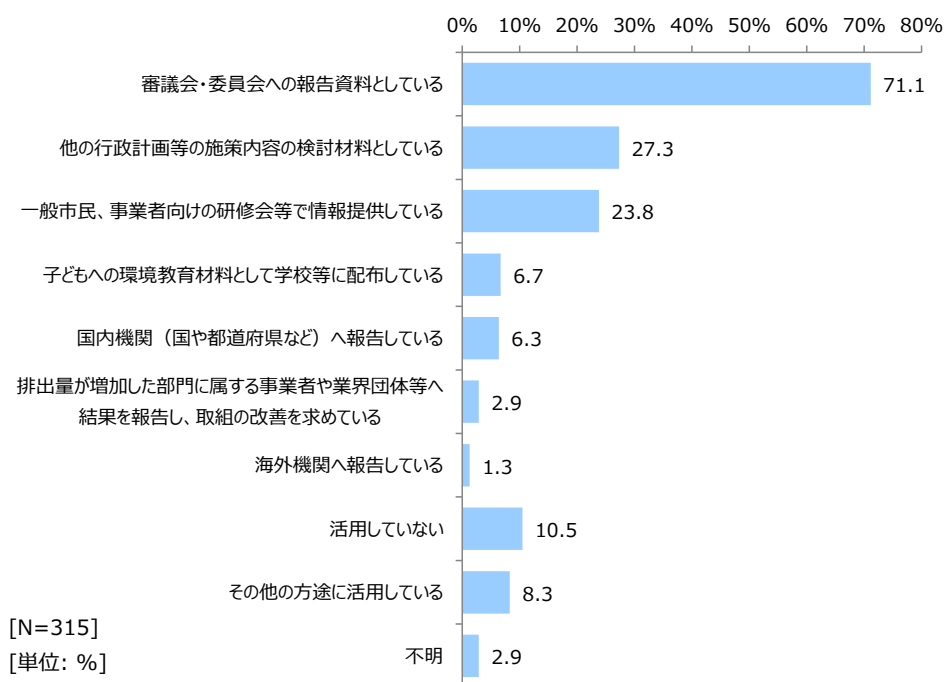
図表 56 区域施策編の策定・改定の状況



2) 点検結果の活用

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」(71.1%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」(27.3%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」(23.8%)と続く。

図表 57 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



4. テーマ別分析

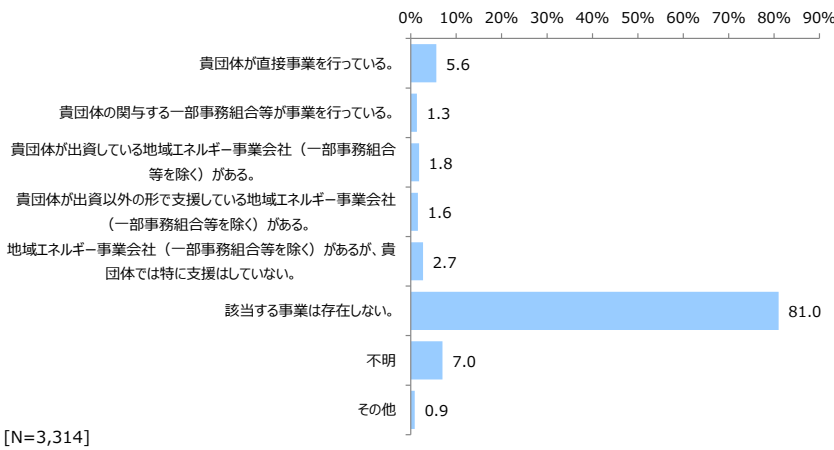
(1) 地域エネルギー事業の実施状況

1) 地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」(81.0%) が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

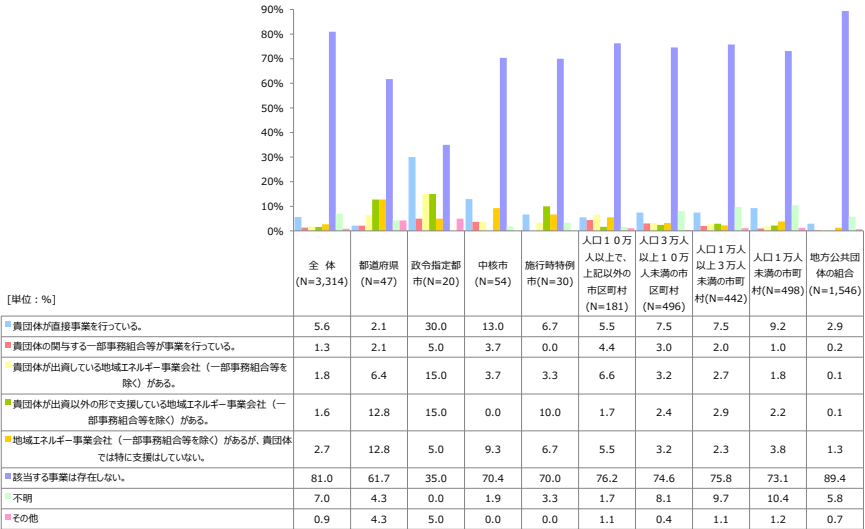
地域エネルギー事業の取組内容としては、「貴団体が直接事業を行っている。」(5.6%) が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある、貴団体では特に支援はしていない。」(2.7%) が多い。

図表 58 地域エネルギー事業の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

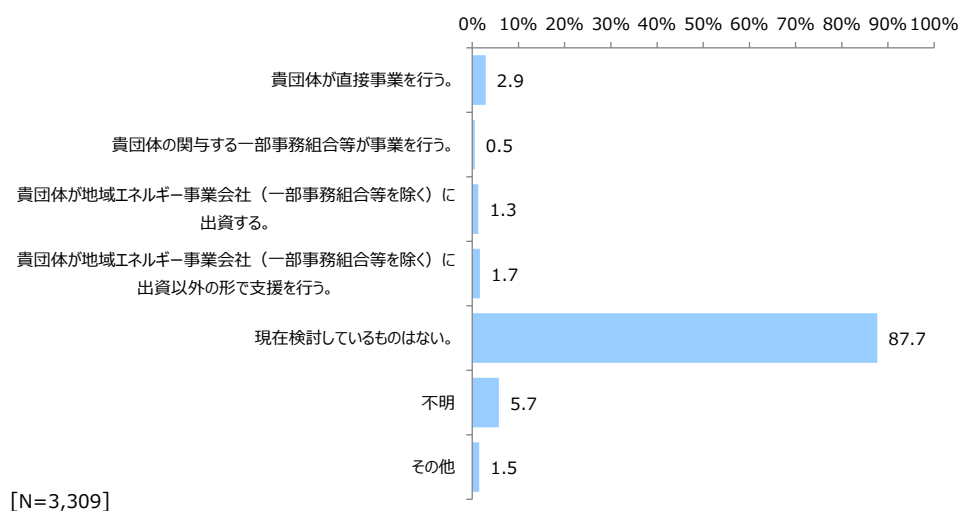
図表 59 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】



2) 地域エネルギー事業の検討状況

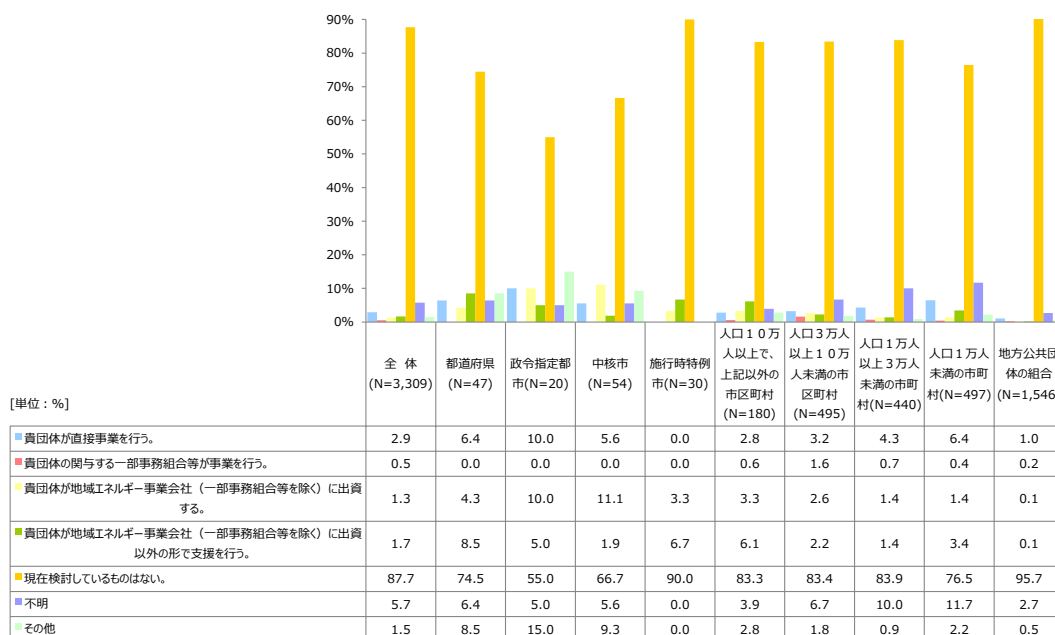
地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(87.7%)が多いが、「貴団体が直接事業を行う。」(2.9%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 60 地域エネルギー事業の検討状況



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市や中核市では、他の団体区分に比べると、地域エネルギー事業を検討している団体の割合が相対的に高い。それ以外の市町村（特別区含む。）に関しては、人口による違いはあまり見られない。

図表 61 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

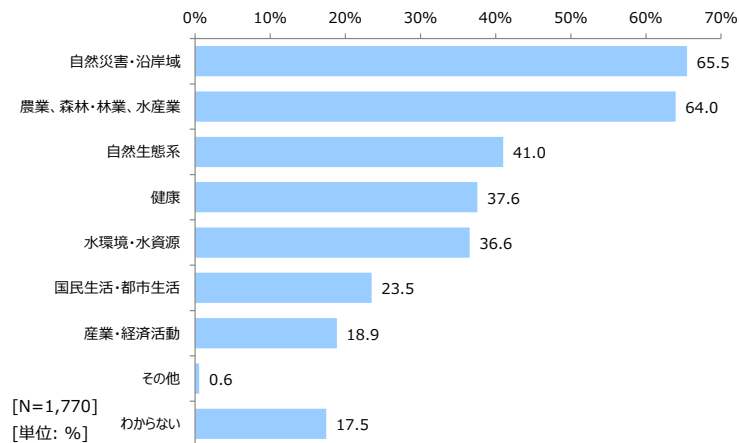


（２）気候変動適応に関する取組状況

１）気候変動の影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害・沿岸域」（65.5%）が最も多く、「農業、森林・林業、水産業」（64.0%）、「自然生態系」（41.0%）、「健康」（37.6%）と続く。

図表 62 気候変動の影響が懸念される分野

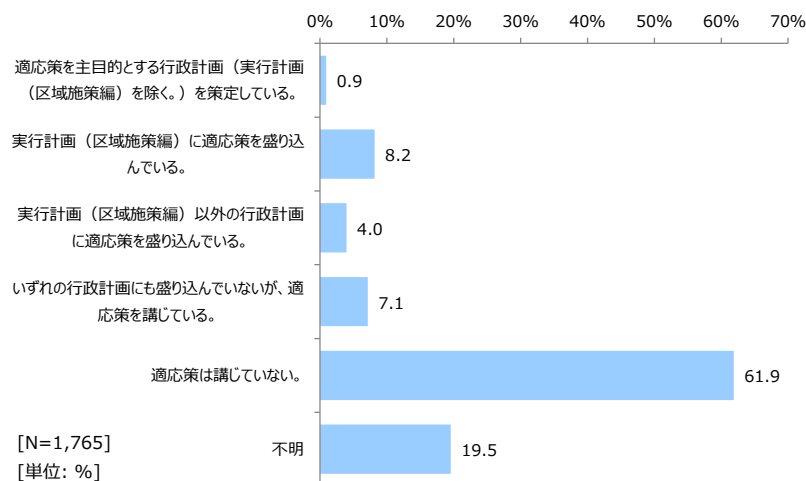


２）気候変動適応の取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動適応の取組状況としては、「適応策は講じていない。」（61.9%）が最も多い。

「実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。」は全体の 8.2%（昨年度の 6.8%から 1.4%増加）、「いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。」は 7.1%（昨年度の 5.2%から 1.9%増加）、「適応策を主目的とする行政計画（実行計画（区域施策編）を除く。）を策定している。」は 0.9%（昨年度の 0.6%から 0.3%増加）となっている。

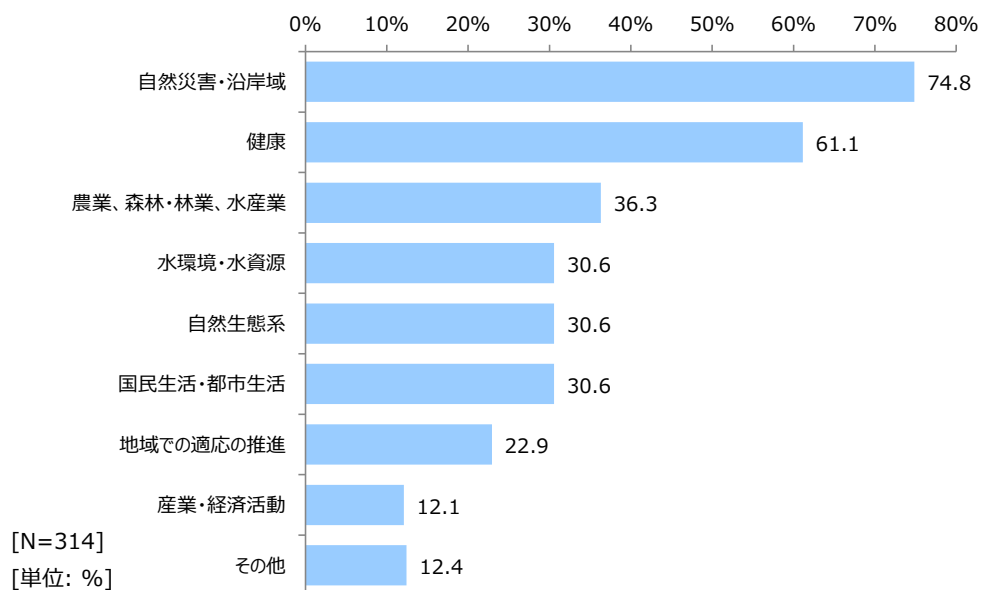
図表 63 気候変動適応の取組状況



3) 適応策の具体的な内容

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体において、その具体的な内容としては、「自然災害・沿岸域」(74.8%)が最も多く、「健康」(61.1%)、「農業、森林・林業、水産業」(36.3%)と続く。

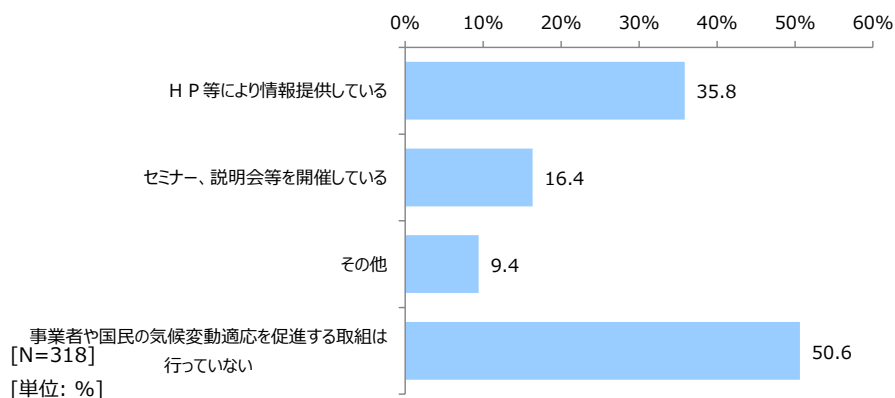
図表 64 適応策の具体的な内容



4) 事業者や国民の気候変動適応を促進する取組の状況

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体における事業者や国民の気候変動適応を促進する取組の状況としては、「事業者や国民の気候変動適応を促進する取組は行っていない。」(50.6%)が最も高く、「HP等により情報提供している。」(35.8%)、「セミナー、説明会等を開催している。」(16.4%)と続く。

図表 65 気候変動適応を促進する取組の状況



第3章 施行状況調査詳細

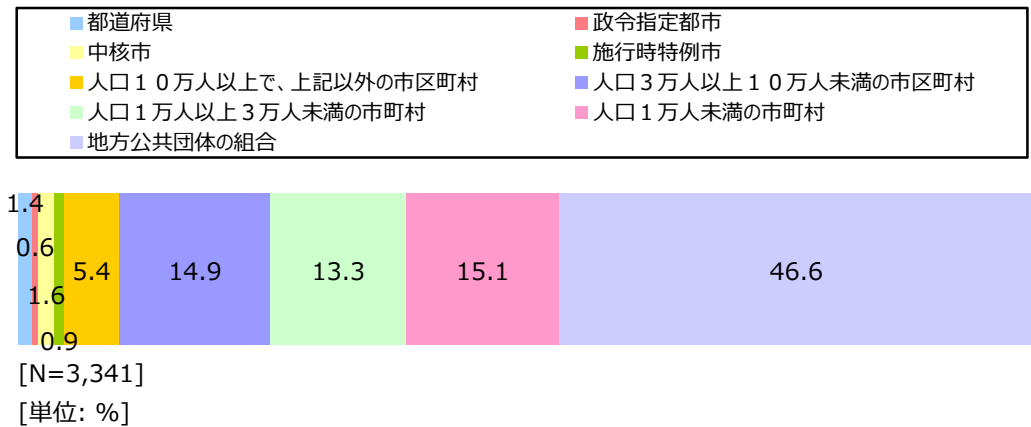
1. 基礎情報

(1) 団体区分

1) 地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市町村（特別区含む。）が 1783 団体（全体の 53.4%）、地方公共団体の組合が 1558 団体（同 46.6%）である。

図表 66 地方公共団体の区分



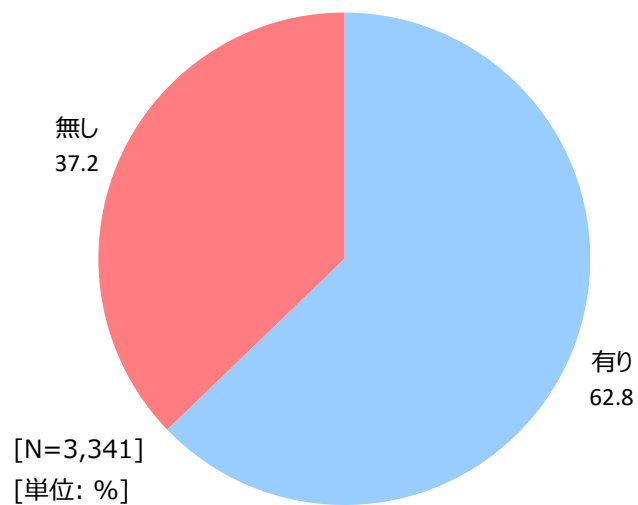
		回答数	%
	全 体	3,341	100.0
1	都道府県	47	1.4
2	政令指定都市	20	0.6
3	中核市	54	1.6
4	施行時特例市	31	0.9
5	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	5.4
6	人口3万人以上10万人未満の市区町村	499	14.9
7	人口1万人以上3万人未満の市町村	445	13.3
8	人口1万人未満の市町村	506	15.1
9	地方公共団体の組合	1,558	46.6

（２）団体内の体制

１） 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無

回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の 62.8%、無い団体が 37.2%である。

図表 67 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無



地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の 71.3%、人口 1 万人未満の市町村の 17.2%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 68 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無
【団体区分別】



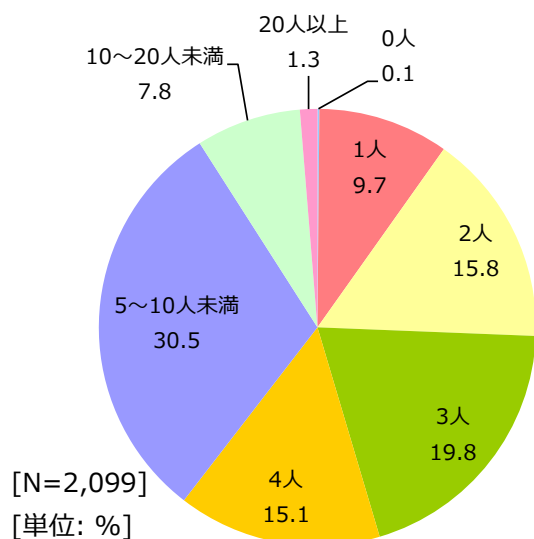
		団体区分										N数 (%)
	全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10 万人以上 で、人口 1 万人未満の 市町村	人口 10 万人 以上 3 万人 未満の市町村	人口 3 万人 以上 10 万人 未満の市町村	人口 1 万人 以上 3 万人 未満の市町村	人口 1 万人 未満の市町村	合 計	地方公共 団体の組合
		回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数	回答数
有		2,099 (62.8)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	178 (98.3)	480 (96.0)	423 (95.3)	419 (82.8)	447 (28.7)	1,111 (71.3)
無		1,242 (37.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	3 (1.7)	20 (4.0)	21 (4.7)	87 (17.2)	1,111 (71.3)	1,111 (71.3)

2) 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数

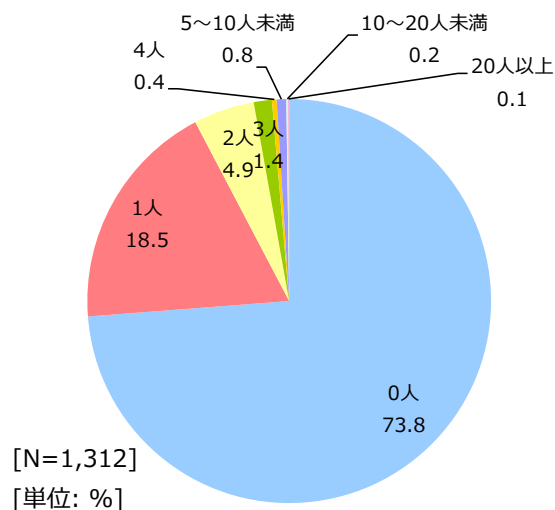
地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体の中では、所属職員数は「5～10人未満」（30.5%）が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数は「0人」（73.8%）が最も多く、「1人」（18.5%）と続く。

図表 69 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体＞

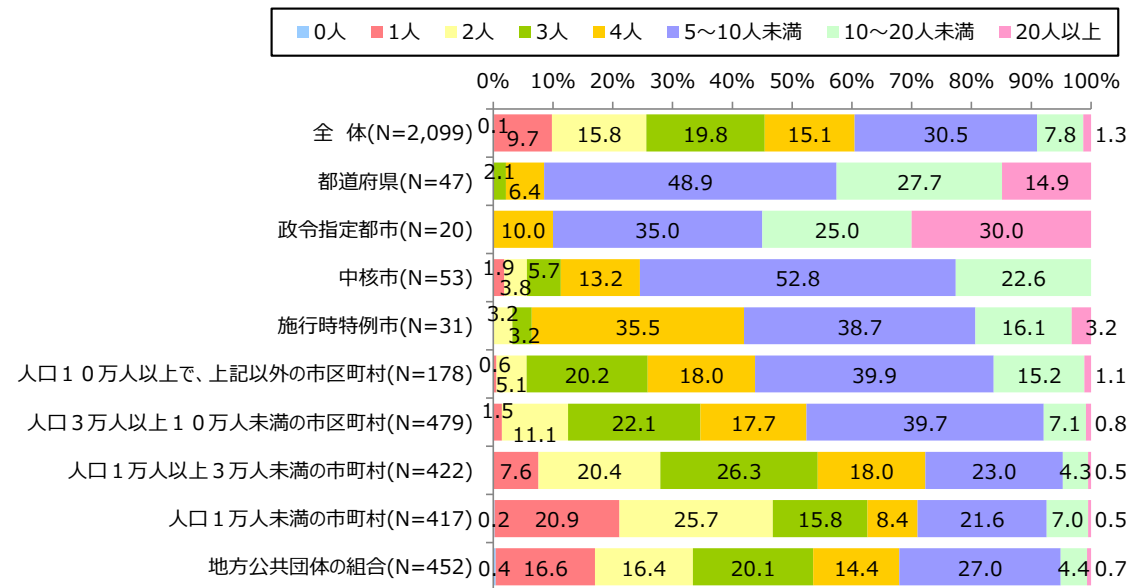


図表 70 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞



地球温暖化対策を担当する部署がある団体の中では、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策を担当する部署の所属職員数が少ない傾向がある。

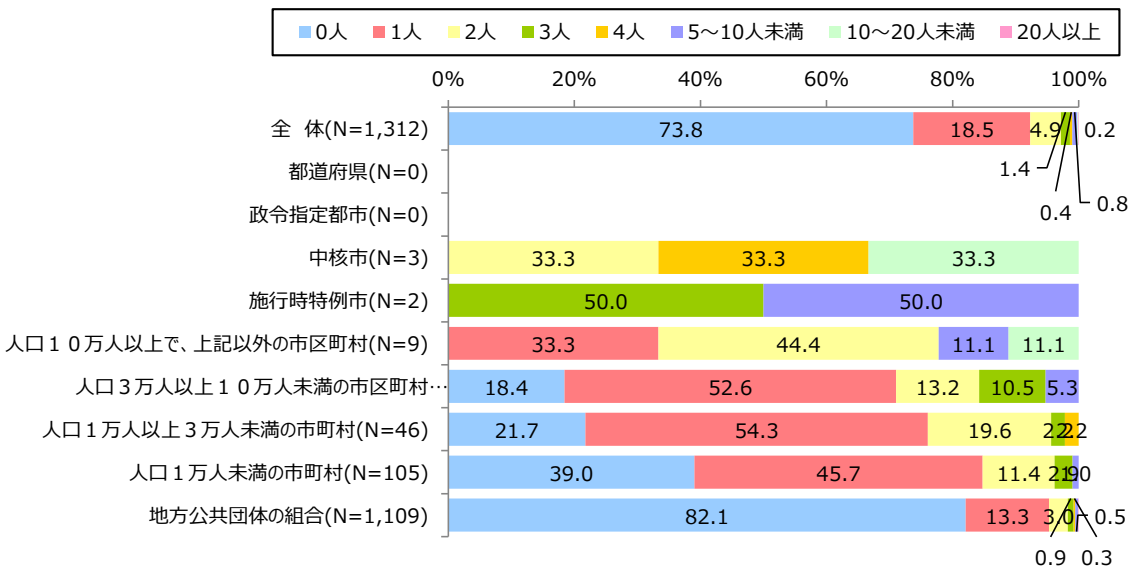
図表 71 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体>【団体区分別】



N数 (%)											
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 万 以 上 の 市	町 0 人 万 口 人 3 未 満 の 市 上 区 1	万 人 口 未 1 万 の 市 以 上 村 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組	
回答数	2,099 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	178 (100.0)	479 (100.0)	422 (100.0)	417 (100.0)	452 (100.0)	
0人	3 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	2 (0.4)	
1人	203 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (0.6)	7 (1.5)	32 (7.6)	87 (20.9)	75 (16.6)	
2人	332 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.8)	1 (3.2)	9 (5.1)	53 (11.1)	86 (20.4)	107 (25.7)	74 (16.4)	
3人	415 (19.8)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (5.7)	1 (3.2)	36 (20.2)	106 (22.1)	111 (26.3)	66 (15.8)	91 (20.1)	
4人	316 (15.1)	3 (6.4)	2 (10.0)	7 (13.2)	11 (35.5)	32 (18.0)	85 (17.7)	76 (18.0)	35 (8.4)	65 (14.4)	
5～10人未満	640 (30.5)	23 (48.9)	7 (35.0)	28 (52.8)	12 (38.7)	71 (39.9)	190 (39.7)	97 (23.0)	90 (21.6)	122 (27.0)	
10～20人未満	163 (7.8)	13 (27.7)	5 (25.0)	12 (22.6)	5 (16.1)	27 (15.2)	34 (7.1)	18 (4.3)	29 (7.0)	20 (4.4)	
20人以上	27 (1.3)	7 (14.9)	6 (30.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	2 (1.1)	4 (0.8)	2 (0.5)	2 (0.5)	3 (0.7)	

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、人口1万人未満の市町村や地方公共団体の組合では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」の団体が相当数存在する。

図表 72 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体>【団体区分別】



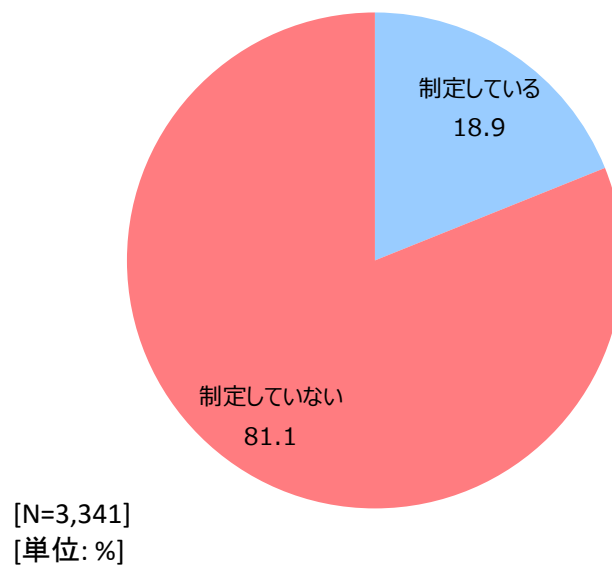
N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 以 上 の 市	町 0 人 口 1 万 人 以 上 区 1	万 人 口 未 1 万 の 市 以 上 区 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	1,312 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	3 (100.0)	2 (100.0)	9 (100.0)	38 (100.0)	46 (100.0)	105 (100.0)	1,109 (100.0)
0人	968 (73.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (18.4)	10 (21.7)	41 (39.0)	910 (82.1)
1人	243 (18.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	20 (52.6)	25 (54.3)	48 (45.7)	147 (13.3)
2人	64 (4.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	4 (44.4)	5 (13.2)	9 (19.6)	12 (11.4)	33 (3.0)
3人	19 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	4 (10.5)	1 (2.2)	3 (2.9)	10 (0.9)
4人	5 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.2)	0 (0.0)	3 (0.3)
5～10人未満	10 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (11.1)	2 (5.3)	0 (0.0)	1 (1.0)	5 (0.5)
10～20人未満	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
20人以上	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)

（３）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

１）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

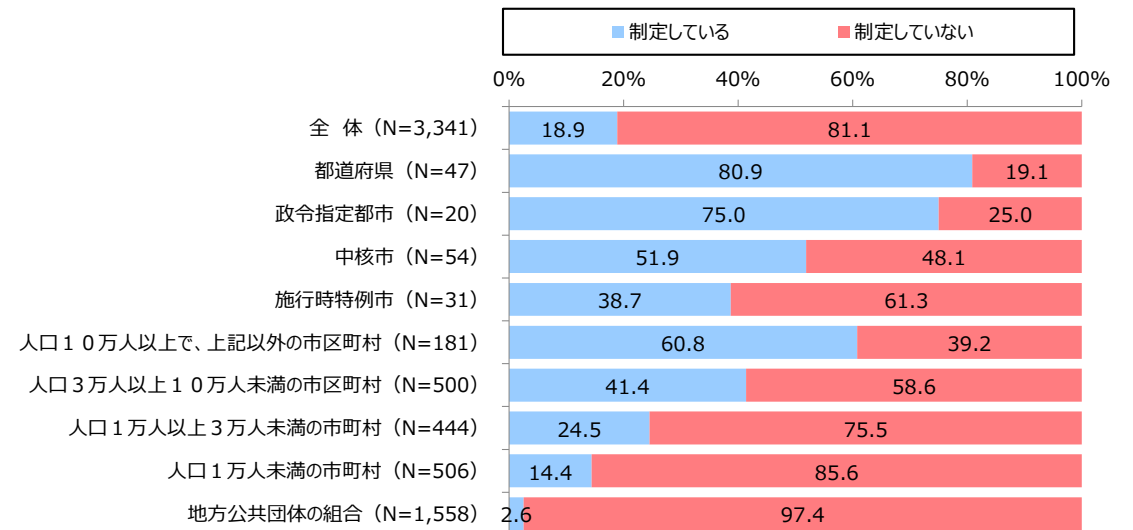
地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の 18.9%である。

図表 73 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体の割合は低くなる傾向がある。

図表 74 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【団体区分別】

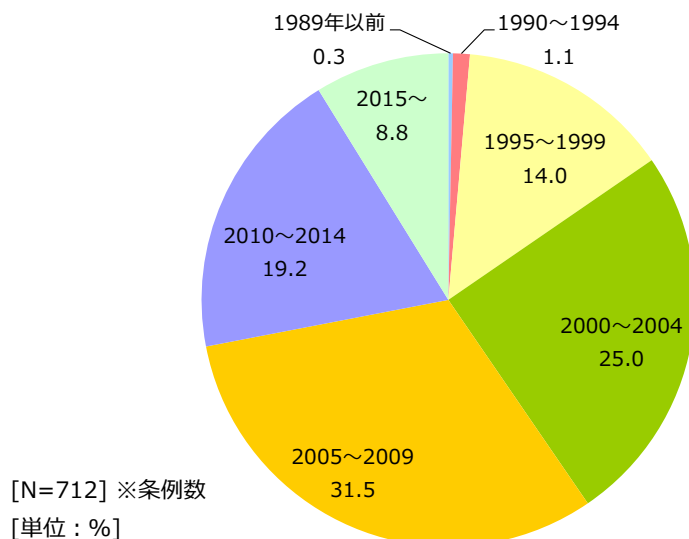


	全 体	団体区分										N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上	万 人 口 未 1 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満	合 計 人 口 未 満	合 計 人 口 未 満		
回答数	3,341 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	500 (100.0)	444 (100.0)	506 (100.0)	1,558 (100.0)			
制定している	632 (18.9)	38 (80.9)	15 (75.0)	28 (51.9)	12 (38.7)	110 (60.8)	207 (41.4)	109 (24.5)	73 (14.4)	40 (2.6)			
制定していない	2,709 (81.1)	9 (19.1)	5 (25.0)	26 (48.1)	19 (61.3)	71 (39.2)	293 (58.6)	335 (75.5)	433 (85.6)	1,518 (97.4)			

2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009 年」(31.5%) が最も多く、「2000～2004 年」(25.0%)、「2010～2014 年」(19.2%) と続く。

図表 75 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

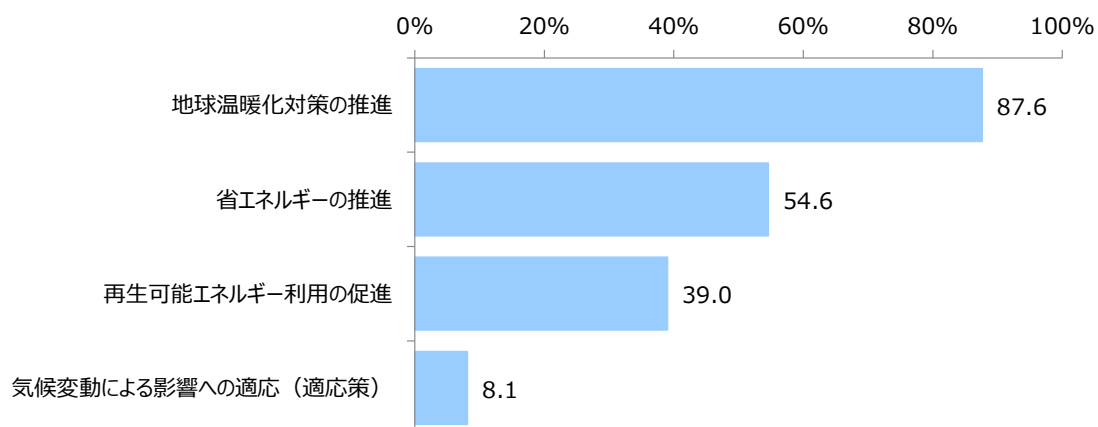


注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

		回答数	%
	全 体	712	100.0
1	1989年以前	2	0.3
2	1990～1994年	8	1.1
3	1995～1999年	100	14.0
4	2000～2004年	178	25.0
5	2005～2009年	224	31.5
6	2010～2014年	137	19.2
7	2015年以降	63	8.8

条例の目的は、「地球温暖化対策の推進」(87.6%)が最も多く、「省エネルギーの推進」(54.6%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(39.0%)と続く。

図表 76 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



[N=712] ※条例数

[単位：%]

注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

		回答数	%
	全 体	712	100.0
1	地球温暖化対策の推進	624	87.6
2	再生可能エネルギー利用の促進	278	39.0
3	省エネルギーの推進	389	54.6
4	気候変動による影響への適応（適応策）	58	8.1

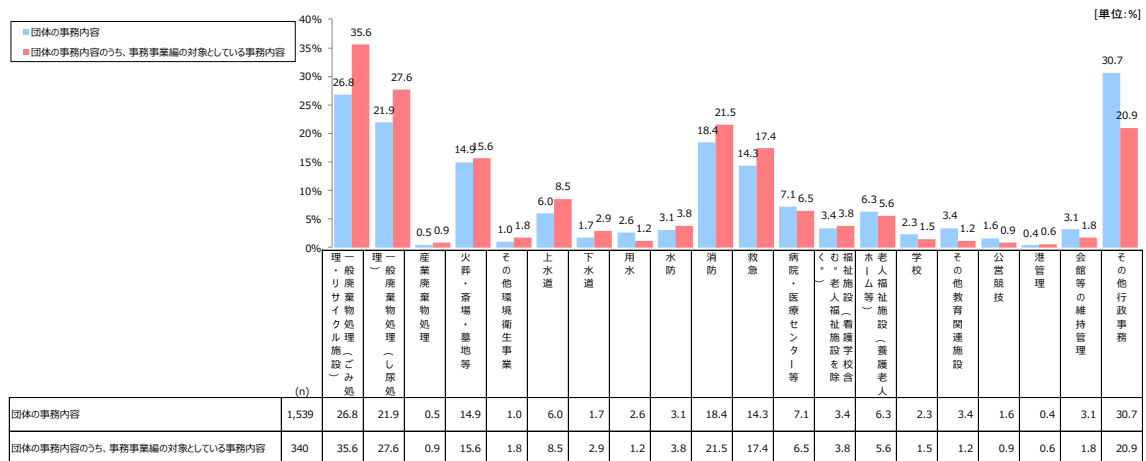
（４）一部事務組合及び広域連合の事務内容

１） 団体の事務内容

地方公共団体の組合における団体の事務内容は、「その他行政事務」（30.7%）が最も多く、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（26.8%）、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（21.9%）、「消防」（18.4%）、「火葬・斎場・墓地等」（14.9%）と続く。

団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（35.6%）が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（27.6%）、「消防」（21.5%）、「その他行政事務」（20.9%）、「救急」（17.4%）と続く。

図表 77 団体の事務内容

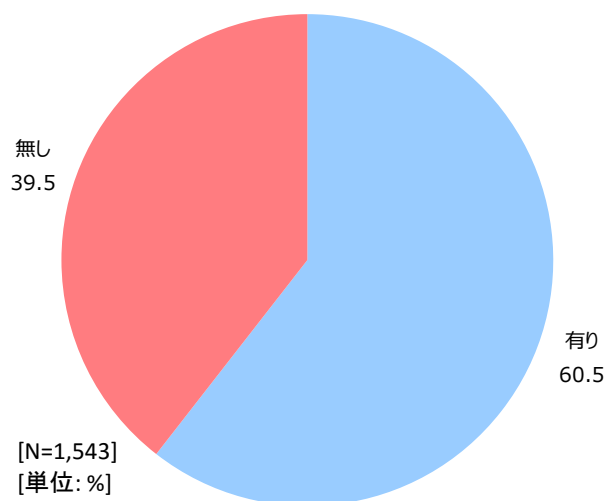


	回答数	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	児童福祉施設（養護老人ホーム等）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務
団体の事務内容	1,539 (100.0)	412 (26.8)	337 (21.9)	7 (0.5)	230 (14.9)	15 (1.0)	92 (6.0)	26 (1.7)	40 (2.6)	47 (3.1)	283 (18.4)	220 (14.3)	109 (7.1)	52 (3.4)	97 (6.3)	35 (2.3)	52 (3.4)	25 (1.6)	6 (0.4)	48 (3.1)	472 (30.7)
団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容	340 (100.0)	121 (35.6)	94 (27.6)	3 (0.9)	53 (15.6)	6 (1.8)	29 (8.5)	10 (2.9)	4 (1.2)	13 (3.8)	73 (21.5)	59 (17.4)	22 (6.5)	13 (3.8)	19 (5.6)	5 (1.5)	4 (1.2)	3 (0.9)	2 (0.6)	6 (1.8)	71 (20.9)

2) 団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は60.5%、活動量を把握している施設が無い団体は39.5%である。

図表 78 団体が活動量を把握している施設の有無



	回答数	%
全 体	1,543	100.0
有	934	60.5
無し	609	39.5

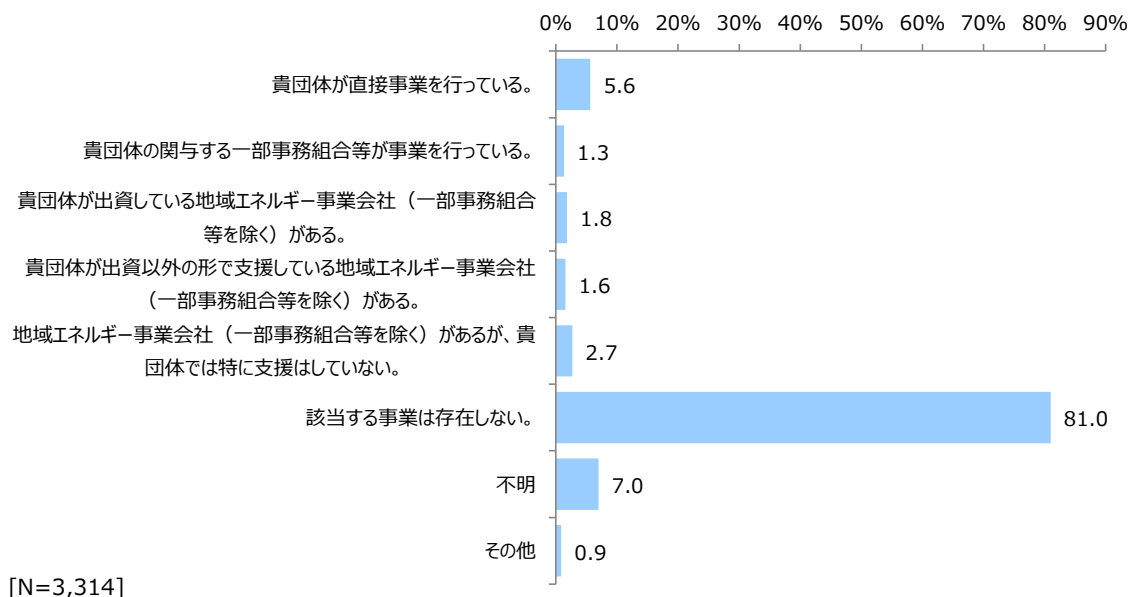
（５）地域エネルギー事業の実施状況

１） 地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」（81.0%）が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

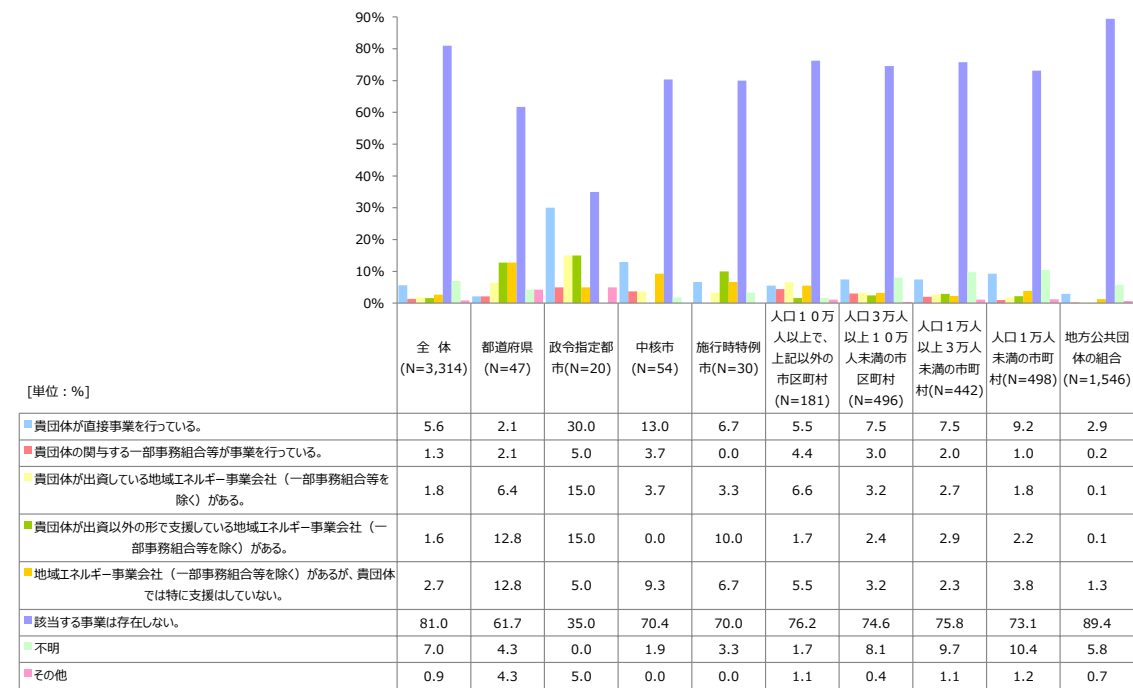
地域エネルギー事業の取組内容としては、「貴団体が直接事業を行っている。」（5.6%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない。」（2.7%）が多い。

図表 79 地域エネルギー事業の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 80 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

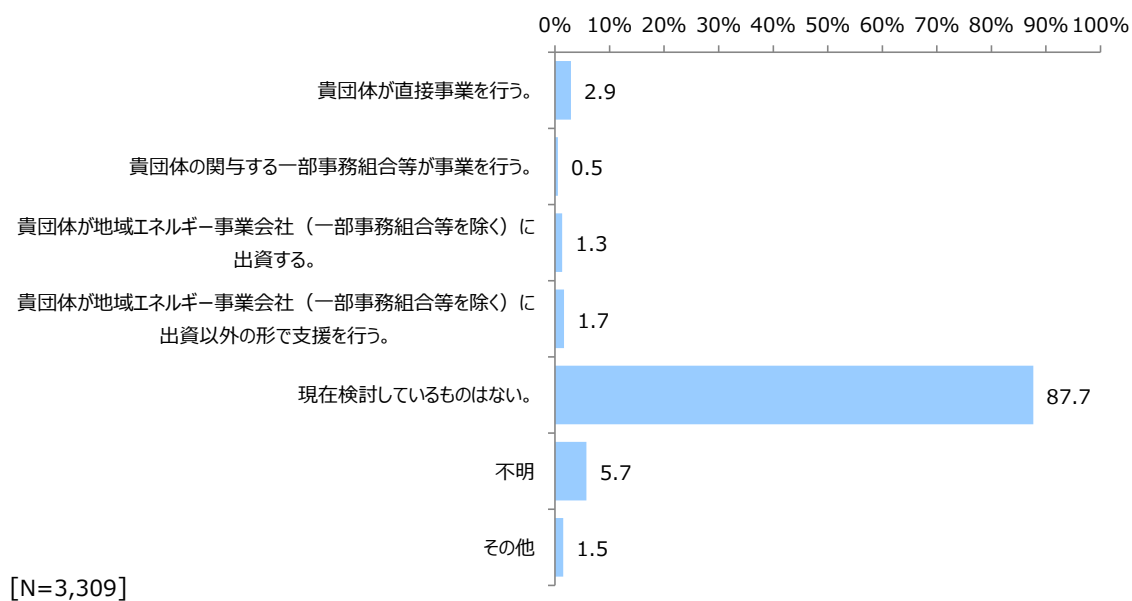


N数 (%)											
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 口 村 上 1 記 0 以 外 の 以 上 市	町 0 人 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 人 の 以 上 町 3	市 町 人 口 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組	
回答数	3,314 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	30 (100.0)	181 (100.0)	496 (100.0)	442 (100.0)	498 (100.0)	1,546 (100.0)	
貴団体が直接事業を行っている。	187 (5.6)	1 (2.1)	6 (30.0)	7 (13.0)	2 (6.7)	10 (5.5)	37 (7.5)	33 (7.5)	46 (9.2)	45 (2.9)	
貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	44 (1.3)	1 (2.1)	1 (5.0)	2 (3.7)	0 (0.0)	8 (4.4)	15 (3.0)	9 (2.0)	5 (1.0)	3 (0.2)	
貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	60 (1.8)	3 (6.4)	3 (15.0)	2 (3.7)	1 (3.3)	12 (6.6)	16 (3.2)	12 (2.7)	9 (1.8)	2 (0.1)	
貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	52 (1.6)	6 (12.8)	3 (15.0)	0 (0.0)	3 (10.0)	3 (1.7)	12 (2.4)	13 (2.9)	11 (2.2)	1 (0.1)	
地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない。	89 (2.7)	6 (12.8)	1 (5.0)	5 (9.3)	2 (6.7)	10 (5.5)	16 (3.2)	10 (2.3)	19 (3.8)	20 (1.3)	
該当する事業は存在しない。	2,684 (81.0)	29 (61.7)	7 (35.0)	38 (70.4)	21 (70.0)	138 (76.2)	370 (74.6)	335 (75.8)	364 (73.1)	1,382 (89.4)	
不明	231 (7.0)	2 (4.3)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.3)	3 (1.7)	40 (8.1)	43 (9.7)	52 (10.4)	89 (5.8)	
その他	29 (0.9)	2 (4.3)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.1)	2 (0.4)	5 (1.1)	6 (1.2)	11 (0.7)	

2) 地域エネルギー事業の検討状況

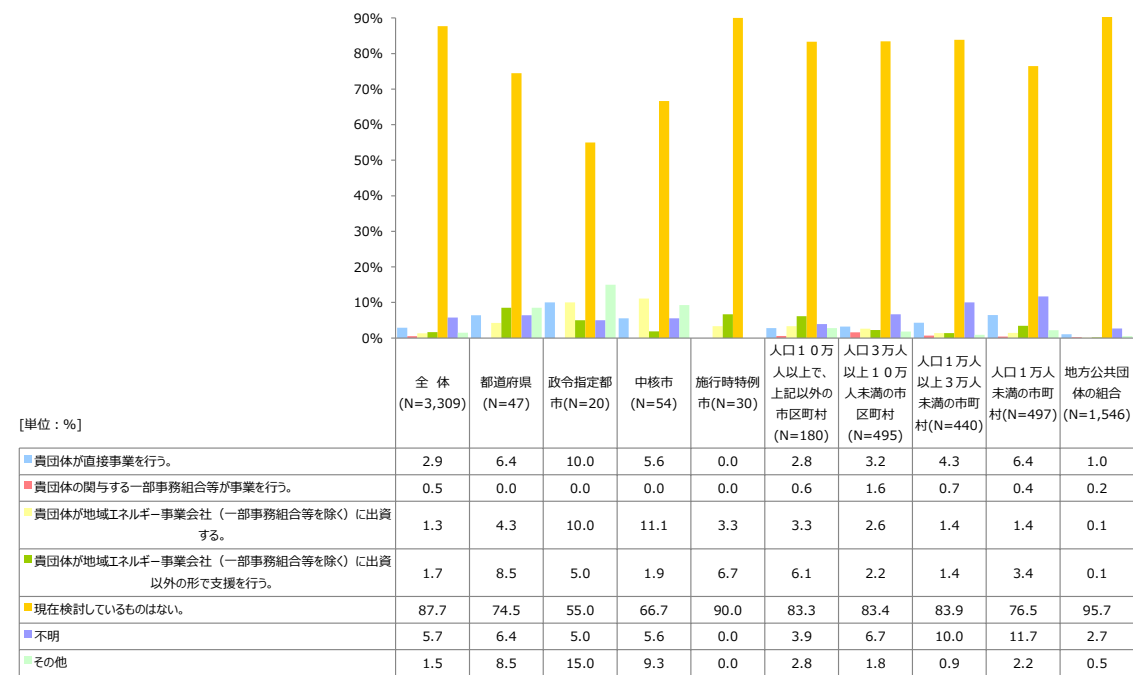
地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(87.7%)が多いが、「貴団体が直接事業を行う。」(2.9%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 81 地域エネルギー事業の検討状況



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市や中核市では、他の団体区分に比べると、地域エネルギー事業を検討している団体の割合が相対的に高い。それ以外の市町村（特別区含む。）に関しては、人口による違いはあまり見られない。

図表 82 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】



N数（％）											
全 体	団体区分										
	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 町 上 村 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組		
	回答数	3,309 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	30 (100.0)	180 (100.0)	495 (100.0)	440 (100.0)	497 (100.0)	1,546 (100.0)
	貴団体が直接事業を行う。	96 (2.9)	3 (6.4)	2 (10.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	5 (2.8)	16 (3.2)	19 (4.3)	32 (6.4)	16 (1.0)
	貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	17 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	8 (1.6)	3 (0.7)	2 (0.4)	3 (0.2)
	貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	44 (1.3)	2 (4.3)	2 (10.0)	6 (11.1)	1 (3.3)	6 (3.3)	13 (2.6)	6 (1.4)	7 (1.4)	1 (0.1)
	貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	55 (1.7)	4 (8.5)	1 (5.0)	1 (1.9)	2 (6.7)	11 (6.1)	11 (2.2)	6 (1.4)	17 (3.4)	2 (0.1)
	現在検討しているものはない。	2,901 (87.7)	35 (74.5)	11 (55.0)	36 (66.7)	27 (90.0)	150 (83.3)	413 (83.4)	369 (83.9)	380 (76.5)	1,480 (95.7)
	不明	190 (5.7)	3 (6.4)	1 (5.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	7 (3.9)	33 (6.7)	44 (10.0)	58 (11.7)	41 (2.7)
	その他	49 (1.5)	4 (8.5)	3 (15.0)	5 (9.3)	0 (0.0)	5 (2.8)	9 (1.8)	4 (0.9)	11 (2.2)	8 (0.5)

2. 事務事業に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

1) 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

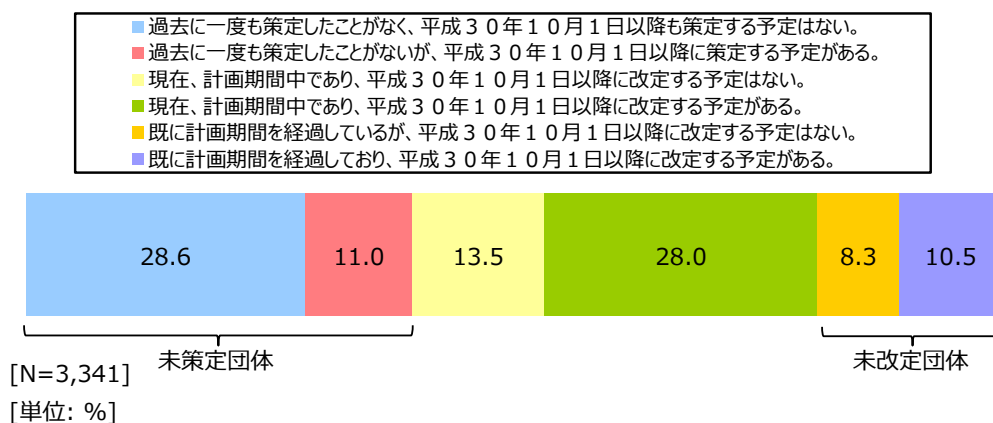
実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の41.5%である。

回答団体全体の39.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の11.0%は今後策定予定があると回答しているが、28.6%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の18.8%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の10.5%は今後改定予定があると回答しているが、8.3%は改定する予定がないと回答している。

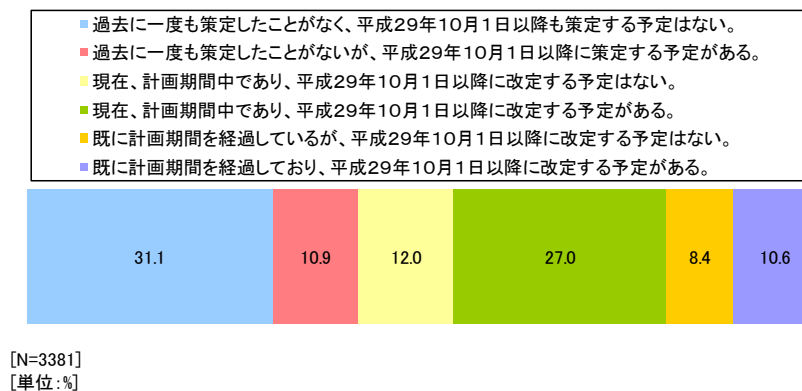
なお、未策定団体は昨年度の42.0%から2.4%減少、未改定団体は昨年度の19.0%から0.2%減少した。

図表 83 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



図表 84 平成29年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、「人口１～３万人未満の市町村」の 16.0%、「人口１万人未満の市町村」の 32.8%、「地方公共団体の組合」の 68.7%が未策定団体である。

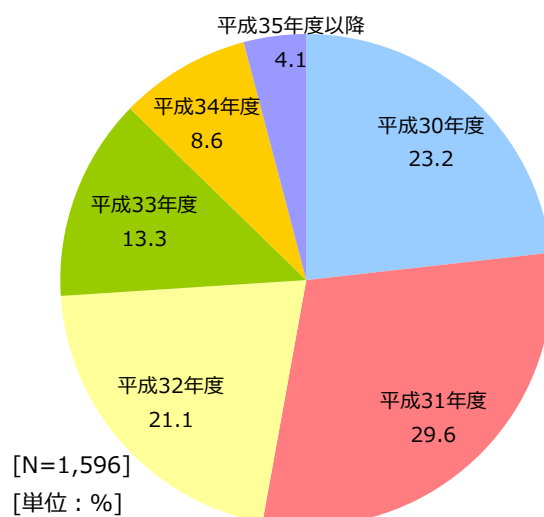
図表 85 平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】



2) 事務事業編の策定・改定予定年度

事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「平成31年度」(29.6%)が最も多く、「平成30年度」(23.2%)、「平成32年度」(21.1%)と続く。

図表 86 事務事業編の策定・改定予定年度

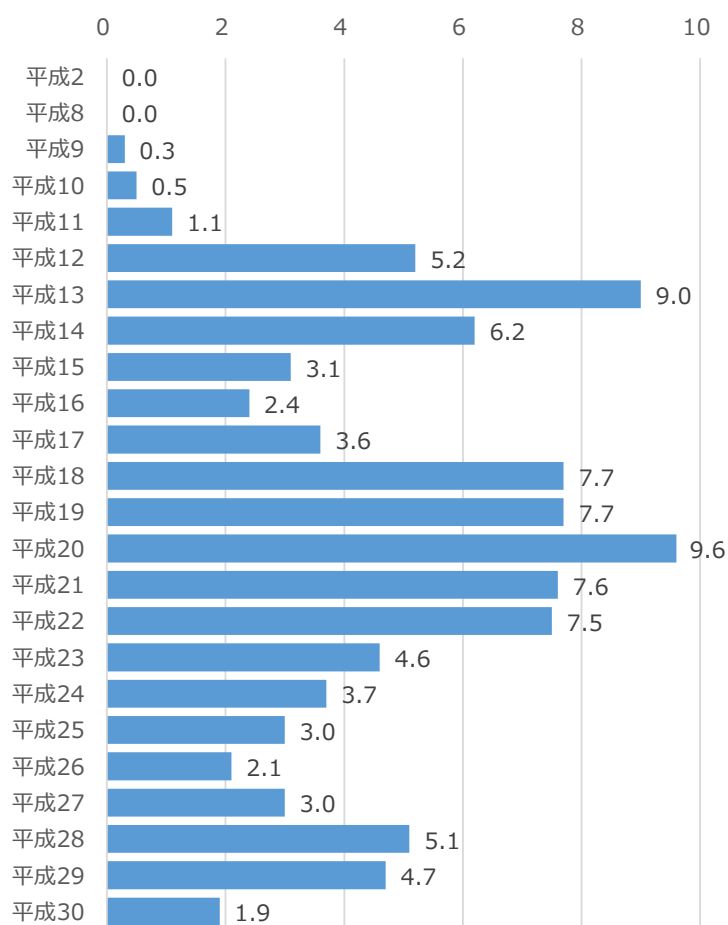


		回答数	%
	全 体	1,596	100.0
1	平成30年度	371	23.2
2	平成31年度	473	29.6
3	平成32年度	336	21.1
4	平成33年度	213	13.3
5	平成34年度	138	8.6
6	平成35年度以降	65	4.1

3) 事務事業編の当初策定年度・その計画期間

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「平成20年度」(9.6%)、「平成13年度」(9.0%)及びその前後が多い。

図表 87 事務事業編の当初策定年度



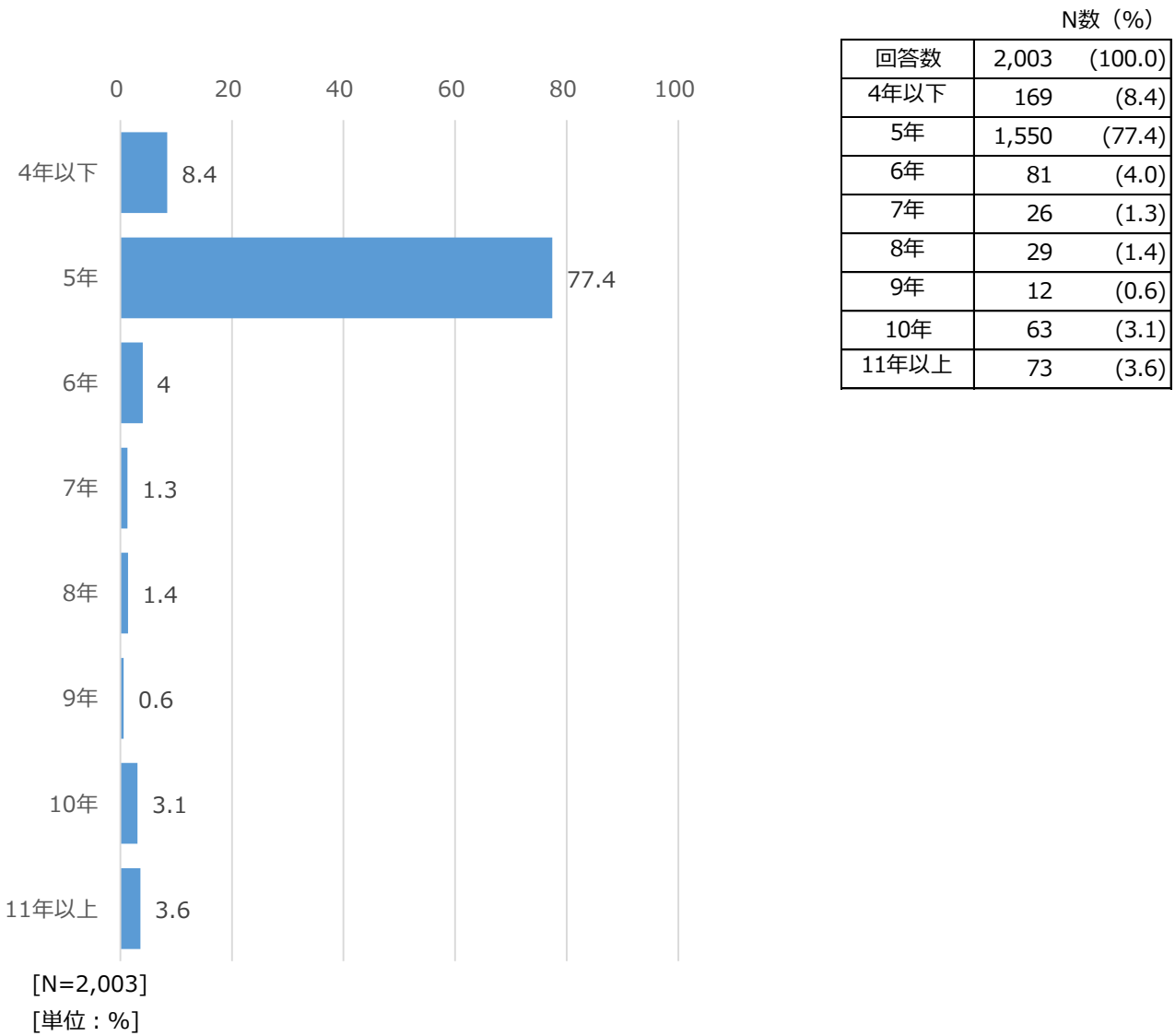
[N=20,04]

[単位 : %]

		N数 (%)	
回答数		2,004	(100.0)
平成2	1990	1	(0.0)
平成8	1996	1	(0.0)
平成9	1997	6	(0.3)
平成10	1998	11	(0.5)
平成11	1999	22	(1.1)
平成12	2000	105	(5.2)
平成13	2001	181	(9.0)
平成14	2002	124	(6.2)
平成15	2003	62	(3.1)
平成16	2004	49	(2.4)
平成17	2005	72	(3.6)
平成18	2006	154	(7.7)
平成19	2007	154	(7.7)
平成20	2008	192	(9.6)
平成21	2009	153	(7.6)
平成22	2010	150	(7.5)
平成23	2011	93	(4.6)
平成24	2012	74	(3.7)
平成25	2013	60	(3.0)
平成26	2014	43	(2.1)
平成27	2015	61	(3.0)
平成28	2016	103	(5.1)
平成29	2017	94	(4.7)
平成30	2018	39	(1.9)

また、当初策定した事務事業編の計画期間は「5年」(77.4%)が多い。

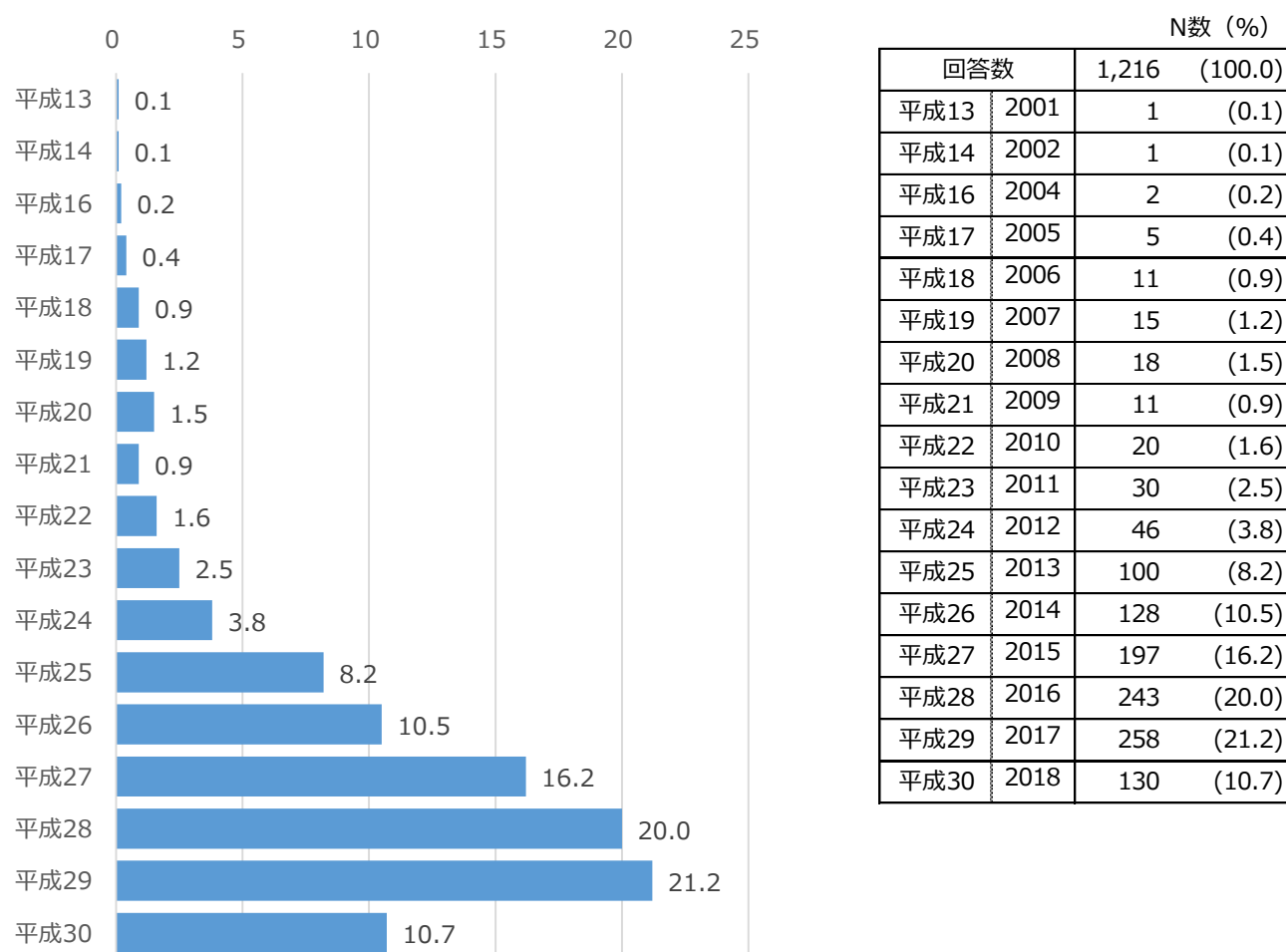
図表 88 当初計画の計画期間



4) 事務事業編の最終改定年度・その計画期間

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「平成 29 年度」(21.2%)、「平成 28 年度」(20.0%) と近年に集中している。

図表 89 事務事業編の最終改定年度

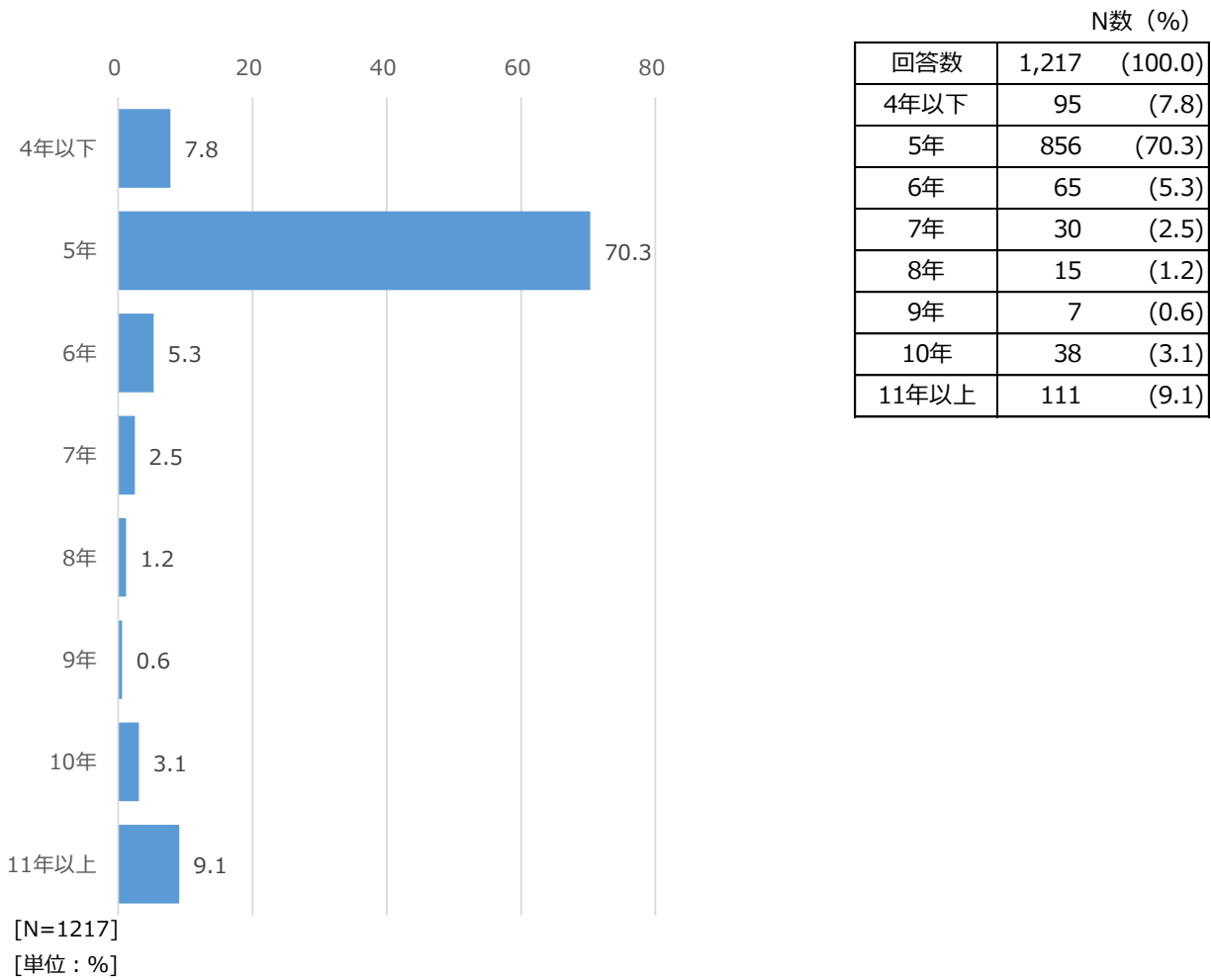


[N=1,216]

[単位: %]

また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」（70.3%）が多い。

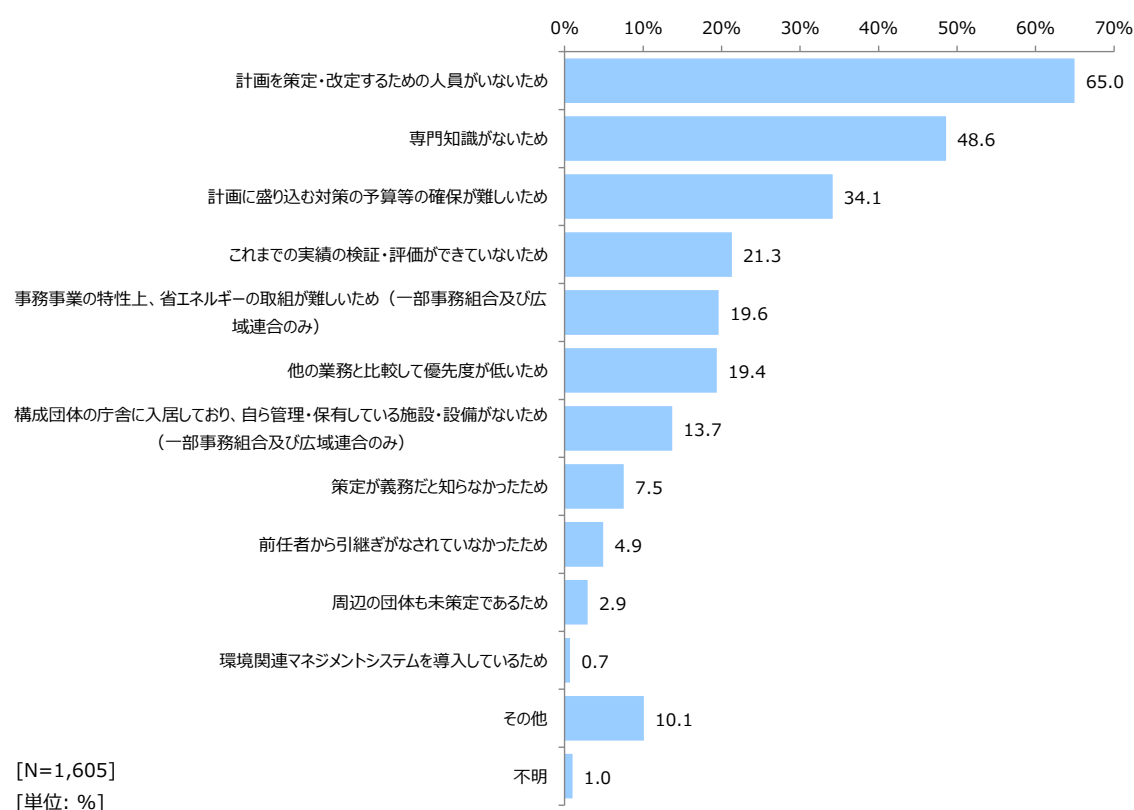
図表 90 改定後の最新計画の計画期間



5) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」(65.0%)が最も多く、「専門知識がないため。」(48.6%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(34.1%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」(21.3%)、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。(一部事務組合及び広域連合のみ)」(19.6%)と続く。

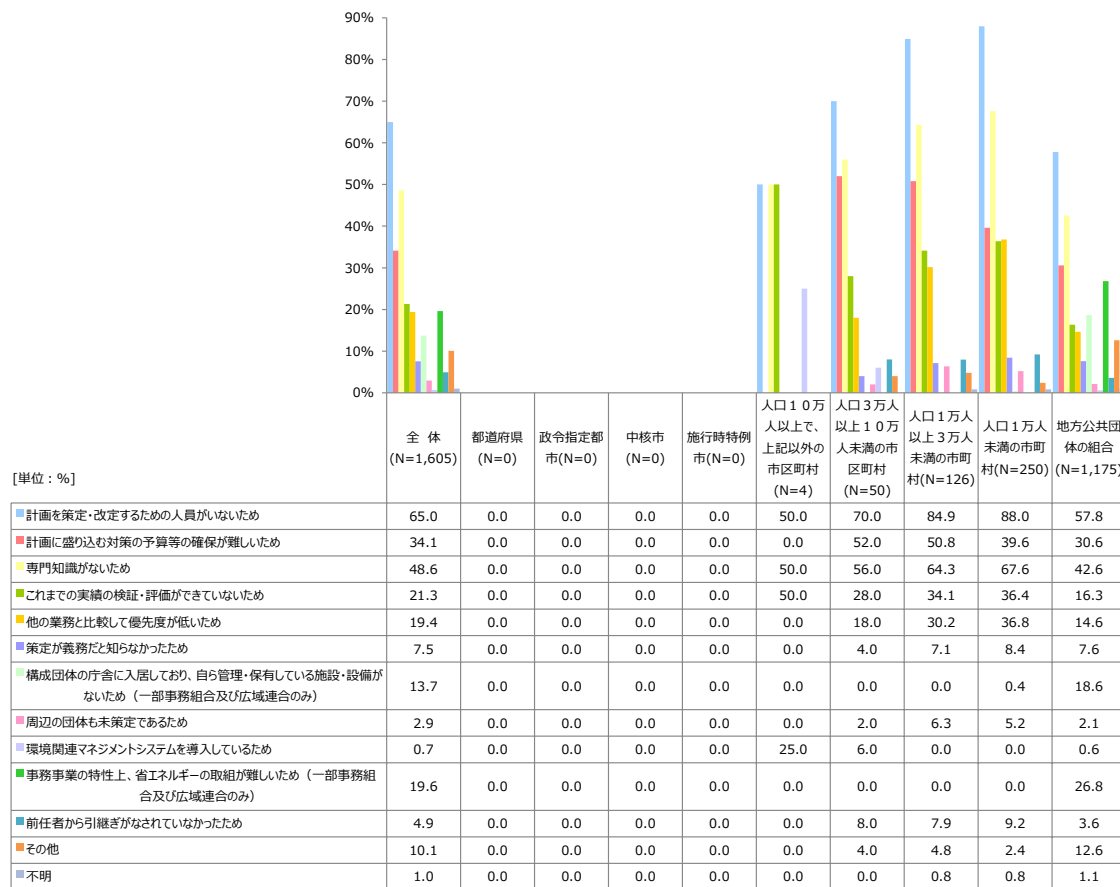
図表 91 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員がいなかったため。」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため。」の割合が相対的に高い。

図表 92 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【団体区分別】



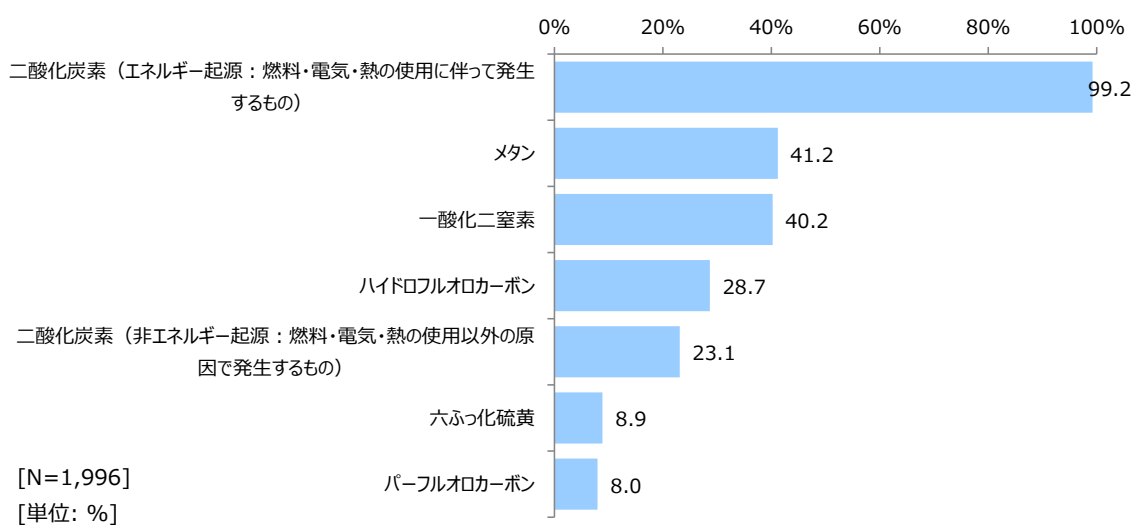
N数（％）											
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	万 人 口 未 満 の 市 区 1	万 人 口 未 満 の 市 区 3	市 人 町 口 1 万 人 未 満 の	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	1,605（100.0）	0（100.0）	0（100.0）	0（100.0）	0（100.0）	4（100.0）	50（100.0）	126（100.0）	250（100.0）	1,175（100.0）	
計画を策定・改定するための人員がいなかったため	1,043（65.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	2（50.0）	35（70.0）	107（84.9）	220（88.0）	679（57.8）	
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	548（34.1）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	26（52.0）	64（50.8）	99（39.6）	359（30.6）	
専門知識がないため	780（48.6）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	2（50.0）	28（56.0）	81（64.3）	169（67.6）	500（42.6）	
これまでの実績の検証・評価ができていないため	342（21.3）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	2（50.0）	14（28.0）	43（34.1）	91（36.4）	192（16.3）	
他の業務と比較して優先度が低いため	311（19.4）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	9（18.0）	38（30.2）	92（36.8）	172（14.6）	
策定が義務だと知らなかったため	121（7.5）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	2（4.0）	9（7.1）	21（8.4）	89（7.6）	
構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	220（13.7）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	1（0.4）	219（18.6）	
周辺の団体も未策定であるため	47（2.9）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	1（2.0）	8（6.3）	13（5.2）	25（2.1）	
環境関連マネジメントシステムを導入しているため	11（0.7）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	1（25.0）	3（6.0）	0（0.0）	7（0.6）	
事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	315（19.6）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	315（26.8）	
前任者から引継ぎがなされていなかったため	79（4.9）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	4（8.0）	10（7.9）	23（9.2）	42（3.6）	
その他	162（10.1）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	2（4.0）	6（4.8）	6（2.4）	148（12.6）	
不明	16（1.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	1（0.8）	2（0.8）	13（1.1）	

6) 排出量算定の対象としているガスの種類

事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.2%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている。

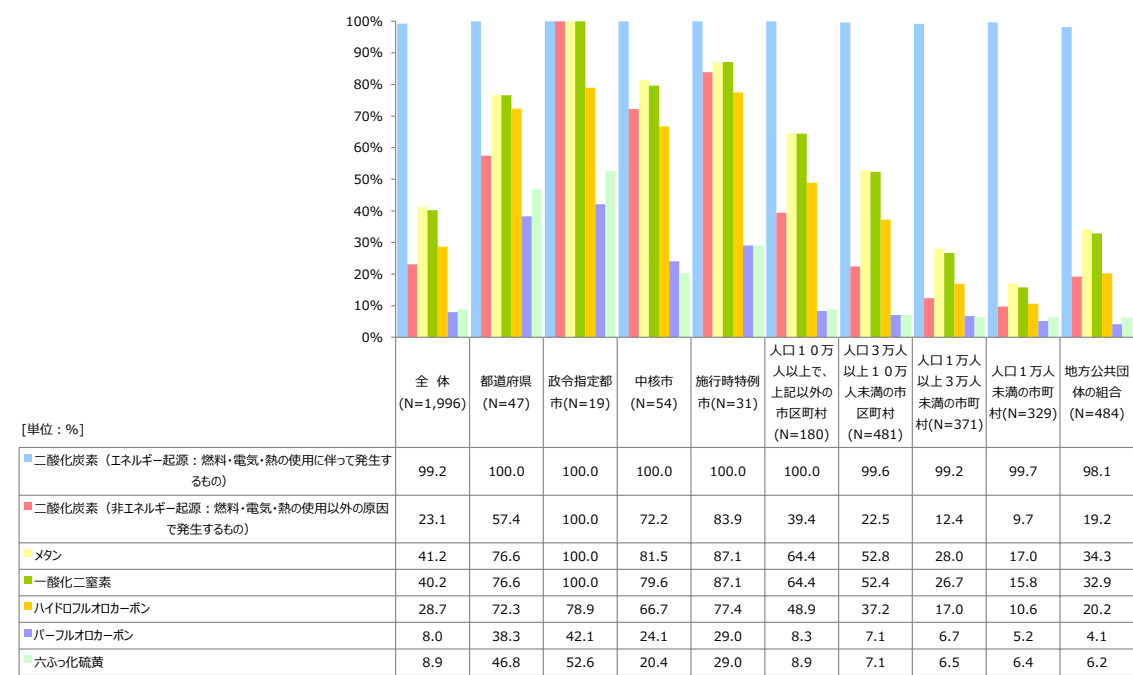
一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（41.2%）、「一酸化二窒素」（40.2%）は、事務事業編を策定済みの団体の約4割が排出量算定の対象としている。

図表 93 排出量算定の対象としているガスの種類



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模の小さな市町村や組合では、それ以外の団体に比べて、非エネルギー起源のガスを算定対象としている団体の割合が相対的に低い。

図表 94 排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】



N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 ・ 口 上 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 0 万 人 の 以 上 区 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	1,996 (100.0)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	481 (100.0)	371 (100.0)	329 (100.0)	484 (100.0)
二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	1,981 (99.2)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	479 (99.6)	368 (99.2)	328 (99.7)	475 (98.1)
二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	461 (23.1)	27 (57.4)	19 (100.0)	39 (72.2)	26 (83.9)	71 (39.4)	108 (22.5)	46 (12.4)	32 (9.7)	93 (19.2)
メタン	822 (41.2)	36 (76.6)	19 (100.0)	44 (81.5)	27 (87.1)	116 (64.4)	254 (52.8)	104 (28.0)	56 (17.0)	166 (34.3)
一酸化二窒素	803 (40.2)	36 (76.6)	19 (100.0)	43 (79.6)	27 (87.1)	116 (64.4)	252 (52.4)	99 (26.7)	52 (15.8)	159 (32.9)
ハイドロフルオロカーボン	572 (28.7)	34 (72.3)	15 (78.9)	36 (66.7)	24 (77.4)	88 (48.9)	179 (37.2)	63 (17.0)	35 (10.6)	98 (20.2)
パーフルオロカーボン	159 (8.0)	18 (38.3)	8 (42.1)	13 (24.1)	9 (29.0)	15 (8.3)	34 (7.1)	25 (6.7)	17 (5.2)	20 (4.1)
六ふっ化硫黄	177 (8.9)	22 (46.8)	10 (52.6)	11 (20.4)	9 (29.0)	16 (8.9)	34 (7.1)	24 (6.5)	21 (6.4)	30 (6.2)

7) 排出量算定の担当部署

事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」(63.1%)、「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署も「環境部局」(69.5%)が最も多い。

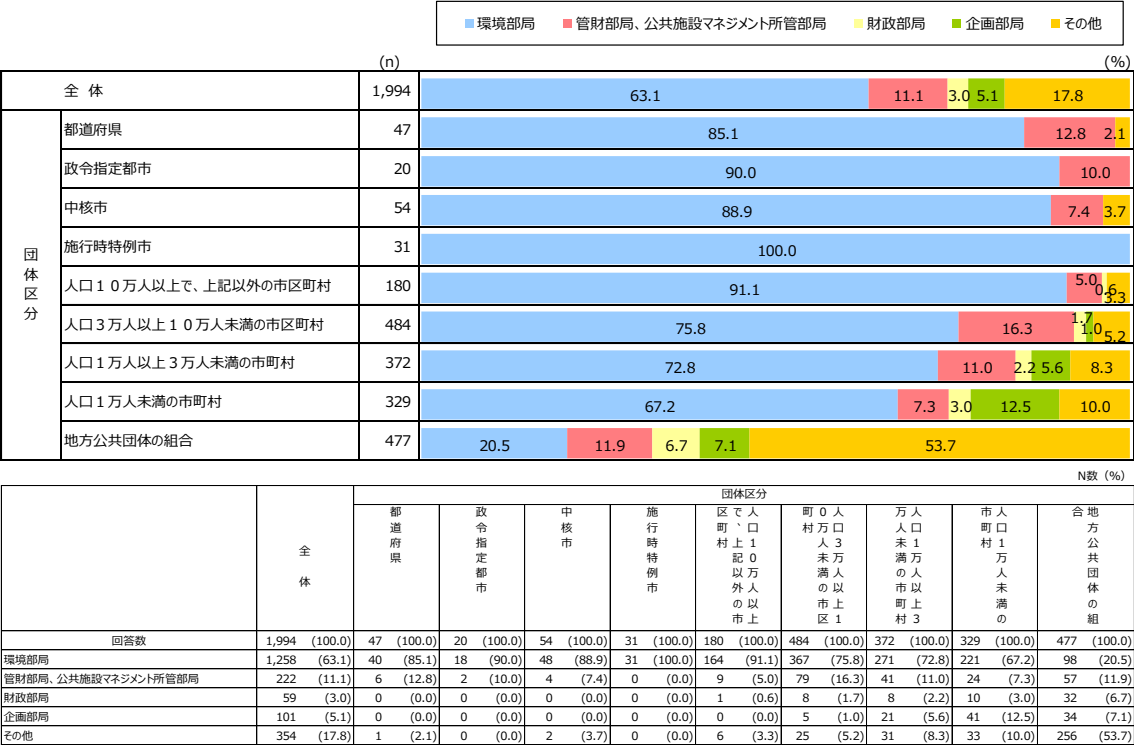
エネルギー使用量等の収集は「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」が行い、収集したデータに基づく排出量の算定は「環境部局」が行っている団体も一定数存在する。

図表 95 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署

		■ 環境部局 ■ 管財部局、公共施設マネジメント所管部局 ■ 財政部局 ■ 企画部局 ■ その他				
	(n)					
排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署	1,994	63.1	11.1	3.0	5.1	17.8
排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署	1,992	69.5	6.5	2.0	5.6	16.5

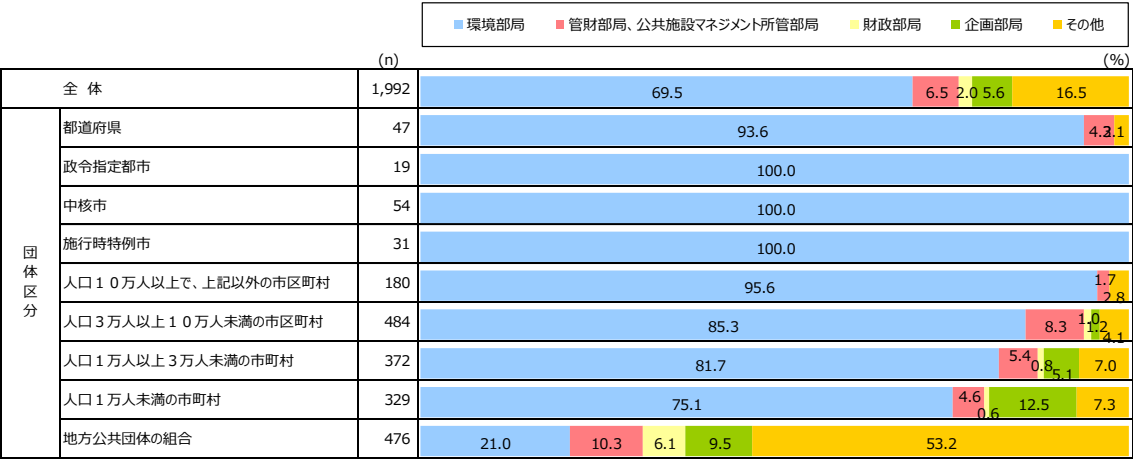
「エネルギー使用量等の収集」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 96 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署【団体区分別】



「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 97 排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署【団体区分別】

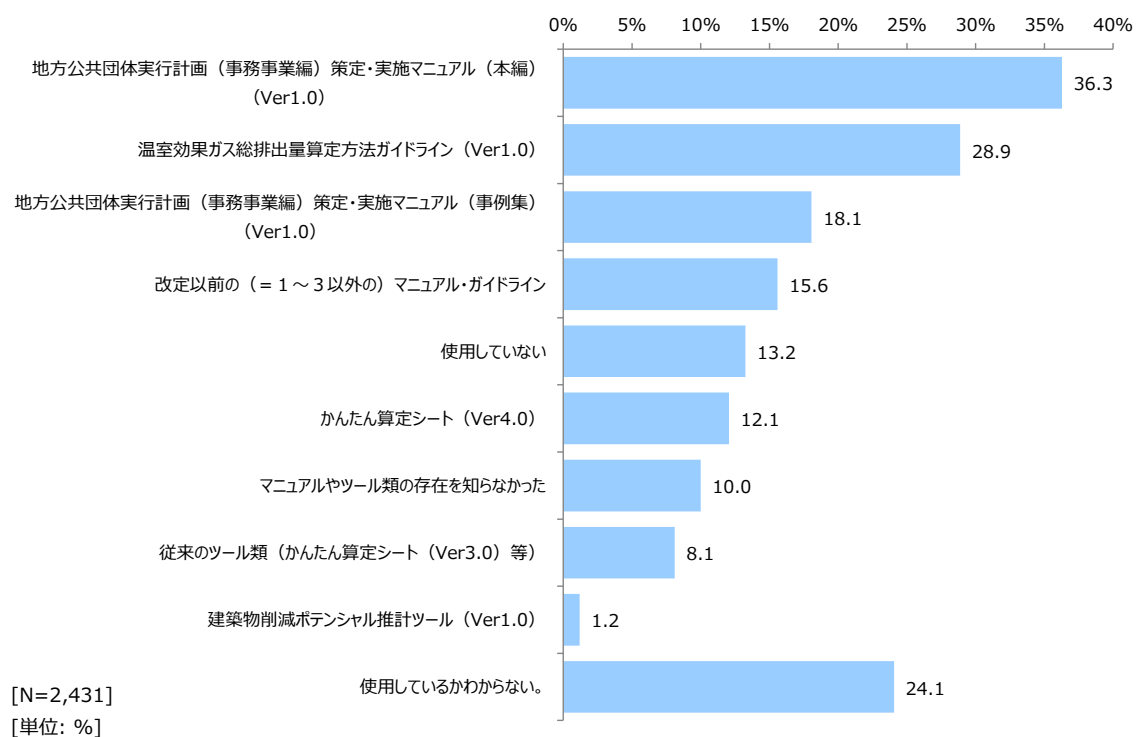


		N数 (%)									
	全 体	団体区分									
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市	町0人口10万人未満の市上区1	万人人口10万人未満の市上区3	市人口1万人未満の市	合 計	地方公共団体の組合
回答数	1,992 (100.0)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	484 (100.0)	372 (100.0)	329 (100.0)	476 (100.0)	
環境部局	1,384 (69.5)	44 (93.6)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	172 (95.6)	413 (85.3)	304 (81.7)	247 (75.1)	100 (21.0)	
管財部局、公共施設マネジメント所管部局	129 (6.5)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.7)	40 (8.3)	20 (5.4)	15 (4.6)	49 (10.3)	
財政部局	39 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.0)	3 (0.8)	2 (0.6)	29 (6.1)	
企画部局	111 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.2)	19 (5.1)	41 (12.5)	45 (9.5)	
その他	329 (16.5)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (2.8)	20 (4.1)	26 (7.0)	24 (7.3)	253 (53.2)	

8) マニュアルやツール類のうち、使用したもの

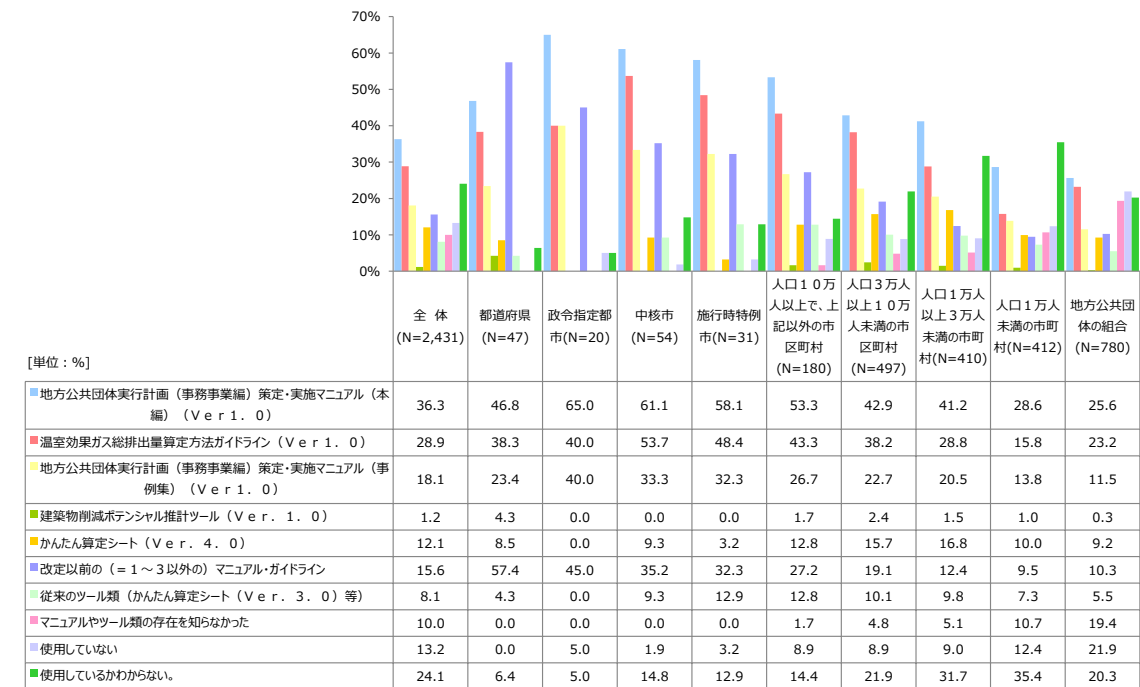
事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」（36.3%）、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（28.9%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）」（18.1%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。

図表 98 マニュアルやツール類のうち、使用したもの



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 99 マニュアルやツール類のうち、使用したもの
【団体区分別】



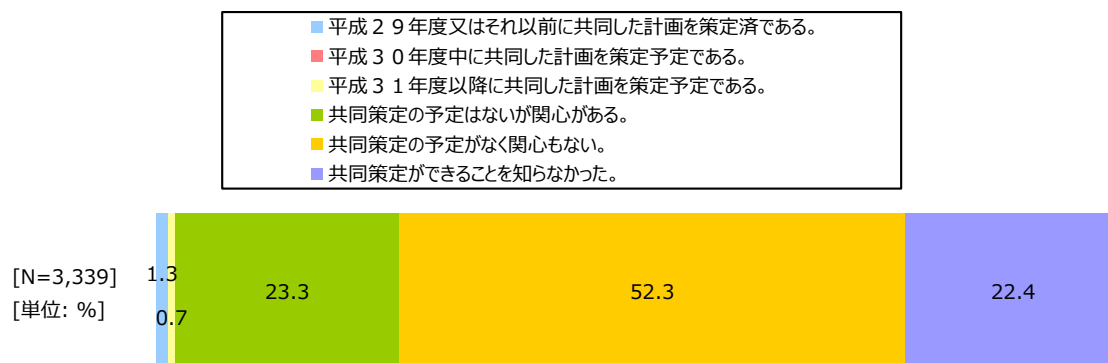
N数（％）											
全 体		団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 上 1 0 万 人 以 上	万 人 口 未 1 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組	
回答数	2,431 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	497 (100.0)	410 (100.0)	412 (100.0)	780 (100.0)	
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）	882 (36.3)	22 (46.8)	13 (65.0)	33 (61.1)	18 (58.1)	96 (53.3)	213 (42.9)	169 (41.2)	118 (28.6)	200 (25.6)	
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）	702 (28.9)	18 (38.3)	8 (40.0)	29 (53.7)	15 (48.4)	78 (43.3)	190 (38.2)	118 (28.8)	65 (15.8)	181 (23.2)	
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	439 (18.1)	11 (23.4)	8 (40.0)	18 (33.3)	10 (32.3)	48 (26.7)	113 (22.7)	84 (20.5)	57 (13.8)	90 (11.5)	
建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver.1.0）	29 (1.2)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.7)	12 (2.4)	6 (1.5)	4 (1.0)	2 (0.3)	
かんたん算定シート（Ver.4.0）	293 (12.1)	4 (8.5)	0 (0.0)	5 (9.3)	1 (3.2)	23 (12.8)	78 (15.7)	69 (16.8)	41 (10.0)	72 (9.2)	
改定以前の（＝1～3以外の）マニュアル・ガイドライン	379 (15.6)	27 (57.4)	9 (45.0)	19 (35.2)	10 (32.3)	49 (27.2)	95 (19.1)	51 (12.4)	39 (9.5)	80 (10.3)	
従来のツール類（かんたん算定シート（Ver.3.0）等）	197 (8.1)	2 (4.3)	0 (0.0)	5 (9.3)	4 (12.9)	23 (12.8)	50 (10.1)	40 (9.8)	30 (7.3)	43 (5.5)	
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	243 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.7)	24 (4.8)	21 (5.1)	44 (10.7)	151 (19.4)	
使用していない	322 (13.2)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	16 (8.9)	44 (8.9)	37 (9.0)	51 (12.4)	171 (21.9)	
使用しているかわからない。	585 (24.1)	3 (6.4)	1 (5.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	26 (14.4)	109 (21.9)	130 (31.7)	146 (35.4)	158 (20.3)	

9) 事務事業編の共同策定の検討状況

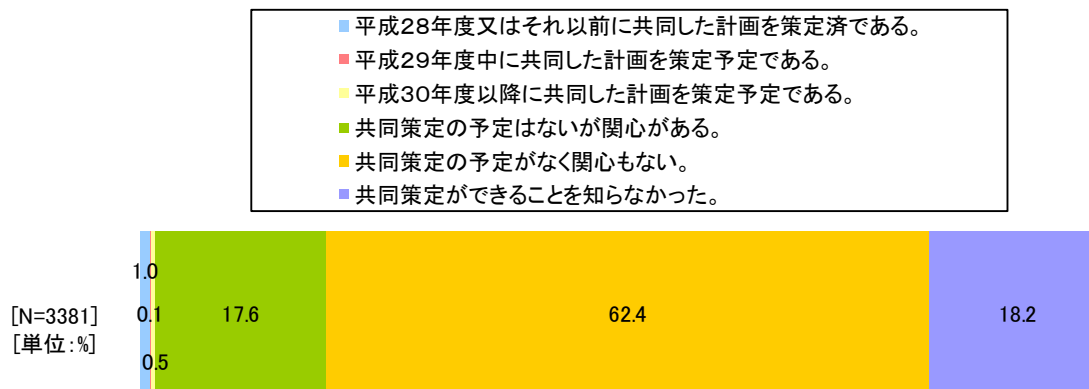
回答団体全体では、「共同策定の予定がなく関心もない。」(52.3%)が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(23.3%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(22.4%)と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.6%から 2.0%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体の割合は 17.6%から 23.3%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合も 18.2%から 22.4%に増加しており、制度の周知が課題となっている。

図表 100 事務事業編の共同策定の検討状況

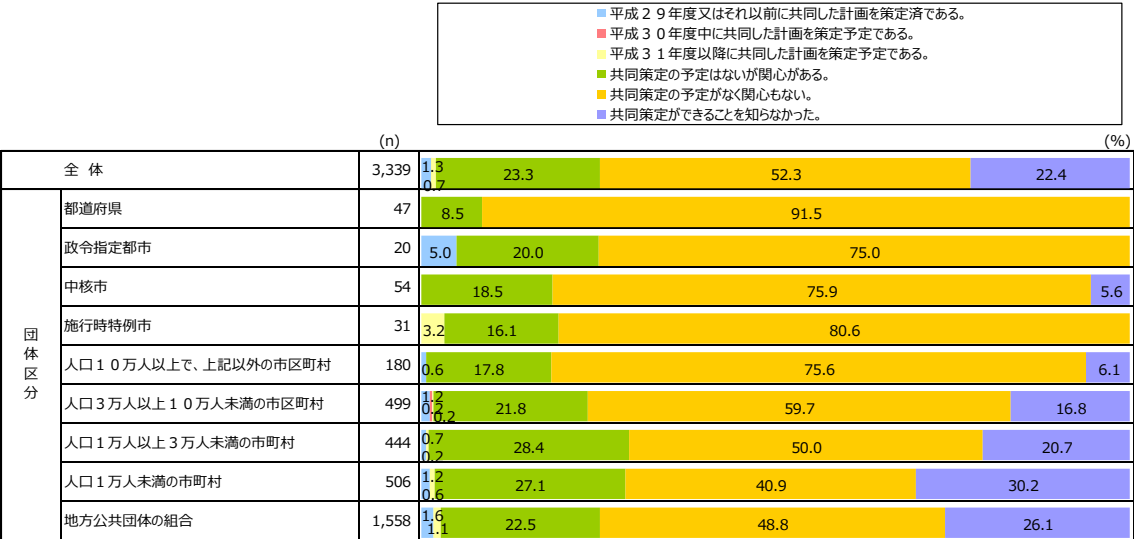


図表 101 事務事業編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村や地方公共団体の組合において、共同策定に対する関心が高い一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も多い。

図表 102 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

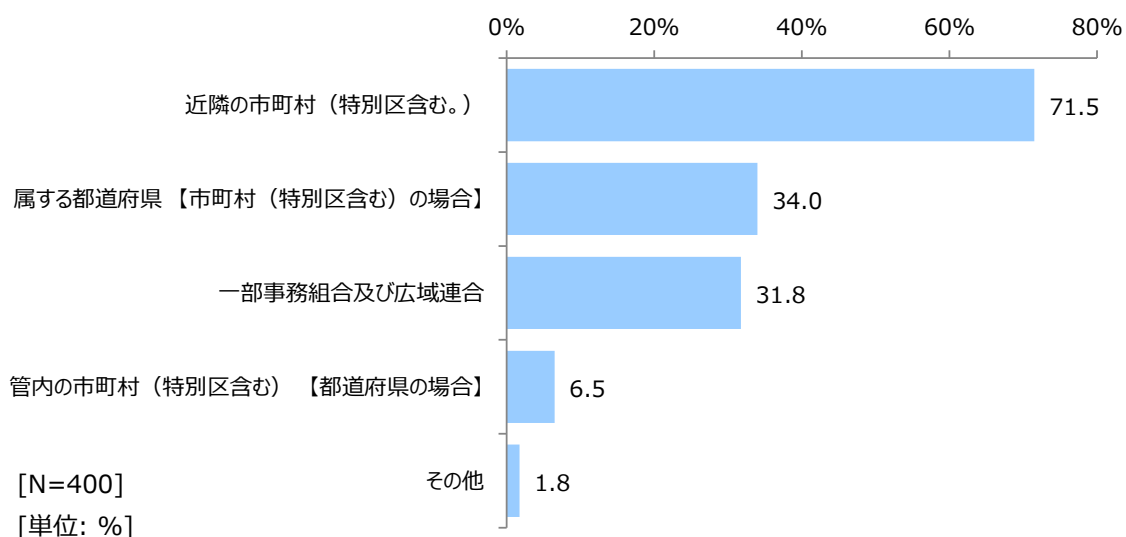


N数 (%)											
全 体	団体区分										
	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上	町 0 万 人 以 上 区 1	万 人 以 上 町 3	万 人 以 上 町 3	市 町 村 1 万 人 未 満 の	合 計 公 共 団 体 の 組	
	回答数	3,339 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	499 (100.0)	444 (100.0)	506 (100.0)	1,558 (100.0)
	平成 29 年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	42 (1.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	6 (1.2)	3 (0.7)	6 (1.2)	25 (1.6)
	平成 30 年度中に共同した計画を策定予定である	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	平成 31 年度以降に共同した計画を策定予定である	23 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	3 (0.6)	17 (1.1)
	共同策定の予定はないが関心がある	777 (23.3)	4 (8.5)	4 (20.0)	10 (18.5)	5 (16.1)	32 (17.8)	109 (21.8)	126 (28.4)	137 (27.1)	350 (22.5)
	共同策定の予定がなく関心もない	1,747 (52.3)	43 (91.5)	15 (75.0)	41 (75.9)	25 (80.6)	136 (75.6)	298 (59.7)	222 (50.0)	207 (40.9)	760 (48.8)
	共同策定ができることを知らなかった	749 (22.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	11 (6.1)	84 (16.8)	92 (20.7)	153 (30.2)	406 (26.1)

10) <組合以外>共同したい相手先

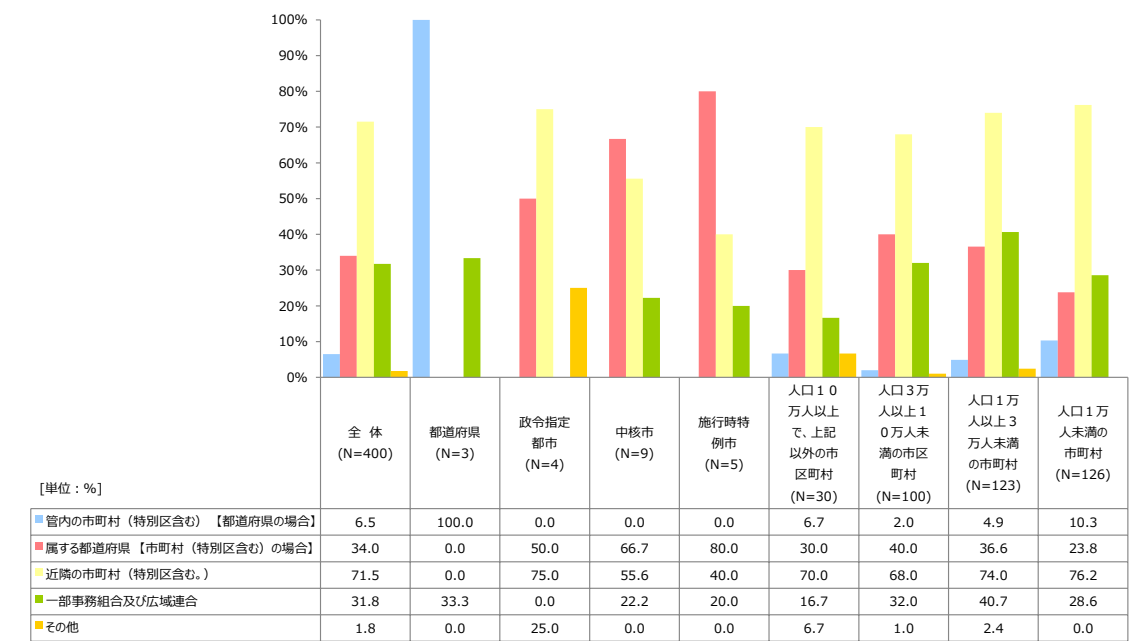
共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（71.5%）が最も多い。

図表 103 <組合以外>共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、中核市や施行時特例市では、都道府県との共同策定を希望する割合が高い。一方、その他の市町村（特別区含む。）では「近隣の市町村」との共同策定を希望する割合が高い。

図表 104 <組合以外> 共同したい相手先【団体区分別】

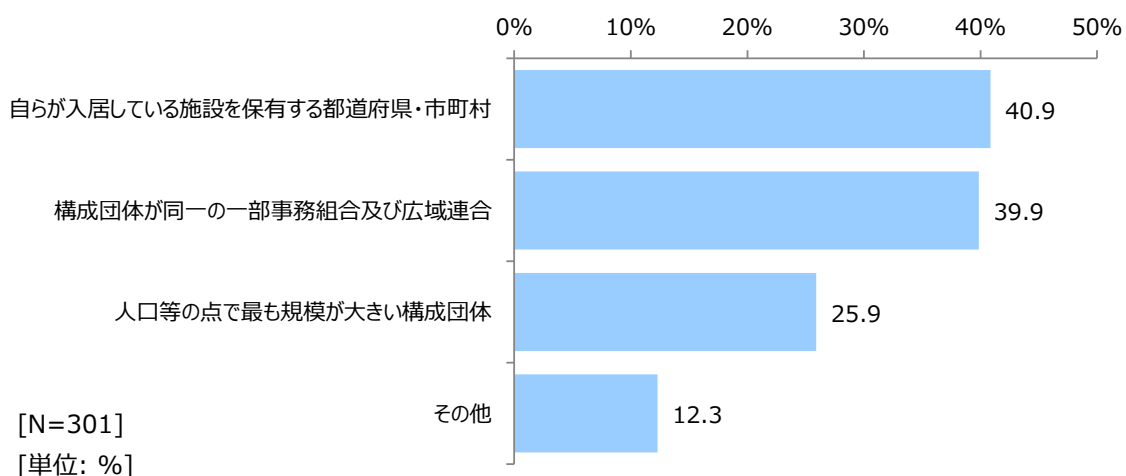


	全 体	団体区分									N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 、 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上	万 人 口 未 1 0 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上	万 人 口 未 1 0 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上	市 人 口 未 1 0 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上		
回答数	400 (100.0)	3 (100.0)	4 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	30 (100.0)	100 (100.0)	123 (100.0)	126 (100.0)			
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	26 (6.5)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	2 (2.0)	6 (4.9)	13 (10.3)			
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	136 (34.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	6 (66.7)	4 (80.0)	9 (30.0)	40 (40.0)	45 (36.6)	30 (23.8)			
近隣の市町村（特別区含む。）	286 (71.5)	0 (0.0)	3 (75.0)	5 (55.6)	2 (40.0)	21 (70.0)	68 (68.0)	91 (74.0)	96 (76.2)			
一部事務組合及び広域連合	127 (31.8)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (22.2)	1 (20.0)	5 (16.7)	32 (32.0)	50 (40.7)	36 (28.6)			
その他	7 (1.8)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	1 (1.0)	3 (2.4)	0 (0.0)			

1 1) <組合>共同したい相手先

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」(40.9%)と「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」(39.9%)が多い。

図表 105 <組合>共同したい相手先

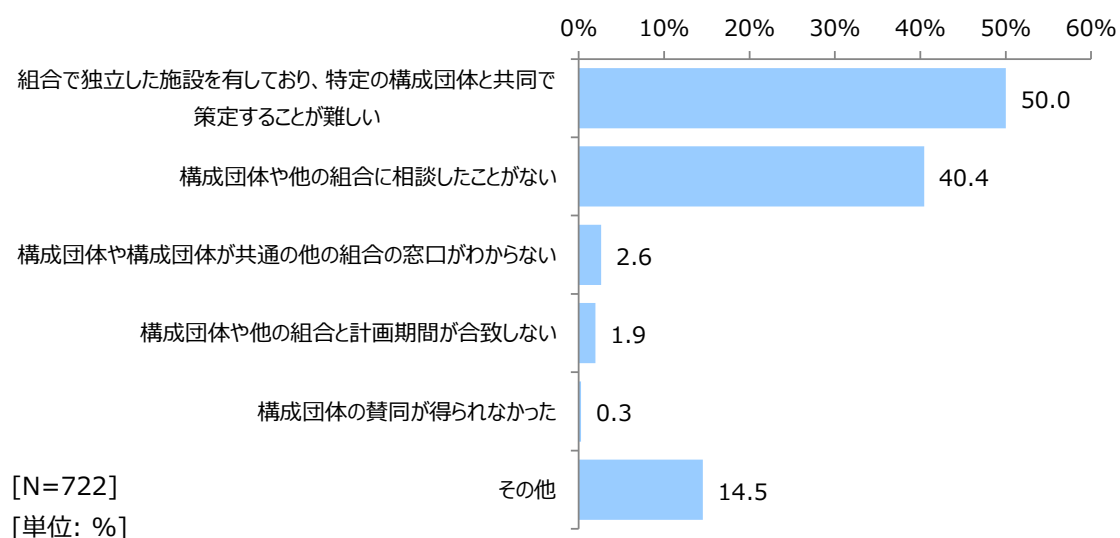


		回答数	%
	全 体	301	100.0
1	自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村	123	40.9
2	人口等の点で最も規模が大きい構成団体	78	25.9
3	構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合	120	39.9
4	その他	37	12.3

12) <組合>共同策定に関心がない理由

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい。」(50.0%)と「構成団体や他の組合に相談したことがない。」(40.4%)が多い。

図表 106 <組合>共同策定に関心がない理由

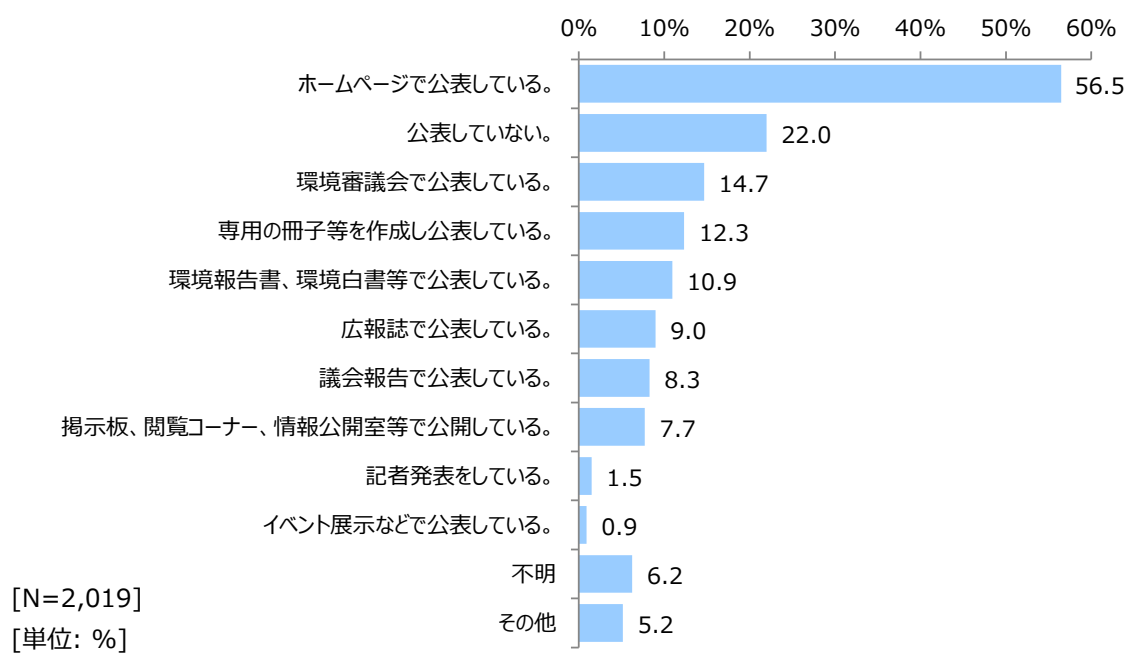


		回答数	%
	全 体	722	100.0
1	組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい	361	50.0
2	構成団体や構成団体が共通の他の組合の窓口がわからない	19	2.6
3	構成団体や他の組合に相談したことがない	292	40.4
4	構成団体や他の組合と計画期間が合致しない	14	1.9
5	構成団体の賛同が得られなかった	2	0.3
6	その他	105	14.5

13) 事務事業編の公表方法

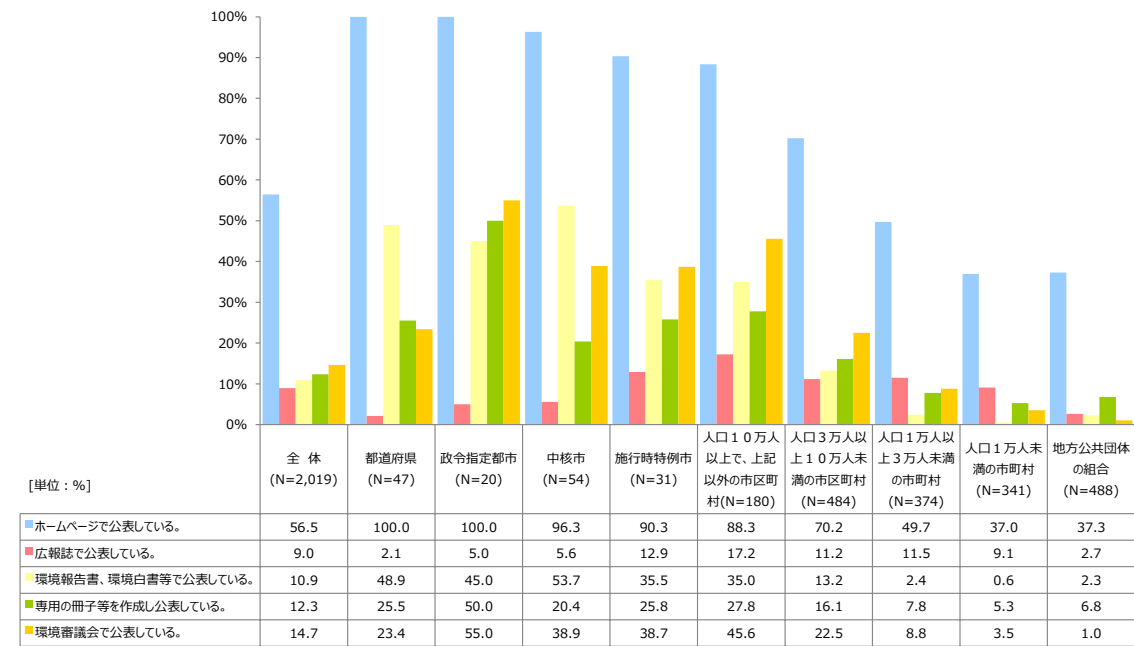
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している。」(56.5%)が最も多く、「公表していない。」(22.0%)、「環境審議会で公表している。」(14.7%)、「専用の冊子等を作成し公表している。」(12.3%)、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(10.9%)と続く。

図表 107 事務事業編の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない。」の割合が高くなる傾向がある。

図表 108 事務事業編の公表方法【団体区分別】



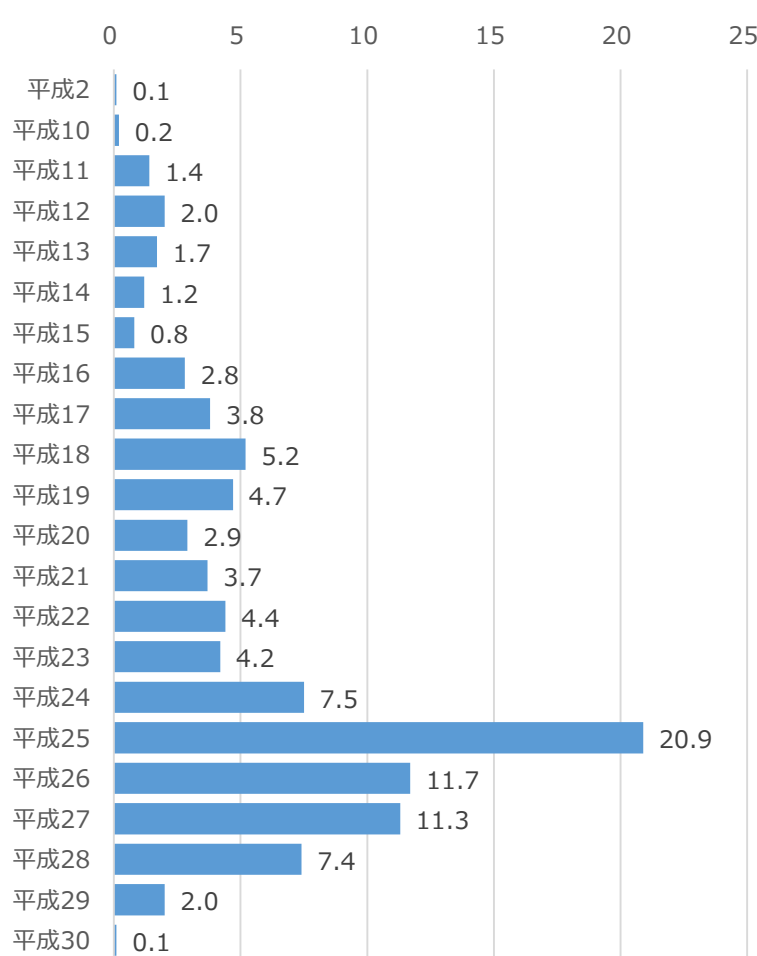
N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 万 人 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 の 市 以 上 区 3	市 町 人 口 1 万 人 未 満 の 市	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	2,019	47	20	54	31	180	484	374	341	488
ホームページで公表している。	1,140 (56.5)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (96.3)	28 (90.3)	159 (88.3)	340 (70.2)	186 (49.7)	126 (37.0)	182 (37.3)
広報誌で公表している。	181 (9.0)	1 (2.1)	1 (5.0)	3 (5.6)	4 (12.9)	31 (17.2)	54 (11.2)	43 (11.5)	31 (9.1)	13 (2.7)
環境報告書、環境白書等で公表している。	221 (10.9)	23 (48.9)	9 (45.0)	29 (53.7)	11 (35.5)	63 (35.0)	64 (13.2)	9 (2.4)	2 (0.6)	11 (2.3)
専用の冊子等を作成し公表している。	249 (12.3)	12 (25.5)	10 (50.0)	11 (20.4)	8 (25.8)	50 (27.8)	78 (16.1)	29 (7.8)	18 (5.3)	33 (6.8)
環境審議会で公表している。	296 (14.7)	11 (23.4)	11 (55.0)	21 (38.9)	12 (38.7)	82 (45.6)	109 (22.5)	33 (8.8)	12 (3.5)	5 (1.0)
議会報告で公表している。	167 (8.3)	7 (14.9)	9 (45.0)	10 (18.5)	5 (16.1)	35 (19.4)	47 (9.7)	26 (7.0)	17 (5.0)	11 (2.3)
記者発表をしている。	30 (1.5)	5 (10.6)	7 (35.0)	2 (3.7)	3 (9.7)	2 (1.1)	7 (1.4)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (0.2)
イベント展示などで公表している。	18 (0.9)	0 (0.0)	2 (10.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	2 (1.1)	6 (1.2)	4 (1.1)	0 (0.0)	1 (0.2)
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	156 (7.7)	3 (6.4)	5 (25.0)	8 (14.8)	9 (29.0)	29 (16.1)	27 (5.6)	20 (5.3)	9 (2.6)	46 (9.4)
その他	104 (5.2)	1 (2.1)	1 (5.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	4 (2.2)	16 (3.3)	20 (5.3)	18 (5.3)	43 (8.8)
公表していない。	444 (22.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.5)	5 (2.8)	65 (13.4)	96 (25.7)	104 (30.5)	172 (35.2)
不明	126 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	13 (2.7)	32 (8.6)	49 (14.4)	31 (6.4)

(2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象

1) 温室効果ガス総排出量：基準年度

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「平成 25 年度」(20.9%) が最も多い。

図表 109 温室効果ガス総排出量：基準年度



[N=1,986]

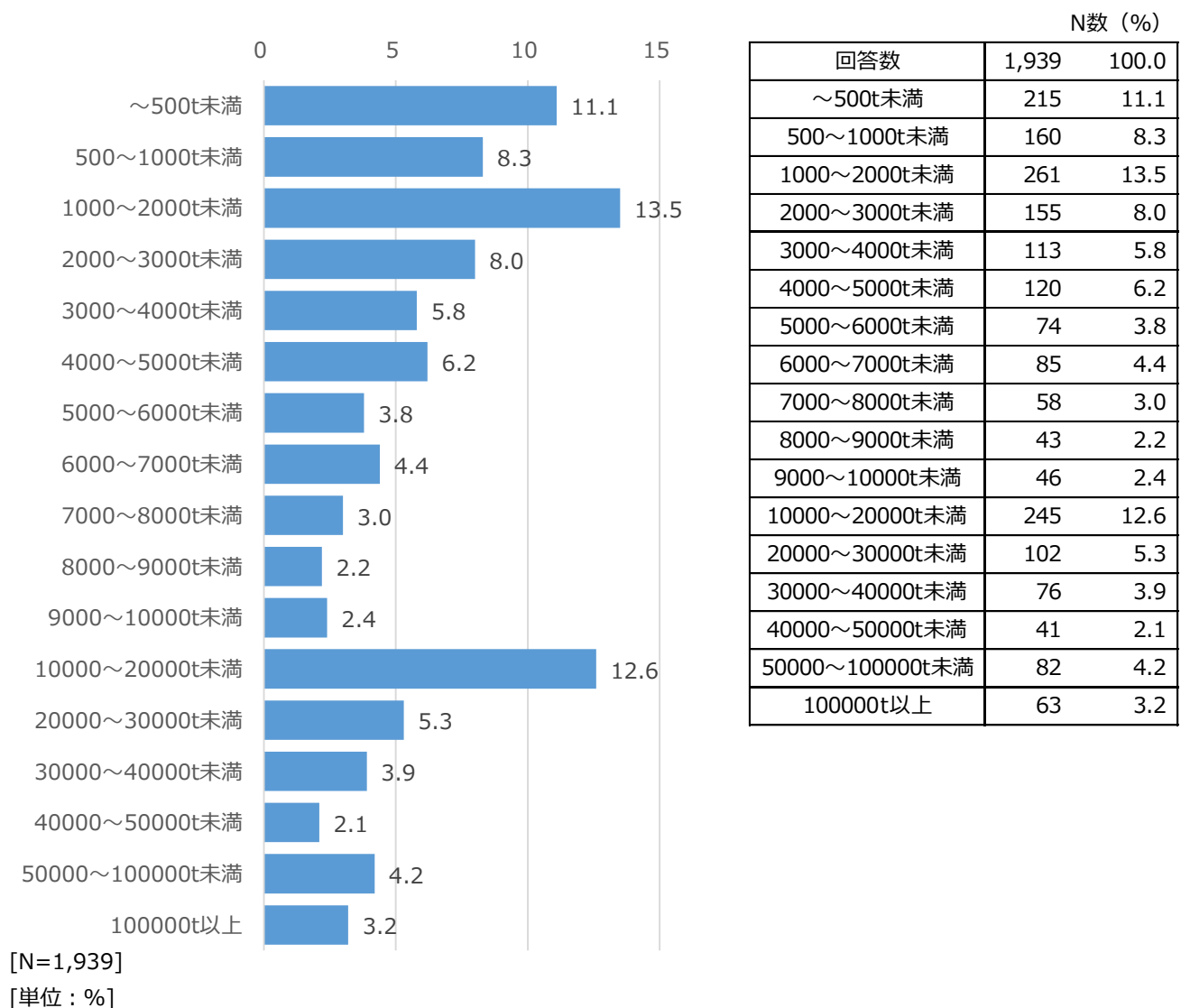
[単位：%]

		N数 (%)	
回答数		1,986	(100.0)
平成2	1990	2	(0.1)
平成10	1998	4	(0.2)
平成11	1999	27	(1.4)
平成12	2000	40	(2.0)
平成13	2001	34	(1.7)
平成14	2002	23	(1.2)
平成15	2003	16	(0.8)
平成16	2004	56	(2.8)
平成17	2005	76	(3.8)
平成18	2006	103	(5.2)
平成19	2007	94	(4.7)
平成20	2008	58	(2.9)
平成21	2009	73	(3.7)
平成22	2010	88	(4.4)
平成23	2011	83	(4.2)
平成24	2012	149	(7.5)
平成25	2013	416	(20.9)
平成26	2014	232	(11.7)
平成27	2015	224	(11.3)
平成28	2016	146	(7.4)
平成29	2017	40	(2.0)
平成30	2018	2	(0.1)

2) 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス総排出量は、「1000～2000t 未満」（13.5%）が最も多く、「10000～20000t 未満」（12.6%）、「～500t 未満」（11.1%）、「500～1000t 未満」（8.3%）、「2000～3000t 未満」（8.0%）と続く。

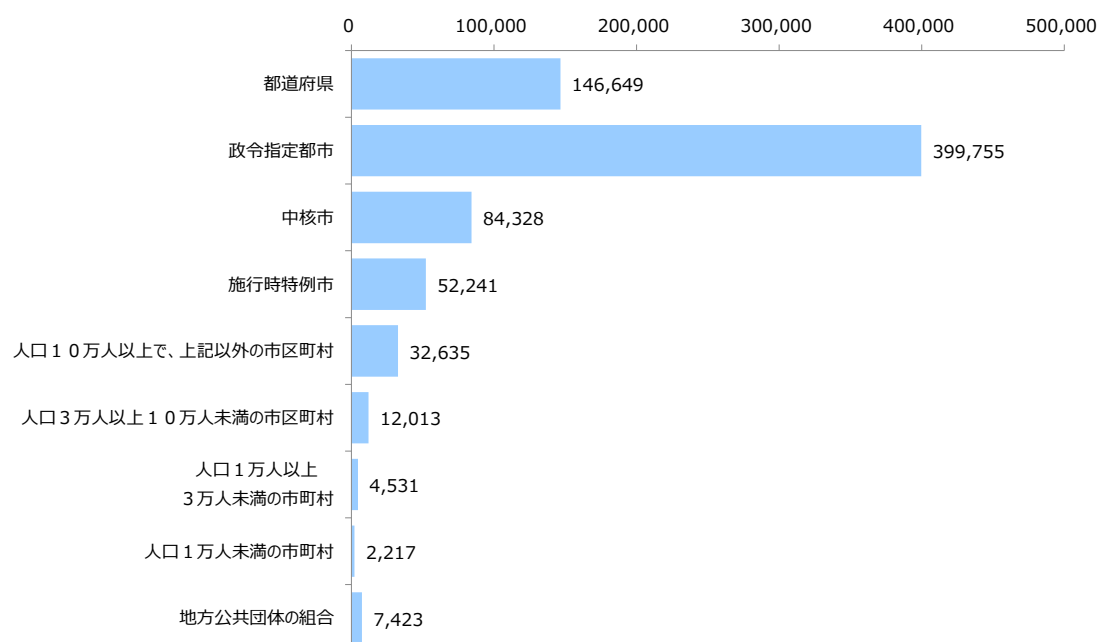
図表 110 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量



地方公共団体の区分別に、温室効果ガス総排出量（基準年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（399,755t）が最も多く、「都道府県」（146,649t）、「中核市」（84,328t）と続く。

「地方公共団体の組合」（7,423t）は、「人口1万人以上3万人未満の市町村」（4,531t）と「人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）」（12,013t）の間の水準である。

図表 111 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別平均値】



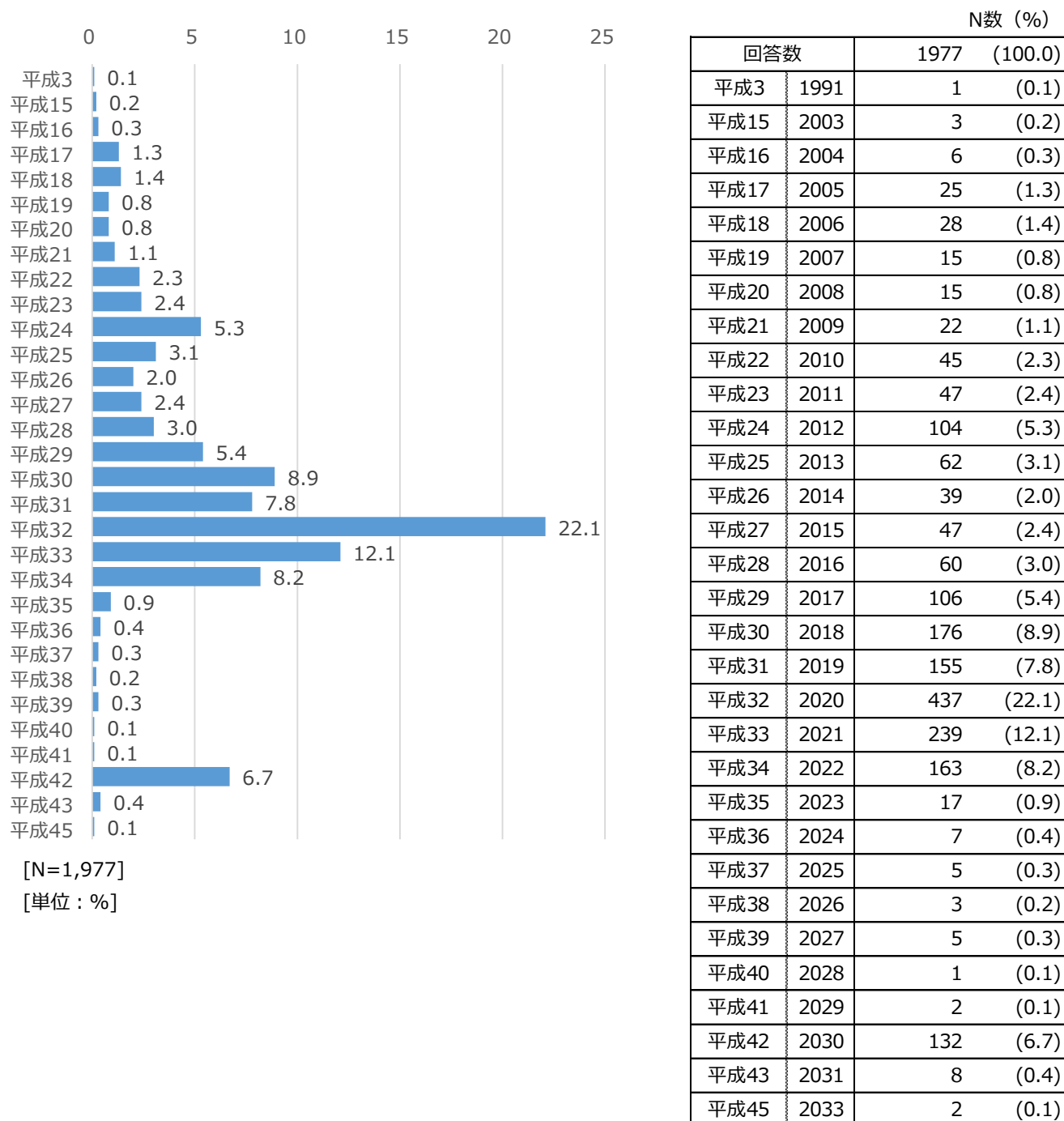
[N=1,939]

[単位：t]

3) 温室効果ガス総排出量：目標年度

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「平成 32 年度」(22.1%)が最も多い。

図表 112 温室効果ガス総排出量：目標年度

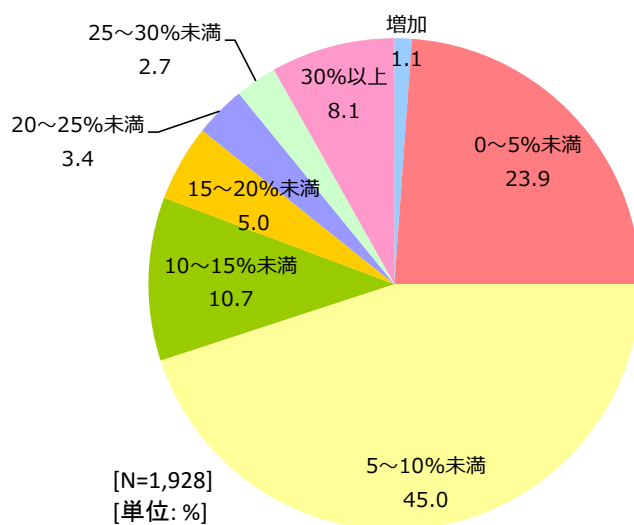


4) 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量の基準年度からの削減率

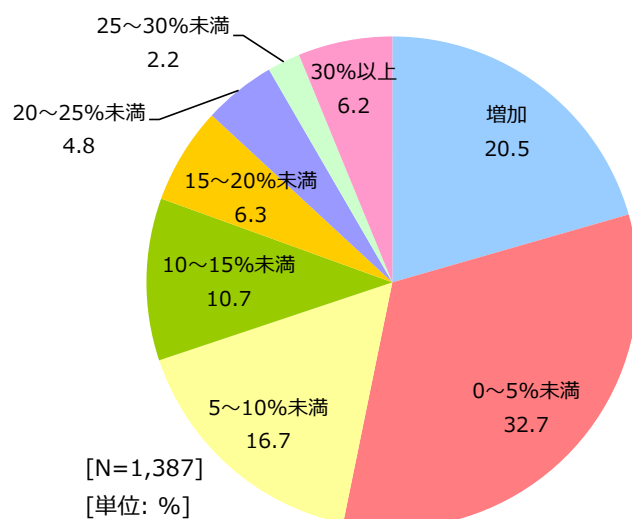
事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（45.0%）が最も多い。

また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（32.7%）が最も多く、次いで「増加」（20.5%）が多い。

図表 113 目標年度排出量の基準年度からの削減率



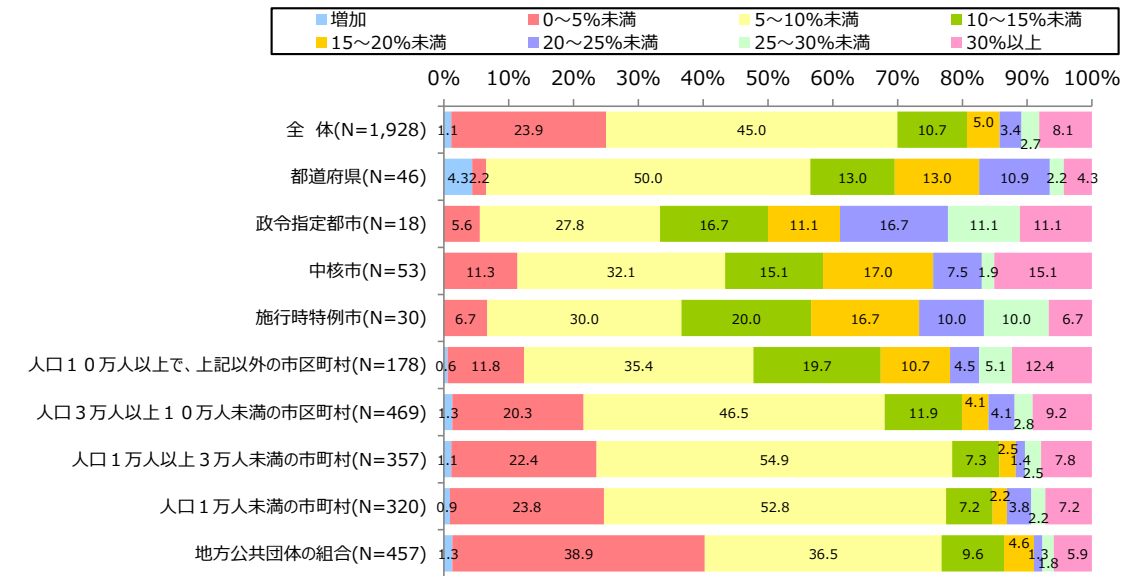
図表 114 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

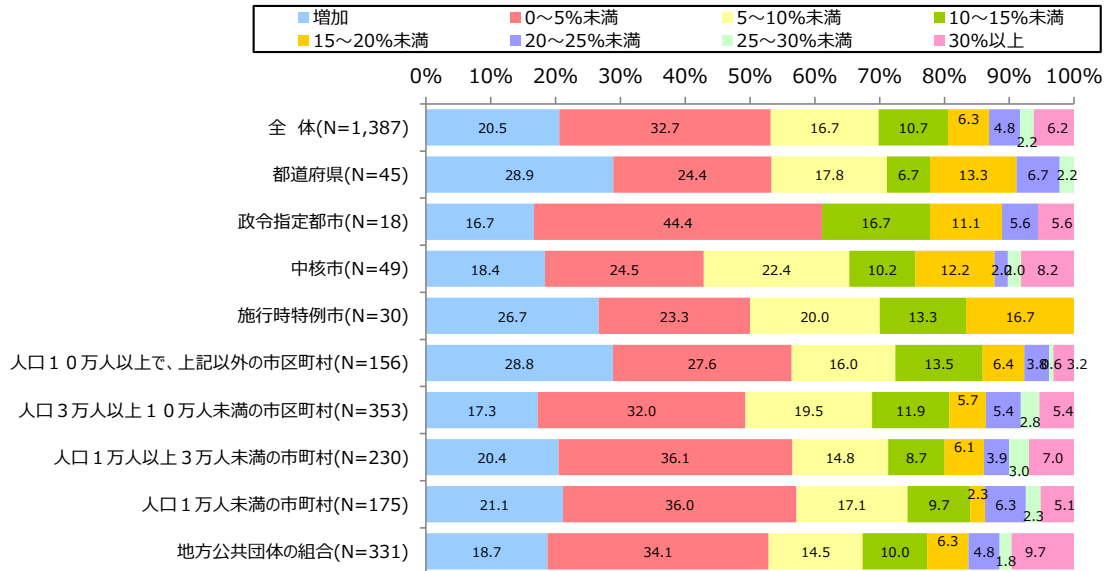
一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

図表 115 目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】



N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 上 1 区 以 外 の 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の 人	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	1,928 (100.0)	46 (100.0)	18 (100.0)	53 (100.0)	30 (100.0)	178 (100.0)	469 (100.0)	357 (100.0)	320 (100.0)	457 (100.0)
増加	22 (1.1)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	6 (1.3)	4 (1.1)	3 (0.9)	6 (1.3)
0～5%未満	460 (23.9)	1 (2.2)	1 (5.6)	6 (11.3)	2 (6.7)	21 (11.8)	95 (20.3)	80 (22.4)	76 (23.8)	178 (38.9)
5～10%未満	867 (45.0)	23 (50.0)	5 (27.8)	17 (32.1)	9 (30.0)	63 (35.4)	218 (46.5)	196 (54.9)	169 (52.8)	167 (36.5)
10～15%未満	207 (10.7)	6 (13.0)	3 (16.7)	8 (15.1)	6 (20.0)	35 (19.7)	56 (11.9)	26 (7.3)	23 (7.2)	44 (9.6)
15～20%未満	97 (5.0)	6 (13.0)	2 (11.1)	9 (17.0)	5 (16.7)	19 (10.7)	19 (4.1)	9 (2.5)	7 (2.2)	21 (4.6)
20～25%未満	65 (3.4)	5 (10.9)	3 (16.7)	4 (7.5)	3 (10.0)	8 (4.5)	19 (4.1)	5 (1.4)	12 (3.8)	6 (1.3)
25～30%未満	53 (2.7)	1 (2.2)	2 (11.1)	1 (1.9)	3 (10.0)	9 (5.1)	13 (2.8)	9 (2.5)	7 (2.2)	8 (1.8)
30%以上	157 (8.1)	2 (4.3)	2 (11.1)	8 (15.1)	2 (6.7)	22 (12.4)	43 (9.2)	28 (7.8)	23 (7.2)	27 (5.9)

図表 116 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】



	全 体	団体区分										N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口10万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人以上の市
回答数	1,387 (100.0)	45 (100.0)	18 (100.0)	49 (100.0)	30 (100.0)	156 (100.0)	353 (100.0)	230 (100.0)	175 (100.0)	331 (100.0)			
増加	285 (20.5)	13 (28.9)	3 (16.7)	9 (18.4)	8 (26.7)	45 (28.8)	61 (17.3)	47 (20.4)	37 (21.1)	62 (18.7)			
0~5%未満	453 (32.7)	11 (24.4)	8 (44.4)	12 (24.5)	7 (23.3)	43 (27.6)	113 (32.0)	83 (36.1)	63 (36.0)	113 (34.1)			
5~10%未満	231 (16.7)	8 (17.8)	0 (0.0)	11 (22.4)	6 (20.0)	25 (16.0)	69 (19.5)	34 (14.8)	30 (17.1)	48 (14.5)			
10~15%未満	148 (10.7)	3 (6.7)	3 (16.7)	5 (10.2)	4 (13.3)	21 (13.5)	42 (11.9)	20 (8.7)	17 (9.7)	33 (10.0)			
15~20%未満	88 (6.3)	6 (13.3)	2 (11.1)	6 (12.2)	5 (16.7)	10 (6.4)	20 (5.7)	14 (6.1)	4 (2.3)	21 (6.3)			
20~25%未満	66 (4.8)	3 (6.7)	1 (5.6)	1 (2.0)	0 (0.0)	6 (3.8)	19 (5.4)	9 (3.9)	11 (6.3)	16 (4.8)			
25~30%未満	30 (2.2)	1 (2.2)	0 (0.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	10 (2.8)	7 (3.0)	4 (2.3)	6 (1.8)			
30%以上	86 (6.2)	0 (0.0)	1 (5.6)	4 (8.2)	0 (0.0)	5 (3.2)	19 (5.4)	16 (7.0)	9 (5.1)	32 (9.7)			

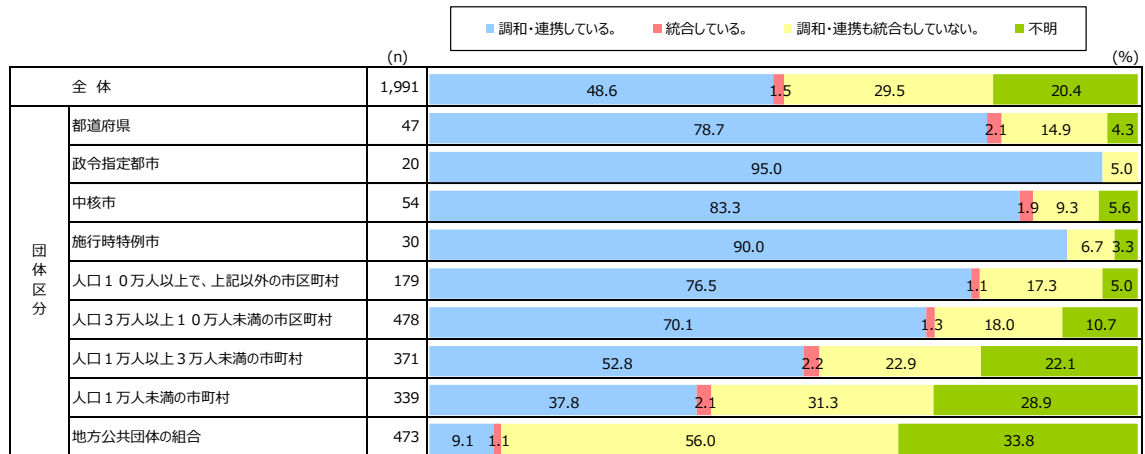
５） 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況

①総合計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と総合計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」（48.6％）が最も多く、「調和・連携も統合もしていない。」（29.5％）が続く。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 117 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(1)総合計画【団体区分別】



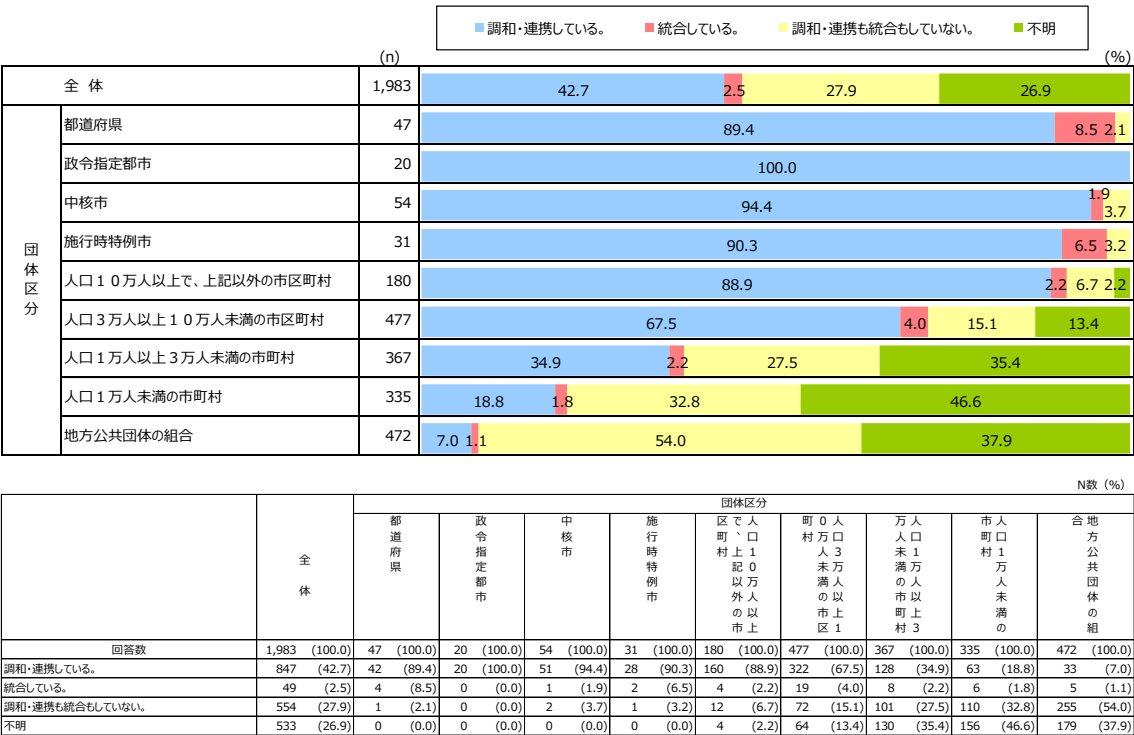
		N数 (%)										
	全 体	団体区分										
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村
回答数	1,991 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	30 (100.0)	179 (100.0)	478 (100.0)	371 (100.0)	339 (100.0)	473 (100.0)		
調和・連携している。	967 (48.6)	37 (78.7)	19 (95.0)	45 (83.3)	27 (90.0)	137 (76.5)	335 (70.1)	196 (52.8)	128 (37.8)	43 (9.1)		
統合している。	30 (1.5)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	2 (1.1)	6 (1.3)	8 (2.2)	7 (2.1)	5 (1.1)		
調和・連携も統合もしていない。	588 (29.5)	7 (14.9)	1 (5.0)	5 (9.3)	2 (6.7)	31 (17.3)	86 (18.0)	85 (22.9)	106 (31.3)	265 (56.0)		
不明	406 (20.4)	2 (4.3)	0 (0.0)	3 (5.6)	1 (3.3)	9 (5.0)	51 (10.7)	82 (22.1)	98 (28.9)	160 (33.8)		

②環境基本計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」(42.7%) が最も多く、「調和・連携も統合もしていない。」(27.9%) が続く。

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している。」と回答した割合が高い。

図表 118 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(2)環境基本計画【団体区分別】

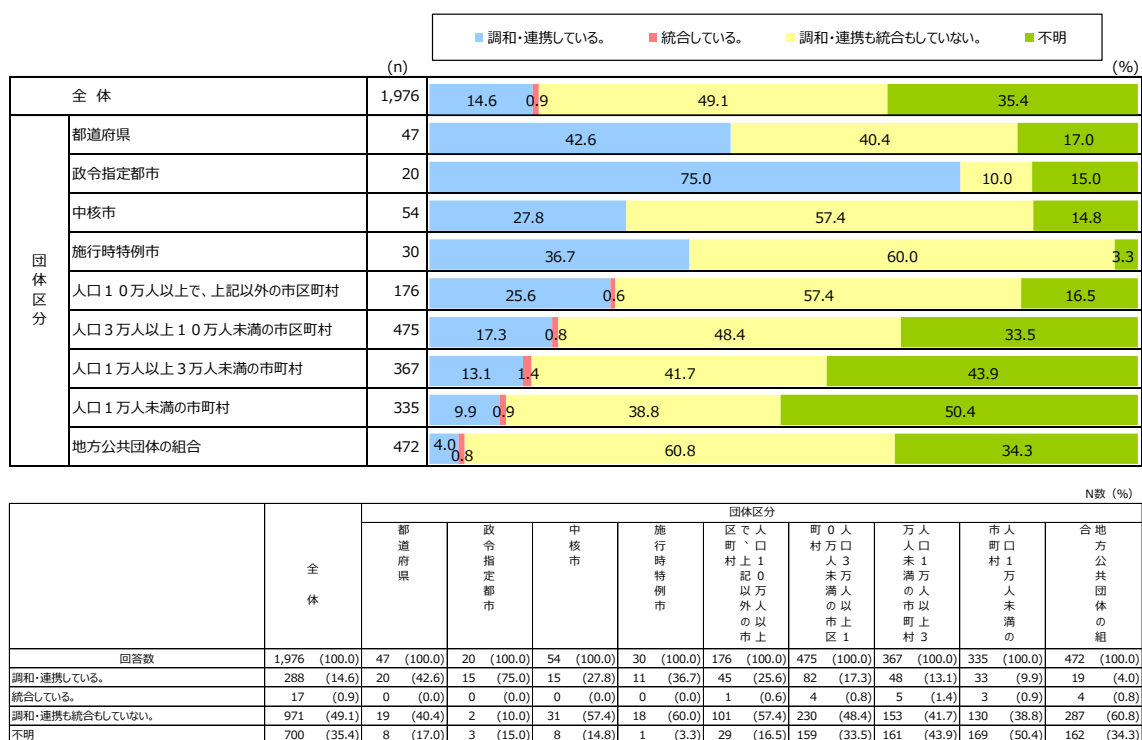


③公共施設等総合管理計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携も統合もしていない。」(49.1%)が最も多く、「不明」(35.4%)が続く。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 119 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】

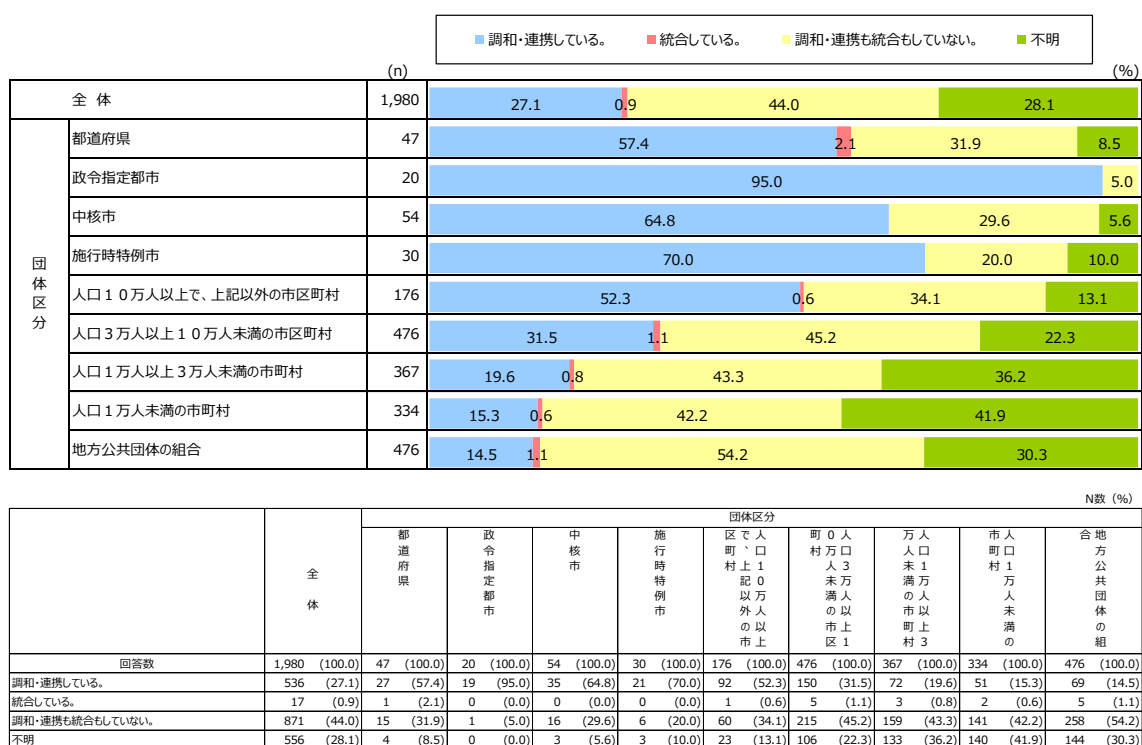


④廃棄物処理計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と廃棄物処理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携も統合もしていない。」（44.0%）が最も多く、「不明」（28.1%）が続く。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 120 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】

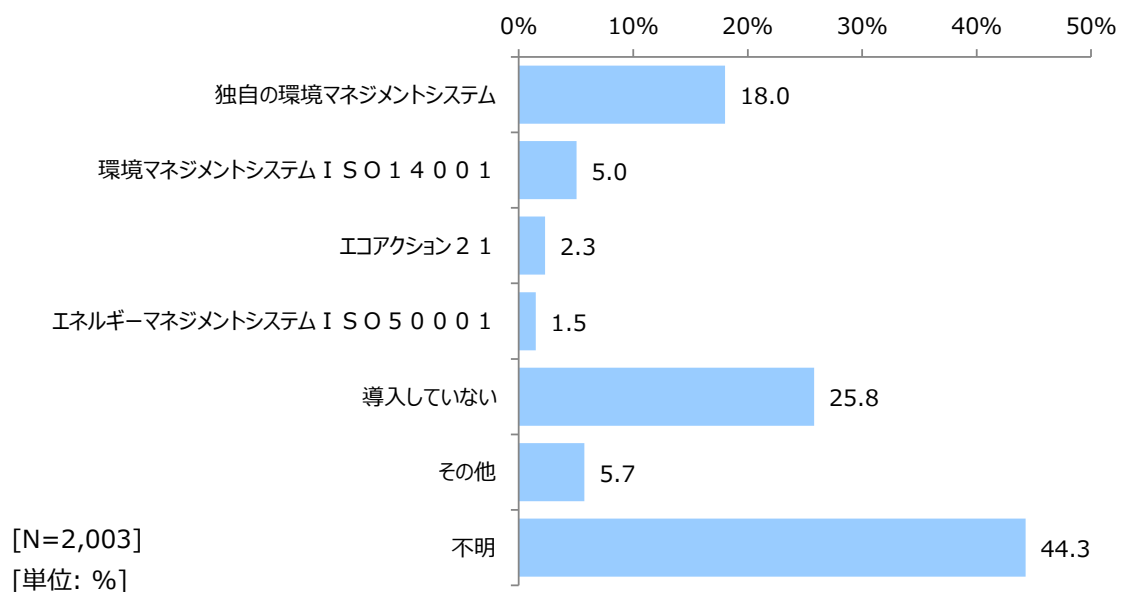


（３）実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み

１）導入している環境関連マネジメントシステム

事務事業編を策定済みの団体における環境関連マネジメントシステムの導入状況は、「不明」（44.3%）が最も多く、「導入していない。」（25.8%）、「独自の環境マネジメントシステム」（18.0%）と続く。

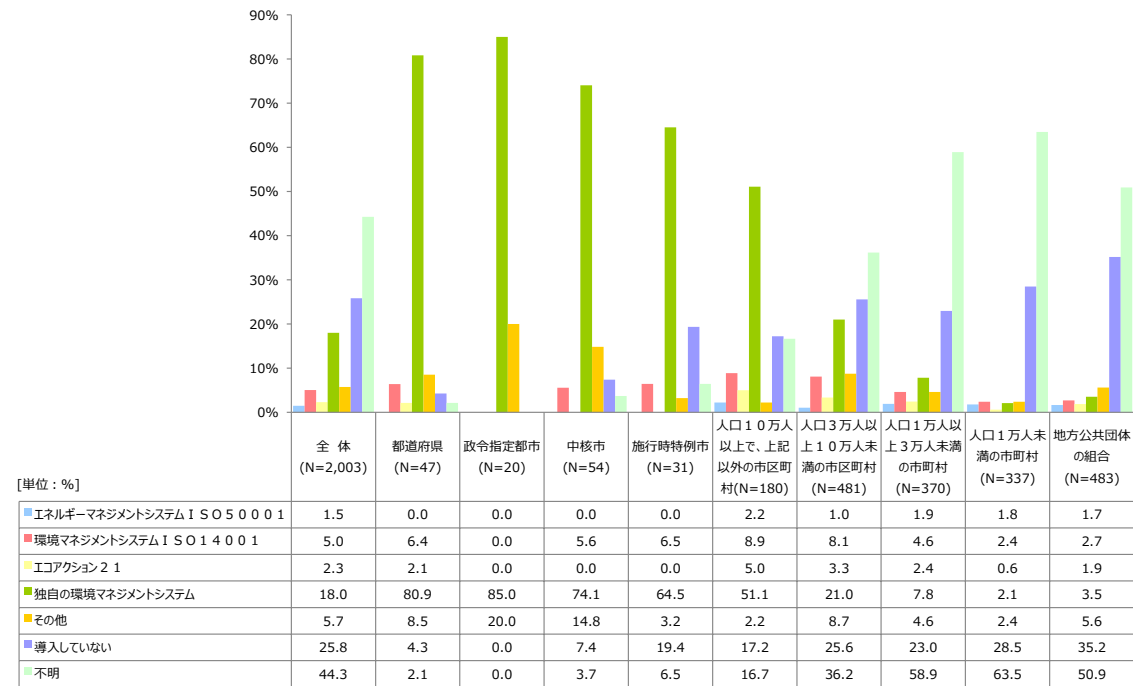
図表 121 導入している環境関連マネジメントシステム



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない。」との回答が多い。

図表 122 導入している環境関連マネジメントシステム
【団体区分別】

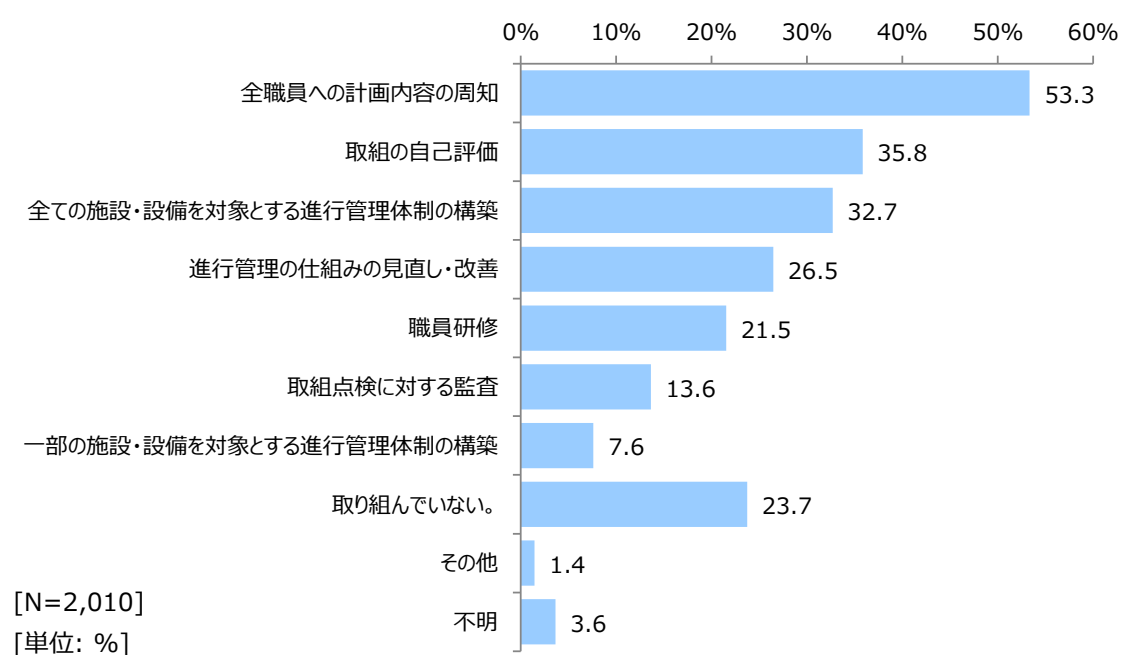


N数 (%)											
全 体	団体区分										
	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 万 人 以 上 区 1	万 人 口 未 1 万 の 人 市 以 上 区 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の	合 計	地 方 公 共 団 体 の 組	
	回答数	2,003 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	481 (100.0)	370 (100.0)	337 (100.0)	483 (100.0)
	エネルギーマネジメントシステムISO50001	30 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.2)	5 (1.0)	7 (1.9)	6 (1.8)	8 (1.7)
	環境マネジメントシステムISO14001	101 (5.0)	3 (6.4)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.5)	16 (8.9)	39 (8.1)	17 (4.6)	8 (2.4)	13 (2.7)
	エコアクション21	46 (2.3)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (5.0)	16 (3.3)	9 (2.4)	2 (0.6)	9 (1.9)
	独自の環境マネジメントシステム	361 (18.0)	38 (80.9)	17 (85.0)	40 (74.1)	20 (64.5)	92 (51.1)	101 (21.0)	29 (7.8)	7 (2.1)	17 (3.5)
	その他	115 (5.7)	4 (8.5)	4 (20.0)	8 (14.8)	1 (3.2)	4 (2.2)	42 (8.7)	17 (4.6)	8 (2.4)	27 (5.6)
	導入していない	517 (25.8)	2 (4.3)	0 (0.0)	4 (7.4)	6 (19.4)	31 (17.2)	123 (25.6)	85 (23.0)	96 (28.5)	170 (35.2)
	不明	887 (44.3)	1 (2.1)	0 (0.0)	2 (3.7)	2 (6.5)	30 (16.7)	174 (36.2)	218 (58.9)	214 (63.5)	246 (50.9)

2) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

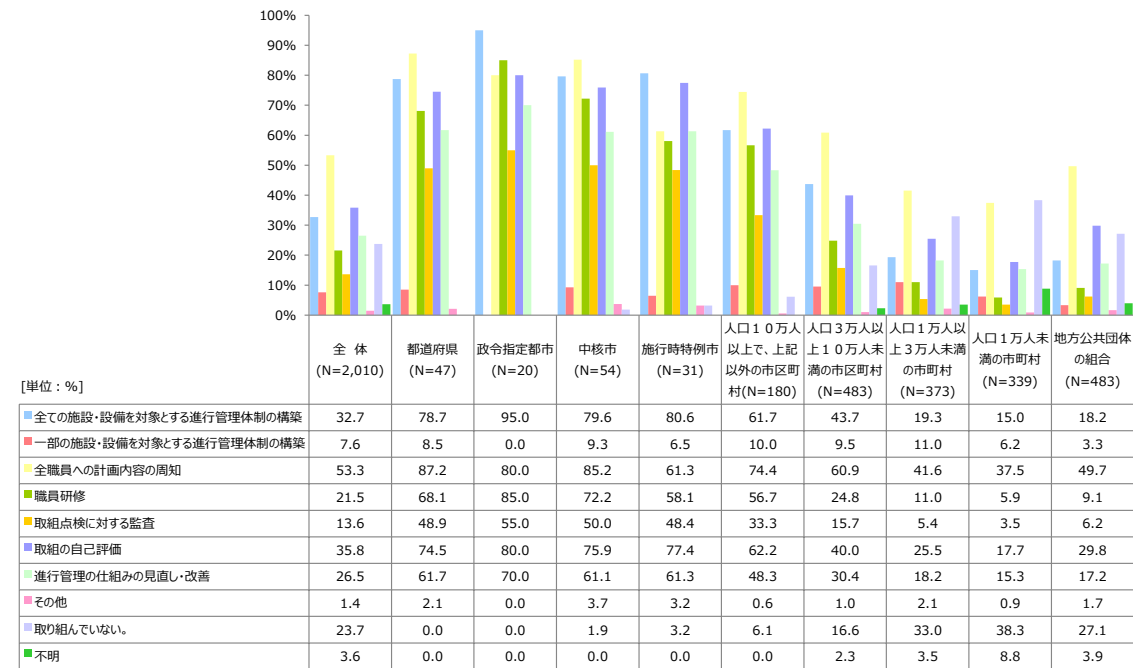
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(53.3%)が最も多く、「取組の自己評価」(35.8%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(32.7%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.5%)と続く。

図表 123 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない。」の割合が高い。

図表 124 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの【団体区分別】

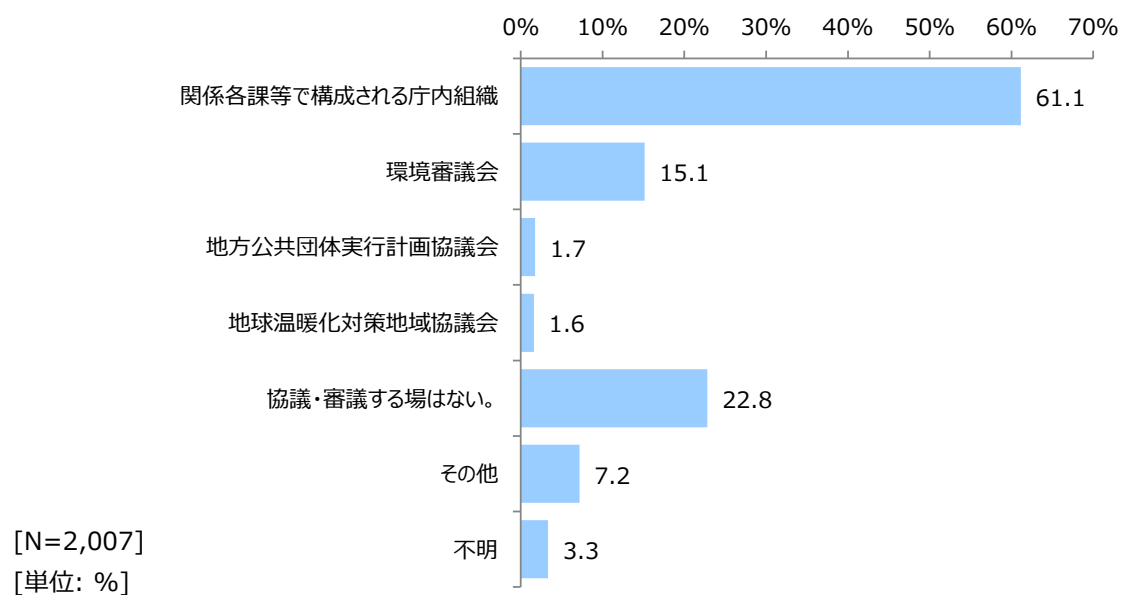


	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 上 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	万 人 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	2,010 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	483 (100.0)	373 (100.0)	339 (100.0)	483 (100.0)	
全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	657 (32.7)	37 (78.7)	19 (95.0)	43 (79.6)	25 (80.6)	111 (61.7)	211 (43.7)	72 (19.3)	51 (15.0)	88 (18.2)	
一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	153 (7.6)	4 (8.5)	0 (0.0)	5 (9.3)	2 (6.5)	18 (10.0)	46 (9.5)	41 (11.0)	21 (6.2)	16 (3.3)	
全職員への計画内容の周知	1,072 (53.3)	41 (87.2)	16 (80.0)	46 (85.2)	19 (61.3)	134 (74.4)	294 (60.9)	155 (41.6)	127 (37.5)	240 (49.7)	
職員研修	433 (21.5)	32 (68.1)	17 (85.0)	39 (72.2)	18 (58.1)	102 (56.7)	120 (24.8)	41 (11.0)	20 (5.9)	44 (9.1)	
取組点検に対する監督	274 (13.6)	23 (48.9)	11 (55.0)	27 (50.0)	15 (48.4)	60 (33.3)	76 (15.7)	20 (5.4)	12 (3.5)	30 (6.2)	
取組の自己評価	720 (35.8)	35 (74.5)	16 (80.0)	41 (75.9)	24 (77.4)	112 (62.2)	193 (40.0)	95 (25.5)	60 (17.7)	144 (29.8)	
進行管理の仕組みの見直し・改善	532 (26.5)	29 (61.7)	14 (70.0)	33 (61.1)	19 (61.3)	87 (48.3)	147 (30.4)	68 (18.2)	52 (15.3)	83 (17.2)	
その他	29 (1.4)	1 (2.1)	0 (0.0)	2 (3.7)	1 (3.2)	1 (0.6)	5 (1.0)	8 (2.1)	3 (0.9)	8 (1.7)	
取り組んでいない。	477 (23.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	11 (6.1)	80 (16.6)	123 (33.0)	130 (38.3)	131 (27.1)	
不明	73 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (2.3)	13 (3.5)	30 (8.8)	19 (3.9)	

3) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

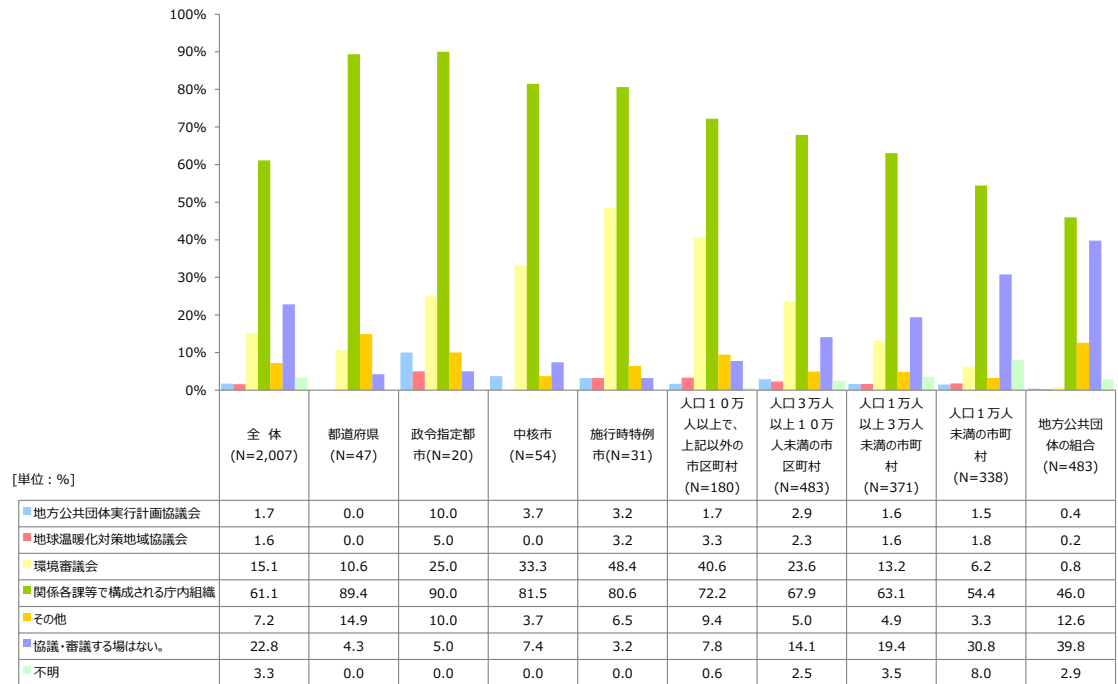
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(61.1%)が最も多く、「協議・審議する場はない。」(22.8%)、「環境審議会」(15.1%)と続く。

図表 125 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない。」の割合も高い。

図表 126 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場
【団体区分別】



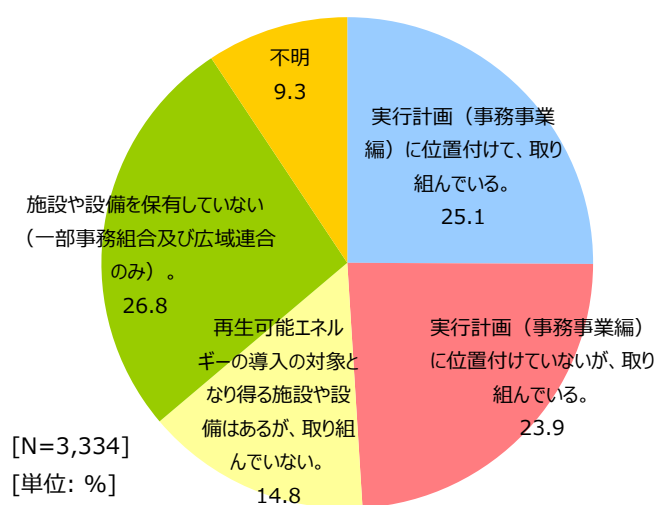
N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 0 人 以 上 以 下	町 0 人 村 1 万 0 人 以 上 区 1	万 人 口 未 1 万 人 の 市 以 上 区 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 町 村	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	2,007 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	483 (100.0)	371 (100.0)	338 (100.0)	483 (100.0)
地方公共団体実行計画協議会	35 (1.7)	0 (0.0)	2 (10.0)	2 (3.7)	1 (3.2)	3 (1.7)	14 (2.9)	6 (1.6)	5 (1.5)	2 (0.4)
地球温暖化対策地域協議会	32 (1.6)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	6 (3.3)	11 (2.3)	6 (1.6)	6 (1.8)	1 (0.2)
環境審議会	304 (15.1)	5 (10.6)	5 (25.0)	18 (33.3)	15 (48.4)	73 (40.6)	114 (23.6)	49 (13.2)	21 (6.2)	4 (0.8)
関係各課等で構成される庁内組織	1,227 (61.1)	42 (89.4)	18 (90.0)	44 (81.5)	25 (80.6)	130 (72.2)	328 (67.9)	234 (63.1)	184 (54.4)	222 (46.0)
その他	144 (7.2)	7 (14.9)	2 (10.0)	2 (3.7)	2 (6.5)	17 (9.4)	24 (5.0)	18 (4.9)	11 (3.3)	61 (12.6)
協議・審議する場はない。	458 (22.8)	2 (4.3)	1 (5.0)	4 (7.4)	1 (3.2)	14 (7.8)	68 (14.1)	72 (19.4)	104 (30.8)	192 (39.8)
不明	67 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	12 (2.5)	13 (3.5)	27 (8.0)	14 (2.9)

（４）事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

１）再生可能エネルギー導入の取組状況

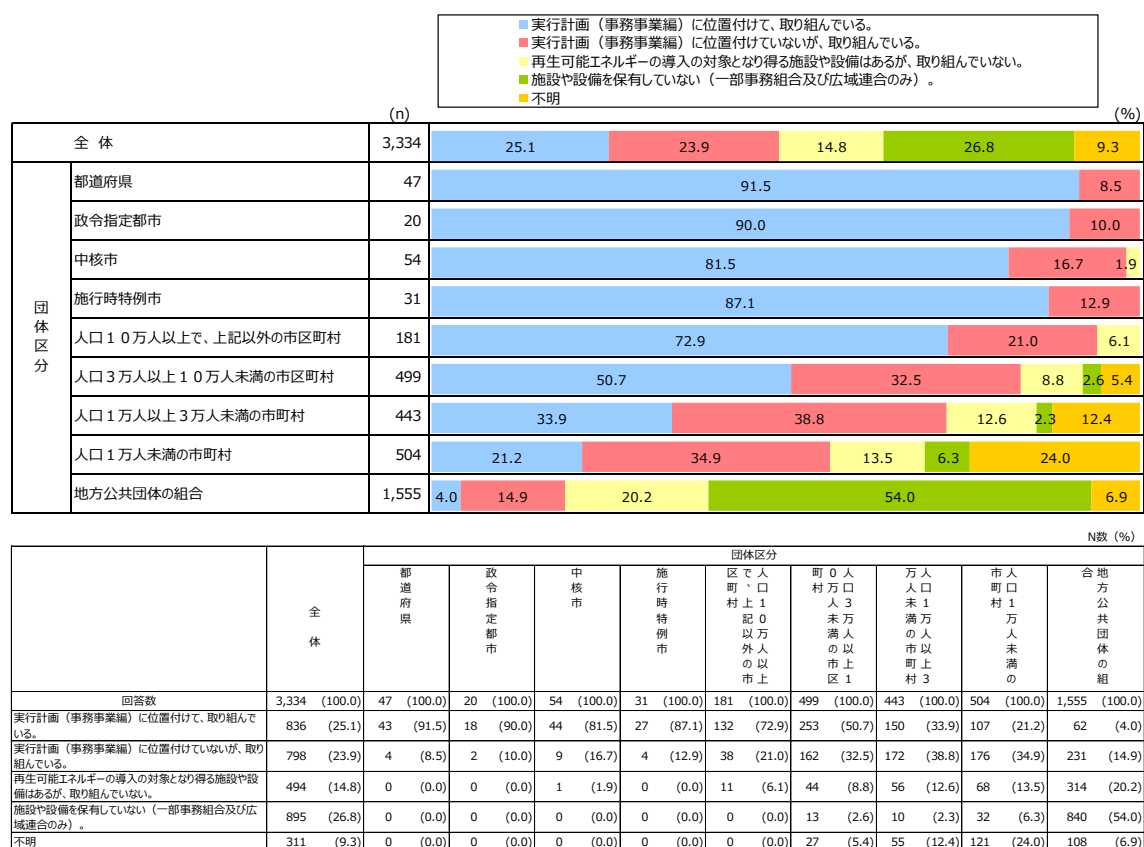
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 25.1%で、昨年度の 23.9%から 1.2%増加した。「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.9%で、昨年度の 23.6%から 0.3%増加した。

図表 127 再生可能エネルギー導入の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 128 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】



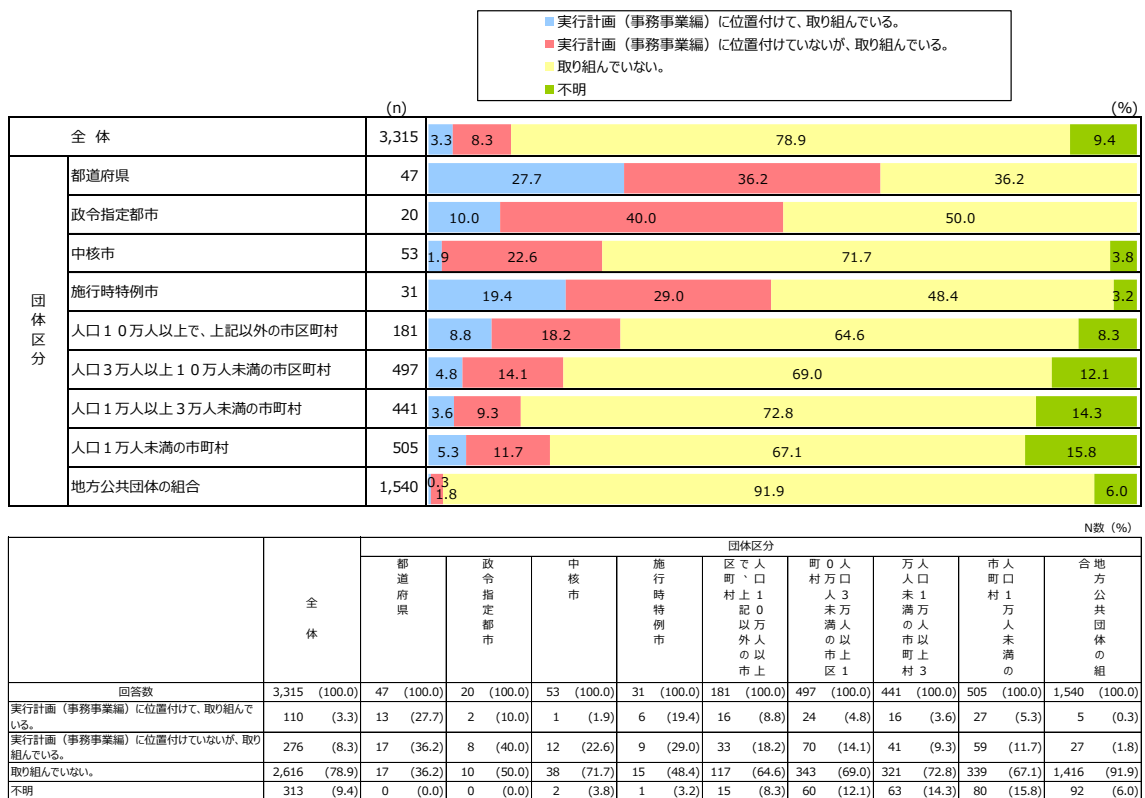
(5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況

1) 森林吸収源対策

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいない。」(78.9%)が多い。取り組んでいるのは11.6%で、昨年度の10.8%から0.8%増加した。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、政令指定都市、施行時特例市である。

図表 129 吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策
【団体区分別】

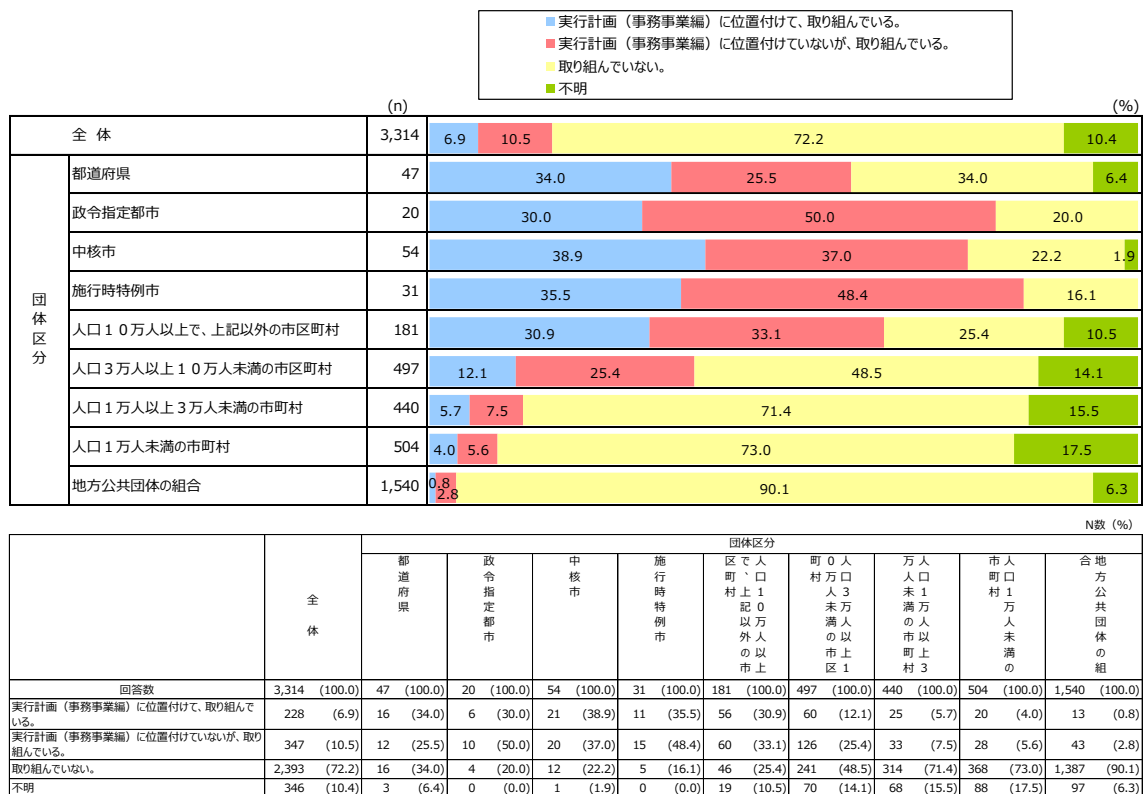


3) 都市緑化等の推進

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、「取り組んでいない。」(72.2%)が多い。取り組んでいるのは17.4%で、昨年度の16.7%から0.7%増加した。

都道府県及び人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 131 吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進
【団体区分別】



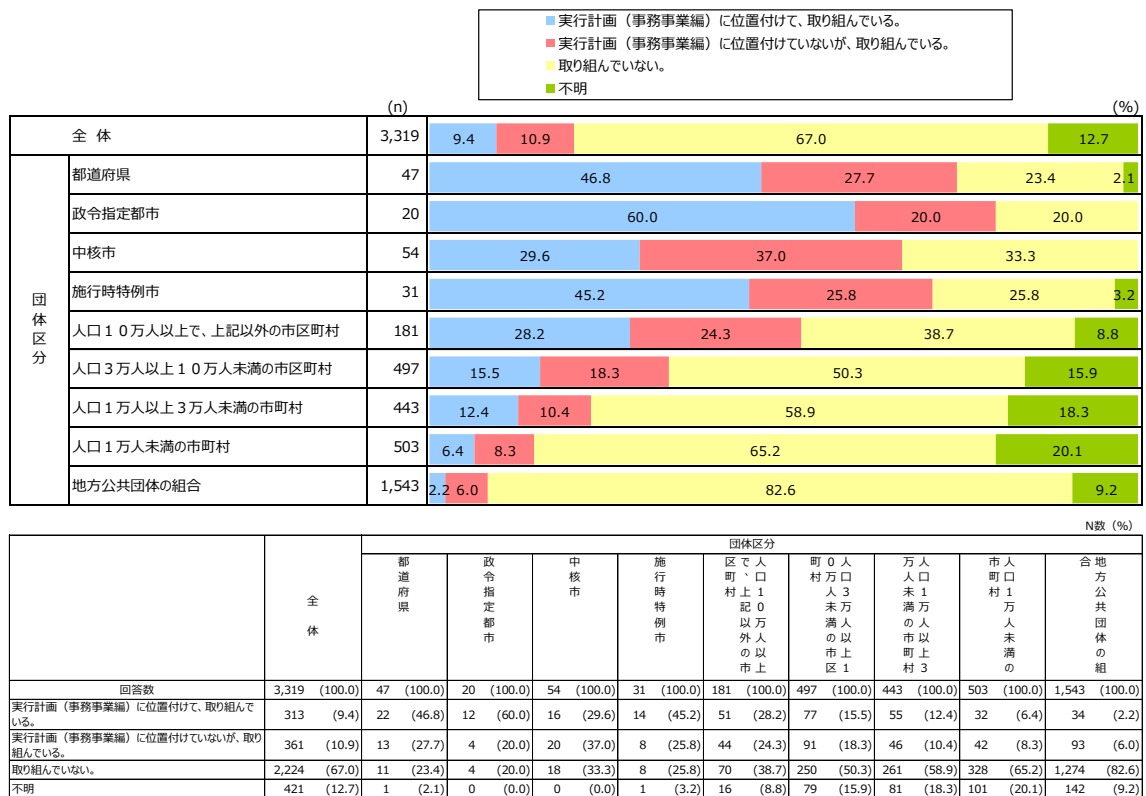
（６）地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況

１）環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、「取り組んでいない。」（67.0%）が多い。取り組んでいるのは20.3%で、昨年度の19.0%から1.3%増加した。

都道府県及び人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 132 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】



2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が 52.0%と過半数を超えている。昨年度の 50.0%から 2.0%増加した。

都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、ほとんどの団体が取り組んでいる。

図表 133 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進【団体区分別】

		(n)					(%)
全 体		3,324	32.8	19.2	39.9	8.1	
団 体 区 分	都道府県	47	91.5				8.5
	政令指定都市	20	90.0				10.0
	中核市	54	92.6				7.4
	施行時特例市	31	90.3				6.5 3.2
	人口 10 万人以上で、上記以外の市区町村	181	81.8				14.4 3.3 0.6
	人口 3 万人以上 10 万人未満の市区町村	498	57.6				21.3 14.3 6.8
	人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村	443	41.8				15.8 30.5 12.0
	人口 1 万人未満の市町村	502	27.1				19.1 40.8 12.9
	地方公共団体の組合	1,548	12.7				21.2 58.7 7.4

■ 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。

■ 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。

■ 取り組んでいない。

■ 不明

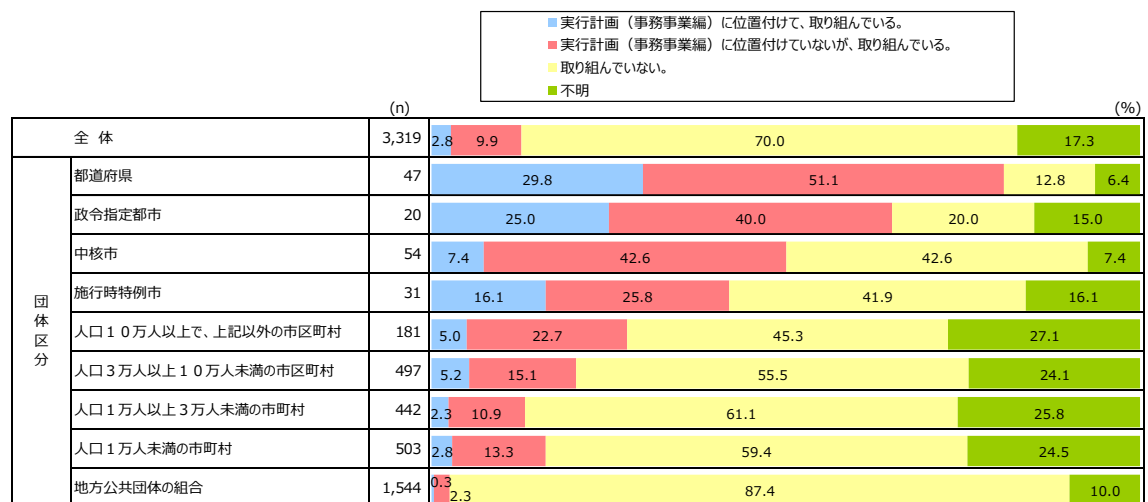
		N数 (%)										
		全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上	万 人 口 未 満 の 市 以 上	市 人 口 未 満 の 市 以 上	合 計	地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	3,324 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	498 (100.0)	443 (100.0)	502 (100.0)	1,548 (100.0)		
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	1,091 (32.8)	43 (91.5)	18 (90.0)	50 (92.6)	28 (90.3)	148 (81.8)	287 (57.6)	185 (41.8)	136 (27.1)	196 (12.7)		
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	638 (19.2)	4 (8.5)	2 (10.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	26 (14.4)	106 (21.3)	70 (15.8)	96 (19.1)	328 (21.2)		
取り組んでいない。	1,327 (39.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	6 (3.3)	71 (14.3)	135 (30.5)	205 (40.8)	909 (58.7)		
不明	268 (8.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	34 (6.8)	53 (12.0)	65 (12.9)	115 (7.4)		

3) 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、「取り組んでいない。」(70.0%)が多い。取り組んでいるのは12.7%で、昨年度の11.5%から1.2%増加した。

取り組んでいる割合は、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の順で高い。

図表 134 物品購入の配慮に係る事項の取組状況(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備
【団体区分別】



N数（％）											
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 の 市 上	町 人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 上	万 人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 上	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 上	合 計 公 共 団 体 の 組	
回答数	3,319 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	442 (100.0)	503 (100.0)	1,544 (100.0)	
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	92 (2.8)	14 (29.8)	5 (25.0)	4 (7.4)	5 (16.1)	9 (5.0)	26 (5.2)	10 (2.3)	14 (2.8)	5 (0.3)	
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	329 (9.9)	24 (51.1)	8 (40.0)	23 (42.6)	8 (25.8)	41 (22.7)	75 (15.1)	48 (10.9)	67 (13.3)	35 (2.3)	
取り組んでいない。	2,323 (70.0)	6 (12.8)	4 (20.0)	23 (42.6)	13 (41.9)	82 (45.3)	276 (55.5)	270 (61.1)	299 (59.4)	1,350 (87.4)	
不明	575 (17.3)	3 (6.4)	3 (15.0)	4 (7.4)	5 (16.1)	49 (27.1)	120 (24.1)	114 (25.8)	123 (24.5)	154 (10.0)	

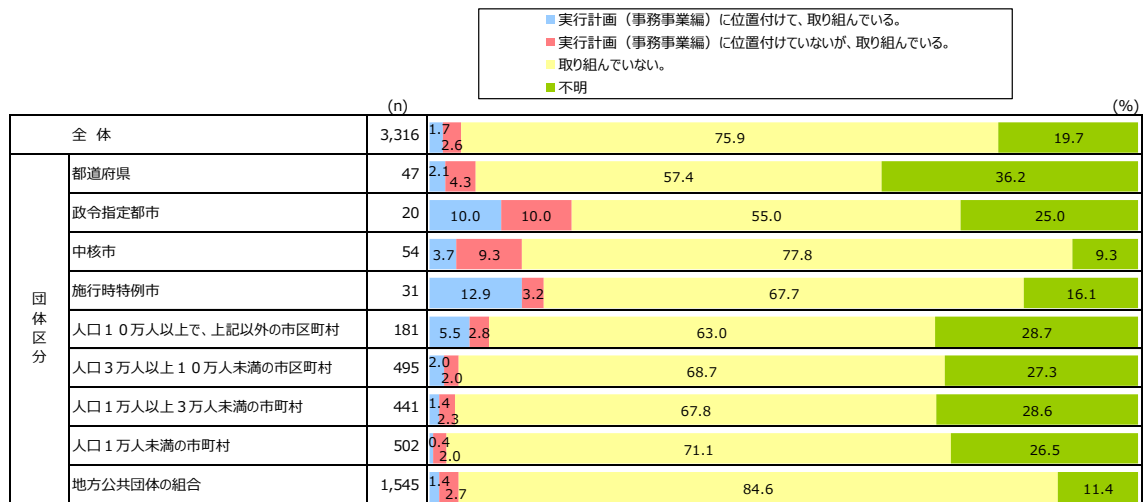
4) B A Tの積極的な導入

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「B A Tの積極的な導入」の取組状況については、「取り組んでいない。」(75.9%)が多い。取り組んでいるのは4.3%で、昨年度の4.2%から0.1%増加した。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 135 物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4) B A Tの積極的な導入
【団体区分別】



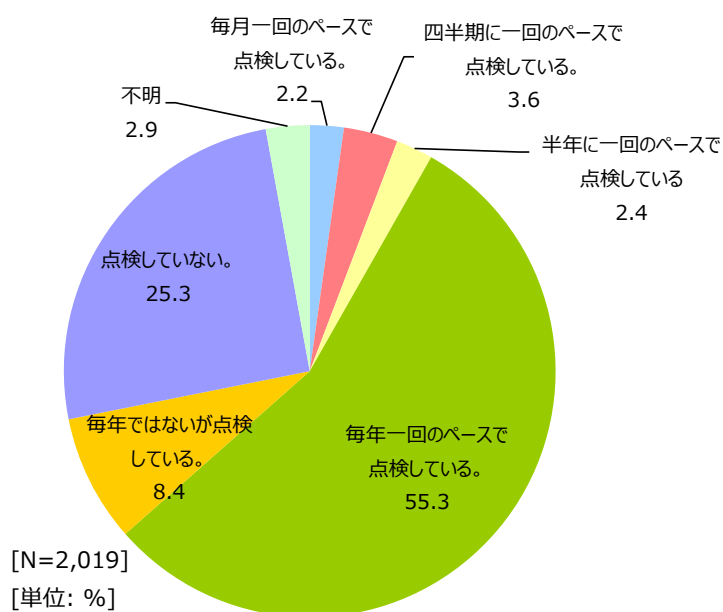
	全 体	団体区分										合 計
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市	町0人口3万人未満の市	区人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	市人口10万人以上の市	市人口10万人以上の市	
回答数	3,316 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	495 (100.0)	441 (100.0)	502 (100.0)	1,545 (100.0)		
実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	58 (1.7)	1 (2.1)	2 (10.0)	2 (3.7)	4 (12.9)	10 (5.5)	10 (2.0)	6 (1.4)	2 (0.4)	21 (1.4)		
実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	86 (2.6)	2 (4.3)	2 (10.0)	5 (9.3)	1 (3.2)	5 (2.8)	10 (2.0)	10 (2.3)	10 (2.0)	41 (2.7)		
取り組んでいない。	2,518 (75.9)	27 (57.4)	11 (55.0)	42 (77.8)	21 (67.7)	114 (63.0)	340 (68.7)	299 (67.8)	357 (71.1)	1,307 (84.6)		
不明	654 (19.7)	17 (36.2)	5 (25.0)	5 (9.3)	5 (16.1)	52 (28.7)	135 (27.3)	126 (28.6)	133 (26.5)	176 (11.4)		

（７）実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等

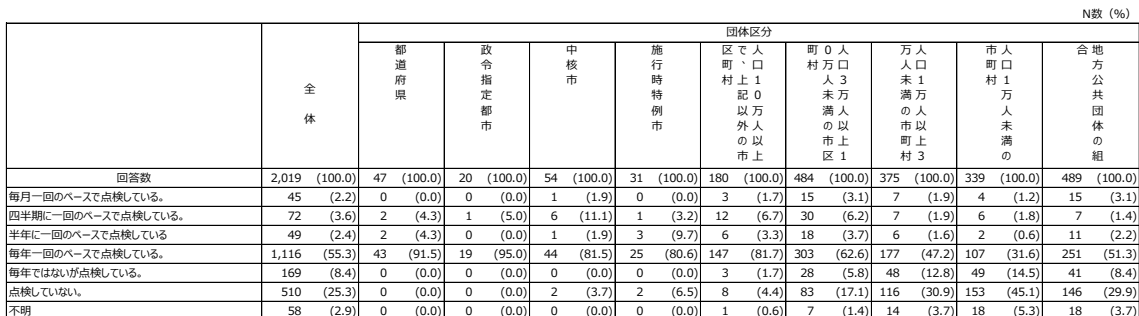
１）事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」（55.3%）が最も多く、「点検していない。」（25.3%）、「毎年ではないが点検している。」（8.4%）と続く。

図表 136 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



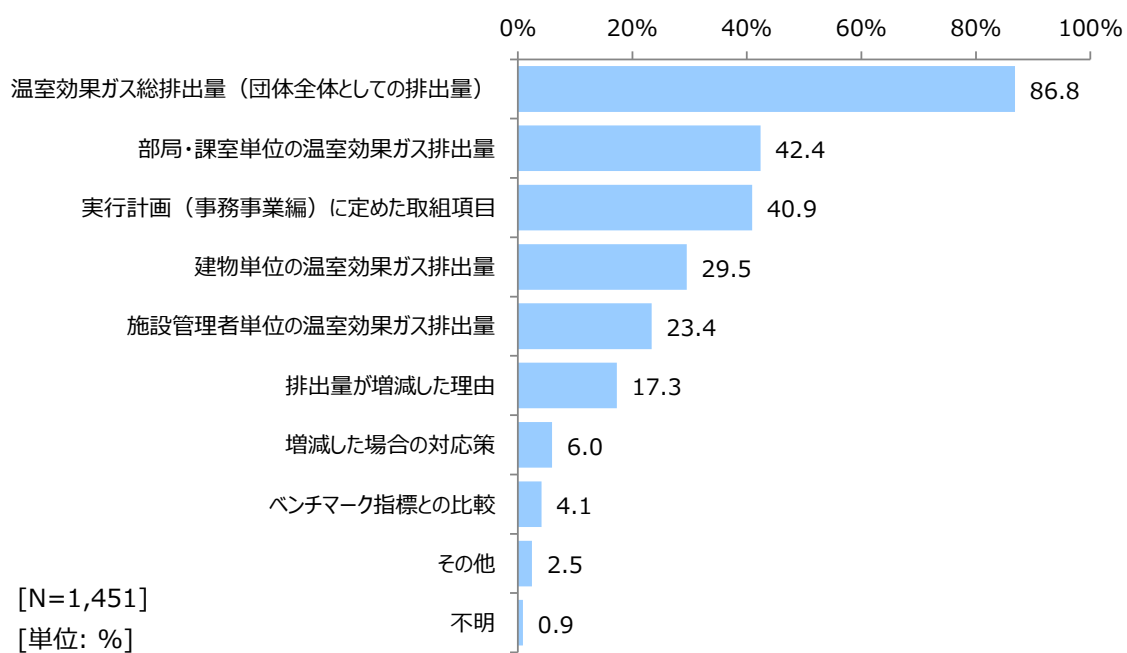
図表 137 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】



2) 事務事業編における点検の対象

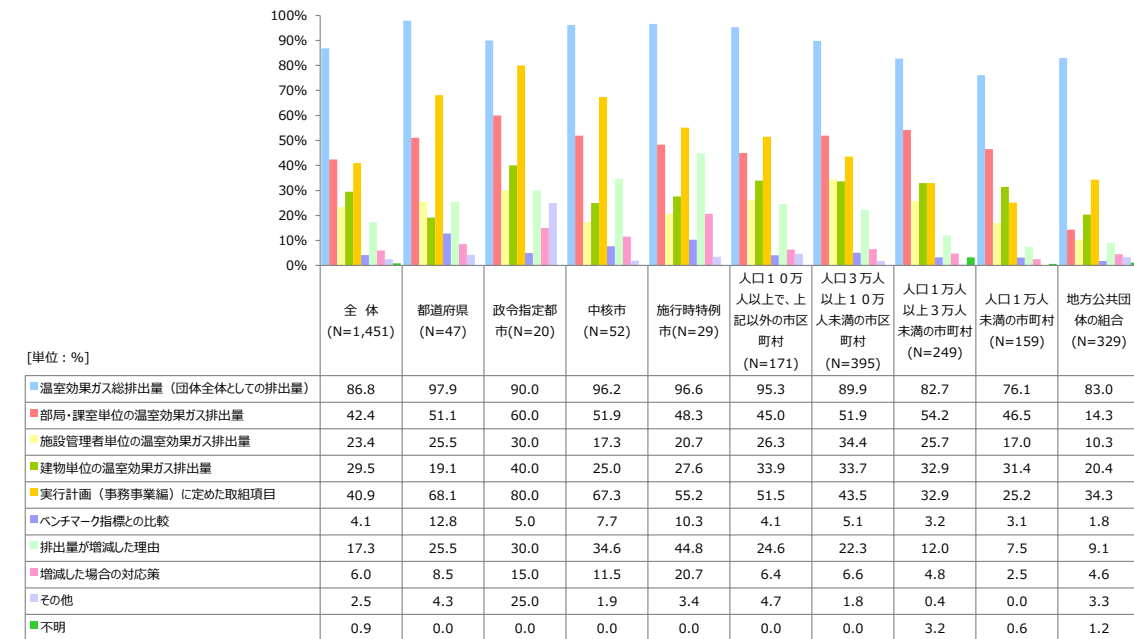
事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（86.8%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（42.4%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（40.9%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（29.5%）と続く。

図表 138 事務事業編における点検の対象



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」は小規模な団体や地方公共団体の組合においては、点検対象としていない割合が高くなる。

図表 139 事務事業編における点検の対象【団体区分別】

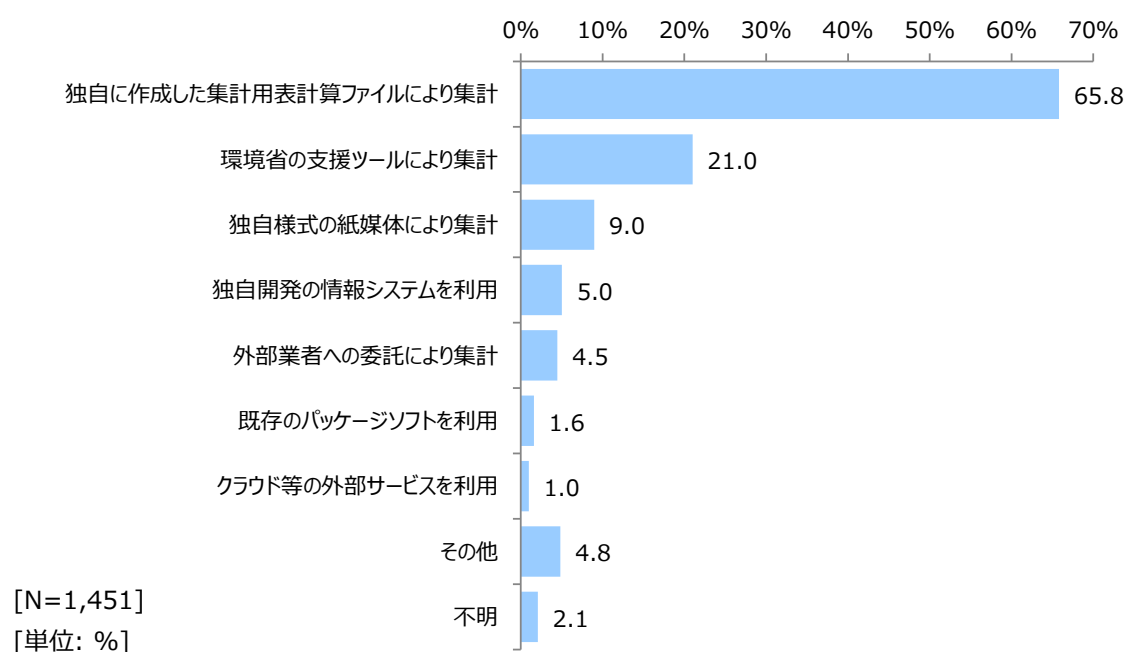


N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上 区 1	万 人 口 1 万 人 以 上 町 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の 町 1	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	1,451（100.0）	47（100.0）	20（100.0）	52（100.0）	29（100.0）	171（100.0）	395（100.0）	249（100.0）	159（100.0）	329（100.0）
温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	1,260（86.8）	46（97.9）	18（90.0）	50（96.2）	28（96.6）	163（95.3）	355（89.9）	206（82.7）	121（76.1）	273（83.0）
部局・課室単位の温室効果ガス排出量	615（42.4）	24（51.1）	12（60.0）	27（51.9）	14（48.3）	77（45.0）	205（51.9）	135（54.2）	74（46.5）	47（14.3）
施設管理者単位の温室効果ガス排出量	339（23.4）	12（25.5）	6（30.0）	9（17.3）	6（20.7）	45（26.3）	136（34.4）	64（25.7）	27（17.0）	34（10.3）
建物単位の温室効果ガス排出量	428（29.5）	9（19.1）	8（40.0）	13（25.0）	8（27.6）	58（33.9）	133（33.7）	82（32.9）	50（31.4）	67（20.4）
実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	594（40.9）	32（68.1）	16（80.0）	35（67.3）	16（55.2）	88（51.5）	172（43.5）	82（32.9）	40（25.2）	113（34.3）
ベンチマーク指標との比較	60（4.1）	6（12.8）	1（5.0）	4（7.7）	3（10.3）	7（4.1）	20（5.1）	8（3.2）	5（3.1）	6（1.8）
排出量が増減した理由	251（17.3）	12（25.5）	6（30.0）	18（34.6）	13（44.8）	42（24.6）	88（22.3）	30（12.0）	12（7.5）	30（9.1）
増減した場合の対応策	87（6.0）	4（8.5）	3（15.0）	6（11.5）	6（20.7）	11（6.4）	26（6.6）	12（4.8）	4（2.5）	15（4.6）
その他	36（2.5）	2（4.3）	5（25.0）	1（1.9）	1（3.4）	8（4.7）	7（1.8）	1（0.4）	0（0.0）	11（3.3）
不明	13（0.9）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	8（3.2）	1（0.6）	4（1.2）

3) 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

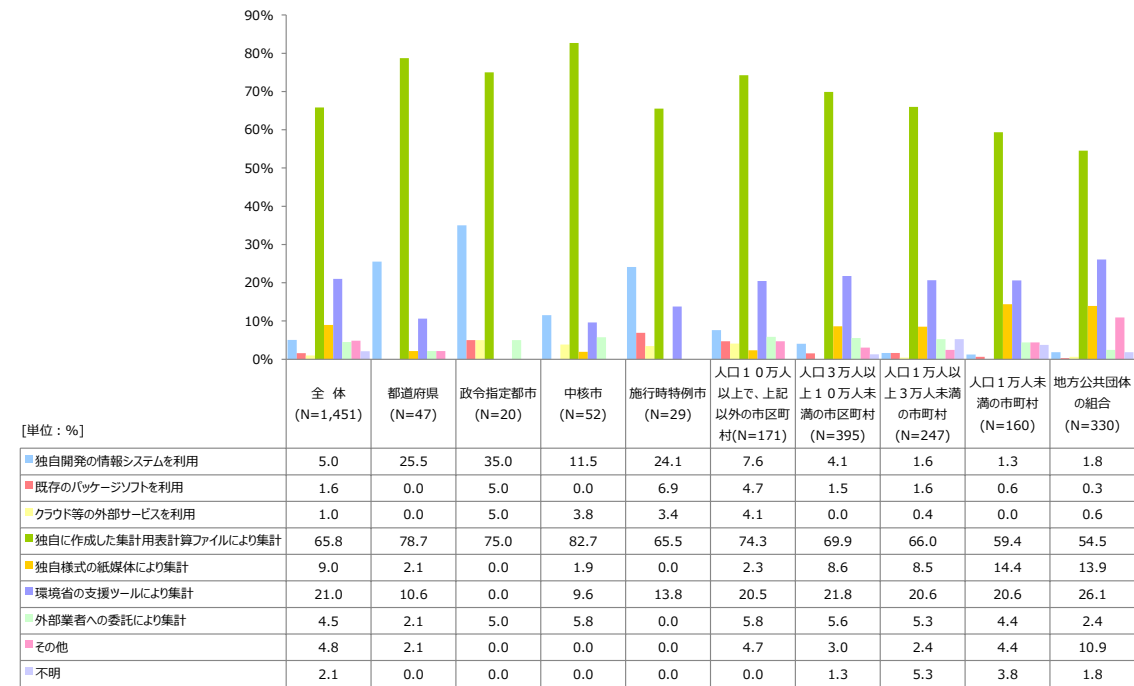
事務事業編の点検を行っている団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」(65.8%)が最も多く、「環境省の支援ツールにより集計」(21.0%)、「独自様式の紙媒体により集計」(9.0%)、「独自開発の情報システムを利用」(5.0%)と続く。

図表 140 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高い。

図表 141 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法【団体区分別】

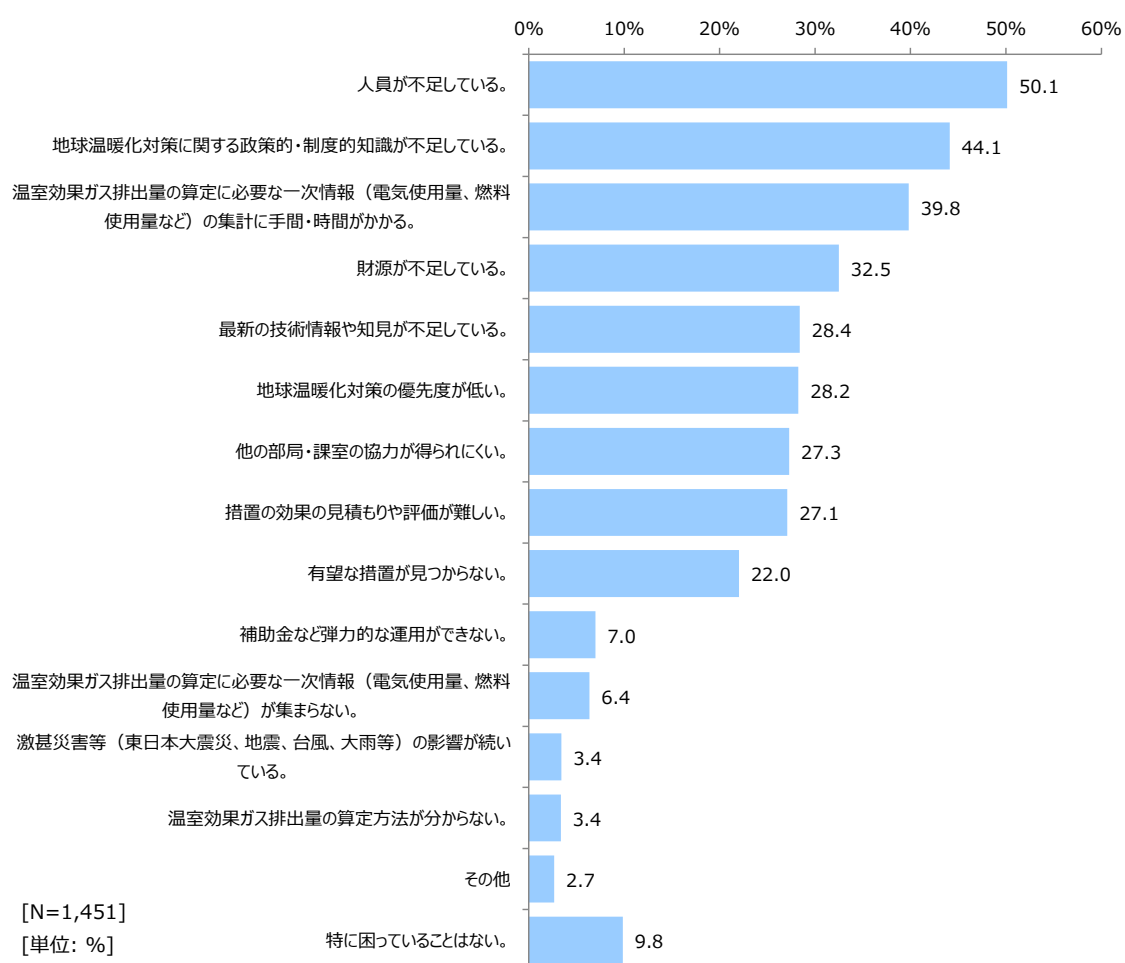


N数 (%)											
全 体	団体区分										
	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 の 以 上	町 0 人 口 万 人 3 未 満 の 以 上 区 1	万 人 口 未 満 の 市 以 上 町 3	市 町 人 口 1 万 人 未 満 の	合 計	地 方 公 共 団 体 の 組	
	回答数	1,451 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	171 (100.0)	395 (100.0)	247 (100.0)	160 (100.0)	330 (100.0)
	独自開発の情報システムを利用	73 (5.0)	12 (25.5)	7 (35.0)	6 (11.5)	7 (24.1)	13 (7.6)	16 (4.1)	4 (1.6)	2 (1.3)	6 (1.8)
	既存のパッケージソフトを利用	23 (1.6)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	2 (6.9)	8 (4.7)	6 (1.5)	4 (1.6)	1 (0.6)	1 (0.3)
	クラウド等の外部サービスを利用	14 (1.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	2 (3.8)	1 (3.4)	7 (4.1)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	2 (0.6)
	独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	955 (65.8)	37 (78.7)	15 (75.0)	43 (82.7)	19 (65.5)	127 (74.3)	276 (69.9)	163 (66.0)	95 (59.4)	180 (54.5)
	独自様式の紙媒体により集計	130 (9.0)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	4 (2.3)	34 (8.6)	21 (8.5)	23 (14.4)	46 (13.9)
	環境省の支援ツールにより集計	305 (21.0)	5 (10.6)	0 (0.0)	5 (9.6)	4 (13.8)	35 (20.5)	86 (21.8)	51 (20.6)	33 (20.6)	86 (26.1)
	外部業者への委託により集計	65 (4.5)	1 (2.1)	1 (5.0)	3 (5.8)	0 (0.0)	10 (5.8)	22 (5.6)	13 (5.3)	7 (4.4)	8 (2.4)
その他	70 (4.8)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (4.7)	12 (3.0)	6 (2.4)	7 (4.4)	36 (10.9)	
不明	30 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.3)	13 (5.3)	6 (3.8)	6 (1.8)	

4) 事務事業編の推進過程で困っていること

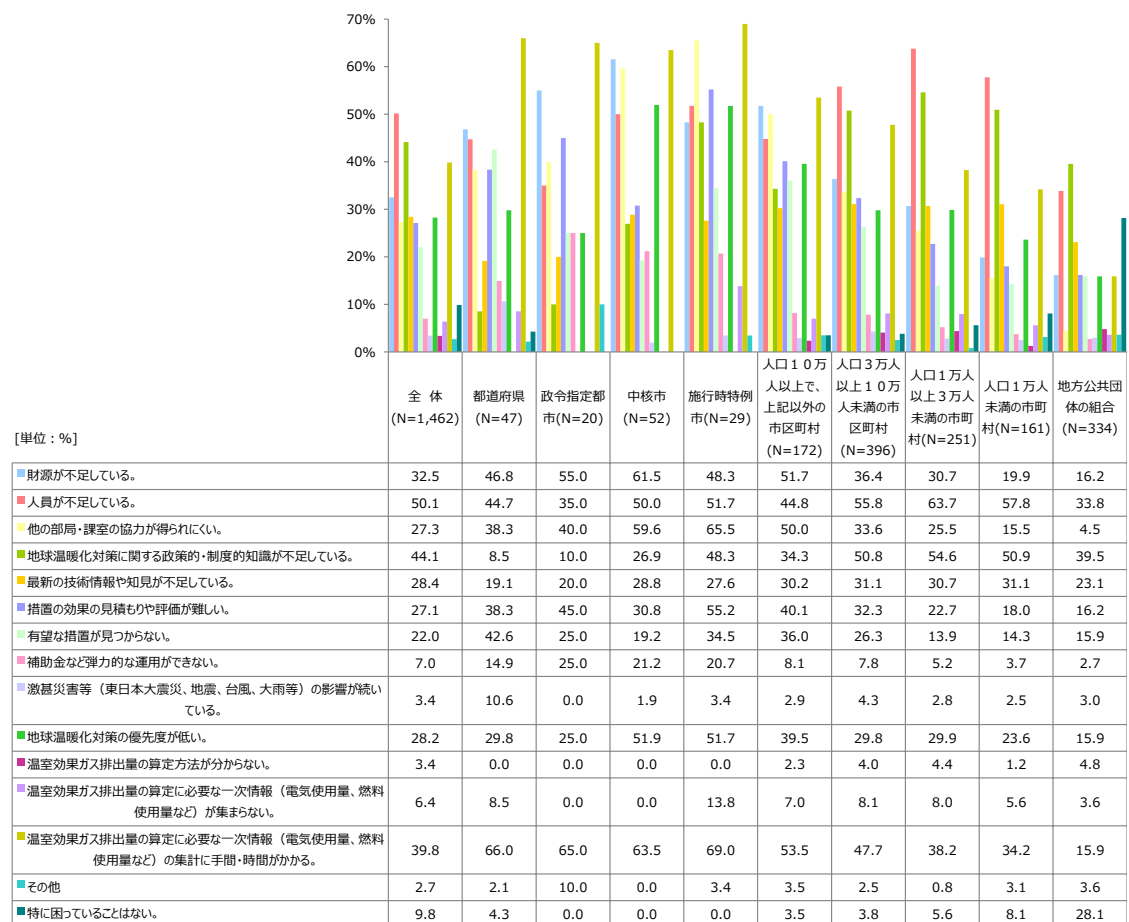
事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(50.1%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(44.1%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(39.8%)、「財源が不足している。」(32.5%)、「最新の技術情報や知見が不足している。」(28.4%) と続く。

図表 142 事務事業編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している。」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」の割合が高い。

図表 143 事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】

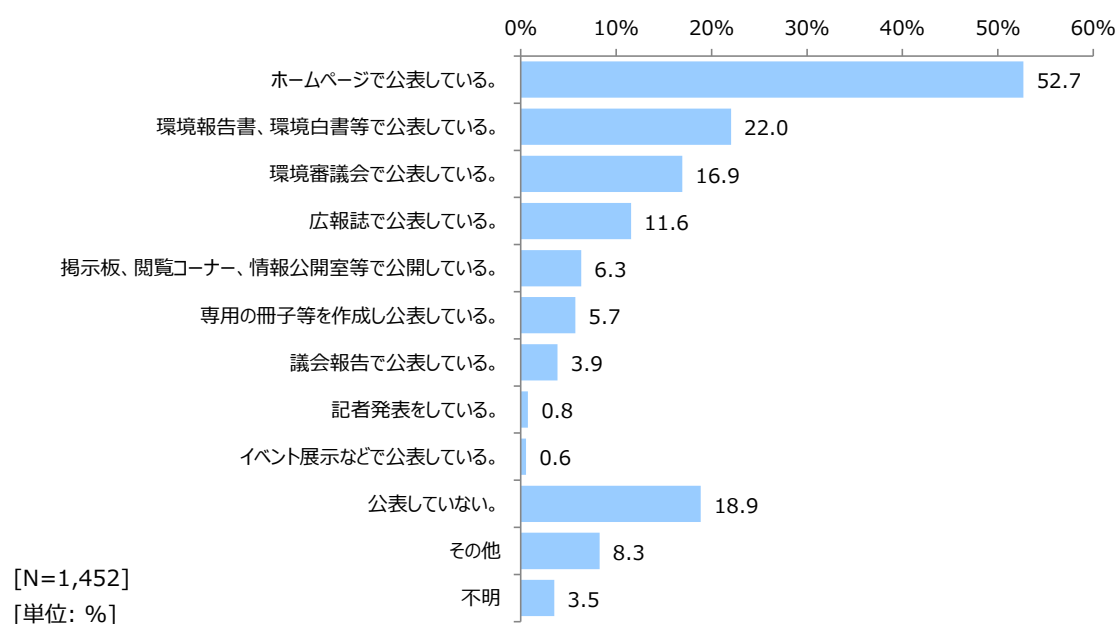


N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下	町 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	万 人 以 上 1 0 万 人 以 下	市 で 人 口 1 万 人 未 満	合 計 （ 地方 公共 団体 の 組 合）
回答数	1,462（100.0）	47（100.0）	20（100.0）	52（100.0）	29（100.0）	172（100.0）	396（100.0）	251（100.0）	161（100.0）	334（100.0）
財源が不足している。	475（32.5）	22（46.8）	11（55.0）	32（61.5）	14（48.3）	89（51.7）	144（36.4）	77（30.7）	32（19.9）	54（16.2）
人員が不足している。	733（50.1）	21（44.7）	7（35.0）	26（50.0）	15（51.7）	77（44.8）	221（55.8）	160（63.7）	93（57.8）	113（33.8）
他の部局・課室の協力が得られにくい。	399（27.3）	18（38.3）	8（40.0）	31（59.6）	19（65.5）	86（50.0）	133（33.6）	64（25.5）	25（15.5）	15（4.5）
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	645（44.1）	4（8.5）	2（10.0）	14（26.9）	14（48.3）	99（57.5）	201（50.8）	137（54.6）	82（50.9）	132（39.5）
最新の技術情報や知見が不足している。	415（28.4）	9（19.1）	4（20.0）	15（28.8）	8（27.6）	52（30.2）	123（31.1）	77（30.7）	50（31.1）	77（23.1）
措置の効果の見積もりや評価が難しい。	396（27.1）	18（38.3）	9（45.0）	16（30.8）	16（55.2）	69（40.1）	128（32.3）	57（22.7）	29（18.0）	54（16.2）
有望な措置が見つからない。	322（22.0）	20（42.6）	5（25.0）	10（19.2）	10（34.5）	62（36.0）	104（26.3）	35（13.9）	23（14.3）	53（15.9）
補助金など弾力的な運用ができない。	102（7.0）	7（14.9）	5（25.0）	11（21.2）	6（20.7）	14（8.1）	31（7.8）	13（5.2）	6（3.7）	9（2.7）
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	50（3.4）	5（10.6）	0（0.0）	1（1.9）	1（3.4）	5（2.9）	17（4.3）	7（2.8）	4（2.5）	10（3.0）
地球温暖化対策の優先度が低い。	413（28.2）	14（29.8）	5（25.0）	27（51.9）	15（51.7）	68（39.5）	118（29.8）	75（29.9）	38（23.6）	53（15.9）
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	49（3.4）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	4（2.3）	16（4.0）	11（4.4）	2（1.2）	16（4.8）
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない。	93（6.4）	4（8.5）	0（0.0）	0（0.0）	4（13.8）	12（7.0）	32（8.1）	20（8.0）	9（5.6）	12（3.6）
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。	582（39.8）	31（66.0）	13（65.0）	33（63.5）	20（69.0）	92（53.5）	189（47.7）	96（38.2）	55（34.2）	53（15.9）
その他	39（2.7）	1（2.1）	2（10.0）	0（0.0）	1（3.4）	6（3.5）	10（2.5）	2（0.8）	5（3.1）	12（3.6）
特に困っていることはない。	144（9.8）	2（4.3）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	6（3.5）	15（3.8）	14（5.6）	13（8.1）	94（28.1）

5) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

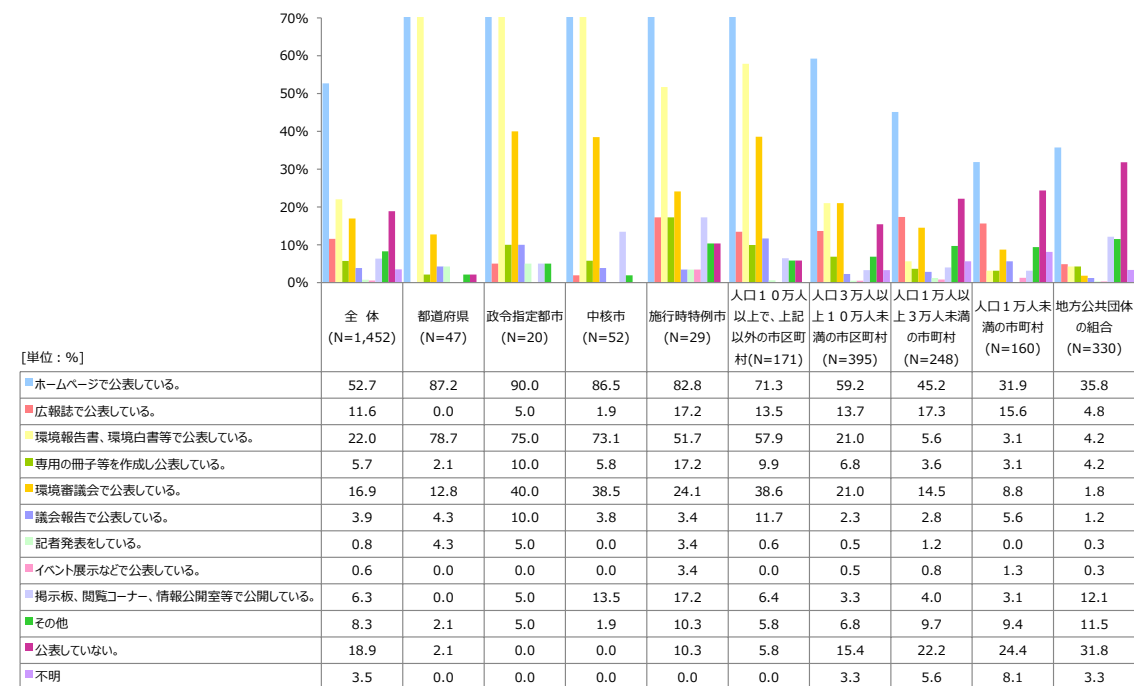
事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(52.8%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(22.0%)、「公表していない。」(18.9%)、「環境審議会で公表している。」(16.9%)、「広報誌で公表している。」(11.6%)と続く。

図表 144 事務事業編の点検結果・評価の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない」の割合が高くなる傾向がある。

図表 145 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

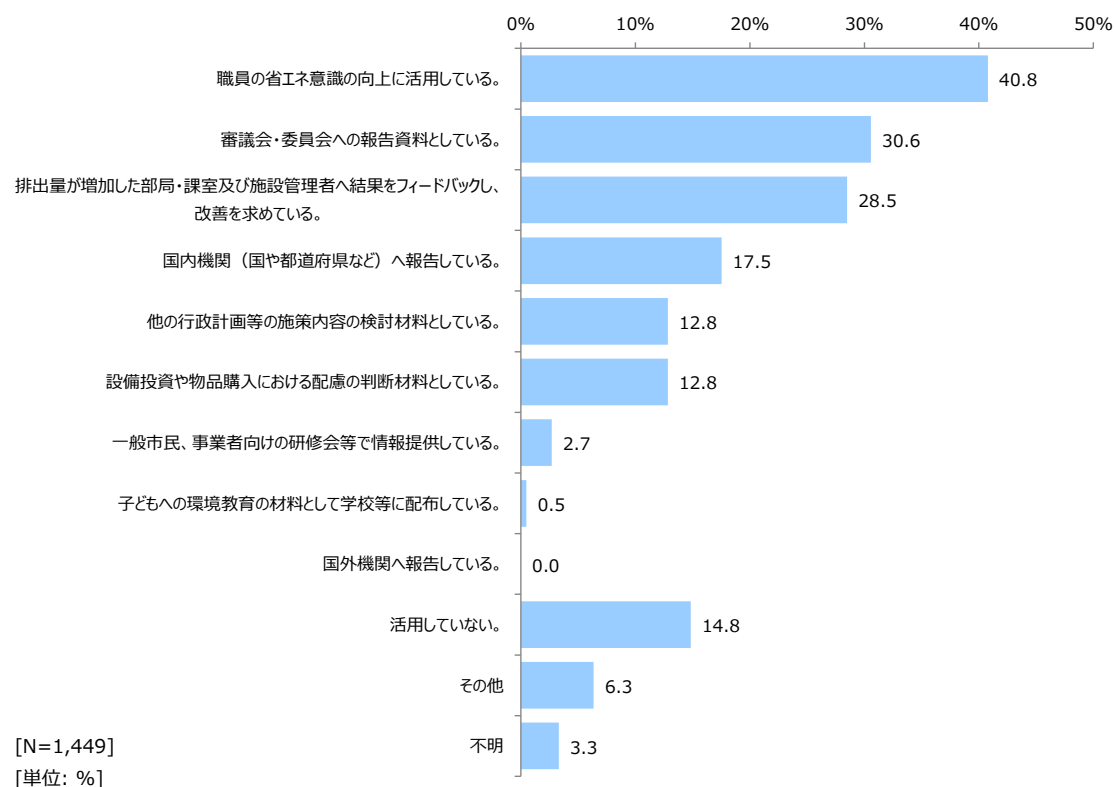


N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 の 市	町 0 人 村 1 3 万 人 以 上 の 市 区	万 人 口 未 1 万 人 の 市 以 上 の 市 区	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 町	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	1,452 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	171 (100.0)	395 (100.0)	248 (100.0)	160 (100.0)	330 (100.0)
ホームページで公表している。	765 (52.7)	41 (87.2)	18 (90.0)	45 (86.5)	24 (82.8)	122 (71.3)	234 (59.2)	112 (45.2)	51 (31.9)	118 (35.8)
広報誌で公表している。	168 (11.6)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (1.9)	5 (17.2)	23 (13.5)	54 (13.7)	43 (17.3)	25 (15.6)	16 (4.8)
環境報告書、環境白書等で公表している。	320 (22.0)	37 (78.7)	15 (75.0)	38 (73.1)	15 (51.7)	99 (57.9)	83 (21.0)	14 (5.6)	5 (3.1)	14 (4.2)
専用の冊子等を作成し公表している。	83 (5.7)	1 (2.1)	2 (10.0)	3 (5.8)	5 (17.2)	17 (9.9)	27 (6.8)	9 (3.6)	5 (3.1)	14 (4.2)
環境審議会で公表している。	246 (16.9)	6 (12.8)	8 (40.0)	20 (38.5)	7 (24.1)	66 (38.6)	83 (21.0)	36 (14.5)	14 (8.8)	6 (1.8)
議会報告で公表している。	56 (3.9)	2 (4.3)	2 (10.0)	2 (3.8)	1 (3.4)	20 (11.7)	9 (2.3)	7 (2.8)	9 (5.6)	4 (1.2)
記者発表をしている。	11 (0.8)	2 (4.3)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.4)	1 (0.6)	2 (0.5)	3 (1.2)	0 (0.0)	1 (0.3)
イベント展示などで公表している。	8 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.4)	0 (0.0)	2 (0.5)	2 (0.8)	2 (1.3)	1 (0.3)
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	92 (6.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	7 (13.5)	5 (17.2)	11 (6.4)	13 (3.3)	10 (4.0)	5 (3.1)	40 (12.1)
その他	120 (8.3)	1 (2.1)	1 (5.0)	1 (1.9)	3 (10.3)	10 (5.8)	27 (6.8)	24 (9.7)	15 (9.4)	38 (11.5)
公表していない。	274 (18.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.3)	10 (5.8)	61 (15.4)	55 (22.2)	39 (24.4)	105 (31.8)
不明	51 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (3.3)	14 (5.6)	13 (8.1)	11 (3.3)

6) 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

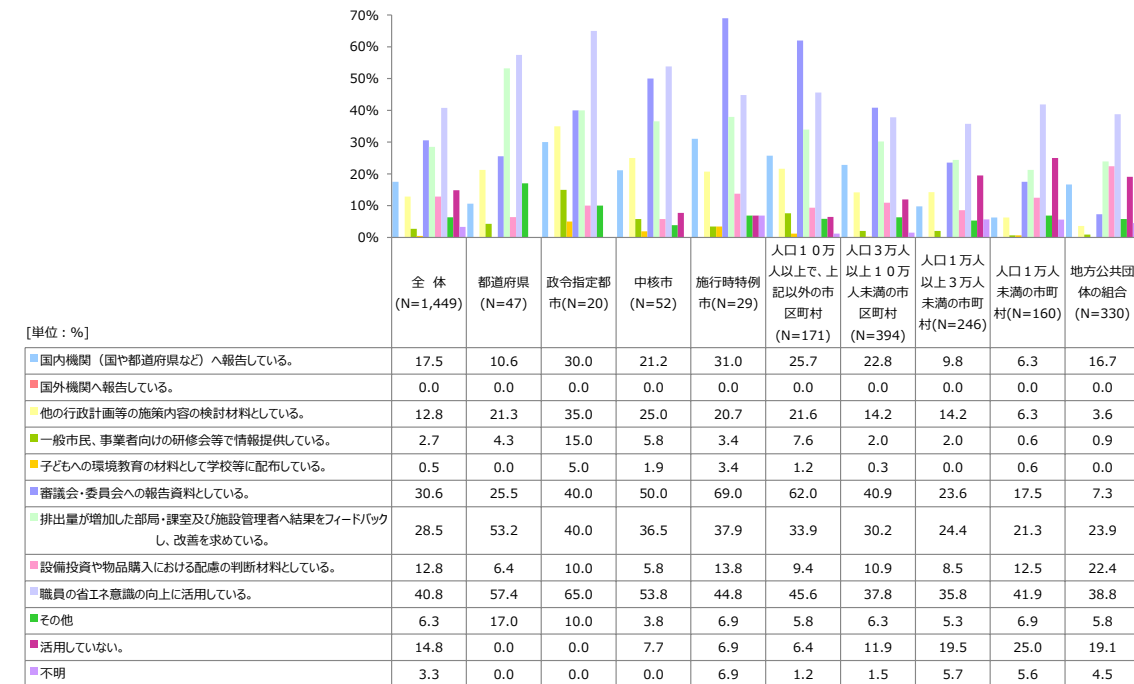
事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(40.8%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(30.6%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(28.5%)、「国内機関(国や都道府県など)へ報告している。」(17.5%)、「活用していない。」(14.8%)と続く。

図表 146 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い



地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている。」の割合が高い。

図表 147 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い
【団体区分別】



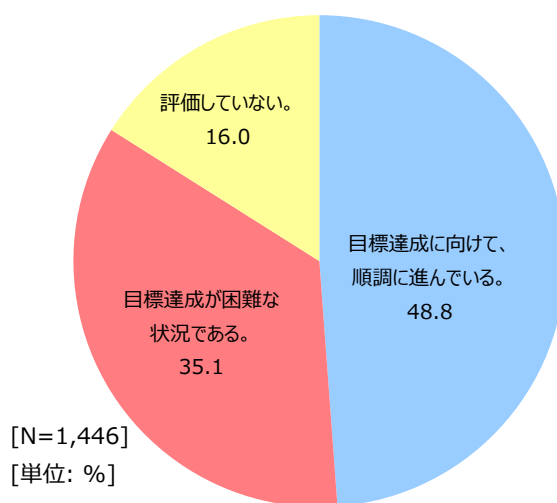
											N数 (%)	
全 体	団体区分										合 地 方 公 共 団 体 の 組	
	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上	万 人 口 未 満 の 市 区	万 人 口 未 満 の 市 町 村	市 町 村 1 万 人 未 満 の			
	回答数	1,449 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	171 (100.0)	394 (100.0)	246 (100.0)	160 (100.0)		330 (100.0)
	国内機関（国や都道府県など）へ報告している。	254 (17.5)	5 (10.6)	6 (30.0)	11 (21.2)	9 (31.0)	44 (25.7)	90 (22.8)	24 (9.8)	10 (6.3)		55 (16.7)
	国外機関へ報告している。	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	186 (12.8)	10 (21.3)	7 (35.0)	13 (25.0)	6 (20.7)	37 (21.6)	56 (14.2)	35 (14.2)	10 (6.3)		12 (3.6)
	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	39 (2.7)	2 (4.3)	3 (15.0)	3 (5.8)	1 (3.4)	13 (7.6)	8 (2.0)	5 (2.0)	1 (0.6)		3 (0.9)
	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	7 (0.5)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (1.9)	1 (3.4)	2 (1.2)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.6)		0 (0.0)
	審議会・委員会への報告資料としている。	443 (30.6)	12 (25.5)	8 (40.0)	26 (50.0)	20 (69.0)	106 (62.0)	161 (40.9)	58 (23.6)	28 (17.5)		24 (7.3)
	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	413 (28.5)	25 (53.2)	8 (40.0)	19 (36.5)	11 (37.9)	58 (33.9)	119 (30.2)	60 (24.4)	34 (21.3)		79 (23.9)
設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	186 (12.8)	3 (6.4)	2 (10.0)	3 (5.8)	4 (13.8)	16 (9.4)	43 (10.9)	21 (8.5)	20 (12.5)	74 (22.4)		
職員の省エネ意識の向上に活用している。	591 (40.8)	27 (57.4)	13 (65.0)	28 (53.8)	13 (44.8)	78 (45.6)	149 (37.8)	88 (35.8)	67 (41.9)	128 (38.8)		
その他	92 (6.3)	8 (17.0)	2 (10.0)	2 (3.8)	2 (6.9)	10 (5.8)	25 (6.3)	13 (5.3)	11 (6.9)	19 (5.8)		
活用していない。	215 (14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.7)	2 (6.9)	11 (6.4)	47 (11.9)	48 (19.5)	40 (25.0)	63 (19.1)		
不明	48 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.9)	2 (1.2)	6 (1.5)	14 (5.7)	9 (5.6)	15 (4.5)		

7) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価については、事務事業編の点検を行っているとは回答した団体の 48.8%が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答しており、昨年度の 47.1%より 1.7%増加した。

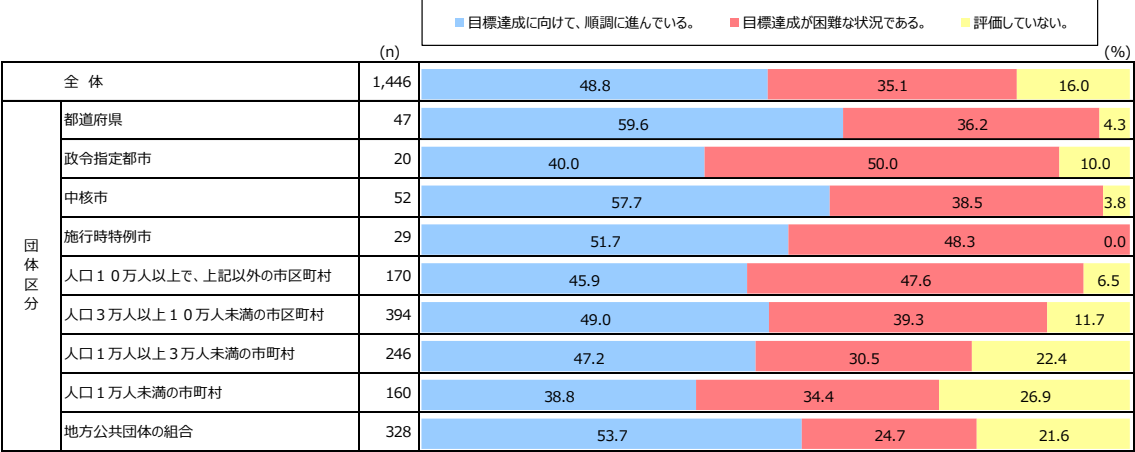
一方、事務事業編の点検を行っているとは回答した団体の 35.1%が「目標達成が困難な状況である。」と回答しており、昨年度の 29.7%より 5.4%増加した。

図表 148 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価



地方公共団体の区分別に見ても、区分による違いはあまり見られない。

図表 149 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【団体区分別】



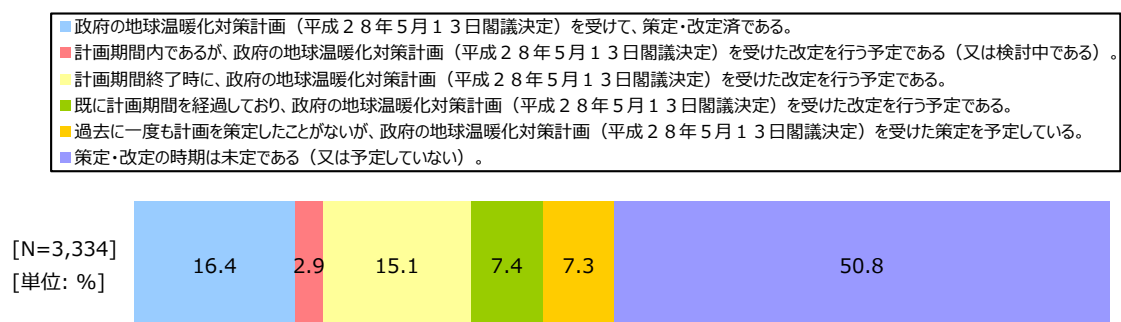
N数 (%)												
	全 体	団体区分										
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 村 上 1 記 0 以 外 人 の 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 町 上 村 3	市 町 人 口 村 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組		
		回答数	1,446 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	170 (100.0)	394 (100.0)	246 (100.0)	160 (100.0)	328 (100.0)
		目標達成に向けて、順調に進んでいる。	706 (48.8)	28 (59.6)	8 (40.0)	30 (57.7)	15 (51.7)	78 (45.9)	193 (49.0)	116 (47.2)	62 (38.8)	176 (53.7)
		目標達成が困難な状況である。	508 (35.1)	17 (36.2)	10 (50.0)	20 (38.5)	14 (48.3)	81 (47.6)	155 (39.3)	75 (30.5)	55 (34.4)	81 (24.7)
評価していない。	232 (16.0)	2 (4.3)	2 (10.0)	2 (3.8)	0 (0.0)	11 (6.5)	46 (11.7)	55 (22.4)	43 (26.9)	71 (21.6)		

（８）実行計画（事務事業編）の見直し

１） 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況

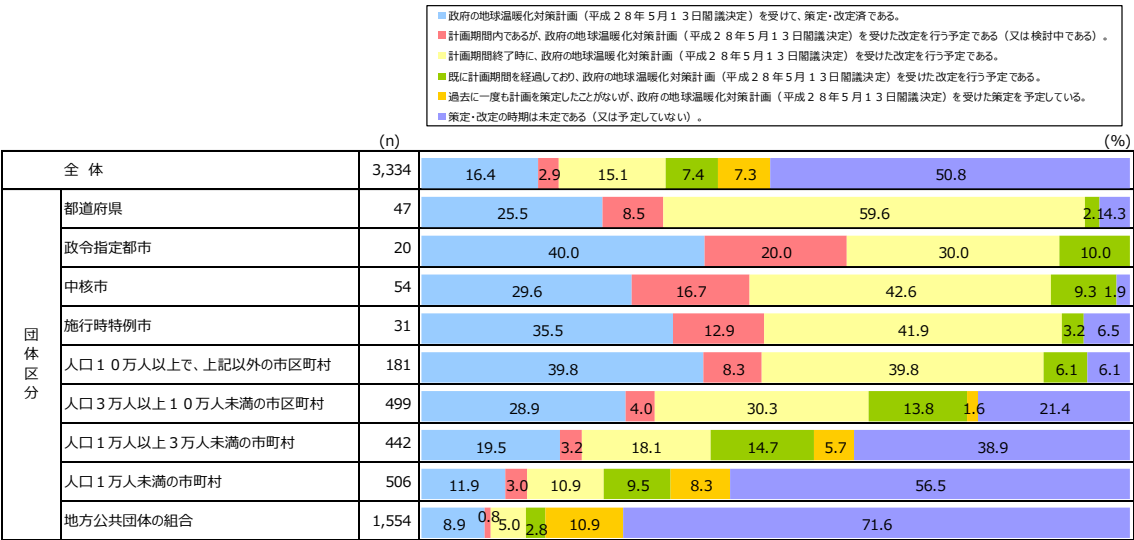
政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた事務事業編の策定・改定状況について、回答団体全体では、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」（50.8%）が最も多く、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」（16.4%）、「計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を行う予定である。」（15.1%）と続く。

図表 150 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況



地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人以上の団体の大部分は、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を実施済みか、実施の予定がある。一方、小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）」の割合が高くなる。

図表 151 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況【団体区分別】

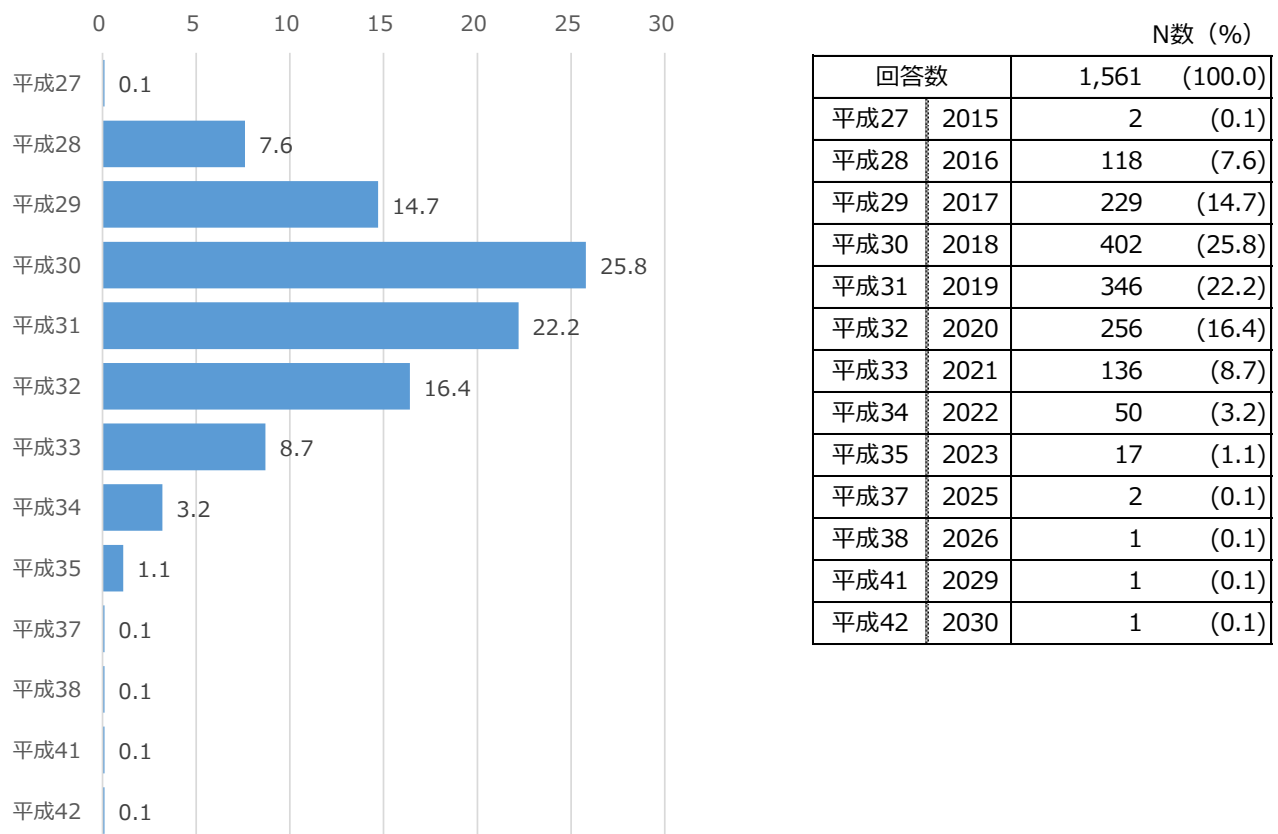


		N数 (%)										
	全 体	団体区分										
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下	町 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	市 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	市 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	市 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	市 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組 合
回答数	3,334 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	499 (100.0)	442 (100.0)	506 (100.0)	1,554 (100.0)		
政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。	548 (16.4)	12 (25.5)	8 (40.0)	16 (29.6)	11 (35.5)	72 (39.8)	144 (28.9)	86 (19.5)	60 (11.9)	139 (8.9)		
計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	97 (2.9)	4 (8.5)	4 (20.0)	9 (16.7)	4 (12.9)	15 (8.3)	20 (4.0)	14 (3.2)	15 (3.0)	12 (0.8)		
計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	505 (15.1)	28 (59.6)	6 (30.0)	23 (42.6)	13 (41.9)	72 (39.8)	151 (30.3)	80 (18.1)	55 (10.9)	77 (5.0)		
既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	246 (7.4)	1 (2.1)	2 (10.0)	5 (9.3)	1 (3.2)	11 (6.1)	69 (13.8)	65 (14.7)	48 (9.5)	44 (2.8)		
過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた策定を予定している。	244 (7.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.6)	25 (5.7)	42 (8.3)	169 (10.9)		
策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	1,694 (50.8)	2 (4.3)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	11 (6.1)	107 (21.4)	172 (38.9)	286 (56.5)	1,113 (71.6)		

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて事務事業編を策定・改定した（または、予定がある）団体において、その策定・改定（予定）年度は、「平成 30 年度」（25.8%）が最も多い。

図表 152 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）



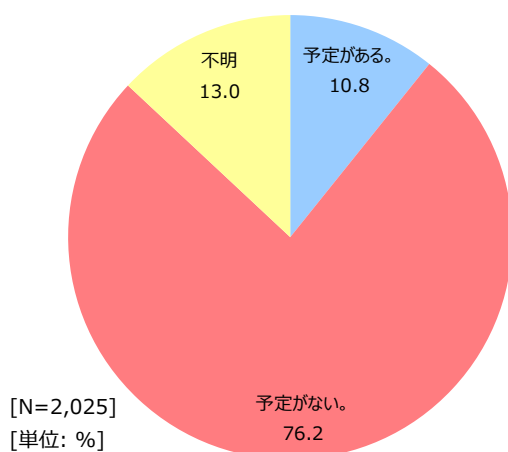
[N=1,561]

[単位：%]

3) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

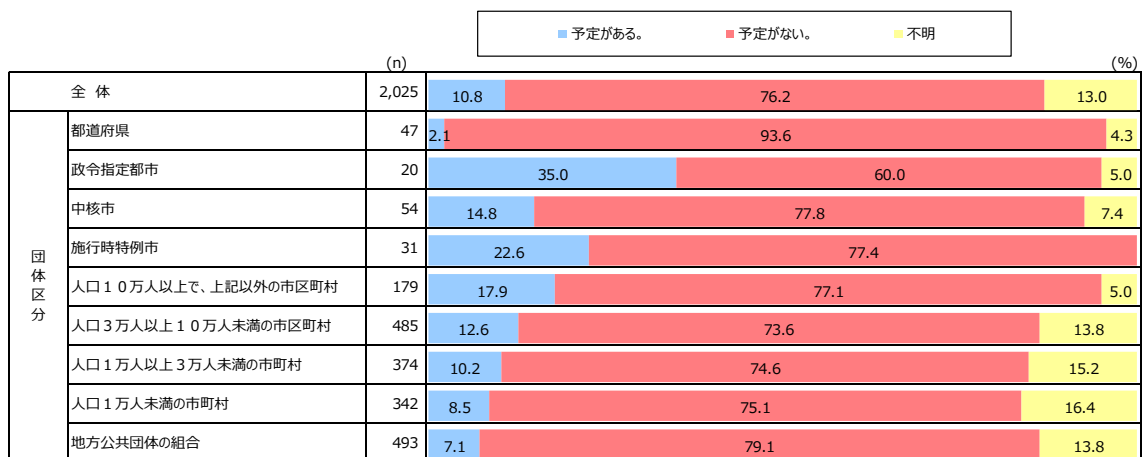
事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 10.8%である。

図表 153 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体が相対的に多いのは、政令指定都市及び施行時特例市である。

図表 154 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

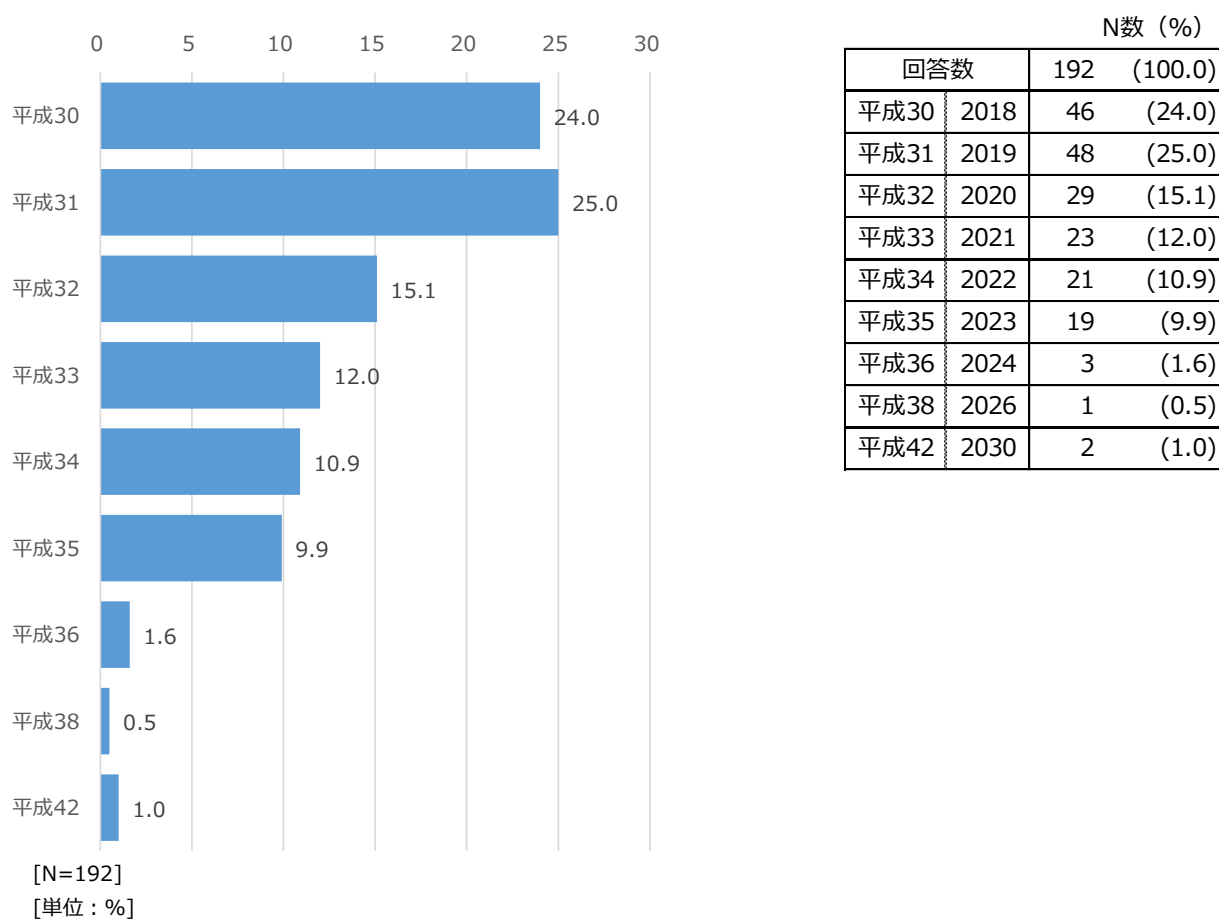


	全 体	団体区分										N数 (%)	
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市	町人口10万人以上の市
回答数	2,025 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	179 (100.0)	485 (100.0)	374 (100.0)	342 (100.0)	493 (100.0)			
予定がある。	218 (10.8)	1 (2.1)	7 (35.0)	8 (14.8)	7 (22.6)	32 (17.9)	61 (12.6)	38 (10.2)	29 (8.5)	35 (7.1)			
予定がない。	1,543 (76.2)	44 (93.6)	12 (60.0)	42 (77.8)	24 (77.4)	138 (77.1)	357 (73.6)	279 (74.6)	257 (75.1)	390 (79.1)			
不明	264 (13.0)	2 (4.3)	1 (5.0)	4 (7.4)	0 (0.0)	9 (5.0)	67 (13.8)	57 (15.2)	56 (16.4)	68 (13.8)			

4) 事務事業編の中間見直しの予定年度

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、その予定年度は、「平成31年度」(25.0%)、「平成30年度」(24.0%)、「平成32年度」(15.1%)の順が多い。

図表 155 事務事業編の中間見直しの予定年度

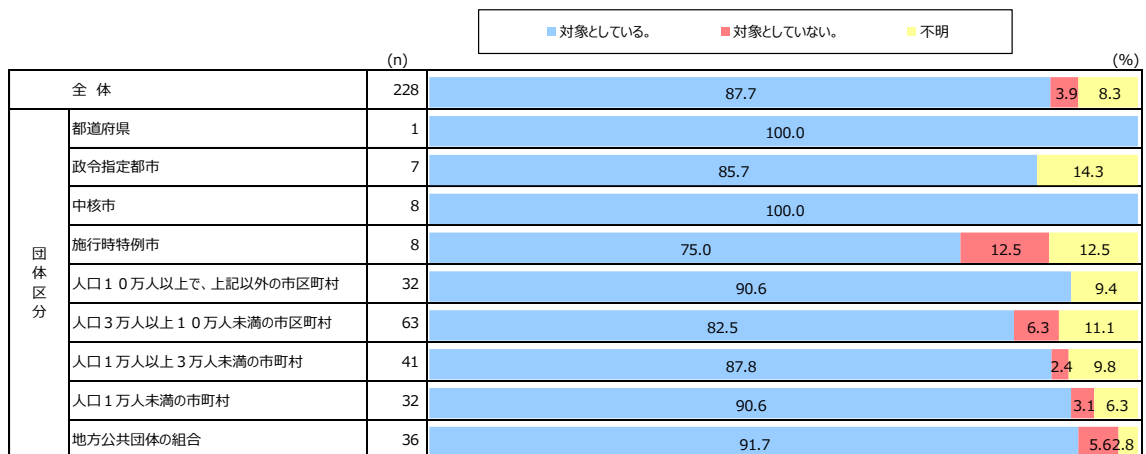


5) 事務事業編における中間見直しの対象

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）」を中間見直しの対象としている団体は87.7%である。

どの団体区分においても、大部分の団体が「目標」を中間見直しの対象としている。

図表 156 事務事業編における中間見直しの対象
(1)目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

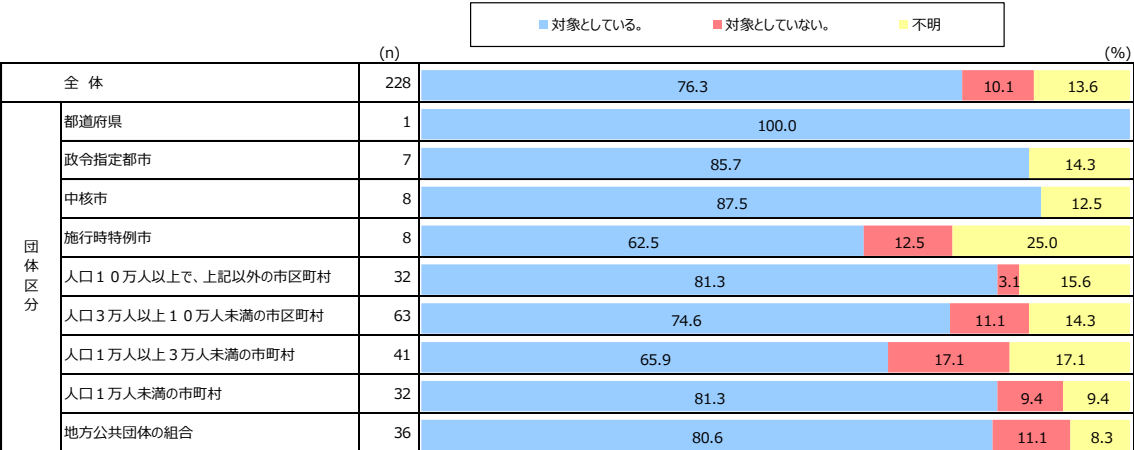


N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 口 1 0 万 人 以 上 の 以 市 上	町 0 人 口 1 0 万 人 未 満 の 以 市 上 区 1	万 人 口 1 0 万 人 未 満 の 人 市 以 上 区 3	市 人 口 1 0 万 人 未 満 の 人 市 以 上 区 3	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	228（100.0）	1（100.0）	7（100.0）	8（100.0）	8（100.0）	32（100.0）	63（100.0）	41（100.0）	32（100.0）	36（100.0）
対象としている。	200（87.7）	1（100.0）	6（85.7）	8（100.0）	6（75.0）	29（90.6）	52（82.5）	36（87.8）	29（90.6）	33（91.7）
対象としていない。	9（3.9）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	1（12.5）	0（0.0）	4（6.3）	1（2.4）	1（3.1）	2（5.6）
不明	19（8.3）	0（0.0）	1（14.3）	0（0.0）	1（12.5）	3（9.4）	7（11.1）	4（9.8）	2（6.3）	1（2.8）

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）」を中間見直しの対象としている団体は 76.3%である。

どの団体区分においても、最低でも 6 割以上の団体が「取組」を中間見直しの対象としている。

図表 157 事務事業編における中間見直しの対象
(2)取組（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

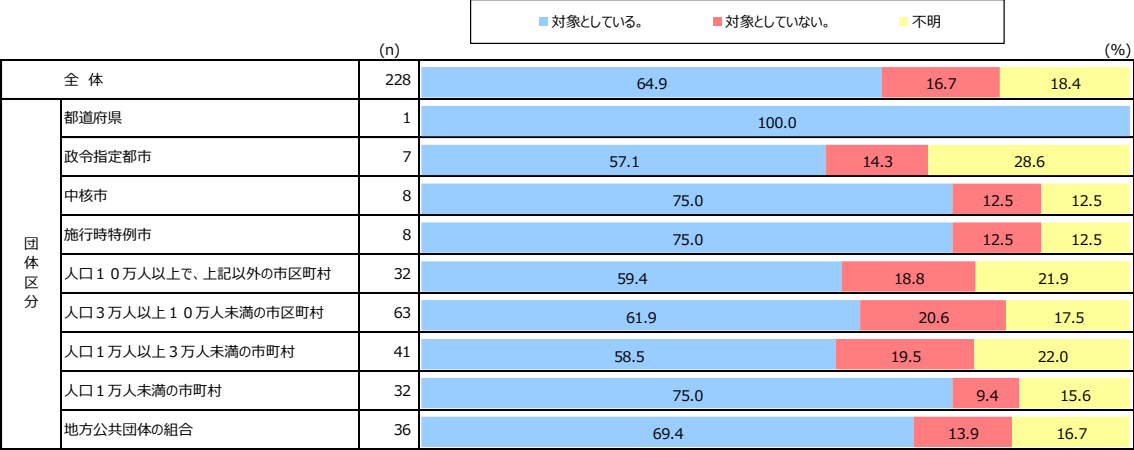


		団体区分										N数 (%)
	全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上	万 人 口 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 以 上	合 計 人 口 1 0 万 人 以 上	合 計 人 口 1 0 万 人 以 上	
		回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数	回 答 数
対象としている。		174 (76.3)	1 (100.0)	6 (85.7)	7 (87.5)	5 (62.5)	26 (81.3)	47 (74.6)	27 (65.9)	26 (81.3)	29 (80.6)	
対象としていない。		23 (10.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (3.1)	7 (11.1)	7 (17.1)	3 (9.4)	4 (11.1)	
不明		31 (13.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (15.6)	9 (14.3)	7 (17.1)	3 (9.4)	3 (8.3)	

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）」を中間見直しの対象としている団体は 64.9%で、目標や取組に比べると割合は低くなっている。

どの団体区分においても、過半数以上の団体が「管理」を中間見直しの対象としている一方、対象としていない団体も 1～2 割存在する。

図表 158 事務事業編における中間見直しの対象
(3)管理（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



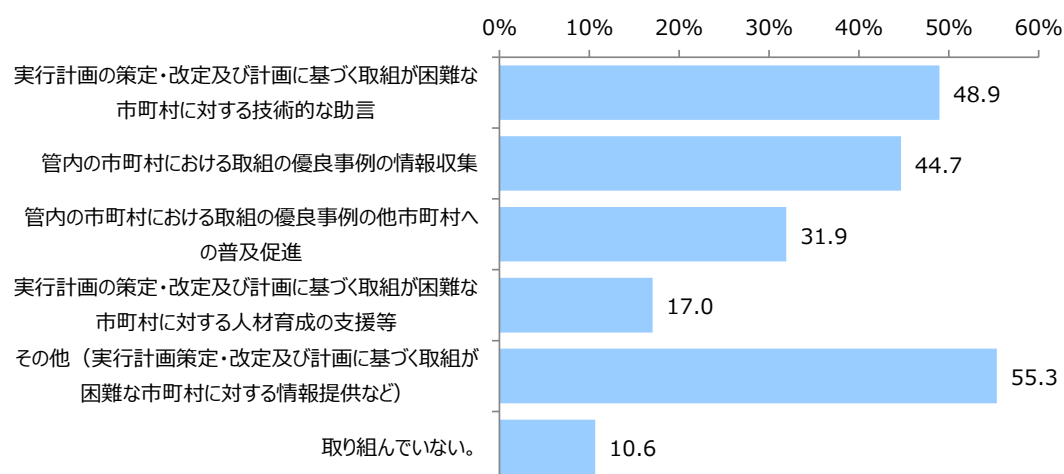
N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市	町 0 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下 の 市	万 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下 の 市	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市	合 計 公 共 団 体 の 組
回答数	228 (100.0)	1 (100.0)	7 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	32 (100.0)	63 (100.0)	41 (100.0)	32 (100.0)	36 (100.0)
対象としている。	148 (64.9)	1 (100.0)	4 (57.1)	6 (75.0)	6 (75.0)	19 (59.4)	39 (61.9)	24 (58.5)	24 (75.0)	25 (69.4)
対象としていない。	38 (16.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (12.5)	1 (12.5)	6 (18.8)	13 (20.6)	8 (19.5)	3 (9.4)	5 (13.9)
不明	42 (18.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (12.5)	1 (12.5)	7 (21.9)	11 (17.5)	9 (22.0)	5 (15.6)	6 (16.7)

（９）地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

１） 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）」（55.3%）が最も多く、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（48.9%）、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（44.7%）と続く。

図表 159 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの



[N=47]

[単位: %]

		回答数	%
	都道府県全体	47	100.0
1	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	21	44.7
2	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	15	31.9
3	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	23	48.9
4	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	8	17.0
5	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）	26	55.3
6	取り組んでいない。	5	10.6

２） 市町村に対する支援を行っていない理由

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が４つあり、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）」が１団体、「その他」が３団体であった。後者のうち２団体は、自由回答にその内容を具体的に記述しており、それは「管内に取り組みが困難な市町が無く、取り組みを求められていないため。」「管内の市町村からの要望がないため。」というものであった。

図表 160 市町村に対する支援を行っていない理由

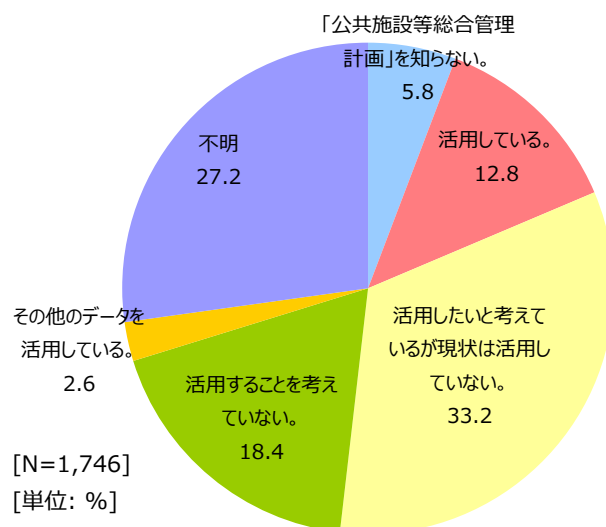
		回答数	%
	都道府県全体	4	100.0
1	日常業務で忙しく、時間をとることができない	0	0.0
2	知識・情報が足りない	0	0.0
3	問合せに対応する人材が明確になっていない	0	0.0
4	市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）	1	25.0
5	その他	3	75.0

(10) 算定対象となる施設の把握

1) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータの活用方法としては、「活用したいと考えているが現状は活用していない。」(33.2%) が最も多く、「不明」(27.2%)、「活用することを考えていない。」(18.4%) と続く。

図表 161 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法



地方公共団体の区分別に見ると、活用していたり、活用意欲のある団体は、中核市及び施行時特例市に多い。

図表 162 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法
【団体区分別】

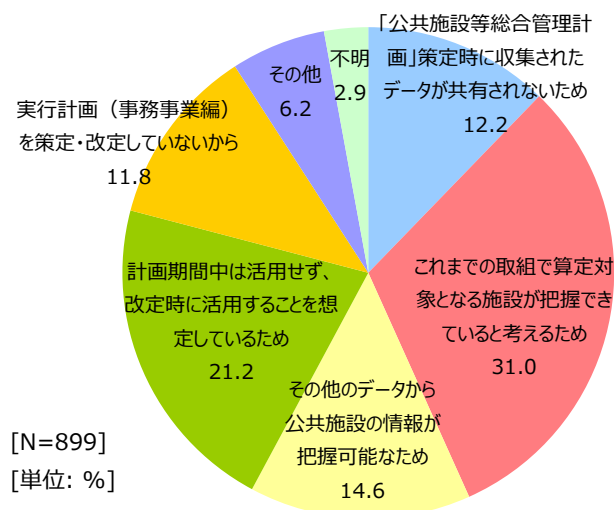
		(n)						(%)
全 体		1,746	5.8	12.8	33.2	18.4	2.6	27.2
団 体 区 分	都道府県	47	17.0		34.0	31.9	6.4	10.6
	政令指定都市	20	15.0		35.0	25.0	20.0	5.0
	中核市	54	1.9	16.7	42.6	14.8	9.3	14.8
	施行時特例市	31	3.2	6.5	61.3		16.1	12.9
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	3.3	18.2	34.8	22.7	4.4	16.6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	497	5.6	17.3	33.0	18.7	3.6	21.7
	人口1万人以上3万人未満の市町村	435	5.7	9.9	34.0	17.7	0.7	32.0
	人口1万人未満の市町村	481	8.3	8.3	29.1	16.0	0.8	37.4

	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 万 人 以 上 3 万 人 未 満	万 人 口 未 満 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 0 万 人 未 満		
回答数	1,746 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	435 (100.0)	481 (100.0)		
「公共施設等総合管理計画」を知らない。	101 (5.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	6 (3.3)	28 (5.6)	25 (5.7)	40 (8.3)		
活用している。	224 (12.8)	8 (17.0)	3 (15.0)	9 (16.7)	2 (6.5)	33 (18.2)	86 (17.3)	43 (9.9)	40 (8.3)		
活用したいと考えているが現状は活用していない。	580 (33.2)	16 (34.0)	7 (35.0)	23 (42.6)	19 (61.3)	63 (34.8)	164 (33.0)	148 (34.0)	140 (29.1)		
活用することを考えていない。	321 (18.4)	15 (31.9)	5 (25.0)	8 (14.8)	5 (16.1)	41 (22.7)	93 (18.7)	77 (17.7)	77 (16.0)		
その他のデータを活用している。	45 (2.6)	3 (6.4)	4 (20.0)	5 (9.3)	0 (0.0)	8 (4.4)	18 (3.6)	3 (0.7)	4 (0.8)		
不明	475 (27.2)	5 (10.6)	1 (5.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	30 (16.6)	108 (21.7)	139 (32.0)	180 (37.4)		

2) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由

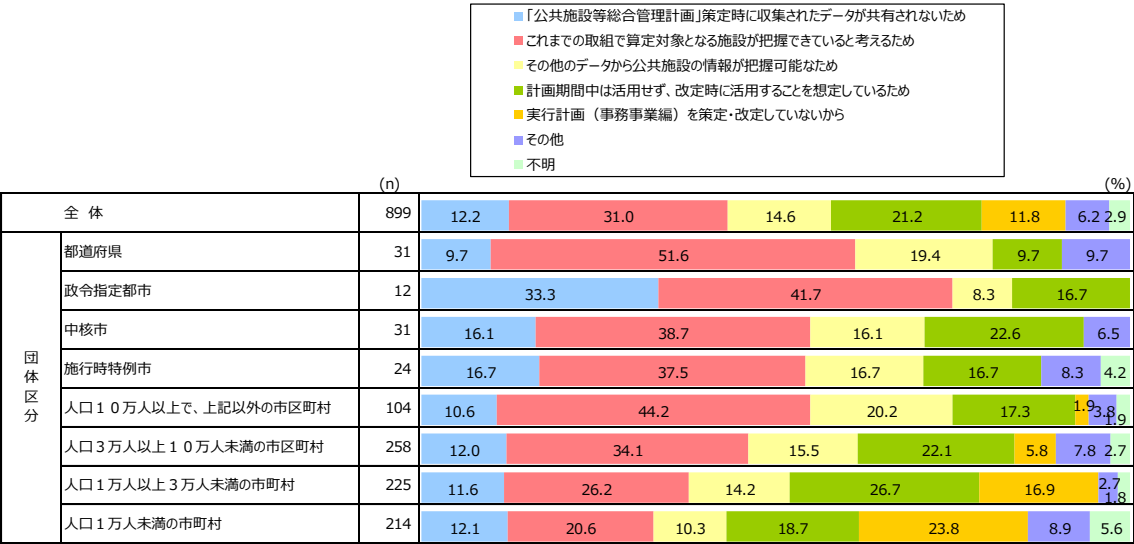
公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータについて「活用することを考えていない。」と回答した団体において、その理由としては、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」(31.0%) が最も多く、「計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため。」(21.2%)、「その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため。」(14.6%) と続く。

図表 163 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」の割合が高く、小規模な団体では「実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから。」の割合が高い。

図表 164 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを
活用していない理由【団体区分別】

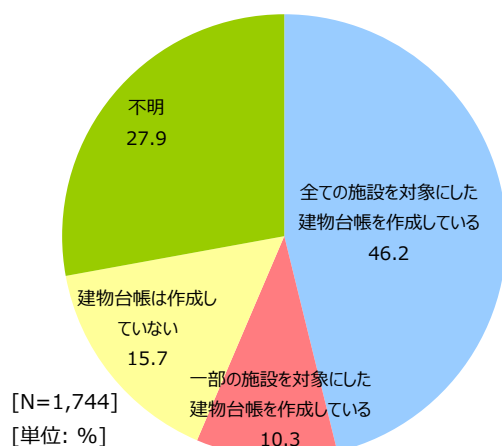


		N数 (%)									
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 未 満	町 0 人 口 1 万 人 未 満	市 1 0 万 人 未 満	市 1 0 万 人 未 満	市 1 0 万 人 未 満	市 1 0 万 人 未 満
回答数	899 (100.0)	31 (100.0)	12 (100.0)	31 (100.0)	24 (100.0)	104 (100.0)	258 (100.0)	225 (100.0)	214 (100.0)		
「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため	110 (12.2)	3 (9.7)	4 (33.3)	5 (16.1)	4 (16.7)	11 (10.6)	31 (12.0)	26 (11.6)	26 (12.1)		
これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため	279 (31.0)	16 (51.6)	5 (41.7)	12 (38.7)	9 (37.5)	46 (44.2)	88 (34.1)	59 (26.2)	44 (20.6)		
その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため	131 (14.6)	6 (19.4)	1 (8.3)	5 (16.1)	4 (16.7)	21 (20.2)	40 (15.5)	32 (14.2)	22 (10.3)		
計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため	191 (21.2)	3 (9.7)	2 (16.7)	7 (22.6)	4 (16.7)	18 (17.3)	57 (22.1)	60 (26.7)	40 (18.7)		
実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから	106 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)	15 (5.8)	38 (16.9)	51 (23.8)		
その他	56 (6.2)	3 (9.7)	0 (0.0)	2 (6.5)	2 (8.3)	4 (3.8)	20 (7.8)	6 (2.7)	19 (8.9)		
不明	26 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.2)	2 (1.9)	7 (2.7)	4 (1.8)	12 (5.6)		

3) 建物台帳の作成状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における建物台帳の作成状況は、「全ての施設を対象にした建物台帳を作成している。」(46.2%) が最も多く、「不明」(27.9%)、「建物台帳は作成していない。」(15.7%) と続く。

図表 165 建物台帳の作成状況



地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が小さくなるほど、建物台帳の作成率は低くなる。

図表 166 建物台帳の作成状況【団体区分別】

■ 全ての施設を対象にした建物台帳を作成している
■ 一部の施設を対象にした建物台帳を作成している
■ 建物台帳は作成していない
■ 不明

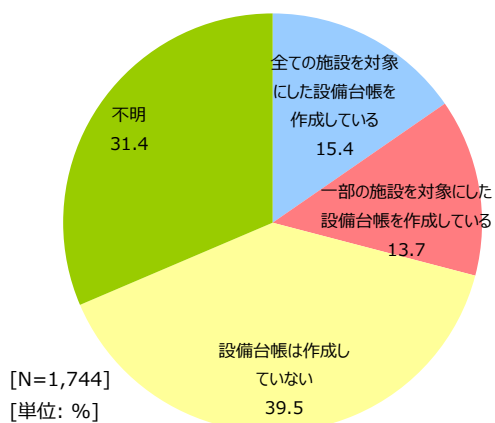
		(n)					(%)
全 体		1,744	46.2	10.3	15.7	27.9	
団 体 区 分	都道府県	47	59.6	14.9	10.6	14.9	
	政令指定都市	20	85.0	10.0	5.0		
	中核市	54	64.8	14.8	5.6	14.8	
	施行時特例市	31	74.2	12.9	6.5	6.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	51.9	12.7	13.3	22.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	497	50.5	10.3	13.5	25.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	434	45.4	7.8	15.7	31.1	
	人口1万人未満の市町村	480	33.3	10.4	21.9	34.4	

		N数 (%)									
		団体区分									
全 体		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市	町0人口1万人未満の市上区	万人口1万人以上の市上区	市人口1万人未満の市上区		
回答数		1,744 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	434 (100.0)	480 (100.0)	
全ての施設を対象にした建物台帳を作成している		805 (46.2)	28 (59.6)	17 (85.0)	35 (64.8)	23 (74.2)	94 (51.9)	251 (50.5)	197 (45.4)	160 (33.3)	
一部の施設を対象にした建物台帳を作成している		179 (10.3)	7 (14.9)	2 (10.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	23 (12.7)	51 (10.3)	34 (7.8)	50 (10.4)	
建物台帳は作成していない		274 (15.7)	5 (10.6)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.5)	24 (13.3)	67 (13.5)	68 (15.7)	105 (21.9)	
不明		486 (27.9)	7 (14.9)	1 (5.0)	8 (14.8)	2 (6.5)	40 (22.1)	128 (25.8)	135 (31.1)	165 (34.4)	

4) 設備台帳の作成状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における設備台帳の作成状況は、「設備台帳は作成していない。」（39.5%）が最も多く、「不明」（31.4%）、「全ての施設を対象にした設備台帳を作成している。」（15.4%）、「一部の施設を対象にした設備台帳を作成している。」（13.7%）と続く。

図表 167 設備台帳の作成状況



地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が大きくなるほど、設備台帳の作成率は高くなる。なお、施行時特例市より規模の小さな団体においては、団体類型による作成率の違いはあまりない。

図表 168 設備台帳の作成状況【団体区分別】

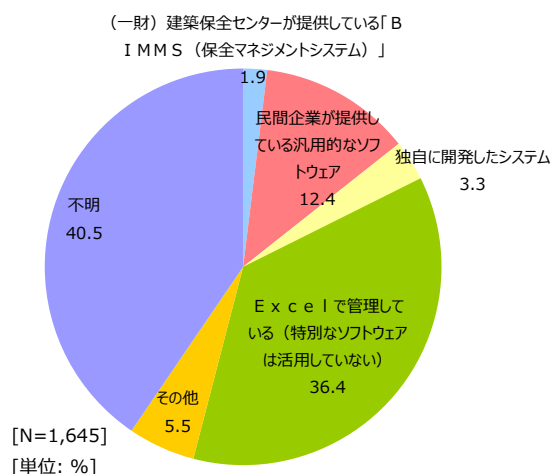
		(n)									(%)
全 体		1,744	15.4	13.7	39.5					31.4	
団 体 区 分	都道府県	47	27.7	17.0	36.2					19.1	
	政令指定都市	20	25.0	35.0	30.0					10.0	
	中核市	54	18.5	25.9	40.7					14.8	
	施行時特例市	31	12.9	45.2	32.3					9.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	14.9	12.7	43.6					28.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	497	15.7	12.9	43.1					28.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	435	16.6	12.2	35.9					35.4	
	人口1万人未満の市町村	479	12.3	11.7	38.6					37.4	

		N数 (%)									
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 上 1 記 0 以 外 人 の 以 上	町 0 人 口 万 口 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 区 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の		
回答数	1,744 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	435 (100.0)	479 (100.0)		
全ての施設を対象にした設備台帳を作成している	268 (15.4)	13 (27.7)	5 (25.0)	10 (18.5)	4 (12.9)	27 (14.9)	78 (15.7)	72 (16.6)	59 (12.3)		
一部の施設を対象にした設備台帳を作成している	239 (13.7)	8 (17.0)	7 (35.0)	14 (25.9)	14 (45.2)	23 (12.7)	64 (12.9)	53 (12.2)	56 (11.7)		
設備台帳は作成していない	689 (39.5)	17 (36.2)	6 (30.0)	22 (40.7)	10 (32.3)	79 (43.6)	214 (43.1)	156 (35.9)	185 (38.6)		
不明	548 (31.4)	9 (19.1)	2 (10.0)	8 (14.8)	3 (9.7)	52 (28.7)	141 (28.4)	154 (35.4)	179 (37.4)		

5) 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画の運用の際に活用しているシステムとしては、「不明」（40.5%）が最も多く、「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」（36.4%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（12.4%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（12.4%）と続く。

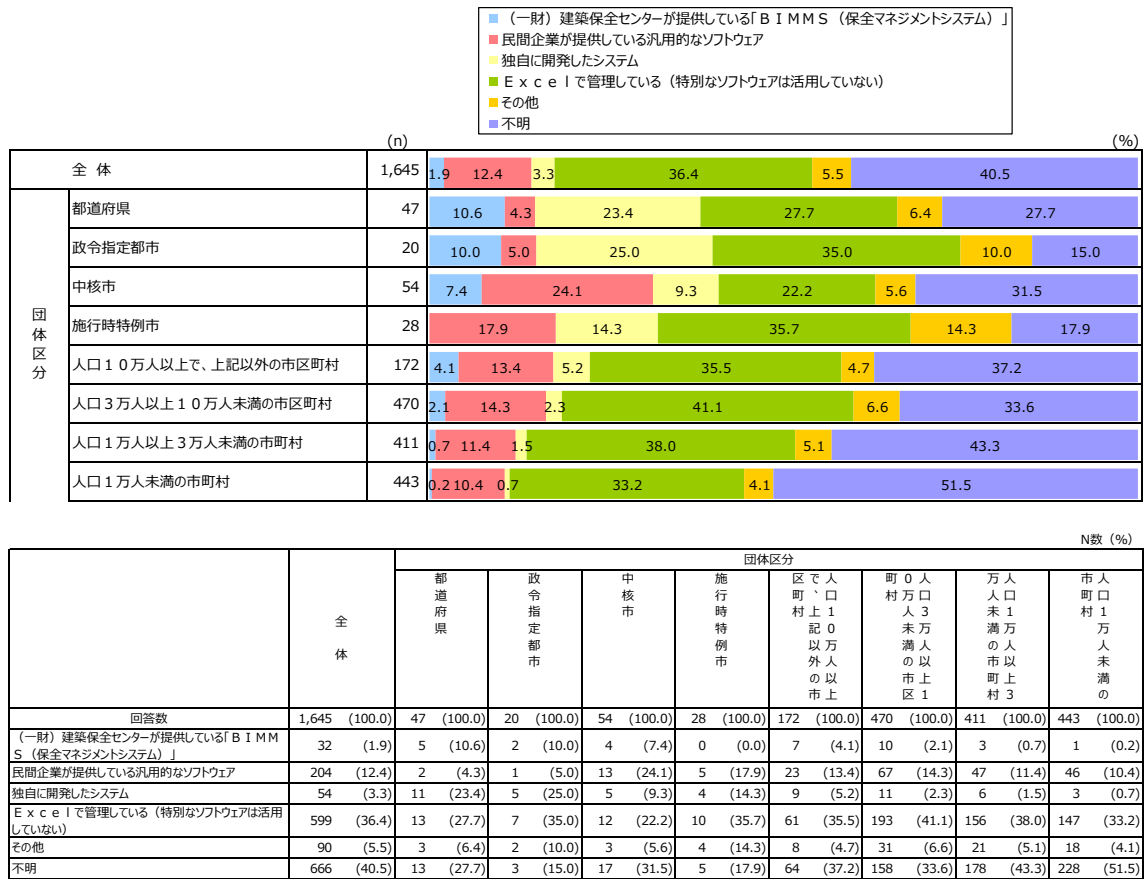
図表 169 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム



地方公共団体の区分別に見ると、すべての団体区分において「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない。）」の割合が最も高い。

都道府県や政令指定都市では「独自に開発したシステム」「BIMMS」、中核市や施行時特例市では「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」の割合が相対的に高い。

図表 170 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム
【団体区分別】



(1 1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設

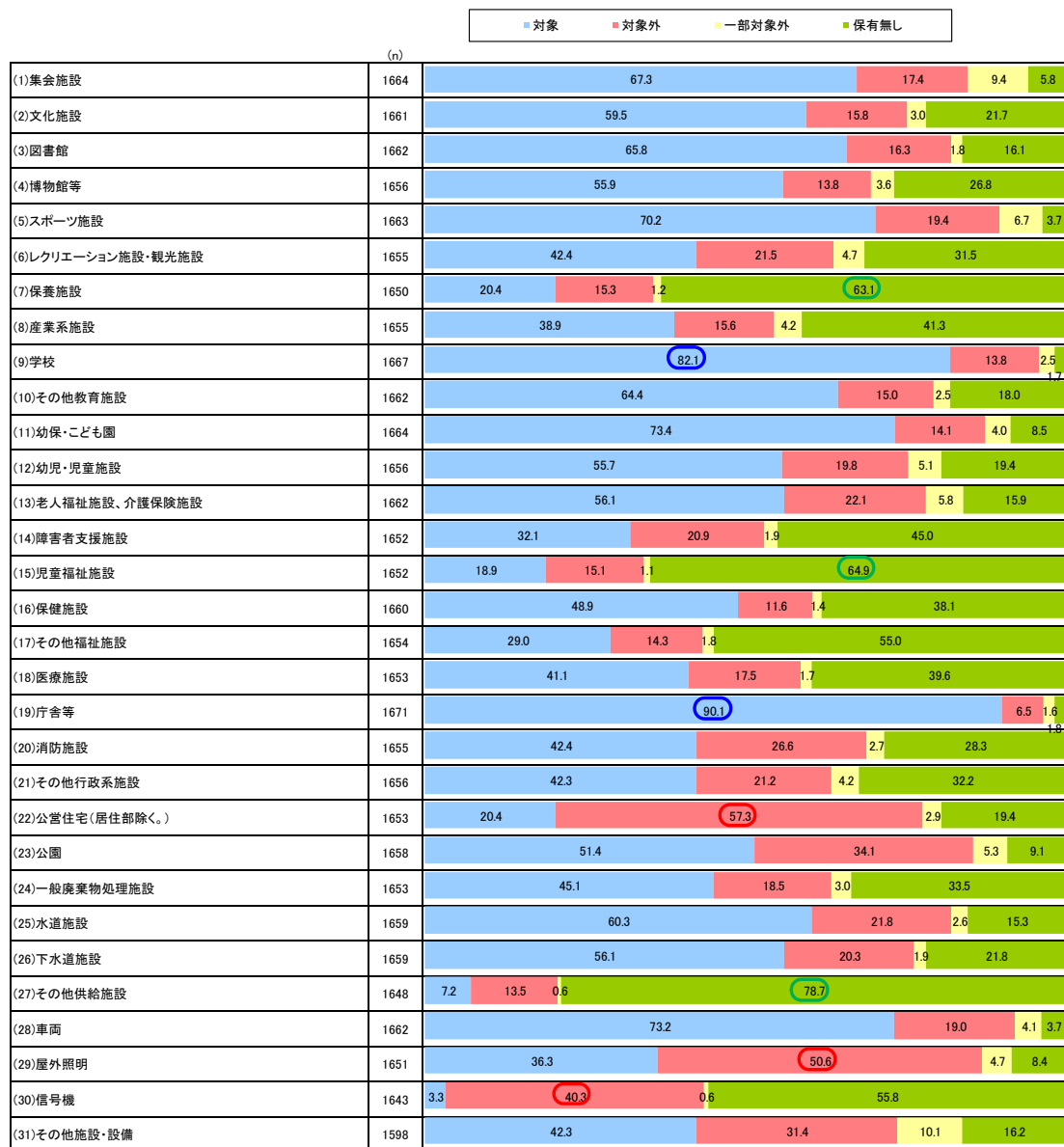
1) 事務事業編の対象施設の有無

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としている団体が
多い施設・設備種別は、「庁舎等」（90.1%）、「学校」（82.1%）である。

対象外としている団体が多い施設・設備種別は、「公営住宅（居住部除く。）」（57.3%）、「屋外照明」（50.6%）、「信号機」（40.3%）である。

保有していない団体が多い施設・設備種別は、「その他供給施設」（78.7%）、「児童福祉施設」（64.9%）、「保養施設」（63.1%）である。

図表 171 事務事業編の対象施設の有無



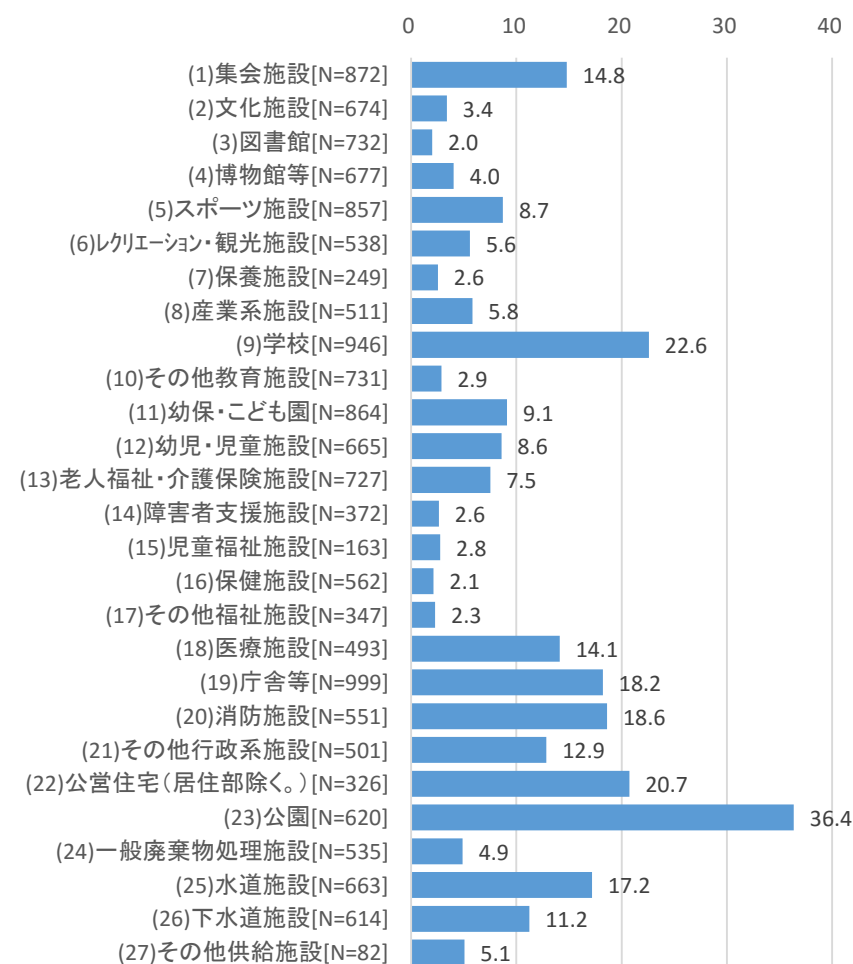
[上段：N数、下段：%]

	回 答 数	対 象	対 象 外	一 部 対 象 外	保 有 無 し
(1)集会施設	1,664 (100.0)	1120 (67.3)	290 (17.4)	157 (9.4)	97 (5.8)
(2)文化施設	1,661 (100.0)	988 (59.5)	263 (15.8)	49 (3.0)	361 (21.7)
(3)図書館	1,662 (100.0)	1093 (65.8)	271 (16.3)	30 (1.8)	268 (16.1)
(4)博物館等	1,656 (100.0)	926 (55.9)	228 (13.8)	59 (3.6)	443 (26.8)
(5)スポーツ施設	1,663 (100.0)	1168 (70.2)	323 (19.4)	111 (6.7)	61 (3.7)
(6)レクリエーション施設・観光施設	1,655 (100.0)	701 (42.4)	355 (21.5)	78 (4.7)	521 (31.5)
(7)保養施設	1,650 (100.0)	336 (20.4)	253 (15.3)	20 (1.2)	1041 (63.1)
(8)産業系施設	1,655 (100.0)	644 (38.9)	259 (15.6)	69 (4.2)	683 (41.3)
(9)学校	1,667 (100.0)	1368 (82.1)	230 (13.8)	41 (2.5)	28 (1.7)
(10)その他教育施設	1,662 (100.0)	1071 (64.4)	250 (15.0)	42 (2.5)	299 (18.0)
(11)幼保・こども園	1,664 (100.0)	1222 (73.4)	234 (14.1)	66 (4.0)	142 (8.5)
(12)幼児・児童施設	1,656 (100.0)	923 (55.7)	328 (19.8)	84 (5.1)	321 (19.4)
(13)老人福祉施設、介護保険施設	1,662 (100.0)	933 (56.1)	368 (22.1)	96 (5.8)	265 (15.9)
(14)障害者支援施設	1,652 (100.0)	530 (32.1)	346 (20.9)	32 (1.9)	744 (45.0)
(15)児童福祉施設	1,652 (100.0)	312 (18.9)	250 (15.1)	18 (1.1)	1072 (64.9)
(16)保健施設	1,660 (100.0)	812 (48.9)	192 (11.6)	24 (1.4)	632 (38.1)
(17)その他福祉施設	1,654 (100.0)	479 (29.0)	237 (14.3)	29 (1.8)	909 (55.0)
(18)医療施設	1,653 (100.0)	680 (41.1)	290 (17.5)	28 (1.7)	655 (39.6)
(19)庁舎等	1,671 (100.0)	1505 (90.1)	109 (6.5)	27 (1.6)	30 (1.8)
(20)消防施設	1,655 (100.0)	702 (42.4)	440 (26.6)	45 (2.7)	468 (28.3)
(21)その他行政系施設	1,656 (100.0)	701 (42.3)	351 (21.2)	70 (4.2)	534 (32.2)
(22)公営住宅（居住部除く。）	1,653 (100.0)	338 (20.4)	947 (57.3)	48 (2.9)	320 (19.4)
(23)公園	1,658 100.0	853 51.4	566 34.1	88 5.3	151 9.1
(24)一般廃棄物処理施設	1,653 (100.0)	745 (45.1)	305 (18.5)	50 (3.0)	553 (33.5)
(25)水道施設	1,659 (100.0)	1001 (60.3)	361 (21.8)	43 (2.6)	254 (15.3)
(26)下水道施設	1,659 (100.0)	930 (56.1)	337 (20.3)	31 (1.9)	361 (21.8)
(27)その他供給施設	1,648 (100.0)	119 (7.2)	222 (13.5)	10 (0.6)	1297 (78.7)
(28)車両	1,662 (100.0)	1217 (73.2)	315 (19.0)	68 (4.1)	62 (3.7)
(29)屋外照明	1,651 (100.0)	600 (36.3)	835 (50.6)	77 (4.7)	139 (8.4)
(30)信号機	1,643 (100.0)	54 (3.3)	662 (40.3)	10 (0.6)	917 (55.8)
(31)その他施設・設備	1,598 (100.0)	676 (42.3)	502 (31.4)	161 (10.1)	259 (16.2)

2) 事務事業編の対象施設・設備数

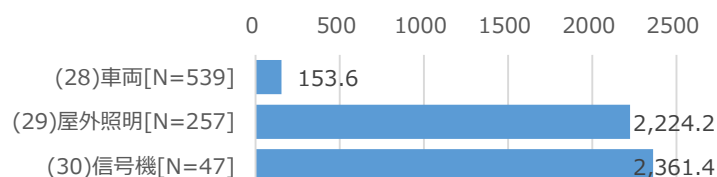
都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編の対象施設数の平均値は、「公園」（36.4 施設）が最も多く、「学校」（22.6 施設）、「公営住宅（居住部除く。）」（20.7 施設）と続く。

図表 172 事務事業編の対象施設数の平均値



[単位:施設]

図表 173 事務事業編の対象設備数の平均値

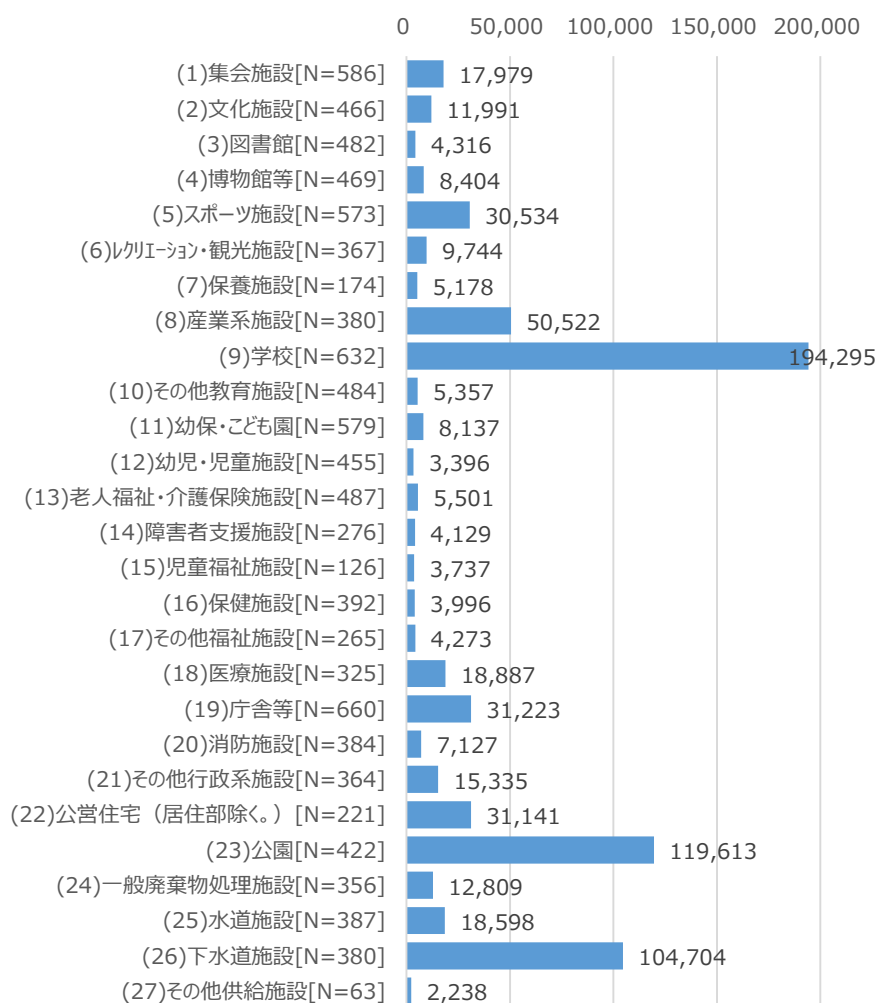


[単位:設備]

3) 施設種別毎の「延床面積」

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「学校」（194,295 m²）が最も大きく、「公園」（119,613 m²）、「下水道施設」（104,704 m²）と続く。

図表 174 施設類型毎の「延床面積」の平均値

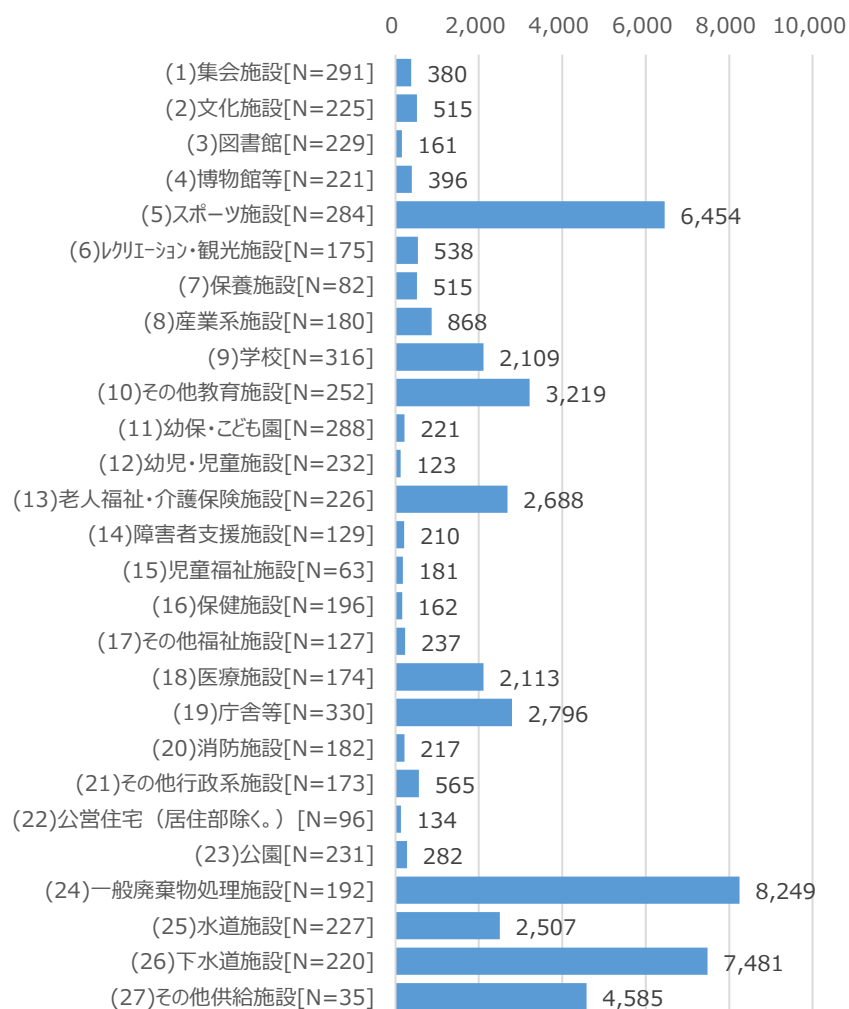


[単位 : m²]

4) 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」

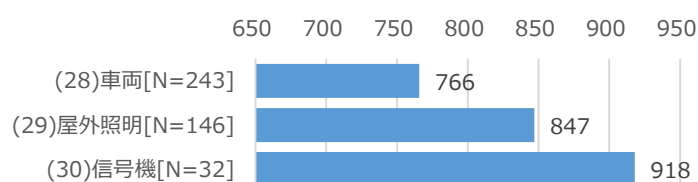
都道府県・市町村（特別区含む。）における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「一般廃棄物処理施設」（8,249t）が最も多く、「下水道施設」（7,481t）、「スポーツ施設」（6,454t）と続く。

図表 175 施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



[単位：t]

図表 176 設備類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値

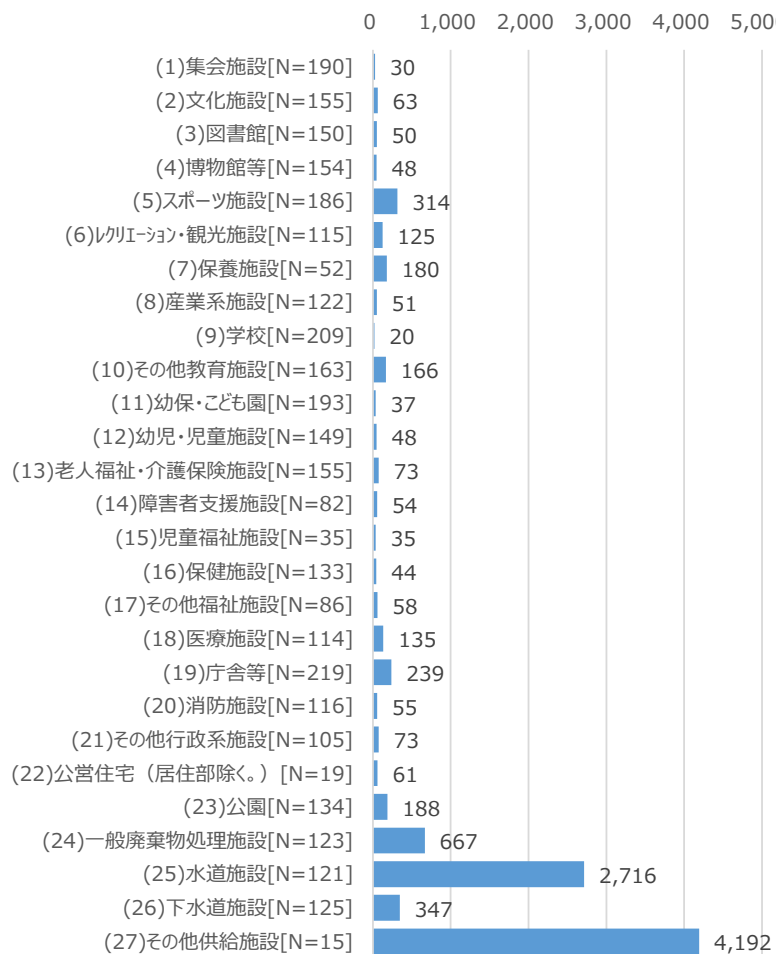


[単位：t]

5) 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」

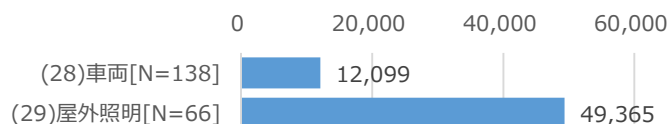
都道府県・市町村（特別区含む。）における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「その他供給施設」（4,192kg/m²）が最も多く、「水道施設」（2,716kg/m²）、「一般廃棄物処理施設」（667kg/m²）と続く。

図表 177 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



[単位 : kg/m²]

図表 178 設備類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



[単位 : kg/設備数]

※(29)屋外照明は、設備数の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高い。

※(30)信号機は、原単位を算出できたが2団体のみであったため、平均値は算定していない

ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

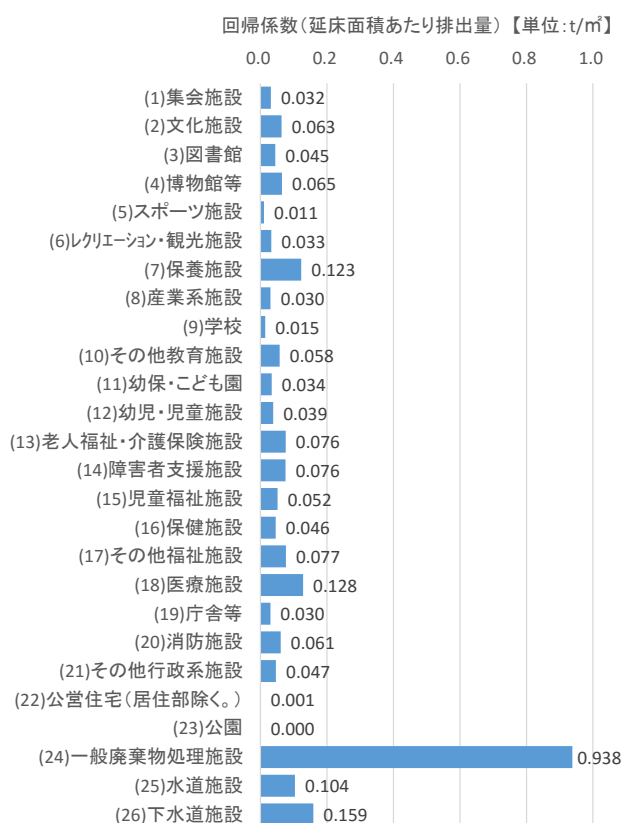
そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、単位量（施設は延床面積、設備は設備数）を説明変数、排出量を被説明変数とし、切片を 0 として回帰分析を行った。

その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[t/m²]）は、「一般廃棄物処理施設」（0.938）が最も大きく、「下水道施設」（0.159）、「医療施設」（0.128）、「保養施設」（0.123）、「水道施設」（0.104）が続く結果となった。ただし、「水道施設」は決定係数が 0.245 と低い点に留意する必要がある。決定係数が低くなった要因としては、水道施設には、大規模な浄水施設から小規模なポンプ場までさまざまなタイプの施設が含まれているためと考えられる。

図表 179 回帰分析結果

	回帰係数	決定係数
(1)集会施設	0.032	0.762
(2)文化施設	0.063	0.852
(3)図書館	0.045	0.871
(4)博物館等	0.065	0.846
(5)スポーツ施設	0.011	0.200
(6)レクリエーション・観光施設	0.033	0.712
(7)保養施設	0.123	0.539
(8)産業系施設	0.030	0.832
(9)学校	0.015	0.919
(10)その他教育施設	0.058	0.594
(11)幼保・こども園	0.034	0.891
(12)幼児・児童施設	0.039	0.874
(13)老人福祉・介護保険施設	0.076	0.851
(14)障害者支援施設	0.076	0.944
(15)児童福祉施設	0.052	0.562
(16)保健施設	0.046	0.767
(17)その他福祉施設	0.077	0.947
(18)医療施設	0.128	0.885
(19)庁舎等	0.030	0.548
(20)消防施設	0.061	0.810
(21)その他行政系施設	0.047	0.721
(22)公営住宅(居住部除く。)	0.001	0.038
(23)公園	0.000	0.072
(24)一般廃棄物処理施設	0.938	0.732
(25)水道施設	0.104	0.245
(26)下水道施設	0.159	0.910
(28)車両	4.419	0.589
(29)屋外照明	0.405	0.161

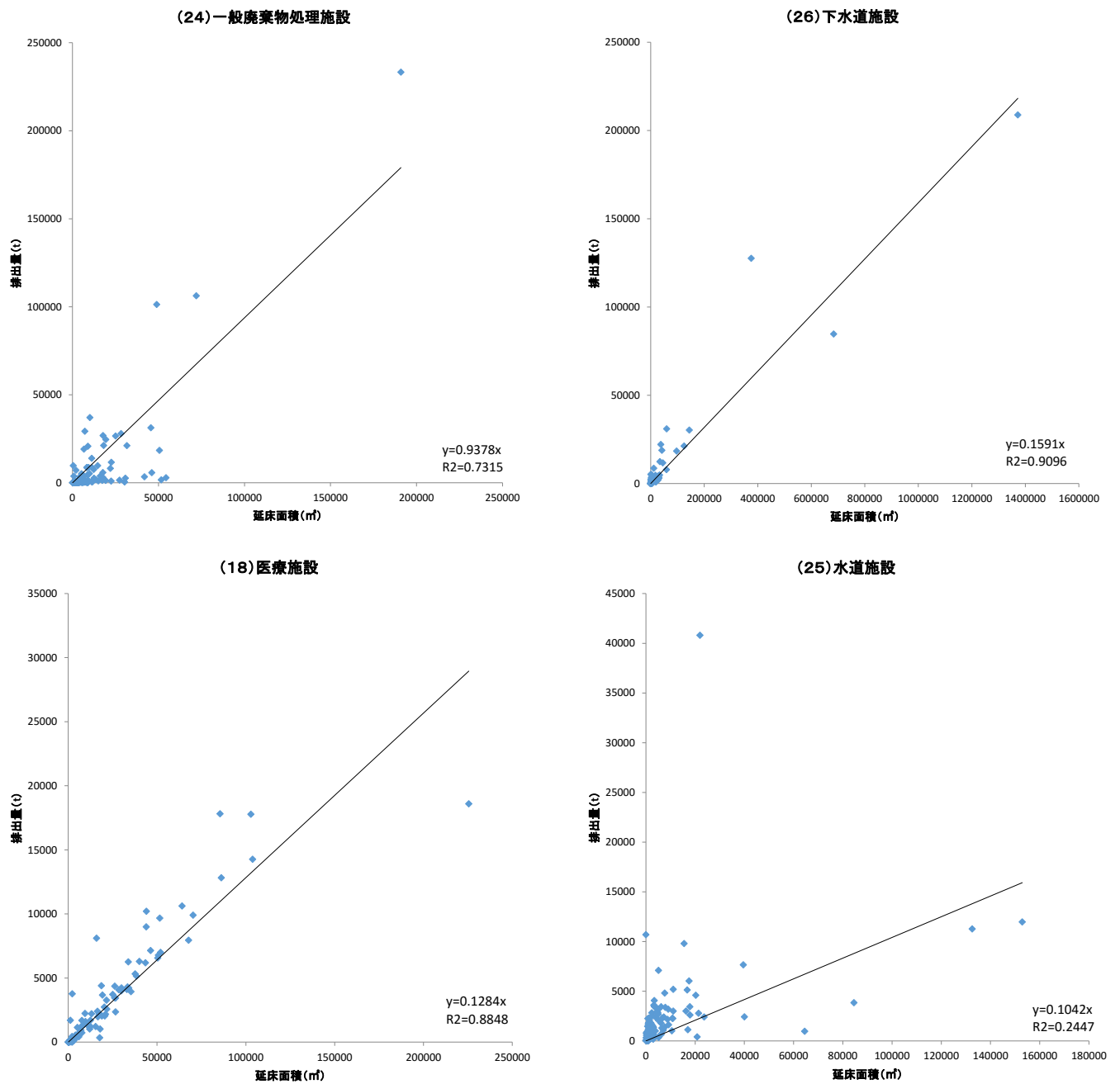
図表 180 回帰係数推定結果
(延床面積あたり排出量)【施設のみ】



注 1) 単位量（施設は延床面積、設備は設備数）を説明変数、排出量を被説明変数とし、切片を 0 とした場合の回帰分析結果。なお、サンプル数が十分に得られなかった施設・設備種別は掲載していない。

注 2) 回帰係数は 0.1 以上、決定係数は 0.8 以上の場合に色付けして示している。

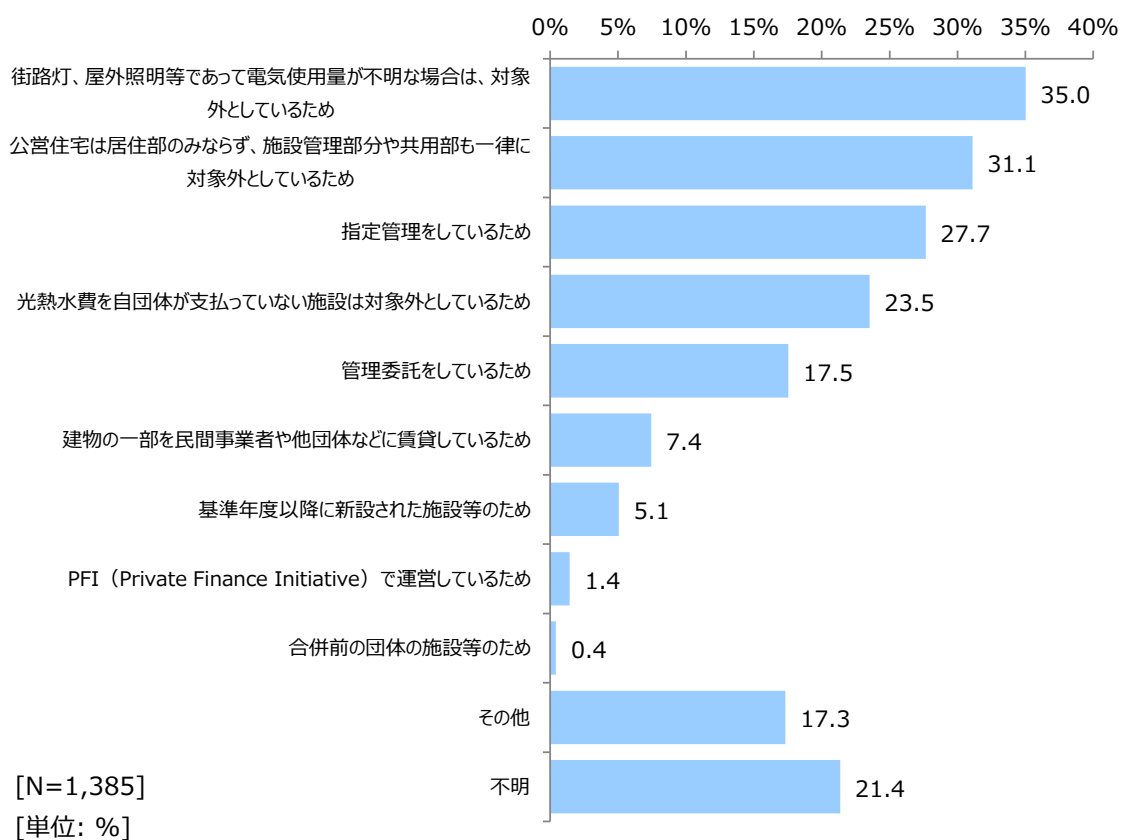
図表 181 回帰分析結果（一部施設抜粋）



6) 対象としていない主な理由

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため。」（35.0%）が最も多く、「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため。」（31.1%）、「指定管理をしているため。」（27.7%）、「光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため。」（23.5%）と続く。

図表 182 対象としていない主な理由



		回答数	%
	全 体	1,385	100.0
1	管理委託をしているため	243	17.5
2	指定管理をしているため	383	27.7
3	P F I (P r i v a t e F i n a n c e I n i t i a t i v e) で運営しているため	20	1.4
4	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	485	35.0
5	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	326	23.5
6	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	431	31.1
7	基準年度以降に新設された施設等のため	70	5.1
8	合併前の団体の施設等のため	6	0.4
9	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	103	7.4
10	その他	240	17.3
11	不明	296	21.4

(12) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね9割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において導入している割合が高い。

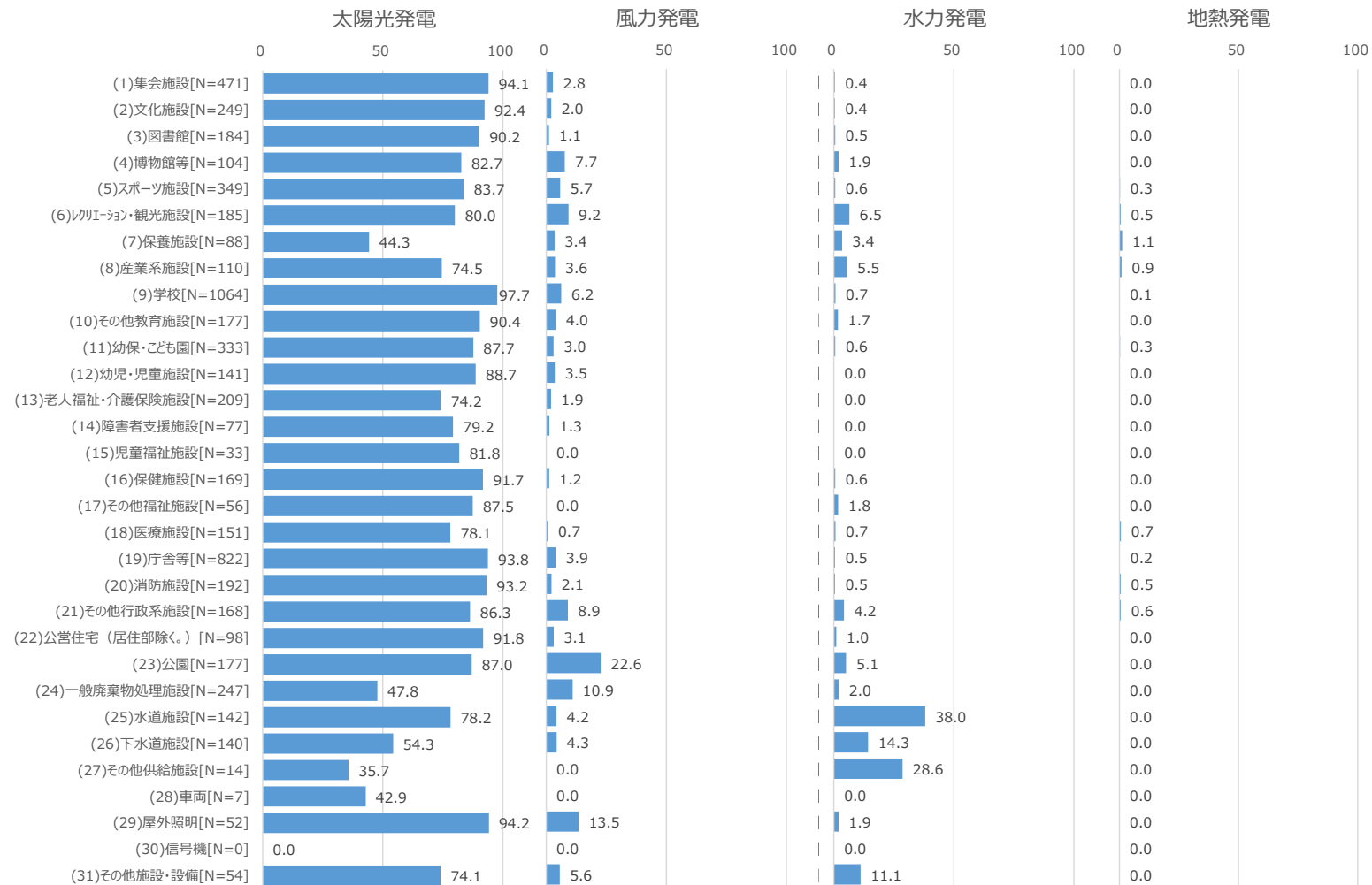
図表 183 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	n	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	温水熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全 体	1,418	95.7	13.2	7.8	0.6	6.8	9.2	2.2	13.3	10.6	1.7	11.7	10.5	1.4	2.5	2.7
都道府県	45	97.8	37.8	35.6	0.0	22.2	2.2	2.2	26.7	20.0	4.4	33.3	4.4	6.7	17.8	11.1
政令指定都市	20	100.0	80.0	65.0	0.0	50.0	85.0	0.0	75.0	40.0	5.0	18.9	75.0	0.0	10.0	25.0
中核市	53	100.0	39.6	30.2	1.9	24.5	69.8	7.5	52.8	28.3	5.7	18.9	47.2	1.9	15.1	3.8
施行時特例市	31	100.0	25.8	29.0	0.0	32.3	54.8	6.5	25.8	19.4	6.5	12.9	32.3	6.5	3.2	9.7
人口10万人以上であって、上記2～5以外の市町村	179	99.4	25.1	8.4	0.0	9.5	23.5	5.0	28.5	11.2	1.1	11.2	25.7	0.0	3.9	3.4
人口3万人以上10万人未満の市町村	452	97.8	10.4	5.3	0.7	4.4	3.1	2.2	10.6	10.2	0.2	10.8	8.2	0.9	1.1	2.7
人口1万人以上3万人未満の市町村	345	95.1	5.5	3.2	0.9	1.7	0.3	0.9	3.5	8.4	2.0	6.1	2.6	0.6	0.6	0.0
人口1万人未満の市町村	293	89.1	4.8	2.4	0.3	3.4	0.7	0.7	4.8	6.1	2.0	14.0	1.7	2.7	0.7	1.7

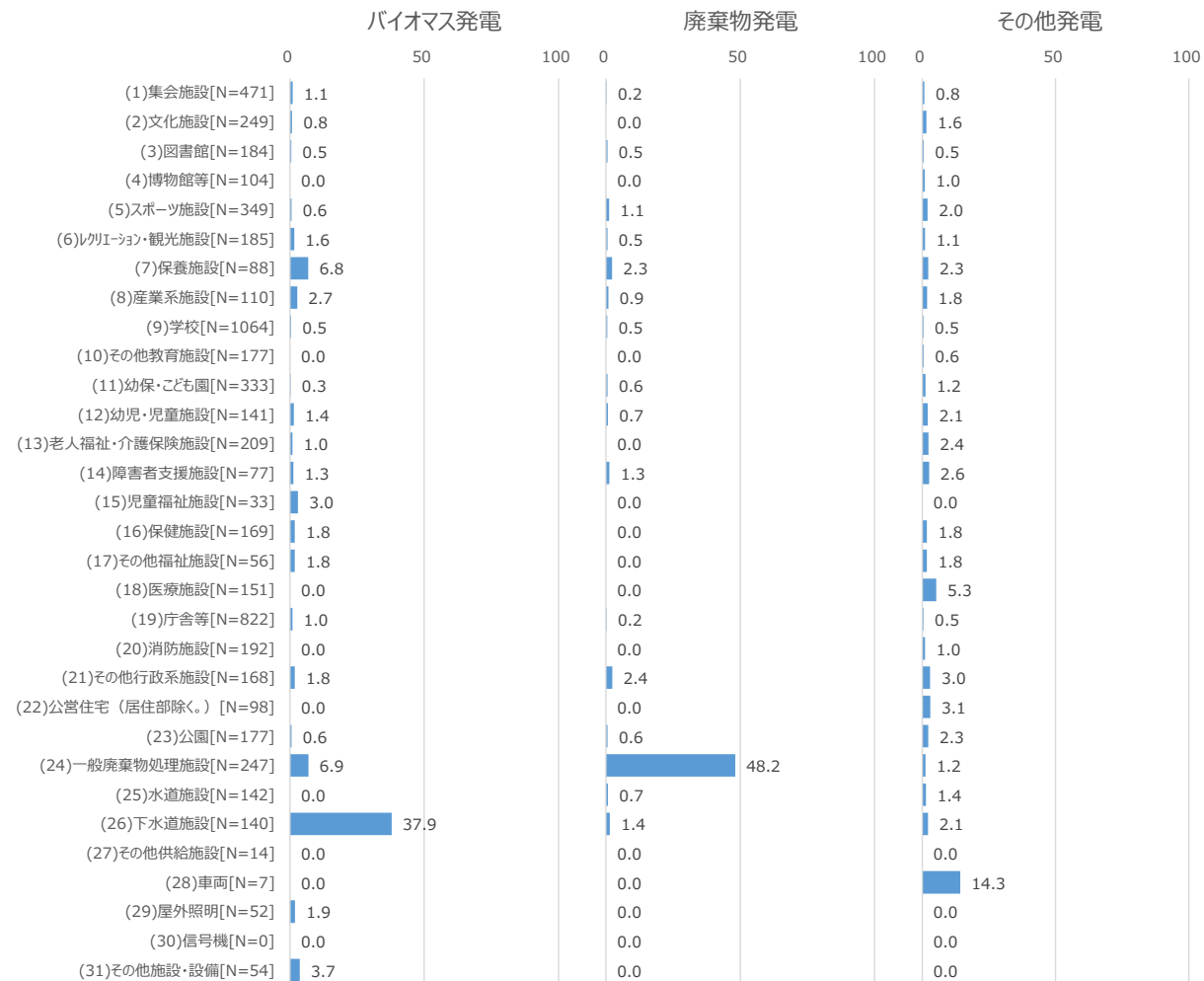
		N数 (%)														
	全 体	団体区分														
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区・人口10万人以上の市	町・人口3万人以上の市	人口1万人以上の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市	人口1万人未満の市
回答数	1,418 (100.0)	45 (100.0)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	179 (100.0)	452 (100.0)	345 (100.0)	293 (100.0)							
太陽光発電	1,357 (95.7)	44 (97.8)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	178 (99.4)	442 (97.8)	328 (95.1)	261 (89.1)							
風力発電	187 (13.2)	17 (37.8)	16 (80.0)	21 (39.6)	8 (25.8)	45 (25.1)	47 (10.4)	19 (5.5)	14 (4.8)							
水力発電	111 (7.8)	16 (35.6)	13 (65.0)	16 (30.2)	9 (29.0)	15 (8.4)	24 (5.3)	11 (3.2)	7 (2.4)							
地熱発電	8 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)	3 (0.9)	1 (0.3)							
バイオマス発電	96 (6.8)	10 (22.2)	10 (50.0)	13 (24.5)	10 (32.3)	17 (9.5)	20 (4.4)	6 (1.7)	10 (3.4)							
廃棄物発電	131 (9.2)	1 (2.2)	17 (85.0)	37 (69.8)	17 (54.8)	42 (23.5)	14 (3.1)	1 (0.3)	2 (0.7)							
その他発電	31 (2.2)	1 (2.2)	0 (0.0)	4 (7.5)	2 (6.5)	9 (5.0)	10 (2.2)	3 (0.9)	2 (0.7)							
太陽熱利用	188 (13.3)	12 (26.7)	15 (75.0)	28 (52.8)	8 (25.8)	51 (28.5)	48 (10.6)	12 (3.5)	14 (4.8)							
地中熱利用	151 (10.6)	9 (20.0)	8 (40.0)	15 (28.3)	6 (19.4)	20 (11.2)	46 (10.2)	29 (8.4)	18 (6.1)							
温水熱利用	24 (1.7)	2 (4.4)	1 (5.0)	3 (5.7)	2 (6.5)	2 (1.1)	1 (0.2)	7 (2.0)	6 (2.0)							
バイオマス熱利用	166 (11.7)	15 (33.3)	6 (30.0)	10 (18.9)	4 (12.9)	20 (11.2)	49 (10.8)	21 (6.1)	41 (14.0)							
廃棄物熱利用	149 (10.5)	2 (4.4)	15 (75.0)	25 (47.2)	10 (32.3)	46 (25.7)	37 (8.2)	9 (2.6)	5 (1.7)							
温泉熱利用	20 (1.4)	3 (6.7)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	0 (0.0)	4 (0.9)	2 (0.6)	8 (2.7)							
温度差エネルギー利用	35 (2.5)	8 (17.8)	2 (10.0)	8 (15.1)	1 (3.2)	7 (3.9)	5 (1.1)	2 (0.6)	2 (0.7)							
その他熱利用	38 (2.7)	5 (11.1)	5 (25.0)	2 (3.8)	3 (9.7)	6 (3.4)	12 (2.7)	0 (0.0)	5 (1.7)							

施設・設備種別ごとの再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を次頁以降に示す。

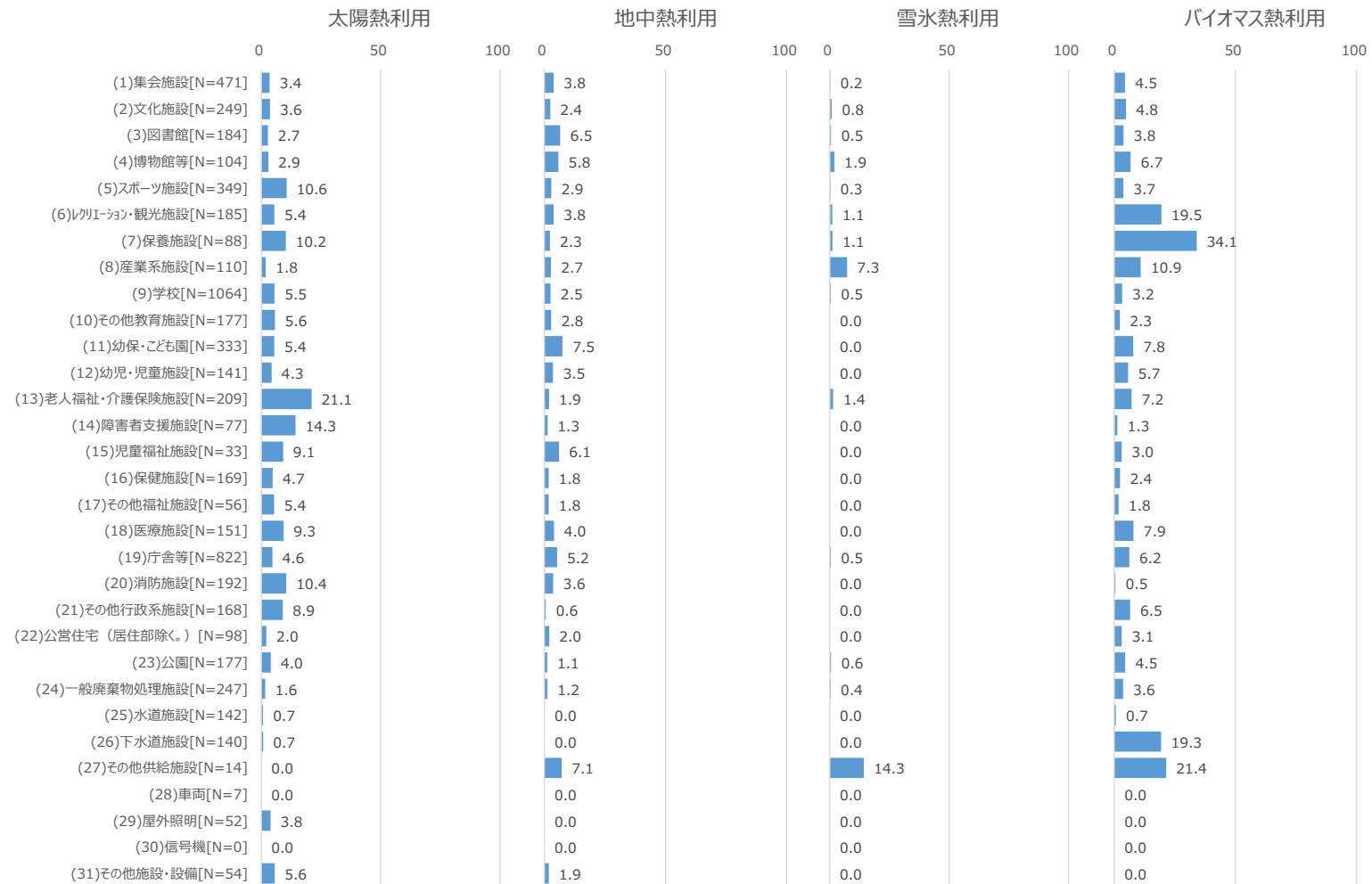
図表 184 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(1/4)



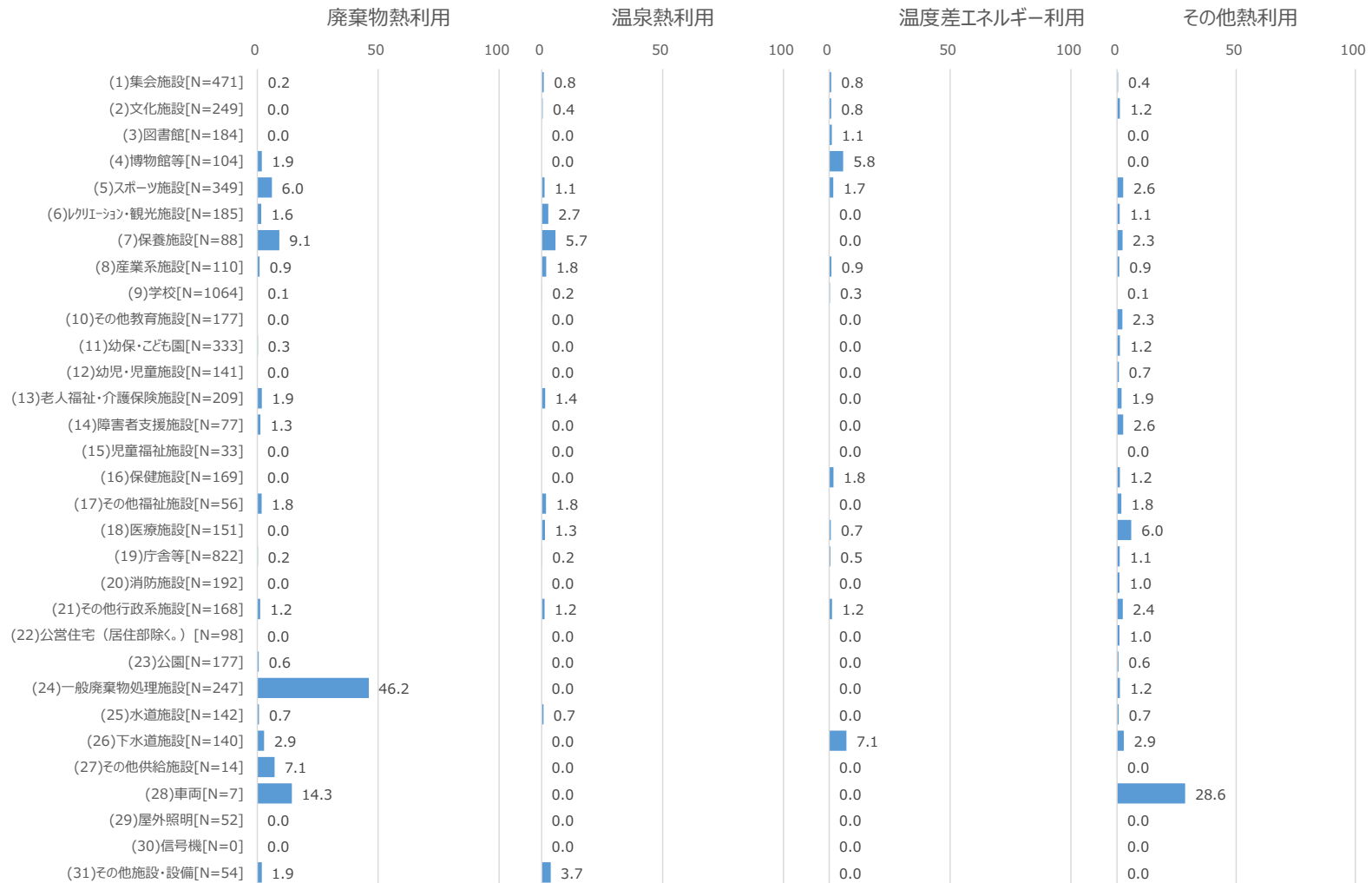
図表 185 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(2/4)



図表 186 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(3/4)



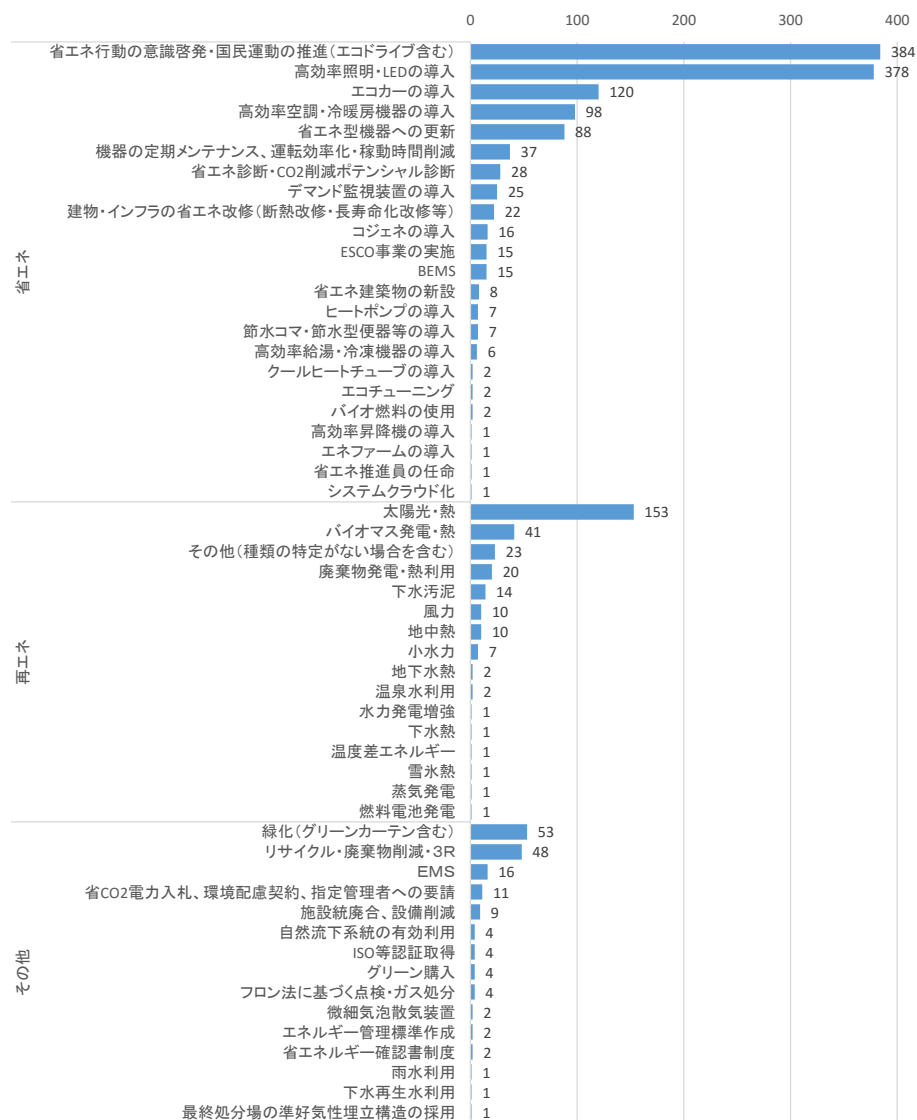
図表 187 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】（4/4）



(13) 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

都道府県・市町村（特別区含む。）において温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組としては、省エネに関する取組では、「省エネ行動の意識啓発・国民運動の推進（エコドライブ含む）」「高効率照明・LEDの導入」が特に多く、次いで「エコカーの導入」「高効率空調・冷暖房機器の導入」「省エネ型機器への更新」が多い。再エネに関する取組では、「太陽光・熱」が特に多く、次いで「バイオマス発電・熱」が多い。その他の取組では「緑化（グリーンカーテン含む）」「リサイクル・廃棄物削減・3R」が多い。

図表 188 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組



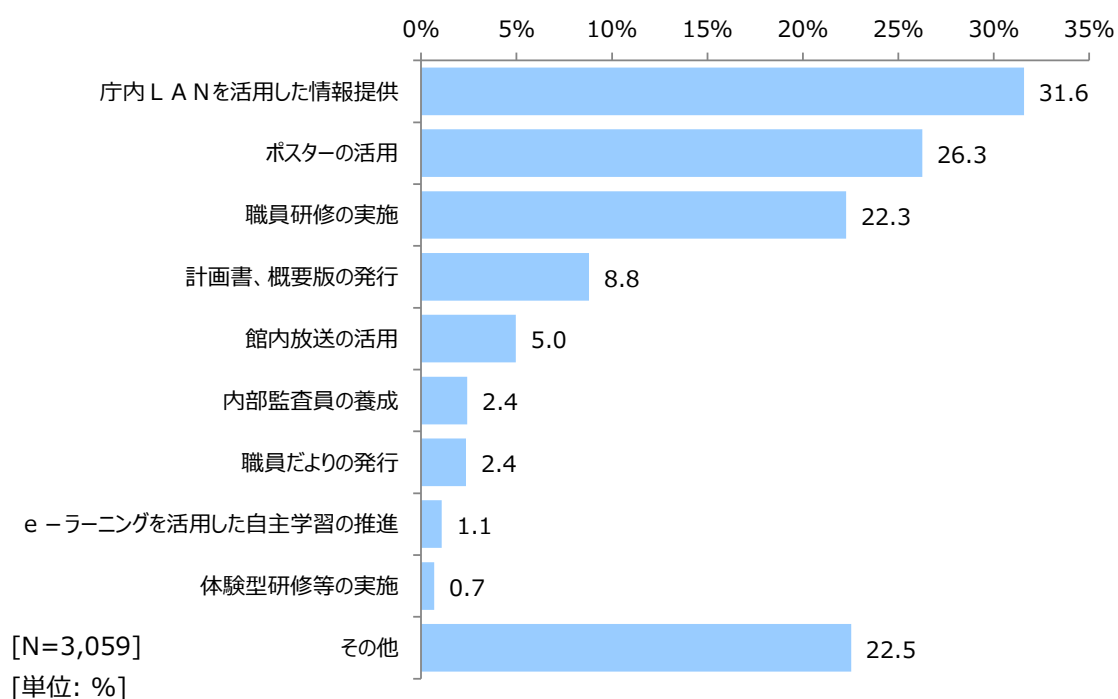
注）各団体が施設種類ごとに自由回答で記入した結果を事務局で集計したもの。

(14) 職員に対する取組

1) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(31.6%)が最も多く、「ポスターの活用」(26.3%)、「その他」(22.5%)、「職員研修の実施」(22.3%)と続く。

図表 189 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「職員研修の実施」が多い。「庁内LANを活用した情報提供」は規模によらず実施されている。小規模な団体や地方公共団体の組合では「ポスターの活用」が多い。

図表 190 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【団体区分別】

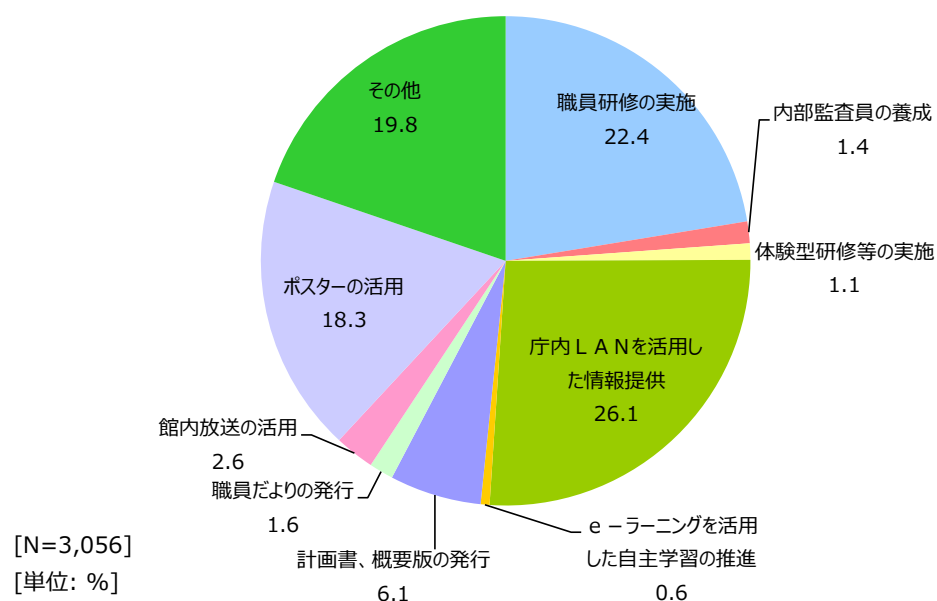


N数（%）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 口 村 上 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	3,059（100.0）	47（100.0）	20（100.0）	54（100.0）	29（100.0）	181（100.0）	485（100.0）	424（100.0）	462（100.0）	1,357（100.0）
職員研修の実施	681（22.3）	23（48.9）	18（90.0）	32（59.3）	14（48.3）	89（49.2）	127（26.2）	74（17.5）	51（11.0）	253（18.6）
内部監査員の養成	74（2.4）	2（4.3）	2（10.0）	5（9.3）	6（20.7）	14（7.7）	21（4.3）	6（1.4）	2（0.4）	16（1.2）
体験型研修等の実施	21（0.7）	0（0.0）	1（5.0）	3（5.6）	0（0.0）	4（2.2）	5（1.0）	2（0.5）	2（0.4）	4（0.3）
庁内LANを活用した情報提供	966（31.6）	20（42.6）	8（40.0）	22（40.7）	17（58.6）	75（41.4）	265（54.6）	174（41.0）	139（30.1）	246（18.1）
eラーニングを活用した自主学習の推進	33（1.1）	1（2.1）	3（15.0）	2（3.7）	0（0.0）	7（3.9）	6（1.2）	1（0.2）	5（1.1）	8（0.6）
計画書、概要版の発行	269（8.8）	3（6.4）	1（5.0）	7（13.0）	5（17.2）	27（14.9）	71（14.6）	38（9.0）	30（6.5）	87（6.4）
職員だけの発行	72（2.4）	2（4.3）	3（15.0）	4（7.4）	1（3.4）	14（7.7）	6（1.2）	10（2.4）	16（3.5）	16（1.2）
館内放送の活用	152（5.0）	11（23.4）	2（10.0）	14（25.9）	6（20.7）	20（11.0）	24（4.9）	22（5.2）	23（5.0）	30（2.2）
ポスターの活用	803（26.3）	2（4.3）	5（25.0）	8（14.8）	4（13.8）	30（16.6）	89（18.4）	136（32.1）	193（41.8）	336（24.8）
その他	689（22.5）	6（12.8）	3（15.0）	1（1.9）	6（20.7）	12（6.6）	47（9.7）	52（12.3）	79（17.1）	483（35.6）

2) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：最も効果的と考える取組

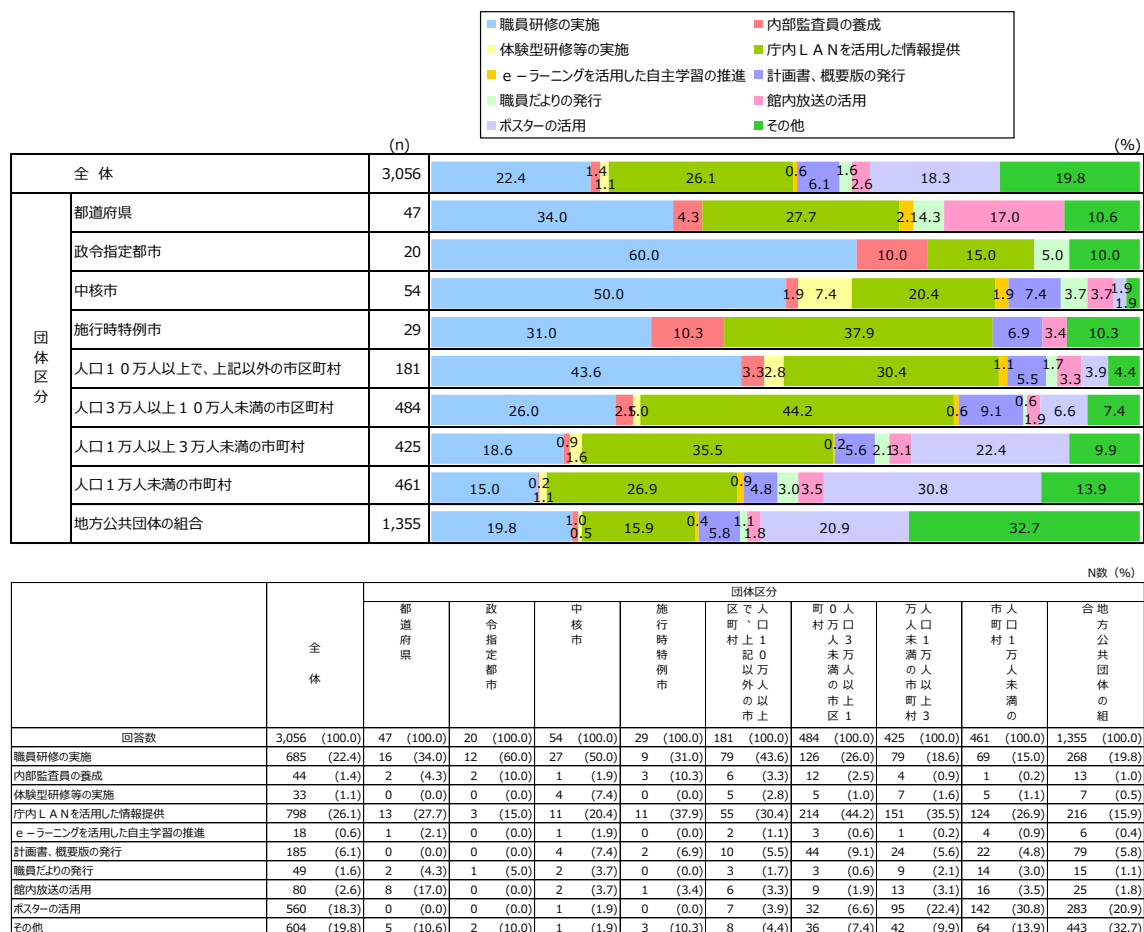
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の中で最も効果的と考える取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(26.1%)が最も多く、「職員研修の実施」(22.4%)、「その他」(19.8%)、「ポスターの活用」(18.3%)と続く。

図表 191 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「職員研修の実施」、小規模な団体では「庁内LANを活用した情報提供」の割合が高い。

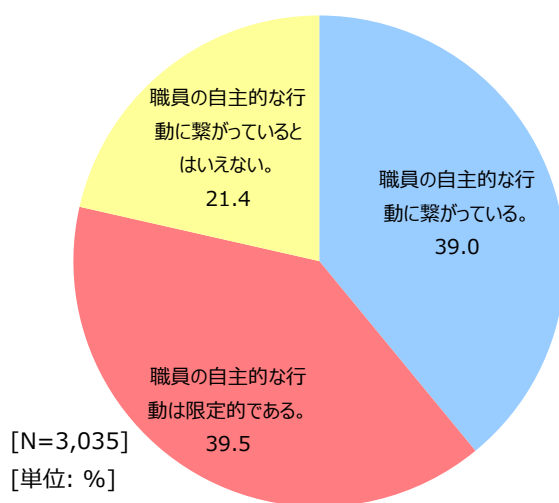
図表 192 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【団体区分別】



3) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：職員による自主的な行動への効果

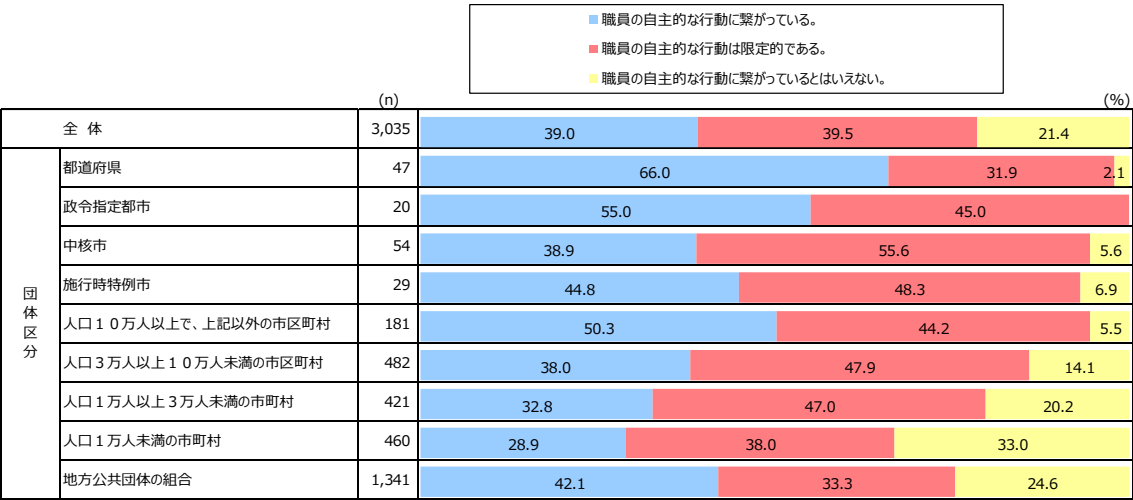
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員による自主的な行動への効果としては、「職員の自主的な行動は限定的である。」(39.5%)と「職員の自主的な行動に繋がっている。」(39.0%)が概ね同程度となっている。

図表 193 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体ほど「職員の自主的な行動に繋がっている。」と回答した割合が高くなる。

図表 194 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【団体区分別】



N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上 区	町 0 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下 の 市 上 区	万 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下 の 市 上 区	市 人 口 1 万 人 以 下 の 市 上 区	合 計 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	3,035 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	29 (100.0)	181 (100.0)	482 (100.0)	421 (100.0)	460 (100.0)	1,341 (100.0)
職員の自主的な行動に繋がっている。	1,185 (39.0)	31 (66.0)	11 (55.0)	21 (38.9)	13 (44.8)	91 (50.3)	183 (38.0)	138 (32.8)	133 (28.9)	564 (42.1)
職員の自主的な行動は限定的である。	1,199 (39.5)	15 (31.9)	9 (45.0)	30 (55.6)	14 (48.3)	80 (44.2)	231 (47.9)	198 (47.0)	175 (38.0)	447 (33.3)
職員の自主的な行動に繋がっていないといえない。	651 (21.4)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.9)	10 (5.5)	68 (14.1)	85 (20.2)	152 (33.0)	330 (24.6)

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

1) 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

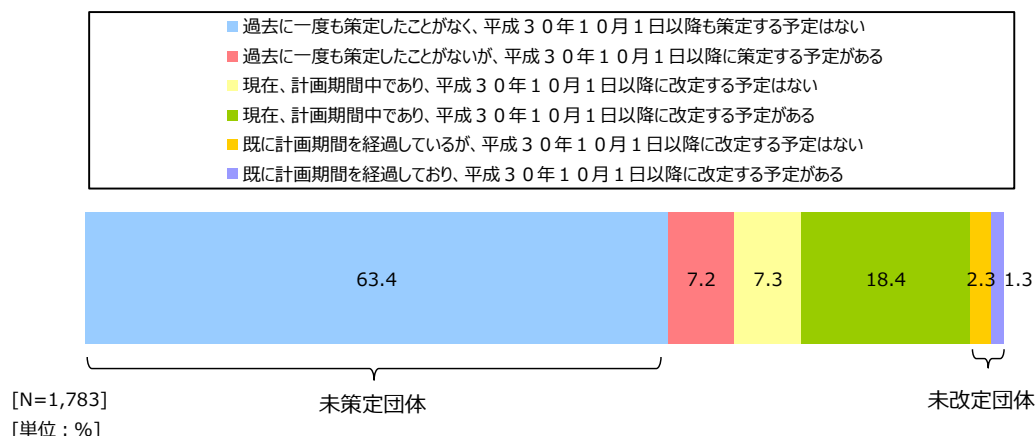
都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の25.7%である。

全体の70.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の7.2%は今後策定予定があると回答しているが、63.4%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の3.6%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の1.3%は今後改定予定があると回答しているが、2.3%は改定する予定がないと回答している。

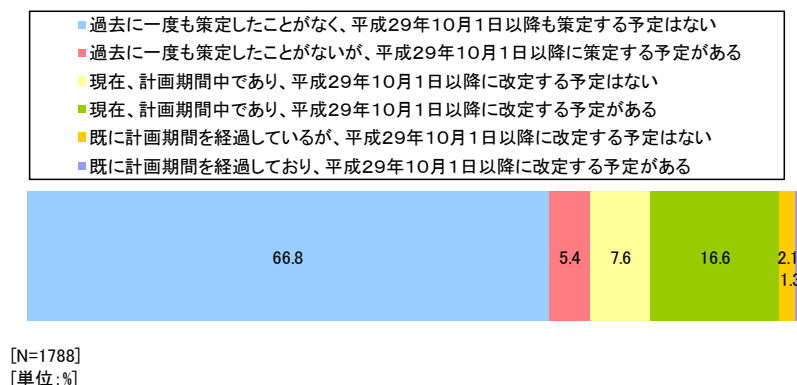
なお、未策定団体は昨年度の72.2%から1.6%減少、未改定団体は昨年度の3.4%から0.2%増加した。

図表 195 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

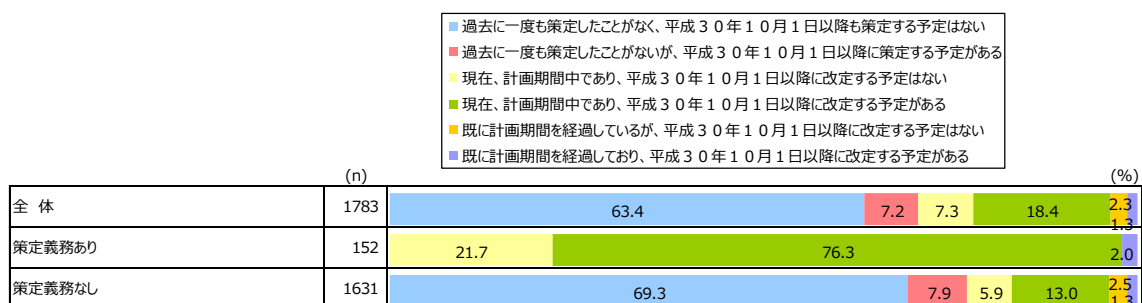


図表 196 平成29年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

【昨年度調査】



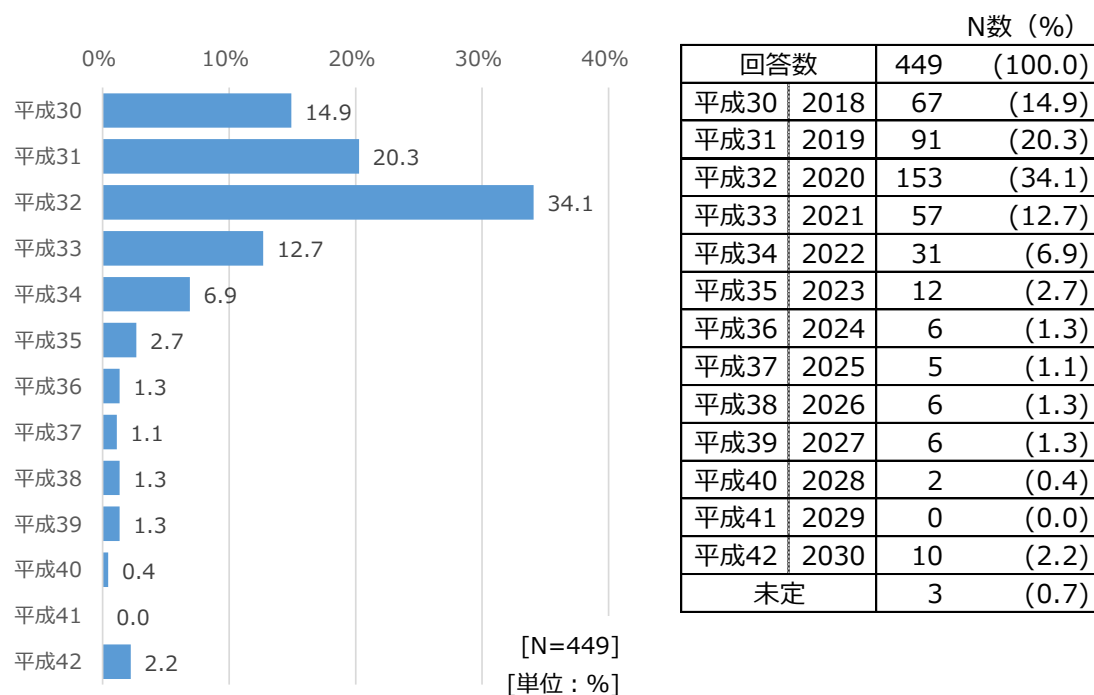
図表 198 平成 30 年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務の有無別】



2) 区域施策編の策定・改定予定年度

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「平成 32 年度」(34.1%) が最も多く、「平成 31 年度」(20.3%)、「平成 30 年度」(14.9%) と続く。

図表 199 区域施策編の策定・改定予定年度

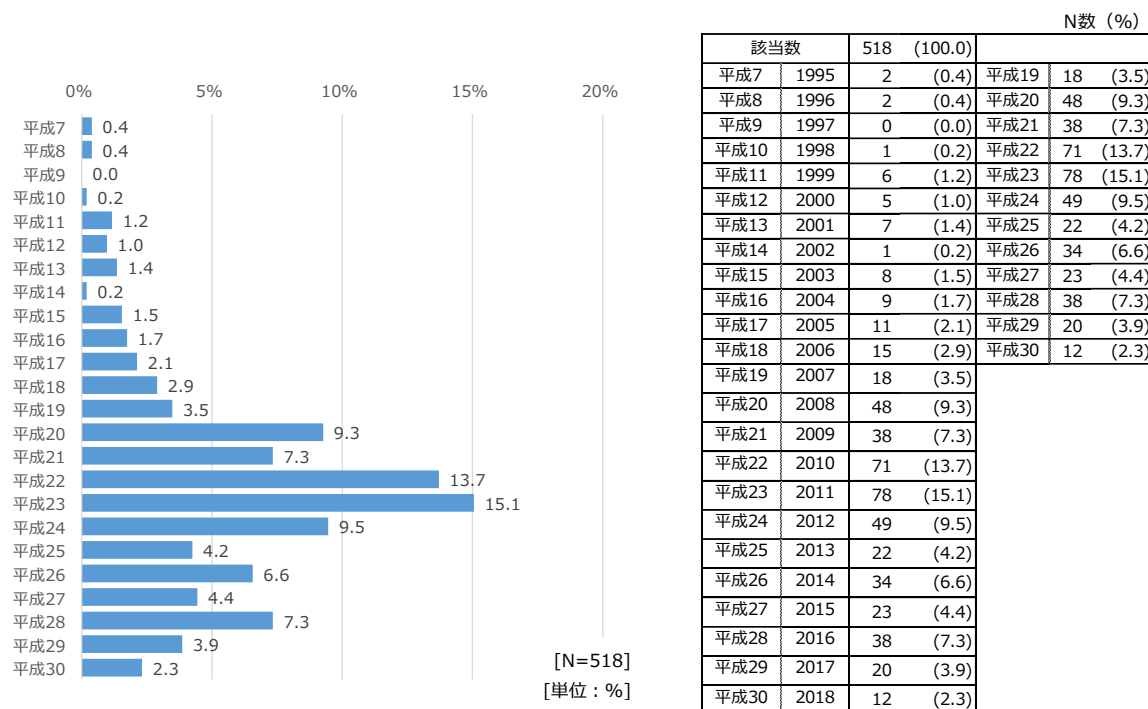


3) 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間

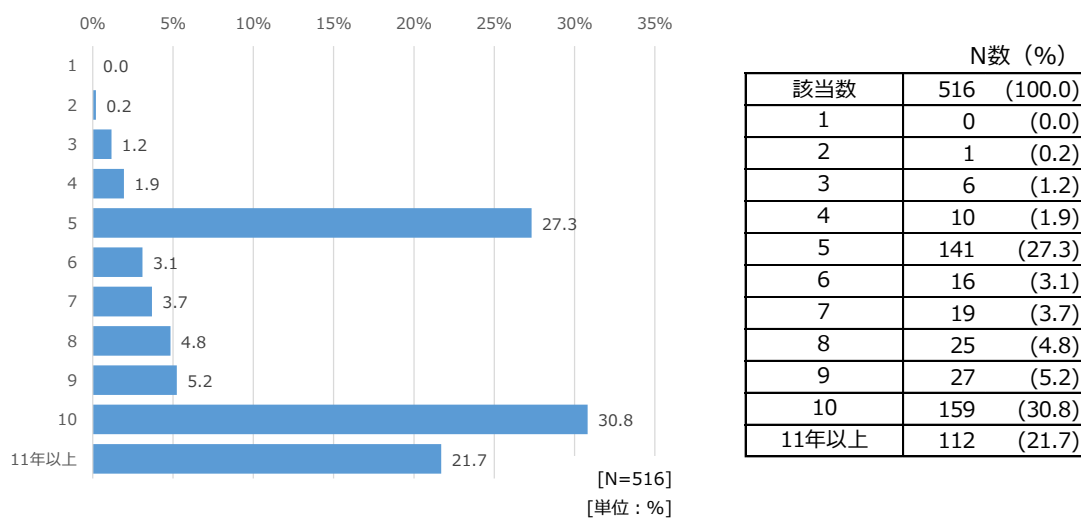
区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「平成 23 年度」(15.1%)、「平成 22 年度」(13.7%) 及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10 年」(30.8%)、「5 年」(27.3%)が多い。

図表 200 区域施策編の当初策定年度



図表 201 当初策定した区域施策編の計画期間

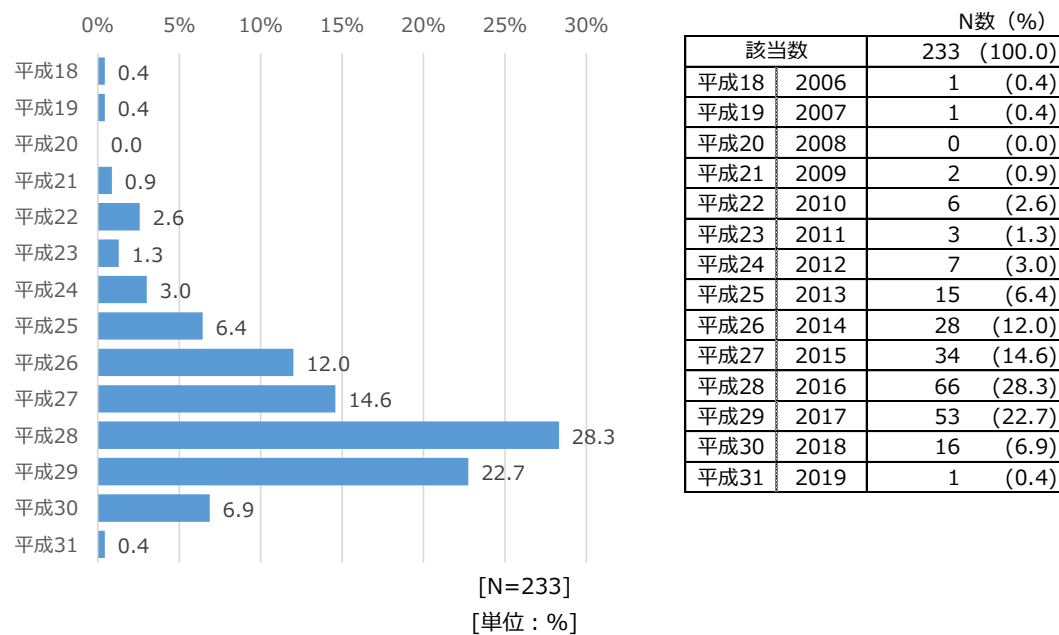


4) 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間

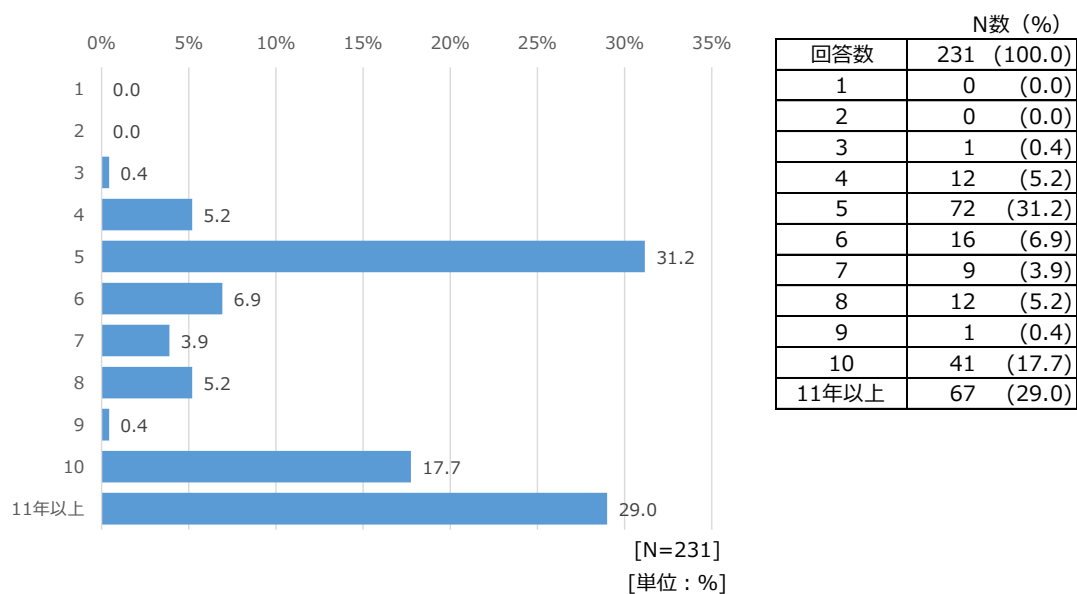
区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「平成 28 度」(28.3%)、「平成 29 年度」(22.7%)が多い。

また、最新の区域施策編の計画期間は「5 年」(31.2%)、「11 年以上」(29.0%)が多い。

図表 202 区域施策編の最終改定年度



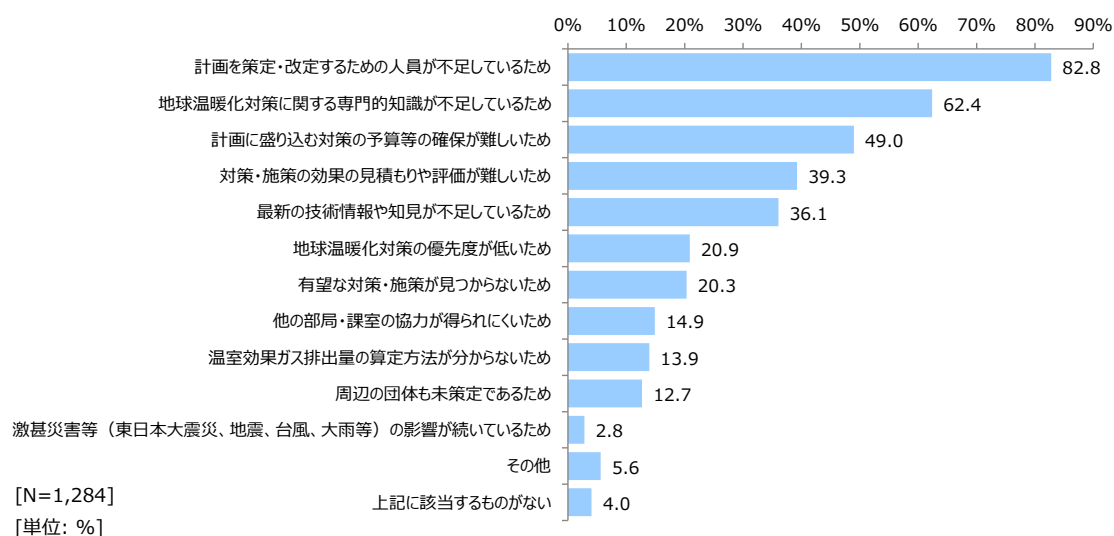
図表 203 最終改定した区域施策編の計画期間



5) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.8%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(62.4%) 「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(49.0%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.3%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(36.1%) と続く。

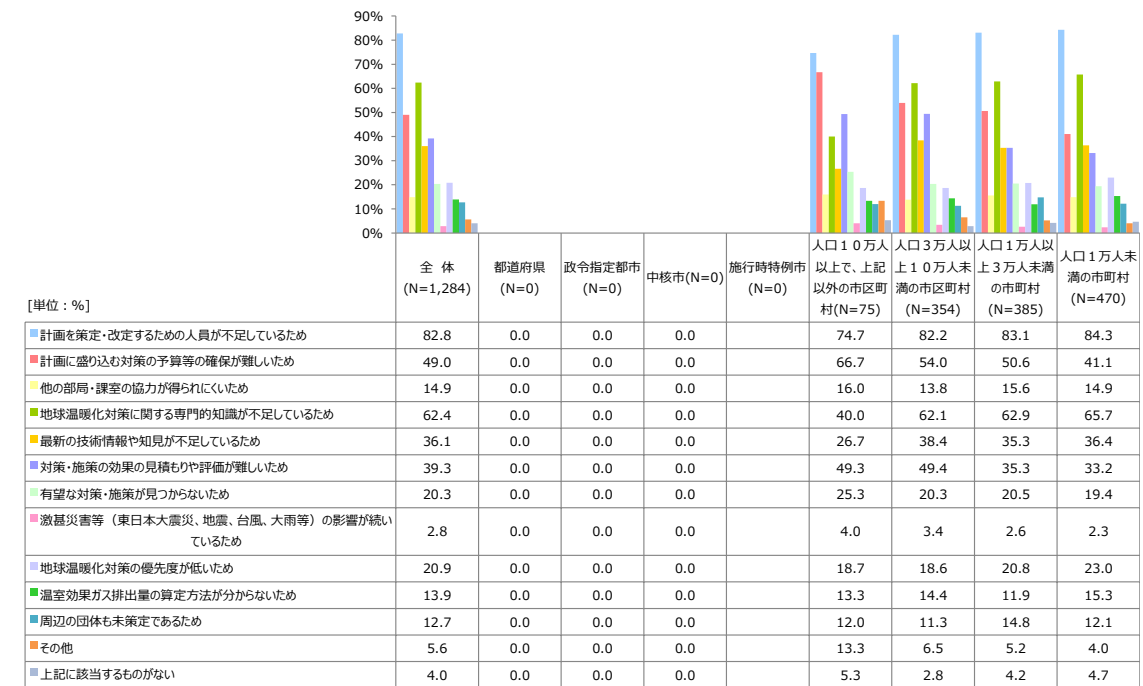
図表 204 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 205 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【団体区分別】

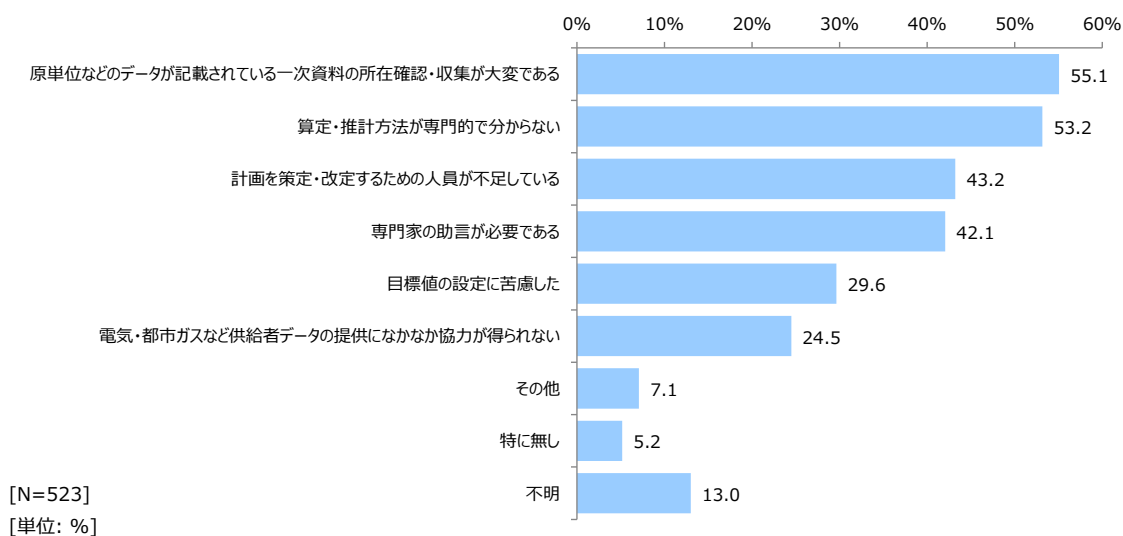


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 未 満	町 で 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 未 満	万 人 以 上 1 0 万 人 未 満	市 人 口 1 万 人 未 満		
回答数	1,284 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	75 (100.0)	354 (100.0)	385 (100.0)	470 (100.0)		
計画を策定・改定するための人員が不足しているため	1,063 (82.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	56 (74.7)	291 (82.2)	320 (83.1)	396 (84.3)		
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	629 (49.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (66.7)	191 (54.0)	195 (50.6)	193 (41.1)		
他の部局・課室の協力が得られにくい	191 (14.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (16.0)	49 (13.8)	60 (15.6)	70 (14.9)		
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	801 (62.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (40.0)	220 (62.1)	242 (62.9)	309 (65.7)		
最新の技術情報や知見が不足しているため	463 (36.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (26.7)	136 (38.4)	136 (35.3)	171 (36.4)		
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	504 (39.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (49.3)	175 (49.4)	136 (35.3)	156 (33.2)		
有望な対策・施策が見つからないため	261 (20.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (25.3)	72 (20.3)	79 (20.5)	91 (19.4)		
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	36 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.0)	12 (3.4)	10 (2.6)	11 (2.3)		
地球温暖化対策の優先度が低い	268 (20.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (18.7)	66 (18.6)	80 (20.8)	108 (23.0)		
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	179 (13.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (13.3)	51 (14.4)	46 (11.9)	72 (15.3)		
周辺の団体も未策定であるため	163 (12.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (12.0)	40 (11.3)	57 (14.8)	57 (12.1)		
その他	72 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (13.3)	23 (6.5)	20 (5.2)	19 (4.0)		
上記に該当するものがない	52 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.3)	10 (2.8)	16 (4.2)	22 (4.7)		

6) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」(55.1%) が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」(53.2%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」(43.2%)、「専門家の助言が必要である。」(42.1%) と続く。

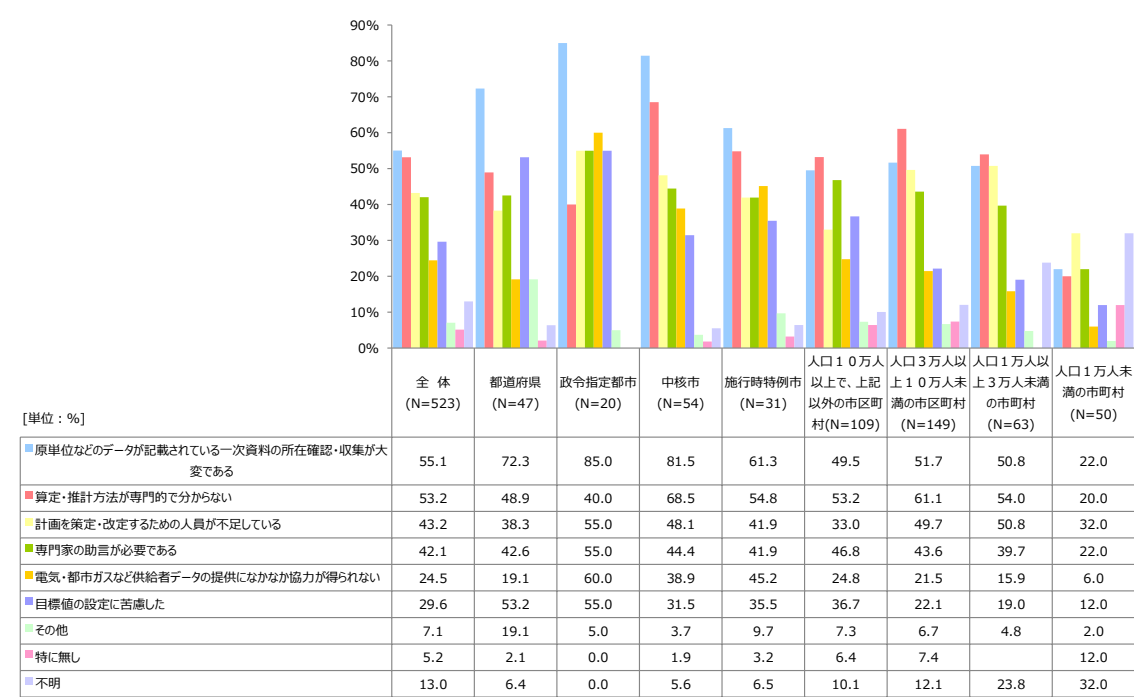
図表 206 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70% 以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 207 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと【団体区分別】

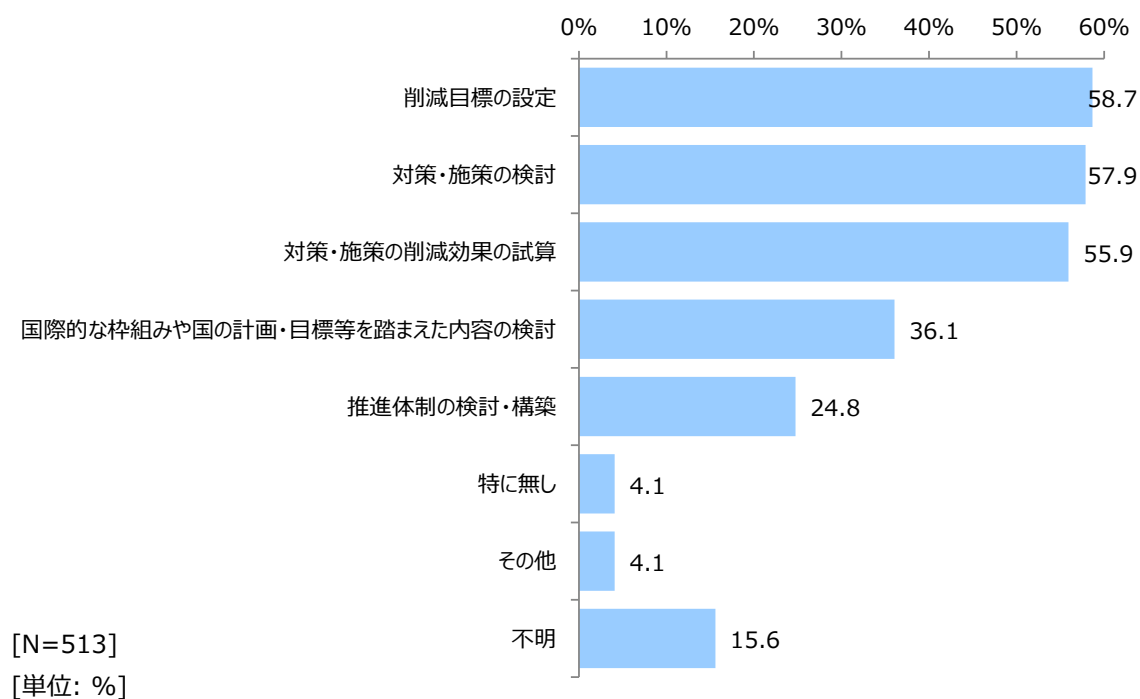


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 で 人 口 1 0 万 人 未 満	市 で 人 口 1 0 万 人 未 満	市 で 人 口 1 0 万 人 未 満
回答数	523 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	109 (100.0)	149 (100.0)	63 (100.0)	50 (100.0)
原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	288 (55.1)	34 (72.3)	17 (85.0)	44 (81.5)	19 (61.3)	54 (49.5)	77 (51.7)	32 (50.8)	11 (22.0)
算定・推計方法が専門的で分からない	278 (53.2)	23 (48.9)	8 (40.0)	37 (68.5)	17 (54.8)	58 (53.2)	91 (61.1)	34 (54.0)	10 (20.0)
計画を策定・改定するための人員が不足している	226 (43.2)	18 (38.3)	11 (55.0)	26 (48.1)	13 (41.9)	36 (33.0)	74 (49.7)	32 (50.8)	16 (32.0)
専門家の助言が必要である	220 (42.1)	20 (42.6)	11 (55.0)	24 (44.4)	13 (41.9)	51 (46.8)	65 (43.6)	25 (39.7)	11 (22.0)
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	128 (24.5)	9 (19.1)	12 (60.0)	21 (38.9)	14 (45.2)	27 (24.8)	32 (21.5)	10 (15.9)	3 (6.0)
目標値の設定に苦慮した	155 (29.6)	25 (53.2)	11 (55.0)	17 (31.5)	11 (35.5)	40 (36.7)	33 (22.1)	12 (19.0)	6 (12.0)
その他	37 (7.1)	9 (19.1)	1 (5.0)	2 (3.7)	3 (9.7)	8 (7.3)	10 (6.7)	3 (4.8)	1 (2.0)
特に無し	27 (5.2)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	7 (6.4)	11 (7.4)	0 (0.0)	6 (12.0)
不明	68 (13.0)	3 (6.4)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.5)	11 (10.1)	18 (12.1)	15 (23.8)	16 (32.0)

7) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

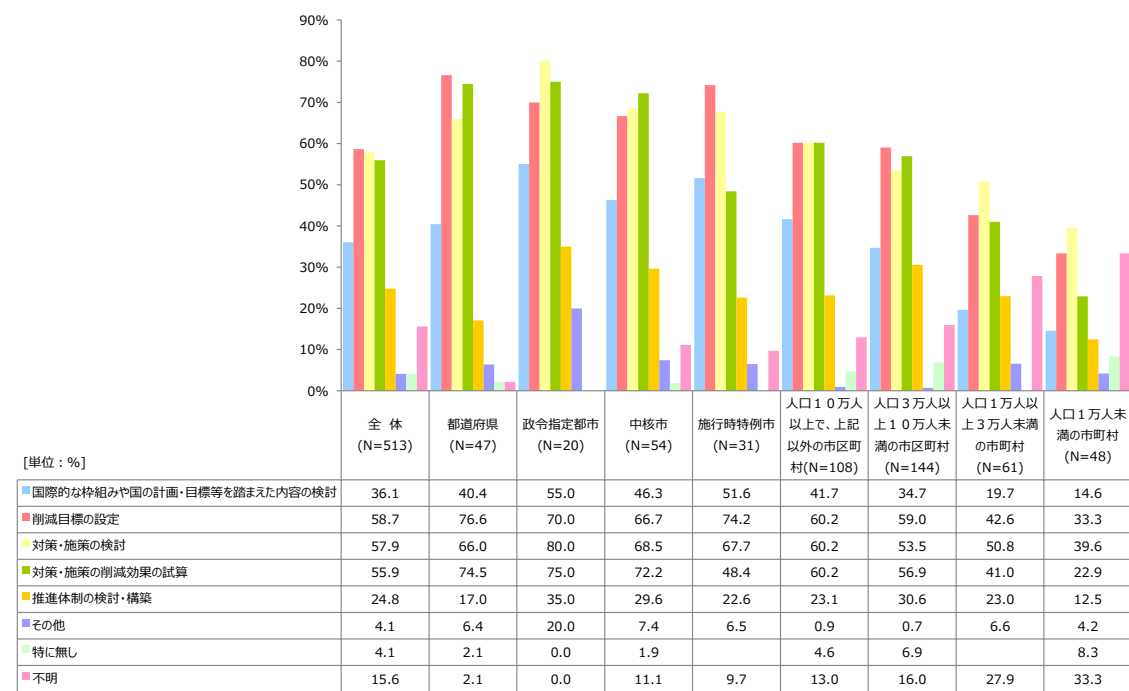
区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「削減目標の設定」(58.7%)が最も多く、「対策・施策の検討」(57.9%)、「対策・施策の削減効果の試算」(55.9%)と続く。

図表 208 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きい団体で「対策・施策の検討」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 209 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【団体区分別】

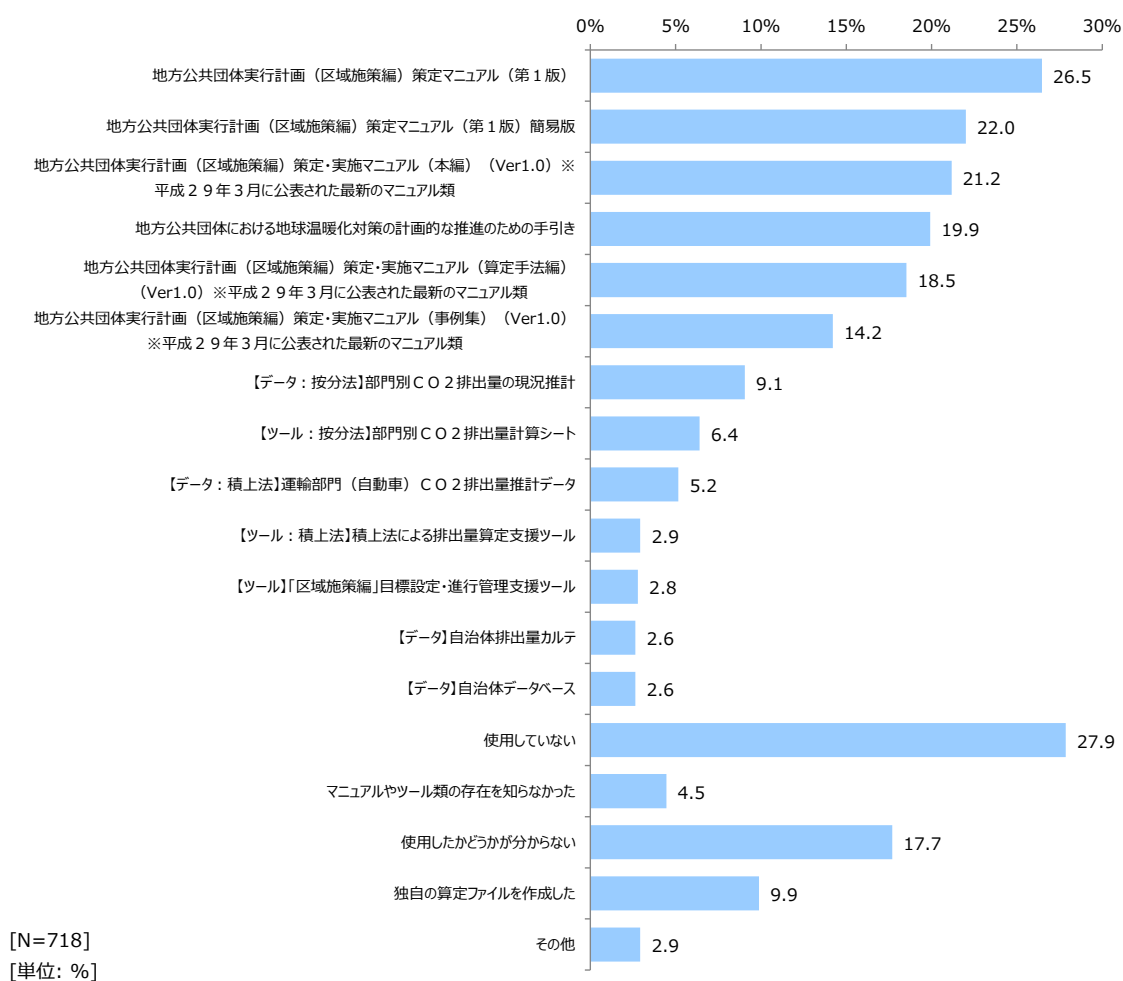


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 上 1 村 上 1 記 0 以 外 人 の 以 市 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 市 上 区 1	万 人 人 口 万 口 未 万 満 人 の 市 町 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の
回答数	513 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	144 (100.0)	61 (100.0)	48 (100.0)
国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	185 (36.1)	19 (40.4)	11 (55.0)	25 (46.3)	16 (51.6)	45 (41.7)	50 (34.7)	12 (19.7)	7 (14.6)
削減目標の設定	301 (58.7)	36 (76.6)	14 (70.0)	36 (66.7)	23 (74.2)	65 (60.2)	85 (59.0)	26 (42.6)	16 (33.3)
対策・施策の検討	297 (57.9)	31 (66.0)	16 (80.0)	37 (68.5)	21 (67.7)	65 (60.2)	77 (53.5)	31 (50.8)	19 (39.6)
対策・施策の削減効果の試算	287 (55.9)	35 (74.5)	15 (75.0)	39 (72.2)	15 (48.4)	65 (60.2)	82 (56.9)	25 (41.0)	11 (22.9)
推進体制の検討・構築	127 (24.8)	8 (17.0)	7 (35.0)	16 (29.6)	7 (22.6)	25 (23.1)	44 (30.6)	14 (23.0)	6 (12.5)
その他	21 (4.1)	3 (6.4)	4 (20.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	1 (0.9)	1 (0.7)	4 (6.6)	2 (4.2)
特に無し	21 (4.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	5 (4.6)	10 (6.9)	0 (0.0)	4 (8.3)
不明	80 (15.6)	1 (2.1)	0 (0.0)	6 (11.1)	3 (9.7)	14 (13.0)	23 (16.0)	17 (27.9)	16 (33.3)

8) 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

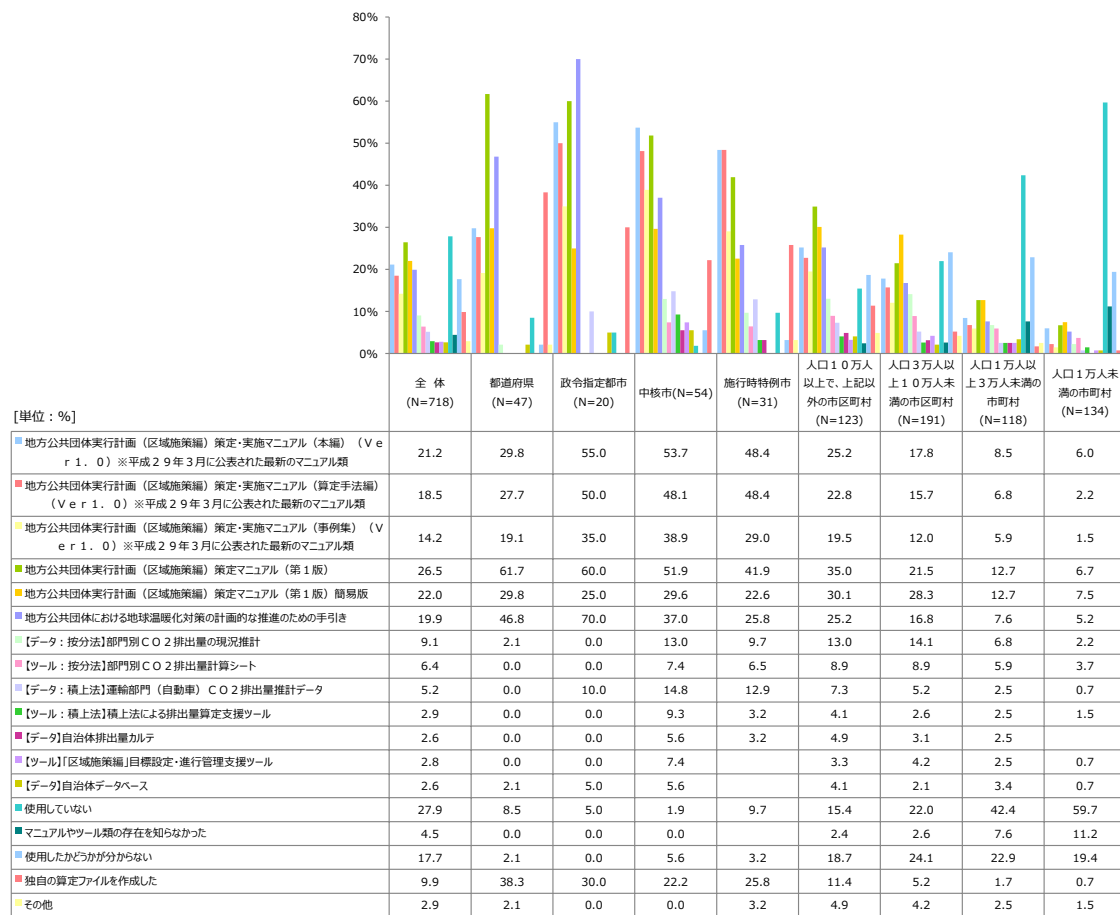
区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（26.5%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」（22.0%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類」（21.2%）、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（19.9%）と続く。

図表 210 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成 29 年 3 月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 211 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

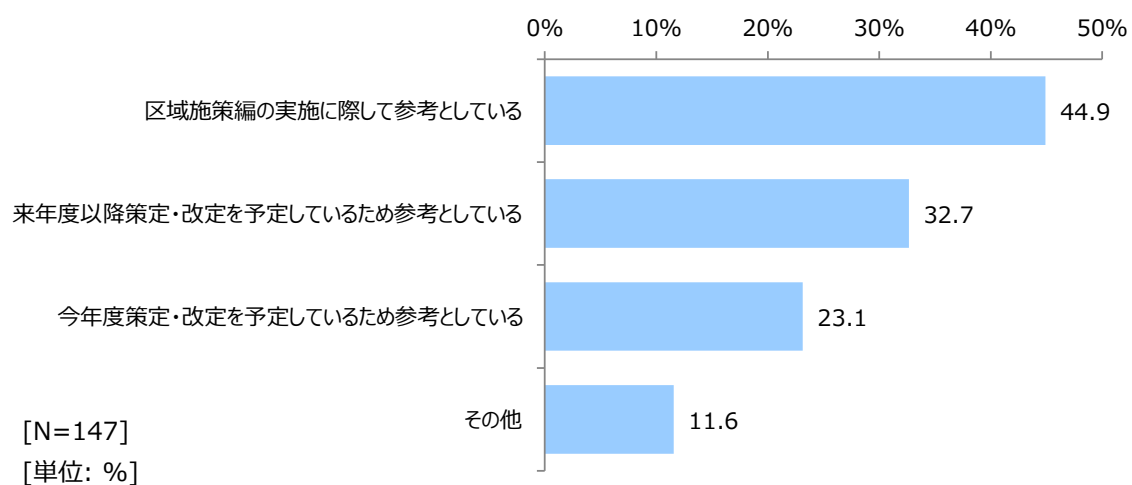


N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 記 0 以 上 の 外 人 の 以 上	町 0 人 村 万 人 3 未 満 の 以 上 区 1	万 人 口 未 満 の 市 以 上 村 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の	
回答数	718 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	123 (100.0)	191 (100.0)	118 (100.0)	134 (100.0)	
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類	152 (21.2)	14 (29.8)	11 (55.0)	29 (53.7)	15 (48.4)	31 (25.2)	34 (17.8)	10 (8.5)	8 (6.0)	
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類	133 (18.5)	13 (27.7)	10 (50.0)	26 (48.1)	15 (48.4)	28 (22.8)	30 (15.7)	8 (6.8)	3 (2.2)	
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事前集）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類	102 (14.2)	9 (19.1)	7 (35.0)	21 (38.9)	9 (29.0)	24 (19.5)	23 (12.0)	7 (5.9)	2 (1.5)	
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	190 (26.5)	29 (61.7)	12 (60.0)	28 (51.9)	13 (41.9)	43 (35.0)	41 (21.5)	15 (12.7)	9 (6.7)	
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	158 (22.0)	14 (29.8)	5 (25.0)	16 (29.6)	7 (22.6)	37 (30.1)	54 (28.3)	15 (12.7)	10 (7.5)	
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	143 (19.9)	22 (46.8)	14 (70.0)	20 (37.0)	8 (25.8)	31 (25.2)	32 (16.8)	9 (7.6)	7 (5.2)	
【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	65 (9.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	7 (13.0)	3 (9.7)	16 (13.0)	27 (14.1)	8 (6.8)	3 (2.2)	
【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	46 (6.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	11 (8.9)	17 (8.9)	7 (5.9)	5 (3.7)	
【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	37 (5.2)	0 (0.0)	2 (10.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	9 (7.3)	10 (5.2)	3 (2.5)	1 (0.7)	
【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	21 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (9.3)	1 (3.2)	5 (4.1)	5 (2.6)	3 (2.5)	2 (1.5)	
【データ】自治体排出量カルテ	19 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.6)	1 (3.2)	6 (4.9)	6 (3.1)	3 (2.5)	0 (0.0)	
【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール	20 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.4)	0 (0.0)	4 (3.3)	8 (4.2)	3 (2.5)	1 (0.7)	
【データ】自治体データベース	19 (2.6)	1 (2.1)	1 (5.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	5 (4.1)	4 (2.1)	4 (3.4)	1 (0.7)	
使用していない	200 (27.9)	4 (8.5)	1 (5.0)	1 (1.9)	3 (9.7)	19 (15.4)	42 (22.0)	50 (42.4)	80 (59.7)	
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	32 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (2.4)	5 (2.6)	9 (7.6)	15 (11.2)	
使用したかどうか分からない	127 (17.7)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (5.6)	1 (3.2)	23 (18.7)	46 (24.1)	27 (22.9)	26 (19.4)	
独自の算定ファイルを作成した	71 (9.9)	18 (38.3)	6 (30.0)	12 (22.2)	8 (25.8)	14 (11.4)	10 (5.2)	2 (1.7)	1 (0.7)	
その他	21 (2.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	6 (4.9)	8 (4.2)	3 (2.5)	2 (1.5)	

9) 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

区域施策編を策定・改定にあたり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている。」（44.9%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。」（32.7%）が続く。

図表 212 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途



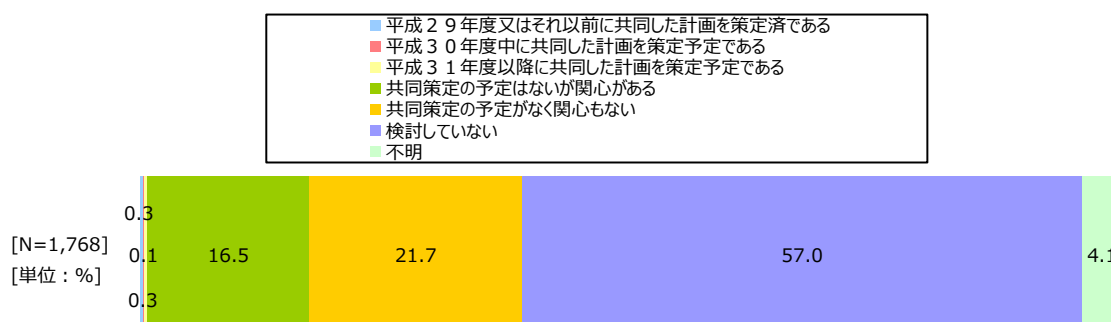
		回答数	%
	全 体	147	100.0
1	今年度策定・改定を予定しているため参考としている	34	23.1
2	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている	48	32.7
3	区域施策編の実施に際して参考としている	66	44.9
4	その他	17	11.6

10) 区域施策編の共同策定の検討状況

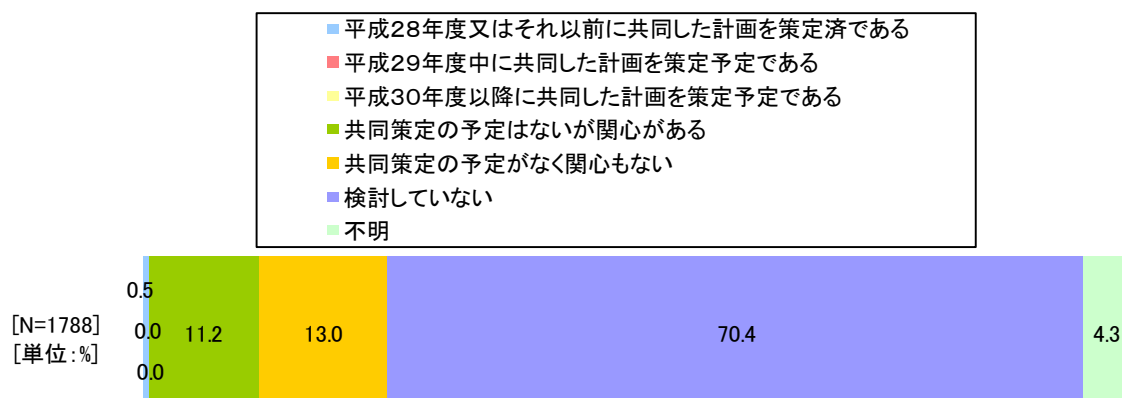
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（57.0%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（21.7%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（16.5%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 0.5%から 0.7%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある」団体は 11.2%から 16.5%に増加した。

図表 213 区域施策編の共同策定の検討状況

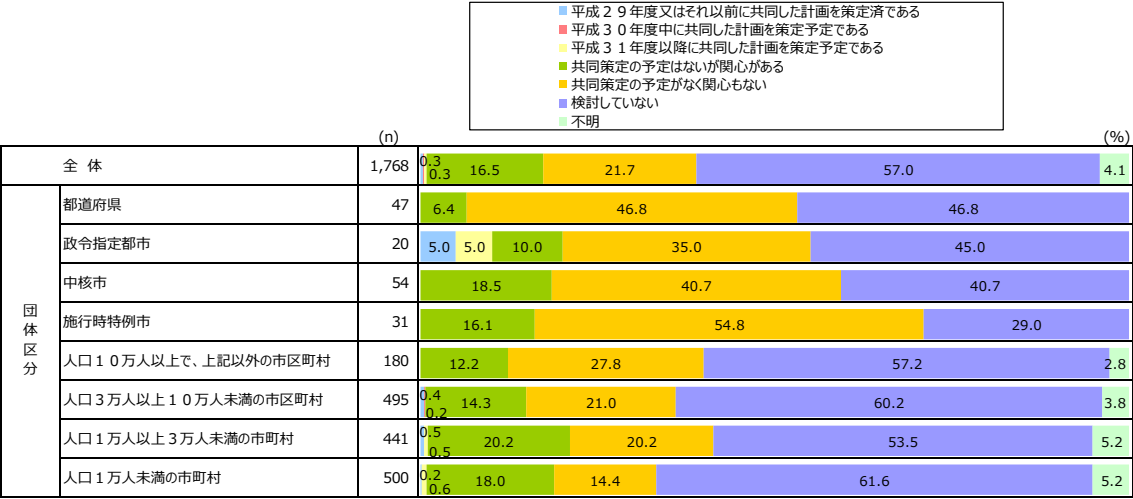


図表 214 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、人口1万人以上3万人未満の市町村、人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「共同策定の予定はないが関心がある。」の選択割合が高く、20%前後の団体が選択している。

図表 215 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

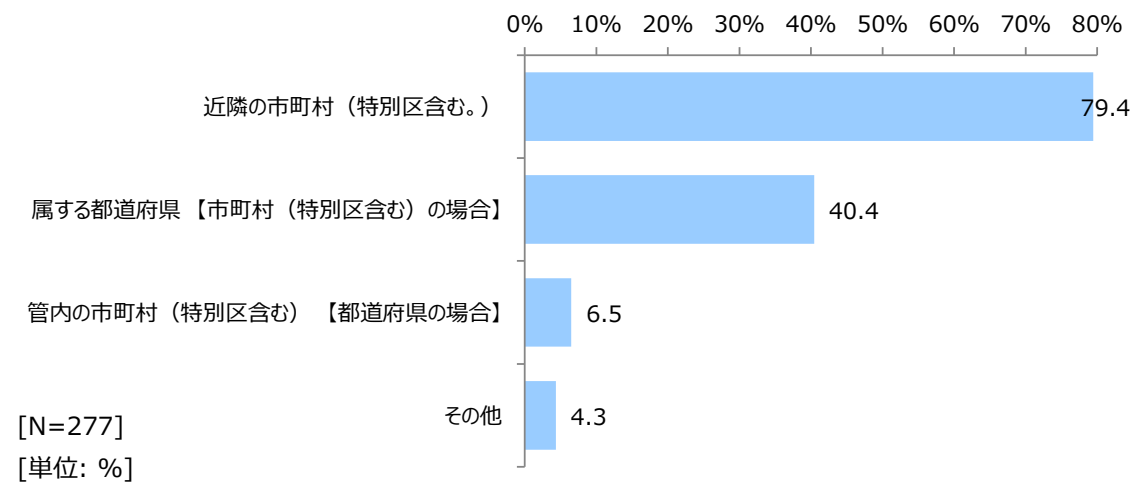


		N数 (%)								
	全 体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口1万人以上10万人未満の市町村	町0人口1万人以上3万人未満の市町村	万人口1万人以上3万人未満の市町村	市人口1万人未満の市町村	
回答数	1,768 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	495 (100.0)	441 (100.0)	500 (100.0)	
平成29年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	6 (0.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.4)	2 (0.5)	1 (0.2)	
平成30年度中に共同した計画を策定予定である	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	
平成31年度以降に共同した計画を策定予定である	6 (0.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	3 (0.6)	
共同策定の予定はないが関心がある	292 (16.5)	3 (6.4)	2 (10.0)	10 (18.5)	5 (16.1)	22 (12.2)	71 (14.3)	89 (20.2)	90 (18.0)	
共同策定の予定がなく関心もない	383 (21.7)	22 (46.8)	7 (35.0)	22 (40.7)	17 (54.8)	50 (27.8)	104 (21.0)	89 (20.2)	72 (14.4)	
検討していない	1,007 (57.0)	22 (46.8)	9 (45.0)	22 (40.7)	9 (29.0)	103 (57.2)	298 (60.2)	236 (53.5)	308 (61.6)	
不明	73 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (2.8)	19 (3.8)	23 (5.2)	26 (5.2)	

1 1) 共同したい相手先

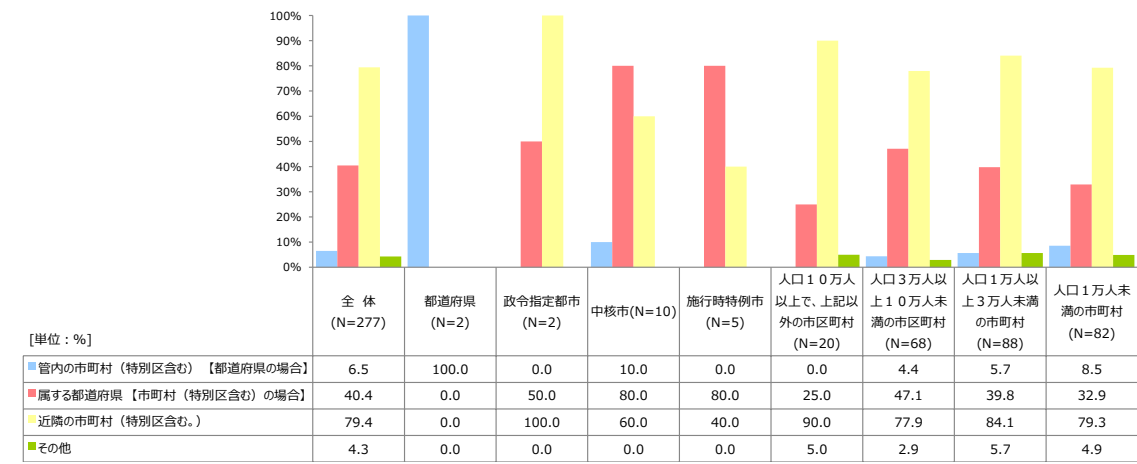
区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（79.4%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（40.4%）が多い。

図表 216 共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、中核市、施行時特例市では、回答した団体の8割前後が、共同したい相手先として「属する都道府県」を選択している。また、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の8割前後が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 217 共同したい相手先【団体区分別】

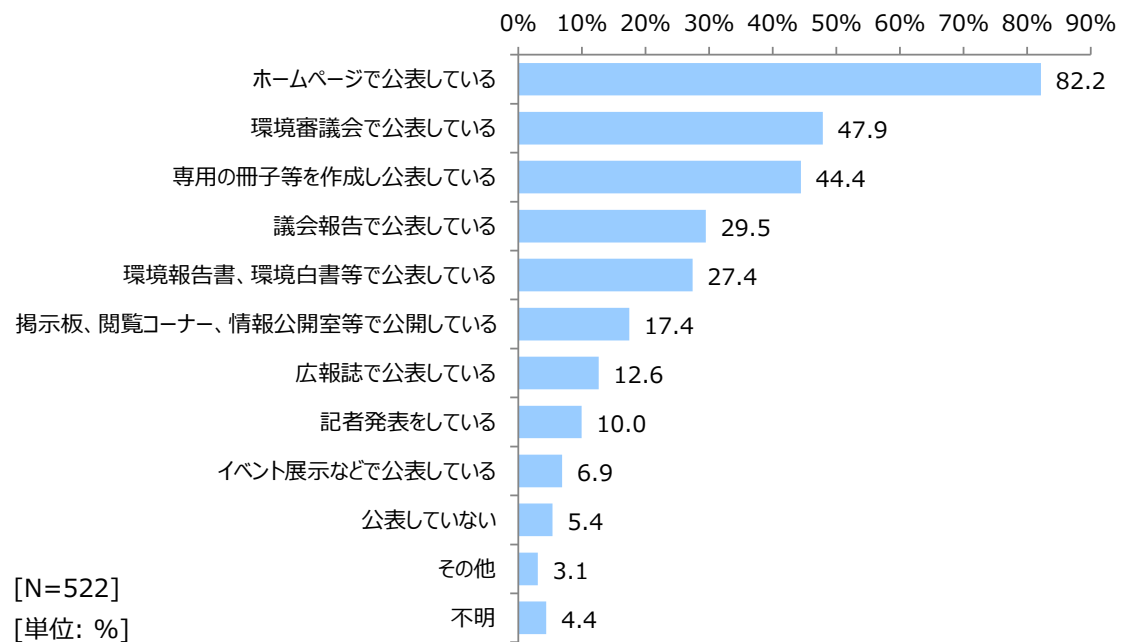


	全 体	N数 (%)							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 の 市	町 0 人 村 3 万 人 以 上 の 市	万 人 口 未 満 1 万 人 の 市 以 上 の 村	市 人 口 1 万 人 未 満 の 村
回答数	277 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	10 (100.0)	5 (100.0)	20 (100.0)	68 (100.0)	88 (100.0)	82 (100.0)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	18 (6.5)	2 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.4)	5 (5.7)	7 (8.5)
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	112 (40.4)	0 (0.0)	1 (50.0)	8 (80.0)	4 (80.0)	5 (25.0)	32 (47.1)	35 (39.8)	27 (32.9)
近隣の市町村（特別区含む。）	220 (79.4)	0 (0.0)	2 (100.0)	6 (60.0)	2 (40.0)	18 (90.0)	53 (77.9)	74 (84.1)	65 (79.3)
その他	12 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	2 (2.9)	5 (5.7)	4 (4.9)

1 2) 区域施策編の公表方法

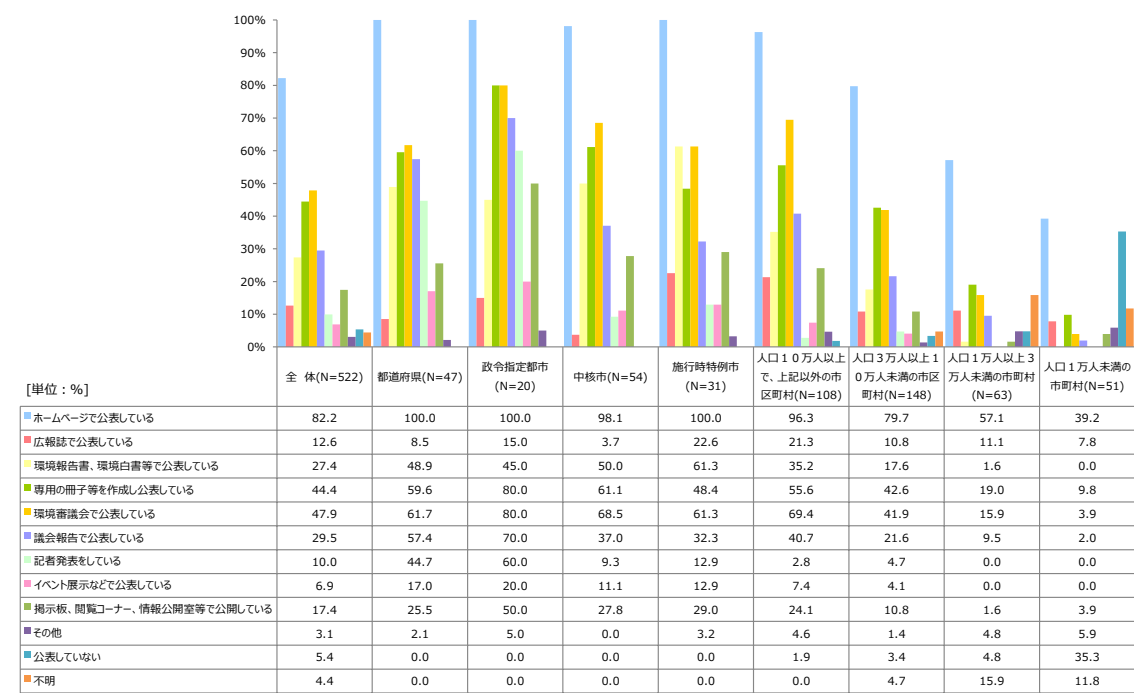
区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している。」（82.2%）が最も多く、「環境審議会で公表している。」（47.9%）、「専用の冊子等を作成し公表している。」（44.4%）、「議会報告で公表している。」（29.5%）、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（27.4%）と続く。

図表 218 区域施策編の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 219 区域施策編の公表方法【団体区分別】



	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	市 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 で 人 口 1 0 万 人 以 上	市 で 人 口 1 0 万 人 以 上	市 で 人 口 1 0 万 人 以 上
回答数	522 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	148 (100.0)	63 (100.0)	51 (100.0)	
ホームページで公表している	429 (82.2)	47 (100.0)	20 (100.0)	53 (98.1)	31 (100.0)	104 (96.3)	118 (79.7)	36 (57.1)	20 (39.2)	
広報誌で公表している	66 (12.6)	4 (8.5)	3 (15.0)	2 (3.7)	7 (22.6)	23 (21.3)	16 (10.8)	7 (11.1)	4 (7.8)	
環境報告書、環境白書等で公表している	143 (27.4)	23 (48.9)	9 (45.0)	27 (50.0)	19 (61.3)	38 (35.2)	26 (17.6)	1 (1.6)	0 (0.0)	
専用の冊子等を作成し公表している	232 (44.4)	28 (59.6)	16 (80.0)	33 (61.1)	15 (48.4)	60 (55.6)	63 (42.6)	12 (19.0)	5 (9.8)	
環境審議会で公表している	250 (47.9)	29 (61.7)	16 (80.0)	37 (68.5)	19 (61.3)	75 (69.4)	62 (41.9)	10 (15.9)	2 (3.9)	
議会報告で公表している	154 (29.5)	27 (57.4)	14 (70.0)	20 (37.0)	10 (32.3)	44 (40.7)	32 (21.6)	6 (9.5)	1 (2.0)	
記者発表をしている	52 (10.0)	21 (44.7)	12 (60.0)	5 (9.3)	4 (12.9)	3 (2.8)	7 (4.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	
イベント展示などで公表している	36 (6.9)	8 (17.0)	4 (20.0)	6 (11.1)	4 (12.9)	8 (7.4)	6 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	91 (17.4)	12 (25.5)	10 (50.0)	15 (27.8)	9 (29.0)	26 (24.1)	16 (10.8)	1 (1.6)	2 (3.9)	
その他	16 (3.1)	1 (2.1)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	5 (4.6)	2 (1.4)	3 (4.8)	3 (5.9)	
公表していない	28 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)	5 (3.4)	3 (4.8)	18 (35.3)	
不明	23 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (4.7)	10 (15.9)	6 (11.8)	

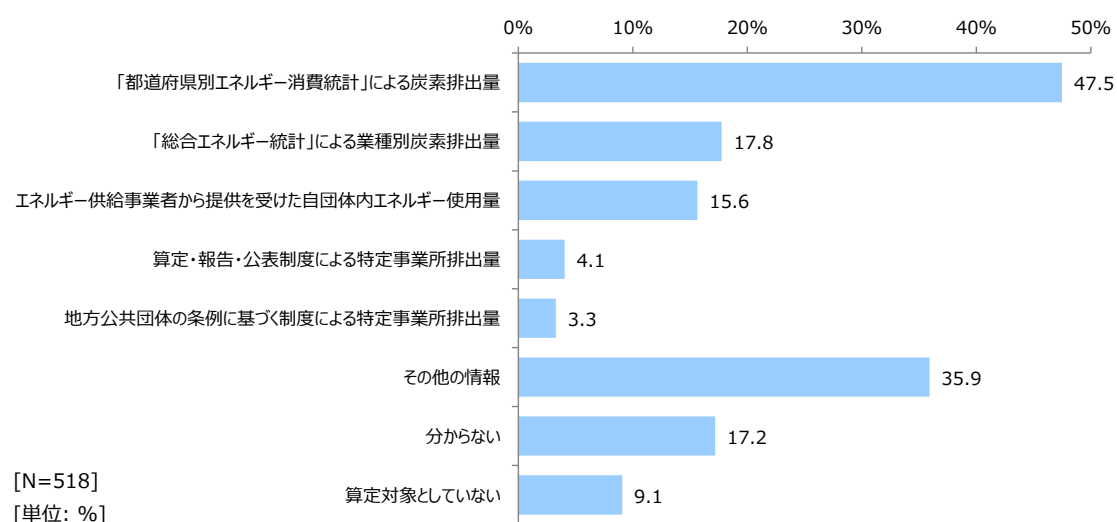
（２）実行計画（区域施策編）の目標設定と対象

１）区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法

①産業部門（製造業）

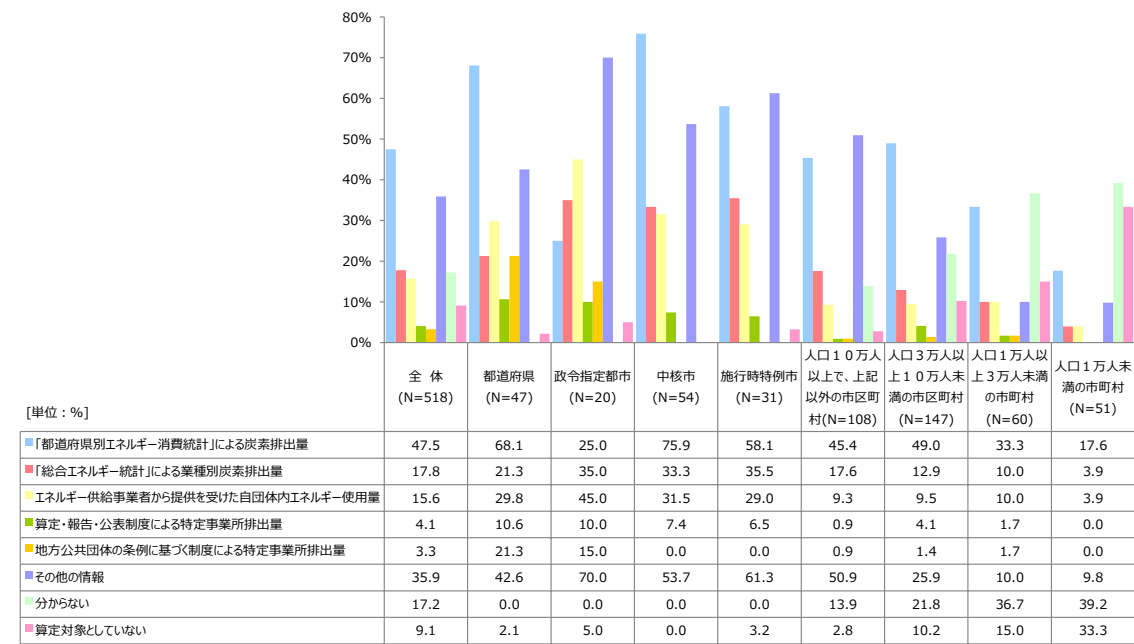
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（47.5%）が最も多く、「その他の情報」（35.9%）、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.8%）と続く。

図表 220 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 221 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

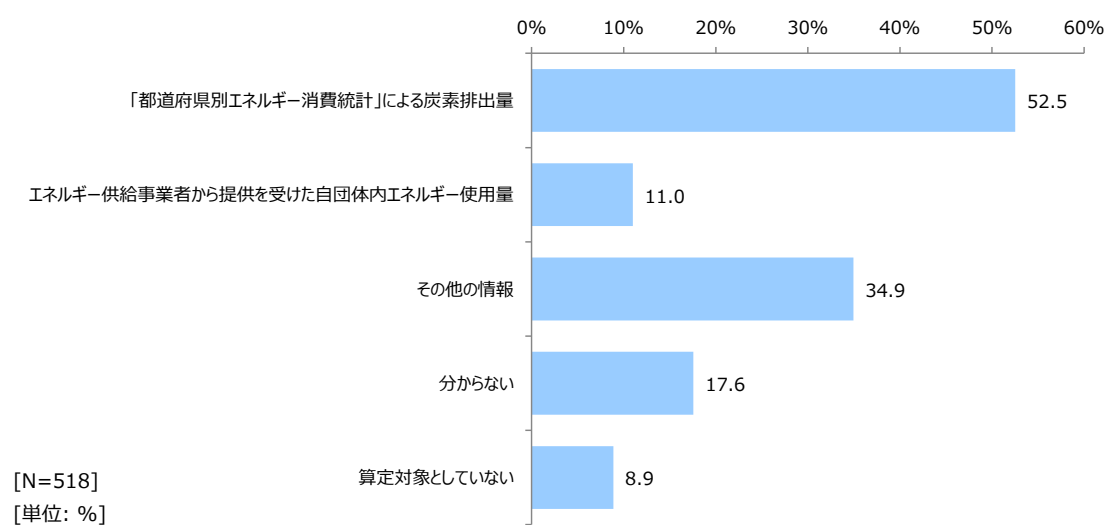


	全 体	団体区分									N数（％）	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 外 国 人 の 以 上 の 市 上	町 0 人 口 1 万 人 以 上 の 市 上 区 1	万 人 口 未 1 万 人 の 市 以 上 の 市 上 区 1	市 人 口 未 1 万 人 の 市 上 の 市 上 区 1	市 人 口 未 1 万 人 の 市 上 の 市 上 区 1		
回答数	518 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	51 (100.0)			
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	246 (47.5)	32 (68.1)	5 (25.0)	41 (75.9)	18 (58.1)	49 (45.4)	72 (49.0)	20 (33.3)	9 (17.6)			
「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	92 (17.8)	10 (21.3)	7 (35.0)	18 (33.3)	11 (35.5)	19 (17.6)	19 (12.9)	6 (10.0)	2 (3.9)			
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	81 (15.6)	14 (29.8)	9 (45.0)	17 (31.5)	9 (29.0)	10 (9.3)	14 (9.5)	6 (10.0)	2 (3.9)			
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	21 (4.1)	5 (10.6)	2 (10.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	1 (0.9)	6 (4.1)	1 (1.7)	0 (0.0)			
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	17 (3.3)	10 (21.3)	3 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	2 (1.4)	1 (1.7)	0 (0.0)			
その他の情報	186 (35.9)	20 (42.6)	14 (70.0)	29 (53.7)	19 (61.3)	55 (50.9)	38 (25.9)	6 (10.0)	5 (9.8)			
分からない	89 (17.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (13.9)	32 (21.8)	22 (36.7)	20 (39.2)			
算定対象としていない	47 (9.1)	1 (2.1)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	3 (2.8)	15 (10.2)	9 (15.0)	17 (33.3)			

②産業部門（建設業・鉱業）

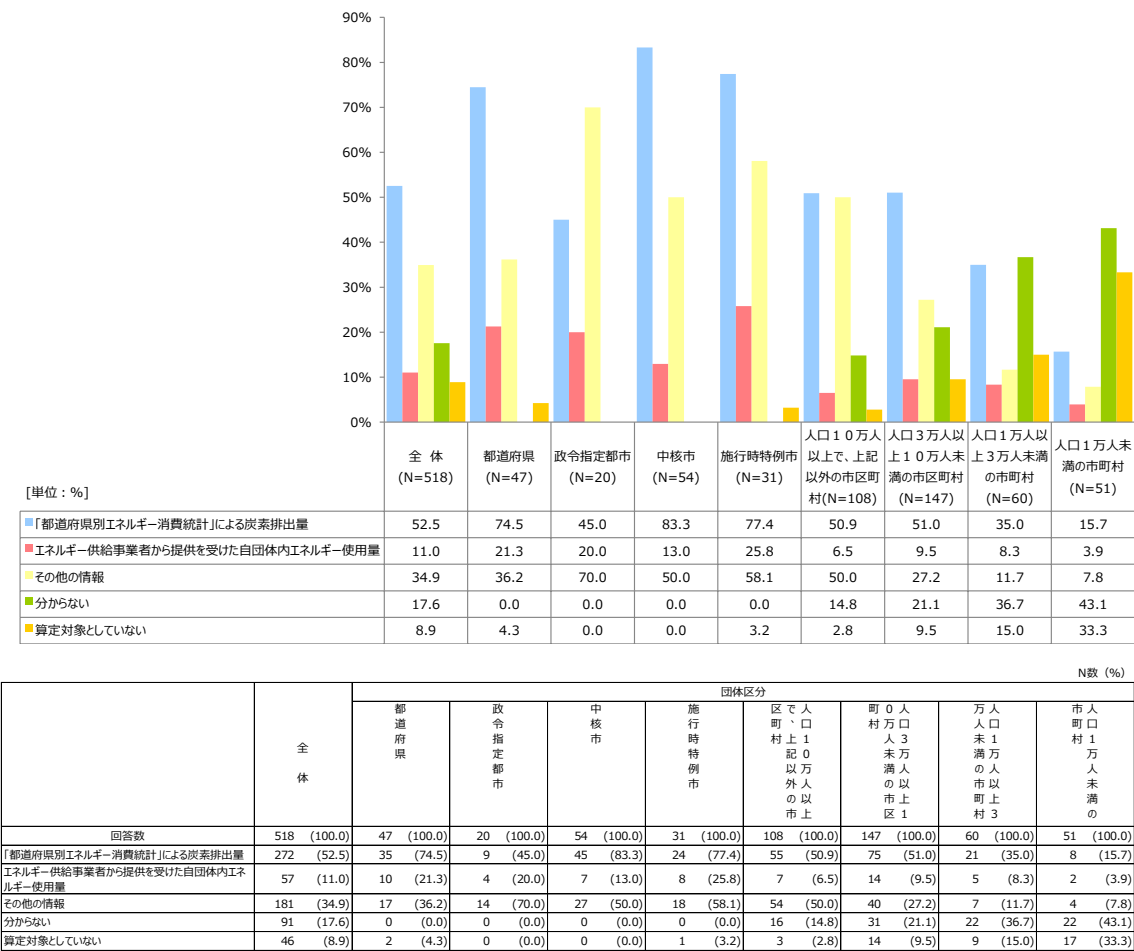
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（52.5%）が最も多く、「その他の情報」（34.9%）がそれに続く。

図表 222 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多くなる。

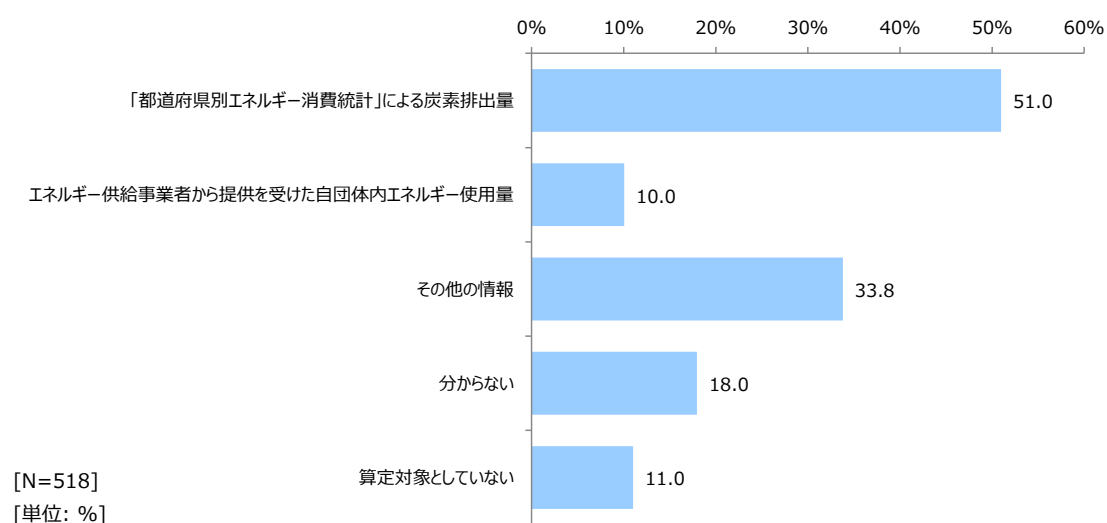
図表 223 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(2) 産業部門（建設業・鉱業）【団体区分別】



③産業部門（農林水産業）

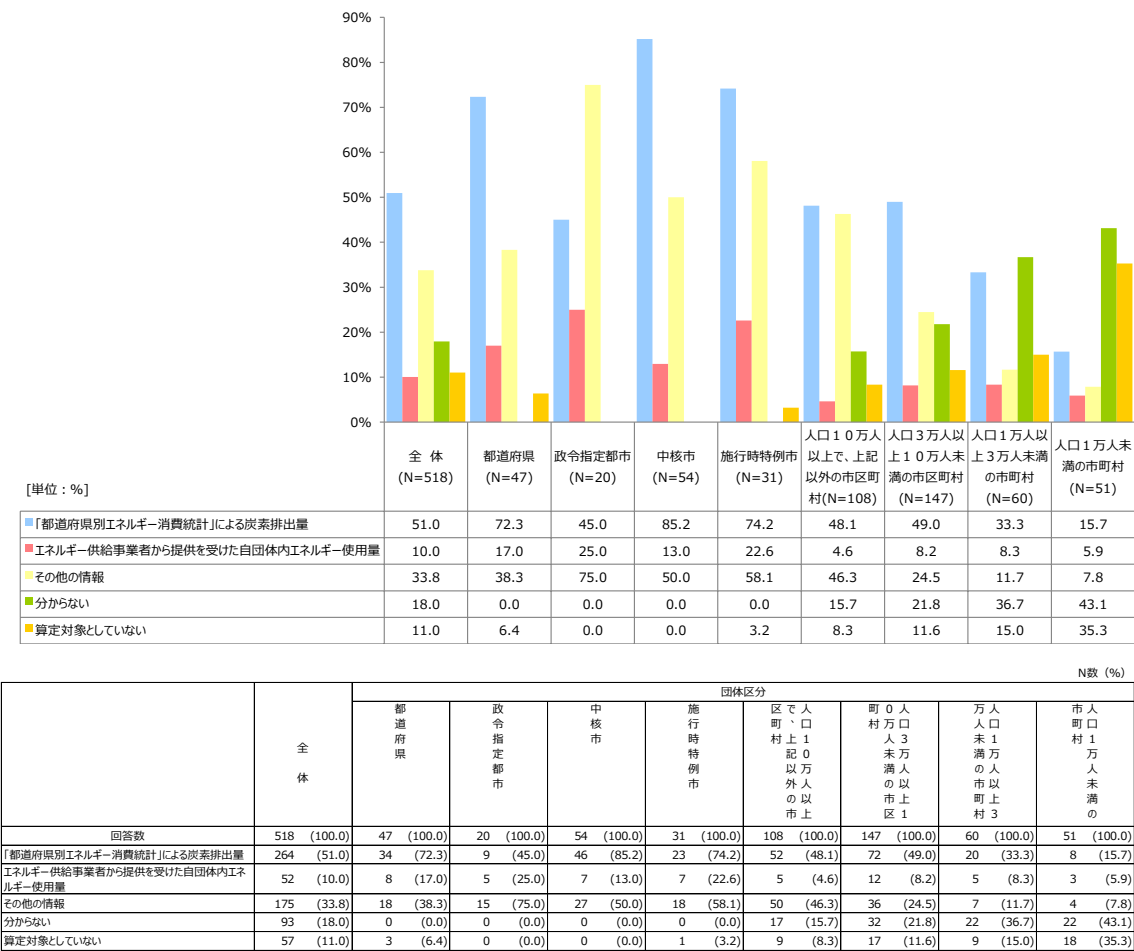
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（51.0%）が最も多く、「その他の情報」（33.8%）がそれに続く。

図表 224 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

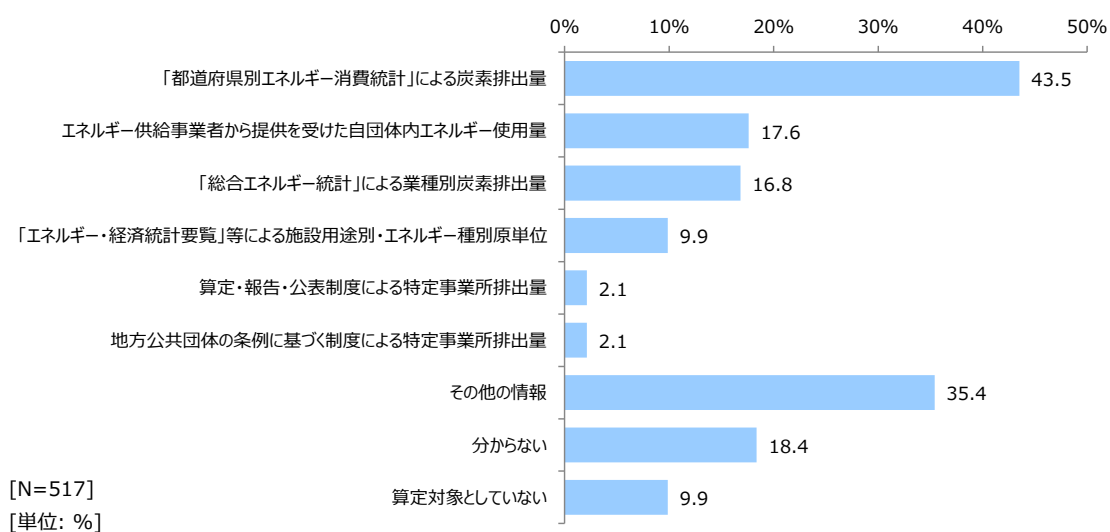
図表 225 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】



④業務その他部門

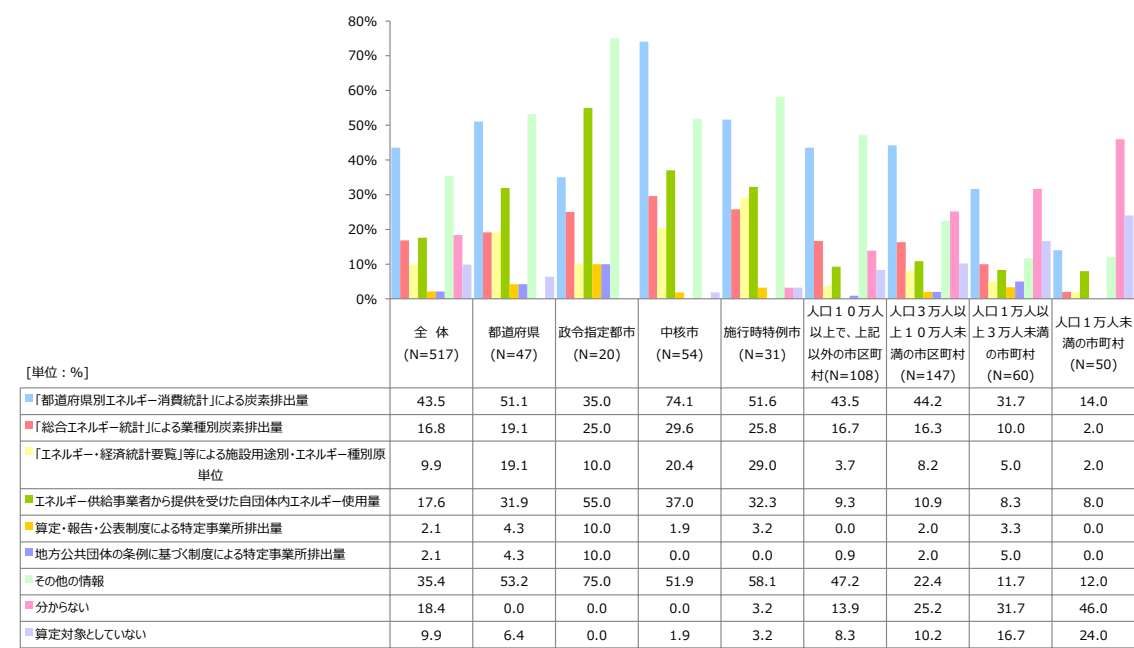
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（43.5%）が最も多く、「その他の情報」（35.4%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（17.6%）と続く。

図表 226 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(4)業務その他部門



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 227 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(4) 業務その他部門【団体区分別】

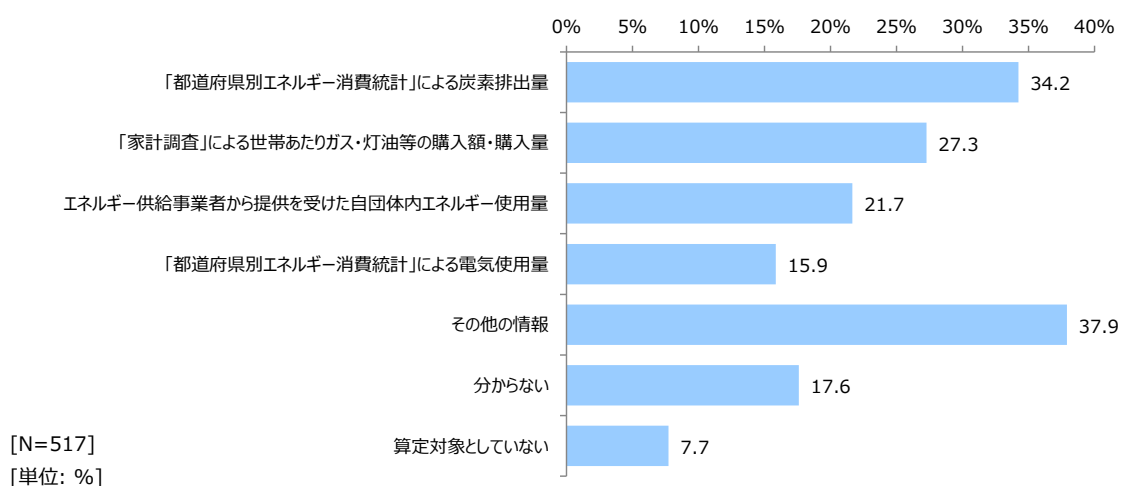


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上 未 満	万 人 口 未 1 0 万 人 以 上 未 満	市 人 口 1 0 万 人 未 満
回答数	517 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	50 (100.0)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	225 (43.5)	24 (51.1)	7 (35.0)	40 (74.1)	16 (51.6)	47 (43.5)	65 (44.2)	19 (31.7)	7 (14.0)
「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	87 (16.8)	9 (19.1)	5 (25.0)	16 (29.6)	8 (25.8)	18 (16.7)	24 (16.3)	6 (10.0)	1 (2.0)
「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	51 (9.9)	9 (19.1)	2 (10.0)	11 (20.4)	9 (29.0)	4 (3.7)	12 (8.2)	3 (5.0)	1 (2.0)
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	91 (17.6)	15 (31.9)	11 (55.0)	20 (37.0)	10 (32.3)	10 (9.3)	16 (10.9)	5 (8.3)	4 (8.0)
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	11 (2.1)	2 (4.3)	2 (10.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	0 (0.0)	3 (2.0)	2 (3.3)	0 (0.0)
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	11 (2.1)	2 (4.3)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	3 (2.0)	3 (5.0)	0 (0.0)
その他の情報	183 (35.4)	25 (53.2)	15 (75.0)	28 (51.9)	18 (58.1)	51 (47.2)	33 (22.4)	7 (11.7)	6 (12.0)
分からない	95 (18.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	15 (13.9)	37 (25.2)	19 (31.7)	23 (46.0)
算定対象としていない	51 (9.9)	3 (6.4)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	9 (8.3)	15 (10.2)	10 (16.7)	12 (24.0)

⑤家庭部門

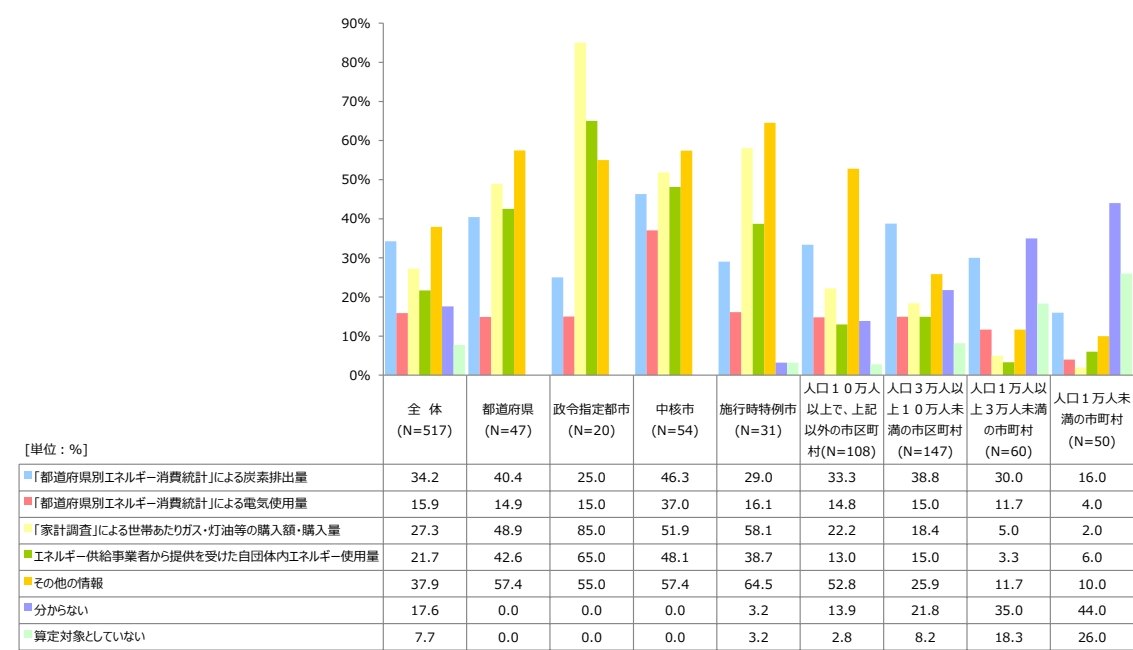
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「その他の情報」(37.9%) が最も多く、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量(34.2%)、「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量(27.3%)と続く。

図表 228 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5)家庭部門



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市では「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、それ以外の区分では、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「その他の情報」、小規模な市町村（特別区含む。）では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い傾向がある。

図表 229 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5) 家庭部門【団体区分別】

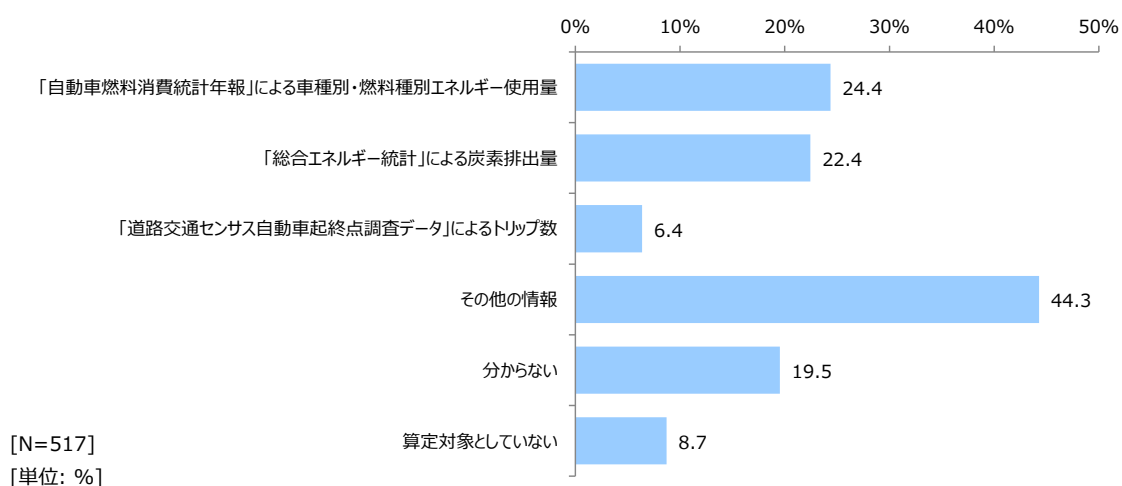


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 別 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上 3 万 人 未 満 の 以 上	万 人 人 口 未 1 万 人 の 以 上 3 万 人 未 満 の 以 上	市 人 口 1 0 万 人 未 満 の 以 上
回答数	517 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	50 (100.0)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	177 (34.2)	19 (40.4)	5 (25.0)	25 (46.3)	9 (29.0)	36 (33.3)	57 (38.8)	18 (30.0)	8 (16.0)
「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	82 (15.9)	7 (14.9)	3 (15.0)	20 (37.0)	5 (16.1)	16 (14.8)	22 (15.0)	7 (11.7)	2 (4.0)
「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	141 (27.3)	23 (48.9)	17 (85.0)	28 (51.9)	18 (58.1)	24 (22.2)	27 (18.4)	3 (5.0)	1 (2.0)
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	112 (21.7)	20 (42.6)	13 (65.0)	26 (48.1)	12 (38.7)	14 (13.0)	22 (15.0)	2 (3.3)	3 (6.0)
その他の情報	196 (37.9)	27 (57.4)	11 (55.0)	31 (57.4)	20 (64.5)	57 (52.8)	38 (25.9)	7 (11.7)	5 (10.0)
分からない	91 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	15 (13.9)	32 (21.8)	21 (35.0)	22 (44.0)
算定対象としていない	40 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	3 (2.8)	12 (8.2)	11 (18.3)	13 (26.0)

⑥運輸部門（自動車）

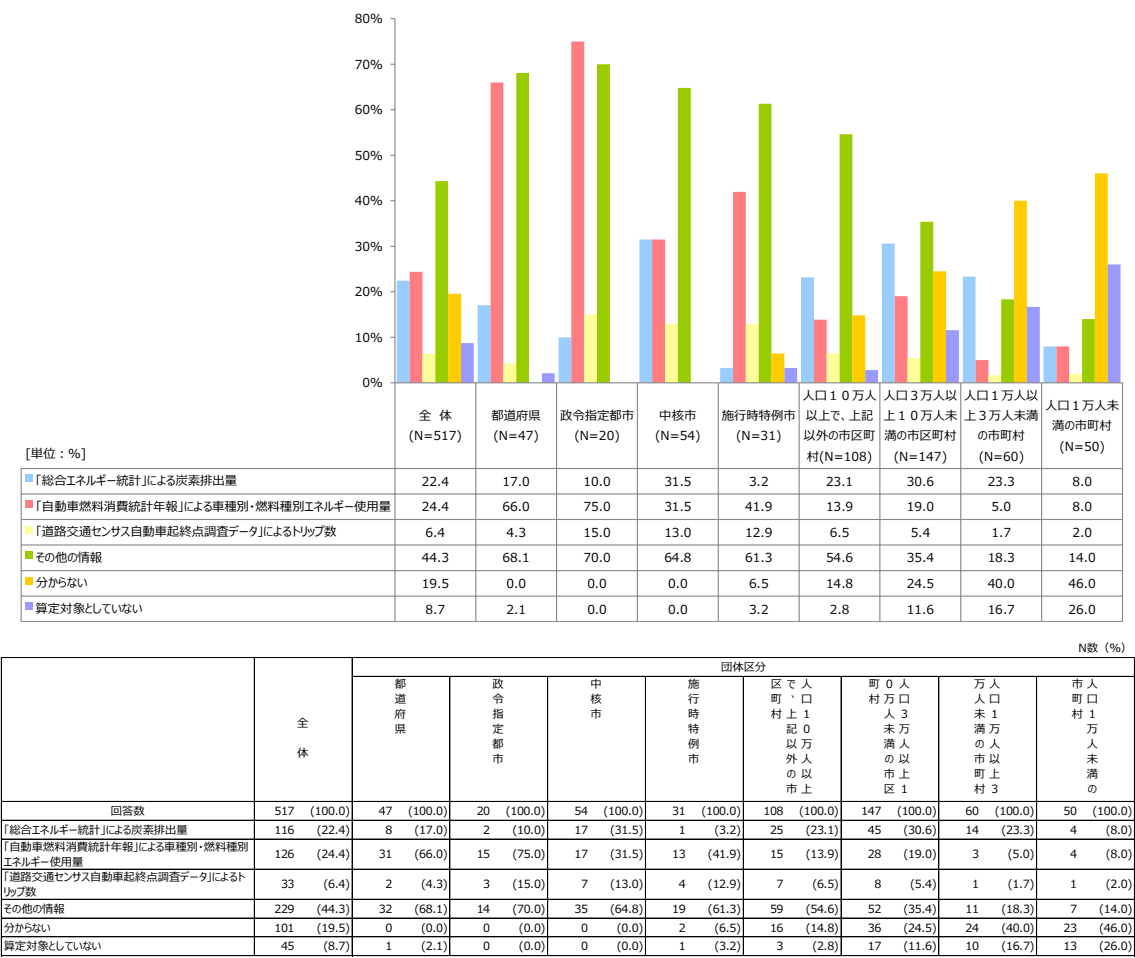
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「その他の情報」（44.3%）が最も多く、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」（24.4%）、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（22.4%）と続く。

図表 230 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市では、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」及び「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多くなる傾向がある。

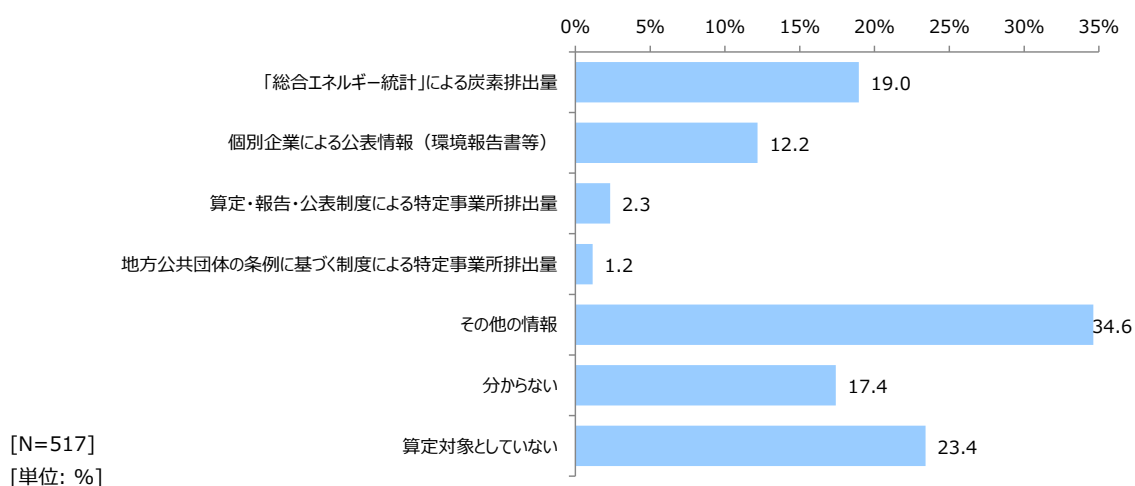
図表 231 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(6) 運輸部門（自動車）【団体区分別】



⑦運輸部門（鉄道）

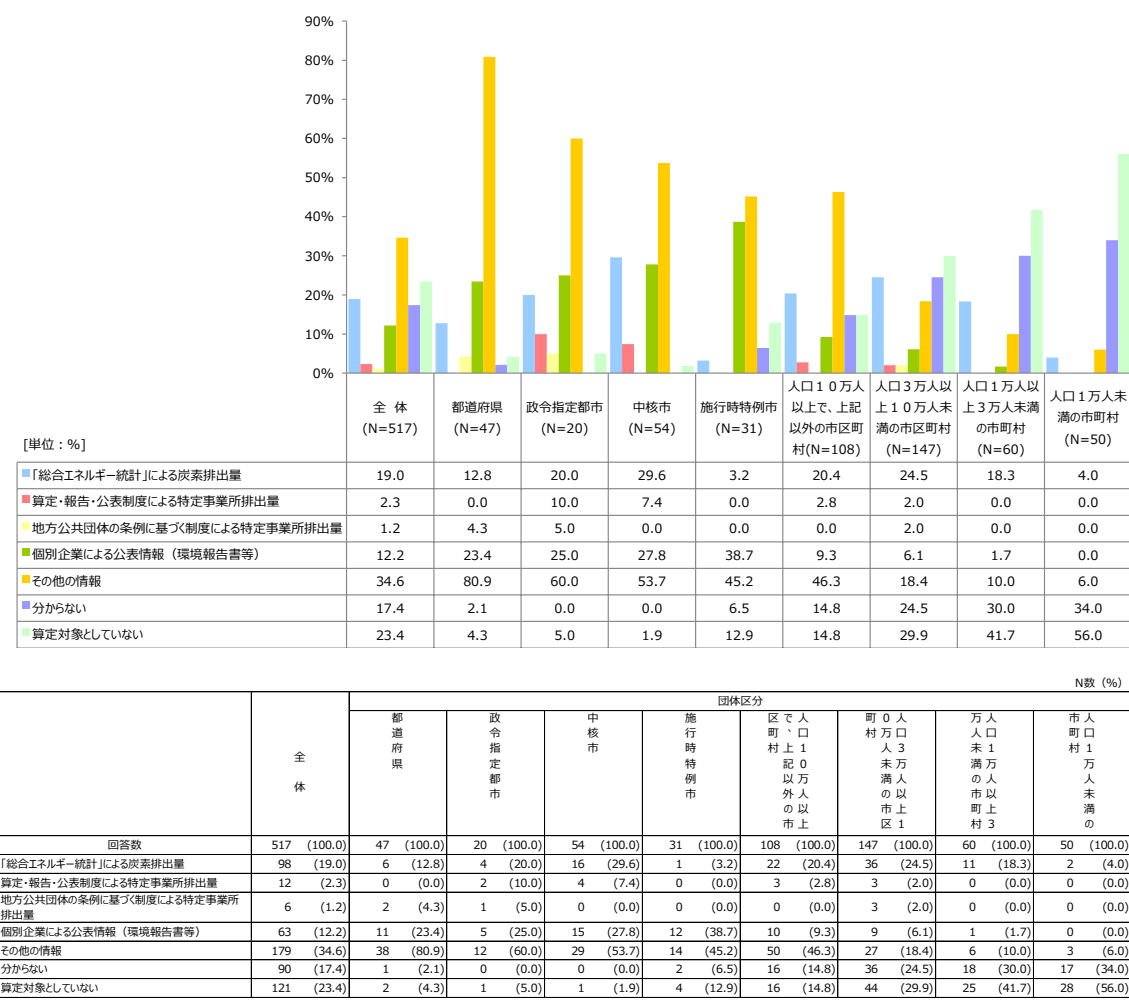
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「その他の情報」（34.6%）が最も多く、「算定対象としていない」（23.4%）、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（19.0%）と続く。

図表 232 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「算定対象としていない」が多くなる傾向がある。

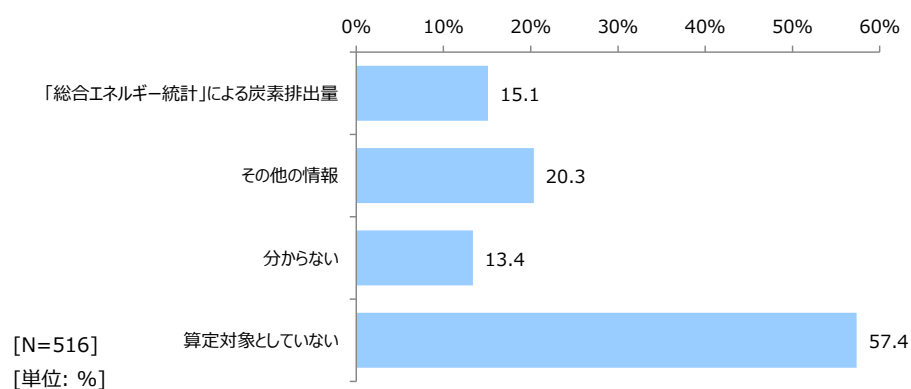
図表 233 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】



⑧運輸部門（船舶）

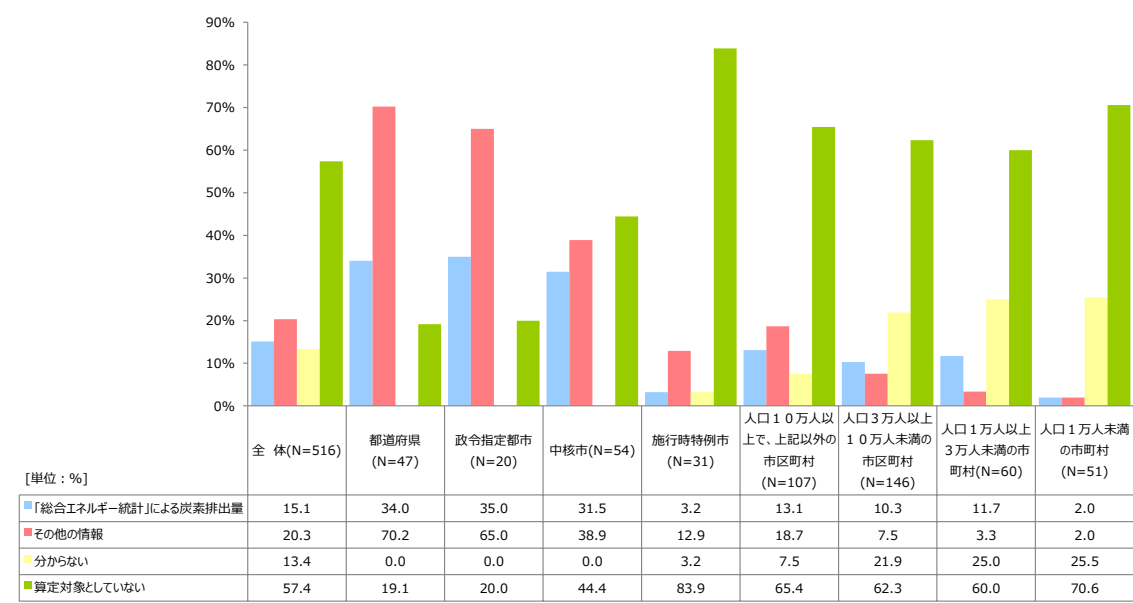
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「算定対象としていない」（57.4%）が最も多く、「その他の情報」（20.3%）、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（15.1%）と続く。

図表 234 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市は算定対象として
いる団体が大部分を占め、算定手法としては「その他の情報」が多い。小規模な
市町村（特別区含む。）ではそもそも「算定対象としていない」団体が大部分を
占めている。

図表 235 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(8) 運輸部門（船舶）【団体区分別】

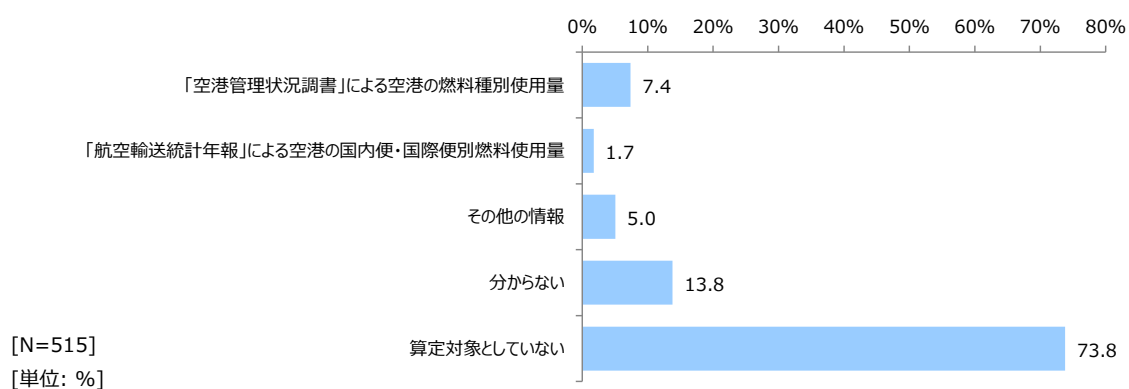


	全 体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市区町村	人口10万人以上の市区町村	人口1万人以上の市区町村	人口1万人未満の市区町村
回答数	516 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	107 (100.0)	146 (100.0)	60 (100.0)	51 (100.0)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	78 (15.1)	16 (34.0)	7 (35.0)	17 (31.5)	1 (3.2)	14 (13.1)	15 (10.3)	7 (11.7)	1 (2.0)
その他の情報	105 (20.3)	33 (70.2)	13 (65.0)	21 (38.9)	4 (12.9)	20 (18.7)	11 (7.5)	2 (3.3)	1 (2.0)
分からない	69 (13.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	8 (7.5)	32 (21.9)	15 (25.0)	13 (25.5)
算定対象としていない	296 (57.4)	9 (19.1)	4 (20.0)	24 (44.4)	26 (83.9)	70 (65.4)	91 (62.3)	36 (60.0)	36 (70.6)

⑨運輸部門（航空）

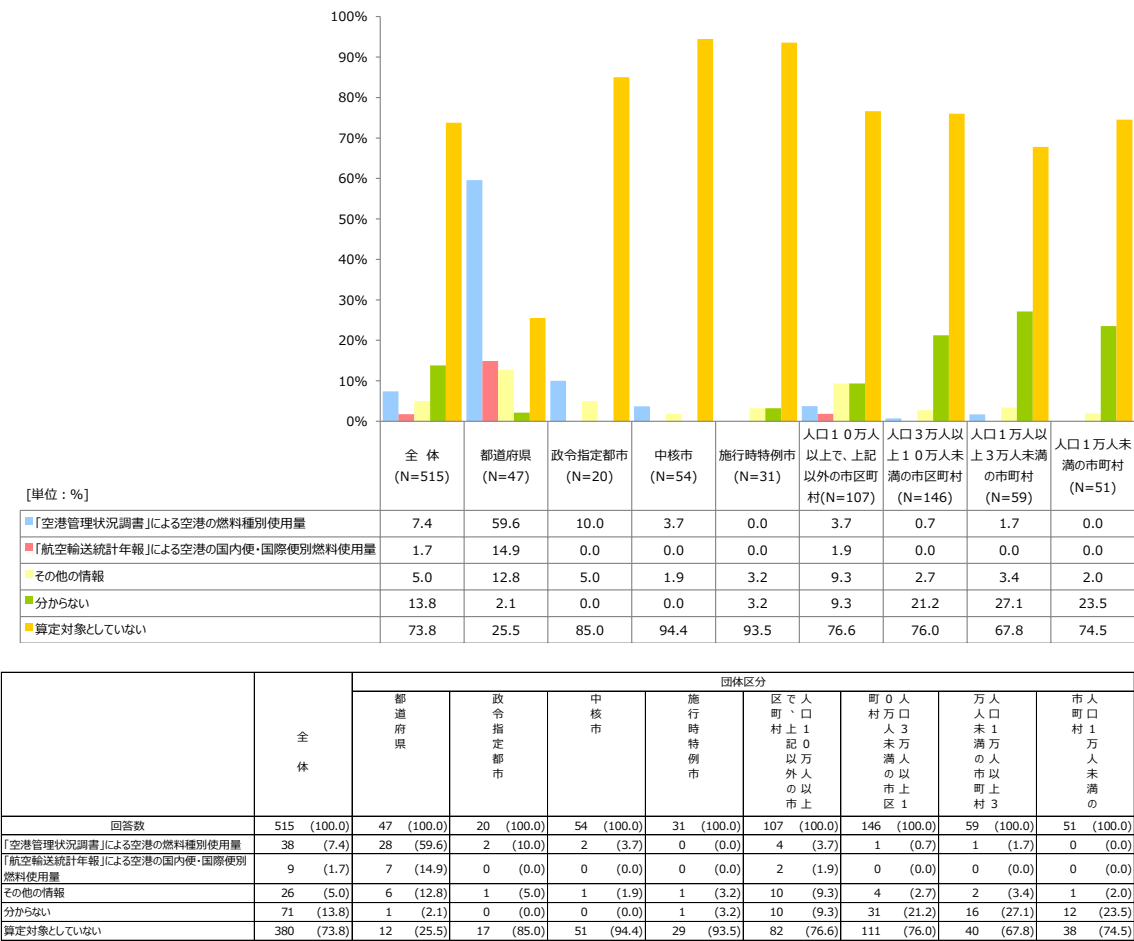
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「算定対象としていない」（73.8%）が最も多く、「分からない」（13.8%）、「「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」（7.4%）と続く。

図表 236 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

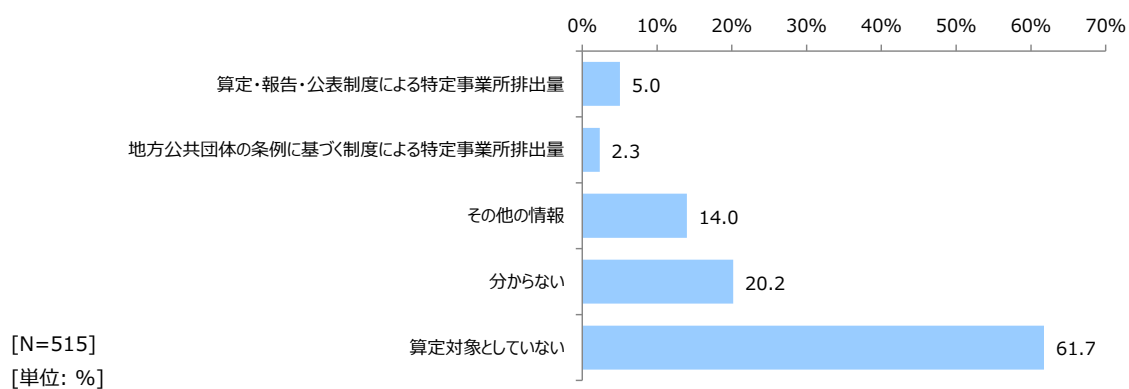
図表 237 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】



⑩エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「算定対象としていない」(61.7%) が最も多く、「分からない」(20.2%)、「その他の情報」(14.0%) と続く。

図表 238 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市は算定対象として
いる団体が多く、算定手法としては「その他の情報」が多い。中核市以下の市町
村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 239 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(10) エネルギー転換部門【団体区分別】

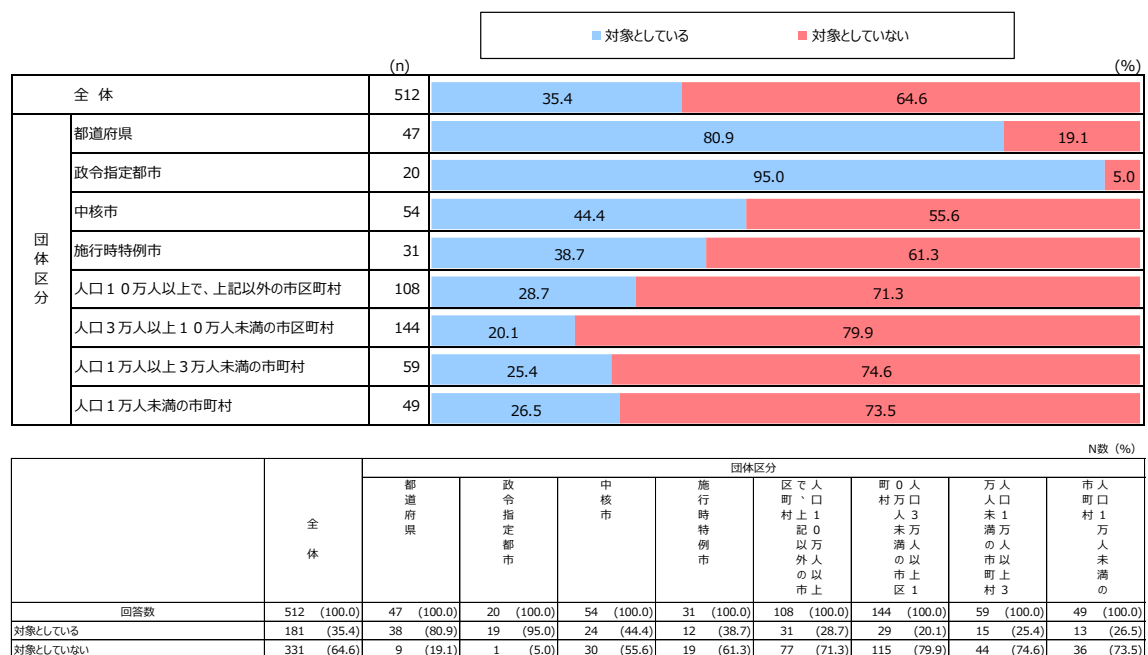


2) 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 35.4%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

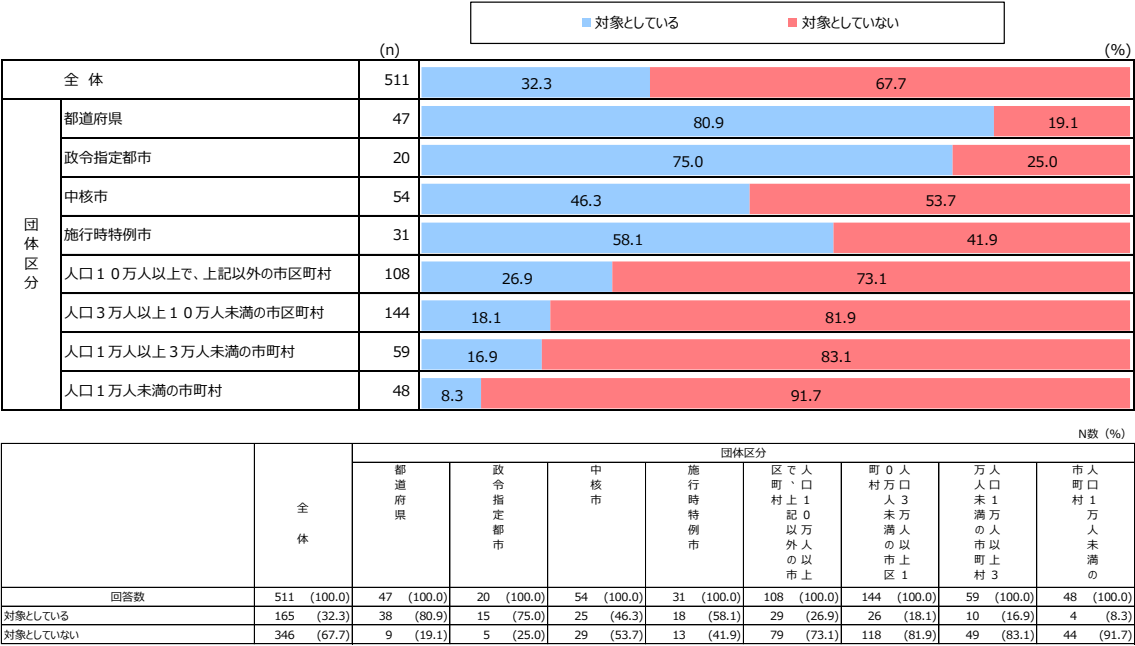
図表 240 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】



②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 32.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

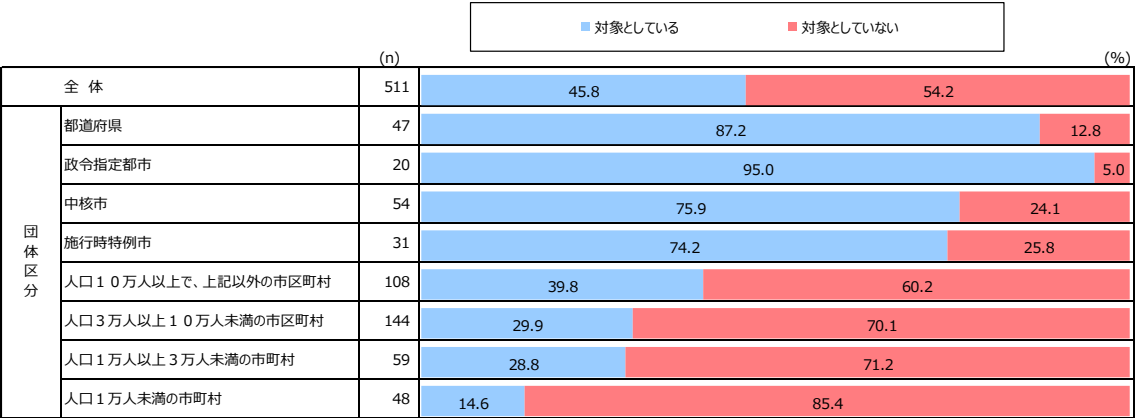
図表 241 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(2) 工業プロセス分野【団体区分別】



③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 45.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 242 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(3) 農業分野【団体区分別】

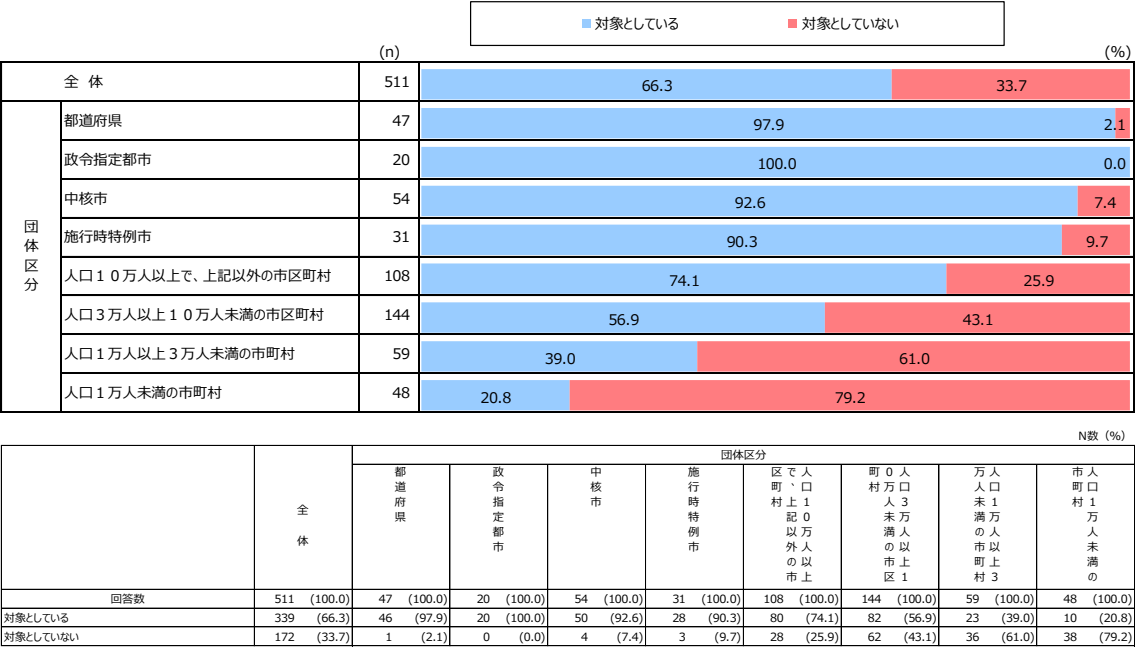


N数 (%)									
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上 の 区	万 人 口 未 満 1 万 人 の 市 以 上 の 区	市 人 口 未 満 1 万 人 の 市
回答数	511 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	144 (100.0)	59 (100.0)	48 (100.0)
対象としている	234 (45.8)	41 (87.2)	19 (95.0)	41 (75.9)	23 (74.2)	43 (39.8)	43 (29.9)	17 (28.8)	7 (14.6)
対象としていない	277 (54.2)	6 (12.8)	1 (5.0)	13 (24.1)	8 (25.8)	65 (60.2)	101 (70.1)	42 (71.2)	41 (85.4)

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 66.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

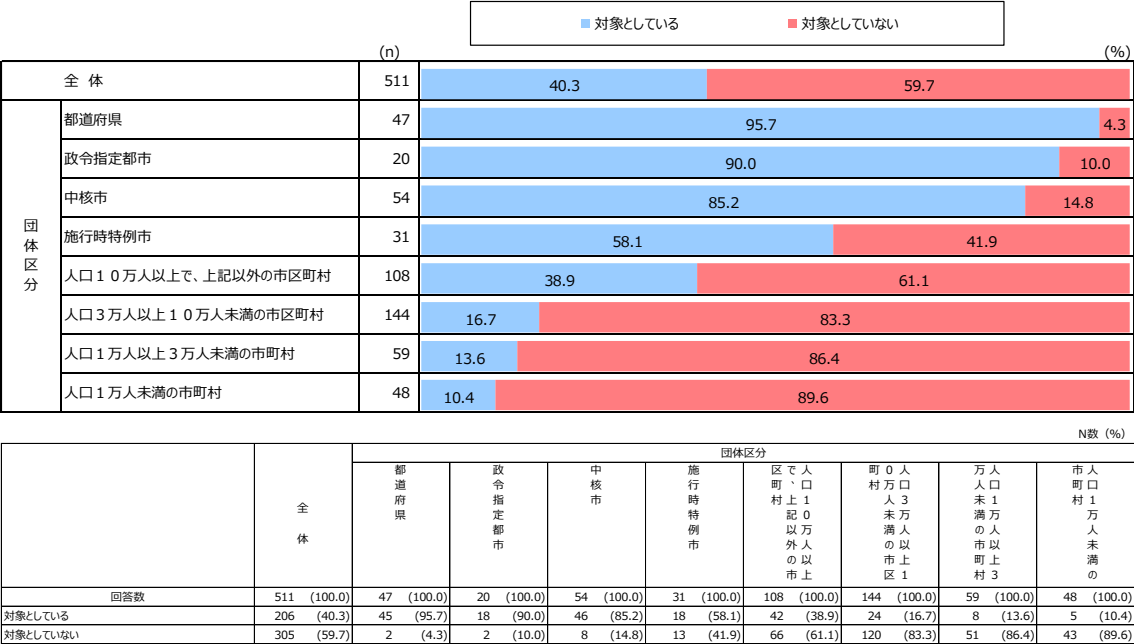
図表 243 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(4) 廃棄物分野【団体区分別】



⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の40.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

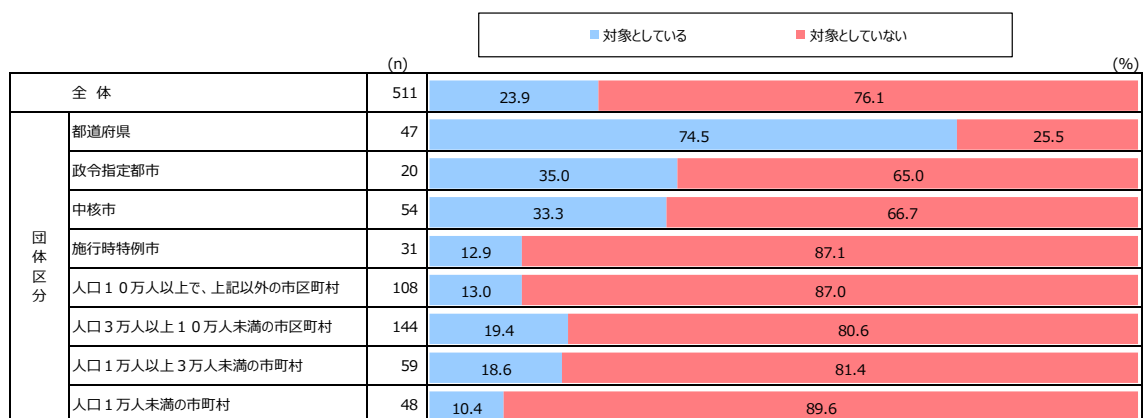
図表 244 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(5) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の23.9%である。都道府県に比べて市町村(特別区含む。)では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 245 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】



		N数 (%)									
全 体		団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	市 町 村 1 0 万 人 以 上	市 町 村 1 0 万 人 以 上	市 町 村 1 0 万 人 以 上	市 町 村 1 0 万 人 以 上	市 町 村 1 0 万 人 以 上
	回答数	511 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	144 (100.0)	59 (100.0)	48 (100.0)	
	対象としている	122 (23.9)	35 (74.5)	7 (35.0)	18 (33.3)	4 (12.9)	14 (13.0)	28 (19.4)	11 (18.6)	5 (10.4)	
	対象としていない	389 (76.1)	12 (25.5)	13 (65.0)	36 (66.7)	27 (87.1)	94 (87.0)	116 (80.6)	48 (81.4)	43 (89.6)	

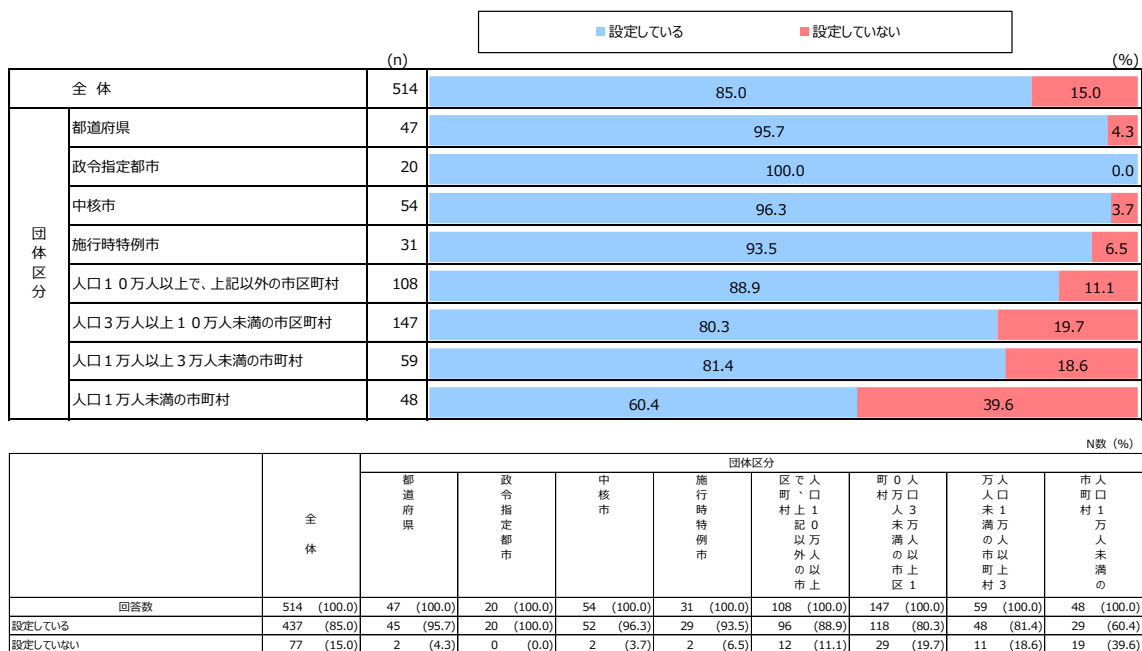
3) 区域施策編における直近の目標設定の有無

①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 85.0%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 246 区域施策編における直近の目標設定の有無

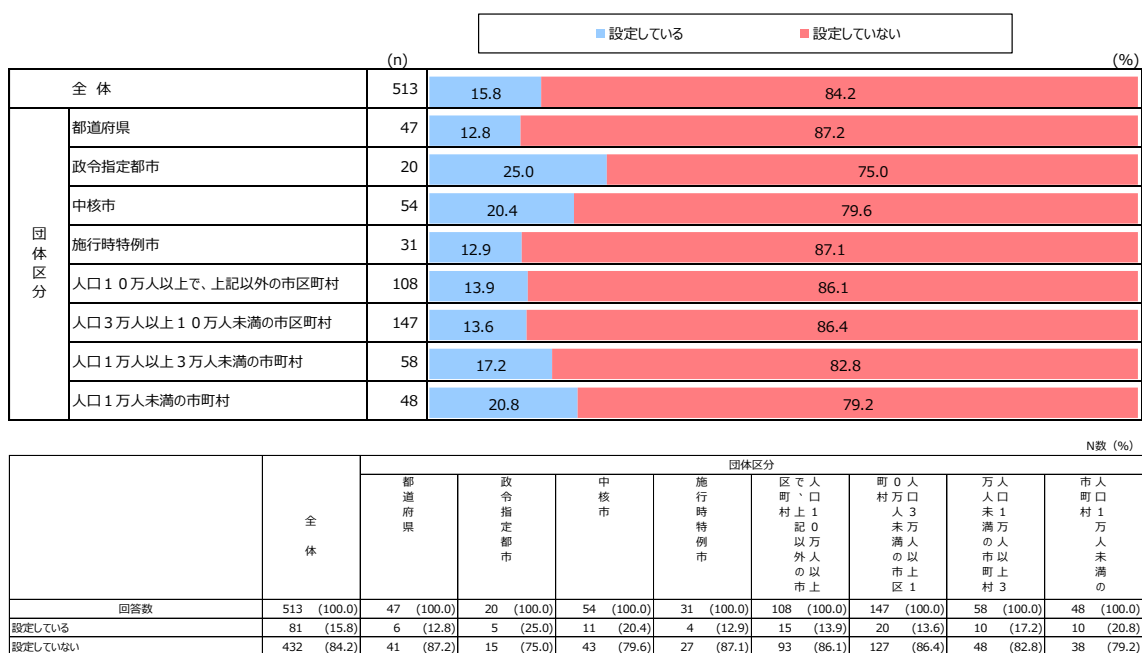
(1) 総量目標【団体区分別】



②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 15.8%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

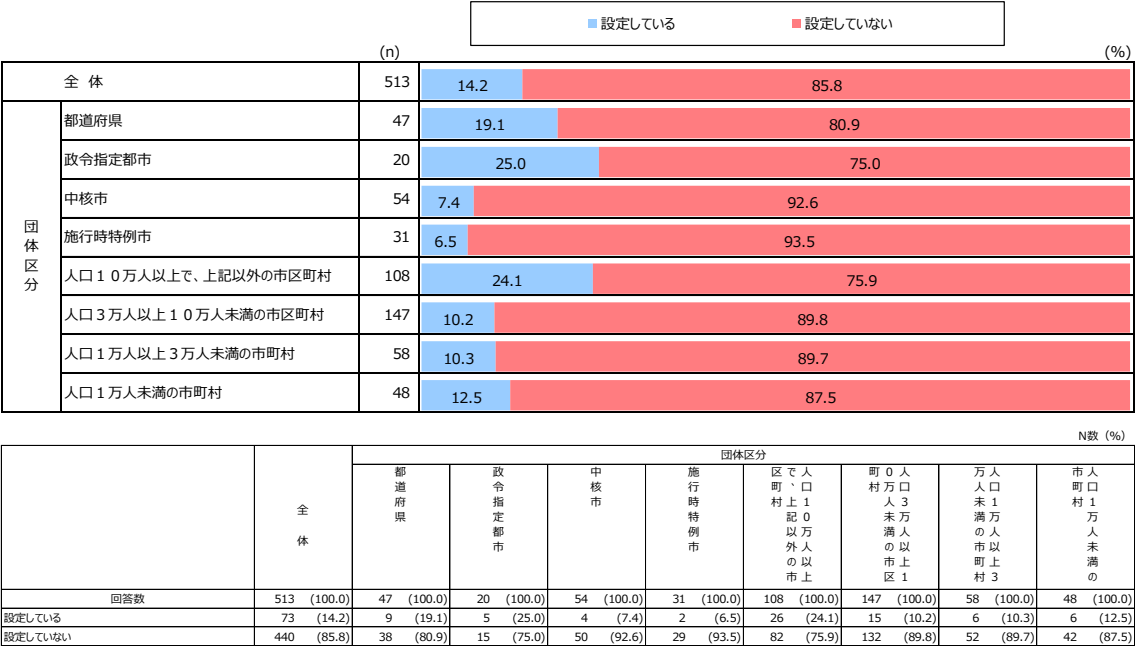
図表 247 区域施策編における直近の目標設定の有無
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】



③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 14.2% である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

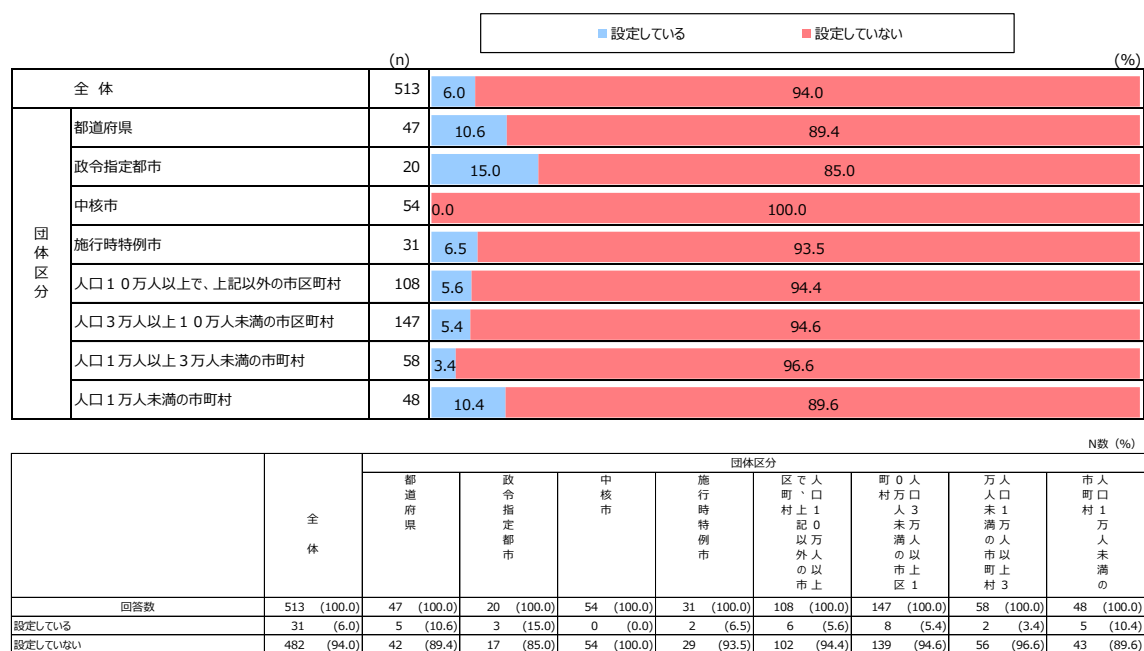
図表 248 区域施策編における直近の目標設定の有無
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】



④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 6.0%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

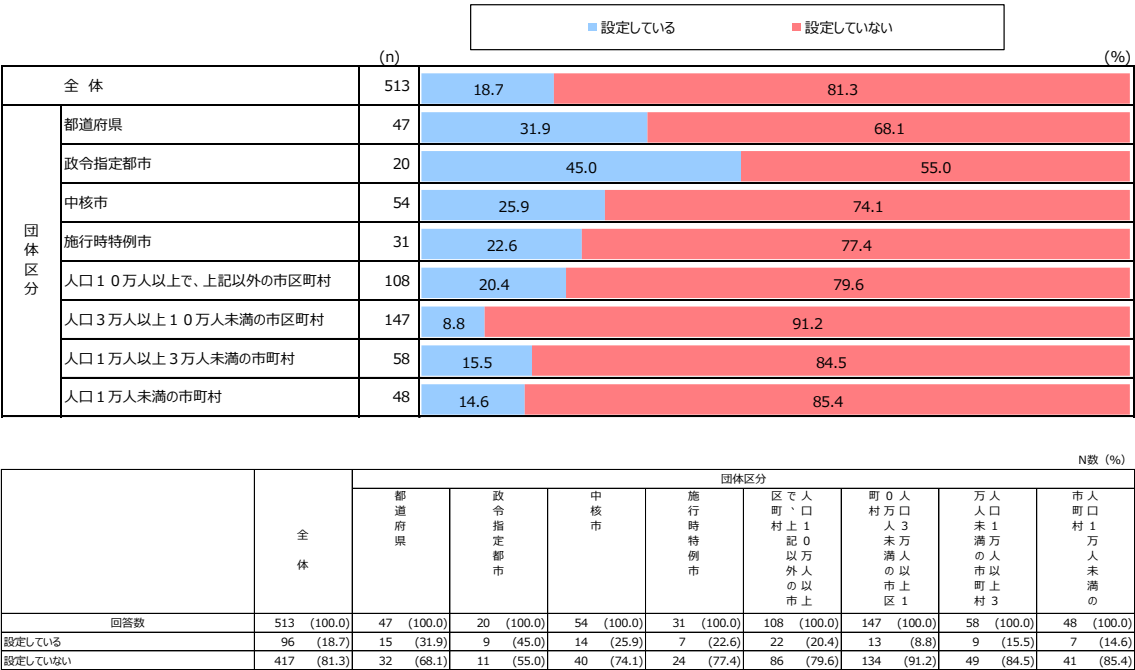
図表 249 区域施策編における直近の目標設定の有無
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】



⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 18.7%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

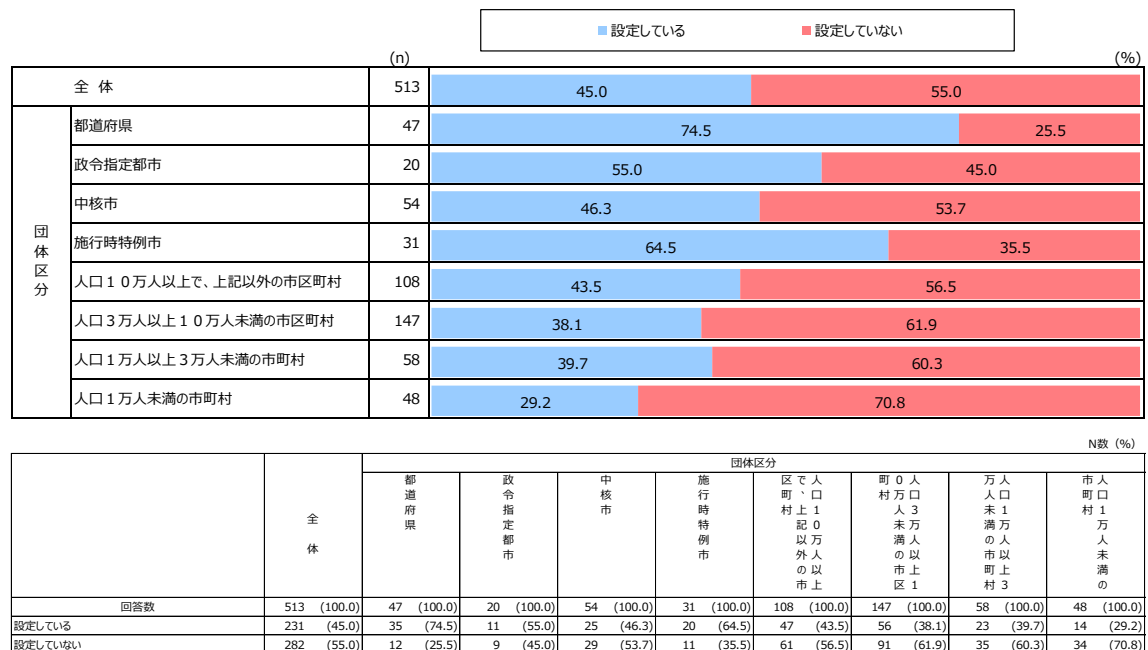
図表 250 区域施策編における直近の目標設定の有無
(5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】



⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 45.0%である。設定している団体の割合は、都道府県や施行時特例市より人口規模が大きい団体で高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

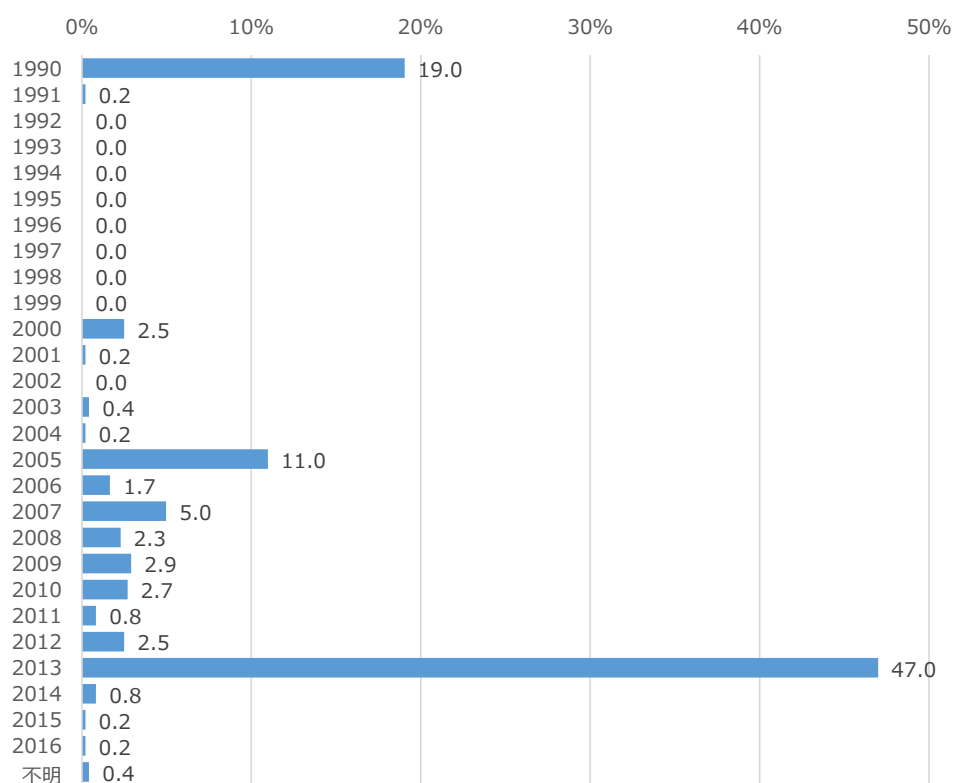
図表 251 区域施策編における直近の目標設定の有無
(6)部門・分野別目標【団体区分別】



4) 区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013 年」(47.0%) が最も多く、次いで「1990 年」(19.0%) が多い。

図表 252 区域施策編における基準年度



[N=483]

[単位 : %]

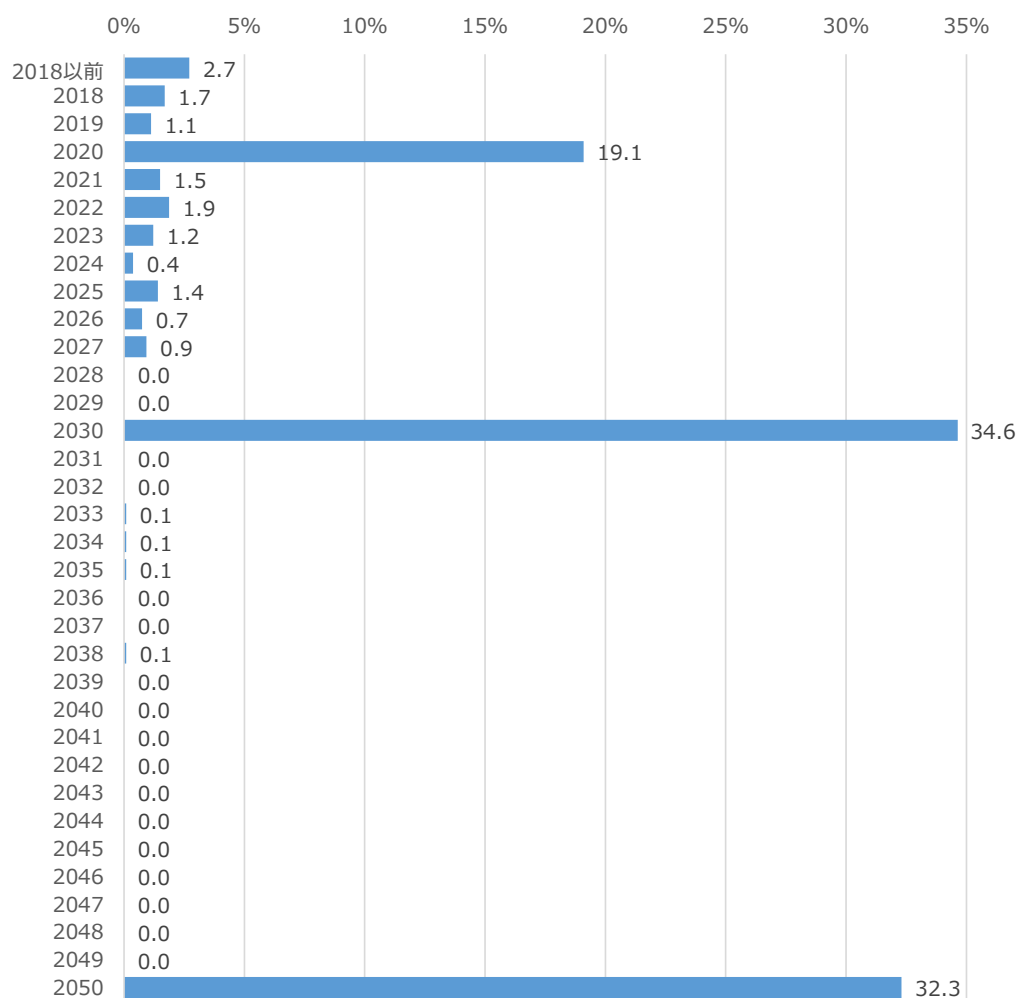
N数 (%)

回答数		483 (100.0)			
平成2	1990	92 (19.0)	平成16	2004	1 (0.2)
平成3	1991	1 (0.2)	平成17	2005	53 (11.0)
平成4	1992	0 (0.0)	平成18	2006	8 (1.7)
平成5	1993	0 (0.0)	平成19	2007	24 (5.0)
平成6	1994	0 (0.0)	平成20	2008	11 (2.3)
平成7	1995	0 (0.0)	平成21	2009	14 (2.9)
平成8	1996	0 (0.0)	平成22	2010	13 (2.7)
平成9	1997	0 (0.0)	平成23	2011	4 (0.8)
平成10	1998	0 (0.0)	平成24	2012	12 (2.5)
平成11	1999	0 (0.0)	平成25	2013	227 (47.0)
平成12	2000	12 (2.5)	平成26	2014	4 (0.8)
平成13	2001	1 (0.2)	平成27	2015	1 (0.2)
平成14	2002	0 (0.0)	平成28	2016	1 (0.2)
平成15	2003	2 (0.4)	不明		2 (0.4)

5) 区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030 年」(34.6%)、「2050 年」(32.3%)、「2020 年」(19.1%) の順が多い。

図表 253 区域施策編における目標年度



[N=1,068]

[単位 : %]

回答数		N数 (%)				
		1,068	(100.0)			
平成30以前	2018以前	29	(2.7)	平成46	2034	1 (0.1)
平成30	2018	18	(1.7)	平成47	2035	1 (0.1)
平成31	2019	12	(1.1)	平成48	2036	0 (0.0)
平成32	2020	204	(19.1)	平成49	2037	0 (0.0)
平成33	2021	16	(1.5)	平成50	2038	1 (0.1)
平成34	2022	20	(1.9)	平成51	2039	0 (0.0)
平成35	2023	13	(1.2)	平成52	2040	0 (0.0)
平成36	2024	4	(0.4)	平成53	2041	0 (0.0)
平成37	2025	15	(1.4)	平成54	2042	0 (0.0)
平成38	2026	8	(0.7)	平成55	2043	0 (0.0)
平成39	2027	10	(0.9)	平成56	2044	0 (0.0)
平成40	2028	0	(0.0)	平成57	2045	0 (0.0)
平成41	2029	0	(0.0)	平成58	2046	0 (0.0)
平成42	2030	370	(34.6)	平成59	2047	0 (0.0)
平成43	2031	0	(0.0)	平成60	2048	0 (0.0)
平成44	2032	0	(0.0)	平成61	2049	0 (0.0)
平成45	2033	1	(0.1)	平成62	2050	345 (32.3)

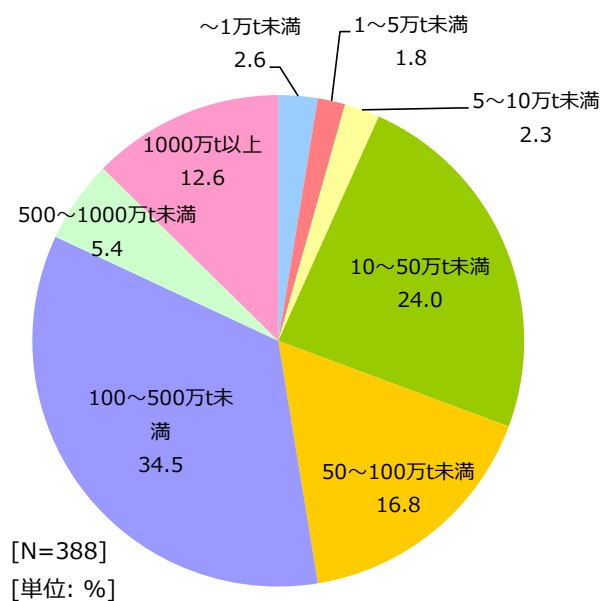
注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

6) 区域施策編における基準年度の排出量

①総排出量

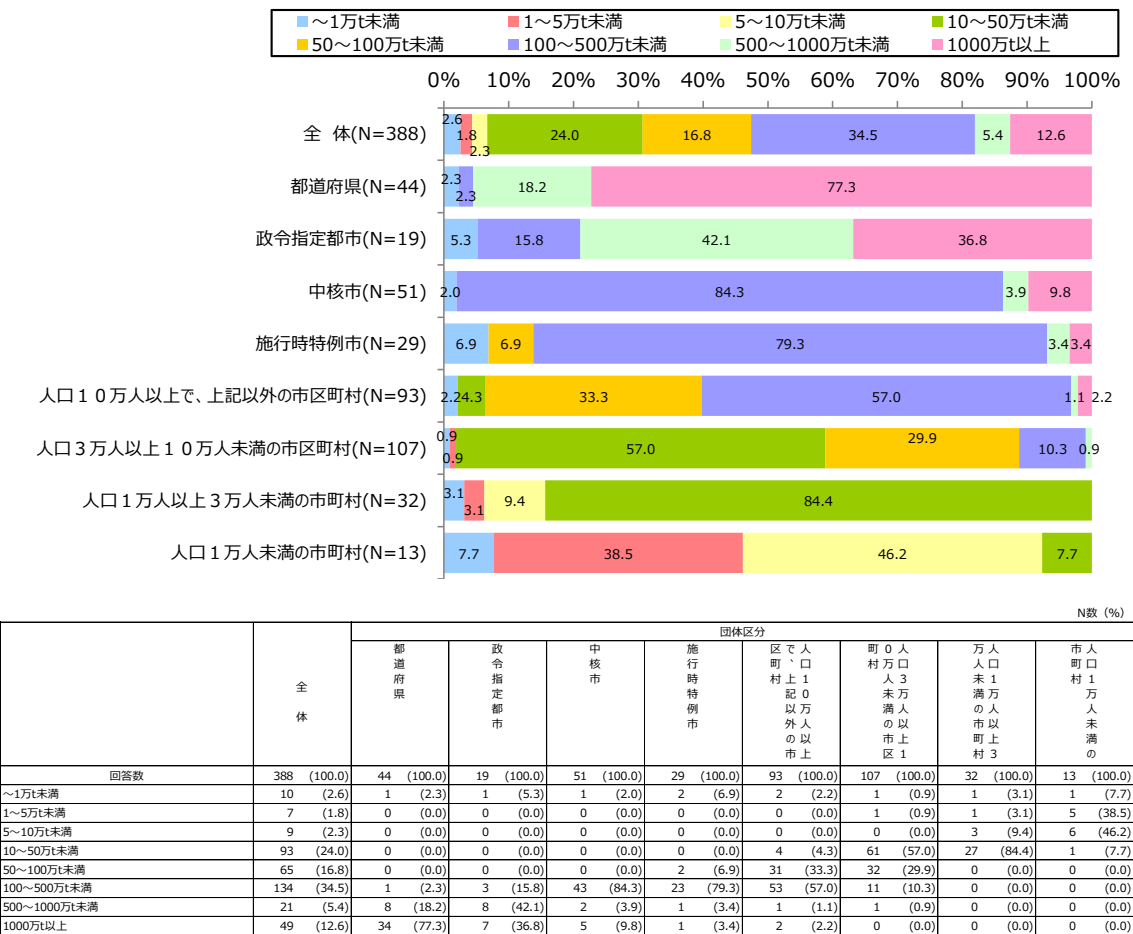
区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500 万 t 未満」(34.5%) が最も多く、「10～50 万 t 未満」(24.0%)、「50～100 万 t 未満」(16.8%) と続く。

図表 254 区域施策編における基準年度の排出量



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1000 万 t 以上」、政令指定都市では「500～1000 万 t 未満」、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500 万 t 未満」、人口 3 万人以上の市町村（特別区含む。）では「10～50 万 t 未満」、人口 1 万人未満の市町村では「5～10 万 t 未満」が最も多い。

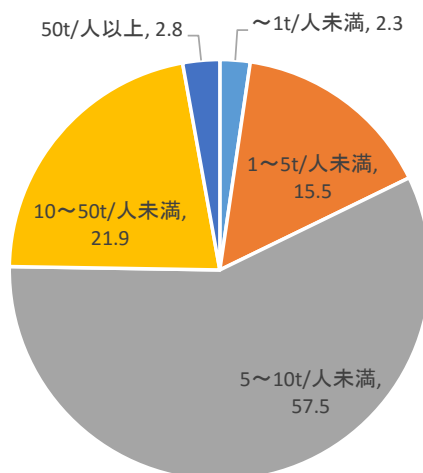
図表 255 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】



②人口 1 人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、人口 1 人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（57.5%）が最も多く、「10～50t/人未満」（21.9%）、「1～5t/人未満」（15.5%）と続く。

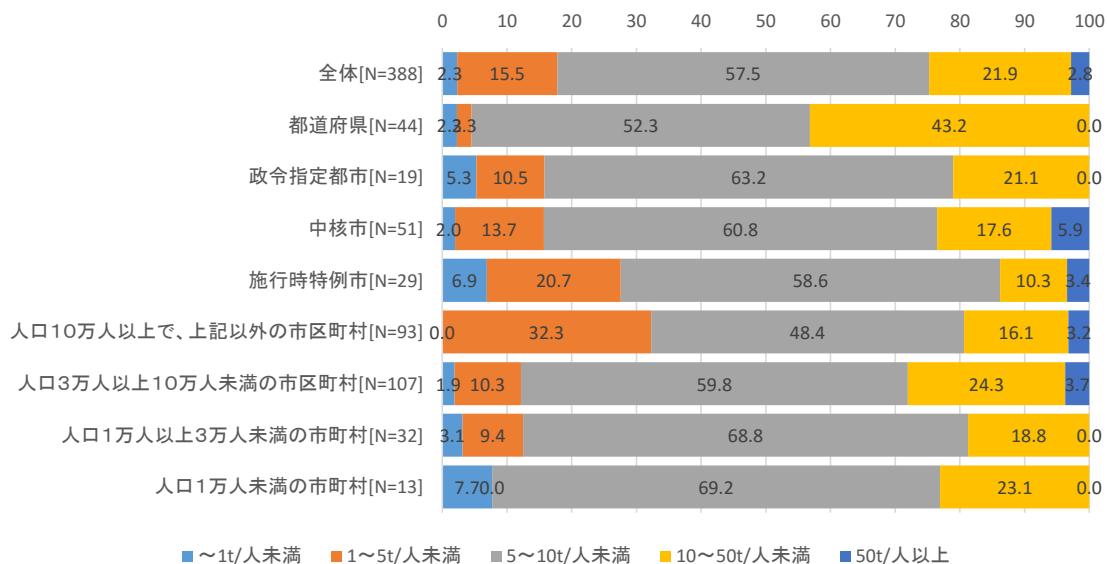
図表 256 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



[N=388]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分において「5~10t/人未満」が最も多い。団体の規模による傾向の違いはあまり見られない。

図表 257 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】



	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 で 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上 の 市 上 区	万 人 口 未 満 の 市 以 上 の 市 上 区	市 人 口 未 満 の 市 上 区
回答数	388 (100.0)	44 (100.0)	19 (100.0)	51 (100.0)	29 (100.0)	93 (100.0)	107 (100.0)	32 (100.0)	13 (100.0)
~1t/人未満	9 (2.3)	1 (2.3)	1 (5.3)	1 (2.0)	2 (6.9)	0 (0.0)	2 (1.9)	1 (3.1)	1 (7.7)
1~5t/人未満	60 (15.5)	1 (2.3)	2 (10.5)	7 (13.7)	6 (20.7)	30 (32.3)	11 (10.3)	3 (9.4)	0 (0.0)
5~10t/人未満	223 (57.5)	23 (52.3)	12 (63.2)	31 (60.8)	17 (58.6)	45 (48.4)	64 (59.8)	22 (68.8)	9 (69.2)
10~50t/人未満	85 (21.9)	19 (43.2)	4 (21.1)	9 (17.6)	3 (10.3)	15 (16.1)	26 (24.3)	6 (18.8)	3 (23.1)
50t/人以上	11 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.9)	1 (3.4)	3 (3.2)	4 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)

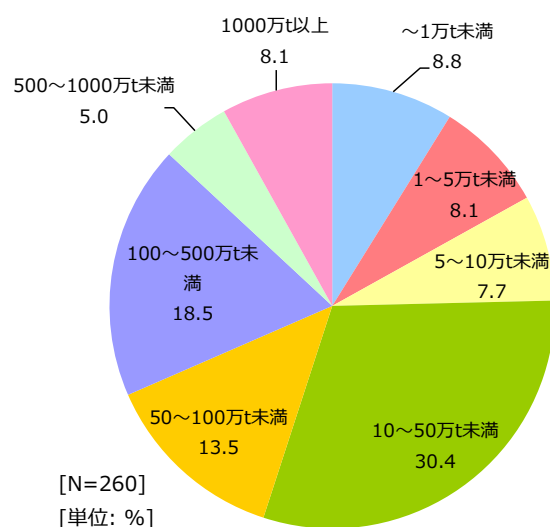
7) 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）

①部門別

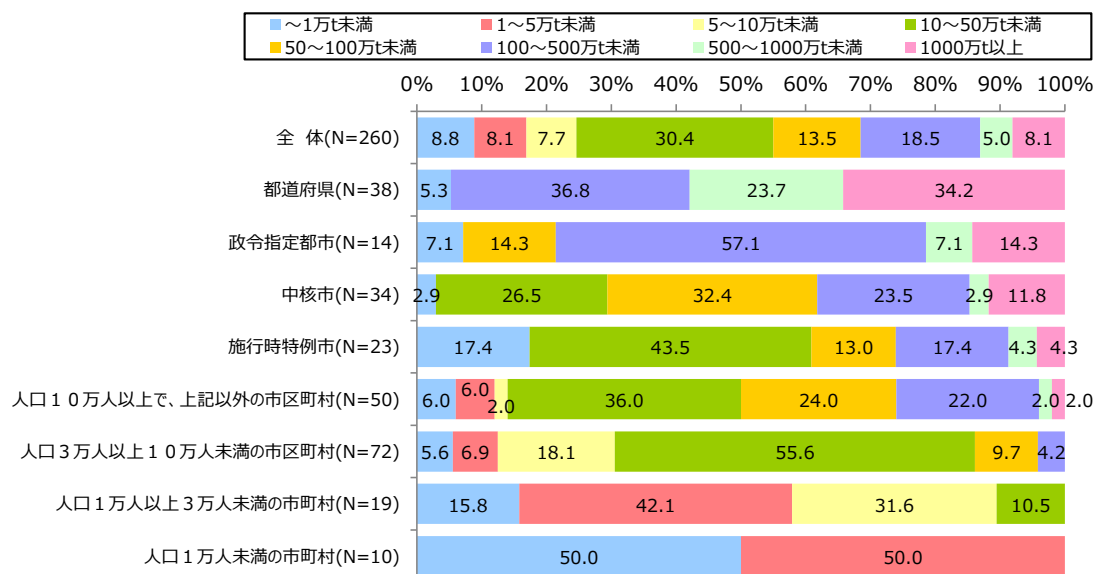
i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10～50 万 t 未満」（30.4%）が最も多く、「100～500 万 t 未満」（18.5%）、「50～100 万 t 未満」（13.5%）と続く。

図表 258 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



図表 259 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

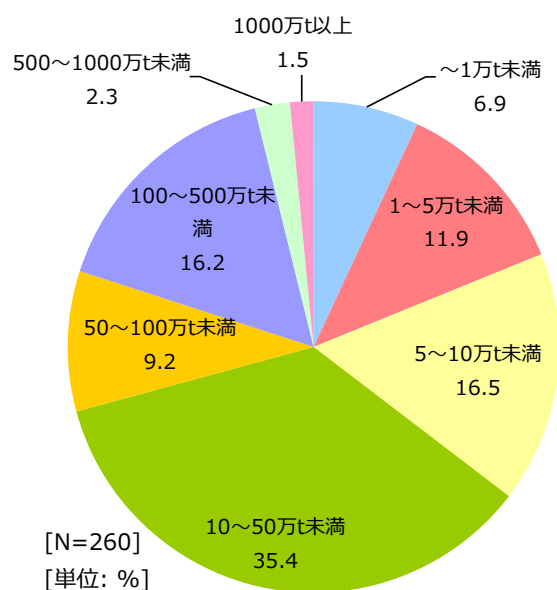


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 人 3 未 満 の 以 上	万 人 口 未 満 の 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満 の		
回答数	260 (100.0)	38 (100.0)	14 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	50 (100.0)	72 (100.0)	19 (100.0)	10 (100.0)		
～1万t未満	23 (8.8)	2 (5.3)	1 (7.1)	1 (2.9)	4 (17.4)	3 (6.0)	4 (5.6)	3 (15.8)	5 (50.0)		
1～5万t未満	21 (8.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (6.0)	5 (6.9)	8 (42.1)	5 (50.0)		
5～10万t未満	20 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	13 (18.1)	6 (31.6)	0 (0.0)		
10～50万t未満	79 (30.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (26.5)	10 (43.5)	18 (36.0)	40 (55.6)	2 (10.5)	0 (0.0)		
50～100万t未満	35 (13.5)	0 (0.0)	2 (14.3)	11 (32.4)	3 (13.0)	12 (24.0)	7 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)		
100～500万t未満	48 (18.5)	14 (36.8)	8 (57.1)	8 (23.5)	4 (17.4)	11 (22.0)	3 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)		
500～1000万t未満	13 (5.0)	9 (23.7)	1 (7.1)	1 (2.9)	1 (4.3)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
1000万t以上	21 (8.1)	13 (34.2)	2 (14.3)	4 (11.8)	1 (4.3)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		

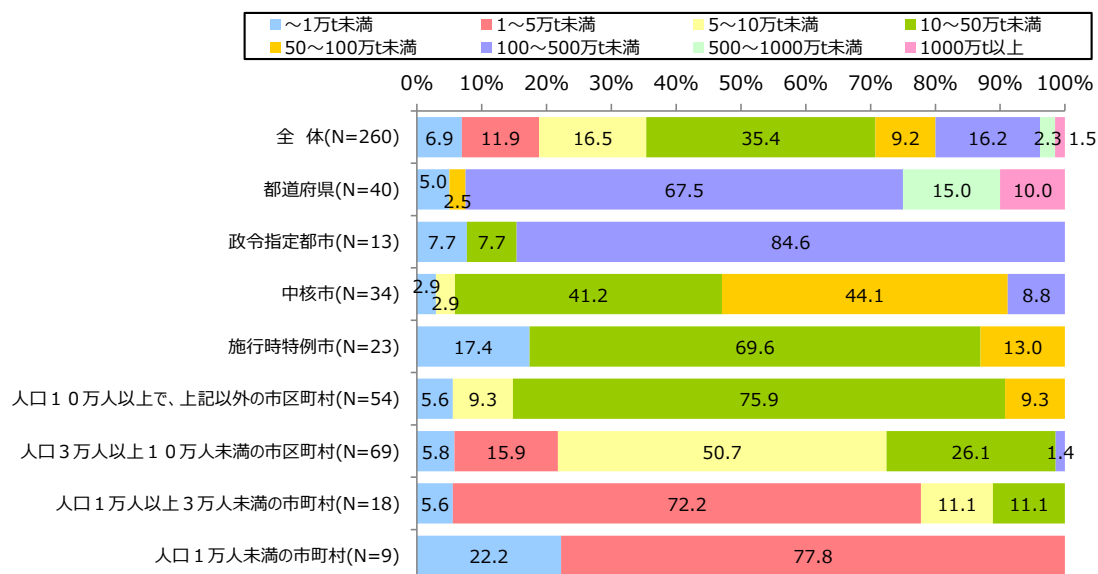
ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」（35.4％）が最も多く、「5～10万t未満」（16.5％）、「100～500万t未満」（16.2％）と続く。

図表 260 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



図表 261 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）
【団体区分別】

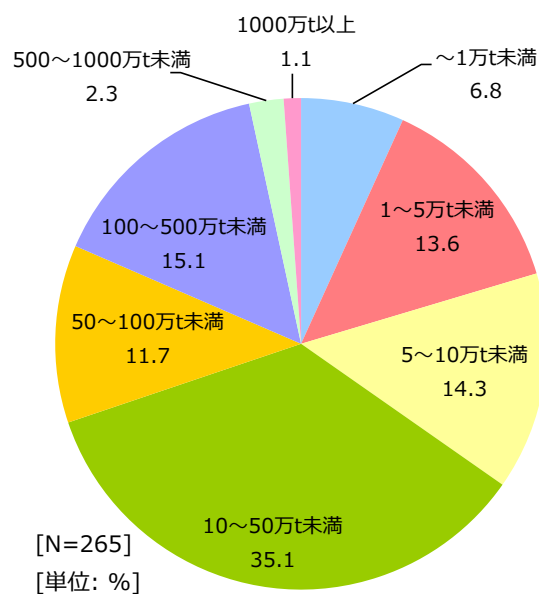


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 、 口 村 上 1 記 0 以 外 人 の 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の		
回答数	260 (100.0)	40 (100.0)	13 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	54 (100.0)	69 (100.0)	18 (100.0)	9 (100.0)		
～1万t未満	18 (6.9)	2 (5.0)	1 (7.7)	1 (2.9)	4 (17.4)	3 (5.6)	4 (5.8)	1 (5.6)	2 (22.2)		
1～5万t未満	31 (11.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (15.9)	13 (72.2)	7 (77.8)		
5～10万t未満	43 (16.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	5 (9.3)	35 (50.7)	2 (11.1)	0 (0.0)		
10～50万t未満	92 (35.4)	0 (0.0)	1 (7.7)	14 (41.2)	16 (69.6)	41 (75.9)	18 (26.1)	2 (11.1)	0 (0.0)		
50～100万t未満	24 (9.2)	1 (2.5)	0 (0.0)	15 (44.1)	3 (13.0)	5 (9.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
100～500万t未満	42 (16.2)	27 (67.5)	11 (84.6)	3 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)		
500～1000万t未満	6 (2.3)	6 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
1000万t以上	4 (1.5)	4 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		

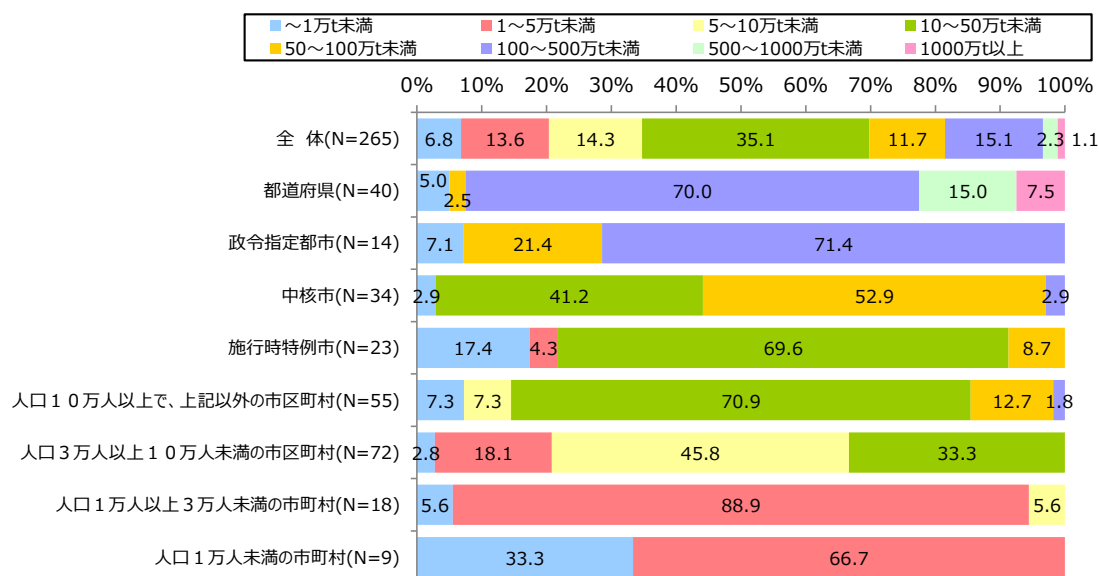
iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の基準年度排出量は、「10～50 万 t 未満」（35.1%）が最も多く、「100～500 万 t 未満」（15.1%）、「5～10 万 t 未満」（14.3%）と続く。

図表 262 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）



図表 263 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

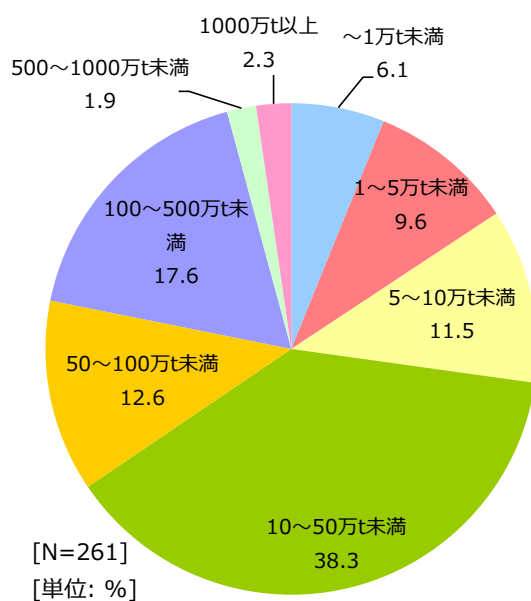


	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口10万人以上の市	町0人口10万人以上の市	町0人口10万人以上の市	町0人口10万人以上の市	
回答数	265 (100.0)	40 (100.0)	14 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	55 (100.0)	72 (100.0)	18 (100.0)	9 (100.0)	
～1万t未満	18 (6.8)	2 (5.0)	1 (7.1)	1 (2.9)	4 (17.4)	4 (7.3)	2 (2.8)	1 (5.6)	3 (33.3)	
1～5万t未満	36 (13.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	0 (0.0)	13 (18.1)	16 (88.9)	6 (66.7)	
5～10万t未満	38 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.3)	33 (45.8)	1 (5.6)	0 (0.0)	
10～50万t未満	93 (35.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (41.2)	16 (69.6)	39 (70.9)	24 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	31 (11.7)	1 (2.5)	3 (21.4)	18 (52.9)	2 (8.7)	7 (12.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	40 (15.1)	28 (70.0)	10 (71.4)	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	6 (2.3)	6 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	3 (1.1)	3 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

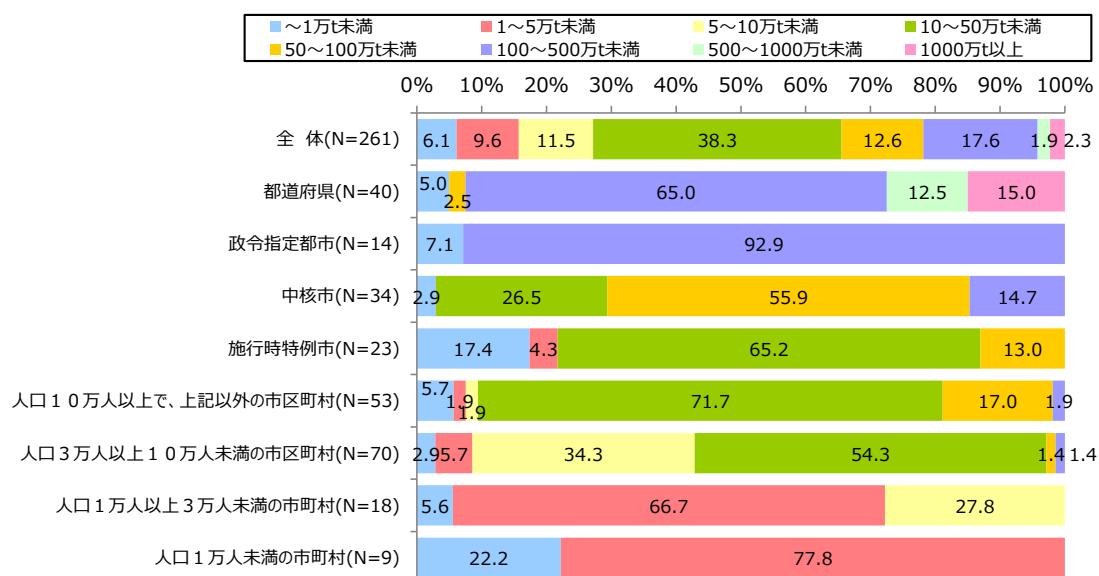
iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」（38.3%）が最も多く、「100～500万t未満」（17.6%）、「50～100万t未満」（12.6%）と続く。

図表 264 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）



図表 265 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

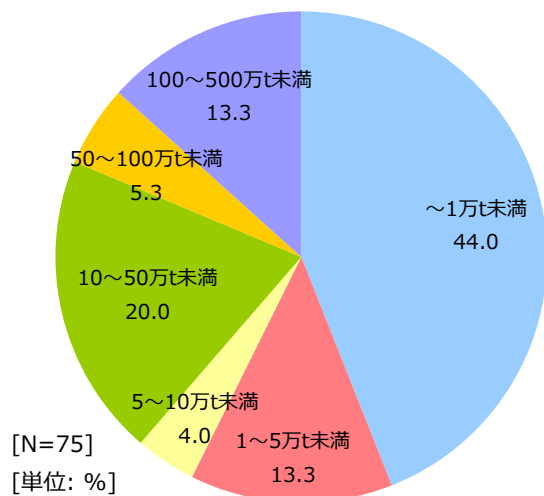


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 で 外 市 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上 で 市 上	万 人 口 1 万 人 以 上 で 市 上	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 上
回答数	261 (100.0)	40 (100.0)	14 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	53 (100.0)	70 (100.0)	18 (100.0)	9 (100.0)
~1万t未満	16 (6.1)	2 (5.0)	1 (7.1)	1 (2.9)	4 (17.4)	3 (5.7)	2 (2.9)	1 (5.6)	2 (22.2)
1~5万t未満	25 (9.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	1 (1.9)	4 (5.7)	12 (66.7)	7 (77.8)
5~10万t未満	30 (11.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	24 (34.3)	5 (27.8)	0 (0.0)
10~50万t未満	100 (38.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (26.5)	15 (65.2)	38 (71.7)	38 (54.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
50~100万t未満	33 (12.6)	1 (2.5)	0 (0.0)	19 (55.9)	3 (13.0)	9 (17.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
100~500万t未満	46 (17.6)	26 (65.0)	13 (92.9)	5 (14.7)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
500~1000万t未満	5 (1.9)	5 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000万t以上	6 (2.3)	6 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

v) エネルギー転換部門

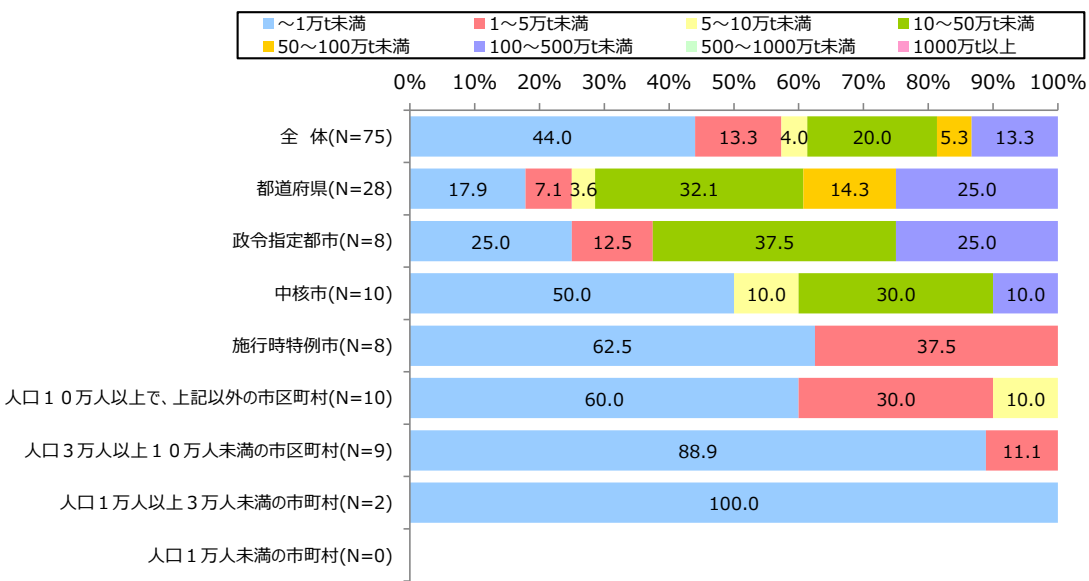
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「~1万t未満」（44.0%）が最も多く、「10~50万t未満」（20.0%）、「1~5万t未満」（13.3%）と続く。

図表 266 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



図表 267 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】



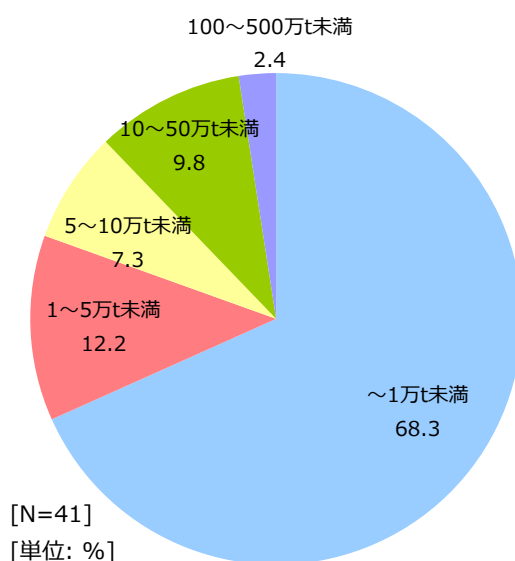
	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 0 万 人 以 上	万 人 口 未 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 0 万 人 未 満	
回答数	75 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)	10 (100.0)	8 (100.0)	10 (100.0)	9 (100.0)	2 (100.0)	0 (100.0)	
~1万t未満	33 (44.0)	5 (17.9)	2 (25.0)	5 (50.0)	5 (62.5)	6 (60.0)	8 (88.9)	2 (100.0)	0 (0.0)	
1~5万t未満	10 (13.3)	2 (7.1)	1 (12.5)	0 (0.0)	3 (37.5)	3 (30.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5~10万t未満	3 (4.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10~50万t未満	15 (20.0)	9 (32.1)	3 (37.5)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50~100万t未満	4 (5.3)	4 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100~500万t未満	10 (13.3)	7 (25.0)	2 (25.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500~1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

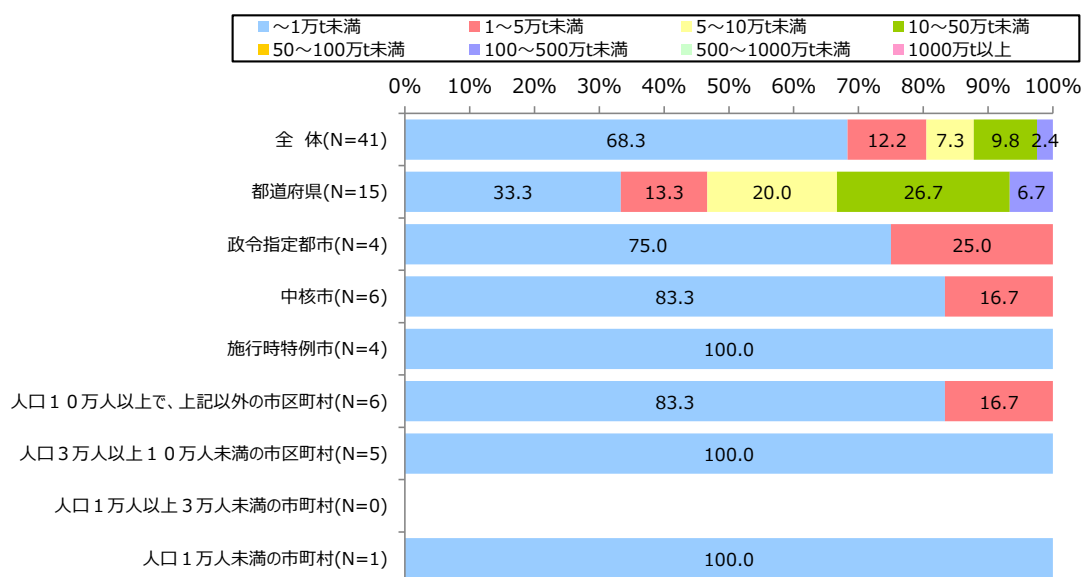
区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「～1 万 t 未満」（68.3%）が最も多く、「1～5 万 t 未満」（12.2%）、「10～50 万 t 未満」（9.8%）と続く。

図表 268 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



図表 269 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

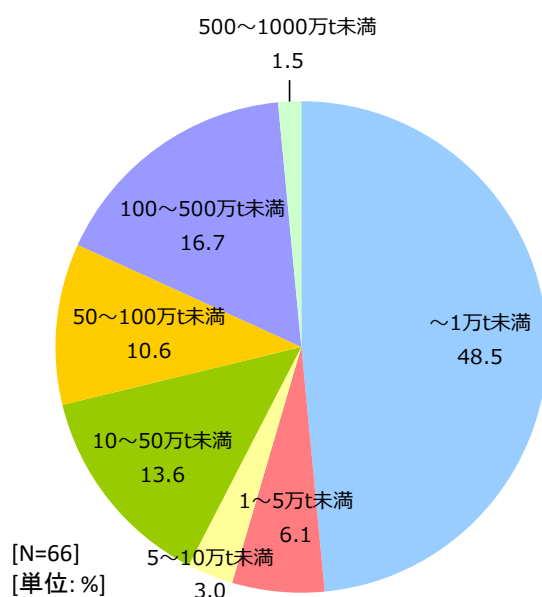


N数 (%)									
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の
回答数	41 (100.0)	15 (100.0)	4 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)	6 (100.0)	5 (100.0)	0 (100.0)	1 (100.0)
～1万t未満	28 (68.3)	5 (33.3)	3 (75.0)	5 (83.3)	4 (100.0)	5 (83.3)	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
1～5万t未満	5 (12.2)	2 (13.3)	1 (25.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5～10万t未満	3 (7.3)	3 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～50万t未満	4 (9.8)	4 (26.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
50～100万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100～500万t未満	1 (2.4)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

ii) 工業プロセス分野

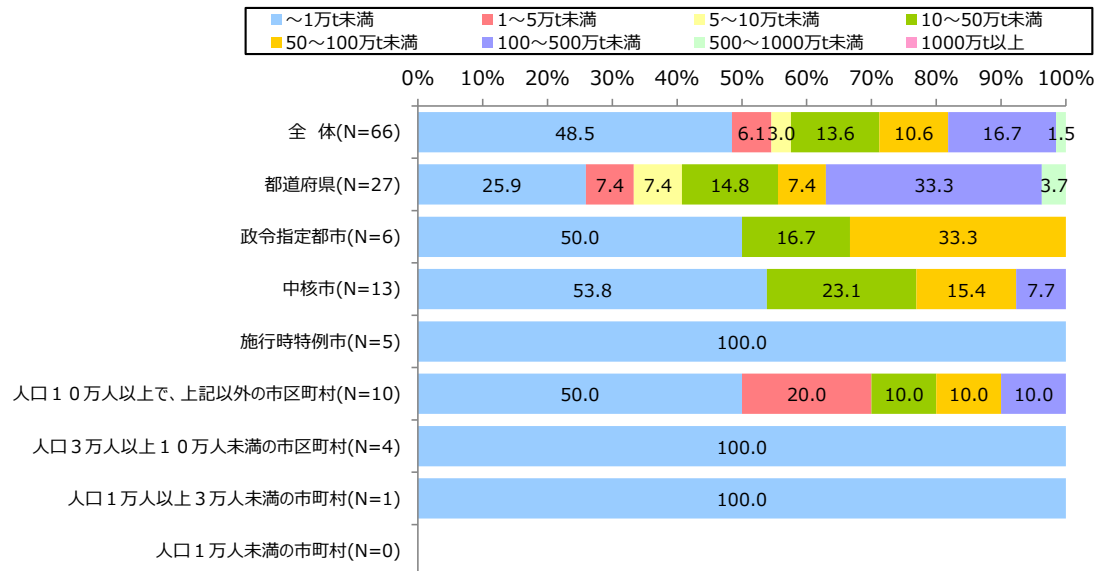
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「～1万t未満」（48.5%）が最も多く、「100～500万t未満」（16.7%）、「10～50万t未満」（13.6%）と続く。

図表 270 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



図表 271 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

【団体区分別】

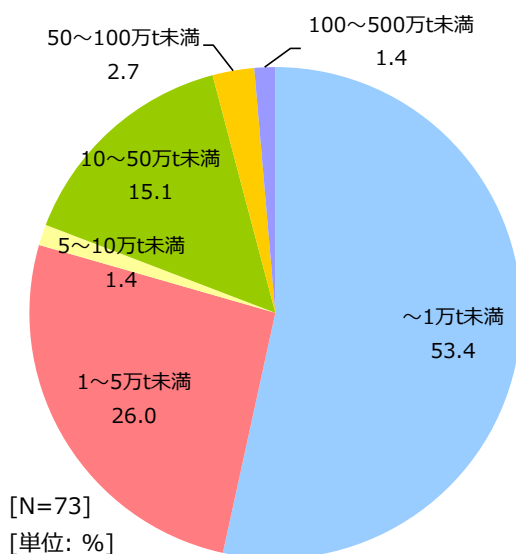


	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口10万人以上の市	町人口3万人以上の市	町人口1万人以上の市	市人口1万人未満の市	
回答数	66 (100.0)	27 (100.0)	6 (100.0)	13 (100.0)	5 (100.0)	10 (100.0)	4 (100.0)	1 (100.0)	0 (100.0)	
～1万t未満	32 (48.5)	7 (25.9)	3 (50.0)	7 (53.8)	5 (100.0)	5 (50.0)	4 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	
1～5万t未満	4 (6.1)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5～10万t未満	2 (3.0)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10～50万t未満	9 (13.6)	4 (14.8)	1 (16.7)	3 (23.1)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	7 (10.6)	2 (7.4)	2 (33.3)	2 (15.4)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	11 (16.7)	9 (33.3)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	1 (1.5)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

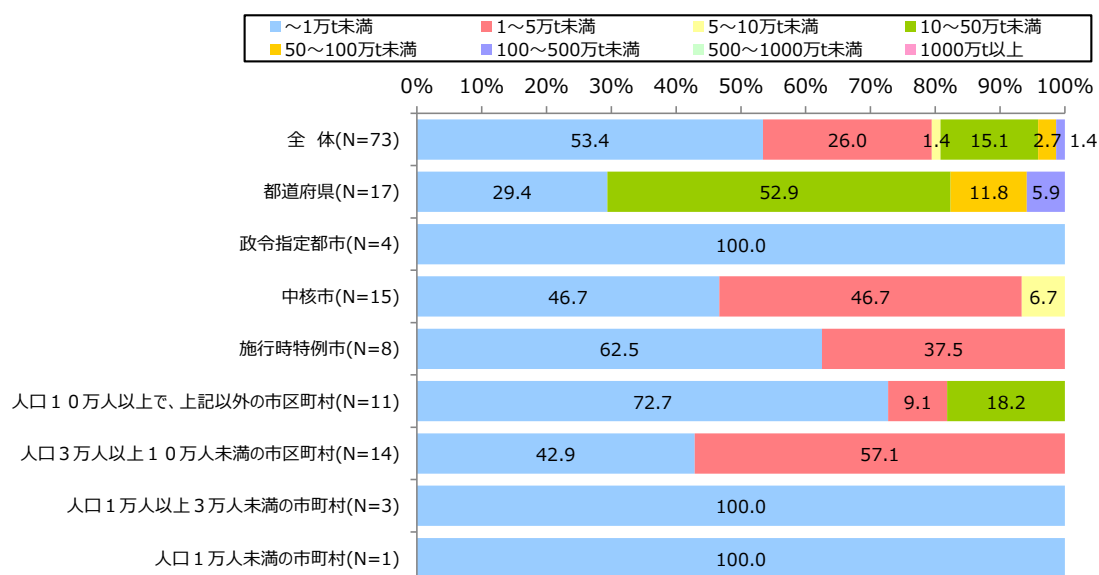
iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「～1万t未満」(53.4%)が最も多く、「1～5万t未満」(26.0%)、「10～50万t未満」(15.1%)と続く。

図表 272 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



図表 273 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

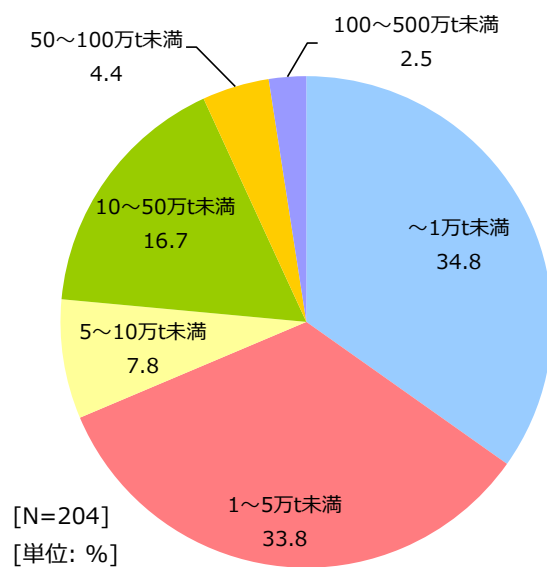


	全 体	N数 (%)							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	万 人 口 未 満 1 0 万 人 以 上	市 人 口 未 満 1 0 万 人 以 上
回答数	73 (100.0)	17 (100.0)	4 (100.0)	15 (100.0)	8 (100.0)	11 (100.0)	14 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)
～1万t未満	39 (53.4)	5 (29.4)	4 (100.0)	7 (46.7)	5 (62.5)	8 (72.7)	6 (42.9)	3 (100.0)	1 (100.0)
1～5万t未満	19 (26.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (46.7)	3 (37.5)	1 (9.1)	8 (57.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
5～10万t未満	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～50万t未満	11 (15.1)	9 (52.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
50～100万t未満	2 (2.7)	2 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100～500万t未満	1 (1.4)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

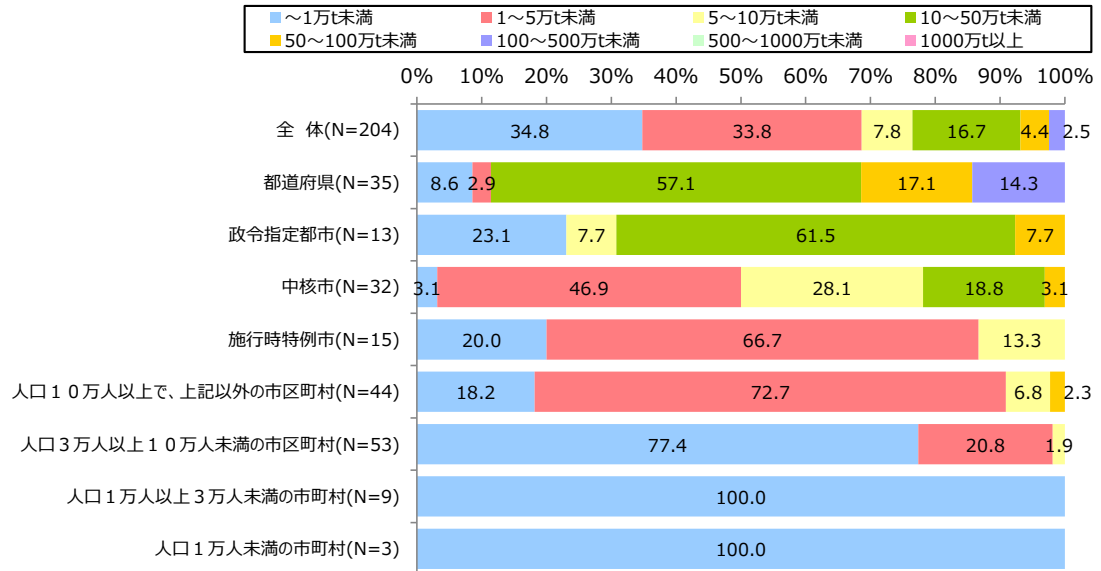
iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「1～5万t未満」（33.8％）が最も多く、「～1万t未満」（34.8％）、「10～50万t未満」（16.7％）と続く。

図表 274 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



図表 275 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）
【団体区分別】

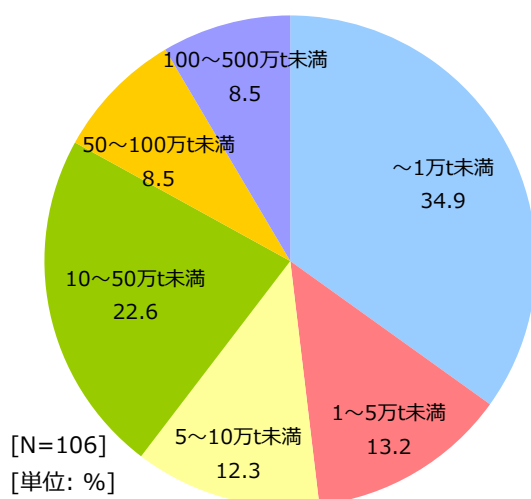


N数 (%)											
全 体	団体区分	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人 町、口 村上1 記0以 外人の 以上	町0人 村万口 上3未 万人 満万人 の市以 上村3	万人 人口未 1万人 満万人 の市以 上村3	市人口 村1万 人未満 の		
		回答数	204 (100.0)	35 (100.0)	13 (100.0)	32 (100.0)	15 (100.0)	44 (100.0)	53 (100.0)	9 (100.0)	3 (100.0)
		～1万t未満	71 (34.8)	3 (8.6)	3 (23.1)	1 (3.1)	3 (20.0)	8 (18.2)	41 (77.4)	9 (100.0)	3 (100.0)
		1～5万t未満	69 (33.8)	1 (2.9)	0 (0.0)	15 (46.9)	10 (66.7)	32 (72.7)	11 (20.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
		5～10万t未満	16 (7.8)	0 (0.0)	1 (7.7)	9 (28.1)	2 (13.3)	3 (6.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
		10～50万t未満	34 (16.7)	20 (57.1)	8 (61.5)	6 (18.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		50～100万t未満	9 (4.4)	6 (17.1)	1 (7.7)	1 (3.1)	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		100～500万t未満	5 (2.5)	5 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

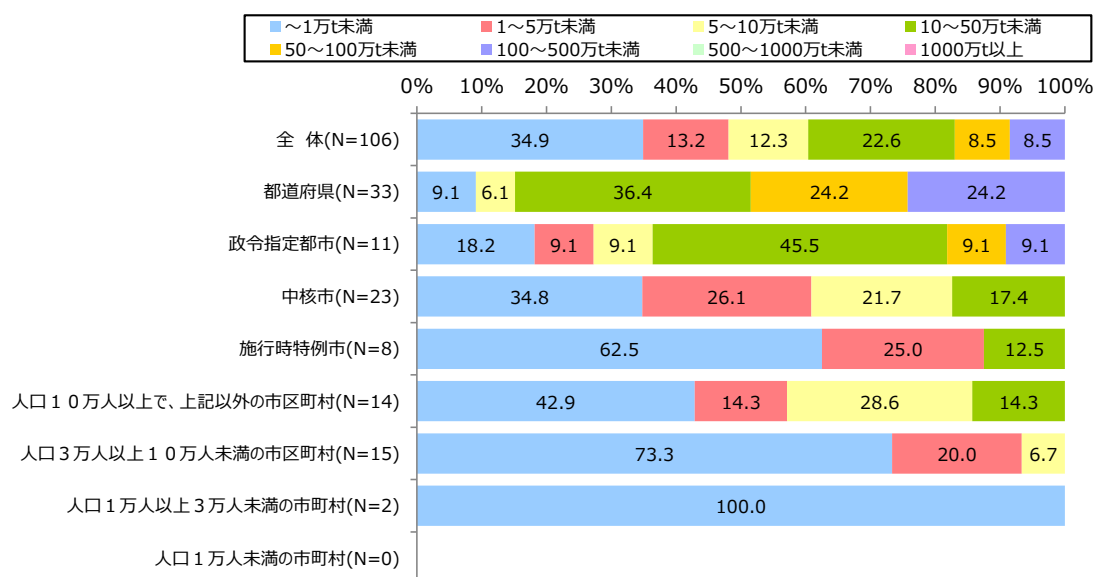
v) 代替フロン等 4 ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等 4 ガス分野の基準年度排出量は、「～1 万 t 未満」（34.9%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（22.6%）、「1～5 万 t 未満」（13.2%）と続く。

図表 276 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等 4 ガス分野）



図表 277 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等 4 ガス分野）
【団体区分別】

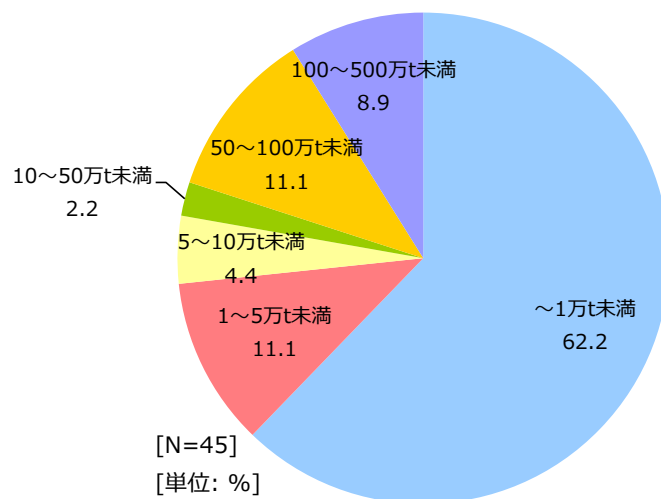


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の		
回答数	106 (100.0)	33 (100.0)	11 (100.0)	23 (100.0)	8 (100.0)	14 (100.0)	15 (100.0)	2 (100.0)	0 (100.0)		
～1万t未満	37 (34.9)	3 (9.1)	2 (18.2)	8 (34.8)	5 (62.5)	6 (42.9)	11 (73.3)	2 (100.0)	0 (0.0)		
1～5万t未満	14 (13.2)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (26.1)	2 (25.0)	2 (14.3)	3 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
5～10万t未満	13 (12.3)	2 (6.1)	1 (9.1)	5 (21.7)	0 (0.0)	4 (28.6)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)		
10～50万t未満	24 (22.6)	12 (36.4)	5 (45.5)	4 (17.4)	1 (12.5)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
50～100万t未満	9 (8.5)	8 (24.2)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
100～500万t未満	9 (8.5)	8 (24.2)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		

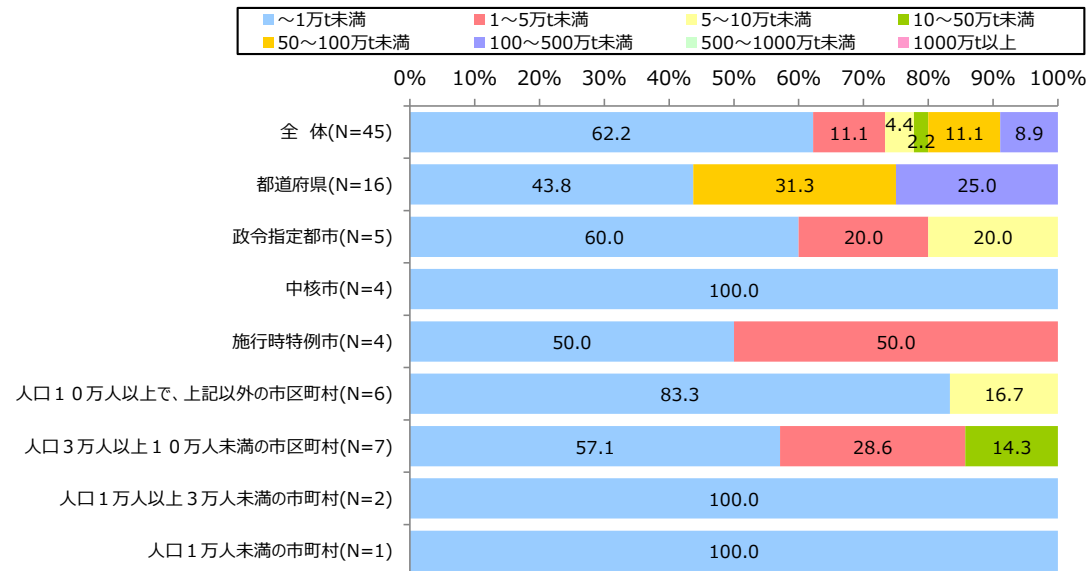
vi) 森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「～1万t未満」(62.2%)が最も多く、「1～5万t未満」(11.1%)、「50～100万t未満」(11.1%)と続く。

図表 278 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



図表 279 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）
【団体区分別】

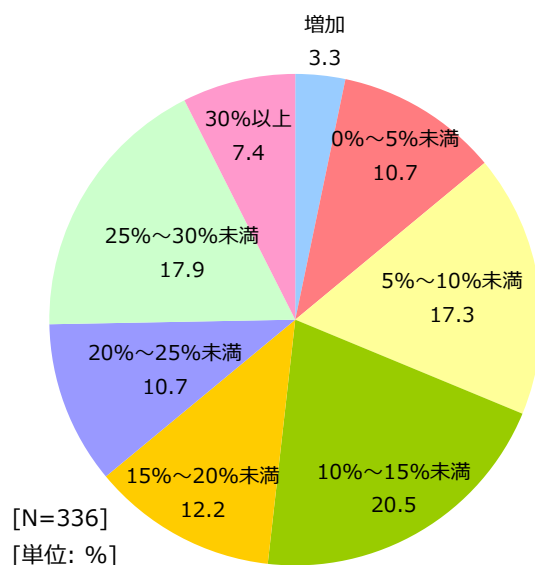


N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上	町 0 万 口 人 3 未 満 の 市 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の	
回答数	45 (100.0)	16 (100.0)	5 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	6 (100.0)	7 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	
～1万t未満	28 (62.2)	7 (43.8)	3 (60.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	5 (83.3)	4 (57.1)	2 (100.0)	1 (100.0)	
1～5万t未満	5 (11.1)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5～10万t未満	2 (4.4)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10～50万t未満	1 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	5 (11.1)	5 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	4 (8.9)	4 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

8) 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「10～15%未満」(20.5%)が最も多く、「25～30%未満」(17.9%)、「5～10%未満」(17.3%)と続く。

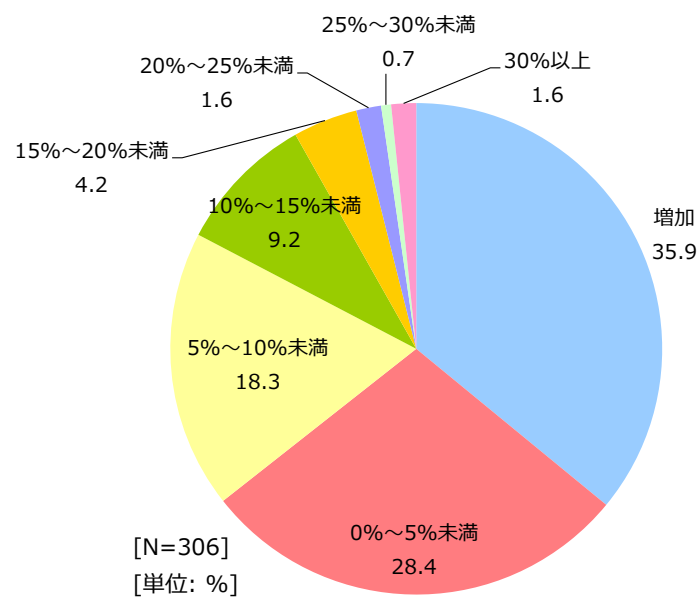
図表 280 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率



		回答数	%
	全 体	336	100.0
1	増加	11	3.3
2	0%～5%未満	36	10.7
3	5%～10%未満	58	17.3
4	10%～15%未満	69	20.5
5	15%～20%未満	41	12.2
6	20%～25%未満	36	10.7
7	25%～30%未満	60	17.9
8	30%以上	25	7.4

区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」（35.9%）が最も多く、「0～5%未満」（28.4%）、「5～10%未満」（18.3%）と続く。

図表 281 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



		回答数	%
	全 体	306	100.0
1	増加	110	35.9
2	0%～5%未満	87	28.4
3	5%～10%未満	56	18.3
4	10%～15%未満	28	9.2
5	15%～20%未満	13	4.2
6	20%～25%未満	5	1.6
7	25%～30%未満	2	0.7
8	30%以上	5	1.6

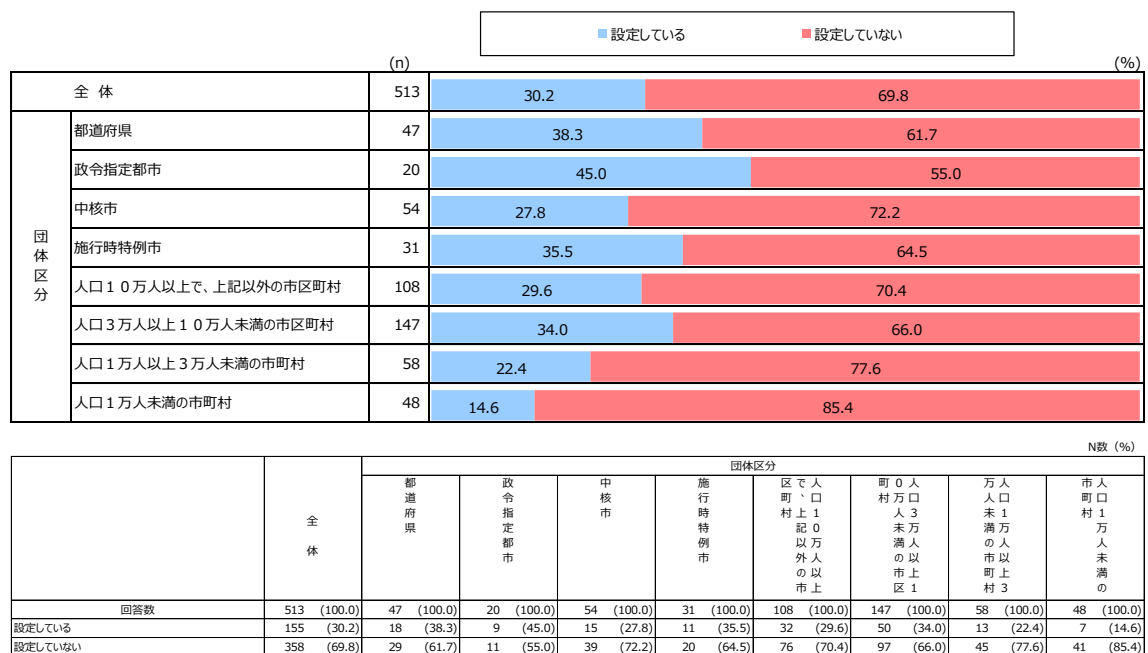
9) 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 30.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

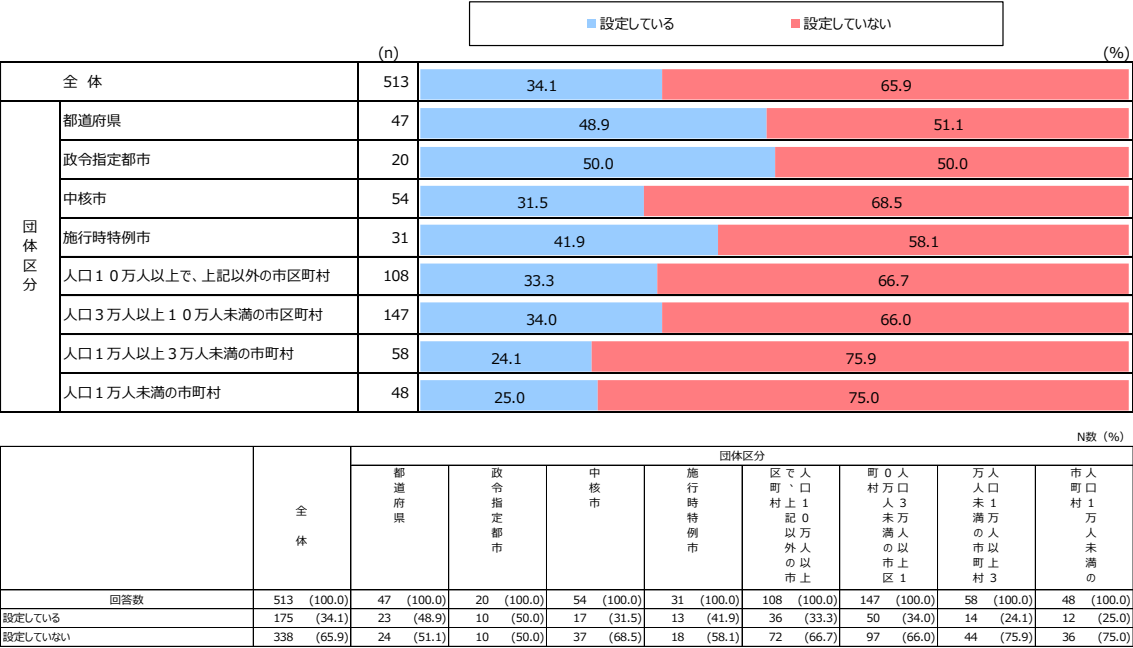
図表 282 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i)産業部門【団体区分別】



ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 34.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

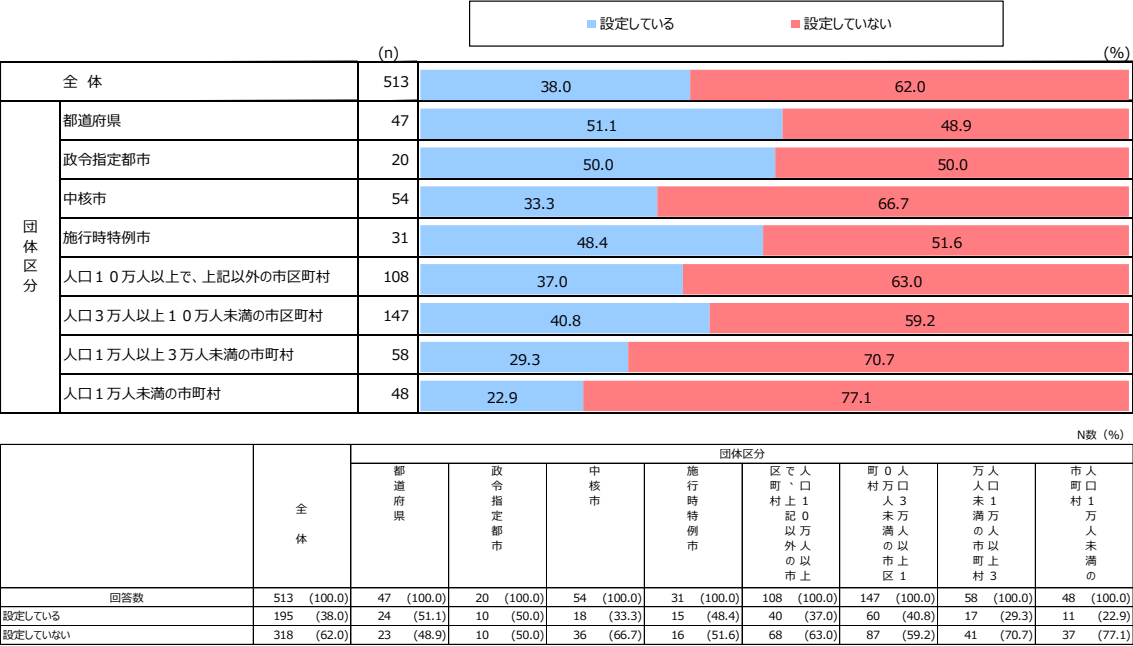
図表 283 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 業務その他部門【団体区分別】



iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 38.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

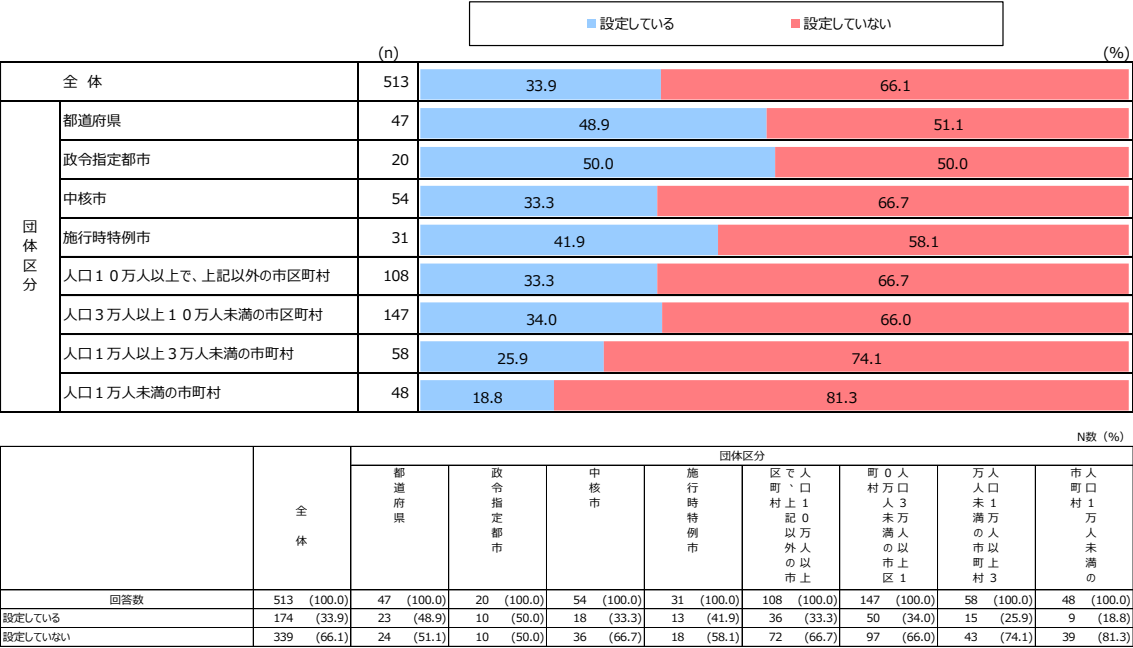
図表 284 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 家庭部門【団体区分別】



iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 33.9%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

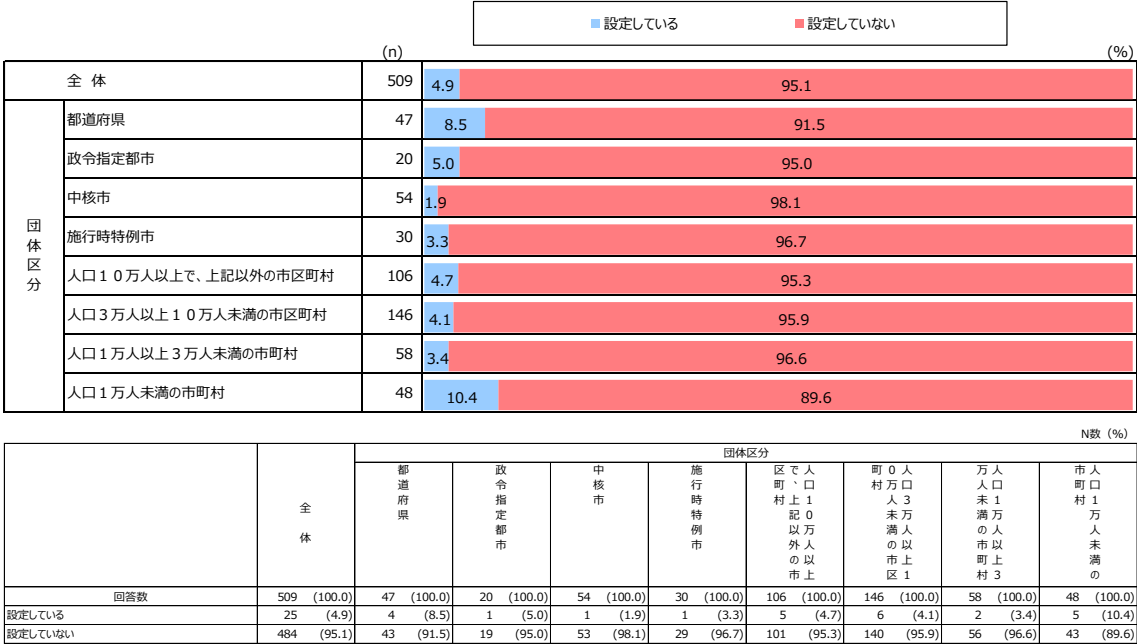
図表 285 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 運輸部門【団体区分別】



v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.9%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 286 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) エネルギー転換部門【団体区分別】

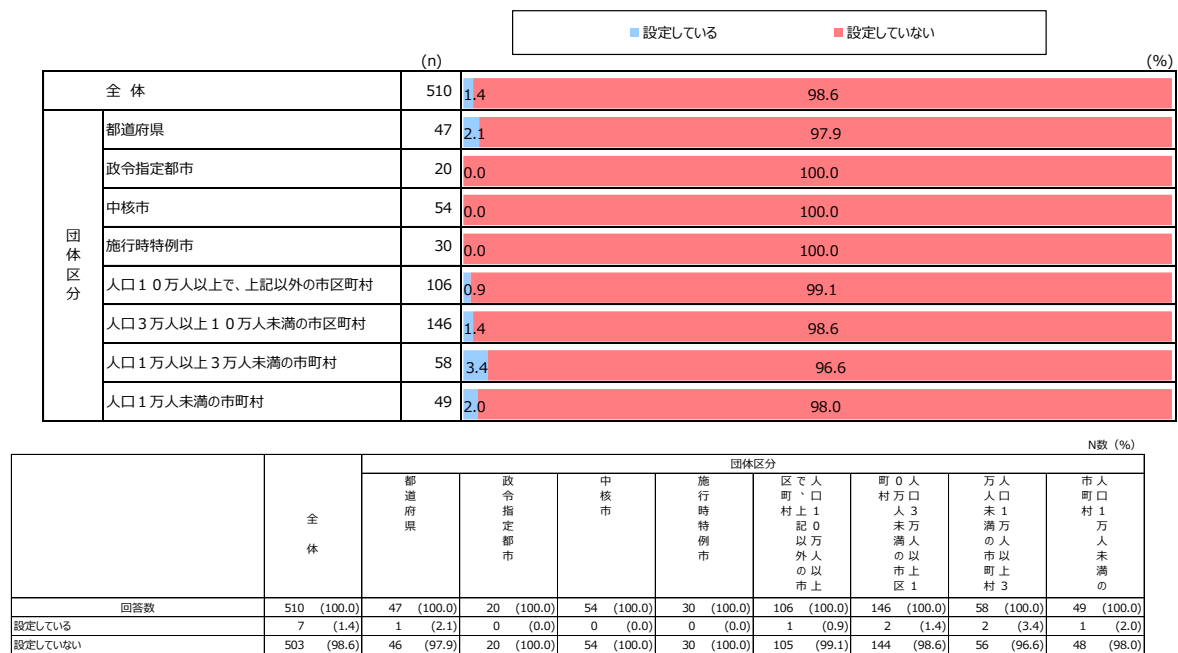


②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.4%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

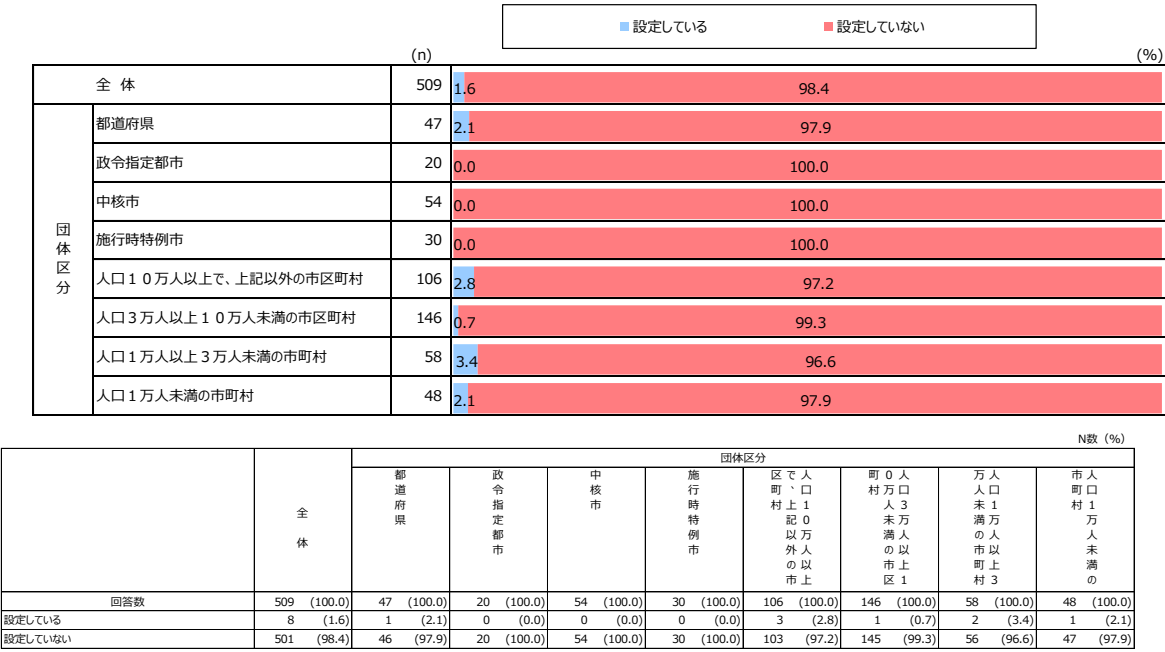
図表 287 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】



ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.6%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

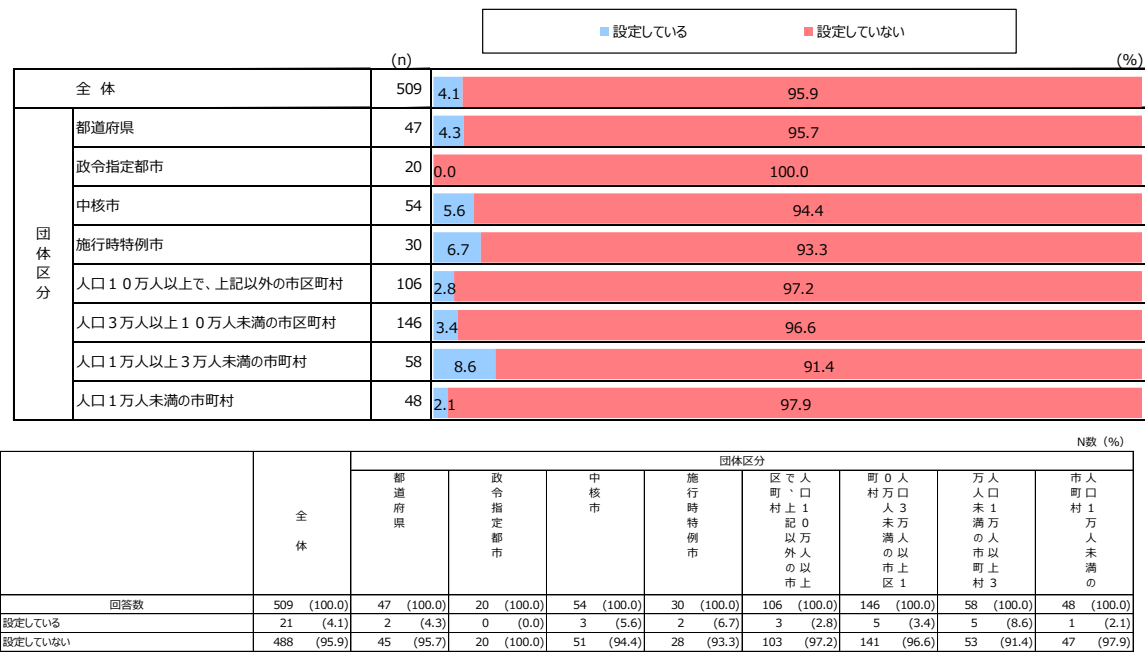
図表 288 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】



iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.1%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

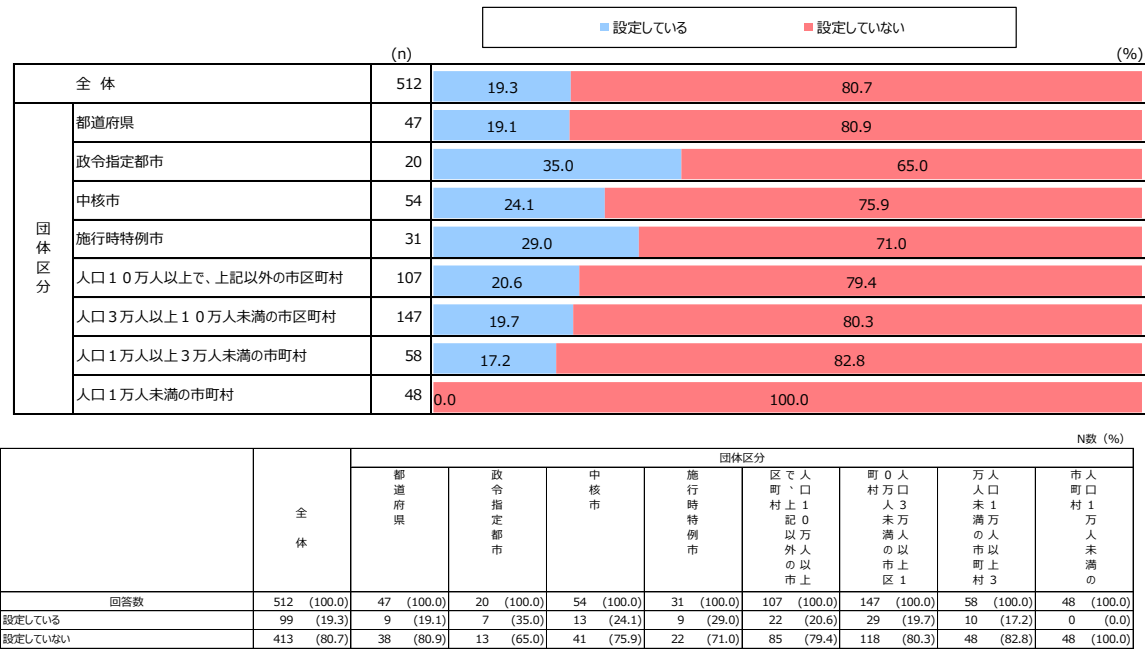
図表 289 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 農業分野【団体区分別】



iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 19.3%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

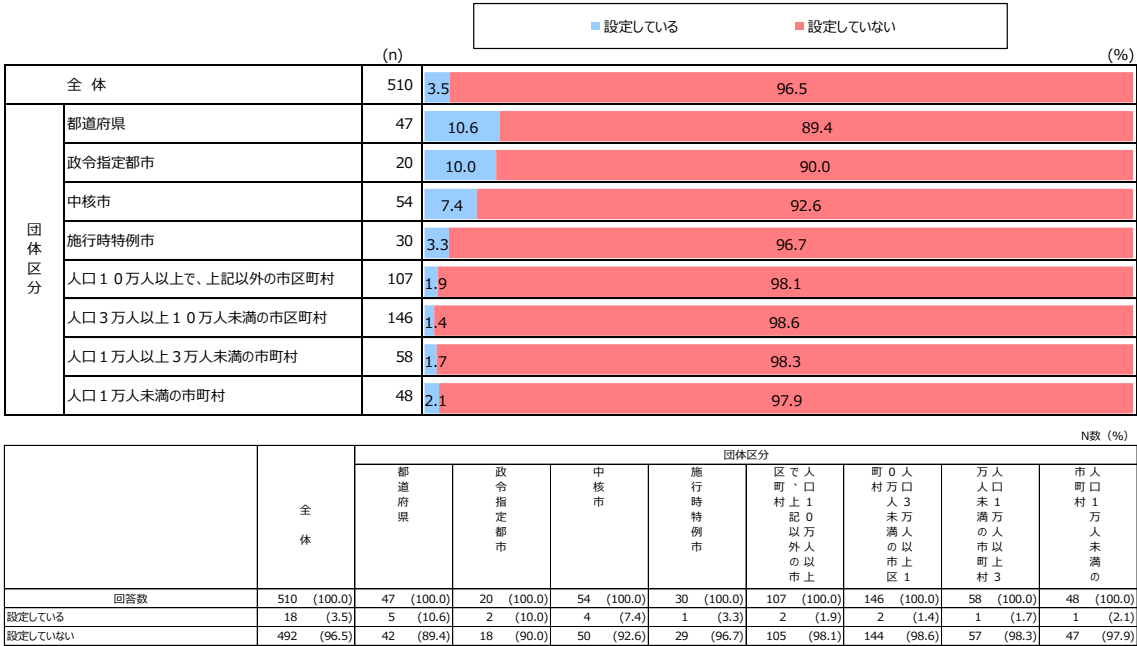
図表 290 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 廃棄物分野【団体区分別】



v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の3.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 291 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



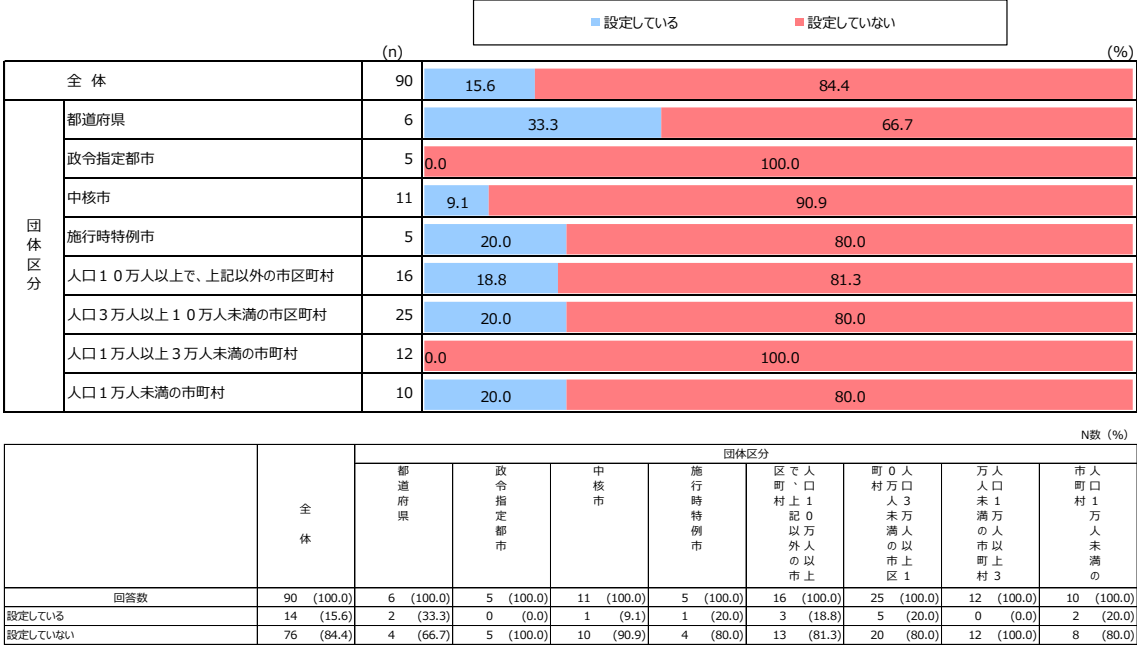
10) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 15.6%である。

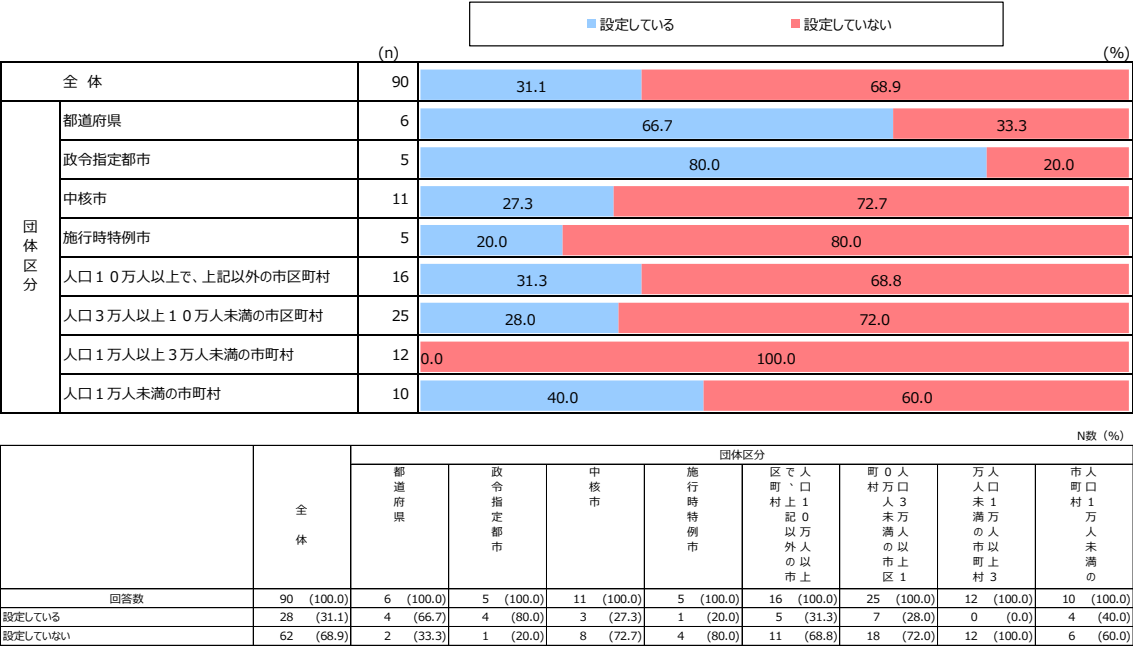
図表 292 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(1)産業部門【団体区分別】



ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 31.1%である。

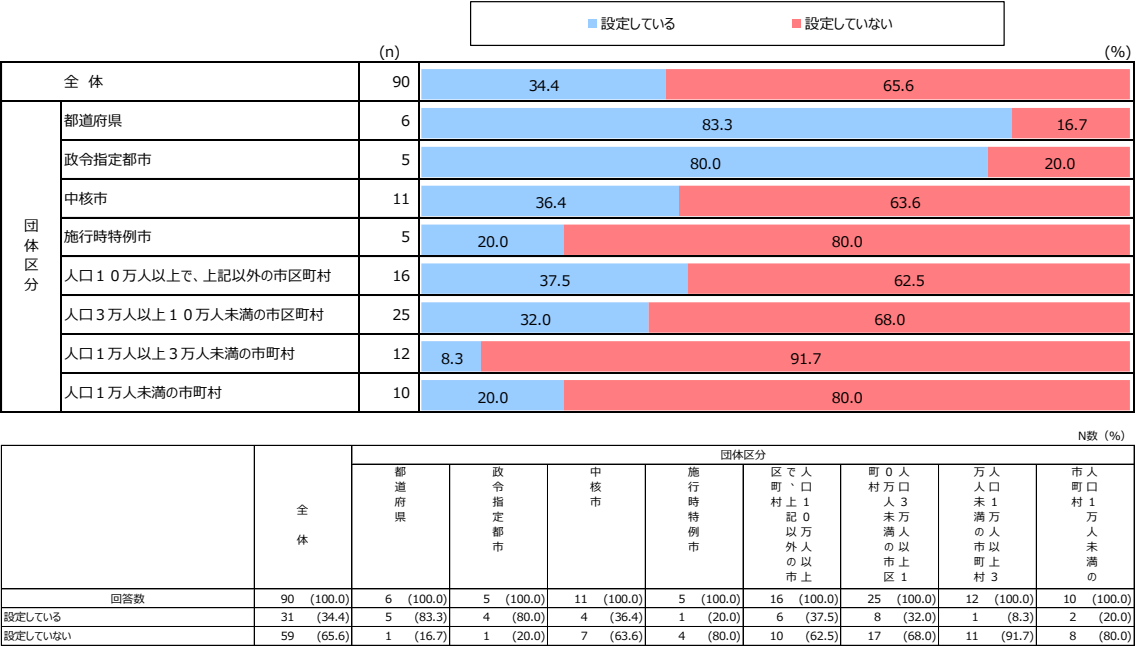
図表 293 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(2) 業務その他部門【団体区分別】



iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 34.4%である。

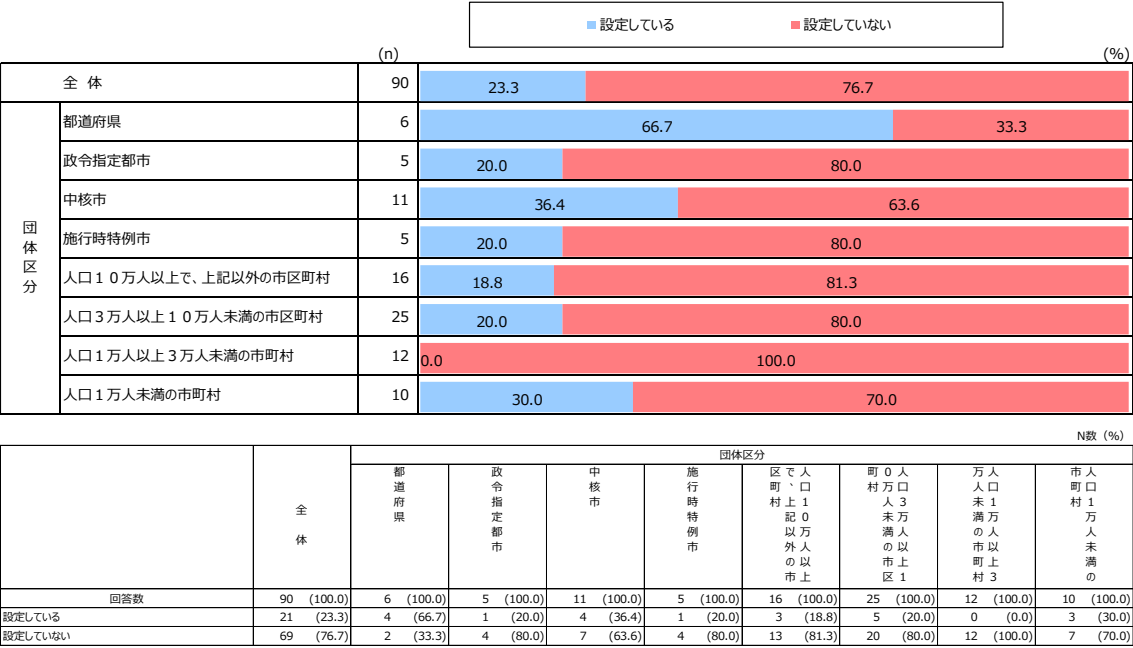
図表 294 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(3)家庭部門【団体区分別】



iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 23.3%である。

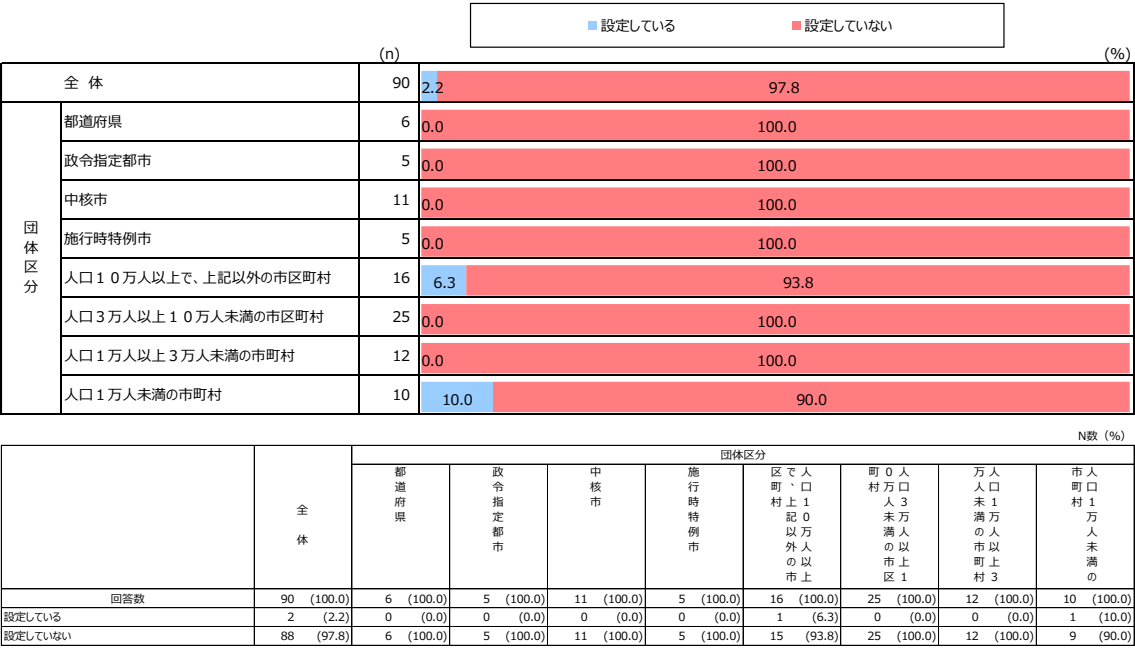
図表 295 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(4)運輸部門【団体区分別】



v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.2%である。

図表 296 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】

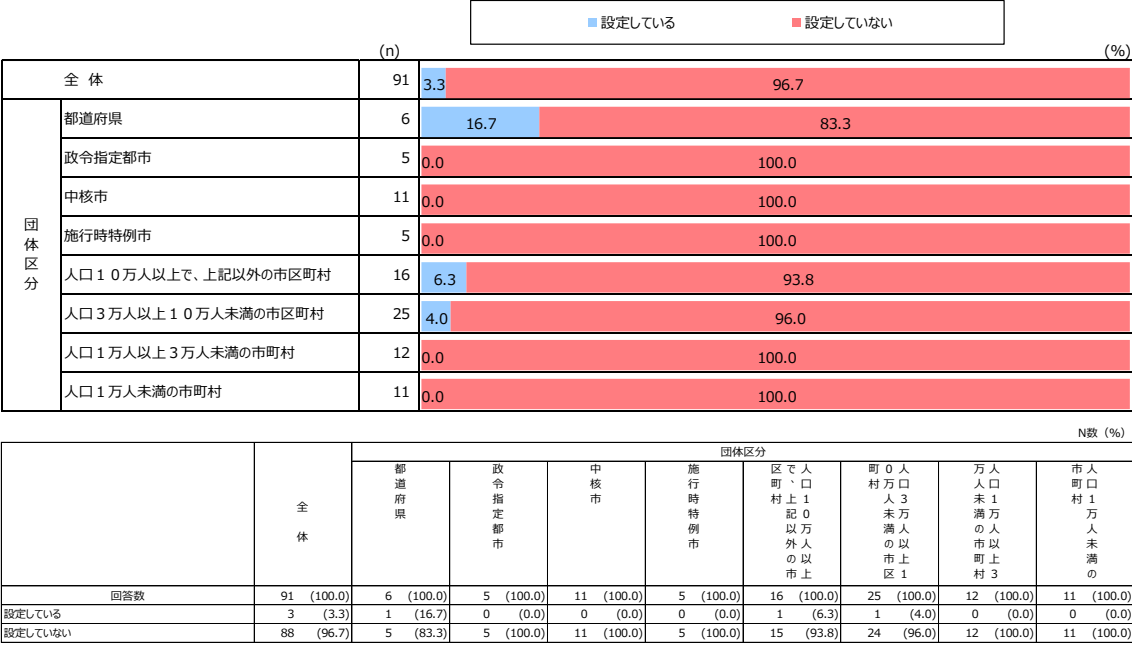


②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 3.3%である。

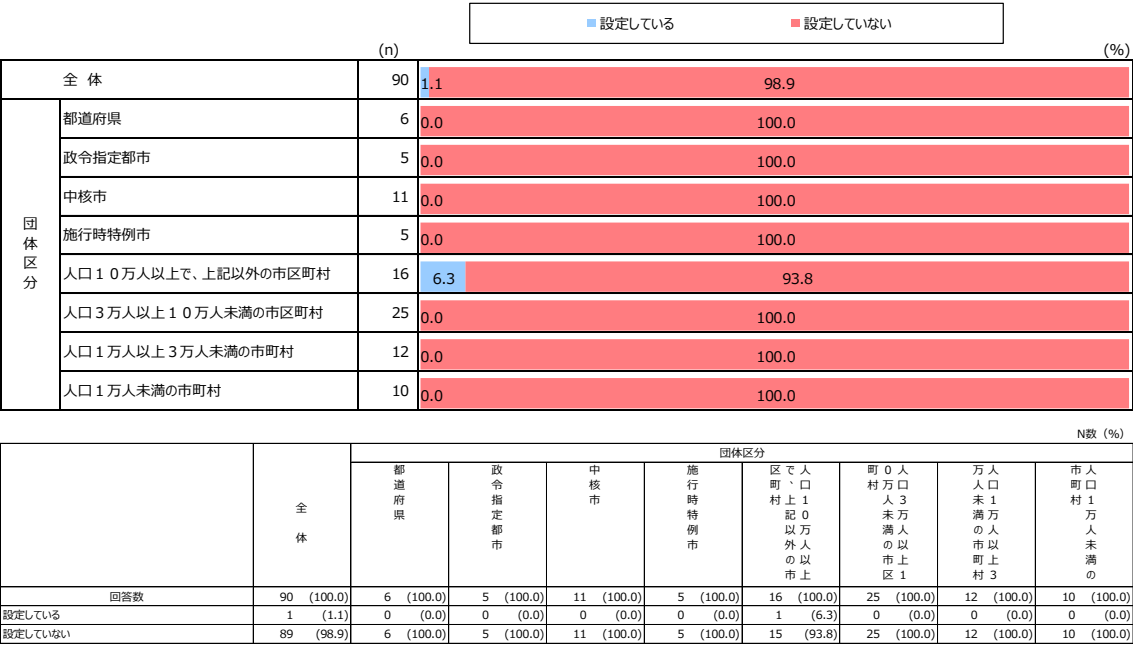
図表 297 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】



ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 1.1%である。

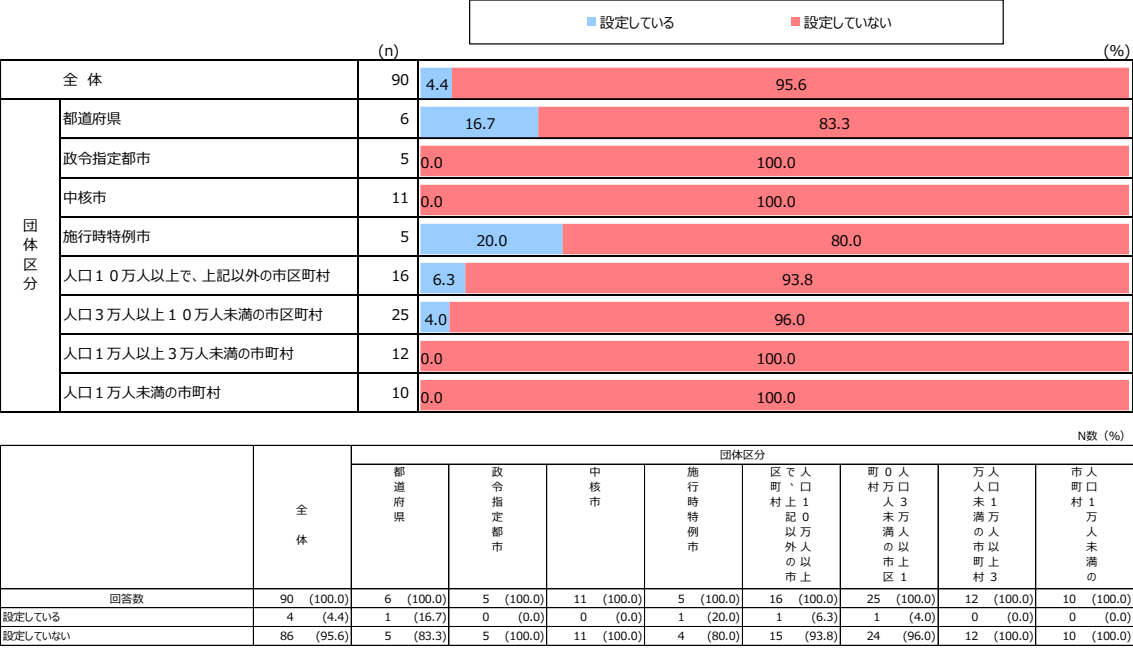
図表 298 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(7)工業プロセス分野【団体区分別】



iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 4.4%である。

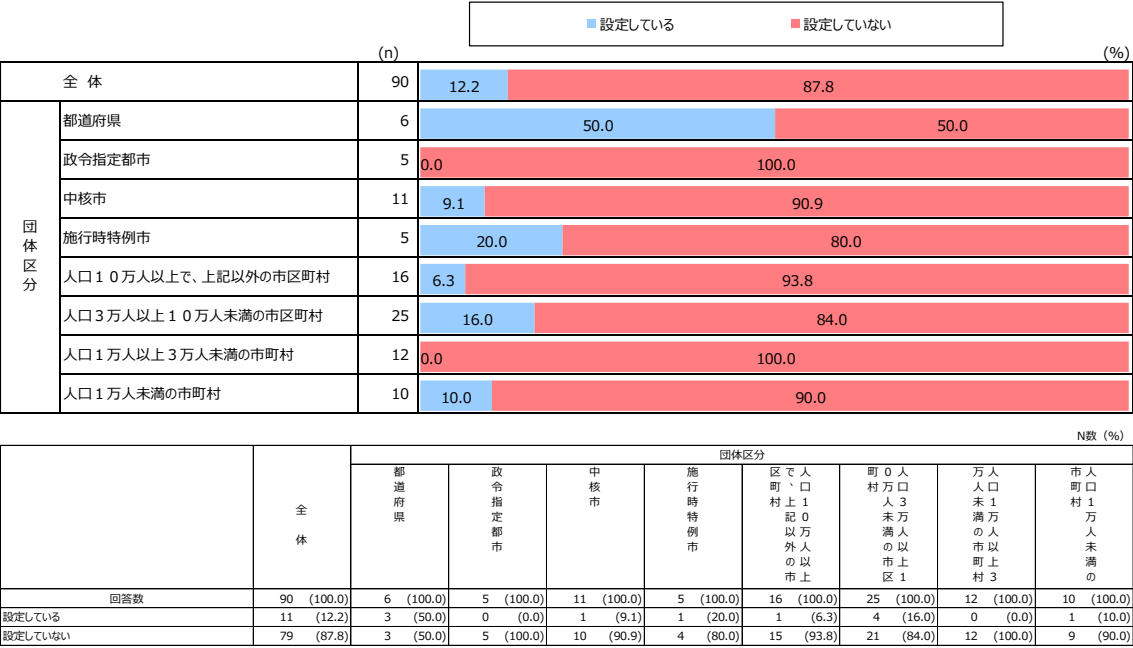
図表 299 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(8)農業分野【団体区分別】



iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 12.2%である。

図表 300 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(9)廃棄物分野【団体区分別】



v) 代替フロン等 4 ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等 4 ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.2%である。

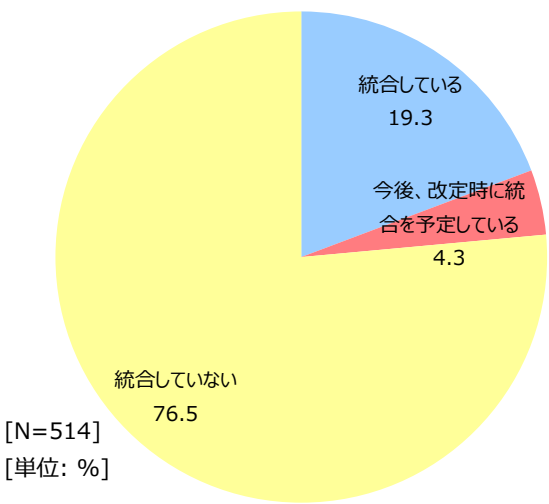
図表 301 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(10) 代替フロン等 4 ガス分野【団体区分別】



1 1) 区域施策編と事務事業編との統合の状況

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 19.3%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.3%存在する。

図表 302 区域施策編と事務事業編との統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 303 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

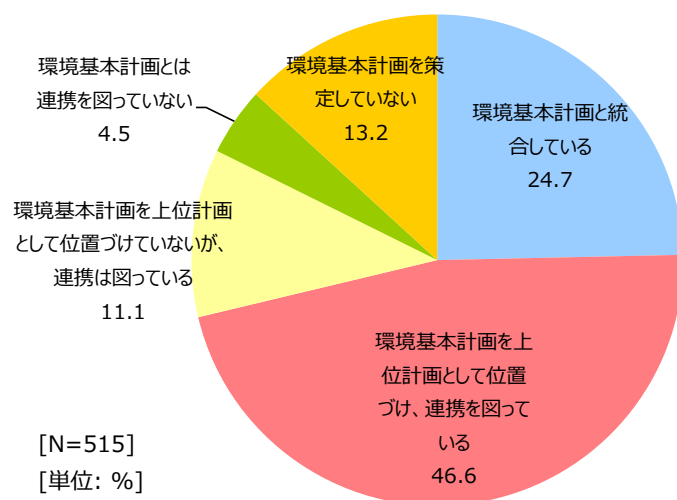
			■ 統合している ■ 今後、改定時に統合を予定している ■ 統合していない					
			(n)				(%)	
全 体			514	19.3 4.3 76.5				
団 体 区 分	都道府県	47	25.5 0.0 74.5					
	政令指定都市	20	40.0 0.0 60.0					
	中核市	54	18.5 5.6 75.9					
	施行時特例市	31	25.8 0.0 74.2					
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	108	14.8 3.7 81.5					
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	147	12.2 3.4 84.4					
	人口1万人以上3万人未満の市町村	59	20.3 10.2 69.5					
	人口1万人未満の市町村	48	31.3 8.3 60.4					

N数 (%)																
	全 体		団体区分													
			都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 口 村 上 1 記 0 以 万 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 万 口 万 人 3 満 の 人 以 上	万 人 口 未 満 の 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満 の						
回答数	514	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	108	(100.0)	147	(100.0)	59	(100.0)	48	(100.0)
統合している	99	(19.3)	12	(25.5)	8	(40.0)	10	(18.5)	8	(25.8)	16	(14.8)	18	(12.2)	12	(20.3)
今後、改定時に統合を予定している	22	(4.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(5.6)	0	(0.0)	4	(3.7)	5	(3.4)	4	(8.3)
統合していない	393	(76.5)	35	(74.5)	12	(60.0)	41	(75.9)	23	(74.2)	88	(81.5)	124	(84.4)	41	(69.5)

1 2) 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

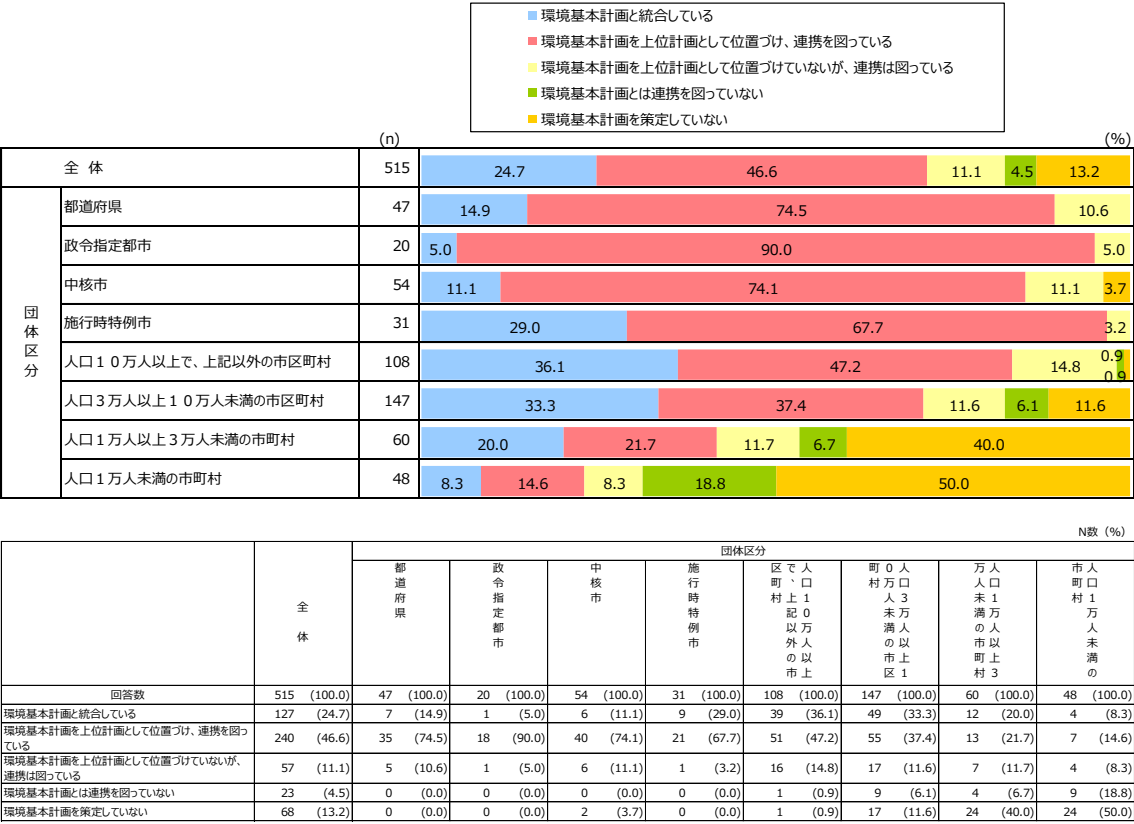
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」(46.6%) が最も多く、「環境基本計画と統合している。」(24.7%) が続く。

図表 304 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 305 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況
【団体区分別】



13) 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 80.6%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 306 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画【団体区分別】

■ 図られている

■ 図られていない

■ 当該計画を策定していない

■ 不明

		(n)					(%)
全 体		515	80.6				6.8 2.3 10.3
団 体 区 分	都道府県	47	93.6				2.1 2.1
	政令指定都市	20	95.0				5.0
	中核市	54	96.3				1.9 1.9
	施行時特例市	31	100.0				
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	108	89.8				5.6 4.6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	147	76.9				11.6 1.4 10.2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	60	63.3				8.3 1.7 26.7
	人口1万人未満の市町村	48	43.8 12.5 12.5				31.3

		N数 (%)									
		全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 未 満	町 0 人 村 1 万 人 未 満 の 以 上 区	万 人 村 1 万 人 未 満 の 以 上 町	市 人 口 1 万 人 未 満 の 以 上	
回答数		515 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	48 (100.0)	
図られている		415 (80.6)	44 (93.6)	19 (95.0)	52 (96.3)	31 (100.0)	97 (89.8)	113 (76.9)	38 (63.3)	21 (43.8)	
図られていない		35 (6.8)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (5.6)	17 (11.6)	5 (8.3)	6 (12.5)	
当該計画を策定していない		12 (2.3)	1 (2.1)	1 (5.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.4)	1 (1.7)	6 (12.5)	
不明		53 (10.3)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	5 (4.6)	15 (10.2)	16 (26.7)	15 (31.3)	

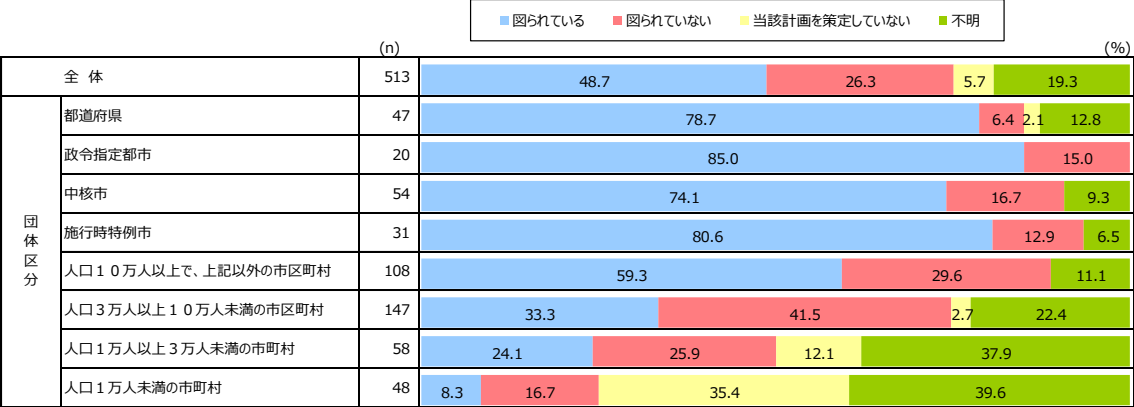
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の48.7%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 307 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

【団体区分別】

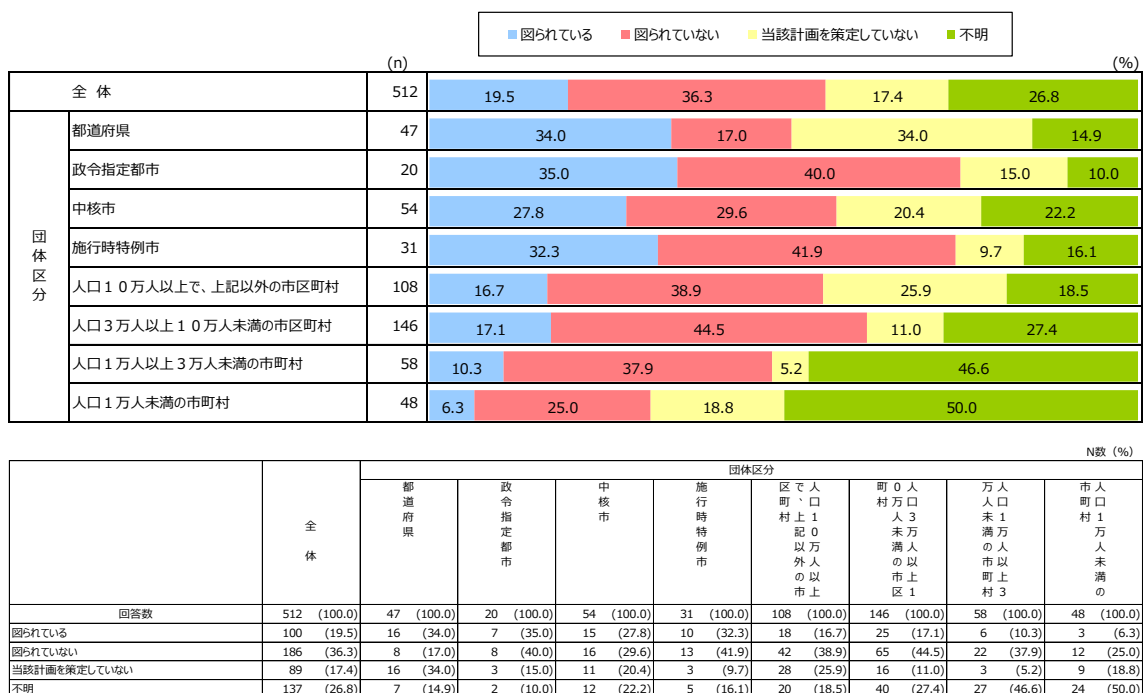


		N数 (%)									
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以上 100万人未満 の市	人口10万人 以上30万人 未満の市	人口30万人 以上50万人 未満の市	人口50万人 以上100万人 未満の市	人口100万人 以上の市	人口100万人 以上の市
回答数	513 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	58 (100.0)	48 (100.0)		
図られている	250 (48.7)	37 (78.7)	17 (85.0)	40 (74.1)	25 (80.6)	64 (59.3)	49 (33.3)	14 (24.1)	4 (8.3)		
図られていない	135 (26.3)	3 (6.4)	3 (15.0)	9 (16.7)	4 (12.9)	32 (29.6)	61 (41.5)	15 (25.9)	8 (16.7)		
当該計画を策定していない	29 (5.7)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.7)	7 (12.1)	17 (35.4)		
不明	99 (19.3)	6 (12.8)	0 (0.0)	5 (9.3)	2 (6.5)	12 (11.1)	33 (22.4)	22 (37.9)	19 (39.6)		

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 19.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

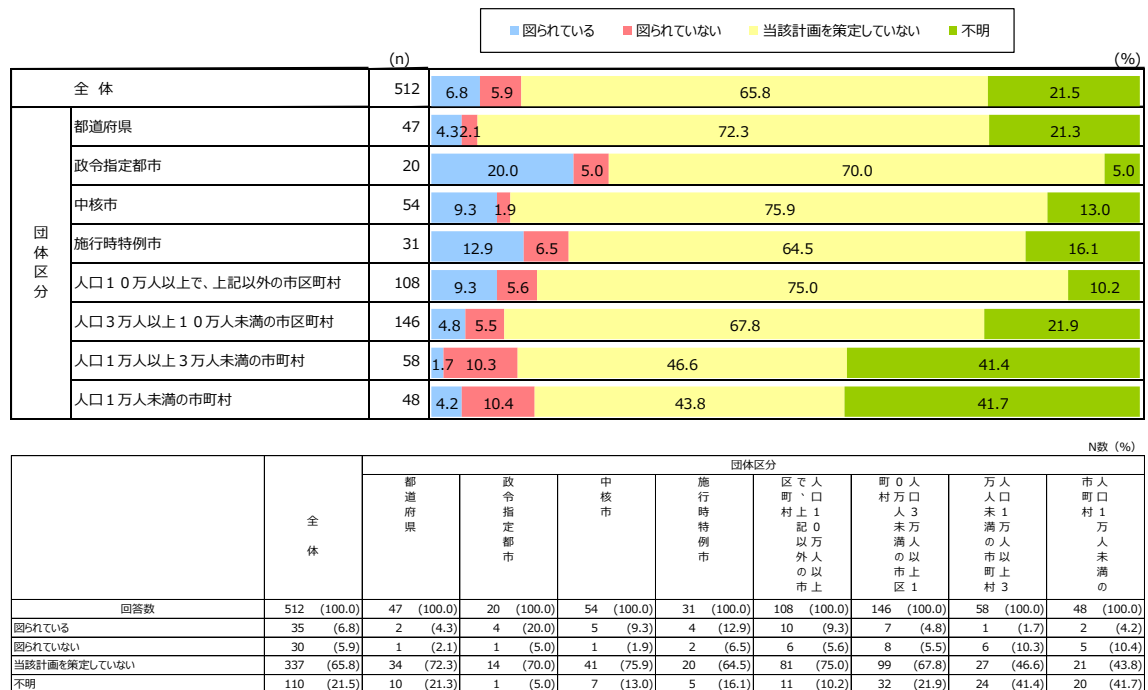
図表 308 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
 【団体区分別】



④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の 65.8%を占め
 ており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の
 6.8%にとどまる。

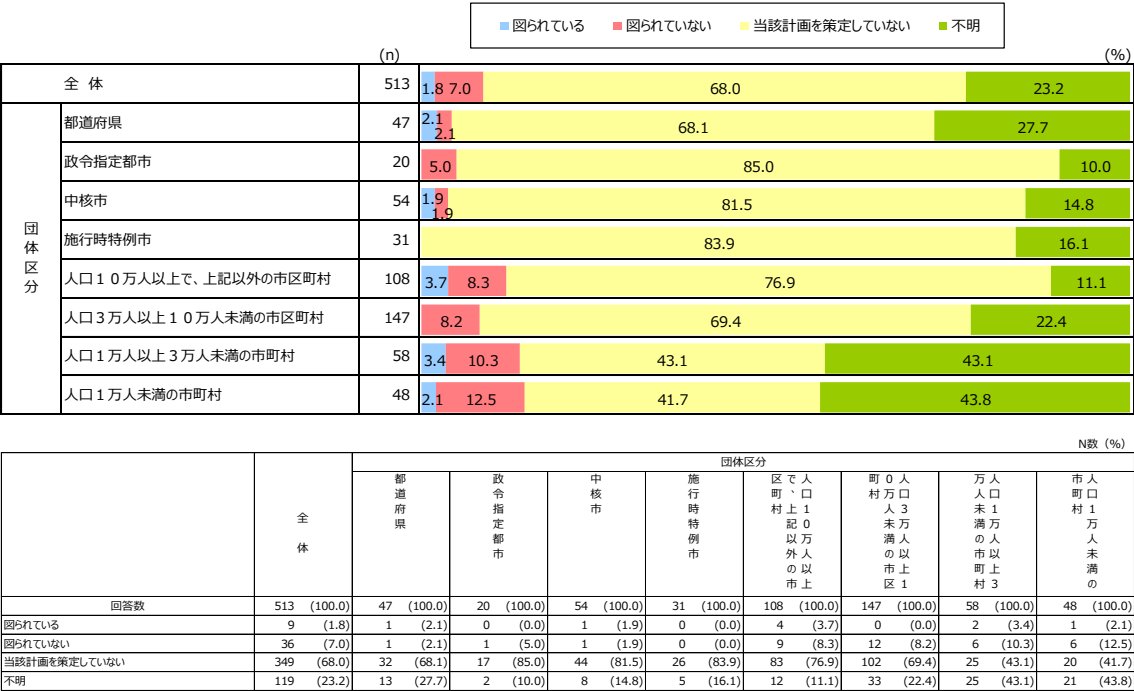
図表 309 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 【団体区分別】



⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 68.0%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.8%にとどまる。

図表 310 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】



⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の41.5%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の16.0%である。

図表 311 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

図られている

図られていない

当該計画を策定していない

不明

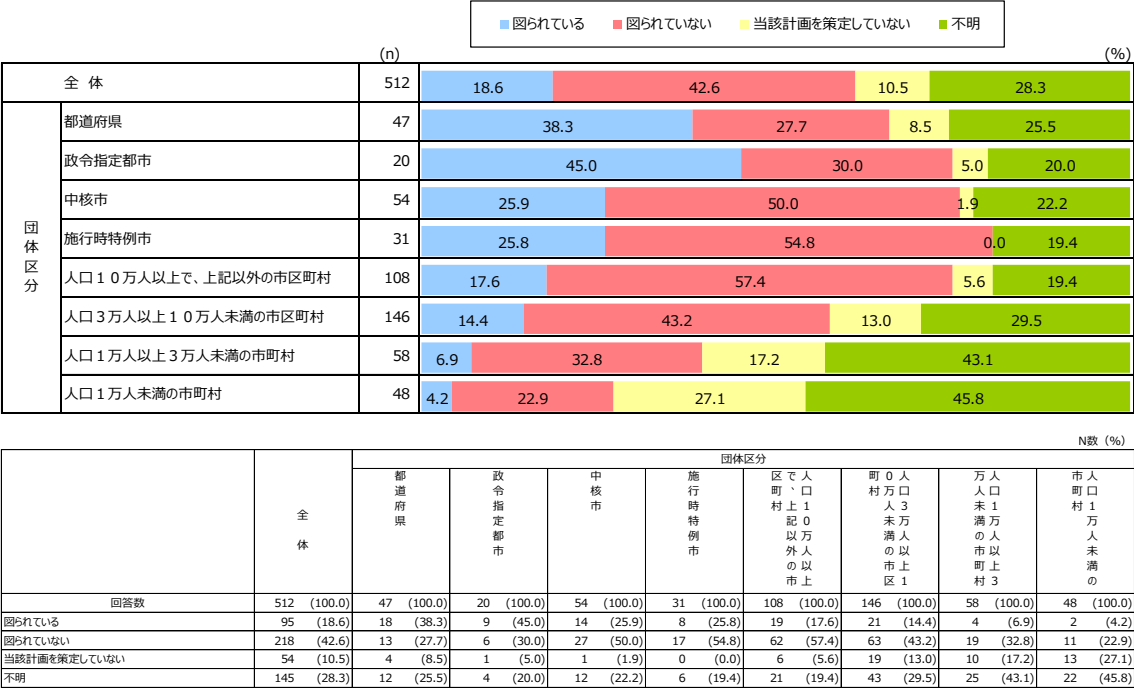
		(n)	(%)				
全 体		511	16.0	15.9	41.5	26.6	
団 体 区 分	都道府県	47	19.1	12.8	48.9	19.1	
	政令指定都市	20	45.0		10.0	30.0	15.0
	中核市	54	29.6		7.4	44.4	18.5
	施行時特例市	31	32.3		22.6	35.5	9.7
	人口1 0万人以上で、上記以外の市区町村	107	18.7	21.5	40.2	19.6	
	人口3万人以上1 0万人未満の市区町村	146	8.2	15.8	46.6	29.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	58	8.6	13.8	32.8	44.8	
	人口1万人未満の市町村	48	2.1	16.7	37.5	43.8	

		N数 (%)								
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口1 万人以上の 市上	人口3万人 未満の市上 区1	人口1万人 未満の市 町村3	人口1万人 未満の市 町村1	
回答数	511 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	107 (100.0)	146 (100.0)	58 (100.0)	48 (100.0)	
図られている	82 (16.0)	9 (19.1)	9 (45.0)	16 (29.6)	10 (32.3)	20 (18.7)	12 (8.2)	5 (8.6)	1 (2.1)	
図られていない	81 (15.9)	6 (12.8)	2 (10.0)	4 (7.4)	7 (22.6)	23 (21.5)	23 (15.8)	8 (13.8)	8 (16.7)	
当該計画を策定していない	212 (41.5)	23 (48.9)	6 (30.0)	24 (44.4)	11 (35.5)	43 (40.2)	68 (46.6)	19 (32.8)	18 (37.5)	
不明	136 (26.6)	9 (19.1)	3 (15.0)	10 (18.5)	3 (9.7)	21 (19.6)	43 (29.5)	26 (44.8)	21 (43.8)	

⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 18.6%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

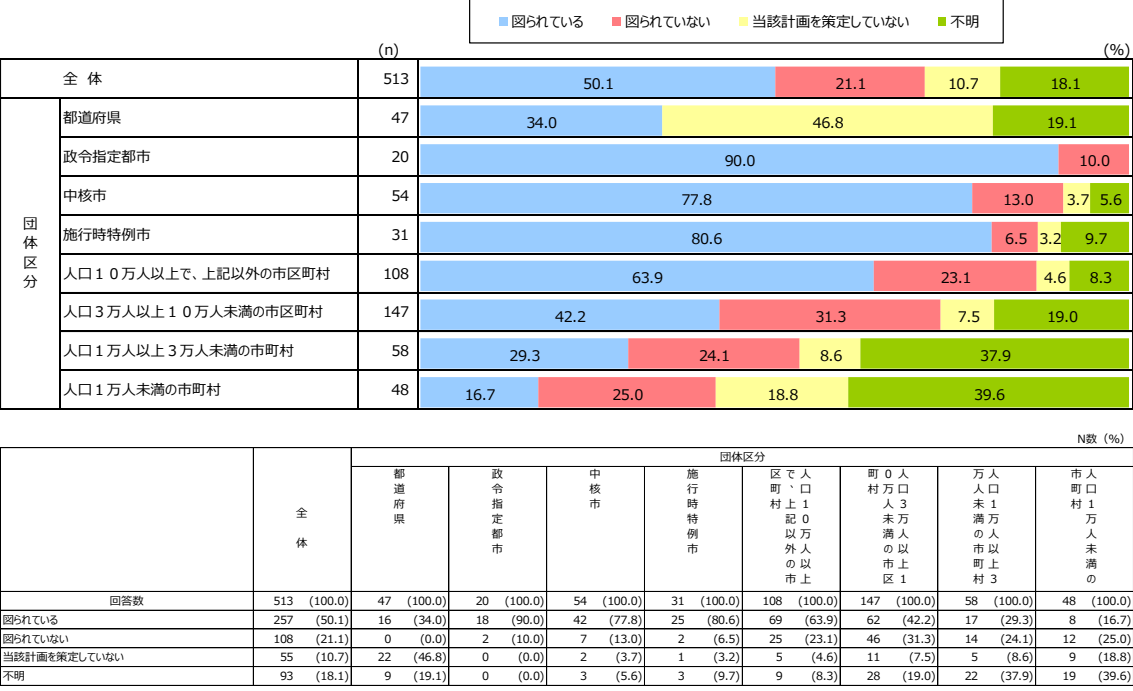
図表 312 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】



⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 50.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

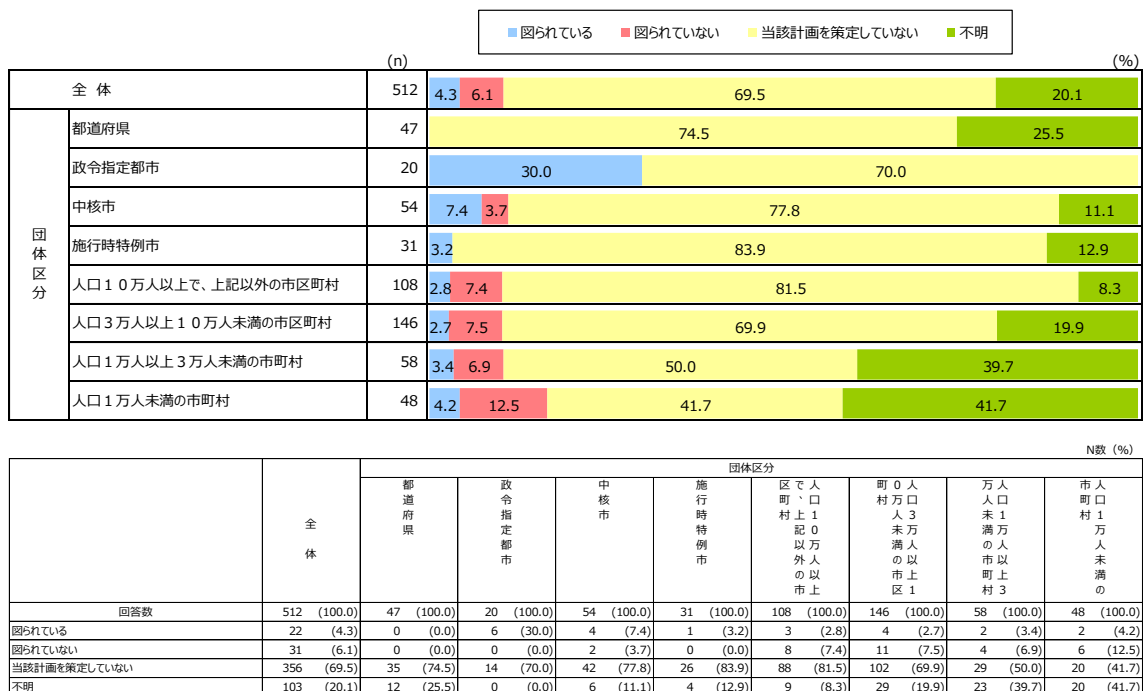
図表 313 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】



⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 69.5%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.3%である。

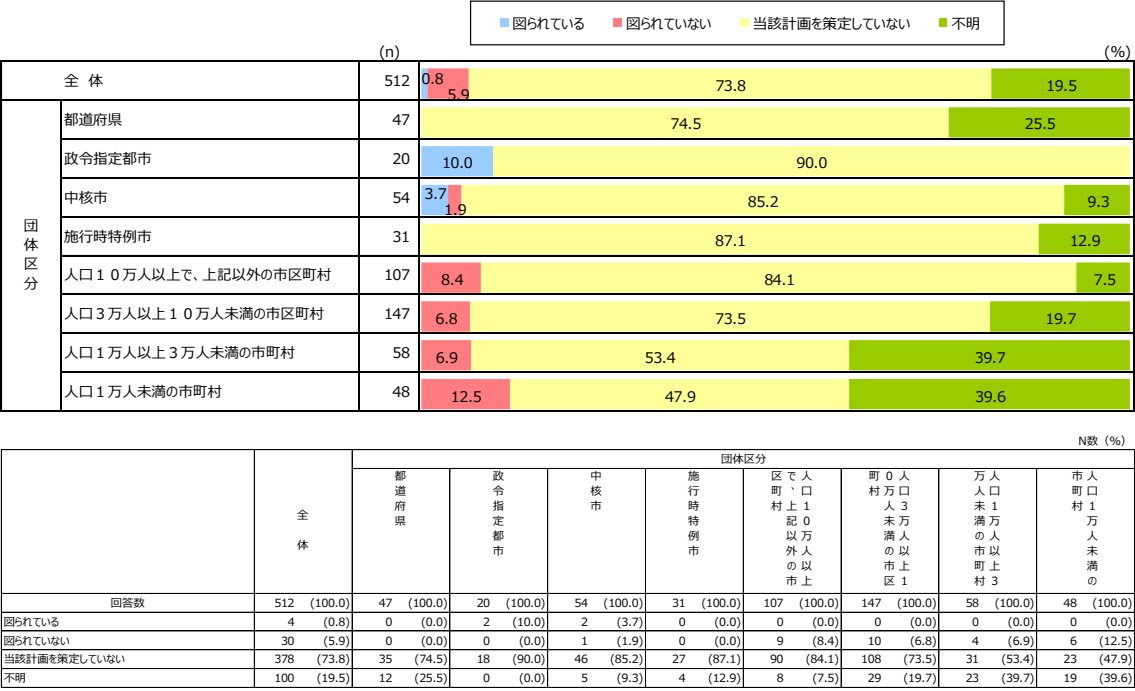
図表 314 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】



⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の 73.8%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 0.8%である。

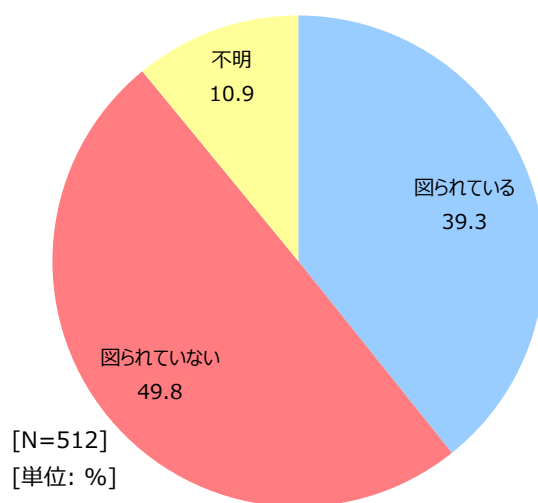
図表 315 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑩環境未来都市計画【団体区分別】



14) 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況

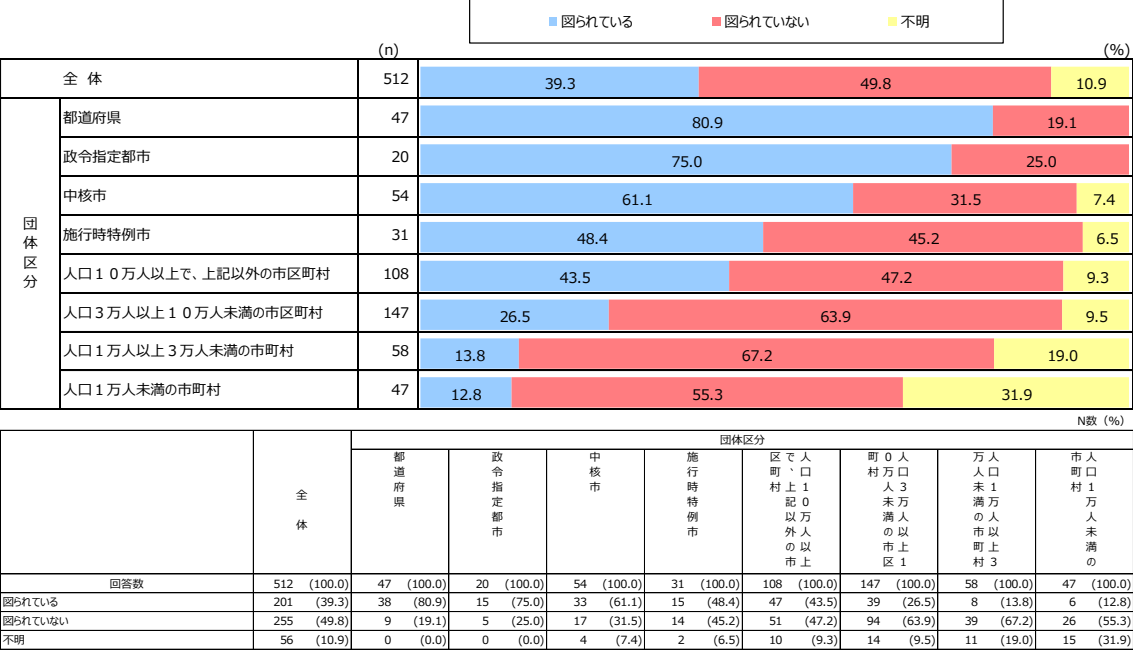
区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の 39.3%である。

図表 316 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況



地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 317 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との
調和・連携の状況【団体区分別】

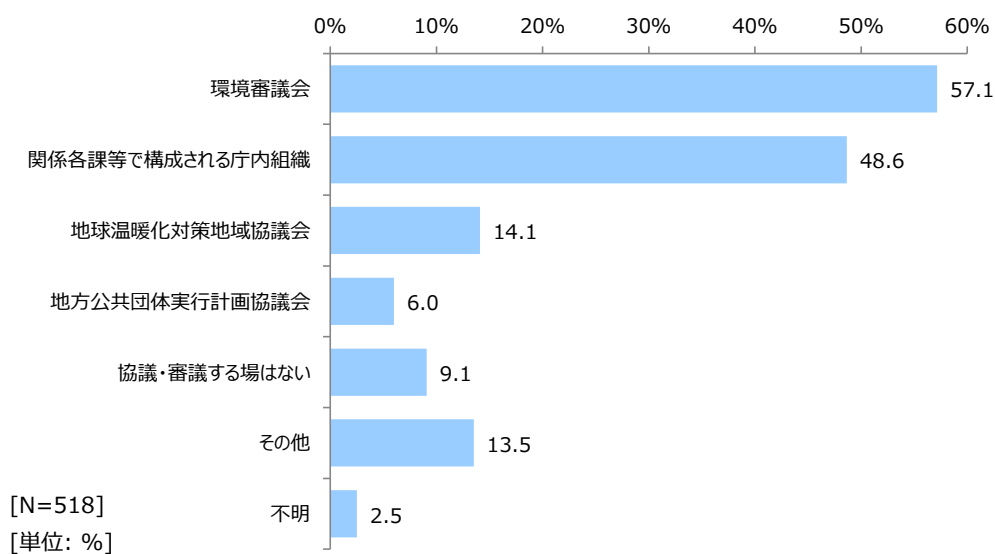


（３）実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み

１） 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

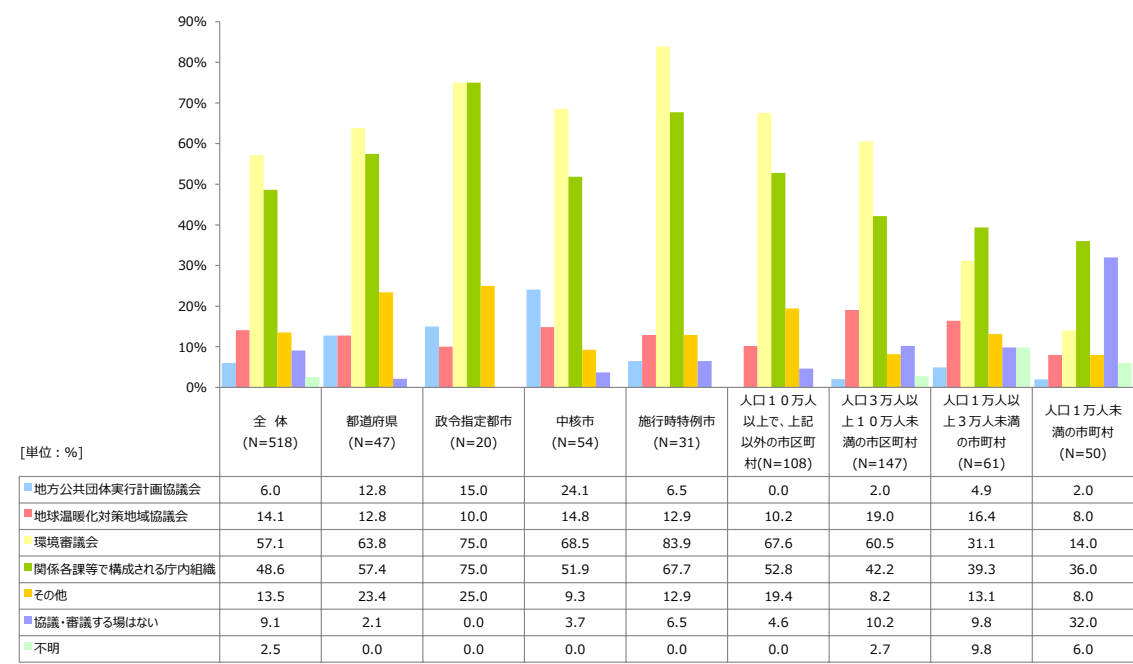
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（57.1%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（48.6%）、「地球温暖化対策地域協議会」（14.1%）と続く。

図表 318 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市町村（特別区含む。）では「環境審議会」を選択した団体が多い。一方、人口1万人未満の市町村では32.0%が「協議・審議する場はない。」を選択している。

図表 319 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場合
【団体区分別】

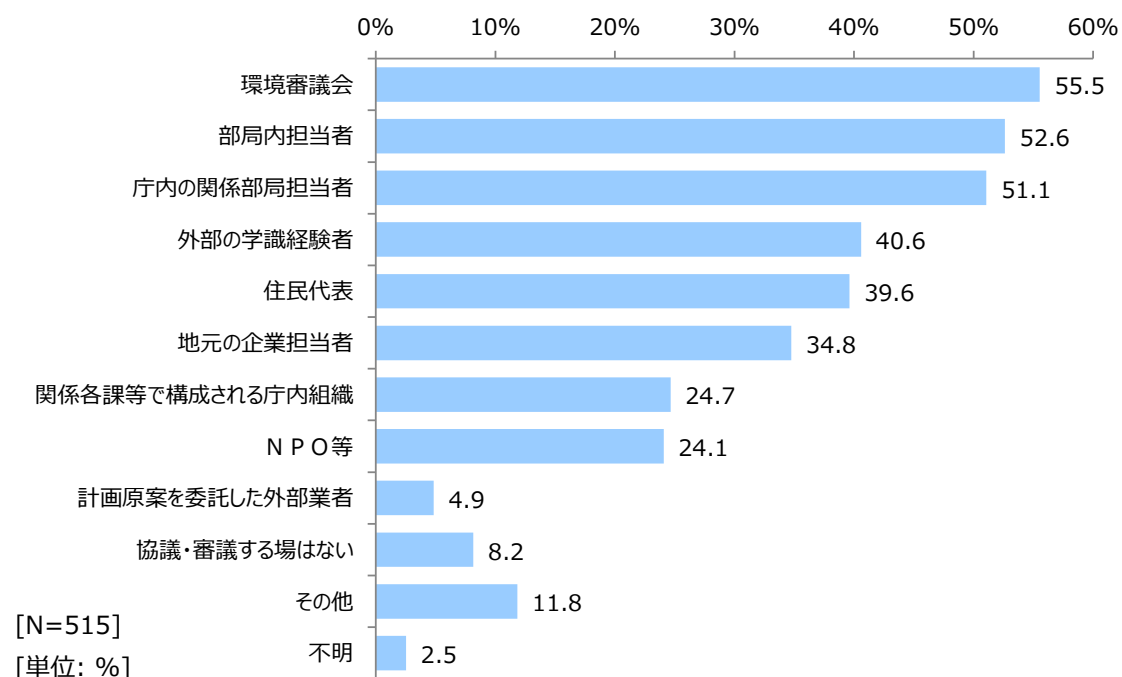


N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以上 100万人未満 の市町村	人口10万 人未満の市 町村	人口10万 人未満の市 町村	人口10万 人未満の市 町村	人口10万 人未満の市 町村
回答数	518 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	61 (100.0)	50 (100.0)	
地方公共団体実行計画協議会	31 (6.0)	6 (12.8)	3 (15.0)	13 (24.1)	2 (6.5)	0 (0.0)	3 (2.0)	3 (4.9)	1 (2.0)	
地球温暖化対策地域協議会	73 (14.1)	6 (12.8)	2 (10.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	11 (10.2)	28 (19.0)	10 (16.4)	4 (8.0)	
環境審議会	296 (57.1)	30 (63.8)	15 (75.0)	37 (68.5)	26 (83.9)	73 (67.6)	89 (60.5)	19 (31.1)	7 (14.0)	
関係各課等で構成される庁内組織	252 (48.6)	27 (57.4)	15 (75.0)	28 (51.9)	21 (67.7)	57 (52.8)	62 (42.2)	24 (39.3)	18 (36.0)	
その他	70 (13.5)	11 (23.4)	5 (25.0)	5 (9.3)	4 (12.9)	21 (19.4)	12 (8.2)	8 (13.1)	4 (8.0)	
協議・審議する場はない	47 (9.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	2 (3.7)	2 (6.5)	5 (4.6)	15 (10.2)	6 (9.8)	16 (32.0)	
不明	13 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.7)	6 (9.8)	3 (6.0)	

2) 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

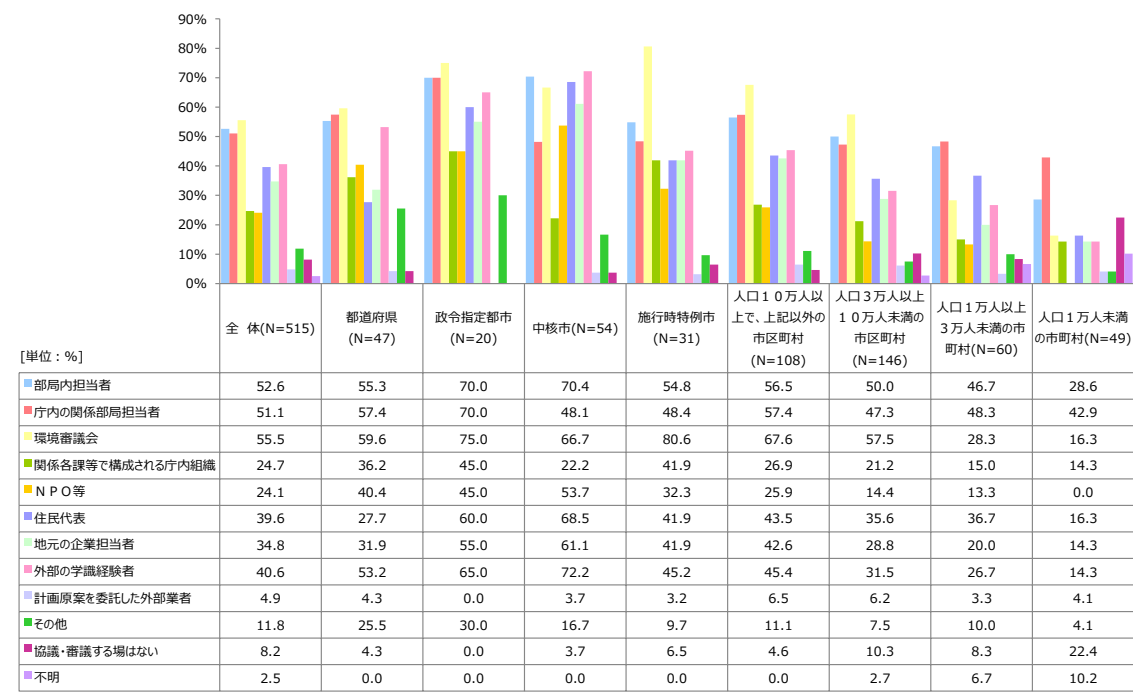
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」(55.5%)が最も多く、「部局内担当者」(52.6%)、「庁内の関係部局担当者」(51.1%)、「外部の学識経験者」(40.6%)、「住民代表」(39.6%)と続く。

図表 320 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 321 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー
【団体区分別】



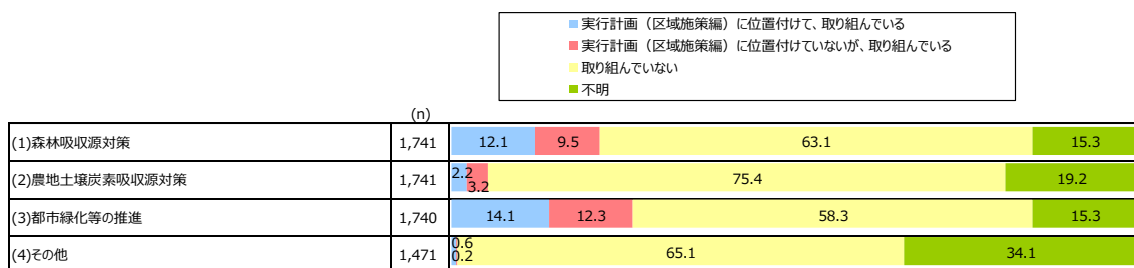
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 外 部 の 市 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上 区 1	万 人 人 口 未 満 の 市 以 上 区 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の
回答数	515 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	146 (100.0)	60 (100.0)	49 (100.0)
部局内担当者	271 (52.6)	26 (55.3)	14 (70.0)	38 (70.4)	17 (54.8)	61 (56.5)	73 (50.0)	28 (46.7)	14 (28.6)
庁内の関係部局担当者	263 (51.1)	27 (57.4)	14 (70.0)	26 (48.1)	15 (48.4)	62 (57.4)	69 (47.3)	29 (48.3)	21 (42.9)
環境審議会	286 (55.5)	28 (59.6)	15 (75.0)	36 (66.7)	25 (80.6)	73 (67.6)	84 (57.5)	17 (28.3)	8 (16.3)
関係各課等で構成される庁内組織	127 (24.7)	17 (36.2)	9 (45.0)	12 (22.2)	13 (41.9)	29 (26.9)	31 (21.2)	9 (15.0)	7 (14.3)
NPO等	124 (24.1)	19 (40.4)	9 (45.0)	29 (53.7)	10 (32.3)	28 (25.9)	21 (14.4)	8 (13.3)	0 (0.0)
住民代表	204 (39.6)	13 (27.7)	12 (60.0)	37 (68.5)	13 (41.9)	47 (43.5)	52 (35.6)	22 (36.7)	8 (16.3)
地元の企業担当者	179 (34.8)	15 (31.9)	11 (55.0)	33 (61.1)	13 (41.9)	46 (42.6)	42 (28.8)	12 (20.0)	7 (14.3)
外部の学識経験者	209 (40.6)	25 (53.2)	13 (65.0)	39 (72.2)	14 (45.2)	49 (45.4)	46 (31.5)	16 (26.7)	7 (14.3)
計画原案を委託した外部業者	25 (4.9)	2 (4.3)	0 (0.0)	2 (3.7)	1 (3.2)	7 (6.5)	9 (6.2)	2 (3.3)	2 (4.1)
その他	61 (11.8)	12 (25.5)	6 (30.0)	9 (16.7)	3 (9.7)	12 (11.1)	11 (7.5)	6 (10.0)	2 (4.1)
協議・審議する場はない	42 (8.2)	2 (4.3)	0 (0.0)	2 (3.7)	2 (6.5)	5 (4.6)	15 (10.3)	5 (8.3)	11 (22.4)
不明	13 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.7)	4 (6.7)	5 (10.2)

（４）区域施策に関する吸収源対策の取組状況

１） 吸収源対策の取組状況

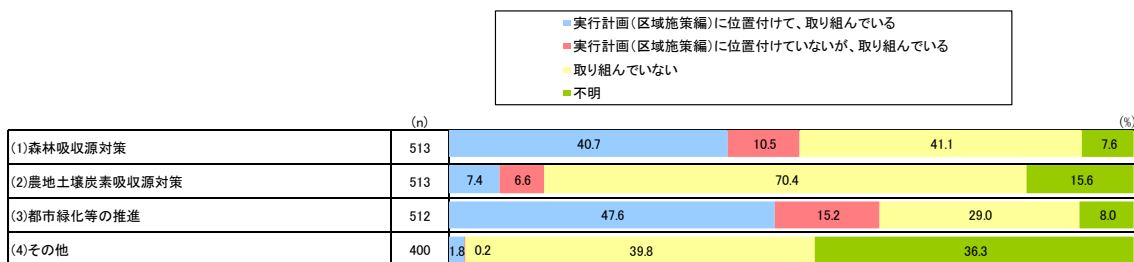
都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 26.4%（昨年度の 24.8%から 1.6%増加）、「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 21.6%（昨年度の 19.9%から 1.7%増加）、「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 5.4%（昨年度の 5.3%から 0.1%増加）である。

図表 322 吸収源対策の取組状況（全団体）



回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体においては、「都市緑化等の推進」については全体の 47.6%が、「森林吸収源対策」については全体の 40.7%が、区域施策編に位置づけて取り組んでいる。

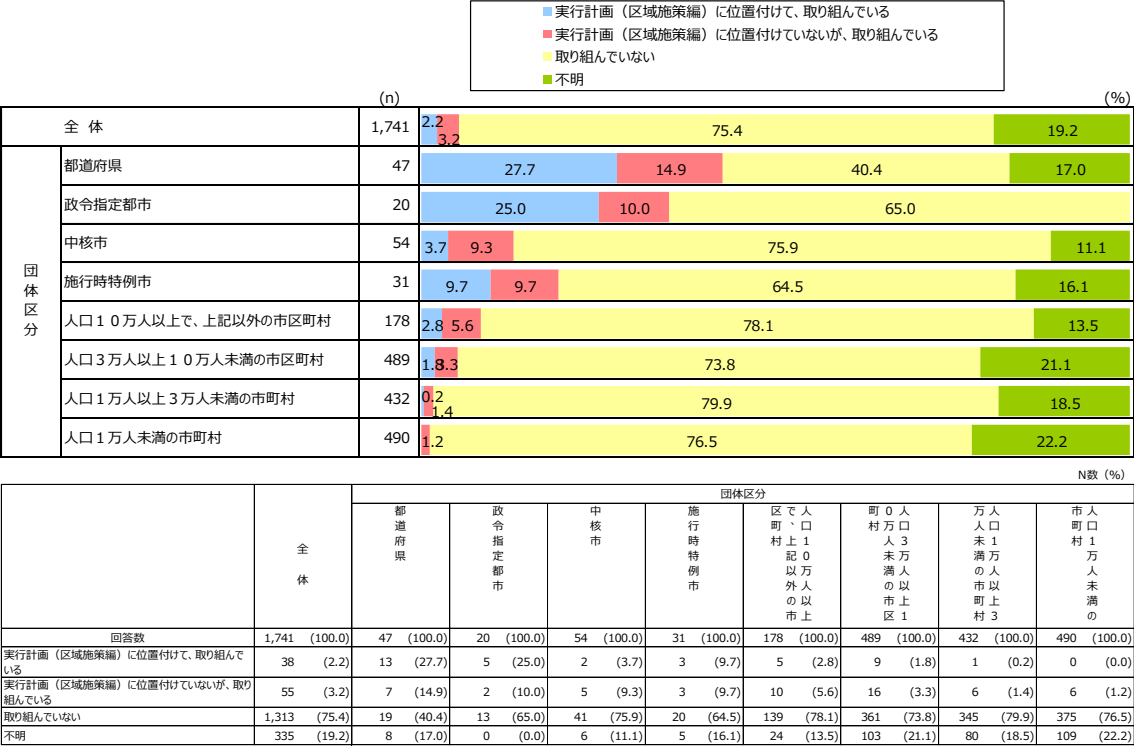
図表 323 吸収源対策の取組状況（区域施策編策定済団体のみ）



②農地土壌炭素吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「農地土壌炭素吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 2.2%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

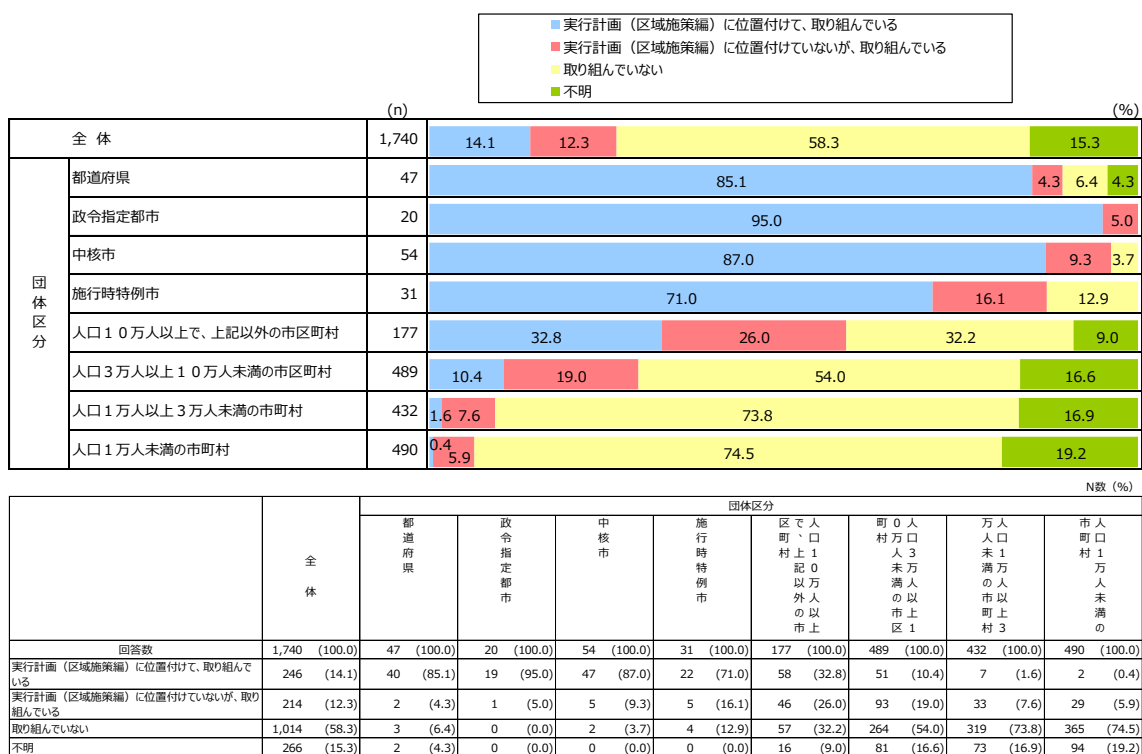
図表 325 吸収源対策の取組状況 ②農地土壌炭素吸収源対策
【団体区分別】



③都市緑化等の推進

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 14.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 326 吸収源対策の取組状況 ③都市緑化等の推進
【団体区分別】

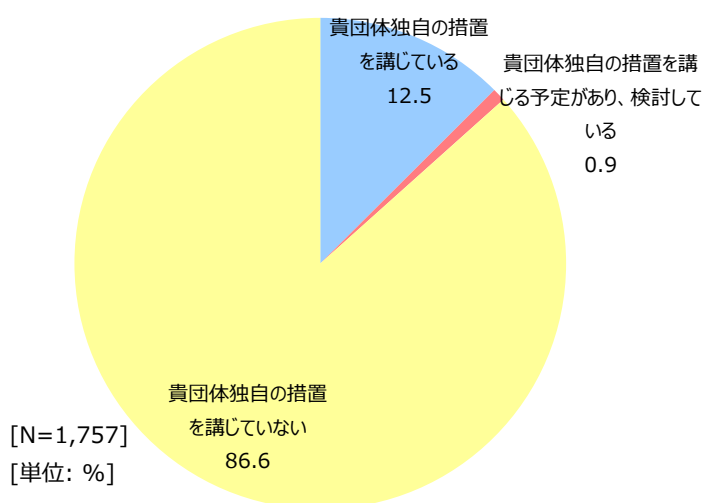


（５）国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況

１）再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は12.5%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は0.9%である。

図表 327 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置（全団体）

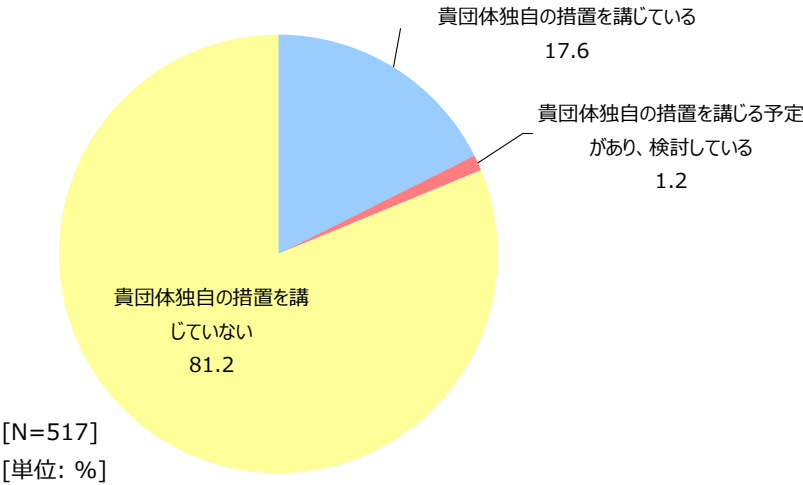


		回答数	%
	全 体	1,757	100.0
1	貴団体独自の措置を講じている	220	12.5
2	貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	15	0.9
3	貴団体独自の措置を講じていない	1,522	86.6

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 17.6%（昨年度の 22.1%から 4.5%減少）、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 1.2%（昨年度の 1.0%から 0.2%増加）である。

なお、昨年度より減少幅が大きいのは、今年度の設問では「団体独自の措置」に限定しているためと考えられる。

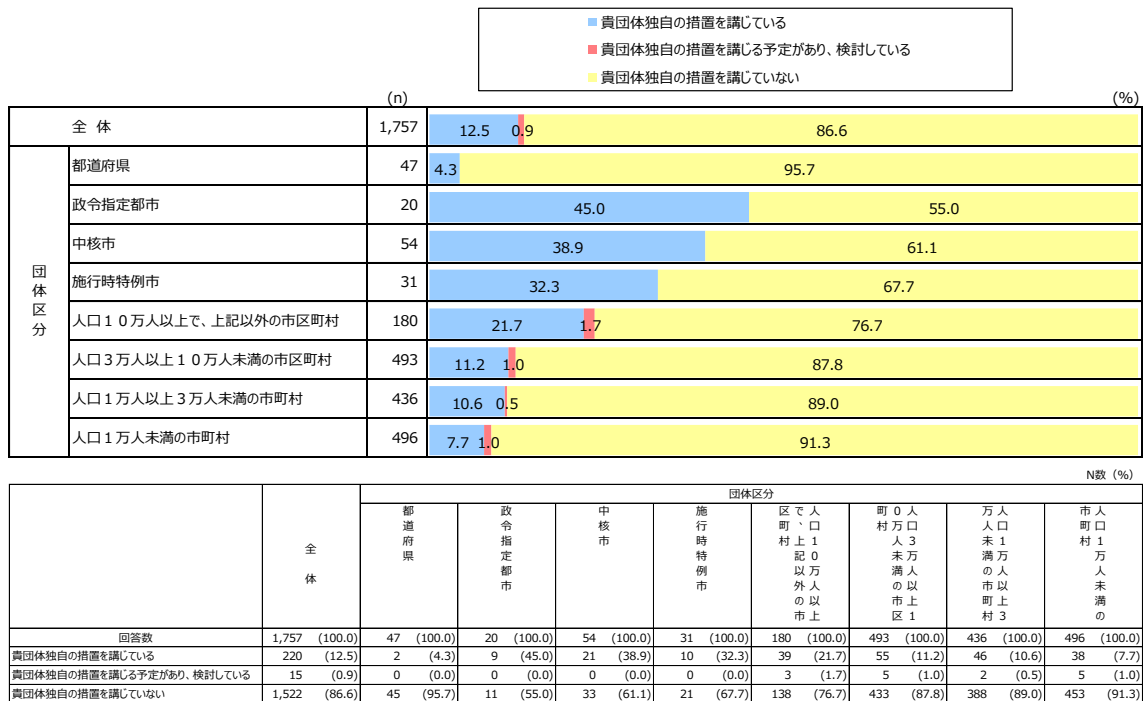
図表 328 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
(区域施策編策定済団体のみ)



		回答数	%
	全 体	517	100.0
1	貴団体独自の措置を講じている	91	17.6
2	貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	6	1.2
3	貴団体独自の措置を講じていない	420	81.2

「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

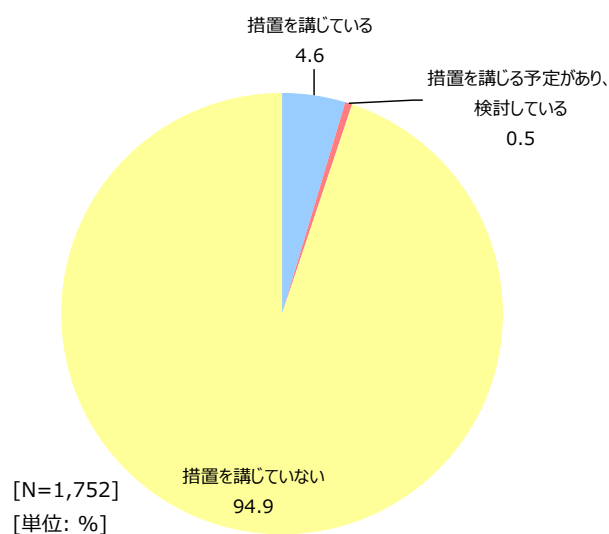
図表 329 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
【団体区分別】



2) 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 4.6%、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.5%である。

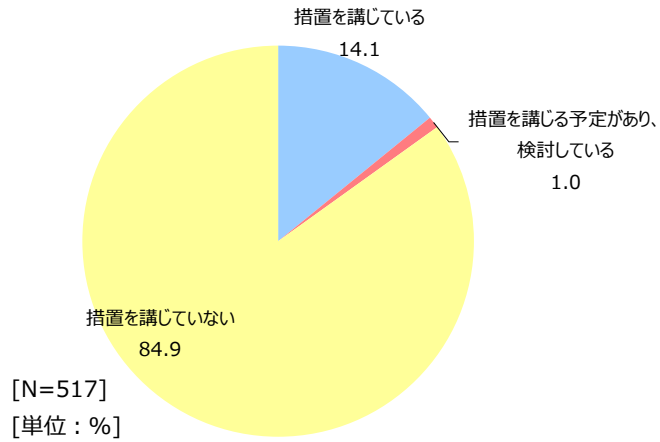
図表 330 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
(全団体)



		回答数	%
	全 体	1,752	100.0
1	措置を講じている	81	4.6
2	措置を講じる予定があり、検討している	9	0.5
3	措置を講じていない	1,662	94.9

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 14.1%（昨年度の 15.2%から 0.9%減少）、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 1.0%（昨年度の 1.8%から 0.8%減少）である。

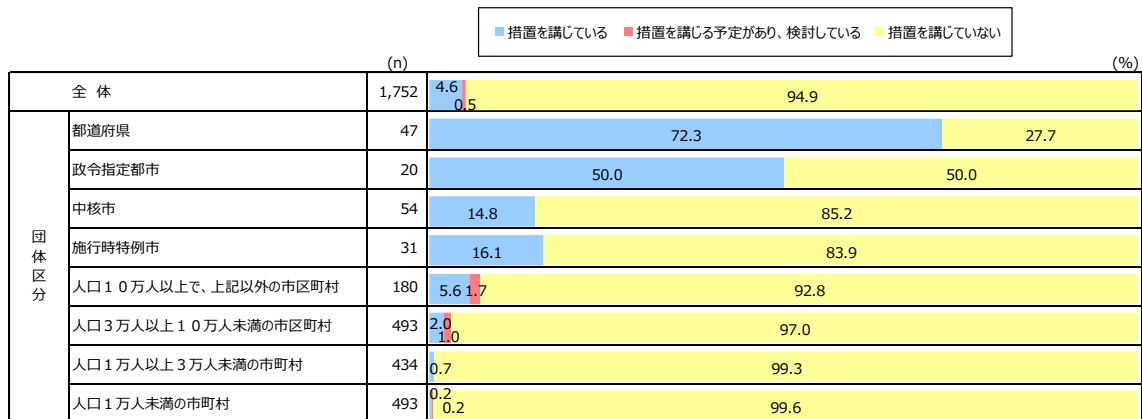
図表 331 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
(区域施策編策定済団体のみ)



		回答数	%
	全 体	517	100.0
1	貴団体独自の措置を講じている	73	14.1
2	貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	5	1.0
3	貴団体独自の措置を講じていない	439	84.9

「措置を講じている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 332 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
【団体区分別】

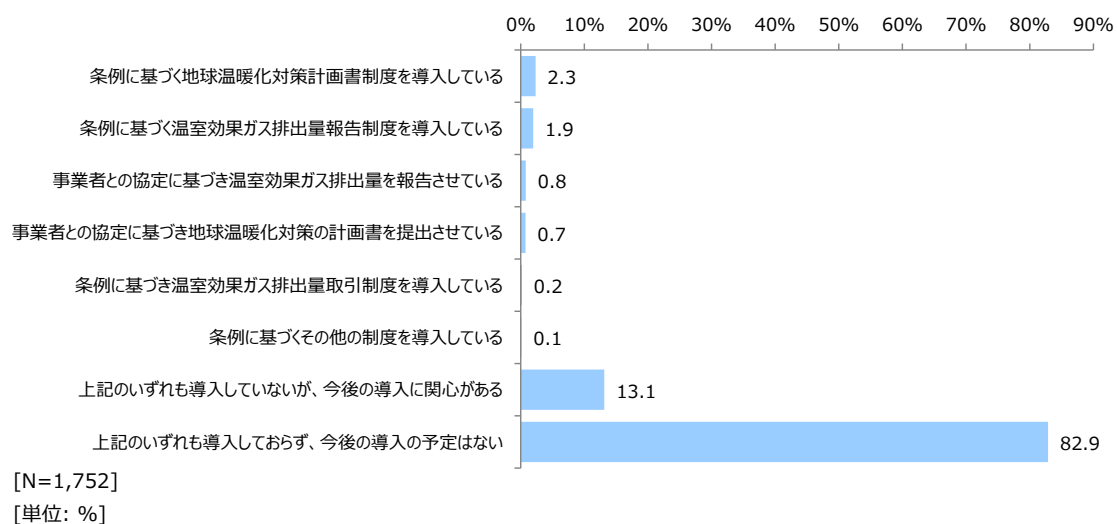


N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 口 1 0 万 人 以 上	市 1 0 万 人 以 上	市 人 口 未 満 の 市 町 村	市 人 口 未 満 の 市 町 村
回答数	1,752（100.0）	47（100.0）	20（100.0）	54（100.0）	31（100.0）	180（100.0）	493（100.0）	434（100.0）	493（100.0）	493（100.0）
措置を講じている	81（4.6）	34（72.3）	10（50.0）	8（14.8）	5（16.1）	10（5.6）	10（2.0）	3（0.7）	1（0.2）	1（0.2）
措置を講じる予定があり、検討している	9（0.5）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	3（1.7）	5（1.0）	0（0.0）	1（0.2）	1（0.2）
措置を講じていない	1,662（94.9）	13（27.7）	10（50.0）	46（85.2）	26（83.9）	167（92.8）	478（97.0）	431（99.3）	491（99.6）	491（99.6）

3) 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」（2.3%）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」（1.9%）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」（0.8%）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」（0.7%）とまだ多くはない。ただし、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体が全体の13.1%あり、今後の普及が期待される。

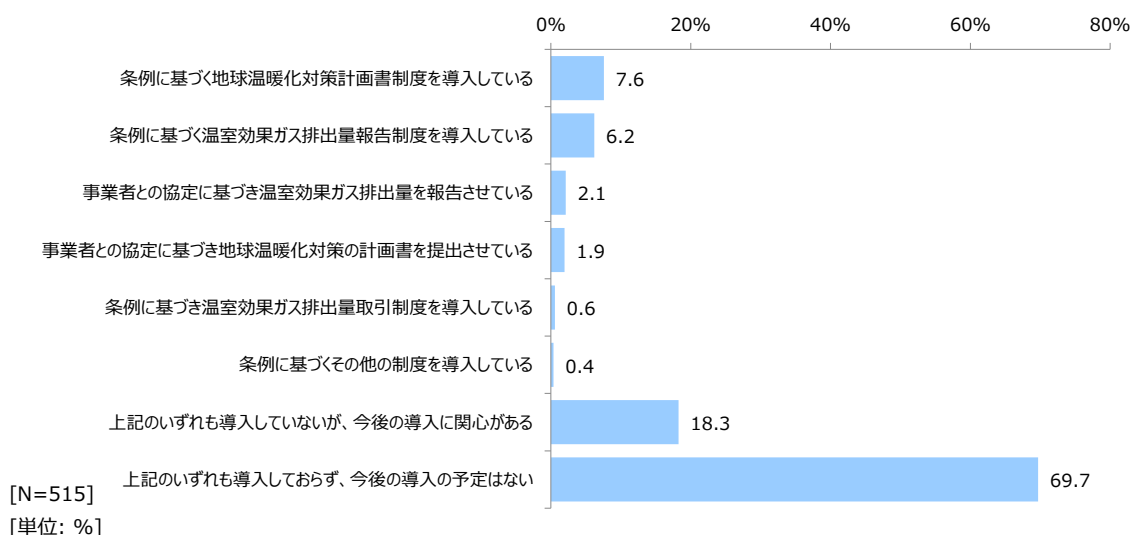
図表 333 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（全団体）



回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が7.6%（昨年度の7.7%から0.1%減少）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」が6.2%（昨年度の7.7%から0.1%減少）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が2.1%（昨年度の2.8%から0.7%減少）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が2.1%（昨年度の2.2%から0.1%減少）となっている。

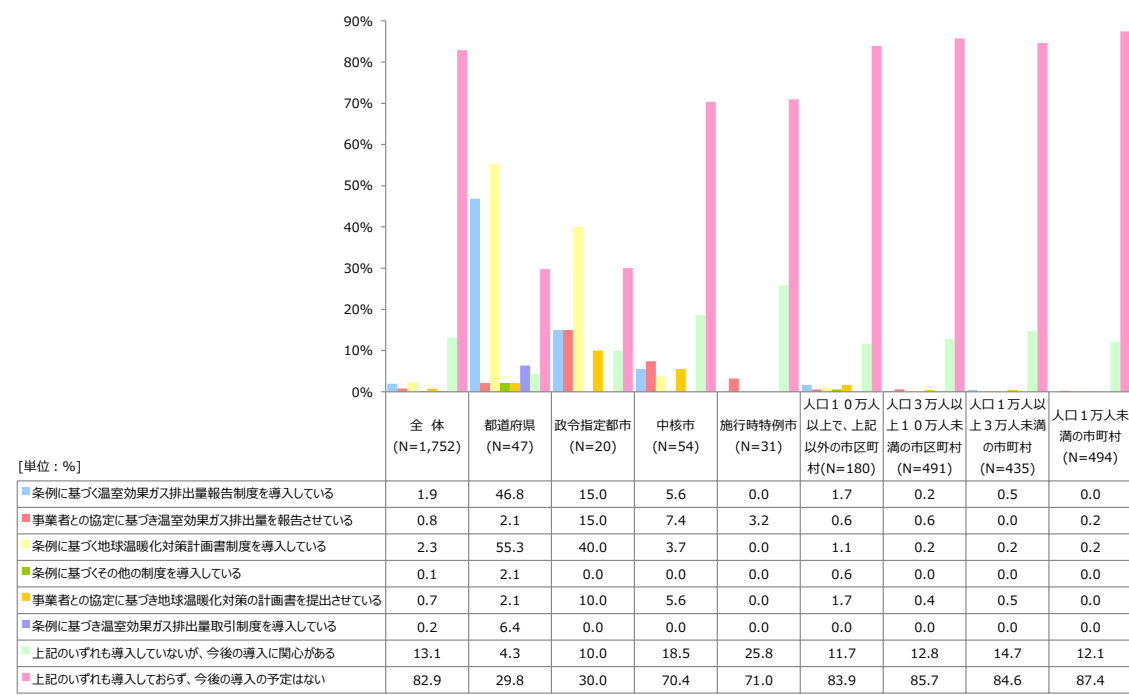
また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の18.3%（昨年度の16.2%から2.1%増加）である。

図表 334 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（区域施策編策定済団体のみ）



地方公共団体の区分別に見ると、事業者に対して報告を求める仕組みを導入している団体は、都道府県及び政令指定都市に多い。また、「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は、中核市及び施行時特例市に多い。

図表 335 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況【団体区分別】

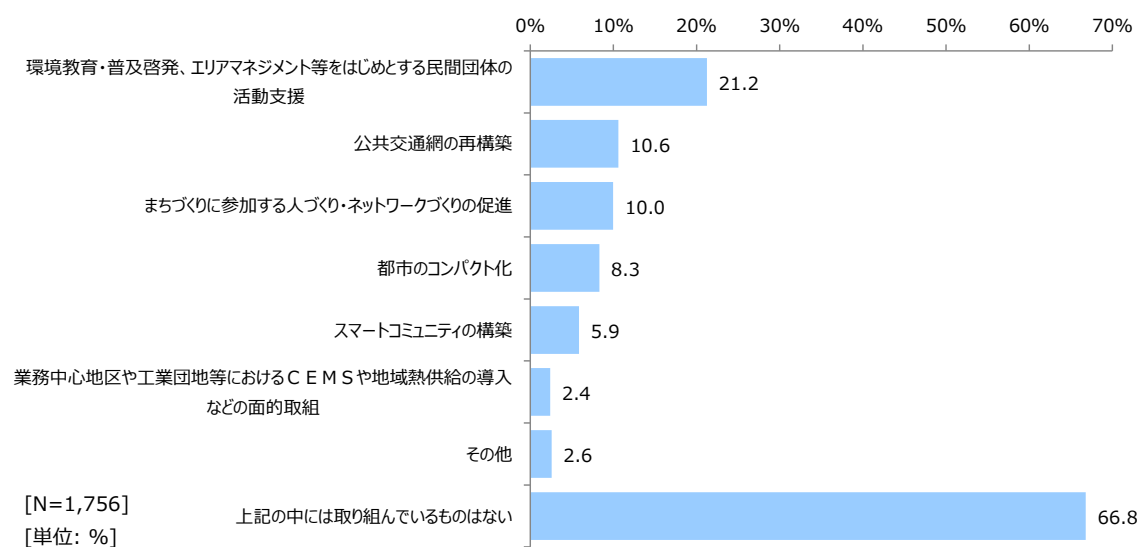


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上	万 人 人 口 未 1 万 人 以 上	市 人 町 口 1 万 人 未 満 の
回答数	1,752 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	491 (100.0)	435 (100.0)	494 (100.0)
条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	34 (1.9)	22 (46.8)	3 (15.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	3 (1.7)	1 (0.2)	2 (0.5)	0 (0.0)
事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	14 (0.8)	1 (2.1)	3 (15.0)	4 (7.4)	1 (3.2)	1 (0.6)	3 (0.6)	0 (0.0)	1 (0.2)
条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	41 (2.3)	26 (55.3)	8 (40.0)	2 (3.7)	0 (0.0)	2 (1.1)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)
条例に基づくその他の制度を導入している	2 (0.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	13 (0.7)	1 (2.1)	2 (10.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	3 (1.7)	2 (0.4)	2 (0.5)	0 (0.0)
条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している	3 (0.2)	3 (6.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	230 (13.1)	2 (4.3)	2 (10.0)	10 (18.5)	8 (25.8)	21 (11.7)	63 (12.8)	64 (14.7)	60 (12.1)
上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	1,452 (82.9)	14 (29.8)	6 (30.0)	38 (70.4)	22 (71.0)	151 (83.9)	421 (85.7)	368 (84.6)	432 (87.4)

4) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」（21.2%）が最も多く、「公共交通網の再構築」（10.6%）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」（10.0%）と続く。

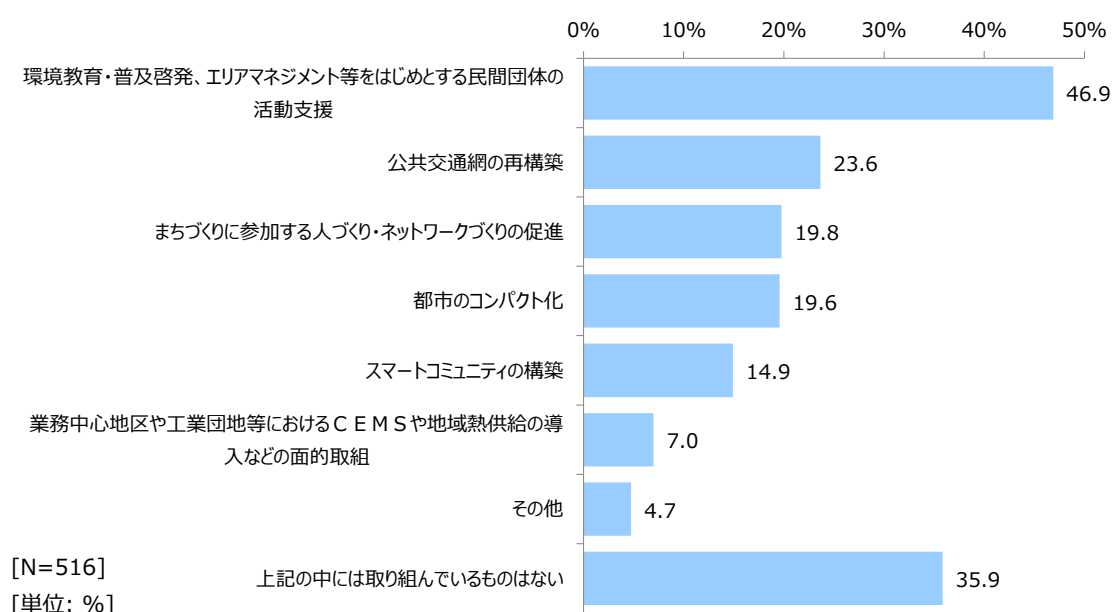
図表 336 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（全団体）



		回答数	%
	全 体	1,756	100.0
1	業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の導入などの面的取組	42	2.4
2	都市のコンパクト化	146	8.3
3	公共交通網の再構築	186	10.6
4	スマートコミュニティの構築	103	5.9
5	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	175	10.0
6	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	373	21.2
7	その他	45	2.6
8	上記の中には取り組んでいるものはない	1,173	66.8

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が46.9%（昨年度の47.2%から0.3%減少）が最も多く、「公共交通網の再構築」が23.6%（昨年度の21.9%から1.7%増加）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が19.8%（昨年度の18.6%から1.2%増加）、「都市のコンパクト化」が19.6%（昨年度の19.2%から0.4%増加）と多くなっている。

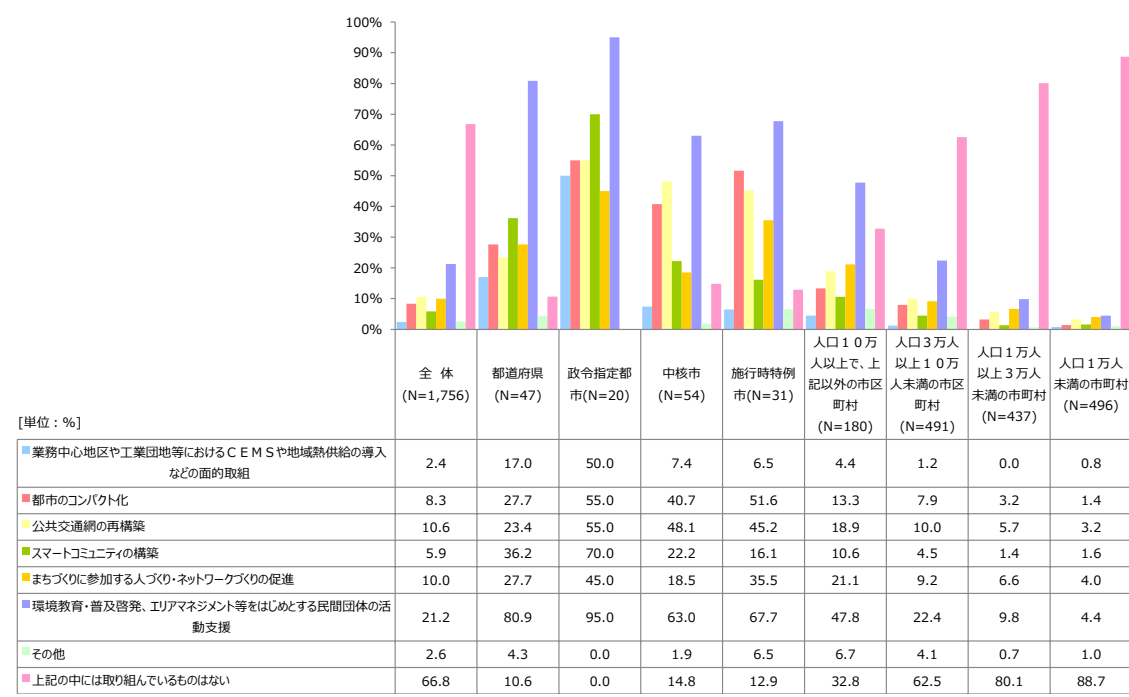
図表 337 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）



		回答数	%
	全 体	516	100.0
1	業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の導入などの面的取組	36	7.0
2	都市のコンパクト化	101	19.6
3	公共交通網の再構築	122	23.6
4	スマートコミュニティの構築	77	14.9
5	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	102	19.8
6	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	242	46.9
7	その他	24	4.7
8	上記の中には取り組んでいるものはない	185	35.9

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために何らかの取組を行っている。政令指定都市は他の区分に比べて「スマートコミュニティの構築」に取り組んでいる団体の割合が高い点が特徴的である。

図表 338 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【団体区分別】



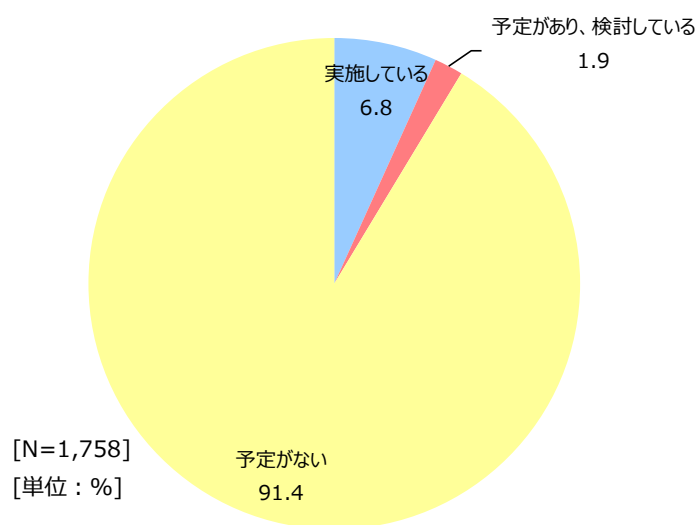
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下 の 市 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上 3 0 万 人 以 下 の 市 上	万 人 口 未 1 0 万 人 以 上 3 0 万 人 以 下 の 市 上	市 人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 上
回答数	1,756 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	491 (100.0)	437 (100.0)	496 (100.0)
業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の導入などの面的取組	42 (2.4)	8 (17.0)	10 (50.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	8 (4.4)	6 (1.2)	0 (0.0)	4 (0.8)
都市のコンパクト化	146 (8.3)	13 (27.7)	11 (55.0)	22 (40.7)	16 (51.6)	24 (13.3)	39 (7.9)	14 (3.2)	7 (1.4)
公共交通網の再構築	186 (10.6)	11 (23.4)	11 (55.0)	26 (48.1)	14 (45.2)	34 (18.9)	49 (10.0)	25 (5.7)	16 (3.2)
スマートコミュニティの構築	103 (5.9)	17 (36.2)	14 (70.0)	12 (22.2)	5 (16.1)	19 (10.6)	22 (4.5)	6 (1.4)	8 (1.6)
まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	175 (10.0)	13 (27.7)	9 (45.0)	10 (18.5)	11 (35.5)	38 (21.1)	45 (9.2)	29 (6.6)	20 (4.0)
環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	373 (21.2)	38 (80.9)	19 (95.0)	34 (63.0)	21 (67.7)	86 (47.8)	110 (22.4)	43 (9.8)	22 (4.4)
その他	45 (2.6)	2 (4.3)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	12 (6.7)	20 (4.1)	3 (0.7)	5 (1.0)
上記の中には取り組んでいるものはない	1,173 (66.8)	5 (10.6)	0 (0.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	59 (32.8)	307 (62.5)	350 (80.1)	440 (88.7)

5) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業

①取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 6.8%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 1.9%である。

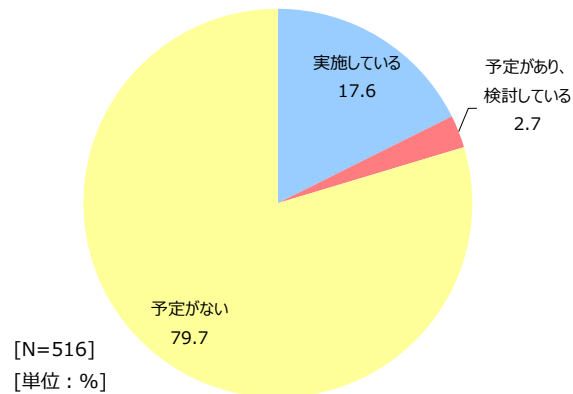
図表 339 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(全団体)



		回答数	%
	全 体	1,758	100.0
1	実施している	119	6.8
2	予定があり、検討している	33	1.9
3	予定がない	1,606	91.4

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 17.6%（昨年度の 16.0%から 1.6%増加）、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 2.7%（昨年度の 3.8%から 1.1%減少）である。

図表 340 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)



		回答数	%
	全 体	516	100.0
1	実施している	91	17.6
2	予定があり、検討している	14	2.7
3	予定がない	411	79.7

地方公共団体の区分別に見ると、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を実施している団体の割合が高いのは都道府県及び政令指定都市である。

図表 341 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【団体区分別】

■ 実施している

■ 予定があり、検討している

■ 予定がない

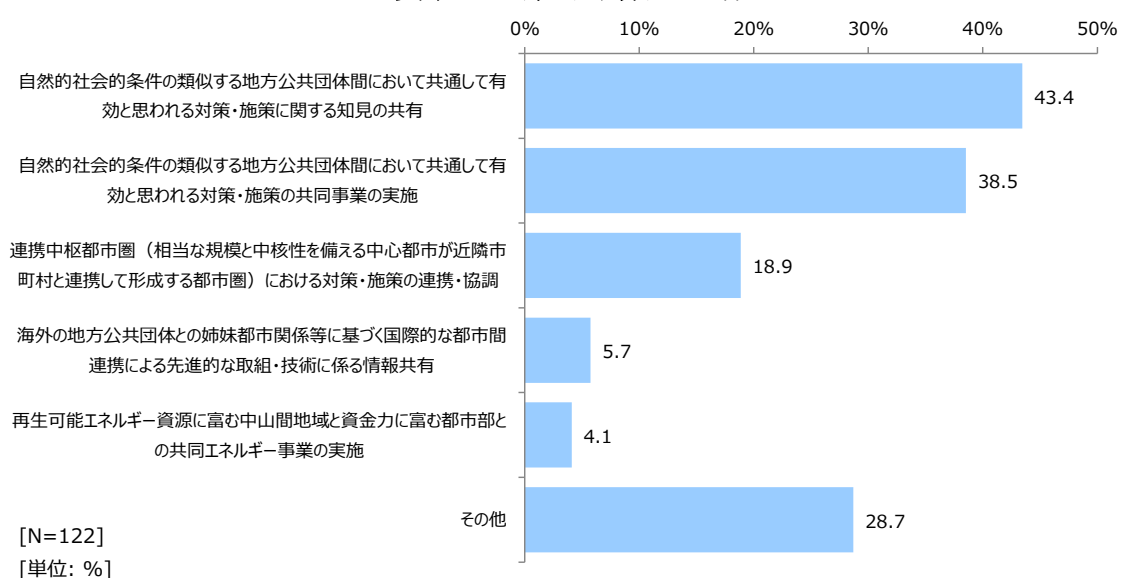
		(n)				(%)
全 体		1,758	91.4			
団 体 区 分	都道府県	47	46.8			
	政令指定都市	20	35.0			
	中核市	54	75.9			
	施行時特例市	31	71.0			
	人口1 0万人以上で、上記以外の市区町村	180	86.7			
	人口3万人以上1 0万人未満の市区町村	493	92.7			
	人口1万人以上3万人未満の市町村	437	96.3			
	人口1万人未満の市町村	496	96.8			

		N数 (%)									
		団体区分									
全 体		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 、 口 村 上 1 記 0	町 0 人 村 1 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 市 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の		
回答数		1,758 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	493 (100.0)	437 (100.0)	496 (100.0)	
実施している		119 (6.8)	24 (51.1)	13 (65.0)	9 (16.7)	7 (22.6)	22 (12.2)	24 (4.9)	10 (2.3)	10 (2.0)	
予定があり、検討している		33 (1.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	2 (1.1)	12 (2.4)	6 (1.4)	6 (1.2)	
予定がない		1,606 (91.4)	22 (46.8)	7 (35.0)	41 (75.9)	22 (71.0)	156 (86.7)	457 (92.7)	421 (96.3)	480 (96.8)	

②取組内容

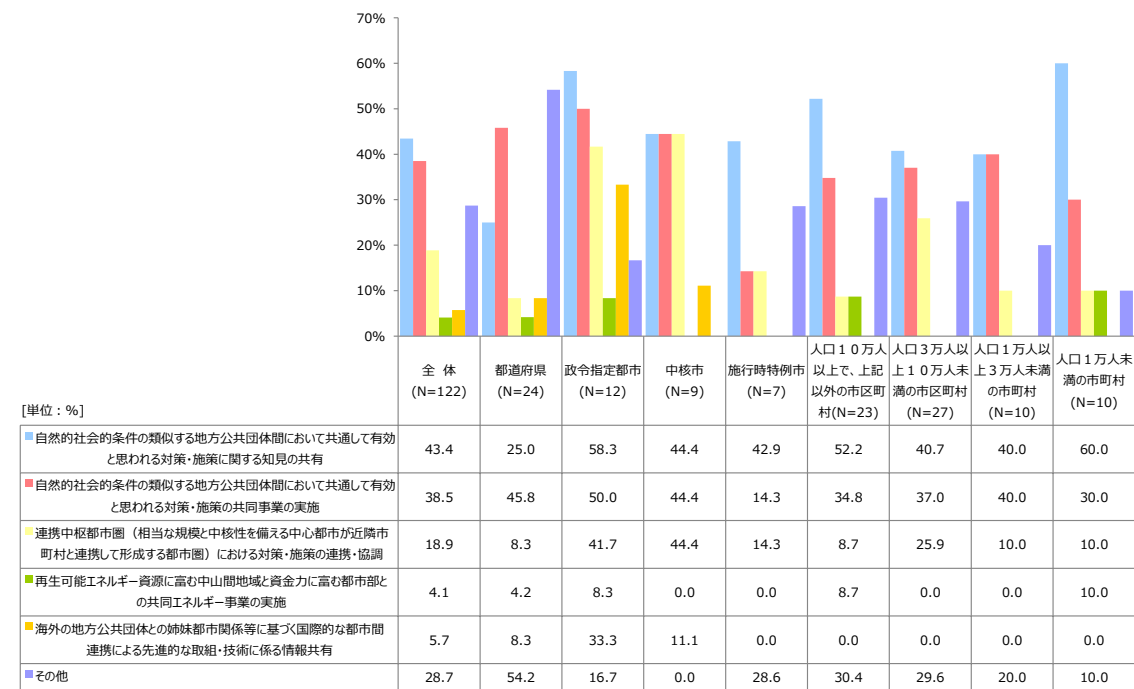
都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（43.4%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（38.5%）が続く。

図表 342 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「共同事業の実施」、市町村（特別区含む。）では「知見の共有」と回答した団体が多い。

図表 343 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【団体区分別】



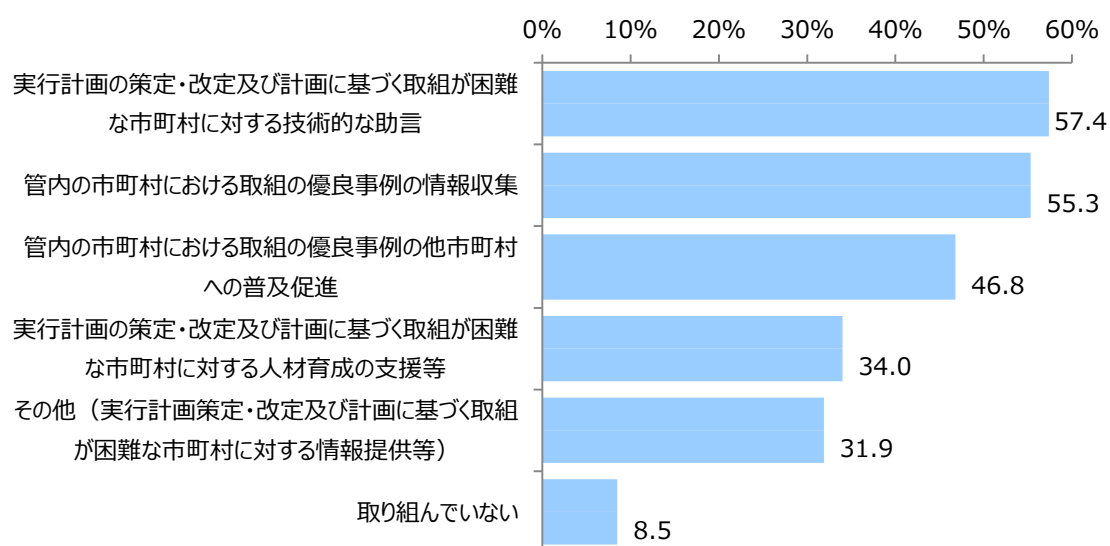
N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人 以上の市	町0人口 1万人 以上の市 区1	万人口未 1万人の 市以上 村3	市人口未 1万人未 満の	
回答数	122（100.0）	24（100.0）	12（100.0）	9（100.0）	7（100.0）	23（100.0）	27（100.0）	10（100.0）	10（100.0）	
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	53（43.4）	6（25.0）	7（58.3）	4（44.4）	3（42.9）	12（52.2）	11（40.7）	4（40.0）	6（60.0）	
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	47（38.5）	11（45.8）	6（50.0）	4（44.4）	1（14.3）	8（34.8）	10（37.0）	4（40.0）	3（30.0）	
連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	23（18.9）	2（8.3）	5（41.7）	4（44.4）	1（14.3）	2（8.7）	7（25.9）	1（10.0）	1（10.0）	
再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	5（4.1）	1（4.2）	1（8.3）	0（0.0）	0（0.0）	2（8.7）	0（0.0）	0（0.0）	1（10.0）	
海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	7（5.7）	2（8.3）	4（33.3）	1（11.1）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	
その他	35（28.7）	13（54.2）	2（16.7）	0（0.0）	2（28.6）	7（30.4）	8（29.6）	2（20.0）	1（10.0）	

（６）地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

１） 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（57.4%）が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（55.3%）、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」（46.8%）と続く。

図表 344 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの



[N=47]

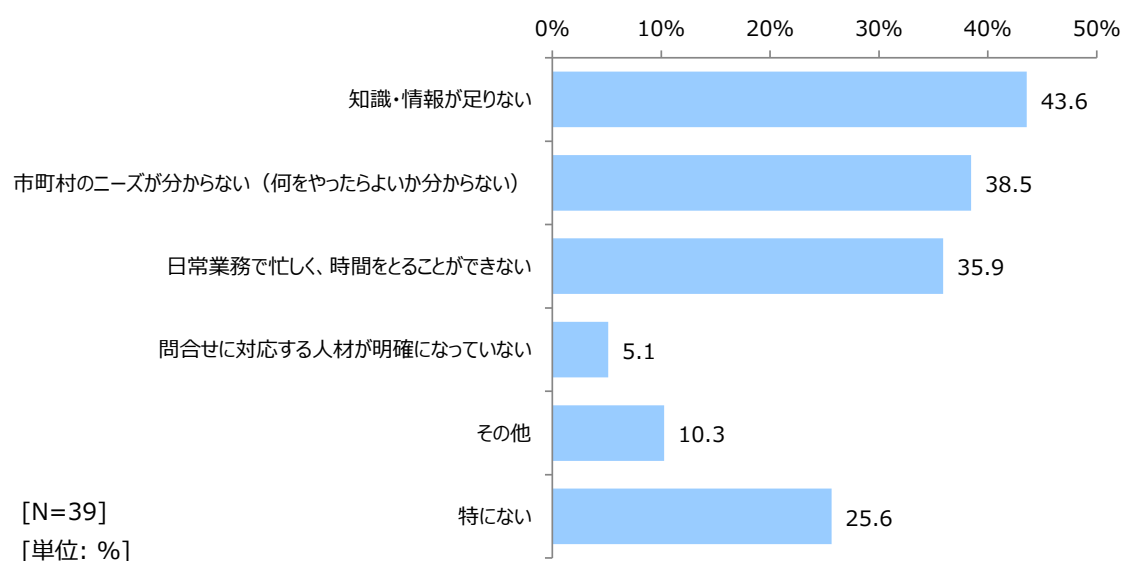
[単位: %]

		回答数	%
	全 体	47	100.0
1	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	26	55.3
2	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	22	46.8
3	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	27	57.4
4	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	16	34.0
5	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）	15	31.9
6	取り組んでいない	4	8.5

２） 市町村に対する支援を行う際の課題

市町村（特別区含む。）に対する支援を行っているとは回答した都道府県において、支援を行う際の課題としては、「知識・情報が足りない。」（43.6%）が最も多く、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）。」（38.5%）、「日常業務で忙しく、時間をとることができない。」（35.9%）と続く。

図表 345 市町村に対する支援を行う際の課題



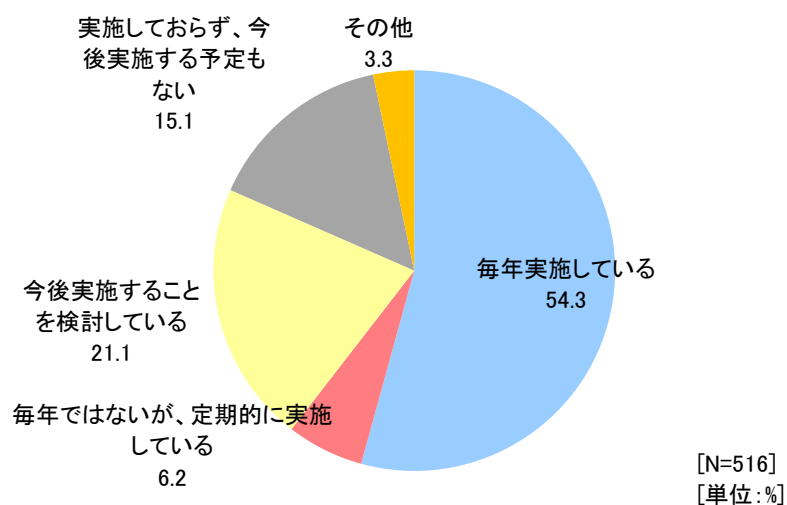
		回答数	%
	全 体	39	100.0
1	日常業務で忙しく、時間をとることができない	14	35.9
2	知識・情報が足りない	17	43.6
3	問合せに対応する人材が明確になっていない	2	5.1
4	市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）	15	38.5
5	その他	4	10.3
6	特になし	10	25.6

（７）実行計画（区域施策編）の点検の実施状況

１）区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

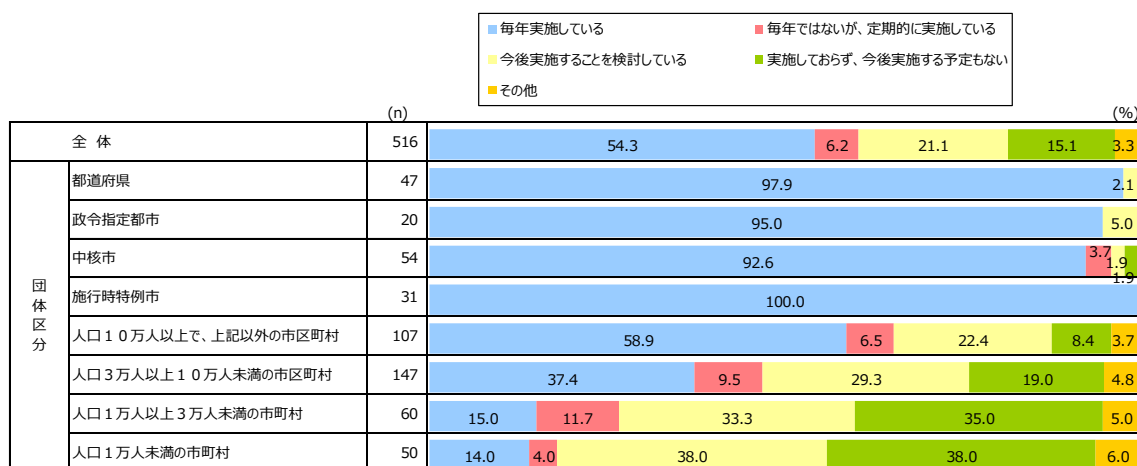
区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」（54.3%）と「毎年ではないが、定期的に実施している。」（6.2%）を合わせ、6割を超える団体が点検を実施している。

図表 346 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体ではほとんどが「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 347 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

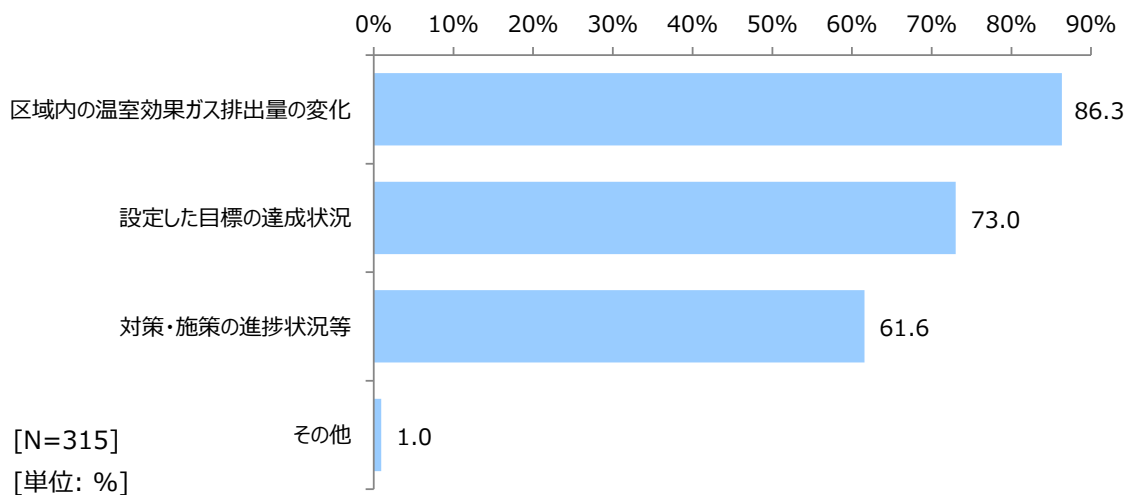


	全 体	N数 (%)							
		団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上	万 人 村 3 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満
回答数	516 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	107 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	50 (100.0)
毎年実施している	280 (54.3)	46 (97.9)	19 (95.0)	50 (92.6)	31 (100.0)	63 (58.9)	55 (37.4)	9 (15.0)	7 (14.0)
毎年ではないが、定期的に実施している	32 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.7)	0 (0.0)	7 (6.5)	14 (9.5)	7 (11.7)	2 (4.0)
今後実施することを検討している	109 (21.1)	1 (2.1)	1 (5.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	24 (22.4)	43 (29.3)	20 (33.3)	19 (38.0)
実施しておらず、今後実施する予定もない	78 (15.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	9 (8.4)	28 (19.0)	21 (35.0)	19 (38.0)
その他	17 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (3.7)	7 (4.8)	3 (5.0)	3 (6.0)

2) 区域施策編の進捗評価の対象

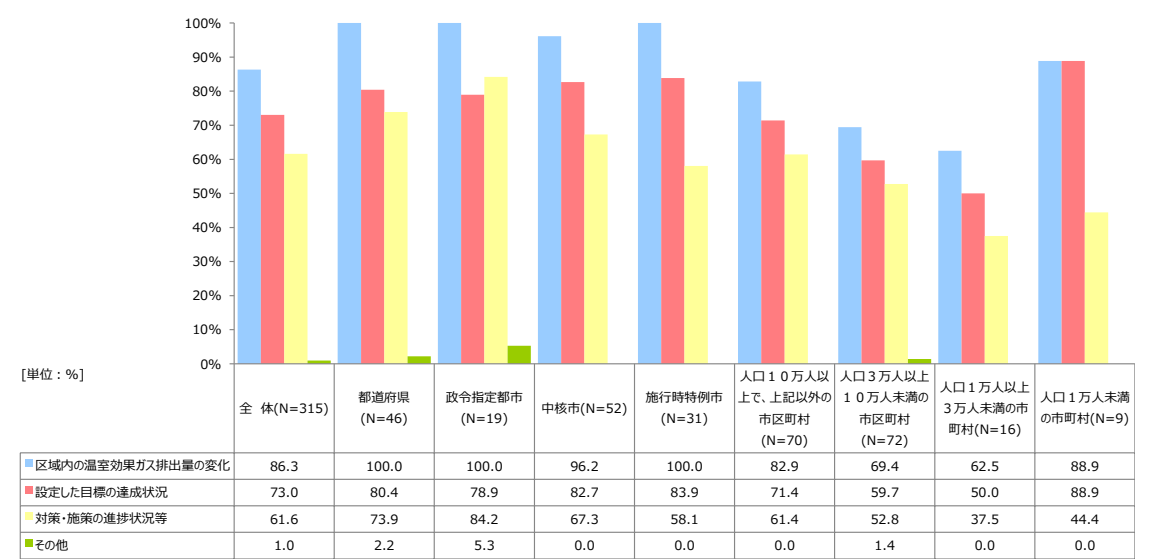
区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」(86.3%)が最も多く、「設定した目標の達成状況」(73.0%)、「対策・施策の進捗状況等」(61.6%)と続く。

図表 348 区域施策編の進捗評価の対象



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体のほとんどが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

図表 349 区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】

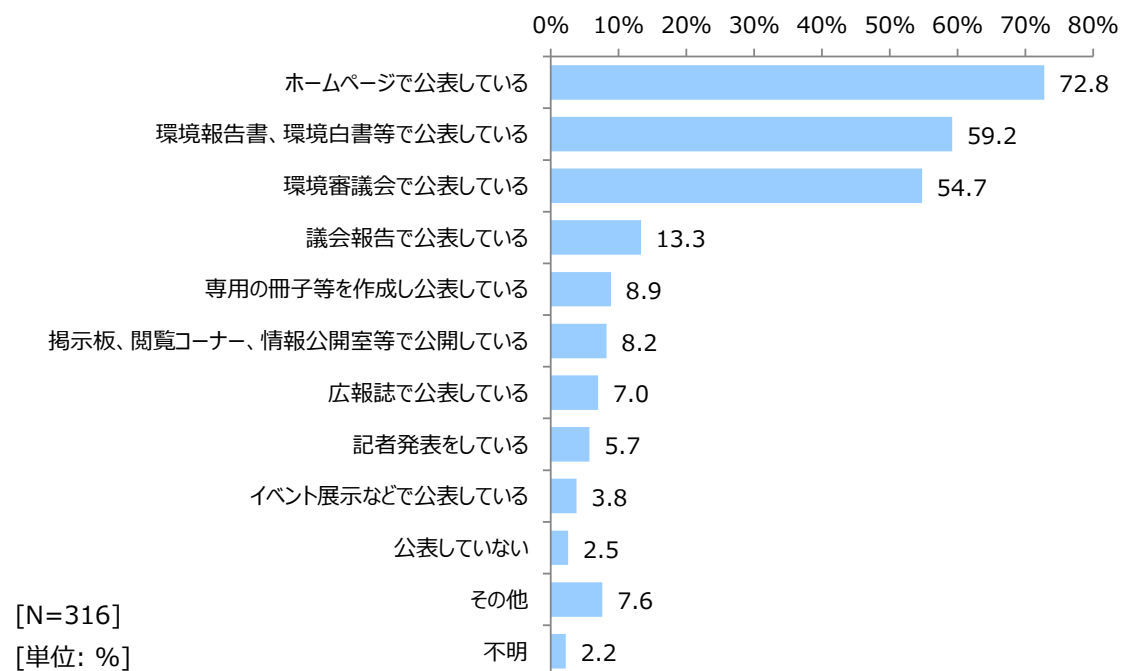


	全 体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市区町村	人口10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村
回答数	315 (100.0)	46 (100.0)	19 (100.0)	52 (100.0)	31 (100.0)	70 (100.0)	72 (100.0)	16 (100.0)	9 (100.0)
区域内の温室効果ガス排出量の変化	272 (86.3)	46 (100.0)	19 (100.0)	50 (96.2)	31 (100.0)	58 (82.9)	50 (69.4)	10 (62.5)	8 (88.9)
設定した目標の達成状況	230 (73.0)	37 (80.4)	15 (78.9)	43 (82.7)	26 (83.9)	50 (71.4)	43 (59.7)	8 (50.0)	8 (88.9)
対策・施策の進捗状況等	194 (61.6)	34 (73.9)	16 (84.2)	35 (67.3)	18 (58.1)	43 (61.4)	38 (52.8)	6 (37.5)	4 (44.4)
その他	3 (1.0)	1 (2.2)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)

3) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

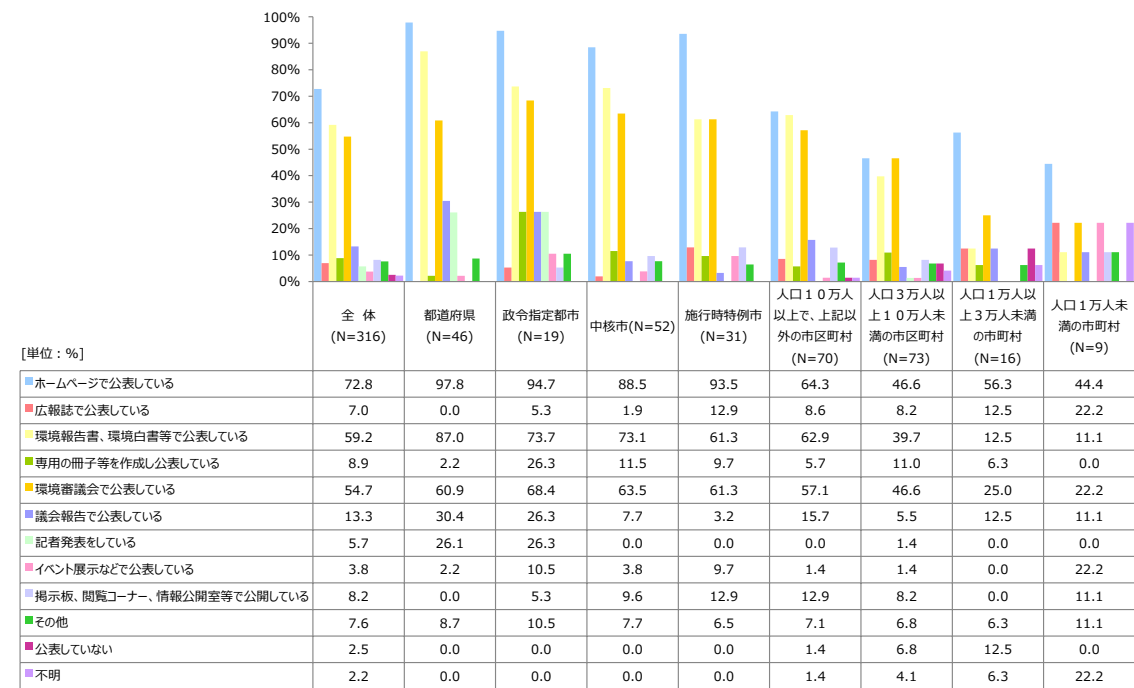
区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」(72.8%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(59.2%)、「環境審議会で公表している。」(54.7%)と続く。

図表 350 区域施策編の進捗評価結果の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分でも「ホームページで公表している。」を選択した団体が最も多い。

図表 351 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】

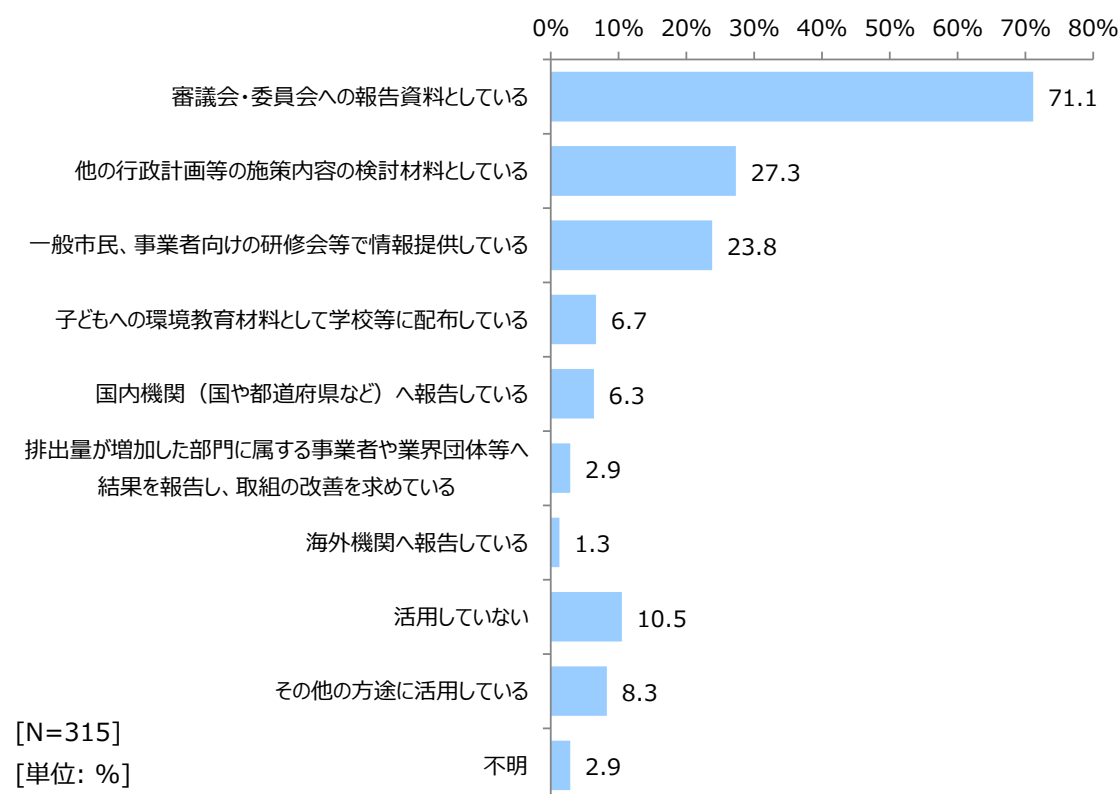


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 、 上 記 以 外 の 市 区 町 村	人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 区 町 村	人 口 1 万 人 未 満 の 市 町 村	人 口 1 万 人 未 満 の 市 町 村
回答数	316 (100.0)	46 (100.0)	19 (100.0)	52 (100.0)	31 (100.0)	70 (100.0)	73 (100.0)	16 (100.0)	9 (100.0)
ホームページで公表している	230 (72.8)	45 (97.8)	18 (94.7)	46 (88.5)	29 (93.5)	45 (64.3)	34 (46.6)	9 (56.3)	4 (44.4)
広報誌で公表している	22 (7.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	1 (1.9)	4 (12.9)	6 (8.6)	6 (8.2)	2 (12.5)	2 (22.2)
環境報告書、環境白書等で公表している	187 (59.2)	40 (87.0)	14 (73.7)	38 (73.1)	19 (61.3)	44 (62.9)	29 (39.7)	2 (12.5)	1 (11.1)
専用の冊子等を作成し公表している	28 (8.9)	1 (2.2)	5 (26.3)	6 (11.5)	3 (9.7)	4 (5.7)	8 (11.0)	1 (6.3)	0 (0.0)
環境審議会で公表している	173 (54.7)	28 (60.9)	13 (68.4)	33 (63.5)	19 (61.3)	40 (57.1)	34 (46.6)	4 (25.0)	2 (22.2)
議会報告で公表している	42 (13.3)	14 (30.4)	5 (26.3)	4 (7.7)	1 (3.2)	11 (15.7)	4 (5.5)	2 (12.5)	1 (11.1)
記者発表をしている	18 (5.7)	12 (26.1)	5 (26.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
イベント展示などで公表している	12 (3.8)	1 (2.2)	2 (10.5)	2 (3.8)	3 (9.7)	1 (1.4)	1 (1.4)	0 (0.0)	2 (22.2)
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	26 (8.2)	0 (0.0)	1 (5.3)	5 (9.6)	4 (12.9)	9 (12.9)	6 (8.2)	0 (0.0)	1 (11.1)
その他	24 (7.6)	4 (8.7)	2 (10.5)	4 (7.7)	2 (6.5)	5 (7.1)	5 (6.8)	1 (6.3)	1 (11.1)
公表していない	8 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	5 (6.8)	2 (12.5)	0 (0.0)
不明	7 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	3 (4.1)	1 (6.3)	2 (22.2)

4) 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い

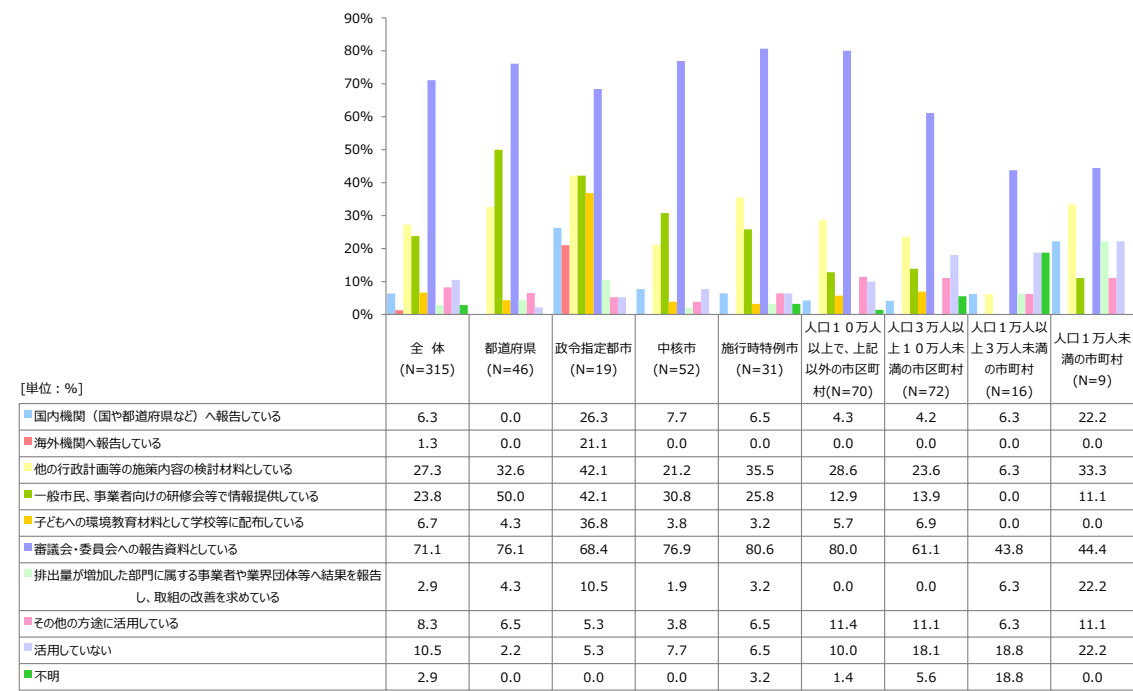
区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」(71.1%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」(27.3%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」(23.8%)と続く。

図表 352 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている。」を選択した団体が最も多い。

図表 353 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い
【団体区分別】



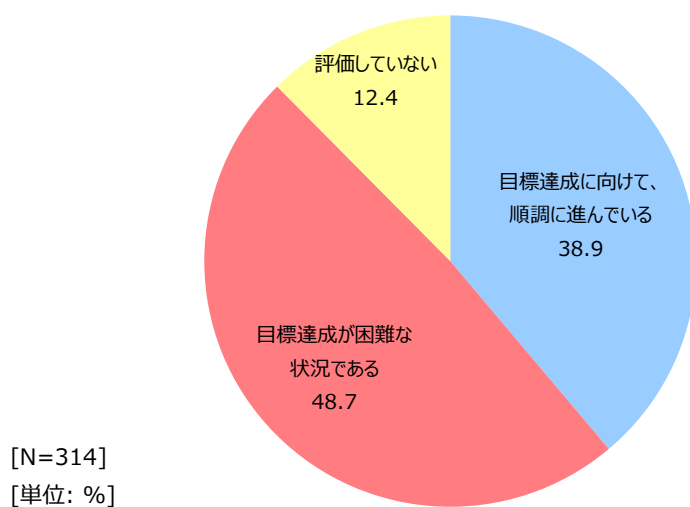
		団体区分								N数 (%)
	全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 外 国 人 の 以 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上 3 万 人 未 満	万 人 口 1 万 人 未 満 の 市 以 上 3 万 人 未 満	市 人 口 1 万 人 未 満 の	
回答数	315 (100.0)	46 (100.0)	19 (100.0)	52 (100.0)	31 (100.0)	70 (100.0)	72 (100.0)	16 (100.0)	9 (100.0)	
国内機関（国や都道府県など）へ報告している	20 (6.3)	0 (0.0)	5 (26.3)	4 (7.7)	2 (6.5)	3 (4.3)	3 (4.2)	1 (6.3)	2 (22.2)	
海外機関へ報告している	4 (1.3)	0 (0.0)	4 (21.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	86 (27.3)	15 (32.6)	8 (42.1)	11 (21.2)	11 (35.5)	20 (28.6)	17 (23.6)	1 (6.3)	3 (33.3)	
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	75 (23.8)	23 (50.0)	8 (42.1)	16 (30.8)	8 (25.8)	9 (12.9)	10 (13.9)	0 (0.0)	1 (11.1)	
子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	21 (6.7)	2 (4.3)	7 (36.8)	2 (3.8)	1 (3.2)	4 (5.7)	5 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	
審議会・委員会への報告資料としている	224 (71.1)	35 (76.1)	13 (68.4)	40 (76.9)	25 (80.6)	56 (80.0)	44 (61.1)	7 (43.8)	4 (44.4)	
排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	9 (2.9)	2 (4.3)	2 (10.5)	1 (1.9)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.3)	2 (22.2)	
その他の方途に活用している	26 (8.3)	3 (6.5)	1 (5.3)	2 (3.8)	2 (6.5)	8 (11.4)	8 (11.1)	1 (6.3)	1 (11.1)	
活用していない	33 (10.5)	1 (2.2)	1 (5.3)	4 (7.7)	2 (6.5)	7 (10.0)	13 (18.1)	3 (18.8)	2 (22.2)	
不明	9 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	1 (1.4)	4 (5.6)	3 (18.8)	0 (0.0)	

5) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.9%で、昨年度の 24.3%から 14.6%増加した。

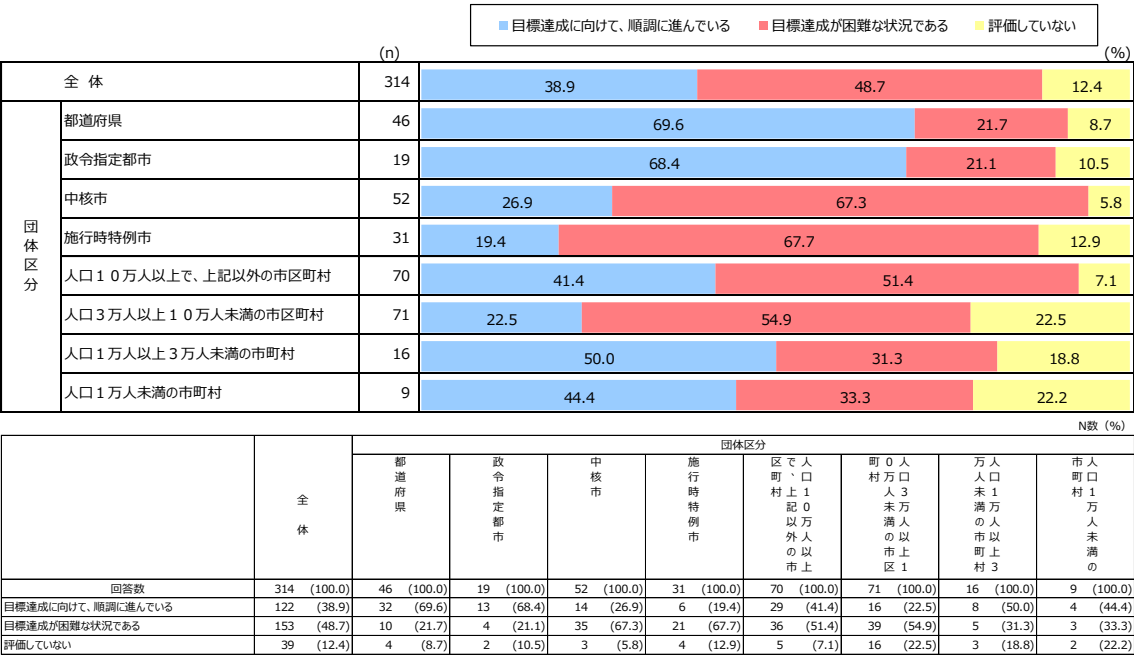
一方、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体は全体の 48.7%で、昨年度の 48.5%から 0.2 %増加した。

図表 354 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約 7 割の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約 7 割の団体が「目標達成が困難な状況である。」と回答している。

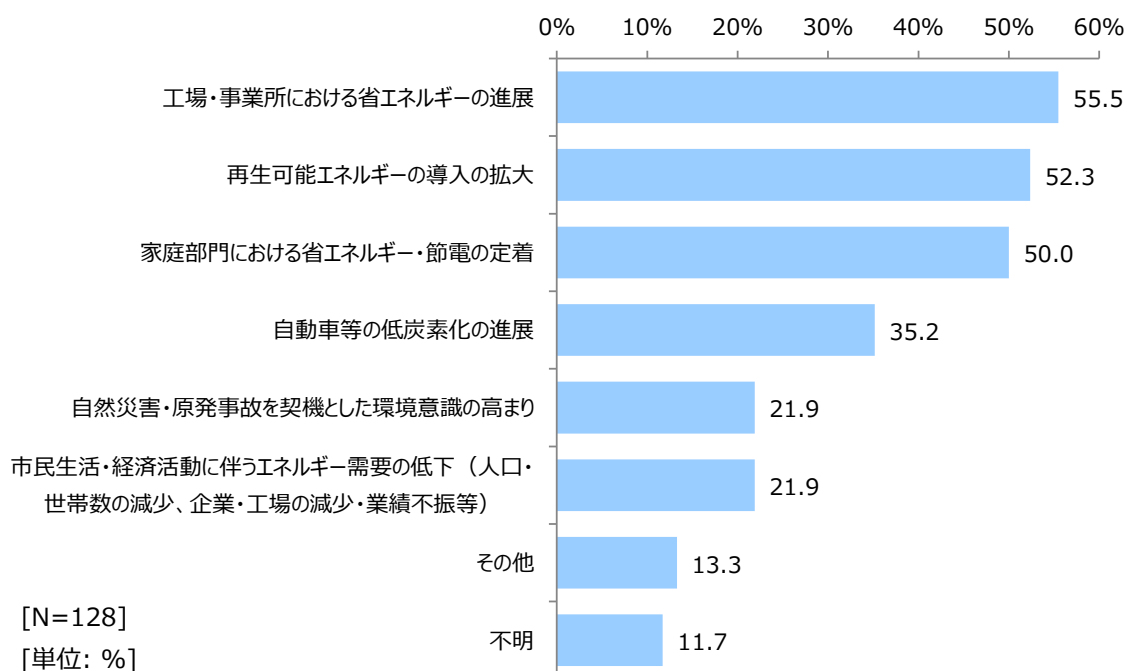
図表 355 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価
【団体区分別】



6) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

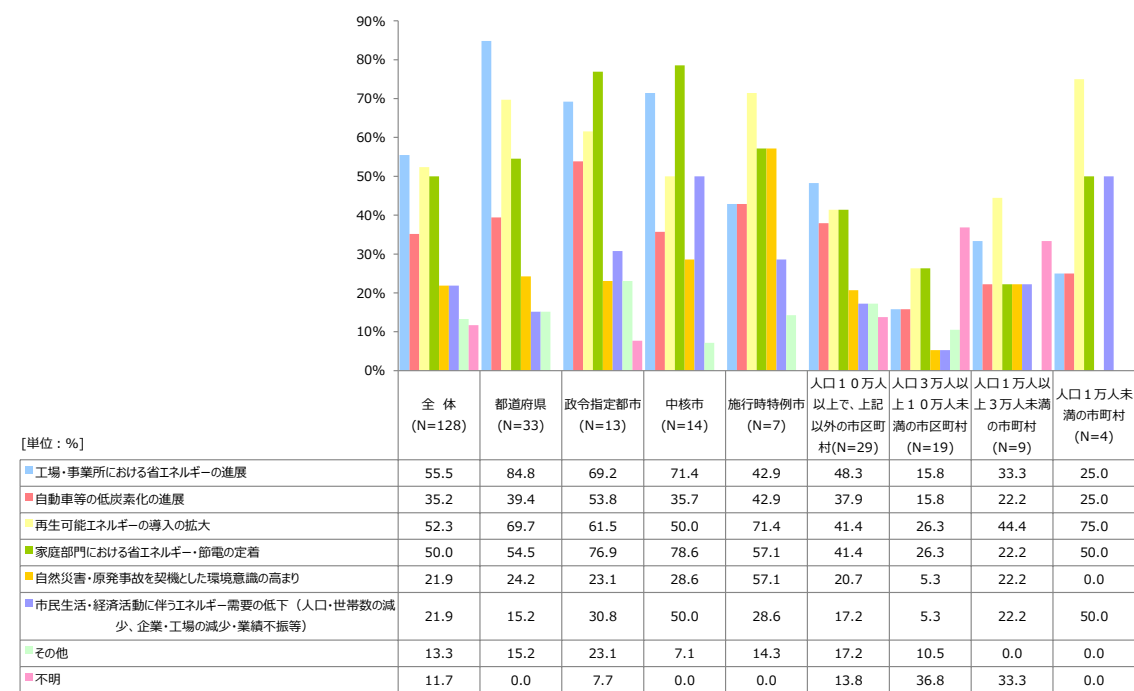
区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(55.5%) が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(52.3%)、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(50.0%) と続く。

図表 356 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、政令指定都市や中核市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

図表 357 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

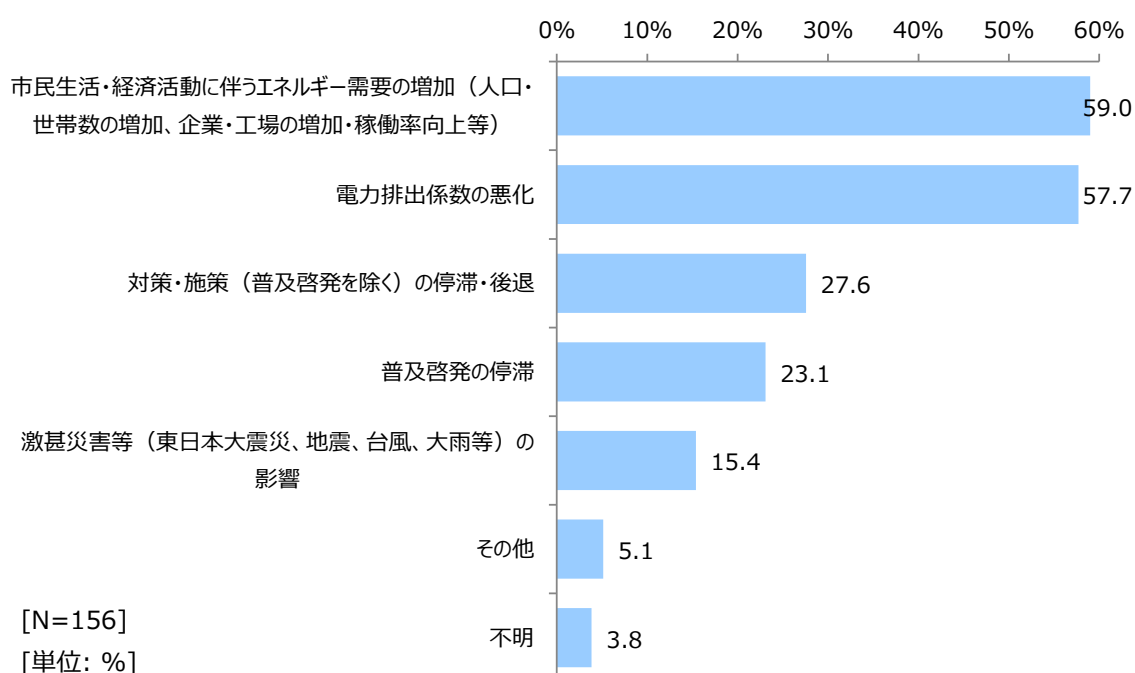


		団体区分								N数 (%)
	全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 上 1 記 0 以 外 人 の 以 市 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 市 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 町 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の	
回答数	128 (100.0)	33 (100.0)	13 (100.0)	14 (100.0)	7 (100.0)	29 (100.0)	19 (100.0)	9 (100.0)	4 (100.0)	
工場・事業所における省エネルギーの進展	71 (55.5)	28 (84.8)	9 (69.2)	10 (71.4)	3 (42.9)	14 (48.3)	3 (15.8)	3 (33.3)	1 (25.0)	
自動車等の低炭素化の進展	45 (35.2)	13 (39.4)	7 (53.8)	5 (35.7)	3 (42.9)	11 (37.9)	3 (15.8)	2 (22.2)	1 (25.0)	
再生可能エネルギーの導入の拡大	67 (52.3)	23 (69.7)	8 (61.5)	7 (50.0)	5 (71.4)	12 (41.4)	5 (26.3)	4 (44.4)	3 (75.0)	
家庭部門における省エネルギー・節電の定着	64 (50.0)	18 (54.5)	10 (76.9)	11 (78.6)	4 (57.1)	12 (41.4)	5 (26.3)	2 (22.2)	2 (50.0)	
自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	28 (21.9)	8 (24.2)	3 (23.1)	4 (28.6)	4 (57.1)	6 (20.7)	1 (5.3)	2 (22.2)	0 (0.0)	
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	28 (21.9)	5 (15.2)	4 (30.8)	7 (50.0)	2 (28.6)	5 (17.2)	1 (5.3)	2 (22.2)	2 (50.0)	
その他	17 (13.3)	5 (15.2)	3 (23.1)	1 (7.1)	1 (14.3)	5 (17.2)	2 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	
不明	15 (11.7)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (13.8)	7 (36.8)	3 (33.3)	0 (0.0)	

7) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因

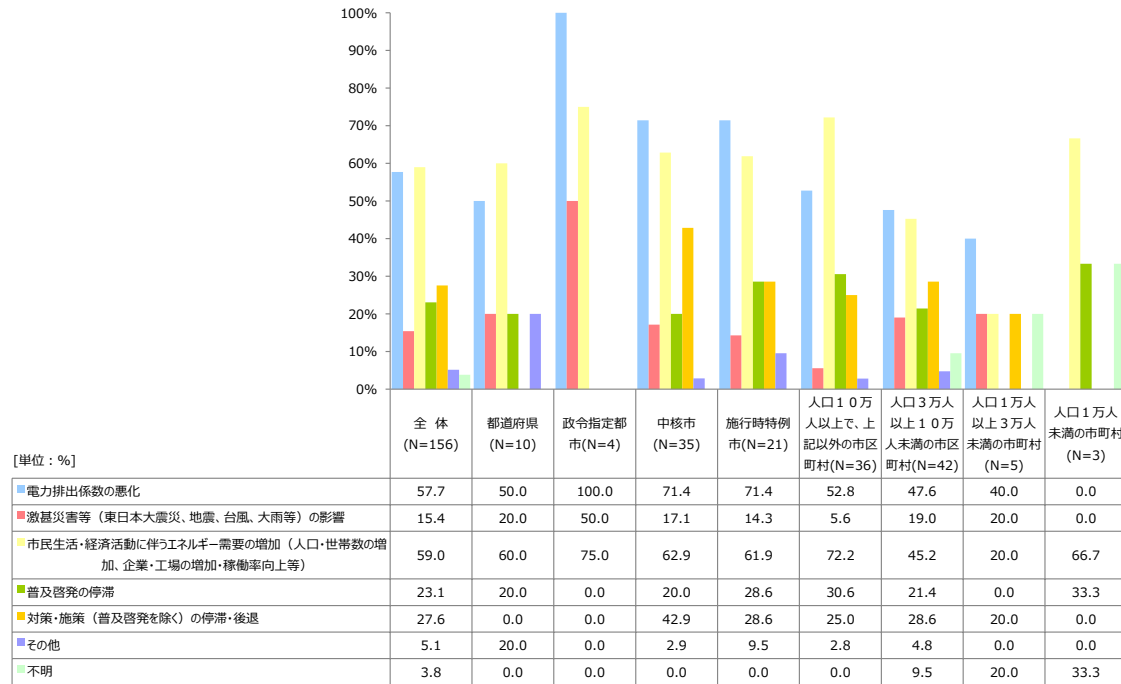
区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（59.0%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（57.7%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（27.6%）と続く。

図表 358 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因



地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な団体で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 359 ＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

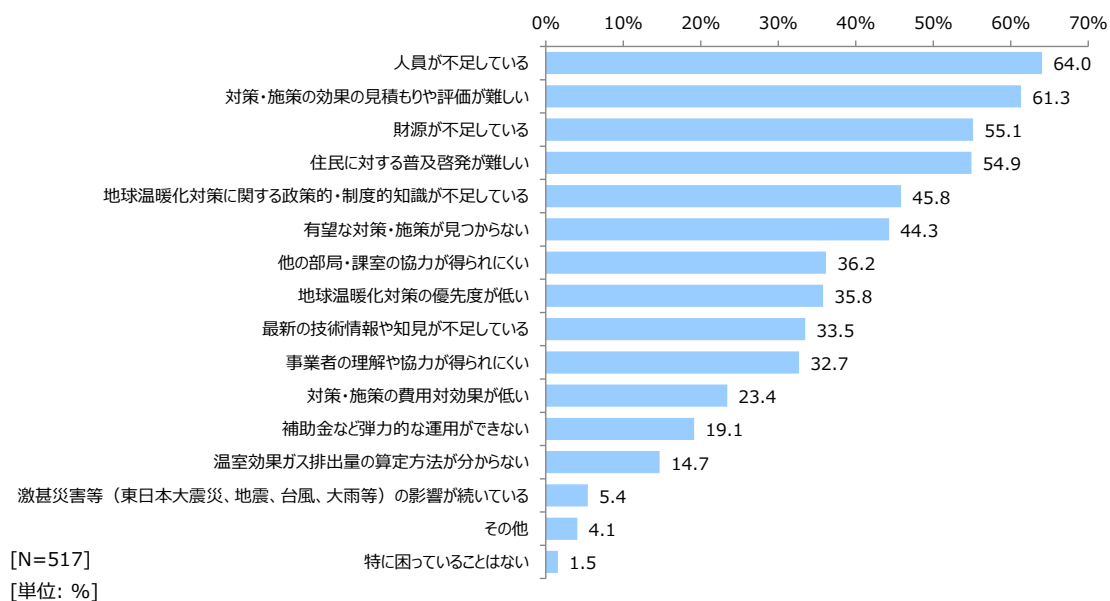


	全 体	団体区分								N数（％）	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 の 市	町 0 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 未 満 の 市 上 区	万 人 口 未 満 の 市 以 上 3 万 人 未 満 の 市 上 区	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 上 区		
回答数	156 (100.0)	10 (100.0)	4 (100.0)	35 (100.0)	21 (100.0)	36 (100.0)	42 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)		
電力排出係数の悪化	90 (57.7)	5 (50.0)	4 (100.0)	25 (71.4)	15 (71.4)	19 (52.8)	20 (47.6)	2 (40.0)	0 (0.0)		
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	24 (15.4)	2 (20.0)	2 (50.0)	6 (17.1)	3 (14.3)	2 (5.6)	8 (19.0)	1 (20.0)	0 (0.0)		
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）	92 (59.0)	6 (60.0)	3 (75.0)	22 (62.9)	13 (61.9)	26 (72.2)	19 (45.2)	1 (20.0)	2 (66.7)		
普及啓発の停滞	36 (23.1)	2 (20.0)	0 (0.0)	7 (20.0)	6 (28.6)	11 (30.6)	9 (21.4)	0 (0.0)	1 (33.3)		
対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	43 (27.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (42.9)	6 (28.6)	9 (25.0)	12 (28.6)	1 (20.0)	0 (0.0)		
その他	8 (5.1)	2 (20.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	2 (9.5)	1 (2.8)	2 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)		
不明	6 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (9.5)	1 (20.0)	1 (33.3)		

8) 区域施策編の推進過程で困っていること

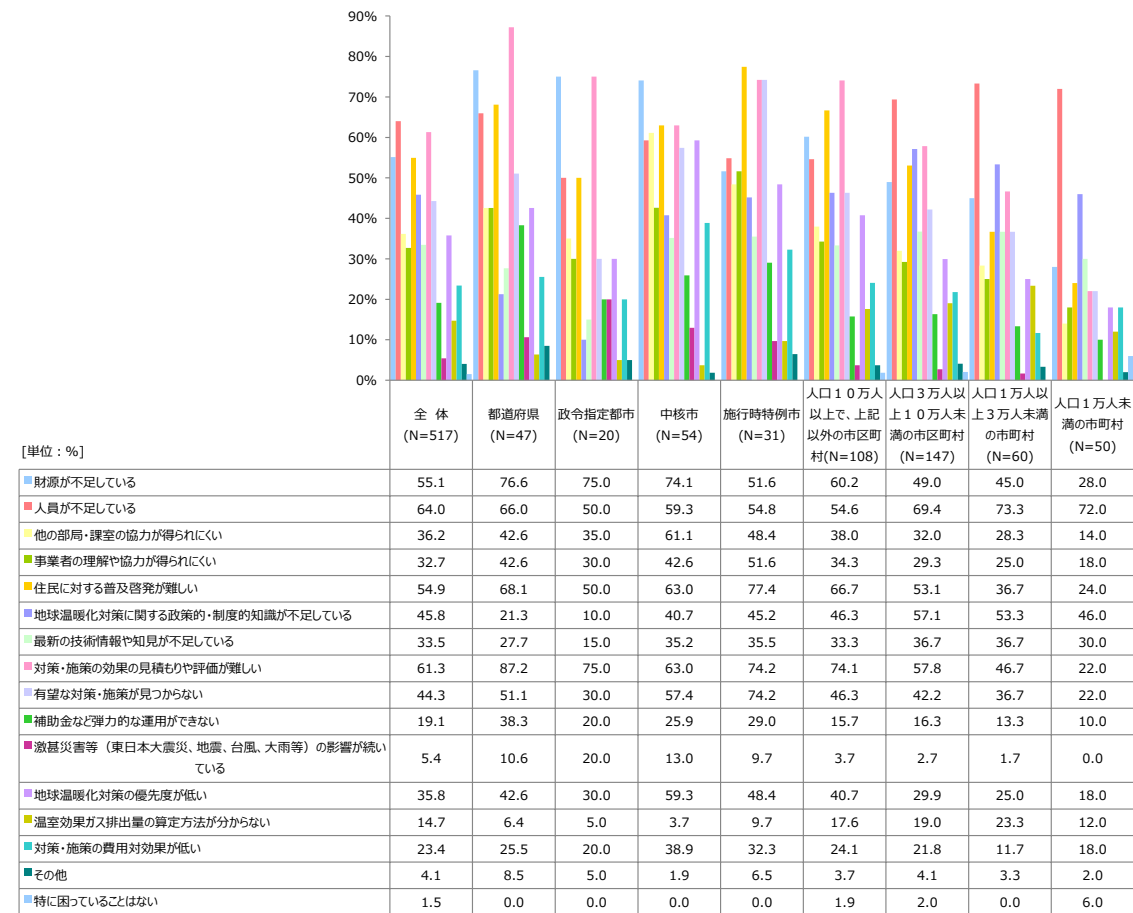
区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(64.0%)が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」(61.3%)、「財源が不足している。」(55.1%)、「住民に対する普及啓発が難しい。」(54.9%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(45.8%)と続く。

図表 360 区域施策編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「財源が不足している」、小規模な市町村（特別区含む。）では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

図表 361 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】



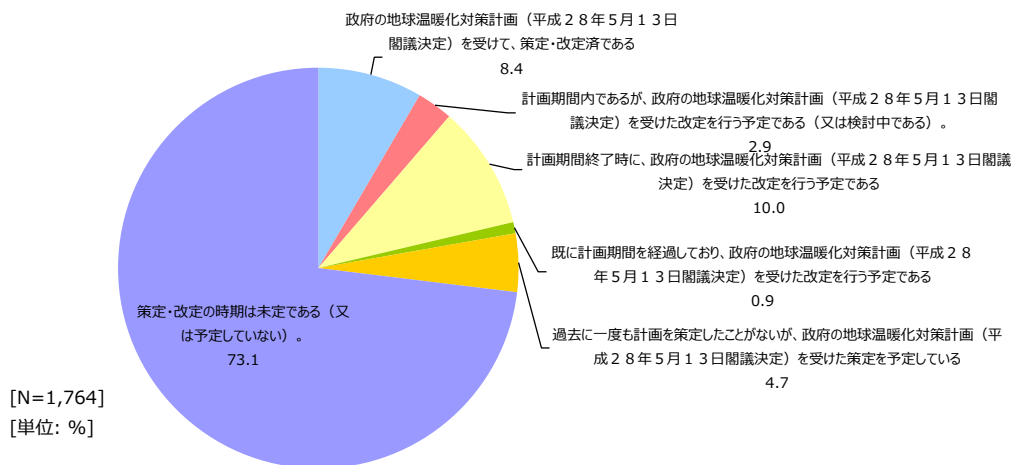
N数（%）									
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口10万人以上の市	町0人口1万3千人以上の市1	万人口未1万人の市以上町3	市人口1万人未満の市
回答数	517 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	50 (100.0)
財源が不足している	285 (55.1)	36 (76.6)	15 (75.0)	40 (74.1)	16 (51.6)	65 (60.2)	72 (49.0)	27 (45.0)	14 (28.0)
人員が不足している	331 (64.0)	31 (66.0)	10 (50.0)	32 (59.3)	17 (54.8)	59 (54.6)	102 (69.4)	44 (73.3)	36 (72.0)
他の部局・課室の協力が得られにくい	187 (36.2)	20 (42.6)	7 (35.0)	33 (61.1)	15 (48.4)	41 (38.0)	47 (32.0)	17 (28.3)	7 (14.0)
事業者の理解や協力が得られにくい	169 (32.7)	20 (42.6)	6 (30.0)	23 (42.6)	16 (51.6)	37 (34.3)	43 (29.3)	15 (25.0)	9 (18.0)
住民に対する普及啓発が難しい	284 (54.9)	32 (68.1)	10 (50.0)	34 (63.0)	24 (77.4)	72 (66.7)	78 (53.1)	22 (36.7)	12 (24.0)
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	237 (45.8)	10 (21.3)	2 (10.0)	22 (40.7)	14 (45.2)	50 (46.3)	84 (57.1)	32 (53.3)	23 (46.0)
最新の技術情報や知見が不足している	173 (33.5)	13 (27.7)	3 (15.0)	19 (35.2)	11 (35.5)	36 (33.3)	54 (36.7)	22 (36.7)	15 (30.0)
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	317 (61.3)	41 (87.2)	15 (75.0)	34 (63.0)	23 (74.2)	80 (74.1)	85 (57.8)	28 (46.7)	11 (22.0)
有望な対策・施策が見つからない	229 (44.3)	24 (51.1)	6 (30.0)	31 (57.4)	23 (74.2)	50 (46.3)	62 (42.2)	22 (36.7)	11 (22.0)
補助金など弾力的な運用ができない	99 (19.1)	18 (38.3)	4 (20.0)	14 (25.9)	9 (29.0)	17 (15.7)	24 (16.3)	8 (13.3)	5 (10.0)
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	28 (5.4)	5 (10.6)	4 (20.0)	7 (13.0)	3 (9.7)	4 (3.7)	4 (2.7)	1 (1.7)	0 (0.0)
地球温暖化対策の優先度が低い	185 (35.8)	20 (42.6)	6 (30.0)	32 (59.3)	15 (48.4)	44 (40.7)	44 (29.9)	15 (25.0)	9 (18.0)
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	76 (14.7)	3 (6.4)	1 (5.0)	2 (3.7)	3 (9.7)	19 (17.6)	28 (19.0)	14 (23.3)	6 (12.0)
対策・施策の費用対効果が低い	121 (23.4)	12 (25.5)	4 (20.0)	21 (38.9)	10 (32.3)	26 (24.1)	32 (21.8)	7 (11.7)	9 (18.0)
その他	21 (4.1)	4 (8.5)	1 (5.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	4 (3.7)	6 (4.1)	2 (3.3)	1 (2.0)
特に困っていることはない	8 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)	3 (2.0)	0 (0.0)	3 (6.0)

(8) 実行計画（区域施策編）の見直し

1) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における、政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた区域施策編の策定・改定状況としては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」（72.1%）が最も多く、「計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を行う予定である。」（10.0%）、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」（8.4%）と続く。

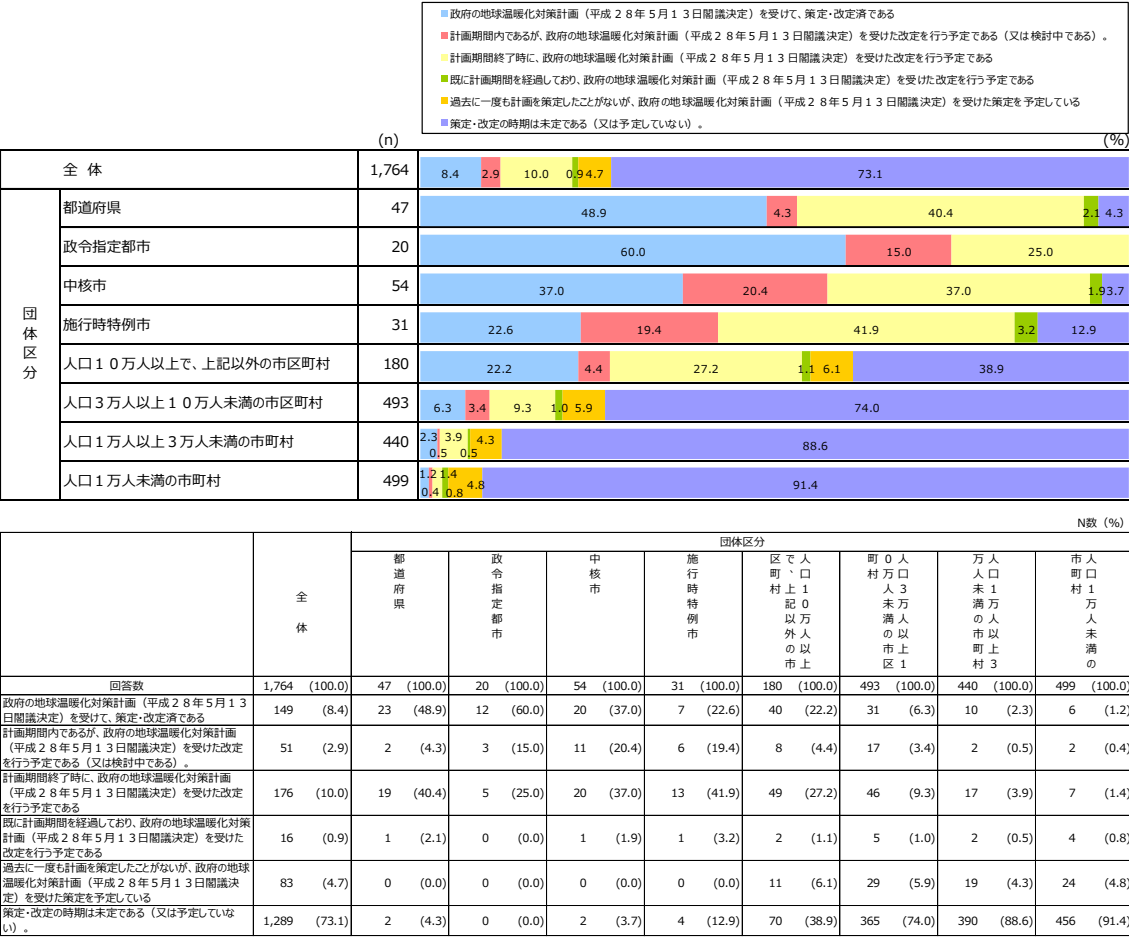
図表 362 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況



		回答数	%
	全 体	1,764	100.0
1	政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	149	8.4
2	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	51	2.9
3	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	176	10.0
4	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	16	0.9
5	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を受けた策定を予定している	83	4.7
6	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	1,289	73.1

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある施行時特例市より人口規模
 が大きい団体においては、改定を予定している団体が大半を占めるが、都道府県
 の 4.3%、中核市の 3.7%、施行時特例市の 12.9%は「改定の時期は未定である
 (又は予定していない)。」と回答している。

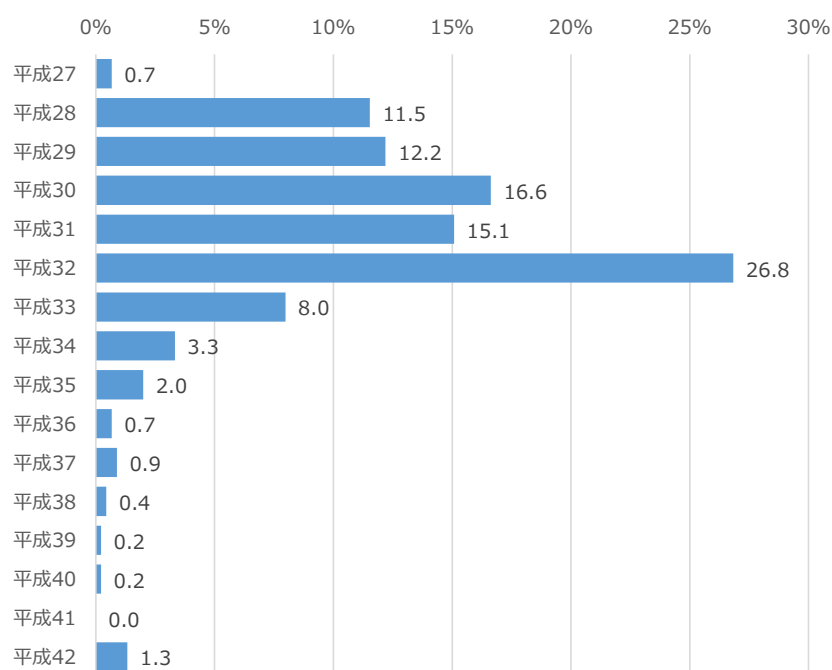
図表 363 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況
 【団体区分別】



2) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて区域施策編を策定・改定済み（又は予定）の団体における策定・改定（予定）年度は「平成32年度」（26.8%）が最も多い。大部分の団体が平成32年度までに策定・改定する予定となっている。

図表 364 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）



[N=451]

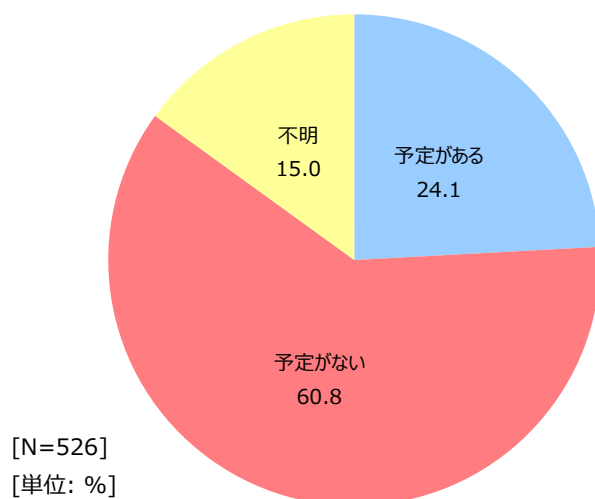
[単位：%]

		N数 (%)	
該当数		451	(100.0)
平成27	2015	3	(0.7)
平成28	2016	52	(11.5)
平成29	2017	55	(12.2)
平成30	2018	75	(16.6)
平成31	2019	68	(15.1)
平成32	2020	121	(26.8)
平成33	2021	36	(8.0)
平成34	2022	15	(3.3)
平成35	2023	9	(2.0)
平成36	2024	3	(0.7)
平成37	2025	4	(0.9)
平成38	2026	2	(0.4)
平成39	2027	1	(0.2)
平成40	2028	1	(0.2)
平成41	2029	0	(0.0)
平成42	2030	6	(1.3)

3) 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 24.1%、「予定がない。」と回答した団体は 60.8%である。

図表 365 区域施策編の中間見直しの予定の有無



地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの予定がある団体の割合が最も高いのは施行時特例市（35.5%）で、中核市（35.2%）、政令指定都市（35.0%）、と続く。

図表 366 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

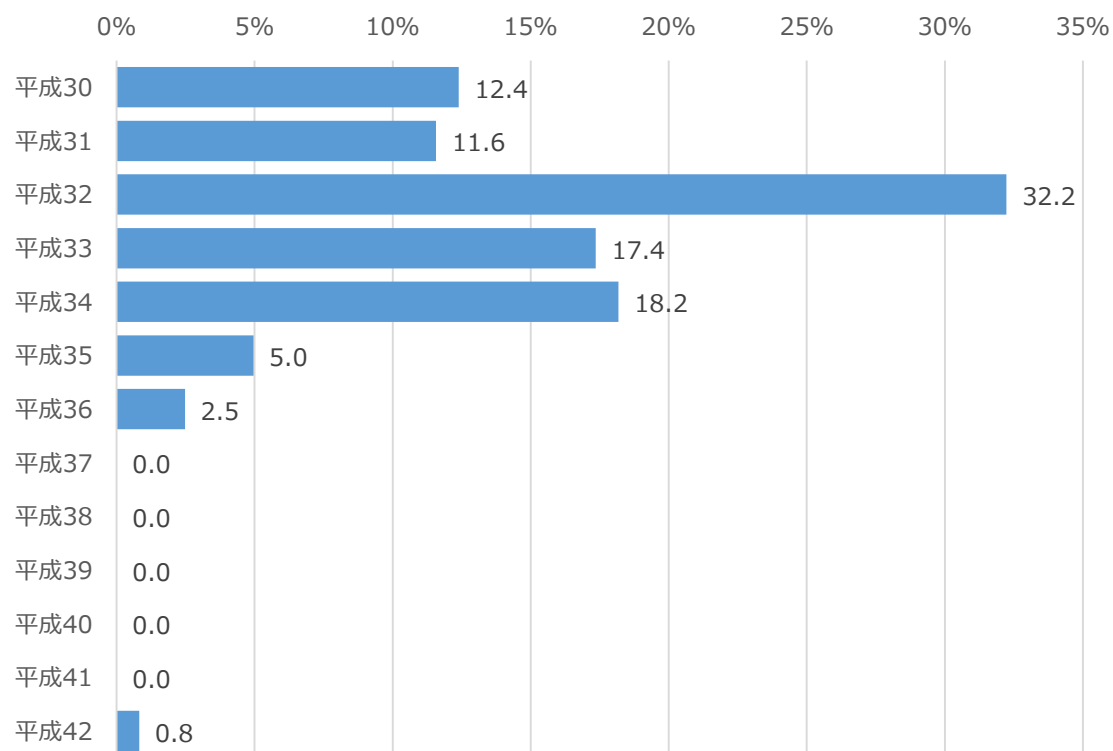
			■ 予定がある ■ 予定がない ■ 不明		
		(n)	(%)		
全 体		526	24.1	60.8	15.0
団 体 区 分	都道府県	47	25.5	68.1	6.4
	政令指定都市	20	35.0	65.0	
	中核市	54	35.2	57.4	7.4
	施行時特例市	31	35.5	58.1	6.5
	人口1 0万人以上で、上記以外の市区町村	108	27.8	62.0	10.2
	人口3万人以上1 0万人未満の市区町村	148	24.3	60.1	15.5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	11.1	57.1	31.7
	人口1万人未満の市町村	55	9.1	61.8	29.1

		N数 (%)									
		団体区分									
全 体		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 、 口 村 上 1 記 0 以 万 人 の 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 町 上 区 3	市 人 口 町 1 万 人 未 満 の		
回答数	526 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	148 (100.0)	63 (100.0)	55 (100.0)		
予定がある	127 (24.1)	12 (25.5)	7 (35.0)	19 (35.2)	11 (35.5)	30 (27.8)	36 (24.3)	7 (11.1)	5 (9.1)		
予定がない	320 (60.8)	32 (68.1)	13 (65.0)	31 (57.4)	18 (58.1)	67 (62.0)	89 (60.1)	36 (57.1)	34 (61.8)		
不明	79 (15.0)	3 (6.4)	0 (0.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	11 (10.2)	23 (15.5)	20 (31.7)	16 (29.1)		

4) 区域施策編の中間見直しの予定年度

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、中間見直しの予定年度は「平成32年」(32.2%)が最も多い。

図表 367 区域施策編の中間見直しの予定年度



[N=121]

[単位：%]

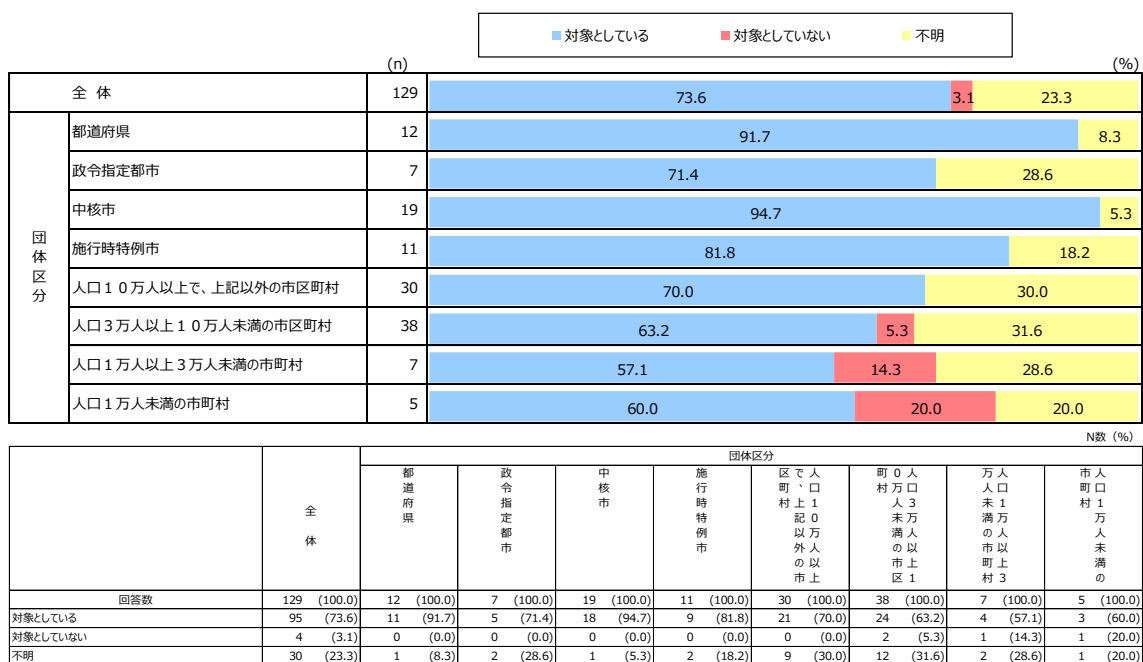
		N数 (%)	
該当数		121	(100.0)
平成30	2018	15	(12.4)
平成31	2019	14	(11.6)
平成32	2020	39	(32.2)
平成33	2021	21	(17.4)
平成34	2022	22	(18.2)
平成35	2023	6	(5.0)
平成36	2024	3	(2.5)
平成37	2025	0	(0.0)
平成38	2026	0	(0.0)
平成39	2027	0	(0.0)
平成40	2028	0	(0.0)
平成41	2029	0	(0.0)
平成42	2030	1	(0.8)

5) 区域施策編の中間見直しの対象

①目標や対策・施策の内容

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、目標や対策・施策の内容を中間見直しの対象としている団体は 73.6%である。

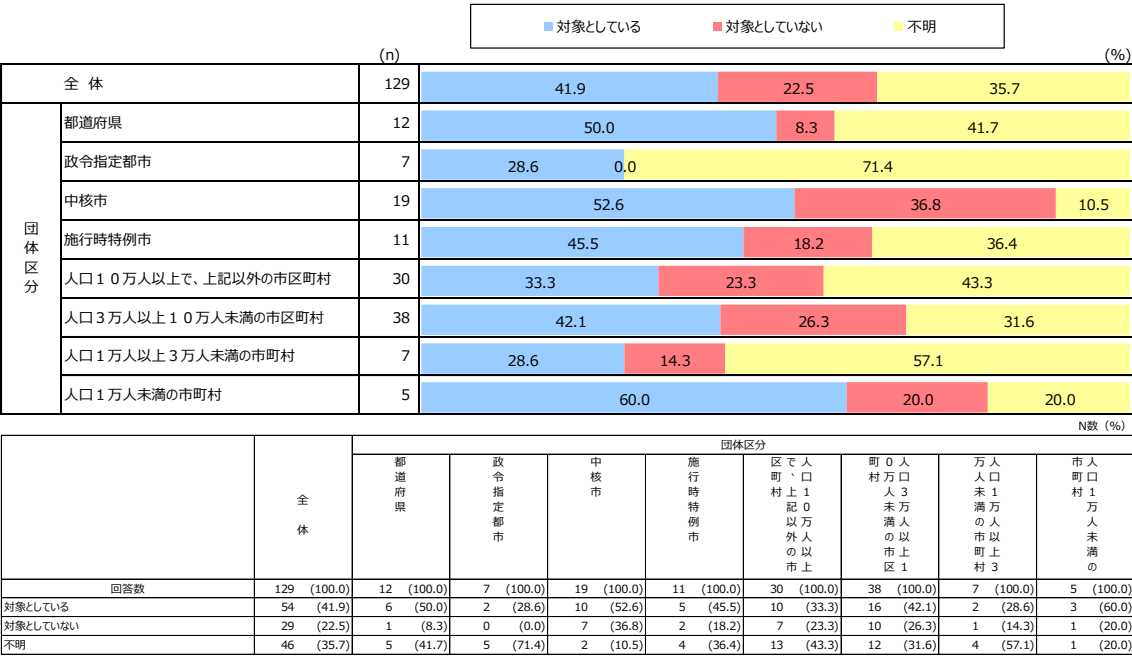
図表 368 区域施策編の中間見直しの対象 ①目標や対策・施策の内容
【団体区分別】



②進捗管理の仕組み

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、進捗管理の仕組みを
中間見直しの対象としている団体は 41.9%である。

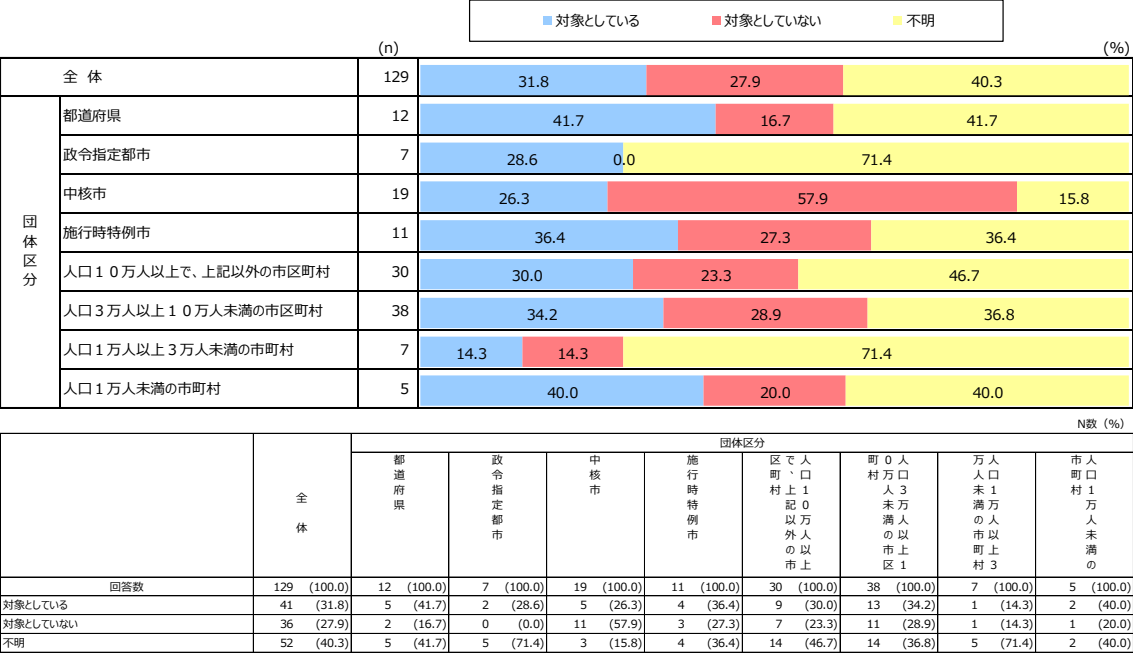
図表 369 区域施策編の中間見直しの対象 ②進捗管理の仕組み
【団体区分別】



③評価結果の公表のあり方

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、評価結果の公表のあり方を中間見直しの対象としているのは 31.8%である。

図表 370 区域施策編の中間見直しの対象 ③評価結果の公表のあり方
【団体区分別】



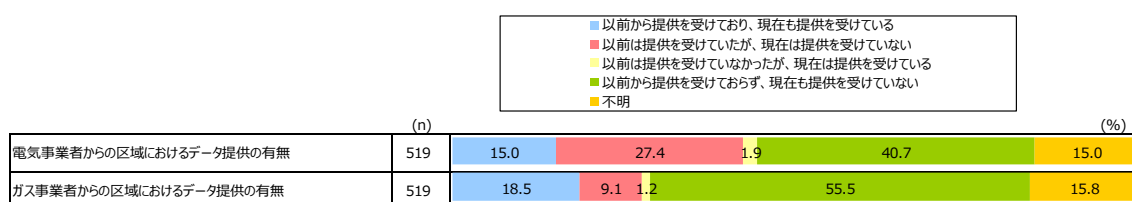
(9) エネルギー事業者からのデータ提供

1) エネルギー事業者からの区域におけるデータ提供の有無

区域施策編を策定済みの団体における、電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」(40.7%) が最も多く、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」(27.4%)、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」(15.0%) と続く。

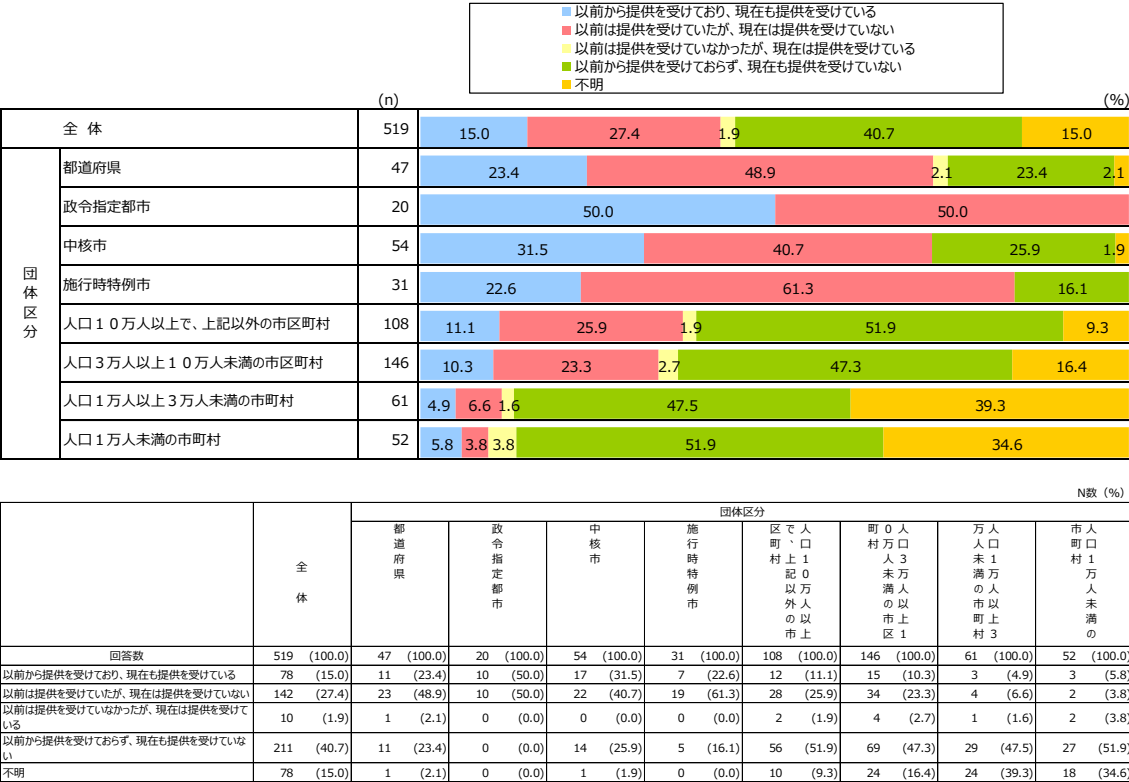
また、ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」(55.5%) が最も多く、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」(18.5%)、「不明」(15.8%)、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」(9.1%) と続く。

図表 371 電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無



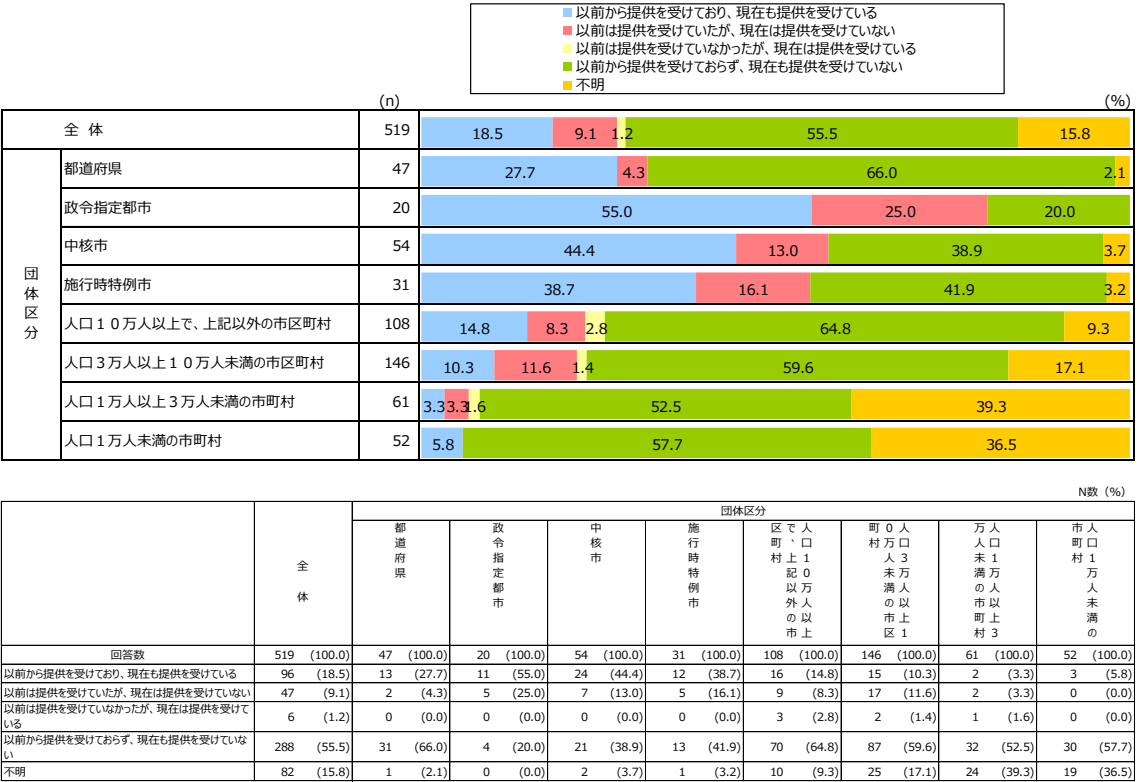
電気事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」が最も多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 372 電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】



ガス事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、中核市以外では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 373 ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】

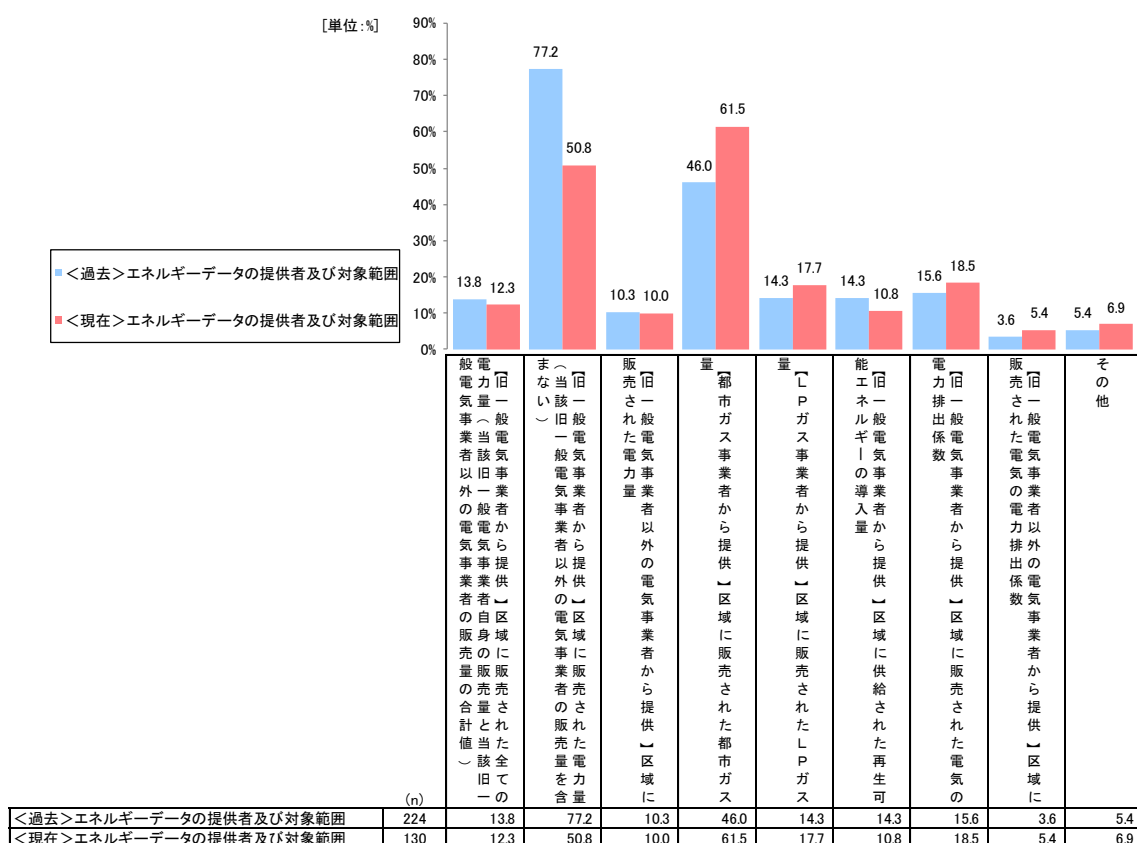


2) <過去／現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲

以前、エネルギーデータの提供を受けていたと回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けていた団体（77.2%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けていた団体（46.0%）が多い。

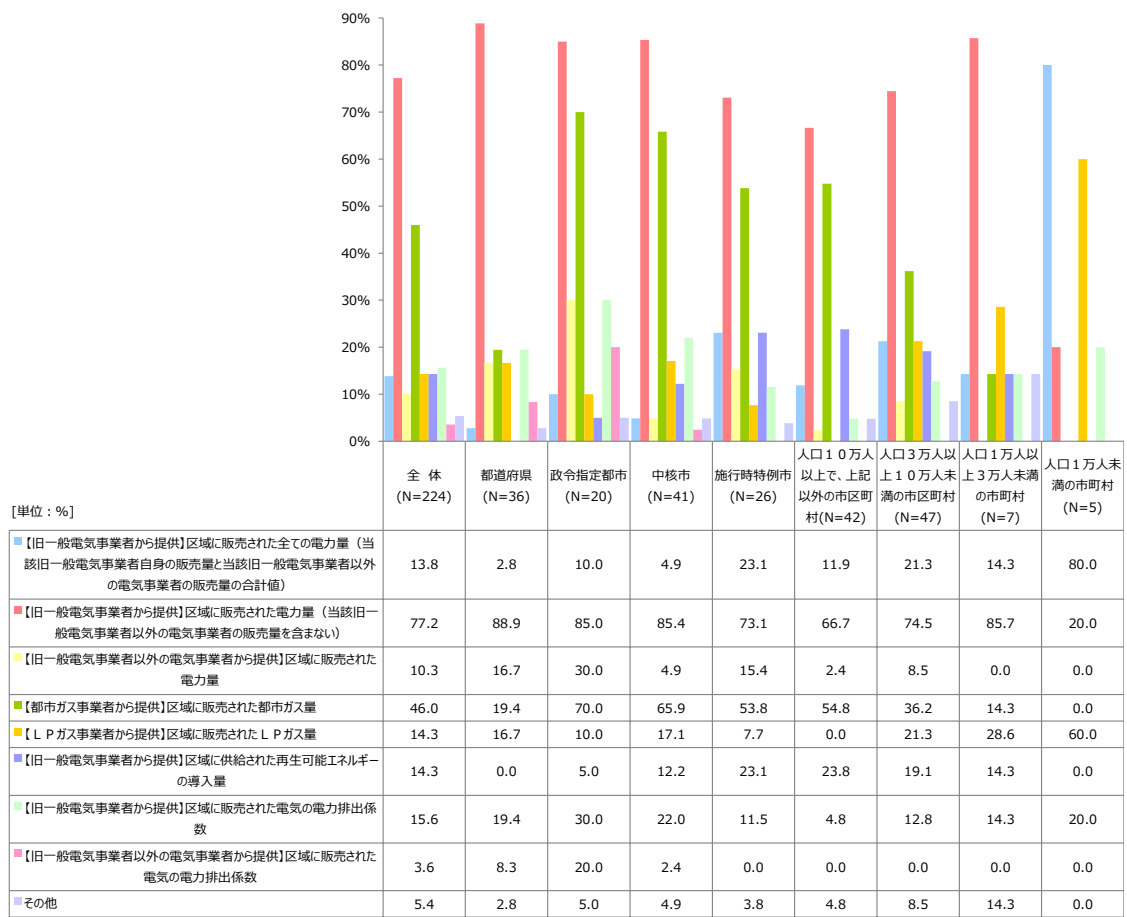
また、現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体（61.5%）が最も多く、次いで、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けている団体（50.8%）が多い。

図表 374 <過去／現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲



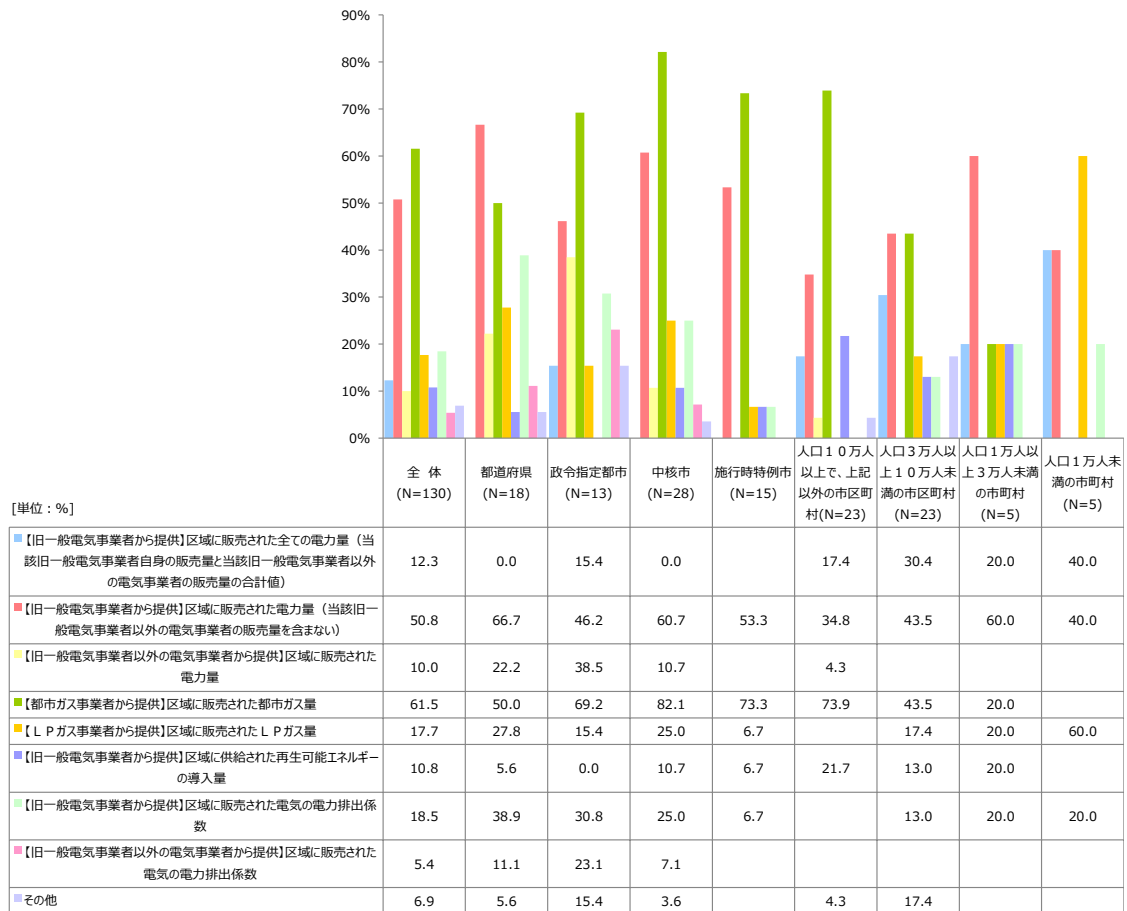
地方公共団体の区分別に、過去と現在のエネルギーデータの提供状況を比較すると、ほぼすべての区分で、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量」の提供を受けている団体の割合が低下している。一方、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体の割合は都道府県、中核市、施行時特例市等で上昇傾向にある。(図表 375、図表 376)

図表 375 <過去>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【団体区分別】



	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以 上	町0人口 10万人以 上	町0人口 10万人以 上	市人口 10万人以 上	市人口 10万人未 満
回答数	224 (100.0)	36 (100.0)	20 (100.0)	41 (100.0)	26 (100.0)	42 (100.0)	47 (100.0)	7 (100.0)	5 (100.0)	
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	31 (13.8)	1 (2.8)	2 (10.0)	2 (4.9)	6 (23.1)	5 (11.9)	10 (21.3)	1 (14.3)	4 (80.0)	
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	173 (77.2)	32 (88.9)	17 (85.0)	35 (85.4)	19 (73.1)	28 (66.7)	35 (74.5)	6 (85.7)	1 (20.0)	
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	23 (10.3)	6 (16.7)	6 (30.0)	2 (4.9)	4 (15.4)	1 (2.4)	4 (8.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	103 (46.0)	7 (19.4)	14 (70.0)	27 (65.9)	14 (53.8)	23 (54.8)	17 (36.2)	1 (14.3)	0 (0.0)	
【LPG事業者から提供】区域に販売されたLPGガス量	32 (14.3)	6 (16.7)	2 (10.0)	7 (17.1)	2 (7.7)	0 (0.0)	10 (21.3)	2 (28.6)	3 (60.0)	
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	32 (14.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	5 (12.2)	6 (23.1)	10 (23.8)	9 (19.1)	1 (14.3)	0 (0.0)	
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	35 (15.6)	7 (19.4)	6 (30.0)	9 (22.0)	3 (11.5)	2 (4.8)	6 (12.8)	1 (14.3)	1 (20.0)	
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	8 (3.6)	3 (8.3)	4 (20.0)	1 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
その他	12 (5.4)	1 (2.8)	1 (5.0)	2 (4.9)	1 (3.8)	2 (4.8)	4 (8.5)	1 (14.3)	0 (0.0)	

図表 376 <現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【団体区分別】



	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 、 口 村 上 1 記 0 以 外 人 の 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 町 上 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の
回答数	130 (100.0)	18 (100.0)	13 (100.0)	28 (100.0)	15 (100.0)	23 (100.0)	23 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	16 (12.3)	0 (0.0)	2 (15.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (17.4)	7 (30.4)	1 (20.0)	2 (40.0)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	66 (50.8)	12 (66.7)	6 (46.2)	17 (60.7)	8 (53.3)	8 (34.8)	10 (43.5)	3 (60.0)	2 (40.0)
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	13 (10.0)	4 (22.2)	5 (38.5)	3 (10.7)	0 (0.0)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	80 (61.5)	9 (50.0)	9 (69.2)	23 (82.1)	11 (73.3)	17 (73.9)	10 (43.5)	1 (20.0)	0 (0.0)
【LPG事業者から提供】区域に販売されたLPGガス量	23 (17.7)	5 (27.8)	2 (15.4)	7 (25.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	4 (17.4)	1 (20.0)	3 (60.0)
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	14 (10.8)	1 (5.6)	0 (0.0)	3 (10.7)	1 (6.7)	5 (21.7)	3 (13.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	24 (18.5)	7 (38.9)	4 (30.8)	7 (25.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	3 (13.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	7 (5.4)	2 (11.1)	3 (23.1)	2 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	9 (6.9)	1 (5.6)	2 (15.4)	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (4.3)	4 (17.4)	0 (0.0)	0 (0.0)

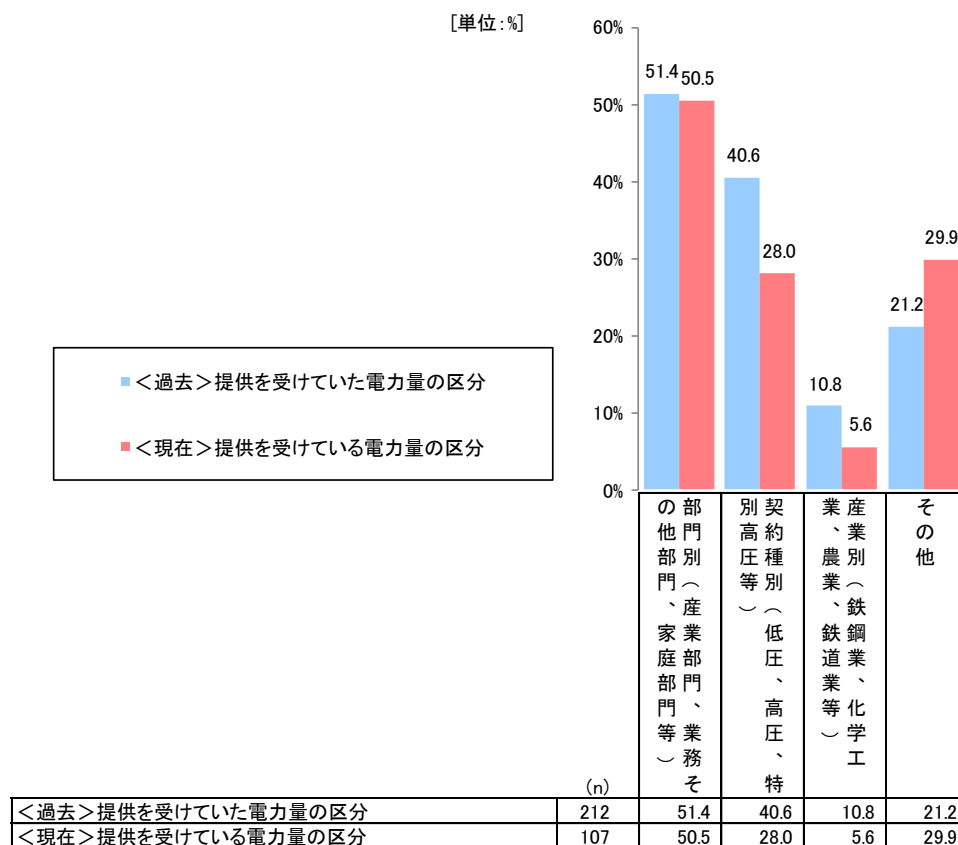
3) <過去／現在>提供を受けている電力量の区分

以前、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けていた団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（51.4%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（40.6%）が多い。

現在、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けている団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（50.5%）が最も多く、次いで「その他」（29.9%）が多い。

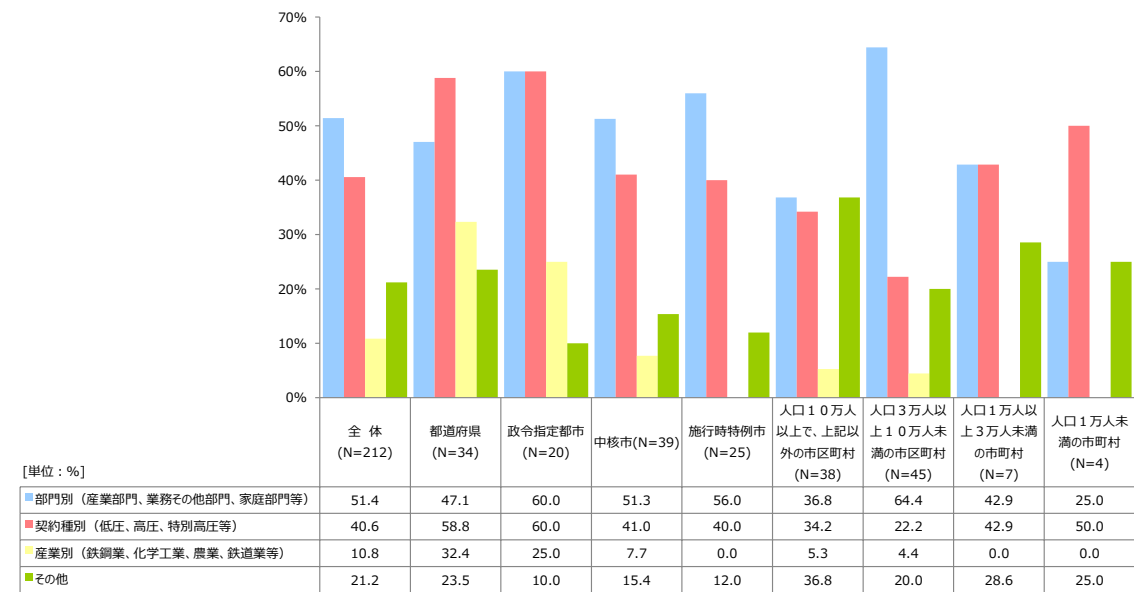
過去と現在を比べると、「部門別」の割合はほぼ変わらないが、「契約種別」「産業別」の割合は低下している。

図表 377 <過去／現在>提供を受けている電力量の区分



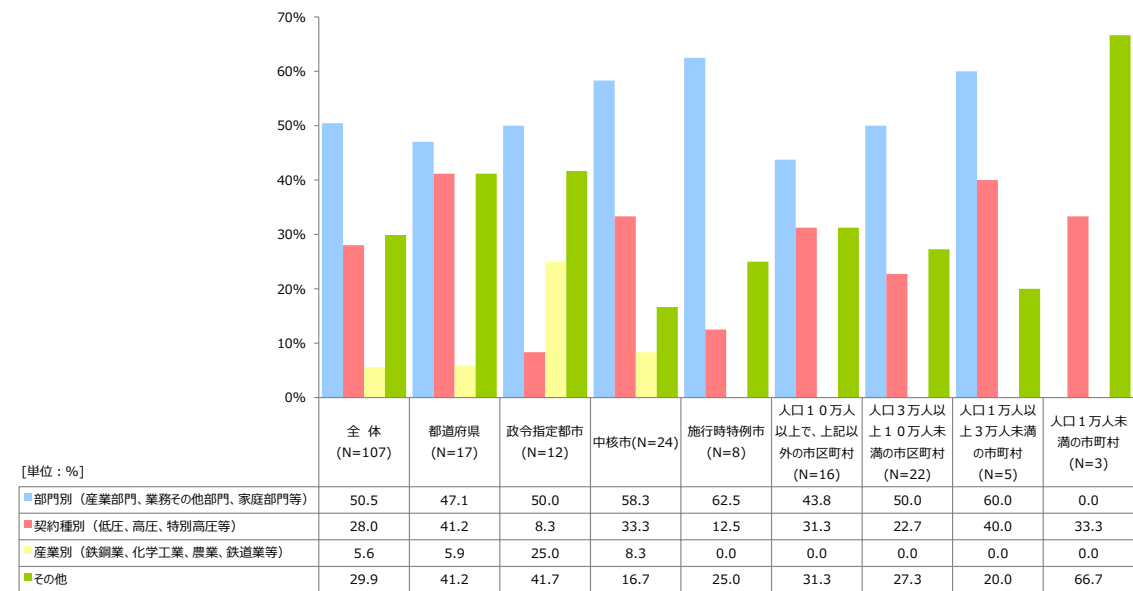
地方公共団体の区分別に、提供を受けている電力量の区分について、過去と現在を比較すると、ほぼすべての区分で、「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」の割合が低下している。また、「産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）」は、以前、都道府県では 32.4%の団体が提供を受けていたが、現在は 5.9%まで低下している。（図表 378、図表 379）

図表 378 <過去>提供を受けていた電力量の区分
【団体区分別】



	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人 町、口 村上1 記0以 上万人 以上の 市上	町0人 村万口 人3未 満万人 の市以 上区1	万人 人口未 満1万 人の市 以町上 村3	市人 町口村 1万人 未満の
回答数	212 (100.0)	34 (100.0)	20 (100.0)	39 (100.0)	25 (100.0)	38 (100.0)	45 (100.0)	7 (100.0)	4 (100.0)
部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	109 (51.4)	16 (47.1)	12 (60.0)	20 (51.3)	14 (56.0)	14 (36.8)	29 (64.4)	3 (42.9)	1 (25.0)
契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	86 (40.6)	20 (58.8)	12 (60.0)	16 (41.0)	10 (40.0)	13 (34.2)	10 (22.2)	3 (42.9)	2 (50.0)
産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	23 (10.8)	11 (32.4)	5 (25.0)	3 (7.7)	0 (0.0)	2 (5.3)	2 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	45 (21.2)	8 (23.5)	2 (10.0)	6 (15.4)	3 (12.0)	14 (36.8)	9 (20.0)	2 (28.6)	1 (25.0)

図表 379 <現在>提供を受けている電力量の区分
【団体区分別】

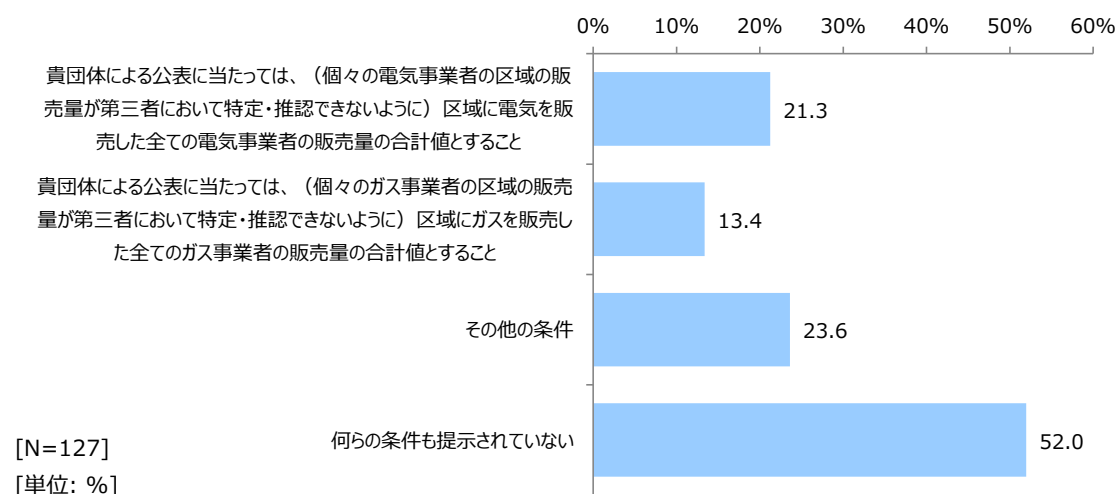


N数（％）									
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以 上、上記以 外の市区 町村	人口10万 人以上30 万人未満 の市区町 村	人口1万 人以上3万 人未満の 市町村	人口1万人 未満の市 町村
回答数	107 (100.0)	17 (100.0)	12 (100.0)	24 (100.0)	8 (100.0)	16 (100.0)	22 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)
部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	54 (50.5)	8 (47.1)	6 (50.0)	14 (58.3)	5 (62.5)	7 (43.8)	11 (50.0)	3 (60.0)	0 (0.0)
契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	30 (28.0)	7 (41.2)	1 (8.3)	8 (33.3)	1 (12.5)	5 (31.3)	5 (22.7)	2 (40.0)	1 (33.3)
産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	6 (5.6)	1 (5.9)	3 (25.0)	2 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	32 (29.9)	7 (41.2)	5 (41.7)	4 (16.7)	2 (25.0)	5 (31.3)	6 (27.3)	1 (20.0)	2 (66.7)

4) 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件

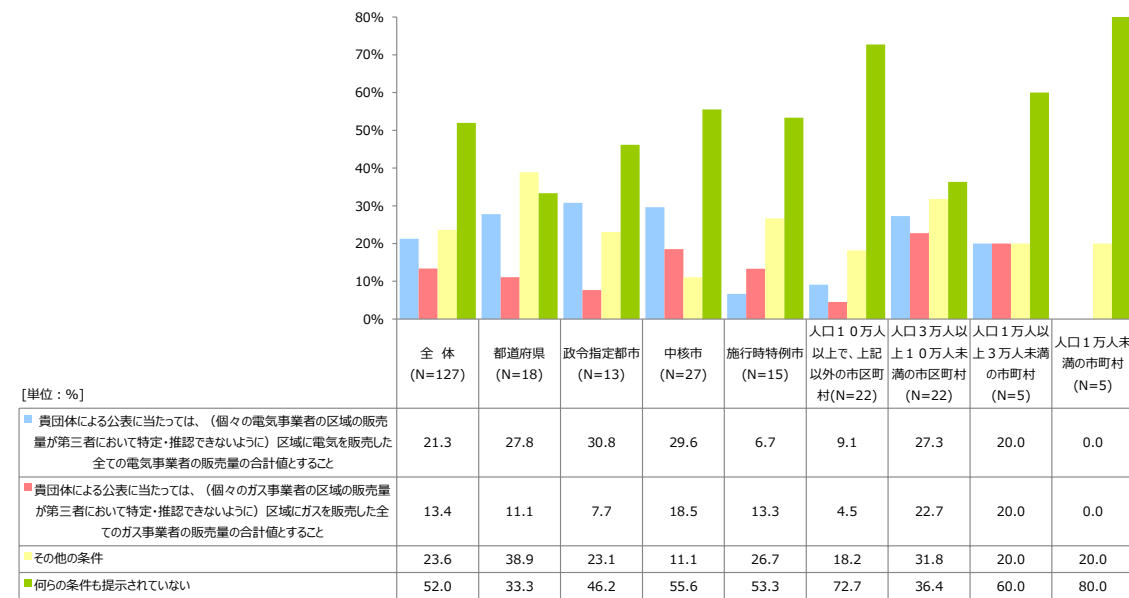
現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体において、そのデータの公表について電気事業者・ガス事業者から提示された条件としては、「何らの条件も提示されていない。」(52.0%)が最も高く、「その他の条件」(23.6%)、「区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること」(21.3%)、「区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること」(13.4%)と続く。

図表 380 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）ほど、条件を提示されている団体の割合が高い傾向がある。

図表 381 提供されたデータの公表について、
電気事業者・ガス事業者から提示された条件【団体区分別】



	全 体	団体区分								N数（％）
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以 上10万人 未満の市 町村	人口10万 人以上30 万人未満 の市町村	人口10万 人以上30 万人未満 の市町村	人口10万 人以上30 万人未満 の市町村	
回答数	127 (100.0)	18 (100.0)	13 (100.0)	27 (100.0)	15 (100.0)	22 (100.0)	22 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	
貴団体による公表に当たっては、〈個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように〉区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	27 (21.3)	5 (27.8)	4 (30.8)	8 (29.6)	1 (6.7)	2 (9.1)	6 (27.3)	1 (20.0)	0 (0.0)	
貴団体による公表に当たっては、〈個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように〉区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	17 (13.4)	2 (11.1)	1 (7.7)	5 (18.5)	2 (13.3)	1 (4.5)	5 (22.7)	1 (20.0)	0 (0.0)	
その他の条件	30 (23.6)	7 (38.9)	3 (23.1)	3 (11.1)	4 (26.7)	4 (18.2)	7 (31.8)	1 (20.0)	1 (20.0)	
何らの条件も提示されていない	66 (52.0)	6 (33.3)	6 (46.2)	15 (55.6)	8 (53.3)	16 (72.7)	8 (36.4)	3 (60.0)	4 (80.0)	

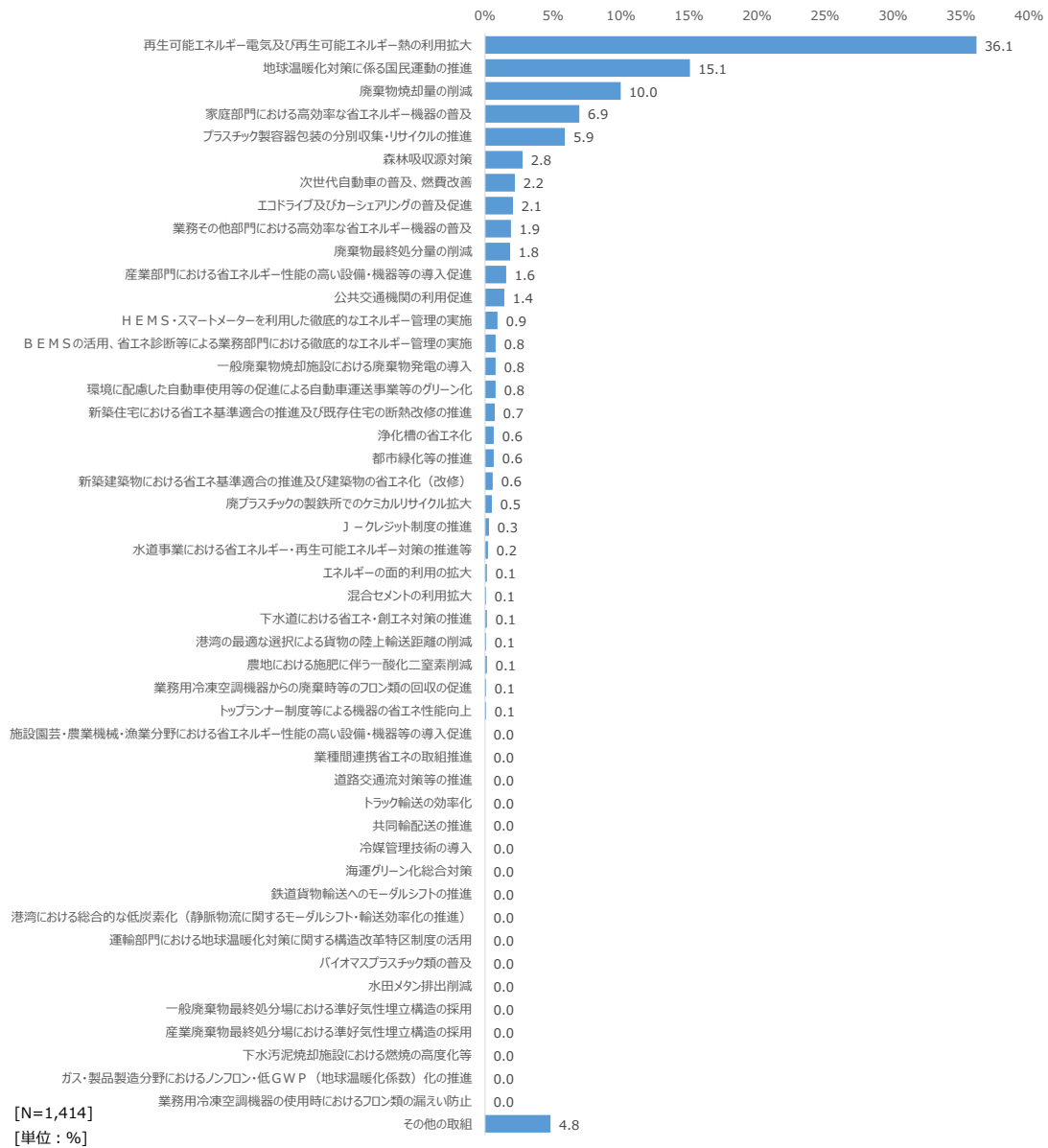
4. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

1) 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（36.1%）が最も多く、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（15.1%）、「廃棄物焼却量の削減」（10.0%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（6.9%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（5.9%）と続く。

図表 382 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」が最も多く、都道府県以外の全団体では「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」が最も多い。

図表 383 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
【団体区分別】（単位：％）

	全 体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村
(n)	1414	47	19	54	31	170	430	329	334
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	36.1	19.1	42.1	51.9	48.4	33.5	35.6	31.6	41.0
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	0.7	4.3	5.3	0.0	0.0	1.2	0.2	0.6	0.6
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	6.9	8.5	5.3	16.7	19.4	15.3	7.7	3.6	2.1
浄化槽の省エネ化	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.2	0.6
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.9	0.6	0.3
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化(改修)	0.6	2.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7	0.0	0.9
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	1.9	2.1	0.0	0.0	3.2	0.6	1.6	2.4	2.7
冷媒管理技術の導入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.2	0.9	0.3
エネルギーの面的利用の拡大	0.1	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	4.7	13.1	5.7
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	0.8	0.0	0.0	0.0	3.2	2.9	0.9	0.0	0.3
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	1.6	2.1	0.0	1.9	0.0	1.2	2.6	0.9	1.2
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.9
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種間連携省エネの取組推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
次世代自動車の普及・燃費改善	2.2	0.0	0.0	1.9	3.2	2.4	2.1	1.8	3.0
道路交通流対策等の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.7	0.3	1.2
公共交通機関の利用促進	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	1.2	2.1
トラック輸送の効率化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同輸配送の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海運グリーン化総合対策	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
港湾における総合的な低炭素化(静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合セメントの利用拡大	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
バイオマスプラスチック類の普及	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃棄物焼却量の削減	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	10.2	14.3	12.6
水田メタン排出削減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
廃棄物最終処分量の削減	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.4	3.0	2.7
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP(地球温暖化係数)化の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
森林吸収源対策	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.4	4.0	5.4
都市緑化等の推進	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.9	0.9	0.3
J-クレジット制度の推進	0.3	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.6
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	15.1	40.4	21.1	20.4	18.1	24.1	16.5	9.4	9.3
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	2.1	0.0	5.3	0.0	0.0	1.8	2.1	4.3	0.6
その他の取組	4.8	19.1	15.8	7.4	6.5	2.9	4.0	3.6	4.8

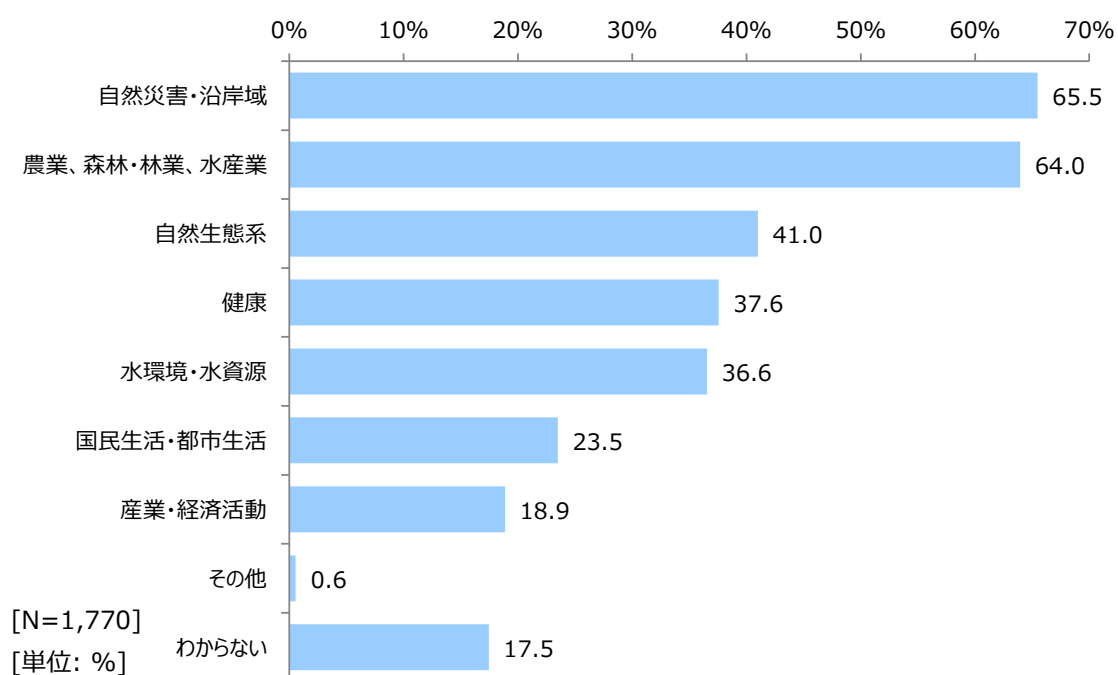
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の
回答数	1,414 (100.0)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	170 (100.0)	430 (100.0)	329 (100.0)	334 (100.0)
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	511 (36.1)	9 (19.1)	8 (42.1)	28 (51.9)	15 (48.4)	57 (33.5)	153 (35.6)	104 (31.6)	137 (41.0)
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	10 (0.7)	2 (4.3)	1 (5.3)	(0.0)	(0.0)	2 (1.2)	1 (0.2)	2 (0.6)	2 (0.6)
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	98 (6.9)	4 (8.5)	1 (5.3)	9 (16.7)	6 (19.4)	26 (15.3)	33 (7.7)	12 (3.6)	7 (2.1)
浄化槽の省エネ化	9 (0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	4 (1.2)	2 (0.6)
H E M S・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	13 (0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	2 (1.2)	8 (1.9)	2 (0.6)	1 (0.3)
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）	8 (0.6)	1 (2.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	3 (0.7)	(0.0)	3 (0.9)
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	27 (1.9)	1 (2.1)	(0.0)	(0.0)	1 (3.2)	1 (0.6)	7 (1.6)	8 (2.4)	9 (2.7)
冷暖管理技術の導入	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	1 (0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
B E M Sの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	11 (0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	2 (1.2)	5 (1.2)	3 (0.9)	1 (0.3)
エネルギーの面的利用の拡大	2 (0.1)	(0.0)	1 (5.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.2)	(0.0)	(0.0)
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	2 (0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.2)	(0.0)	1 (0.3)
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	3 (0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.2)	1 (0.3)	1 (0.3)
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	83 (5.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	20 (4.7)	43 (13.1)	19 (5.7)
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	11 (0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (3.2)	5 (2.9)	4 (0.9)	(0.0)	1 (0.3)
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	22 (1.6)	1 (2.1)	(0.0)	1 (1.9)	(0.0)	2 (1.2)	11 (2.6)	3 (0.9)	4 (1.2)
廃プラスチックの製鉄所でのケカカリリサイクル拡大	7 (0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	4 (1.2)	3 (0.9)
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
棄置期間満了省エネの取組推進	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
次世代自動車の普及・燃費改善	31 (2.2)	(0.0)	(0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	4 (2.4)	9 (2.1)	6 (1.8)	10 (3.0)
道路交通流対策等の推進	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	11 (0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	3 (1.8)	3 (0.7)	1 (0.3)	4 (1.2)
公共交通機関の利用促進	20 (1.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	8 (1.9)	4 (1.2)	7 (2.1)
トラック輸送の効率化	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
共同輸配送の推進	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
海運グリーン化総合対策	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	1 (0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.2)	(0.0)	(0.0)
港湾における総合的な低炭素化（静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
混合セメントの利用拡大	1 (0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
バイオマスプラスチック等の普及	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
廃棄物焼却量の削減	141 (10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	8 (4.7)	44 (10.2)	47 (14.3)	42 (12.6)
水田メタン排出削減	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減	2 (0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.3)	1 (0.3)
廃棄物最終処分量の削減	26 (1.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	6 (1.4)	10 (3.0)	9 (2.7)
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
下水汚泥焼却施設における焼焼の高度化等	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	1 (0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.3)	(0.0)
森林吸収源対策	39 (2.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	2 (1.2)	6 (1.4)	13 (4.0)	18 (5.4)
都市緑化等の推進	9 (0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	4 (0.9)	3 (0.9)	1 (0.3)
Jーフレット制度の推進	4 (0.3)	1 (2.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.2)	(0.0)	2 (0.6)
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	213 (15.1)	19 (40.4)	4 (21.1)	11 (20.4)	5 (16.1)	41 (24.1)	71 (16.5)	31 (9.4)	31 (9.3)
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	29 (2.1)	(0.0)	1 (5.3)	(0.0)	(0.0)	3 (1.8)	9 (2.1)	14 (4.3)	2 (0.6)
その他の取組	68 (4.8)	9 (19.1)	3 (15.8)	4 (7.4)	2 (6.5)	5 (2.9)	17 (4.0)	12 (3.6)	16 (4.8)

（２）気候変動適応に関する取組状況

１）気候変動の影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害・沿岸域」（65.5%）が最も多く、「農業、森林・林業、水産業」（64.0%）、「自然生態系」（41.0%）、「健康」（37.6%）と続く。

図表 384 気候変動の影響が懸念される分野

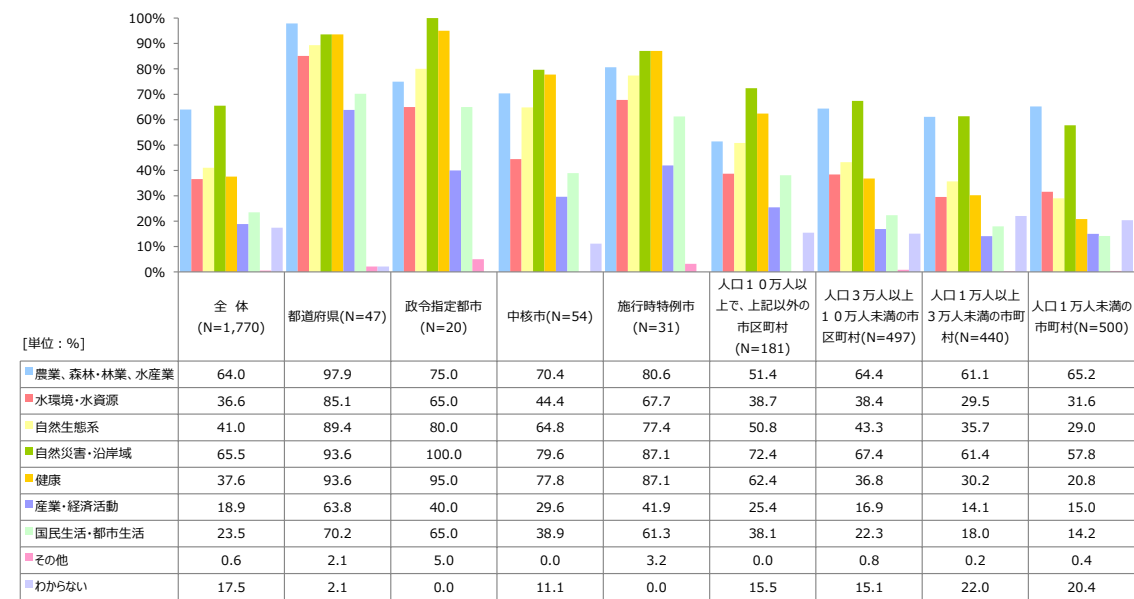


		回答数	%
	全 体	1,770	100.0
1	農業、森林・林業、水産業	1,132	64.0
2	水環境・水資源	647	36.6
3	自然生態系	726	41.0
4	自然災害・沿岸域	1,159	65.5
5	健康	665	37.6
6	産業・経済活動	334	18.9
7	国民生活・都市生活	416	23.5
8	その他	10	0.6
9	わからない	309	17.5

地方公共団体の区分別に見ると、気候変動の影響に対する懸念は、小規模な市町村（特別区含む。）に比べ、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）の方が全般的に大きい傾向がある。

都道府県では「農業、森林・林業、水産業」「自然災害・沿岸域」「健康」、大規模な市では「自然災害・沿岸域」「健康」、小規模な市町村では「農業、森林・林業、水産業」「自然災害・沿岸域」に対する懸念が大きい。

図表 385 気候変動の影響が懸念される分野【団体区分別】



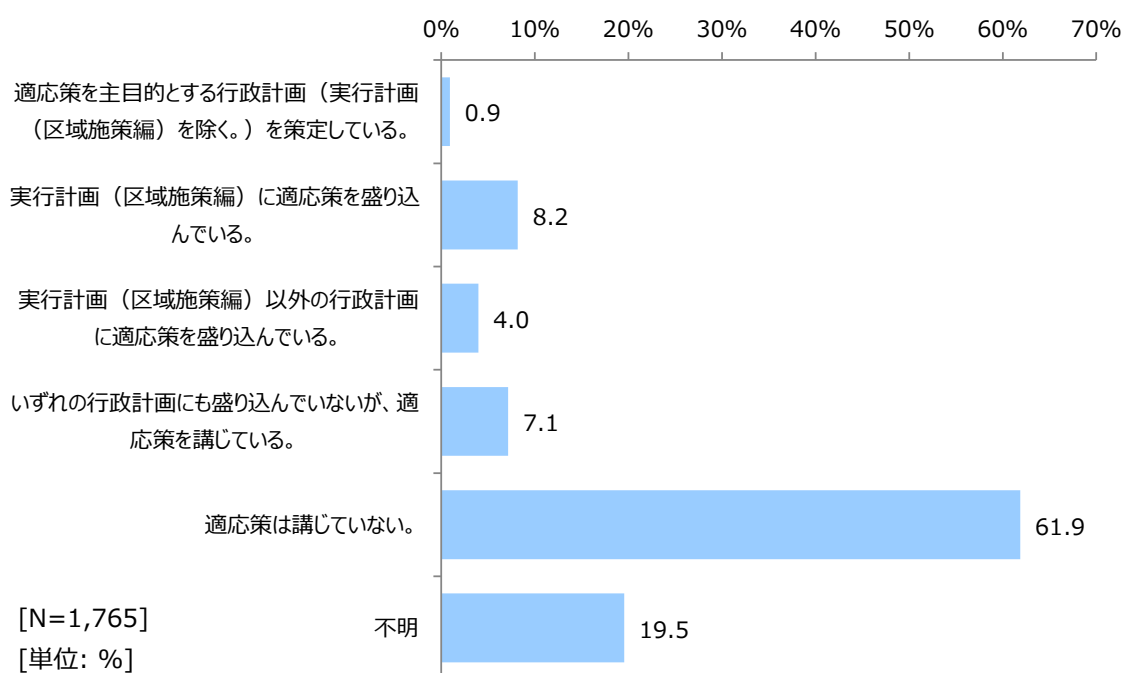
	全 体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市区町村	町で人口10万人以上の市区町村	市で人口10万人以上の市区町村	市町村で人口10万人未満の市区町村
回答数	1,770 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	440 (100.0)	500 (100.0)
農業、森林・林業、水産業	1,132 (64.0)	46 (97.9)	15 (75.0)	38 (70.4)	25 (80.6)	93 (51.4)	320 (64.4)	269 (61.1)	326 (65.2)
水環境・水資源	647 (36.6)	40 (85.1)	13 (65.0)	24 (44.4)	21 (67.7)	70 (38.7)	191 (38.4)	130 (29.5)	158 (31.6)
自然生態系	726 (41.0)	42 (89.4)	16 (80.0)	35 (64.8)	24 (77.4)	92 (50.8)	215 (43.3)	157 (35.7)	145 (29.0)
自然災害・沿岸域	1,159 (65.5)	44 (93.6)	20 (100.0)	43 (79.6)	27 (87.1)	131 (72.4)	335 (67.4)	270 (61.4)	289 (57.8)
健康	665 (37.6)	44 (93.6)	19 (95.0)	42 (77.8)	27 (87.1)	113 (62.4)	183 (36.8)	133 (30.2)	104 (20.8)
産業・経済活動	334 (18.9)	30 (63.8)	8 (40.0)	16 (29.6)	13 (41.9)	46 (25.4)	84 (16.9)	62 (14.1)	75 (15.0)
国民生活・都市生活	416 (23.5)	33 (70.2)	13 (65.0)	21 (38.9)	19 (61.3)	69 (38.1)	111 (22.3)	79 (18.0)	71 (14.2)
その他	10 (0.6)	1 (2.1)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	0 (0.0)	4 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.4)
わからない	309 (17.5)	1 (2.1)	0 (0.0)	6 (11.1)	0 (0.0)	28 (15.5)	75 (15.1)	97 (22.0)	102 (20.4)

2) 気候変動適応の取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動適応の取組状況としては、「適応策は講じていない。」（61.9%）が最も多い。

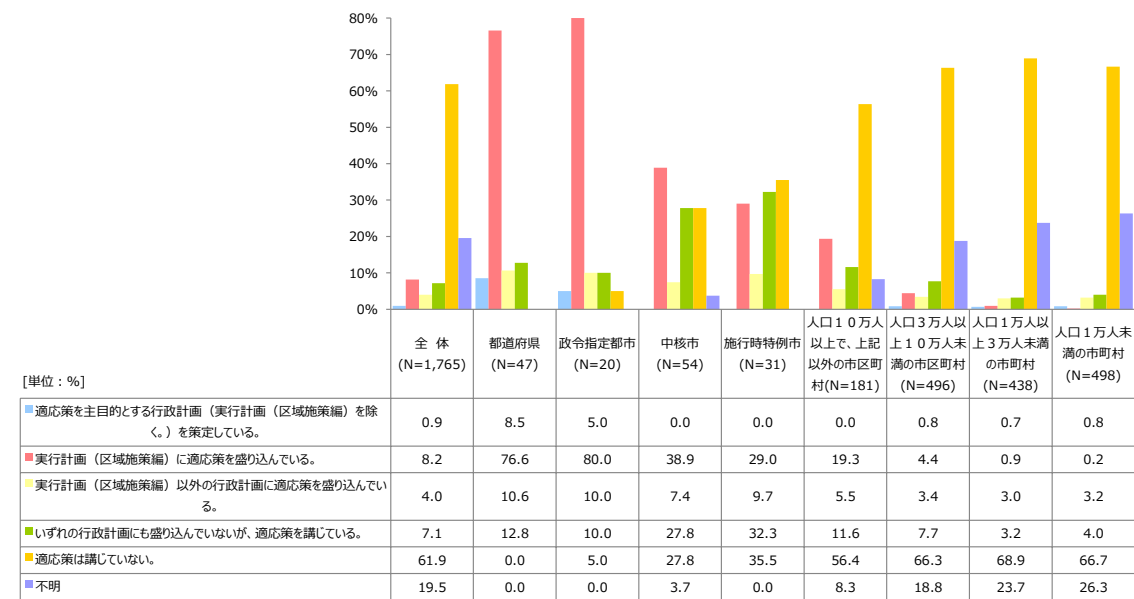
「実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。」は全体の 8.2%（昨年度の 6.8%から 1.4%増加）、「いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。」は 7.1%（昨年度の 5.2%から 1.9%増加）、「適応策を主目的とする行政計画（実行計画（区域施策編）を除く。）を策定している。」は 0.9%（昨年度の 0.6%から 0.3%増加）となっている。

図表 386 気候変動適応の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては8割近い団体が「実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。」を選択している。一方、施行時特例市より人口規模が小さい市町村（特別区含む。）では、「適応策は講じていない。」を選択する割合が高い。

図表 387 気候変動適応の取組状況【団体区分別】

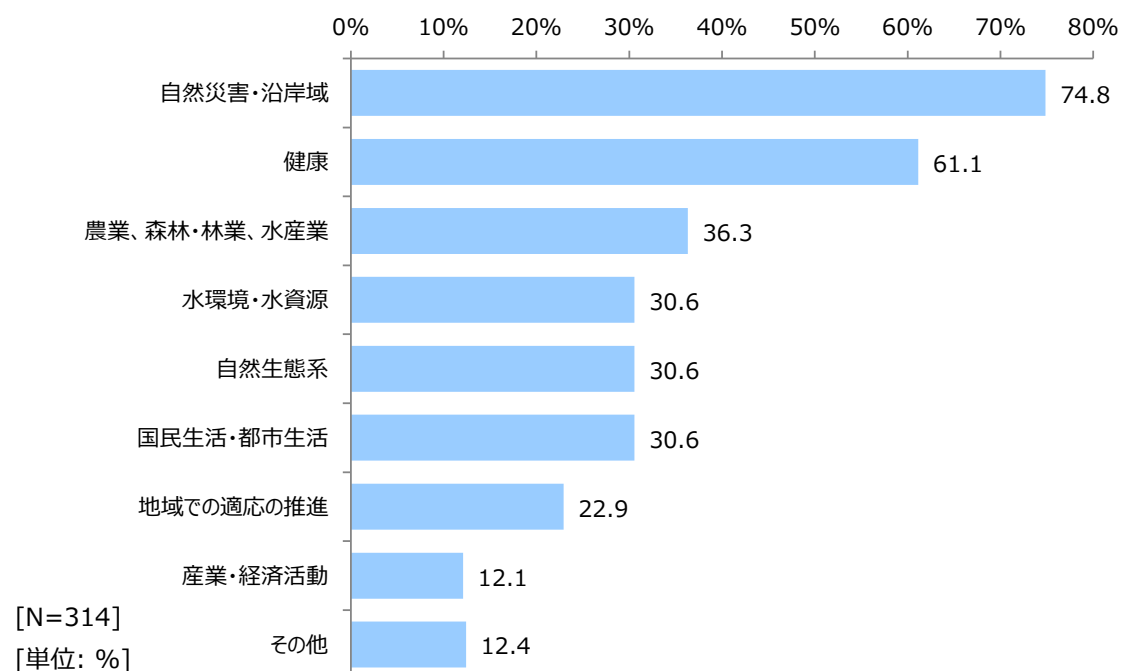


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以 上10万人 未満の市 町村	人口10万 人未満の 市町村	人口1万人 以上3万人 未満の市 町村	人口1万人 未満の市 町村
回答数	1,765 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	496 (100.0)	438 (100.0)	498 (100.0)
適応策を主目的とする行政計画（実行計画（区域施策編）を除く。）を策定している。	16 (0.9)	4 (8.5)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.8)	3 (0.7)	4 (0.8)
実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる。	144 (8.2)	36 (76.6)	16 (80.0)	21 (38.9)	9 (29.0)	35 (19.3)	22 (4.4)	4 (0.9)	1 (0.2)
実行計画（区域施策編）以外の行政計画に適応策を盛り込んでいる。	70 (4.0)	5 (10.6)	2 (10.0)	4 (7.4)	3 (9.7)	10 (5.5)	17 (3.4)	13 (3.0)	16 (3.2)
いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。	126 (7.1)	6 (12.8)	2 (10.0)	15 (27.8)	10 (32.3)	21 (11.6)	38 (7.7)	14 (3.2)	20 (4.0)
適応策は講じていない。	1,092 (61.9)	0 (0.0)	1 (5.0)	15 (27.8)	11 (35.5)	102 (56.4)	329 (66.3)	302 (68.9)	332 (66.7)
不明	345 (19.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.7)	0 (0.0)	15 (8.3)	93 (18.8)	104 (23.7)	131 (26.3)

3) 適応策の具体的な内容

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体において、その具体的な内容としては、「自然災害・沿岸域」(74.8%)が最も多く、「健康」(61.1%)、「農業、森林・林業、水産業」(36.3%)、「水環境・水資源」、「自然生態系」(30.6%)と続く。

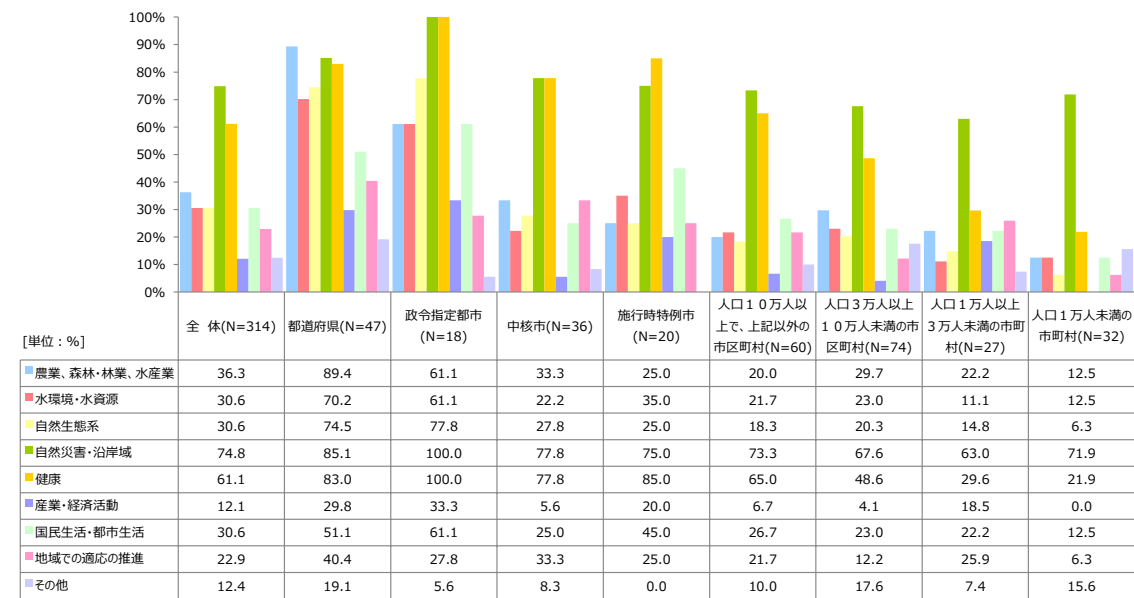
図表 388 適応策の具体的な内容



		回答数	%
	全 体	314	100.0
1	農業、森林・林業、水産業	114	36.3
2	水環境・水資源	96	30.6
3	自然生態系	96	30.6
4	自然災害・沿岸域	235	74.8
5	健康	192	61.1
6	産業・経済活動	38	12.1
7	国民生活・都市生活	96	30.6
8	地域での適応の推進	72	22.9
9	その他	39	12.4

地方公共団体の区分別に見ると、「自然災害・沿岸域」を選択した割合はいずれの区分においても高い一方、「農業・林業・水産業」は都道府県、「健康」は都道府県及び大規模な市において高い傾向がある。

図表 389 適応策の具体的な内容【団体区分別】

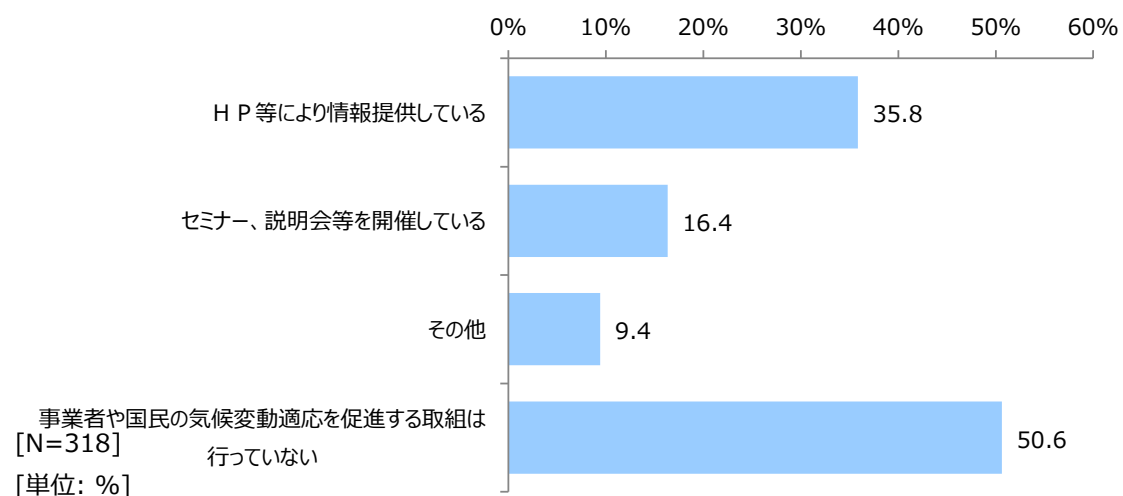


N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で、人口10万人以上の市区町村	人口3万人以上の市区町村	人口1万人以上の市区町村	人口1万人未満の市区町村	
回答数	314 (100.0)	47 (100.0)	18 (100.0)	36 (100.0)	20 (100.0)	60 (100.0)	74 (100.0)	27 (100.0)	32 (100.0)	
農業、森林・林業、水産業	114 (36.3)	42 (89.4)	11 (61.1)	12 (33.3)	5 (25.0)	12 (20.0)	22 (29.7)	6 (22.2)	4 (12.5)	
水環境・水資源	96 (30.6)	33 (70.2)	11 (61.1)	8 (22.2)	7 (35.0)	13 (21.7)	17 (23.0)	3 (11.1)	4 (12.5)	
自然生態系	96 (30.6)	35 (74.5)	14 (77.8)	10 (27.8)	5 (25.0)	11 (18.3)	15 (20.3)	4 (14.8)	2 (6.3)	
自然災害・沿岸域	235 (74.8)	40 (85.1)	18 (100.0)	28 (77.8)	15 (75.0)	44 (73.3)	50 (67.6)	17 (63.0)	23 (71.9)	
健康	192 (61.1)	39 (83.0)	18 (100.0)	28 (77.8)	17 (85.0)	39 (65.0)	36 (48.6)	8 (29.6)	7 (21.9)	
産業・経済活動	38 (12.1)	14 (29.8)	6 (33.3)	2 (5.6)	4 (20.0)	4 (6.7)	3 (4.1)	5 (18.5)	0 (0.0)	
国民生活・都市生活	96 (30.6)	24 (51.1)	11 (61.1)	9 (25.0)	9 (45.0)	16 (26.7)	17 (23.0)	6 (22.2)	4 (12.5)	
地域での適応の推進	72 (22.9)	19 (40.4)	5 (27.8)	12 (33.3)	5 (25.0)	13 (21.7)	9 (12.2)	7 (25.9)	2 (6.3)	
その他	39 (12.4)	9 (19.1)	1 (5.6)	3 (8.3)	0 (0.0)	6 (10.0)	13 (17.6)	2 (7.4)	5 (15.6)	

4) 事業者や国民の気候変動適応を促進する取組の状況

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体における事業者や国民の気候変動適応を促進する取組の状況としては、「事業者や国民の気候変動適応を促進する取組は行っていない。」(50.6%)が最も高く、「HP等により情報提供している。」(35.8%)、「セミナー、説明会等を開催している。」(16.4%)と続く。

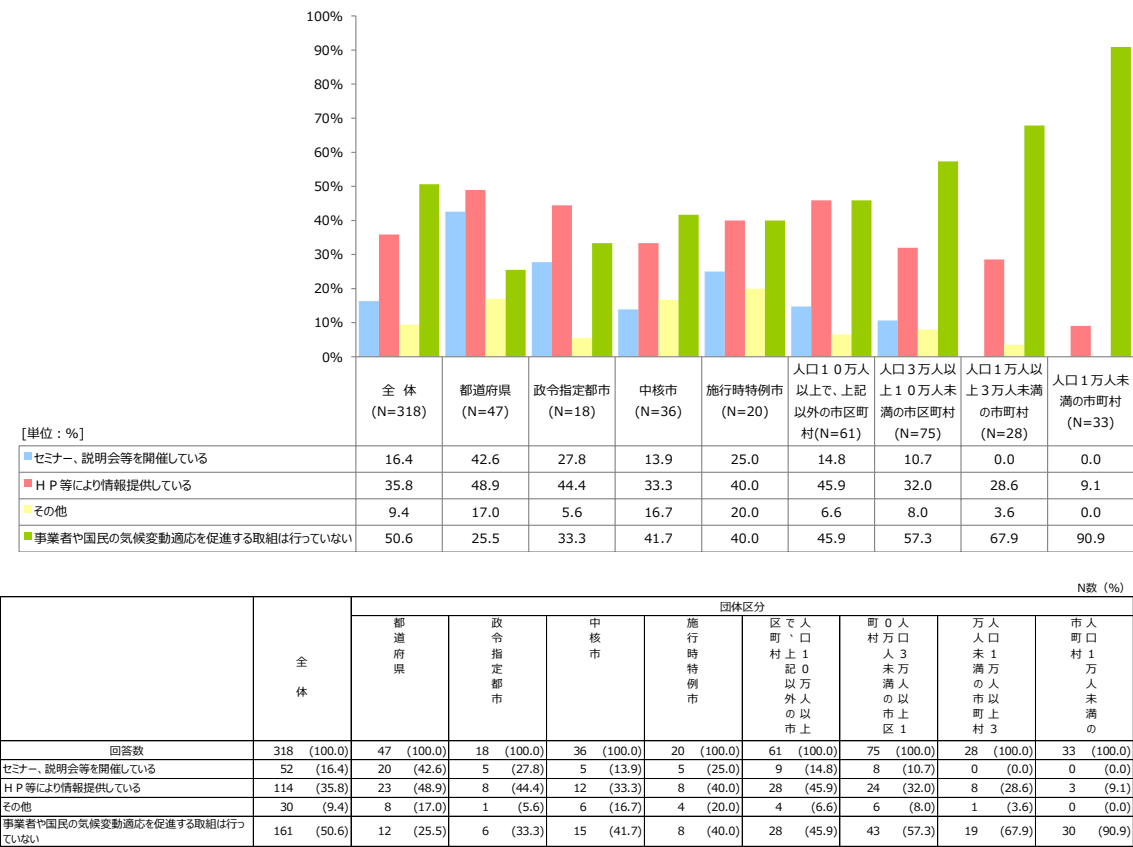
図表 390 気候変動適応を促進する取組の状況



		回答数	%
	全 体	318	100.0
1	セミナー、説明会等を開催している	52	16.4
2	HP等により情報提供している	114	35.8
3	その他	30	9.4
4	事業者や国民の気候変動適応を促進する取組は行っていない	161	50.6

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が小さな団体ほど、「事業者や国民の気候変動適応を促進する取組は行っていない。」を選択した割合が高い傾向がある。

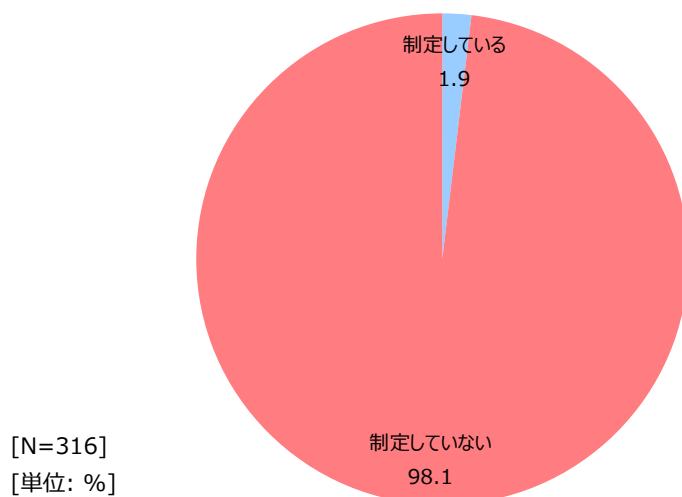
図表 391 気候変動適応を促進する取組の状況【団体区分別】



5) 気候変動適応に関する条例の制定状況

計画に適応策を盛り込んでいるか、適応策を講じている団体における気候変動適応に関する条例の制定状況としては、「制定している。」と回答した団体は1.9%にとどまっている。

図表 392 気候変動適応に関する条例の制定状況



	回答数	%
全 体	316	100.0
1 制定している	6	1.9
2 制定していない	310	98.1

地方公共団体の区分別に見ると、気候変動適応に関する条例を制定している団体は、都道府県（3 団体）、政令指定都市（1 団体）、施行時特例市より人口規模が小さい市町村（特別区含む。）（2 団体）の計 6 団体である。

図表 393 気候変動適応に関する条例の制定状況【団体区分別】

	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口 10万人以上	市で人口 10万人未満	市で人口 10万人未満	市で人口 10万人未満
回答数	316 (100.0)	47 (100.0)	18 (100.0)	36 (100.0)	20 (100.0)	60 (100.0)	75 (100.0)	29 (100.0)	31 (100.0)
制定している	6 (1.9)	3 (6.4)	1 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.7)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
制定していない	310 (98.1)	44 (93.6)	17 (94.4)	36 (100.0)	20 (100.0)	59 (98.3)	74 (98.7)	29 (100.0)	31 (100.0)

6) 気候変動適応に関する条例の制定・変更年

気候変動適応に関する条例を制定している団体において、その制定・変更年は、平成 17 年、平成 18 年、平成 21 年、平成 24 年、平成 26 年、平成 30 年となっている。

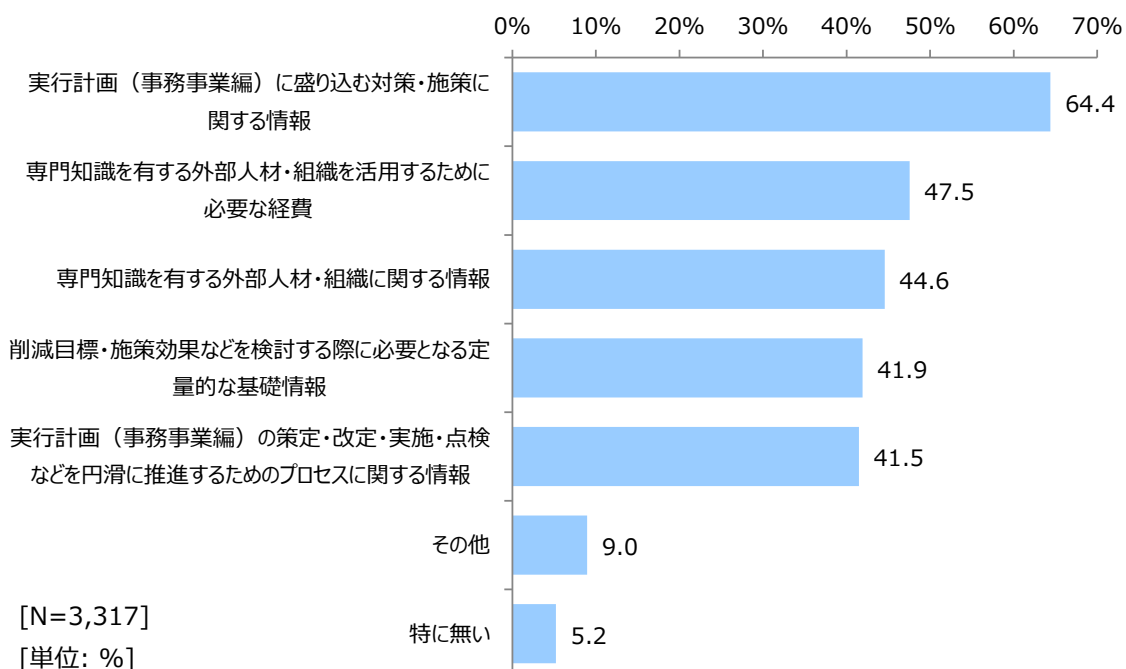
5. 意見・要望

(1) 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援

1) 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援

回答団体全体における事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援のニーズとしては、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（64.4%）が最も高く、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（47.5%）、「専門知識を有する外部人材・組織に関する情報」（44.6%）と続く。

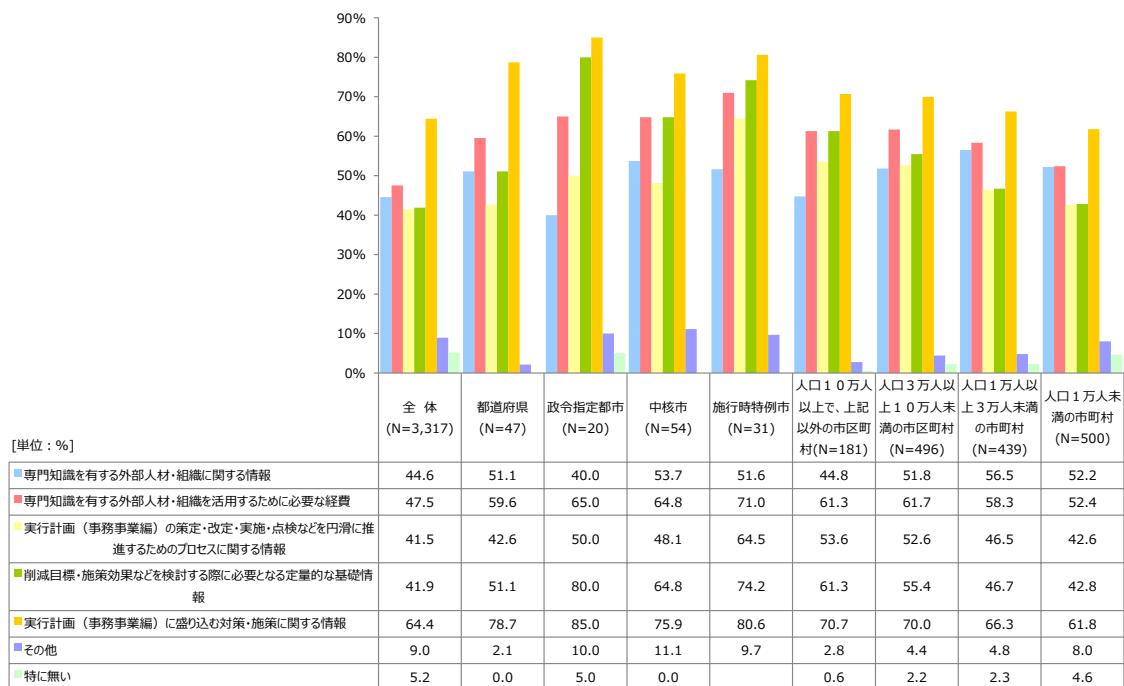
図表 394 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援



		回答数	%
	全 体	3,317	100.0
1	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	1,478	44.6
2	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	1,577	47.5
3	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	1,376	41.5
4	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	1,390	41.9
5	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	2,136	64.4
6	その他	297	9.0
7	特に無い	173	5.2

地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」が最も多い。

図表 395 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援【団体区分別】

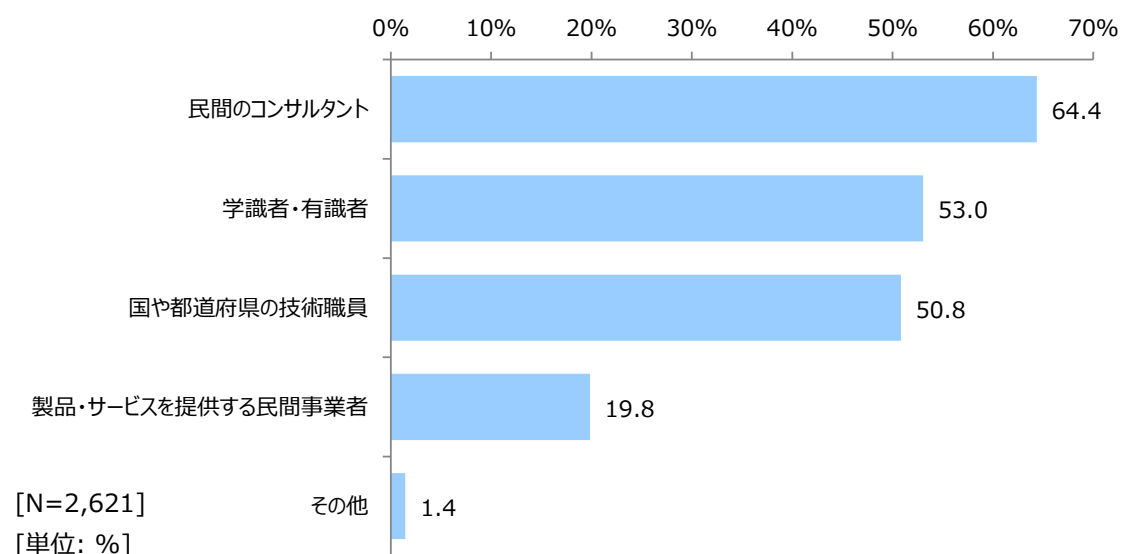


N数（％）											
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 村 上 記 0 以 外 人 口 1 以 上	町 0 人 村 1 口 万 人 3 未 万 人 の 以 上 区 1	万 人 口 未 1 万 人 の 市 以 上 町 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の	合 地 方 公 共 団 体 の 組	
回答数	3,317 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	496 (100.0)	439 (100.0)	500 (100.0)	1,549 (100.0)	
専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	1,478 (44.6)	24 (51.1)	8 (40.0)	29 (53.7)	16 (51.6)	81 (44.8)	257 (51.8)	248 (56.5)	261 (52.2)	554 (35.8)	
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	1,577 (47.5)	28 (59.6)	13 (65.0)	35 (64.8)	22 (71.0)	111 (61.3)	306 (61.7)	256 (58.3)	262 (52.4)	544 (35.1)	
実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	1,376 (41.5)	20 (42.6)	10 (50.0)	26 (48.1)	20 (64.5)	97 (53.6)	261 (52.6)	204 (46.5)	213 (42.6)	525 (33.9)	
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	1,390 (41.9)	24 (51.1)	16 (80.0)	35 (64.8)	23 (74.2)	111 (61.3)	275 (55.4)	205 (46.7)	214 (42.8)	487 (31.4)	
実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	2,136 (64.4)	37 (78.7)	17 (85.0)	41 (75.9)	25 (80.6)	128 (70.7)	347 (70.0)	291 (66.3)	309 (61.8)	941 (60.7)	
その他	297 (9.0)	1 (2.1)	2 (10.0)	6 (11.1)	3 (9.7)	5 (2.8)	22 (4.4)	21 (4.8)	40 (8.0)	197 (12.7)	
特に無い	173 (5.2)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	11 (2.2)	10 (2.3)	23 (4.6)	127 (8.2)	

2) 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援として「事務事業編に係る専門知識を有する外部人材」と回答した団体において、その具体的な人材の想定としては、「民間のコンサルタント」(64.4%)が最も多く、「学識者・有識者」(53.0%)、「国や都道府県の技術職員」(50.8%)と続く。

図表 396 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定



地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において「民間のコンサルタント」の割合が最も高い。市町村の人口規模が小さいほど、「国や都道府県の技術職員」の割合が高くなる傾向がある。

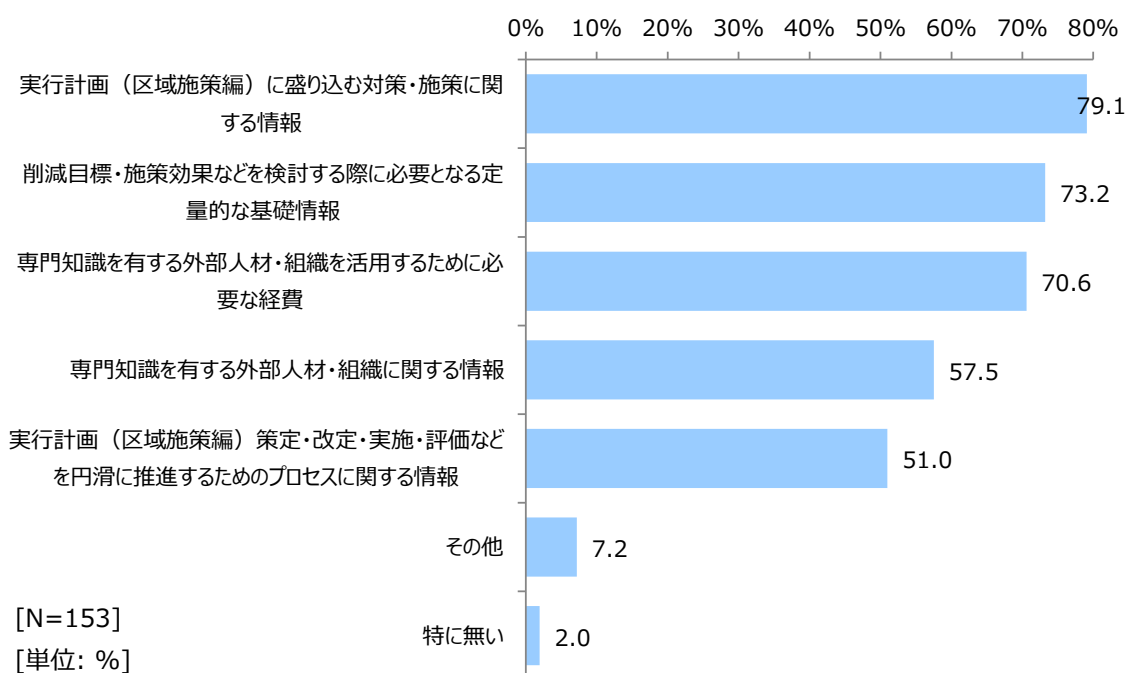
図表 397 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【団体区分別】



3) 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援

区域施策編の策定義務のある団体における区域施策編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援のニーズとしては、「実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（79.1%）が最も多く、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（73.2%）、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（70.6%）と続く。

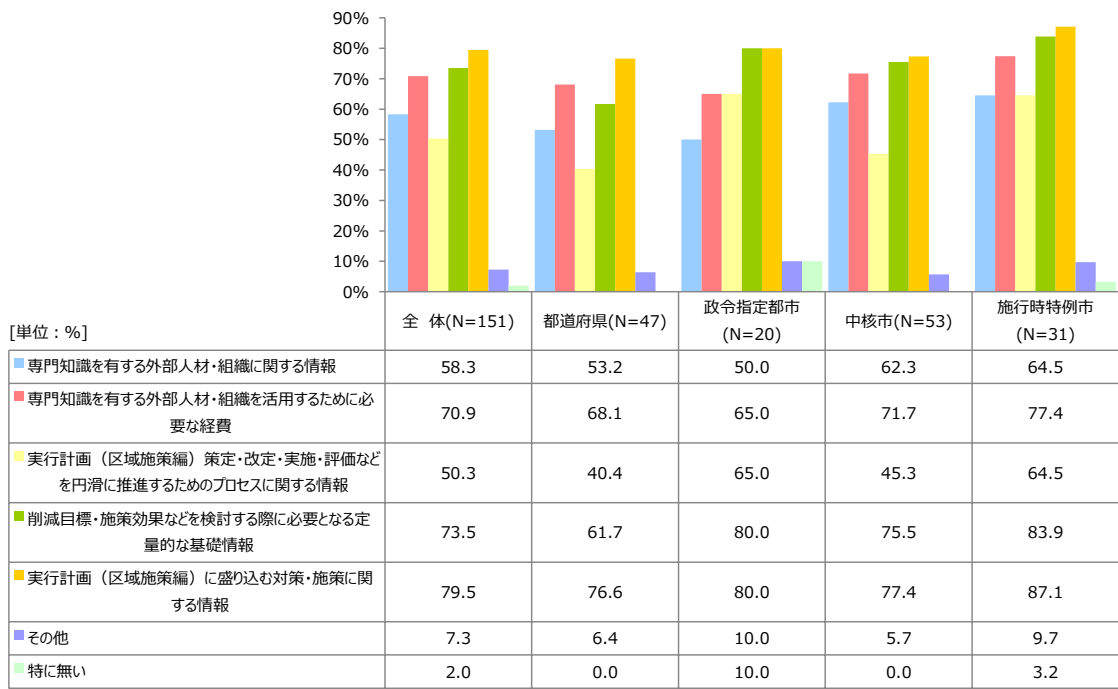
図表 398 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援



		回答数	%
	全 体	153	100.0
1	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	88	57.5
2	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	108	70.6
3	実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	78	51.0
4	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	112	73.2
5	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	121	79.1
6	その他	11	7.2
7	特に無い	3	2.0

地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において、「実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報」の割合が最も高い。

図表 399 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援【団体区分別】

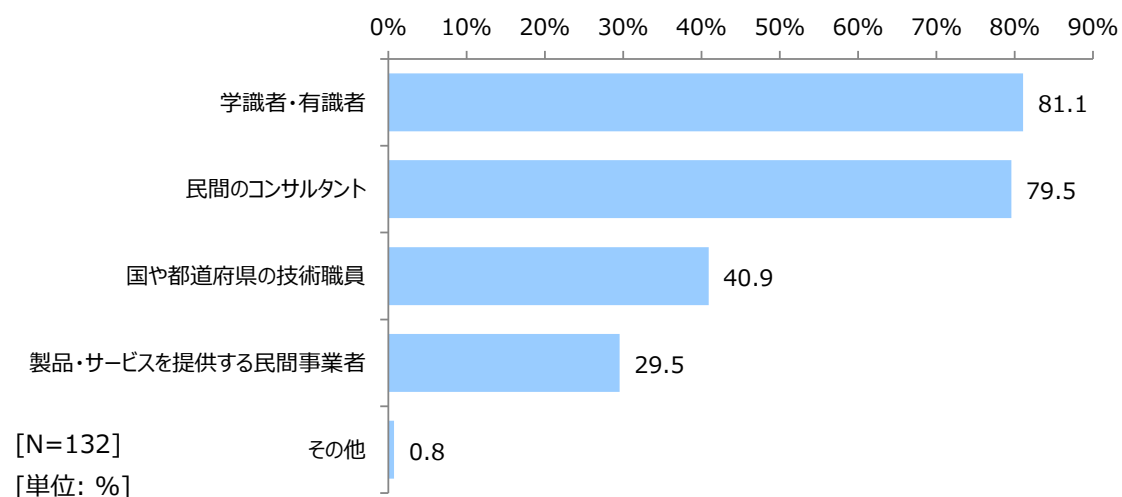


N数（％）					
	全 体	団体区分			
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市
回答数	151（100.0）	47（100.0）	20（100.0）	53（100.0）	31（100.0）
専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	88（58.3）	25（53.2）	10（50.0）	33（62.3）	20（64.5）
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	107（70.9）	32（68.1）	13（65.0）	38（71.7）	24（77.4）
実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	76（50.3）	19（40.4）	13（65.0）	24（45.3）	20（64.5）
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	111（73.5）	29（61.7）	16（80.0）	40（75.5）	26（83.9）
実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	120（79.5）	36（76.6）	16（80.0）	41（77.4）	27（87.1）
その他	11（7.3）	3（6.4）	2（10.0）	3（5.7）	3（9.7）
特に無い	3（2.0）	0（0.0）	2（10.0）	0（0.0）	1（3.2）

4) 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

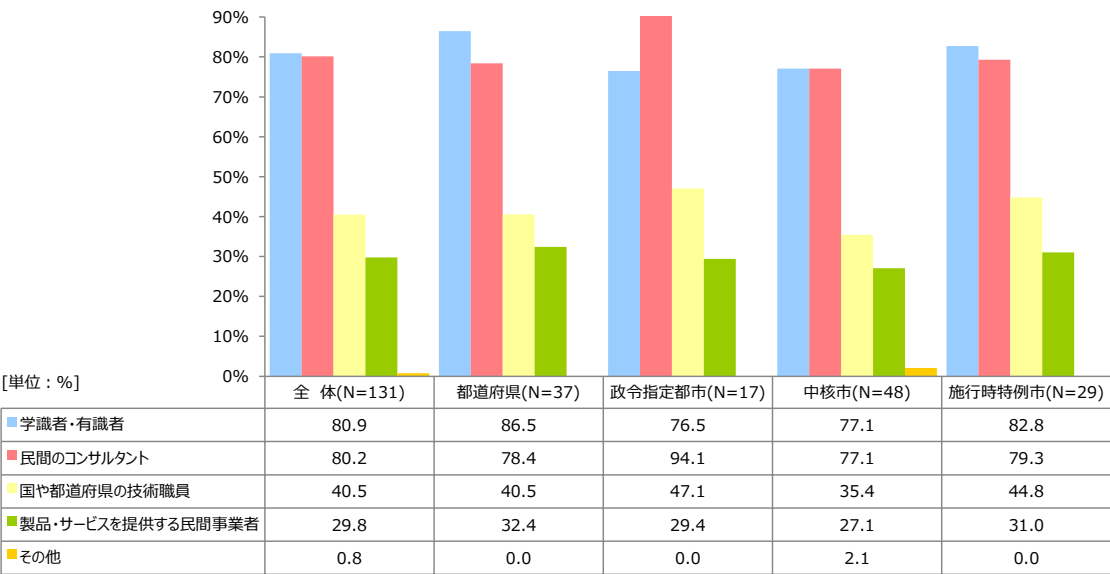
区域施策編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援として「区域施策編に係る専門知識を有する外部人材」と回答した団体において、その具体的な人材の想定としては、「学識者・有識者」(81.1%)が最も多く、「民間のコンサルタント」(79.5%)、「国や都道府県の技術職員」(40.9%)と続く。

図表 400 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「民間のコンサルタント」の割合が最も高く、中核市では「民間のコンサルタント」、「学識者・有識者」の割合が共に 77.1%である。その他の団体においては「学識者・有識者」の割合が最も高い。

図表 401 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【団体区分別】

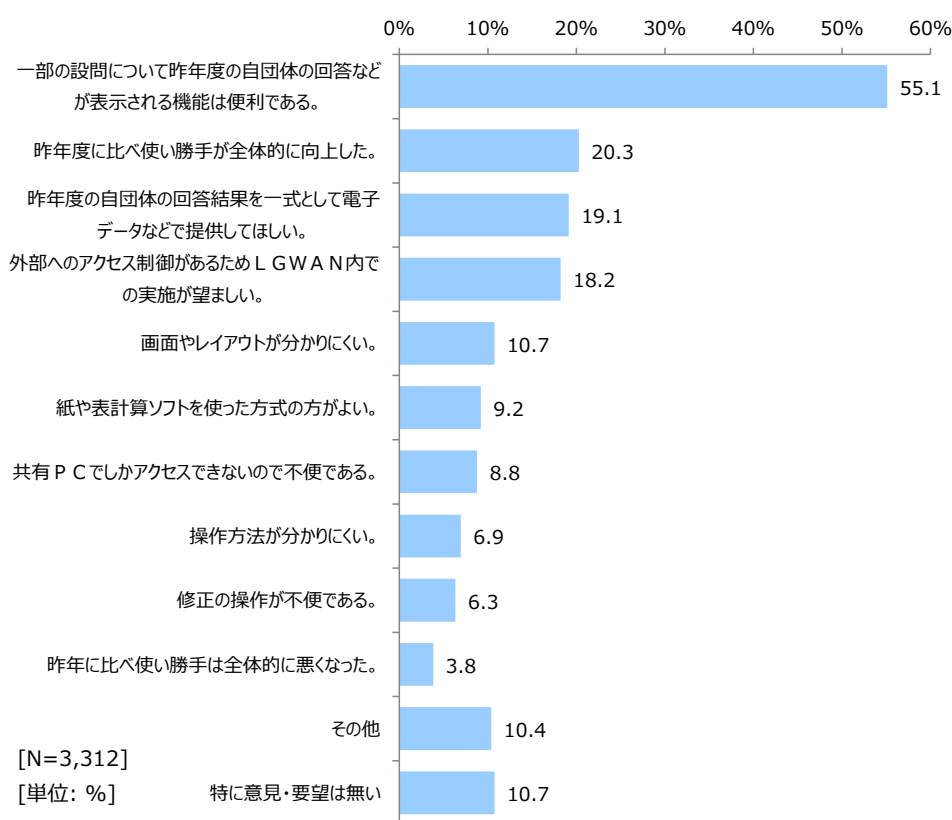


	全 体	団体区分				N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市		
回答数	131 (100.0)	37 (100.0)	17 (100.0)	48 (100.0)	29 (100.0)		
学識者・有識者	106 (70.2)	32 (68.1)	13 (65.0)	37 (69.8)	24 (77.4)		
民間のコンサルタント	105 (69.5)	29 (61.7)	16 (80.0)	37 (69.8)	23 (74.2)		
国や都道府県の技術職員	53 (35.1)	15 (31.9)	8 (40.0)	17 (32.1)	13 (41.9)		
製品・サービスを提供する民間事業者	39 (25.8)	12 (25.5)	5 (25.0)	13 (24.5)	9 (29.0)		
その他	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)		

（２）ウェブを利用した調査形式に関する意見・要望

回答団体全体におけるウェブを利用した調査形式に関する意見・要望としては、「一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。」（55.1%）が最も多く「昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。」（20.3%）、「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」（19.1%）、「外部へのアクセス制御があるため LGWAN 内での実施が望ましい。」（18.2%）、「画面やレイアウトが分かりにくい。」（10.7%）と続く。

図表 402 ウェブを利用した施行状況調査に係る意見・要望

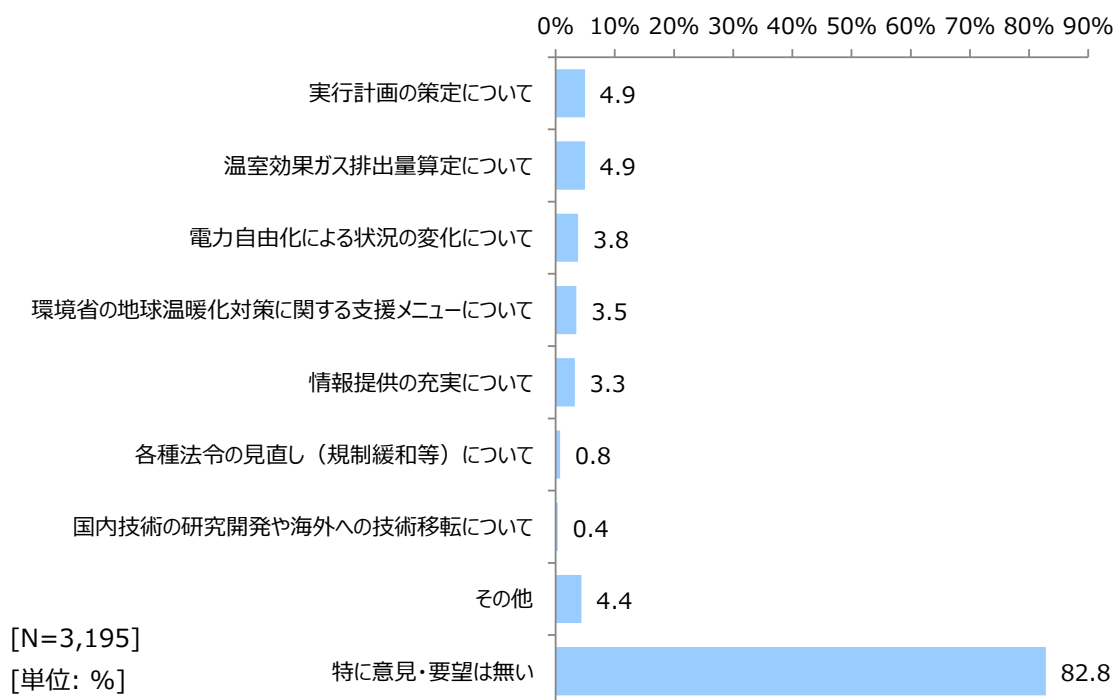


		回答数	%
	全 体	3,312	100.0
1	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。	672	20.3
2	昨年に比べ使い勝手は全体的に悪くなった。	127	3.8
3	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。	1,825	55.1
4	昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。	634	19.1
5	外部へのアクセス制御があるため LGWAN 内での実施が望ましい。	603	18.2
6	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。	305	9.2
7	共有 PC でしかアクセスできないので不便である。	291	8.8
8	操作方法が分かりにくい。	230	6.9
9	画面やレイアウトが分かりにくい。	356	10.7
10	修正の操作が不便である。	210	6.3
11	その他	344	10.4
12	特に意見・要望は無い	356	10.7

（３）環境省に対する意見、要望

回答団体全体における環境省に対する意見・要望としては、「特に意見・要望は無い。」（82.8%）が最も多く、「実行計画の策定について」（4.9%）、「温室効果ガス排出量算定について」（4.9%）、「温室効果ガス排出量算定について」（4.9%）、「その他」（4.4%）、「電力自由化による状況の変化について」（3.8%）と続く。

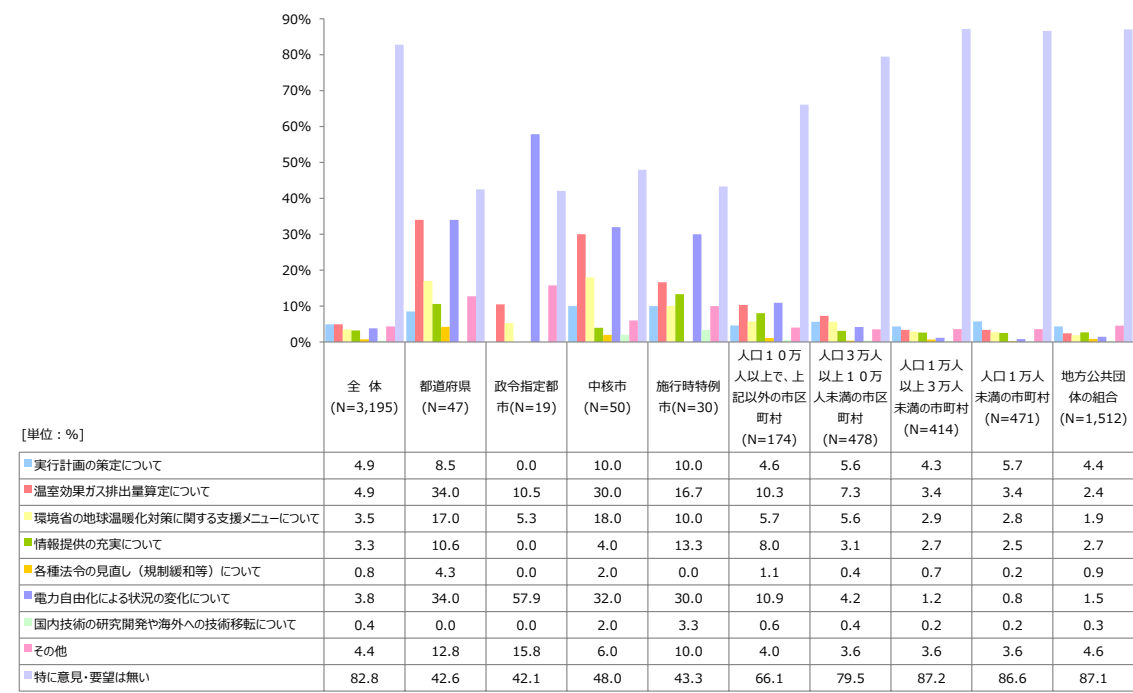
図表 403 環境省に対する意見・要望



		回答数	%
	全 体	3,195	100.0
1	実行計画の策定について	158	4.9
2	温室効果ガス排出量算定について	158	4.9
3	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	112	3.5
4	情報提供の充実について	104	3.3
5	各種法令の見直し（規制緩和等）について	24	0.8
6	電力自由化による状況の変化について	122	3.8
7	国内技術の研究開発や海外への技術移転について	12	0.4
8	その他	140	4.4
9	特に意見・要望は無い	2,646	82.8

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市では「電力自由化による状況の変化について」や「温室効果ガス排出量算定について」を選択した割合が高い。小規模な市町村（特別区含む。）や地方公共団体の組合では、「特に意見・要望は無い。」が大半を占める。

図表 404 環境省に対する意見・要望【団体区分別】



N数（％）										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で、人口 1万人 以上の 市町村	町0人口 1万人 未満の 市町村	万人 人口 未満の 市町村	市人口 1万人 未満の 市町村	合 地 方 公 共 団 体 の 組
回答数	3,195（100.0）	47（100.0）	19（100.0）	50（100.0）	30（100.0）	174（100.0）	478（100.0）	414（100.0）	471（100.0）	1,512（100.0）
実行計画の策定について	158（4.9）	4（8.5）	0（0.0）	5（10.0）	3（10.0）	8（4.6）	27（5.6）	18（4.3）	27（5.7）	66（4.4）
温室効果ガス排出量算定について	158（4.9）	16（34.0）	2（10.5）	15（30.0）	5（16.7）	18（10.3）	35（7.3）	14（3.4）	16（3.4）	37（2.4）
環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	112（3.5）	8（17.0）	1（5.3）	9（18.0）	3（10.0）	10（5.7）	27（5.6）	12（2.9）	13（2.8）	29（1.9）
情報提供の充実について	104（3.3）	5（10.6）	0（0.0）	2（4.0）	4（13.3）	14（8.0）	15（3.1）	11（2.7）	12（2.5）	41（2.7）
各種法令の見直し（規制緩和等）について	24（0.8）	2（4.3）	0（0.0）	1（2.0）	0（0.0）	2（1.1）	2（0.4）	3（0.7）	1（0.2）	13（0.9）
電力自由化による状況の変化について	122（3.8）	16（34.0）	11（57.9）	16（32.0）	9（30.0）	19（10.9）	20（4.2）	5（1.2）	4（0.8）	22（1.5）
国内技術の研究開発や海外への技術移転について	12（0.4）	0（0.0）	0（0.0）	1（2.0）	1（3.3）	1（0.6）	2（0.4）	1（0.2）	1（0.2）	5（0.3）
その他	140（4.4）	6（12.8）	3（15.8）	3（6.0）	3（10.0）	7（4.0）	17（3.6）	15（3.6）	17（3.6）	69（4.6）
特に意見・要望は無い	2,646（82.8）	20（42.6）	8（42.1）	24（48.0）	13（43.3）	115（66.1）	380（79.5）	361（87.2）	408（86.6）	1,317（87.1）

参考資料

参考 1 団体別の策定状況と最新の地方公共団体実行計画名称一覧

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編） ①都道府県・市町村（特別区含む。）

都道府県名	団体名称	策定状況 ○: 計画中 △: 未改定 ■: 未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	北海道	○	2021	2016	5	第4期道の事務・事業に関する実行計画
北海道	札幌市	○	2020	2014	8	札幌市役所エネルギー削減計画
北海道	函館市	○	2021	2016	5	函館市環境配慮率先行動計画(Ⅳ)
北海道	小樽市	○	2022	2011	10	第3次小樽市温暖化対策推進実行計画
北海道	旭川市	○		2015	12	旭川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「エッコらしょ」(第4版)
北海道	室蘭市	○	2021	2016	5	第4期室蘭市役所エコオフィスプラン(室蘭市環境保全率先行計画)
北海道	釧路市	○	2022	2017	5	釧路市地球温暖化防止実行計画
北海道	帯広市	○	2021	2010	11	第3期帯広市エコオフィスプラン
北海道	北見市	○		2017	13	第3次北見市役所地球温暖化防止実行計画
北海道	夕張市	○	2019	2014	5	
北海道	岩見沢市	○		2018	13	岩見沢市地球温暖化防止実行計画
北海道	網走市	○	2021	2016	5	第3期網走市役所地球温暖化対策実行計画
北海道	留萌市	○		2017	5	留萌市地球温暖化防止実行計画
北海道	苫小牧市	○	2020	2015	5	第2期 苫小牧市役所エコオフィスプラン
北海道	稚内市	○	2021	2011	10	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	美唄市	○	2022	2018	5	美唄市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)
北海道	芦別市	○	2020	2015	5	第2期芦別市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	江別市	○	2019	2014	5	第2期 江別市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	赤平市	△	2018	2010	5	赤平市地球温暖化対策実行計画
北海道	紋別市	○	2018	2014	5	第3次紋別市役所環境保全行動計画
北海道	士別市	△	2018	2006	5	士別市地球温暖化対策職員実行計画
北海道	名寄市	○		2017	5	第3次地球温暖化防止実行計画
北海道	三笠市	■	2018			
北海道	根室市	△	2018	2012	3	根室市地球温暖化対策推進実行計画
北海道	千歳市	○	2021	2015	5	千歳市役所エコアクションプラン
北海道	滝川市	○	2019	2015	5	第2期滝川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	砂川市	○	2021	2016	5	砂川市地球温暖化対策職員行動計画
北海道	歌志内市	■	2018			
北海道	深川市	△		2008	5	深川市役所温室効果ガス CO2(コツ・コツ)削減プラン
北海道	富良野市	○		2011	10	富良野市地球温暖化対策実行計画
北海道	登別市	○		2017	5	
北海道	恵庭市	○	2019	2016	4	第4次恵庭市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	伊達市	■	2019			
北海道	北広島市	○	2021	2016	5	北広島市役所事務事業第4次地球温暖化対策実行計画(平成27年度策定 期間:平成28年度～33年度)
北海道	石狩市	○	2020	2016	5	第3期石狩市役所の事務・事業に関する実行計画
北海道	北斗市	△		2008	5	

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	当別町	○		2018	13	当別町地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)
北海道	新篠津村	■				
北海道	松前町	△		2016	5	松前町地球温暖化対策実行計画
北海道	福島町	△		2008	5	福島町地球温暖化対策推進実行計画
北海道	知内町	○		2017	4	知内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	木古内町	■				
北海道	七飯町	○		2017	5	七飯町地球温暖化対策実行計画
北海道	鹿部町	■				
北海道	森町	○		2018	5	森町地球温暖化対策実行計画
北海道	八雲町	○	2022	2017	6	八雲町温暖化対策実行計画事務事業編
北海道	長万部町	○		2017	5	長万部町地球温暖化対策実行計画
北海道	江差町	■	2019			
北海道	上ノ国町	△		2009	5	上ノ国町地球温暖化対策実行計画
北海道	厚沢部町	△		2013	5	厚沢部町地球温暖化対策実行計画
北海道	乙部町	○	2021	2017	4	乙部町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	奥尻町	■				
北海道	今金町	■				
北海道	せたな町	△		2009	5	せたな町地球温暖化対策推進実行計画
北海道	島牧村	■				
北海道	寿都町	■				
北海道	黒松内町	△	2019	2006	5	黒松内町地球温暖化防止計画
北海道	蘭越町	△	2018	2007	5	町の事務・事業に関する実行計画
北海道	二セコ町	△	2019	2013	5	第3次二セコ町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	真狩村	△	2019	2008	5	第2次真狩村地球温暖化対策実行計画
北海道	留寿都村	■				
北海道	喜茂別町	○		2017	13	喜茂別町二酸化炭素排出抑制対策事業等事務事業編
北海道	京極町	■				
北海道	倶知安町	△		2005	5	倶知安町地球温暖化対策実行計画
北海道	共和町	○		2015	5	第2次共和町地球温暖化対策実行計画
北海道	岩内町	■	2019			
北海道	泊村	■	2019			
北海道	神恵内村	○		2015	5	第2次神恵内村地球温暖化対策実行計画
北海道	積丹町	○		2016	5	第2次積丹町地球温暖化対策実行計画
北海道	古平町	■	2018			
北海道	仁木町	○	2019	2015	5	仁木町地球温暖化対策実行計画書
北海道	余市町	○	2021	2016	5	余市町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第2期(平成29年度～平成33年度)
北海道	赤井川村	△		2008	5	赤井川村地球温暖化対策実行計画
北海道	南幌町	○		2015	5	南幌町地球温暖化対策実行計画 第3次実行計画
北海道	奈井江町	△	2019	2011	5	奈井江町地球温暖化防止対策実行計画
北海道	上砂川町	○		2016	5	上砂川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	由仁町	■	2021			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	長沼町	△		2012	28	長沼町地球温暖化対策実行計画
北海道	栗山町	■	2018			
北海道	月形町	△	2020	2008	5	月形町地球温暖化防止実行計画
北海道	浦臼町	△		2001	5	浦臼町地球温暖化防止計画
北海道	新十津川町	○	2020	2015	5	新十津川町地球温暖化対策実行計画
北海道	妹背牛町	■				
北海道	秩父別町	○	2019	2015	4	秩父別町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
北海道	雨竜町	○	2019	2014	5	雨竜町地球温暖化対策実行計画
北海道	北竜町	○		2014	5	第2期北竜町役場温室効果ガス(CO2)削減プラン
北海道	沼田町	△	2018	2012	5	沼田町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	鷹栖町	△	2019	2006	5	地球温暖化対策実行計画
北海道	東神楽町	△		2006	4	東神楽町・地球温暖化対策実行計画
北海道	当麻町	○		2018	5	当麻町地球温暖化対策実行計画
北海道	比布町	■				
北海道	愛別町	△	2018	2012	5	地球温暖化対策実行計画
北海道	上川町	○	2018	2018	5	第2次上川町地球温暖化対策実行計画
北海道	東川町	△	2020	2015	5	第2期東川町地球温暖化対策実行計画
北海道	美瑛町	○	2020	2016	5	第2次 美瑛町地球温暖化対策実行計画
北海道	上富良野町	○	2018	2010	9	上富良野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	中富良野町	△		2011	5	第1次中富良野町地球温暖化対策実行計画
北海道	南富良野町	○	2019	2015	5	南富良野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	占冠村	■	2018			
北海道	和寒町	△	2019	2009	5	和寒町地球温暖化対策実行計画
北海道	剣淵町	○		2018	5	
北海道	下川町	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画
北海道	美深町	○	2020	2010	10	地球温暖化対策実行計画「美深町 CO2 排出量削減計画」
北海道	音威子府村	■	2019			
北海道	中川町	■				
北海道	幌加内町	△	2021	2016	5	第3次幌加内町地球温暖化対策実行計画
北海道	増毛町	■				
北海道	小平町	△		2009	5	小平町地球温暖化対策推進実行計画
北海道	苫前町	○	2022	2016	5	第2次 苫前町地球温暖化対策実行計画
北海道	羽幌町	○	2021	2014	7	第2次羽幌町役場地球温暖化対策実行計画
北海道	初山別村	○	2021	2017	4	初山別村地球温暖化対策実行計画
北海道	遠別町	△		2007	5	遠別町地球温暖化対策実行計画
北海道	天塩町	■				
北海道	猿払村	○	2021	2016	5	第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画
北海道	浜頓別町	■				
北海道	中頓別町	○		2016	10	第2次中頓別町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	枝幸町	■	2019			
北海道	豊富町	△		2010	5	豊富町地球温暖化対策実行計画
北海道	礼文町	■				
北海道	利尻町	■				
北海道	利尻富士町	■				
北海道	幌延町	△		2007	5	幌延町地球温暖化対策実行計画
北海道	美幌町	○	2023	2018	5	第3期美幌町地球温暖化防止実行計画
北海道	津別町	△	2018	2013	5	津別町地球温暖化対策実行計画
北海道	斜里町	○	2018	2015	4	第二期斜里町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
北海道	清里町	○	2021	2016	5	清里町地球温暖化防止実行計画
北海道	小清水町	○	2019	2014	5	第2期小清水町地球温暖化対策実行計画
北海道	訓子府町	△	2018	2012	5	訓子府町地球温暖化対策実行計画
北海道	置戸町	○	2020	2017	14	第2期置戸町地球温暖化対策実行計画
北海道	佐呂間町	○		2017	5	佐呂間町地球温暖化対策実行計画
北海道	遠軽町	△	2019	2008	5	
北海道	湧別町	○		2018	5	湧別町地球温暖化防止実行計画
北海道	滝上町	■				
北海道	興部町	△		2008	5	興部町役場地球温暖化防止実行計画
北海道	西興部村	△	2018	2018	5	西興部村地球温暖化対策実行計画書
北海道	雄武町	△		2007	5	雄武町地球温暖化防止実行計画
北海道	大空町	○	2022	2018	5	第3期大空町地球温暖化対策実行計画
北海道	豊浦町	△	2018	2008	10	豊浦町地球温暖化対策実行計画
北海道	壮瞥町	■	2019			
北海道	白老町	△		2008	5	白老町役場地球温暖化対策実行計画
北海道	厚真町	未回答				
北海道	洞爺湖町	■	2019			
北海道	安平町	未回答				
北海道	むかわ町	△		2009	3	むかわ町地域温暖化対策実行計画
北海道	日高町	■				
北海道	平取町	○		2018	3	平取町地球温暖化対策実行計画
北海道	新冠町	△	2019	2006	5	にいかつタウンオフィスエコプラン
北海道	浦河町	○		2015	5	浦河町地球温暖化対策実行計画
北海道	様似町	○	2018	2018	5	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画
北海道	えりも町	△	2018	2013	5	
北海道	新ひだか町	○	2020	2015	5	第2期新ひだか町地球温暖化対策実行計画
北海道	音更町	△	2018	2013	5	
北海道	士幌町	△	2019	2012	5	士幌町地球温暖化対策実行計画
北海道	上士幌町	△		2008	5	上士幌町環境基本計画
北海道	鹿追町	△		2008	5	鹿追町地域新エネルギービジョン
北海道	新得町	○		2016	5	新得町地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	清水町	△	2019	2014	5	
北海道	芽室町	○	2021	2016	5	第2期芽室町地球温暖化防止実行計画
北海道	中札内村	○	2019	2014	5	第2期中札内村地球温暖化対策実行計画
北海道	更別村	○	2021	2016	5	
北海道	大樹町	■				
北海道	広尾町	△	2018	2013	5	広尾町エコオフィスプラン
北海道	幕別町	△	2018	2014	3	エコオフィス幕別プラン(第2期)
北海道	池田町	△	2021	2016	5	池田町温室効果ガス排出抑制実行計画
北海道	豊頃町	△		2008	5	豊頃町地球温暖化対策実行計画
北海道	本別町	○	2020	2010	10	第1次本別町地球温暖化対策実行計画
北海道	足寄町	○		2017	5	足寄町地球温暖化対策実行計画 第1次足寄エコチャレンジプラン
北海道	陸別町	○		2016	5	陸別町地球温暖化対策実行計画
北海道	浦幌町	△		2002	4	地球温暖化対策の推進計画
北海道	釧路町	○	2023	2018	5	釧路町地球温暖化対策実行計画
北海道	厚岸町	○		2017	4	厚岸町地球温暖化防止実行計画
北海道	浜中町	○	2020	2017	3	浜中町地球温暖化対策実行計画
北海道	標茶町	○	2021	2016	5	標茶町地球温暖化防止実行計画
北海道	弟子屈町	○		2017	4	弟子屈町温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	鶴居村	△	2018	2010	5	鶴居村地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
北海道	白糠町	○	2020	2016	5	
北海道	別海町	○	2018	2016	5	別海町地球温暖化対策実行計画
北海道	中標津町	○	2018	2008	5	中標津町地球温暖化対策実行計画
北海道	標津町	○	2018	2013	5	標津町地球温暖化防止実行計画
北海道	羅臼町	○	2019	2014	5	第2次羅臼町地球温暖化防止実行計画
青森県	青森県	○	2019	2015	5	地球にやさしい青森県行動プラン
青森県	青森市	△	2019	2011	5	青森市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
青森県	弘前市	○	2020	2016	5	弘前市地球温暖化防止率先行動計画
青森県	八戸市	○	2019	2015	5	八戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
青森県	黒石市	○	2021	2015	6	第二次黒石市地球温暖化対策実行計画
青森県	五所川原市	○	2020	2017	14	
青森県	十和田市	○		2015	5	第4次十和田市役所環境保全率先行動計画
青森県	三沢市	△	2020	2008	5	三沢市役所エコオフィスプラン
青森県	むつ市	○		2015	5	第2期むつ市地球温暖化対策推進実行計画
青森県	つがる市	△		2010	5	つがる市地球温暖化対策実行計画
青森県	平川市	○		2016	5	平川市環境保全率先行動計画
青森県	平内町	■	2019			
青森県	今別町	△		2002	5	今別町地球温暖化対策推進実行計画
青森県	蓬田村	△	2019	2003	5	
青森県	外ヶ浜町	○		2015	5	外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(第二期)
青森県	鰺ヶ沢町	○		2015	5	第2次地球温暖化対策鰺ヶ沢町行動プラン(鰺ヶ沢町地球温暖化対策実行計画)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
青森県	深浦町	△	2018	2013	5	深浦町地球温暖化対策実行計画
青森県	西目屋村	■	2019			
青森県	藤崎町	○		2017	5	藤崎町地球温暖化防止対策実行計画
青森県	大鰐町	■				
青森県	田舎館村	△		2009	5	田舎館村環境保全率先行動計画(田舎館村地球温暖化対策推進実行計画)
青森県	板柳町	△		2007	5	
青森県	鶴田町	○	2022	2017	5	第3次鶴田町地球温暖化対策実行計画
青森県	中泊町	■	2020			
青森県	野辺地町	○	2020	2011	9	第2次野辺地町地球温暖化対策実行計画
青森県	七戸町	■				
青森県	六戸町	○	2022	2016	5	六戸町地球温暖化対策実行計画
青森県	横浜町	■				
青森県	東北町	■	2020			
青森県	六ヶ所村	■				
青森県	おいらせ町	△	2019	2010	5	おいらせ町地球温暖化対策実行計画
青森県	大間町	△	2018	2013	5	第1次大間町地球温暖化対策実行計画
青森県	東通村	■	2020			
青森県	風間浦村	△	2019	2013	5	第1次風間浦村地球温暖化対策実行計画
青森県	佐井村	△	2019	2013	5	第1次佐井村地球温暖化対策実行計画
青森県	三戸町	■				
青森県	五戸町	△	2019	2011	5	五戸町地球温暖化対策実行計画
青森県	田子町	△		2013	5	
青森県	南部町	■				
青森県	階上町	○	2019	2014	5	第2次階上町環境保全率先行動計画
青森県	新郷村	○	2021	2017	13	新郷村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岩手県	岩手県	○	2020	2016	5	地球温暖化対策第4次岩手県率先実行計画(岩手県エコマネジメントシステム)
岩手県	盛岡市	○	2020	2016	5	盛岡市エコオフィスプラン
岩手県	宮古市	○	2020	2017	10	宮古市役所地球温暖化防止等実行計画
岩手県	大船渡市	○		2017	13	第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	花巻市	○	2020	2015	5	花巻市役所地球温暖化対策実行計画(第2期)
岩手県	北上市	○	2020	2017	5	北上市役所地球環境にやさしい行動計画
岩手県	久慈市	○	2018	2015	5	久慈市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岩手県	遠野市	△	2020	2016	5	第3次遠野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岩手県	一関市	△	2019	2008	5	一関市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岩手県	陸前高田市	△	2018	2007	5	第2次陸前高田市地球温暖化防止等実行計画
岩手県	釜石市	△	2018	2009	5	釜石市役所地球温暖化対策率先実行計画
岩手県	二戸市	△	2019	2006	5	二戸市地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	八幡平市	○		2017	13	八幡平市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岩手県	奥州市	△	2019	2007	5	奥州市地球温暖化対策実行計画
岩手県	滝沢市	○	2022	2018	5	

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岩手県	雫石町	○	2020	2015	5	雫石町地球温暖化対策実行計画(第Ⅳ期計画)
岩手県	葛巻町	△	2018	2012	5	第4次葛巻町地球温暖化防止対策実行計画
岩手県	岩手町	○	2019	2014	5	岩手町庁内環境エコ・プラン 21
岩手県	紫波町	○	2021	2016	5	紫波町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「紫波町エコチャレンジ・プラン」
岩手県	矢巾町	△	2018	2005	8	第2次矢巾町地球温暖化対策実行計画
岩手県	西和賀町	■	2020			
岩手県	金ヶ崎町	△	2018	2011	7	第3次金ヶ崎町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岩手県	平泉町	■	2018			
岩手県	住田町	△	2018	2008	4	住田町役場地球温暖化対策実行計画
岩手県	大槌町	■				
岩手県	山田町	△	2020	2006	5	山田町役場地球温暖化対策実行計画
岩手県	岩泉町	△	2019	2012	5	岩泉町地球温暖化防止等実行計画(第3版)
岩手県	田野畑村	△		2006	5	田野畑村地球温暖化防止実行計画
岩手県	普代村	○		2017	13	普代村地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	軽米町	○		2017	5	軽米町地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	野田村	△	2019	2005	5	野田村地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	九戸村	△	2020	2007	5	九戸村地球温暖化防止対策推進実行計画
岩手県	洋野町	○		2016	5	第4次洋野町地球温暖化対策実行計画
岩手県	一戸町	△		2005	5	一戸町地球温暖化防止対策推進実行計画
宮城県	宮城県	○	2020	2015	5	宮城県環境保全率先実行計画(第5期)
宮城県	仙台市	○	2018	2013	5	新・仙台市環境行動計画
宮城県	石巻市	○	2019	2016	3	石巻市環境保全率先行動計画
宮城県	塩竈市	○		2009	5	しおがまエコ・オフィスプラン
宮城県	気仙沼市	△	2018	2008	9	市の地球温暖化防止に向けた率先行動計画
宮城県	白石市	△	2019	2013	5	白石市地球温暖化防止実行計画
宮城県	名取市	○	2021	2017	4	名取市温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画
宮城県	角田市	○		2017	13	第2次角田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮城県	多賀城市	△	2018	2007	3	多賀城市地球温暖化防止計画
宮城県	岩沼市	○	2020	2015	5	岩沼市地球温暖化対策実行計画(第3期)
宮城県	登米市	○	2020	2016	5	登米市地球温暖化対策率先実行計画【第4期】
宮城県	栗原市	○	2019	2014	5	第2期栗原市地球温暖化対策実行計画
宮城県	東松島市	■	2020			
宮城県	大崎市	○		2017	13	大崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【第3次】
宮城県	富谷市	△	2019	2006	5	第二次富谷町有公共施設地球温暖化対策推進実行計画
宮城県	蔵王町	△		2010	5	蔵王町地球温暖化対策実行計画
宮城県	七ヶ宿町	○	2022	2017	5	七ヶ宿町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮城県	大河原町	■	2018			
宮城県	村田町	■				
宮城県	柴田町	△	2019	2012	5	柴田町地球温暖化防止実行計画
宮城県	川崎町	○		2016	5	第2次川崎町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮城県	丸森町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
宮城県	亘理町	△	2020	2010	5	亘理町地球温暖化対策実行計画(亘理町の事務・事業に係る温室効果ガス削減計画)
宮城県	山元町	■				
宮城県	松島町	△		2010	5	第1次松島町温室効果ガス排出量削減実行計画
宮城県	七ヶ浜町	○	2018	2017	5	七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅱ
宮城県	利府町	○		2018	12	利府町地球温暖化対策実行計画
宮城県	大和町	○		2017	5	大和町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮城県	大郷町	△		2002	5	地方公共団体実行計画
宮城県	大衡村	○		2017	6	
宮城県	色麻町	△	2019	2010	5	色麻町地球温暖化推進実行計画
宮城県	加美町	△	2018	2004	5	
宮城県	涌谷町	■	2018			
宮城県	美里町	○		2017	13	美里町地球温暖化対策実行計画
宮城県	女川町	■	2020			
宮城県	南三陸町	△	2018	2009	5	南三陸町地球温暖化対策実行計画
秋田県	秋田県	○		2016	5	秋田県庁環境保全率先実行計画
秋田県	秋田市	○	2018	2013	6	秋田市役所環境配慮行動計画
秋田県	能代市	○	2018	2015	4	能代市環境マネジメントシステム
秋田県	横手市	○	2020	2015	6	横手市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
秋田県	大館市	○	2019	2017	6	エコ・プラン21 大館市役所地球温暖化防止実行計画
秋田県	男鹿市	△		2010	3	男鹿市地球温暖化対策実行計画
秋田県	湯沢市	○	2018	2014	5	湯沢市地球温暖化防止実行計画
秋田県	鹿角市	○	2021	2016	6	鹿角市役所エコ・オフィス計画(第3期)
秋田県	由利本荘市	△		2012	5	由利本荘市地球温暖化実行計画
秋田県	潟上市	△	2021	2017	5	潟上市地球温暖化防止実行計画
秋田県	大仙市	△	2018	2008	5	大仙市役所地球温暖化対策実行計画
秋田県	北秋田市	○	2022	2017	5	北秋田市地球温暖化防止執行計画
秋田県	にかほ市	○	2022	2017	5	にかほ市地球温暖化防止実行計画(第3期計画)
秋田県	仙北市	○	2022	2018	12	仙北市役所地球温暖化対策実行計画
秋田県	小坂町	△		2005	5	小坂町地球温暖化対策
秋田県	上小阿仁村	■				
秋田県	藤里町	■				
秋田県	三種町	△	2019	2007	5	
秋田県	八峰町	△		2007	5	八峰町地球温暖化防止実行計画
秋田県	五城目町	■				
秋田県	八郎潟町	■				
秋田県	井川町	■				
秋田県	大潟村	○	2023	2018	5	大潟村地球温暖化対策実行計画
秋田県	美郷町	○	2020	2014	5	美郷町役場地球温暖化対策実行計画(第2期)
秋田県	羽後町	○	2022	2017	5	第3次羽後町地球温暖化防止実行計画
秋田県	東成瀬村	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山形県	山形県	○		2015	5	山形県環境保全率先実行計画(第4期)
山形県	山形市	○	2019	2014	5	第4期山形市地球温暖化対策実行計画事務事業編(ECO ACTION PLAN IV)
山形県	米沢市	○	2018	2015	5	第二期米沢市地球温暖化対策実行計画
山形県	鶴岡市	○		2018	13	鶴岡市地球温暖化対策実行計画
山形県	酒田市	○		2017	13	第3期酒田市役所環境保全実行計画
山形県	新庄市	○	2020	2015	5	第2次新庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山形県	寒河江市	○		2018	13	第2期 寒河江市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山形県	上山市	△	2018	2012	5	
山形県	村山市	○	2018	2009	10	村山市地球温暖化対策地域推進計画
山形県	長井市	○	2020	2015	5	
山形県	天童市	△		2006	4	天童市地球温暖化対策実行計画
山形県	東根市	△	2018	2013	5	東根市役所エコ・アクションプラン(事務事業編)
山形県	尾花沢市	■	2020			
山形県	南陽市	△		2007	5	南陽市役所温暖化対策実行計画
山形県	山辺町	○		2015	5	山辺町地球温暖化対策実行計画
山形県	中山町	○	2022	2017	5	第2次中山町地球温暖化対策実行計画
山形県	河北町	△	2019	2005	5	不明
山形県	西川町	■	2019			
山形県	朝日町	○		2016	5	第1次朝日町エコチャレンジ・プラン
山形県	大江町	■	2018			
山形県	大石田町	■	2019			
山形県	金山町	■	2018			
山形県	最上町	○		2017	14	最上町地球温暖化対策実行計画事務事業編
山形県	舟形町	○		2018	12	舟形町地球温暖化対策実行計画
山形県	真室川町	○		2017	5	真室川町エコオフィスプラン(第2期)
山形県	大蔵村	■				
山形県	鮭川村	○		2017	5	鮭川村地球温暖化対策実行計画
山形県	戸沢村	■				
山形県	高畠町	○	2030	2017	12	第2次高畠町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山形県	川西町	△	2018	2012	5	川西町地球温暖化対策実行計画
山形県	小国町	○	2021	2016	33	小国町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山形県	白鷹町	○		2015	5	白鷹町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山形県	飯豊町	■				
山形県	三川町	○	2022	2016	5	三川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山形県	庄内町	△	2020	2015	5	環境配慮行動計画
山形県	遊佐町	○	2020	2016	5	ゆざまちエコアクションプラン
福島県	福島県	○	2021	2013	8	ふくしまエコオフィス実践計画
福島県	福島市	○	2020	2010	10	福島市地球温暖化対策実行計画
福島県	会津若松市	○	2021	2016	5	第3期地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)
福島県	郡山市	○	2021	2018	3	第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福島県	いわき市	○	2020	2015	5	いわき市環境基本計画(第二次)一部改定版
福島県	白河市	△	2018	2007	5	環境負荷低減白河市役所率先行動計画(エコオフィスしらかわプランⅡ)
福島県	須賀川市	○		2016	5	第2期 すかがわエコ実行プラン
福島県	喜多方市	△	2020	2009	3	喜多方市役所地球温暖化防止実行計画
福島県	相馬市	△	2019	2008	5	第2次相馬市役所地球温暖化防止実行計画
福島県	二本松市	○	2019	2014	5	二本松市地球温暖化対策実行計画(第2期)
福島県	田村市	○	2018	2013	5	第2期田村市地球温暖化対策実行計画
福島県	南相馬市	△		2006	3	南相馬市温暖化対策推進実行委員会
福島県	伊達市	○		2017	5	伊達市役所エコアクションプラン
福島県	本宮市	○	2019	2014	5	本宮市役所地球温暖化防止実行計画【第2次改訂】
福島県	桑折町	○		2017	5	桑折町役場地球温暖化対策実行計画
福島県	国見町	△	2019	2008	5	国見町地球温暖化対策実行計画
福島県	川俣町	△		2009	4	川俣町役場地球温暖化対策実行計画
福島県	大玉村	○		2016	5	大玉村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福島県	鏡石町	○		2017	5	第2次鏡石町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福島県	天栄村	△		2011	5	天栄村地域温暖化対策実行計画
福島県	下郷町	△		2008	5	下郷町地球温暖化対策実行計画2008
福島県	檜枝岐村	△		2009	5	第1次檜枝岐村地域温暖化対策実行計画
福島県	只見町	△		2008	5	只見町地球温暖化対策実行計画
福島県	南会津町	■	2018			
福島県	北塩原村	△	2018	2008	5	北塩原村地球温暖化対策実行計画書
福島県	西会津町	○		2017	5	西会津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福島県	磐梯町	○	2020	2015	5	磐梯町地球温暖化対策実行計画 第二次
福島県	猪苗代町	○	2019	2015	5	第2次猪苗代町地球温暖化対策実行計画
福島県	会津坂下町	○		2012	10	会津坂下町地球温暖化対策基本計画書
福島県	湯川村	○	2021	2016	5	湯川村地球温暖化対策実行計画
福島県	柳津町	△		2011	3	
福島県	三島町	△	2019	2011	5	第1次三島町地球温暖化対策実行計画
福島県	金山町	■	2020			
福島県	昭和村	■				
福島県	会津美里町	○		2014	3	会津美里町地球温暖化対策実行計画(H26～H28)
福島県	西郷村	△		2001	5	西郷村地球温暖化対策推進実行計画
福島県	泉崎村	■				
福島県	中島村	■				
福島県	矢吹町	■	2018			
福島県	棚倉町	■				
福島県	矢祭町	■				
福島県	塙町	○	2018	2019	12	塙町カーボン・マネジメント強化に係る地球温暖化対策実行計画
福島県	鮫川村	■				
福島県	石川町	△	2018	2009	5	石川町地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福島県	玉川村	○	2019	2014	30	第2次玉川村地球温暖化対策実行計画
福島県	平田村	○	2020	2014	7	平田村地球温暖化防止実行計画
福島県	浅川町	○	2019	2014	5	浅川町地球温暖化防止実行計画
福島県	古殿町	○	2019	2014	5	
福島県	三春町	○		2016	5	第2次 三春町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福島県	小野町	○	2020	2010	10	小野町地球温暖化対策実行計画
福島県	広野町	△		2002	5	
福島県	楢葉町	■				
福島県	富岡町	△	2021	2009	5	富岡町地球温暖化対策推進実行計画
福島県	川内村	■				
福島県	大熊町	△	2019	2003	5	
福島県	双葉町	■				
福島県	浪江町	■				
福島県	葛尾村	■				
福島県	新地町	○	2020	2005	5	第2次新地町役場地球温暖化防止実行計画
福島県	飯舘村	△		2007	5	
茨城県	茨城県	○	2020	2016	5	茨城県環境保全率先実行計画第5期
茨城県	水戸市	○		2014	5	第3期市役所エコプランー水戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)ー
茨城県	日立市	○	2020	2012	8	日立市環境保全率先実行計画
茨城県	土浦市	○	2020	2016	14	土浦市役所環境保全率先実行計画
茨城県	古河市	○	2021	2017	12	古河市地球温暖化対策実行計画
茨城県	石岡市	△		2001	3	石岡市地球温暖化対策実行計画
茨城県	結城市	△	2021	2013	8	結城市環境基本計画
茨城県	龍ヶ崎市	○		2017	5	龍ヶ崎市第4次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
茨城県	下妻市	△	2018	2013	5	第2次下妻市市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
茨城県	常総市	○	2021	2017	5	じょうそうエコオフィスプラン
茨城県	常陸太田市	△	2019	2008	5	地球温暖化防止計画～エコ・オフィスプラン～市職員による率先実行の活動計画
茨城県	高萩市	△	2019	2016	1	第3次高萩市地球温暖化対策実行計画(暫定)事務事業編
茨城県	北茨城市	△	2019	2006	5	第2次地球温暖化対策実行計画
茨城県	笠間市	○	2022	2017	5	笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画
茨城県	取手市	△	2019	2003	5	取手市地球温暖化防止実行計画
茨城県	牛久市	○	2021	2016	5	第4期うしくエコオフィス行動計画
茨城県	つくば市	○	2023	2018	5	第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
茨城県	ひたちなか市	○		2018	13	
茨城県	鹿嶋市	○	2023	2018	5	鹿嶋市エコオフィスプラン
茨城県	潮来市	△		2001	5	平成13年度潮来市地球温暖化対策実行計画
茨城県	守谷市	△	2019	2006	7	守谷市役所地球温暖化実行計画
茨城県	常陸大宮市	○		2016	6	常陸大宮市地球温暖化実行計画【事務事業編】
茨城県	那珂市	△	2019	2006	6	那珂市温暖化防止実行計画
茨城県	筑西市	△		2006	5	筑西市地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
茨城県	坂東市	△		2007	5	坂東市地球温暖化実行計画
茨城県	稲敷市	△	2020	2007	5	稲敷市役所地球温暖化対策実行計画
茨城県	かすみがうら市	○	2021	2016	5	かすみがうら市第4次温室効果ガス排出制御実行計画
茨城県	桜川市	△	2019	2007	24	桜川市地球温暖化防止対策実行計画
茨城県	神栖市	○	2019	2013	6	第二次神栖市環境保全率先実行計画(神栖市地球温暖化対策実行計画)
茨城県	行方市	○		2018	5	第三次行方市地球温暖化対策実行計画書
茨城県	鉾田市	○		2017	5	鉾田市地球温暖化対策実行計画
茨城県	つくばみらい市	○	2021	2017	5	つくばみらい市地球温暖化対策実行計画
茨城県	小美玉市	△		2011	5	小美玉市地球温暖化対策実行計画書
茨城県	茨城町	△		2008	5	茨城町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
茨城県	大洗町	■	2020			
茨城県	城里町	■	2018			
茨城県	東海村	○		2016	5	第4次とうかいエコオフィスプラン東海村地球温暖化対策実行計画
茨城県	大子町	○	2019	2015	5	大子町役場地球温暖化対策実行計画
茨城県	美浦村	○	2020	2014	5	第3次美浦村地球温暖化対策実行計画
茨城県	阿見町	○	2019	2014	5	阿見町第3期地球温暖化対策実行計画
茨城県	河内町	○	2022	2016	5	河内町地球温暖化対策実行計画
茨城県	八千代町	△		2012	5	八千代町役場地球温暖化対策実行計画(第3次計画)
茨城県	五霞町	○	2020	2013	8	五霞町役場温室効果ガス削減計画
茨城県	境町	■				
茨城県	利根町	○		2018	5	
栃木県	栃木県	○	2020	2015	5	栃木県地球温暖化対策実行計画(2016～2020年度)
栃木県	宇都宮市	○	2020	2015	5	第2次宇都宮市役所”ストップ・ザ・温暖化”プラン
栃木県	足利市	○	2020	2015	5	第3次足利市役所地球温暖化対策実行計画
栃木県	栃木市	○	2020	2017	3	栃木市エコオフィス推進実行計画
栃木県	佐野市	○	2022	2017	5	第4次佐野市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
栃木県	鹿沼市	○	2021	2017	5	地球温暖化対策実行計画
栃木県	日光市	○		2014	5	第2期日光市役所環境配慮率先行動計画一日光市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)一
栃木県	小山市	○	2021	2012	8	小山市環境保全率先実行計画
栃木県	真岡市	○	2020	2013	8	真岡市役所地球温暖化防止実行計画 2013
栃木県	大田原市	○	2021	2013	7	大田原市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
栃木県	矢板市	△	2019	2005	5	矢板市地球温暖化対策地域推進計画
栃木県	那須塩原市	○	2020	2013	8	那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
栃木県	さくら市	○	2018	2013	5	第2次さくら市地球温暖化対策実行計画
栃木県	那須烏山市	○	2019	2013	5	那須烏山市地球温暖化対策実行計画
栃木県	下野市	○	2022	2017	5	下野市地球温暖化対策実行計画
栃木県	上三川町	△		2010	27	地球温暖化対策実行計画
栃木県	益子町	○	2018	2013	5	益子町地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
栃木県	茂木町	○		2017	14	茂木町地球温暖化防止実行計画
栃木県	市貝町	△		2006	5	市貝町役場 地球温暖化防止実行計画
栃木県	芳賀町	■	2020			
栃木県	壬生町	△		2004	5	壬生町役場環境保全率先実行計画
栃木県	野木町	○		2013	5	野木町役場地球温暖化対策実行計画
栃木県	塩谷町	△	2019	2006	5	塩谷町地球温暖化対策実行計画
栃木県	高根沢町	■	2019			
栃木県	那須町	△	2018	2007	5	那須町役場地球温暖化防止実行計画
栃木県	那珂川町	■				
群馬県	群馬県	○		2014	10	群馬県地球温暖化対策実行計画(改定版)
群馬県	前橋市	○	2020	2012	9	前橋市地球温暖化防止実行計画
群馬県	高崎市	○	2020	2015	6	
群馬県	桐生市	○	2021	2016	5	第3次桐生市地球温暖化対策実行計画
群馬県	伊勢崎市	○	2020	2015	5	第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
群馬県	太田市	○		2017	5	太田市地球温暖化防止対策実行計画(事務事業編)
群馬県	沼田市	○	2020	2014	6	第二次沼田市地球温暖化対策実行計画
群馬県	館林市	○	2020	2015	5	第4次館林市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
群馬県	渋川市	○		2012	5	渋川市地球温暖化対策実行計画 2018-2022
群馬県	藤岡市	○	2022	2017	5	第3期藤岡市地球温暖化対策実行計画
群馬県	富岡市	○	2021	2017	5	富岡市地球温暖化対策推進実行計画 2017
群馬県	安中市	○	2021	2016	5	安中市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
群馬県	みどり市	○	2019	2015	5	第2次みどり市地球温暖化対策実行計画
群馬県	榛東村	■				
群馬県	吉岡町	■				
群馬県	上野村	■	2019			
群馬県	神流町	■				
群馬県	下仁田町	△	2020	2015	5	下仁田町等地球温暖化防止実行計画
群馬県	南牧村	■				
群馬県	甘楽町	■				
群馬県	中之条町	○		2016	14	第3期中之条町地球温暖化対策実行計画改訂版
群馬県	長野原町	△		2003	10	長野原町地球温暖化防止実行計画
群馬県	嬬恋村	○	2019	2015	5	第2次嬬恋村地球温暖化対策実行計画
群馬県	草津町	○	2021	2015	6	草津町地球温暖化対策実行計画
群馬県	高山村	△		2010	5	高山村地球温暖化対策実行計画
群馬県	東吾妻町	○		2018	13	東吾妻町地球温暖化対策実行計画
群馬県	片品村	△		2009	6	地球温暖化防止対策実行計画
群馬県	川場村	△		2012	5	川場村地球温暖化対策実行計画
群馬県	昭和村	△		2001	5	昭和村役場地球温暖化対策の推進実行計画
群馬県	みなかみ町	○	2018	2012	4	みなかみ町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
群馬県	玉村町	△	2018	2012	5	玉村町地球温暖化防止実行計画書
群馬県	板倉町	○		2017	5	第2次板倉町地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
群馬県	明和町	△	2019	2012	5	第2次明和町地球温暖化防止実行計画
群馬県	千代田町	○	2021	2014	6	第2次千代田町地球温暖化防止実行計画
群馬県	大泉町	○	2019	2018	5	大泉町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
群馬県	邑楽町	■				
埼玉県	埼玉県	○	2020	2014	6	第2期ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン
埼玉県	さいたま市	○	2020	2012	8	さいたま市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(平成25年度～平成32年度)～さいたま市役所温室効果ガス排出量削減計画～
埼玉県	川越市	○		2015	5	第四次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	熊谷市	○	2020	2014	6	
埼玉県	川口市	○	2022	2017	5	川口市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	行田市	○	2022	2017	5	第4次行田市役所地球温暖化対策実行計画
埼玉県	秩父市	○		2017	13	秩父市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)《第4次計画》
埼玉県	所沢市	○	2018	2014	4	所沢市地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)
埼玉県	飯能市	○	2018	2013	5	飯能市事務・事業に係る温室効果ガス削減行動計画
埼玉県	加須市	○	2021	2015	6	
埼玉県	本庄市	○		2017	5	本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	東松山市	○	2020	2017	4	東松山市地球温暖化対策実行計画(改訂版)
埼玉県	春日部市	○	2027	2017	10	春日部市役所役所が取り組む地球温暖化対策実行計画
埼玉県	狭山市	○	2021	2016	5	狭山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改定版
埼玉県	羽生市	△		2010	5	省エネ・エコオフィス実践プラン21(羽生市地球温暖化対策実行計画)
埼玉県	鴻巣市	○	2018	2014	5	鴻巣市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	深谷市	○	2020	2013	7	深谷市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	上尾市	○	2021	2015	6	「第2次上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(あげおエコ・アクションプラン)
埼玉県	草加市	○	2020	2016	4	第3次草加市環境にやさしい庁内率先実行計画
埼玉県	越谷市	○	2020	2013	8	
埼玉県	蕨市	■				
埼玉県	戸田市	○	2020	2015	5	戸田市地球温暖化対策実行計画(改訂版)(事務事業編)
埼玉県	入間市	○	2022	2017	5	第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	朝霞市	○	2019	2014	5	第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	志木市	○	2021	2017	4	
埼玉県	和光市	○	2022	2017	5	第四次和光市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
埼玉県	新座市	○	2020	2015	5	第3次新座市地球温暖化対策実行計画[事務・事業編]
埼玉県	桶川市	○	2019	2013	7	第3次桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画
埼玉県	久喜市	○		2016	6	第2次久喜市環境保全率先実行計画
埼玉県	北本市	○	2018	2013	5	
埼玉県	八潮市	○	2026	2016	10	八潮市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)
埼玉県	富士見市	○	2021	2016	5	第3次富士見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	三郷市	○	2020	2017	4	第3次三郷市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	蓮田市	○	2018	2013	5	
埼玉県	坂戸市	○		2016	8	坂戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○: 計画中 △: 未改定 ■: 未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
埼玉県	幸手市	○	2018	2014	30	
埼玉県	鶴ヶ島市	○		2017	5	第4期鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画
埼玉県	日高市	○	2021	2013	7	日高市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	吉川市	○	2020	2015	5	第4次吉川市環境配慮率先実行計画
埼玉県	ふじみ野市	○	2022	2017	5	
埼玉県	白岡市	○	2021	2017	5	第二次白岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	伊奈町	○	2019	2014	5	第3次いなまち地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
埼玉県	三芳町	○		2015	5	
埼玉県	毛呂山町	△		2010	5	
埼玉県	越生町	○		2016	5	おごせエコオフィス実行計画
埼玉県	滑川町	○		2018	12	滑川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第1期計画
埼玉県	嵐山町	○	2018	2014	5	嵐山町地球温暖化対策実行計画
埼玉県	小川町	○		2016	14	小川町地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)【改定】
埼玉県	川島町	■	2018			
埼玉県	吉見町	△	2020	2012	5	吉見町地球温暖化対策地方公共団体実行計画
埼玉県	鳩山町	○		2018	5	
埼玉県	ときがわ町	△	2023	2007	5	第三次 ときがわ町地球温暖化対策実行計画 事務事業編
埼玉県	横瀬町	○	2019	2015	5	
埼玉県	皆野町	○		2014	5	第2次皆野町地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)
埼玉県	長瀨町	○	2019	2013	5	第1次長瀨町エコチャレンジ・プラン
埼玉県	小鹿野町	○	2018	2015	5	小鹿野町地球温暖化対策実行計画
埼玉県	東秩父村	■				
埼玉県	美里町	■	2018			
埼玉県	神川町	○		2017	5	神川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	上里町	○		2016	10	上里町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	寄居町	○		2018	12	寄居町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	宮代町	○		2017	13	宮代町第3次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
埼玉県	杉戸町	△	2018	2007	5	第2次 杉戸町環境保全率先実行計画
埼玉県	松伏町	○		2015	5	松伏町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
千葉県	千葉県	○	2018	2012	8	千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編(第3次)～
千葉県	千葉市	○		2016	15	千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版
千葉県	銚子市	△	2018	2008	5	銚子市地球温暖化実行計画
千葉県	市川市	○	2020	2016	4	第二次市川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編(暫定版))
千葉県	船橋市	○	2021	2015	6	船橋市地球温暖化対策実行計画(第4次ふなばしエコオフィスプラン)
千葉県	館山市	○	2023	2018	5	第四次館山市地球温暖化対策実行計画
千葉県	木更津市	○	2022	2017	5	第3次木更津市地球温暖化対策実行計画
千葉県	松戸市	○	2020	2017	5	松戸市地球温暖化対策実行計画
千葉県	野田市	○	2022	2017	14	野田市地球温暖化対策実行計画
千葉県	茂原市	△	2018	2007	5	茂原市地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
千葉県	成田市	○	2022	2017	5	成田市役所エコオフィスをアクション(第4次成田市環境保全率先行計画)
千葉県	佐倉市	○		2017	13	第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
千葉県	東金市	○		2017	13	東金市地球温暖化対策実行計画
千葉県	旭市	○	2018	2013	6	旭市地球温暖化対策推進実行計画
千葉県	習志野市	△	2019	2009	10	習志野市地球温暖化防止実行計画 一市職員による第3次行動一
千葉県	柏市	○	2019	2014	7	柏市エコアクションプラン
千葉県	勝浦市	△	2018	2013	5	第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画
千葉県	市原市	○	2018	2012	8	
千葉県	流山市	○	2020	2016	5	ストップ温暖化!流山市役所率先行計画
千葉県	八千代市	○	2020	2016	5	
千葉県	我孫子市	○	2020	2015	5	第四次我孫子市地球温暖化対策実行計画「あびこエコ・プロジェクト4」
千葉県	鴨川市	■	2018			
千葉県	鎌ヶ谷市	○		2017	13	鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン~鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業)~
千葉県	君津市	○	2022	2016	5	第4次君津市地球温暖化対策実行計画
千葉県	富津市	■	2019			
千葉県	浦安市	○	2021	2016	5	第4次浦安市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
千葉県	四街道市	○	2019	2014	5	四街道市地球温暖化防止実行計画
千葉県	袖ヶ浦市	○	2021	2016	5	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
千葉県	八街市	■				
千葉県	印西市	○	2018	2017	5	
千葉県	白井市	○	2019	2015	5	白井市地球温暖化対策実行計画
千葉県	富里市	○		2017	14	富里市地球温暖化対策実行計画
千葉県	南房総市	○	2020	2015	5	南房総市環境基本計画
千葉県	匝瑳市	○		2017	4	第2次匝瑳市地球温暖化防止実行計画
千葉県	香取市	○	2023	2018	10	第2次香取市地球温暖化対策実行計画 ~香取市の事務・事業における地球温暖化対策~
千葉県	山武市	○	2020	2015	5	第2次山武市地球温暖化対策実行計画
千葉県	いすみ市	○		2016	5	
千葉県	大網白里市	○	2018	2016	5	大網白里市地球温暖化対策実行計画(第2次)
千葉県	酒々井町	○		2016	12	
千葉県	栄町	■				
千葉県	神崎町	■				
千葉県	多古町	○		2016	5	多古町地球温暖化対策実行計画
千葉県	東庄町	△		2009	4	東庄町地球温暖化対策実行計画
千葉県	九十九里町	■	2018			
千葉県	芝山町	■	2021			
千葉県	横芝光町	△	2019	2008	5	横芝光町地球温暖化対策実行計画
千葉県	一宮町	○	2021	2016	5	一宮町地球温暖化対策実行計画
千葉県	睦沢町	△		2011	3	睦沢町地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
千葉県	長生村	○		2015	5	長生村役場地球温暖化対策実行計画
千葉県	白子町	○		2016	5	第2期白子町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
千葉県	長柄町	△	2019	2011	5	第1次長柄町地球温暖化対策実行計画
千葉県	長南町	○	2021	2016	5	長南町地球温暖化防止実行計画(役場事務事業編)
千葉県	大多喜町	△		2014	5	大多喜町地球温暖化対策実行計画
千葉県	御宿町	△	2020	2009	5	御宿町地球温暖化対策実行計画
千葉県	鋸南町	■				
東京都	東京都	○	2020	2015	5	スマートエネルギー都庁行動計画
東京都	千代田区	○	2022	2017	5	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画(事務事業編)
東京都	中央区	○	2020	2015	5	中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画
東京都	港区	○	2020	2015	5	第4次港区環境率先実行計画
東京都	新宿区	○	2022	2017	5	
東京都	文京区	○	2019	2015	5	第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画
東京都	台東区	○	2019	2015	4	台東区有施設地球温暖化対策推進実行計画(第四次計画)
東京都	墨田区	○	2019	2015	5	墨田区地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)
東京都	江東区	○	2019	2015	10	江東区環境基本計画
東京都	品川区	○		2017	5	品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～
東京都	目黒区	○	2019	2014	5	
東京都	大田区	○	2018	2014	5	大田区役所エコオフィス推進プラン第4次計画(平成27～31年度)
東京都	世田谷区	○		2018	4	世田谷区役所地球温暖化対策実行計画
東京都	渋谷区	△	2018	2008	4	渋谷区地球温暖化重点対策2009
東京都	中野区	○	2021	2016	5	
東京都	杉並区	○	2018	2014	7	杉並区環境・省エネ対策実施プラン
東京都	豊島区	○	2023	2017	7	第三次豊島区役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	北区	○	2022	2017	5	第5次北区役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	荒川区	○		2017	10	荒川区役所エコアクティブプラン
東京都	板橋区	○	2018	2015	3	板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2018
東京都	練馬区	○	2019	2015	4	練馬区環境管理実行計画(第二次)
東京都	足立区	○	2024	2017	8	足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画
東京都	葛飾区	○	2030	2017	13	葛飾区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	江戸川区	○	2022	2017	5	第5次環境行動計画
東京都	八王子市	○	2019	2015	5	環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプラン(第3次)
東京都	立川市	○	2020	2015	5	立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	武蔵野市	○	2021	2017	4	第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画
東京都	三鷹市	○	2018	2011	7	三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)
東京都	青梅市	○	2020	2015	5	第3次青梅市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	府中市	○	2021	2015	5	第4次府中市職員エコ・アクションプラン
東京都	昭島市	○	2020	2013	9	第三次昭島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	調布市	○	2020	2015	5	第3次調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	町田市	○		2017	5	町田市第4次環境配慮行動計画
東京都	小金井市	○	2020	2014	6	第3期小金井市地球温暖化対策実行計画(市役所版)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
東京都	小平市	○	2020	2009	11	第二次エコダイラ・オフィス計画
東京都	日野市	○	2021	2016	5	第3次日野市地球温暖化対策実行計画(平成28年度見直し版)
東京都	東村山市	○	2020	2011	10	エコオフィスプラン東村山
東京都	国分寺市	○	2018	2013	5	第三次 国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)
東京都	国立市	○	2020	2016	5	第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画
東京都	福生市	○	2020	2015	5	第3次福生市地球温暖化対策実行計画
東京都	狛江市	○	2019	2012	7	狛江市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	東大和市	○	2021	2017	5	第三次東大和市地球温暖化対策実行計画
東京都	清瀬市	○		2016	5	清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	東久留米市	○	2023	2018	5	
東京都	武蔵村山市	○	2021	2016	5	武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画
東京都	多摩市	○	2023	2017	5	第二次多摩市地球温暖化対策実行計画 公共施設編 中間見直し版
東京都	稲城市	○		2017	18	第二次稲城市職員エコ・アクションプラン(改定第2版)
東京都	羽村市	○	2020	2015	5	羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画
東京都	あきる野市	○	2020	2017	4	第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東京都	西東京市	○	2020	2016	10	第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)後期計画
東京都	瑞穂町	○		2017	5	
東京都	日の出町	■				
東京都	檜原村	○		2015	5	第2次檜原村地球温暖化対策実行計画
東京都	奥多摩町	△		2009	5	奥多摩町地球温暖化防止実行計画
東京都	大島町	■	2019			
東京都	利島村	○		2017	5	第1次利島村地球温暖化対策実行計画
東京都	新島村	■				
東京都	神津島村	■				
東京都	三宅村	■				
東京都	御蔵島村	■				
東京都	八丈町	■				
東京都	青ヶ島村	■				
東京都	小笠原村	△	2018	2008	5	小笠原村地球温暖化防止実行計画
神奈川県	神奈川県	○		2016	14	神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画
神奈川県	横浜市	△	2018	2013	4	横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)
神奈川県	川崎市	○		2018	13	川崎市地球温暖化対策推進計画
神奈川県	相模原市	○	2019	2011	8	相模原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
神奈川県	横須賀市	○	2021	2015	6	低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン(2011～2021)
神奈川県	平塚市	○		2017	10	
神奈川県	鎌倉市	○	2019	2012	8	鎌倉市役所エコアクション21
神奈川県	藤沢市	○	2022	2016	6	
神奈川県	小田原市	○	2018	2011	10	小田原市地球温暖化対策推進計画
神奈川県	茅ヶ崎市	○	2020	2012	8	茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
神奈川県	逗子市	○		2014	8	第二次逗子市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
神奈川県	三浦市	△	2019	2008	5	三浦市役所地球温暖化対策実行計画
神奈川県	秦野市	△	2022	2016	5	
神奈川県	厚木市	○	2020	2017	3	厚木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
神奈川県	大和市	○		2017	10	
神奈川県	伊勢原市	○		2018	12	第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
神奈川県	海老名市	○	2019	2017	14	海老名市地球温暖化対策実行計画
神奈川県	座間市	○	2020	2015	5	第三次座間市地球温暖化防止実行計画
神奈川県	南足柄市	○	2018	2015	5	南足柄市役所地球温暖化対策実行計画
神奈川県	綾瀬市	○	2020	2015	5	
神奈川県	葉山町	○	2019	2014	5	第4期葉山町地球温暖化対策実行計画
神奈川県	寒川町	○	2021	2013	8	寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)
神奈川県	大磯町	△	2018	2010	3	大磯町地球温暖化対策実行計画
神奈川県	二宮町	○		2016	6	二宮町地球温暖化対策実行計画
神奈川県	中井町	○		2017	14	中井町地球温暖化対策実行計画
神奈川県	大井町	○		2017	13	大井町地球温暖化対策実行計画 事務事業編
神奈川県	松田町	○	2022	2017	5	
神奈川県	山北町	○		2017	5	やまきた発 ストップ・温暖化アクションプラン
神奈川県	開成町	○		2017	7	開成町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
神奈川県	箱根町	○		2017	14	箱根町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
神奈川県	真鶴町	△		2005	5	真鶴町庁内地球温暖化対策実行計画
神奈川県	湯河原町	△	2019	2006	5	湯河原町地球温暖化対策実行計画
神奈川県	愛川町	○	2021	2016	5	第3次あいかわエコアクションプラン(愛川町地球温暖化対策等 率先実行計画)
神奈川県	清川村	■				
新潟県	新潟県	○		2016	4	環境にやさしい新潟県の率先行動計画
新潟県	新潟市	○	2019	2013	6	新潟市地球温暖化対策実行計画(第4期 市役所率先実行版)
新潟県	長岡市	△	2018	2013	5	長岡市地球温暖化対策実行計画(第3次)
新潟県	三条市	△	2019	2011	4	人と地球にやさしい三条市の率先行動計画(三条市地球温暖化 防止実行計画)
新潟県	柏崎市	○	2021	2017	14	柏崎市地球温暖化対策実行計画
新潟県	新発田市	○		2013	7	
新潟県	小千谷市	○		2013	10	小千谷市の事務及び事業に関する地球温暖化対策実行計画
新潟県	加茂市	■				
新潟県	十日町市	○	2020	2016	5	第3期 十日町市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新潟県	見附市	△	2018	2013	5	見附市環境にやさしい実践行動計画
新潟県	村上市	○	2020	2014	7	村上市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新潟県	燕市	△	2018	2009	6	燕市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新潟県	糸魚川市	○	2019	2014	7	第2次糸魚川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新潟県	妙高市	○	2021	2017	5	妙高市役所地球温暖化対策実行計画(第3期)
新潟県	五泉市	○		2018	5	第3次ごせんエコモーションプラン
新潟県	上越市	○	2022	2014	8	上越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
新潟県	阿賀野市	■				阿賀野市環境基本計画
新潟県	佐渡市	○	2021	2017	5	佐渡市地球温暖化対策実行計画(第2期)
新潟県	魚沼市	○	2020	2015	5	第2次魚沼市環境配慮実践プラン
新潟県	南魚沼市	○	2019	2014	5	南魚沼市環境行動計画
新潟県	胎内市	○	2021	2017	5	
新潟県	聖籠町	○		2018	5	エコ・オフィスチャレンジプラン
新潟県	弥彦村	■				
新潟県	田上町	■				
新潟県	阿賀町	■				
新潟県	出雲崎町	△		2010	5	出雲崎町地球温暖化防止実行計画
新潟県	湯沢町	■				
新潟県	津南町	△	2018	2011	5	環境にやさしい津南町の率先行動計画
新潟県	刈羽村	○	2021	2016	6	刈羽村地球温暖化対策実行計画
新潟県	関川村	■				
新潟県	粟島浦村	■				
富山県	富山県	○	2020	2016	5	新県庁エコプラン<第4期計画>
富山県	富山市	○	2018	2015	6	第3期富山市地球温暖化防止実行計画
富山県	高岡市	○	2030	2016	14	地球温暖化防止高岡市役所実行計画
富山県	魚津市	○		2015	5	第3次地球温暖化防止魚津市役所実行計画
富山県	氷見市	○		2017	13	氷見市地球温暖化対策実行計画 事務事業編
富山県	滑川市	○	2021	2016	5	第2次 滑川市地球温暖化対策実行計画
富山県	黒部市	○	2022	2017	5	地球温暖化防止黒部市役所実行計画
富山県	砺波市	○	2022	2017	5	第3期地球温暖化防止砺波市役所実行計画
富山県	小矢部市	○		2018	13	
富山県	南砺市	○		2018	13	南砺市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
富山県	射水市	△		2008	5	地球温暖化防止射水市役所実行計画
富山県	舟橋村	■				
富山県	上市町	○	2019	2012	5	第2次上市町地球温暖化対策実行計画
富山県	立山町	○		2016	14	立山町地球温暖化防止実行計画書(改定版)
富山県	入善町	○	2018	2013	8	地球温暖化防止入善町役場実行計画
富山県	朝日町	△	2020	2015	5	朝日町地球温暖化防止実行計画
石川県	石川県	△	2018	2004	6	石川県環境総合計画 第4章 ②県庁における二酸化炭素の排出抑制(県庁グリーン化率先行動プラン)
石川県	金沢市	△	2020	2015	5	金沢市役所地球温暖化対策実行計画 2016
石川県	七尾市	○	2018	2014	5	七尾市地球温暖化対策実行計画
石川県	小松市	△		2013	2	地球温暖化防止小松市役所実行計画
石川県	輪島市	○	2022	2018	5	第4次輪島市地球温暖化防止実行計画
石川県	珠洲市	○	2020	2016	5	
石川県	加賀市	△	2020	2004	5	加賀市温暖化防止実行計画
石川県	羽咋市	○	2022	2018	5	羽咋市地球温暖化対策実行計画
石川県	かほく市	○		2014	5	かほく市地球温暖化防止実行計画 第2期

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
石川県	白山市	○	2020	2016	5	はくさん ECO マネジメントプラン(第二次白山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))
石川県	能美市	■	2019			
石川県	野々市市	○		2016	6	第1次野々市市地球温暖化対策実行計画第2版
石川県	川北町	△	2018	2009	5	第1次川北町地球温暖化対策実行計画
石川県	津幡町	○	2019	2014	5	第2期津幡町地球温暖化防止実行計画
石川県	内灘町	○		2015	5	第2期 内灘町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
石川県	志賀町	○	2023	2018	12	
石川県	宝達志水町	○	2019	2014	5	第2次宝達志水町地球温暖化対策実行計画
石川県	中能登町	■				
石川県	穴水町	■				
石川県	能登町	○		2017	5	第3次 能登町役場地球温暖化対策 実行計画書
福井県	福井県	○		2017	5	福井県環境基本計画
福井県	福井市	○	2021	2016	5	福井市役所エコオフィスプラン
福井県	敦賀市	○	2022	2017	5	第2次敦賀市環境基本計画 後期環境アクションプラン
福井県	小浜市	○		2018	5	小浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福井県	大野市	○	2021	2016	5	大野市役所地球温暖化対策実行計画
福井県	勝山市	○	2018	2014	5	勝山市環境基本計画改定版
福井県	鯖江市	○	2021	2015	5	さばえ ECO オフィスプラン
福井県	あわら市	△		2005	3	あわら市地球温暖化対策実行計画 ～地球にやさしいオフィスをめざして～
福井県	越前市	△		2015	3	越前市地球温暖化対策実行計画(市事務事業編)
福井県	坂井市	○	2020	2017	5	第3次坂井市地球温暖化防止実行計画
福井県	永平寺町	△	2018	2010	5	永平寺町役場エコオフィスプラン
福井県	池田町	○		2017	5	池田町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福井県	南越前町	○		2017	5	南越前町地球温暖化対策実行計画
福井県	越前町	■	2019			
福井県	美浜町	○	2021	2016	5	美浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福井県	高浜町	○	2019	2014	5	高浜町地球温暖化対策実行計画
福井県	おおい町	○		2018	5	おおい町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)
福井県	若狭町	△		2007	5	若狭町地球温暖化対策実行計画
山梨県	山梨県	○		2016	4	山梨県地球温暖化対策実行計画
山梨県	甲府市	○	2030	2015	15	甲府市地球温暖化対策実行計画
山梨県	富士吉田市	△	2020	2005	3	富士吉田市地球温暖化防止実行計画
山梨県	都留市	○	2022	2017	5	第3期都留市地球温暖化対策実行計画
山梨県	山梨市	○	2022	2018	13	第3次山梨市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山梨県	大月市	○	2019	2014	5	第3次大月市地球温暖化対策実行計画
山梨県	韮崎市	○	2018	2013	10	韮崎市地球温暖化対策実行計画
山梨県	南アルプス市	○	2019	2014	5	南アルプス市地球温暖化対策実行計画
山梨県	北杜市	△	2019	2007	5	北杜市環境保全率先行動計画
山梨県	甲斐市	○	2021	2012	9	第2次甲斐市地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山梨県	笛吹市	△	2019	2014	5	第2次笛吹市地球温暖化対策実行計画
山梨県	上野原市	△	2019	2012	5	
山梨県	甲州市	○	2022	2017	5	甲州市地球温暖化対策実行計画
山梨県	中央市	■	2019			
山梨県	市川三郷町	△	2020	2008	5	市川三郷町地球温暖化対策実行計画
山梨県	早川町	■	2018			
山梨県	身延町	△	2021	2016	5	身延町地球温暖化対策実行計画
山梨県	南部町	△		2010	5	南部町地球温暖化対策実行計画
山梨県	富士川町	○		2017	5	第2期富士川町役場環境保全率先行動計画 富士川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山梨県	昭和町	○		2017	5	第二次昭和町地球温暖化対策実行計画
山梨県	道志村	■				
山梨県	西桂町	○	2018	2013	5	
山梨県	忍野村	△		2009	6	忍野村地球温暖化対策実行計画
山梨県	山中湖村	△		2006	5	
山梨県	鳴沢村	△	2018	2013	5	鳴沢村地球温暖化防止実行計画
山梨県	富士河口湖町	○	2021	2016	5	富士河口湖町地球温暖化対策地方公共団体実行計画 第1次富士河口湖町エコ・アップ計画
山梨県	小菅村	■	2020			
山梨県	丹波山村	■	2019			
長野県	長野県	○	2020	2016	5	第5次長野県職員率先実行計画
長野県	長野市	○	2022	2017	5	第五次長野市役所温暖化防止実行計画
長野県	松本市	○	2021	2016	5	松本市役所エコオフィスプラン
長野県	上田市	○	2024	2018	6	エコオフィスうえだ 第四次上田市役所地球温暖化防止実行計画
長野県	岡谷市	○	2021	2016	5	岡谷市役所環境保全の率先実行計画V
長野県	飯田市	○	2021	2018	3	
長野県	諏訪市	○	2018	2013	5	諏訪市地球温暖化防止実行計画(第2次事務事業編)
長野県	須坂市	○	2020	2016	5	須坂市役所 CO2 削減実行計画【須坂市地球温暖化防止実行計画 2016(事務事業編)】(平成28年度～32年度)
長野県	小諸市	○		2014	5	エコオフィスこもろ
長野県	伊那市	○		2018	5	第2次 伊那市役所エコオフィス活動実行計画
長野県	駒ヶ根市	△	2019	2007	5	地球温暖化防止実行計画(CO2CO2ダイエットプラン)
長野県	中野市	○	2020	2015	5	中野市地球温暖化防止実行計画
長野県	大町市	△	2018	2013	5	大町市地球温暖化防止実行計画
長野県	飯山市	△		2002	5	飯山市役所地球温暖化防止実行計画
長野県	茅野市	△	2020	2002	5	茅野市役所地球温暖化対策実行計画
長野県	塩尻市	○		2018	6	塩尻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
長野県	佐久市	○	2018	2017	13	佐久市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
長野県	千曲市	○		2017	13	千曲市役所環境率先行動計画
長野県	東御市	○	2019	2016	3	第5次東御市役所地球温暖化防止実行計画(東御市役所エコオフィスプラン)【平成28～30年度】
長野県	安曇野市	○	2021	2016	5	第2次安曇野市地球温暖化防止実行計画
長野県	小海町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長野県	川上村	○	2019	2014	5	川上村地球温暖化防止実行計画
長野県	南牧村	■				
長野県	南相木村	△	2019	2009	5	
長野県	北相木村	■				
長野県	佐久穂町	△		2008	5	佐久穂町 地球温暖化防止実行計画
長野県	軽井沢町	○	2019	2014	5	
長野県	御代田町	△		2007	5	
長野県	立科町	■				
長野県	青木村	■	2021			
長野県	長和町	■				
長野県	下諏訪町	○	2019	2014	5	下諏訪町地球温暖化防止実行計画 第二次改訂版
長野県	富士見町	■				
長野県	原村	○	2020	2016	5	原村地球温暖化防止行動計画
長野県	辰野町	■				
長野県	箕輪町	○		2017	5	箕輪町環境マネジメントシステム エコ活みのわマニュアル（箕輪町地球温暖化対策実行計画）
長野県	飯島町	○	2020	2015	5	飯島町地球温暖化対策実施計画
長野県	南箕輪村	△	2019	2013	5	第2次南箕輪村地球温暖化防止対策実行計画
長野県	中川村	○	2018	2015	5	第1次中川村地球温暖化対策実行計画
長野県	宮田村	○	2020	2016	5	宮田村地球温暖化対策実行計画
長野県	松川町	△	2018	2013	4	第2期松川町役場地球温暖化防止実行計画
長野県	高森町	■	2018			
長野県	阿南町	■	2018			
長野県	阿智村	■	2020			
長野県	平谷村	△		2007	5	平谷村地球温暖化防止実行計画
長野県	根羽村	△	2018	2008	5	根羽村地球温暖化防止実行計画
長野県	下條村	■				
長野県	売木村	○		2017	13	売木村地球温暖化対策実行計画（事務事業編：売木村 CO2 削減計画）
長野県	天龍村	△		2007	5	天龍村地球温暖化防止実行計画
長野県	泰阜村	△	2018	2008	5	泰阜村地球温暖化対策計画策定事業
長野県	喬木村	■				
長野県	豊丘村	△	2018	2010	5	豊丘村地球温暖化防止実行計画
長野県	大鹿村	△	2019	2009	8	大鹿村地球温暖化防止実行計画
長野県	上松町	△		2008	5	上松町地球温暖化防止実行計画
長野県	南木曽町	△	2018	2013	5	南木曽町役場地球温暖化防止実行計画
長野県	木祖村	△	2018	2008	5	
長野県	王滝村	△		2009	5	王滝村地球温暖化防止実行計画
長野県	大桑村	△	2018	2008	5	大桑村地球温暖化防止実行計画
長野県	木曽町	○		2016	5	
長野県	麻績村	■				
長野県	生坂村	△		2008	5	生坂村役場地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長野県	山形村	○		2016	5	山形村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
長野県	朝日村	△		2016	3	朝日村第二次環境基本計画
長野県	筑北村	■				
長野県	池田町	■				
長野県	松川村	■	2021			
長野県	白馬村	△		2009	4	白馬村地球温暖化対策地域推進計画
長野県	小谷村	△	2019	2006	5	地球温暖化防止 小谷村実行計画
長野県	坂城町	■	2018			
長野県	小布施町	△		2008	5	
長野県	高山村	△		2009	5	高山村地球温暖化防止実行計画
長野県	山ノ内町	△	2022	2017	5	山ノ内町地球温暖化奉仕実施計画
長野県	木島平村	■				
長野県	野沢温泉村	△		2008	5	野沢温泉村地球温暖化防止実行計画
長野県	信濃町	○	2023	2018	5	
長野県	小川村	○		2016	5	小川村地球温暖化防止実行計画
長野県	飯綱町	○	2021	2016	6	第2次飯綱町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」
長野県	栄村	○	2022	2018	5	栄村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	岐阜県	○	2020	2015	5	岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	岐阜市	○	2022	2017	5	環境アクションプランぎふ
岐阜県	大垣市	○	2020	2016	5	大垣市第3次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	高山市	○	2021	2014	7	第3次高山市地球温暖化対策実行計画(高山市役所エコオフィス推進マニュアル)
岐阜県	多治見市	○	2022	2017	8	多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	関市	○	2022	2017	5	地球温暖化対策実行計画
岐阜県	中津川市	○	2025	2015	10	中津川市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	美濃市	■				
岐阜県	瑞浪市	○		2017	6	第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	羽島市	○	2022	2017	5	羽島市地球温暖化対策実行計画(リーディングエコプラン 2017)
岐阜県	恵那市	■				
岐阜県	美濃加茂市	○	2021	2016	5	第3次美濃加茂市環境保全率先行動計画
岐阜県	土岐市	○	2022	2011	10	土岐市地球温暖化対策実行計画 第3次実行計画
岐阜県	各務原市	○	2030	2018	13	各務原市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	可児市	○	2018	2017	14	可児市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	山県市	○	2019	2013	5	山県市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	瑞穂市	○	2019	2014	6	瑞穂市第2次地球温暖化対策実行計画
岐阜県	飛騨市	△	2018	2005	5	飛騨市地球温暖化防止実行計画
岐阜県	本巣市	○	2021	2016	5	本巣市地球温暖化対策推進実行計画
岐阜県	郡上市	△		2005	5	郡上市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	下呂市	○		2017	14	
岐阜県	海津市	△		2009	4	海津市地球温暖化防止実行計画
岐阜県	岐南町	○		2017	12	岐南町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岐阜県	笠松町	■	2018			
岐阜県	養老町	○	2020	2015	5	第2次養老町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	垂井町	■	2018			
岐阜県	関ヶ原町	△		2007	5	関ヶ原町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	神戸町	△	2018	2011	5	神戸町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	輪之内町	○		2013	5	第2次輪之内町温暖化対策推進実行計画
岐阜県	安八町	■	2019			
岐阜県	揖斐川町	○	2019	2014	6	地球温暖化対策実行計画
岐阜県	大野町	△	2020	2011	5	
岐阜県	池田町	■	2019			
岐阜県	北方町	■				
岐阜県	坂祝町	○		2015	31	
岐阜県	富加町	○	2018	2014	5	富加町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	川辺町	○		2014	5	第2次川辺町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	七宗町	△		2008	5	七宗町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	八百津町	△	2018	2018	5	第2次八百津町地球温暖化対策実行計画
岐阜県	白川町	■				
岐阜県	東白川村	■				
岐阜県	御嵩町	○	2022	2018	5	御嵩町地球温暖化防止対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	白川村	△		2013	5	
静岡県	静岡県	○	2030	2017	13	しずおかスマートオフィス実践プラン
静岡県	静岡市	○	2023	2015	7	第2次静岡市地球温暖化対策実行計画
静岡県	浜松市	○	2019	2014	6	
静岡県	沼津市	○	2021	2015	5	第4期沼津市地球温暖化対策実行計画 事務事業編
静岡県	熱海市	○		2018	12	
静岡県	三島市	○	2021	2016	5	三島市役所の温暖化対策 地球にやさしい率先行動計画
静岡県	富士宮市	○	2019	2016	5	第4次富士宮市地球温暖化対策実行計画
静岡県	伊東市	○	2031	2018	13	伊東市役所地球温暖化対策実行計画(第4次エコアクションプラン)2018年度～2030年度
静岡県	島田市	○	2018	2015	3	島田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第3期計画
静岡県	富士市	○	2019	2015	5	富士市地球温暖化対策実行計画(事務事業編第二期計画)
静岡県	磐田市	○	2018	2013	5	磐田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
静岡県	焼津市	○		2016	4	焼津市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
静岡県	掛川市	△	2018	2010	5	掛川市地球温暖化防止実行計画
静岡県	藤枝市	○	2020	2015	5	藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン
静岡県	御殿場市	○		2016	4	第4期実行計画御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
静岡県	袋井市	○	2018	2016	3	袋井市地球温暖化対策実行計画
静岡県	下田市	○	2020	2016	4	
静岡県	裾野市	○		2015	5	
静岡県	湖西市	○	2020	2010	10	湖西市地球温暖化対策実行計画
静岡県	伊豆市	○		2018	5	第3次伊豆市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
静岡県	御前崎市	○	2021	2016	14	御前崎市地球温暖化対策実行計画
静岡県	菊川市	○		2017	13	
静岡県	伊豆の国市	○	2021	2016	5	第3次地球温暖化対策実行計画
静岡県	牧之原市	○		2016	5	牧之原市地球温暖化対策実行計画
静岡県	東伊豆町	△	2019	2013	3	第3次東伊豆町地球温暖化対策実行計画
静岡県	河津町	■				
静岡県	南伊豆町	○		2017	5	第四次 南伊豆町地球温暖化対策実行計画
静岡県	松崎町	■				
静岡県	西伊豆町	■				
静岡県	函南町	○	2024	2018	5	第四次函南町地球温暖化対策実行
静岡県	清水町	△		2009	5	
静岡県	長泉町	○	2018	2014	5	第3次長泉町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
静岡県	小山町	○		2016	5	第4次小山町地球温暖化対策実行計画
静岡県	吉田町	△	2019	2007	23	吉田町地球温暖化防止実行計画
静岡県	川根本町	○		2016	14	川根本町地球温暖化対策実行計画
静岡県	森町	○	2019	2013	6	地球温暖化防止対策実行計画
愛知県	愛知県	○	2018	2015	6	愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちエコスタンダード)
愛知県	名古屋市	○		2017	13	名古屋市区役所環境行動計画 2030
愛知県	豊橋市	○	2019	2015	5	第5次豊橋市エコアクションプラン
愛知県	岡崎市	○	2020	2016	5	岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	一宮市	○	2021	2016	5	第4次エコアクション一宮
愛知県	瀬戸市	○	2023	2018	5	第3次エコオフィスプランせと(瀬戸市地球温暖化防止実行計画)
愛知県	半田市	○	2020	2014	5	はんだエコアクション2019
愛知県	春日井市	○	2019	2011	9	春日井市区役所地球温暖化対策行動指針
愛知県	豊川市	○	2020	2014	6	第2次豊川市区役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】
愛知県	津島市	○	2022	2018	12	津島市地球温暖化対策実行計画
愛知県	碧南市	○	2020	2010	10	碧南市区役所環境保全率先行動計画
愛知県	刈谷市	○	2021	2016	5	
愛知県	豊田市	○	2021	2014	7	とよたエコアクションプラン
愛知県	安城市	○	2021	2017	4	第4期安城市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	西尾市	○	2022	2017	5	西尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	蒲郡市	○	2018	2014	5	第4次地球温暖化対策実行計画
愛知県	犬山市	○	2019	2013	5	第2次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	常滑市	○	2022	2017	5	第4次常滑市市内環境保全率先行動計画
愛知県	江南市	○	2022	2017	5	第三次江南市地球温暖化対策実行計画
愛知県	小牧市	○	2019	2009	10	小牧環境率先行動計画
愛知県	稲沢市	○		2018	5	稲沢市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>(第6版)
愛知県	新城市	○	2019	2011	12	新城市地球温暖化防止実行計画(第2次計画)
愛知県	東海市	○	2021	2016	5	東海市区内等環境保全率先行動計画
愛知県	大府市	○	2021	2016	5	大府市区内等環境保全率先行動計画「エコプランおおぶ」

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
愛知県	知多市	○	2018	2013	5	第4次知多市市内環境保全率先実行計画
愛知県	知立市	○	2020	2016	5	知立市職員環境保全行動計画
愛知県	尾張旭市	○		2017	14	尾張旭市地球温暖化対策実行計画
愛知県	高浜市	△		2015	5	第2次高浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	岩倉市	△	2018	2013	5	第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画
愛知県	豊明市	○	2020	2016	5	とよあけエコアクションプラン Ver.4～豊明市地球温暖化対策実行計画～
愛知県	日進市	○	2018	2018	6	日進市環境保全・創出のための行動計画
愛知県	田原市	○	2020	2011	8	田原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	愛西市	△	2018	2013	4	愛西市地球温暖化対策実行計画
愛知県	清須市	○	2022	2017	5	
愛知県	北名古屋 市	○		2012	5	北名古屋市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	弥富市	■	2018			
愛知県	みよし市	○	2024	2014	10	地球温暖化対策実行計画・市内環境保全率先行動計画
愛知県	あま市	○	2022	2017	5	あま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛知県	長久手市	○	2020	2015	4	長久手市地球温暖化対策実行計画
愛知県	東郷町	○	2022	2013	28	
愛知県	豊山町	○	2018	2016	5	豊山町職員環境保全行動指針(地球温暖化対策実行計画)
愛知県	大口町	○		2018	12	第2大口町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～大口町エコチャレンジ・プラン～
愛知県	扶桑町	○	2022	2017	5	扶桑町地球温暖化対策実行計画
愛知県	大治町	■	2018			
愛知県	蟹江町	○		2017	5	第2次蟹江町地球温暖化対策実行計画
愛知県	飛島村	■	2018			
愛知県	阿久比町	△		2008	5	阿久比町市内エコアクションプラン
愛知県	東浦町	○		2017	5	
愛知県	南知多町	○	2021	2016	5	南知多町第4次市内環境保全率先実行計画
愛知県	美浜町	○	2020	2014	6	第2次美浜町地球温暖化対策実行計画
愛知県	武豊町	○	2018	2013	5	
愛知県	幸田町	○	2018	2013	5	幸田町地球温暖化対策実行計画(第2次計画)
愛知県	設楽町	■	2019			
愛知県	東栄町	○	2019	2014	4	環境保全構造計画地球温暖化防止対策推進計画
愛知県	豊根村	■				
三重県	三重県	○	2020	2011	9	三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～
三重県	津市	○	2020	2013	8	津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	四日市市	○		2017	14	四日市市地球温暖化対策実行計画(四日市市役所編)
三重県	伊勢市	○	2020	2012	9	伊勢市地球温暖化防止実行計画
三重県	松阪市	○	2021	2016	5	松阪市地球温暖化対策率先実行計画(エコフィスアクションプログラムまつさか)
三重県	桑名市	○	2019	2014	5	桑名市省エネオフィスプラン
三重県	鈴鹿市	○	2021	2016	15	鈴鹿市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	名張市	○	2018	2018	5	名張市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【第5次】

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
三重県	尾鷲市	○	2021	2016	5	尾鷲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	亀山市	○	2020	2018	7	亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画
三重県	鳥羽市	○	2020	2010	10	鳥羽市地球温暖化防止実行計画
三重県	熊野市	○	2021	2016	5	第3期 熊野市地球温暖化対策実行計画
三重県	いなべ市	△	2019	2007	5	いなべ市地球温暖化防止実行計画書
三重県	志摩市	○	2022	2017	5	志摩市地球温暖化対策実行計画(第3期)
三重県	伊賀市	○	2020	2015	5	伊賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	木曽岬町	△		2006	5	木曽岬町地球温暖化防止実行計画
三重県	東員町	○	2020	2015	6	第1次東員町エコプラン
三重県	菰野町	○	2021	2016	5	菰野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	朝日町	○	2019	2013	5	第1次朝日町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	川越町	○	2019	2013	6	川越町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	多気町	△		2001	5	
三重県	明和町	△		2002	5	地球温暖化対策実施計画
三重県	大台町	△				
三重県	玉城町	△		2011	5	玉城町地球温暖化対策実行計画
三重県	度会町	○	2023	2018	6	
三重県	大紀町	■				
三重県	南伊勢町	■	2019			
三重県	紀北町	○	2018	2014	5	紀北町地球温暖化対策実行計画(第二次)
三重県	御浜町	■				
三重県	紀宝町	△	2018	2008	5	
滋賀県	滋賀県	○	2020	2015	5	環境にやさしい県庁率先行動計画(滋賀県低炭素社会づくり推進計画)
滋賀県	大津市	○	2019	2015	5	環境にやさしい大津市役所率先実行計画第6次計画
滋賀県	彦根市	△	2018	2010	5	
滋賀県	長浜市	○		2017	12	長浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
滋賀県	近江八幡市	○	2021	2017	5	
滋賀県	草津市	○	2022	2017	5	草津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
滋賀県	守山市	○	2018	2013	5	第3次守山市地球温暖化対策実行計画
滋賀県	栗東市	○		2014	10	栗東市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
滋賀県	甲賀市	○	2022	2017	5	第3期甲賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
滋賀県	野洲市	○		2012	5	第2次野洲市地球温暖化対策実行計画
滋賀県	湖南市	○	2030	2017	15	湖南市公共施設地球温暖化対策実行計画(第二期)
滋賀県	高島市	△	2018	2015	10	高島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
滋賀県	東近江市	○	2018	2014	5	東近江市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
滋賀県	米原市	○		2018	5	米原市役所地球温暖化対策率先実行計画
滋賀県	日野町	○		2018	3	第4次日野町地球温暖化対策実行計画
滋賀県	竜王町	■				
滋賀県	愛荘町	○	2019	2015	5	第2次愛荘町地球温暖化防止実行計画【事務・事業編】
滋賀県	豊郷町	■	2021			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
滋賀県	甲良町	■	2018			
滋賀県	多賀町	○	2023	2018	5	多賀町第3次地球温暖化対策実行計画
京都府	京都府	○	2021	2018	3	府庁の省エネ・創エネ実行プラン
京都府	京都市	○	2020	2011	10	京都市役所CO2削減率先実行計画
京都府	福知山市	△		2008	5	福知山市役所地球温暖化対策実行計画
京都府	舞鶴市	○	2018	2014	5	第3期舞鶴市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
京都府	綾部市	○		2015	5	第2次 綾部市地球温暖化対策実行計画
京都府	宇治市	○	2024	2017	6	宇治市地球温暖化対策実行計画(第5期計画)
京都府	宮津市	○		2017	5	第3期宮津市役所地球温暖化対策実行計画
京都府	亀岡市	○	2020	2015	5	亀岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
京都府	城陽市	○	2022	2018	5	第4期城陽市エコプラン
京都府	向日市	△		2009	5	向日市地球温暖化対策実行計画
京都府	長岡京市	○	2019	2016	3	長岡京市役所地球温暖化防止実行計画(第四次)
京都府	八幡市	○	2022	2017	5	第3次八幡市エコ・オフィス計画～八幡市地球温暖化対策実行計画・事務事業編～
京都府	京田辺市	○	2027	2018	10	京田辺市地球温暖化対策実行計画(第4期事務事業編)
京都府	京丹後市	○	2019	2014	5	京丹後市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第2期計画
京都府	南丹市	○	2021	2017	4	改訂版 第2次南丹市地球温暖化対策実行計画
京都府	木津川市	△	2018	2010	5	木津川市地球温暖化対策実行計画
京都府	大山崎町	△		2006	5	大山崎町地球温暖化対策実行計画
京都府	久御山町	○		2016	5	久御山セービングプラン(久御山町地球温暖化対策実行計画)
京都府	井手町	△		2012	6	井手町地球温暖化対策実行計画
京都府	宇治田原町	○	2022	2017	5	宇治田原町地球温暖化防止実行計画(第3期)
京都府	笠置町	△		2007	5	笠置町地球温暖化対策実行計画
京都府	和束町	△	2019	2008	5	
京都府	精華町	○	2018	2013	5	精華町地球温暖化防止実行計画(第2期)
京都府	南山城村	■				
京都府	京丹波町	○	2021	2017	4	第3期京丹波町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
京都府	伊根町	△		2007	5	伊根町地球温暖化対策実行計画
京都府	与謝野町	○		2016	5	第2次与謝野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大阪府	大阪府	○		2016	6	
大阪府	大阪市	○	2018	2017	5	大阪市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]
大阪府	堺市	○	2018	2014	7	堺市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>
大阪府	岸和田市	△	2020	2006	3	
大阪府	豊中市	○		2017	10	第4次豊中市地球温暖化対策実行計画
大阪府	池田市	○	2018	2018	12	第5次池田市地球温暖化防止実行計画
大阪府	吹田市	○	2020	2016	5	吹田市役所エコオフィスプラン(平成28年度～平成32年度)
大阪府	泉大津市	○	2018	2013	5	
大阪府	高槻市	○	2020	2015	5	たかつきエコオフィスプラン(平成28年度～平成32年度)
大阪府	貝塚市	○	2022	2017	5	第4期貝塚市地球温暖化対策実行計画
大阪府	守口市	○	2018	2012	29	守口市地球温暖化対策実行計画Ⅱ

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
大阪府	枚方市	○	2022	2018	5	枚方市役所 CO2 削減プラン(2018～2022 年度)枚方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大阪府	茨木市	○		2018	5	エコオフィスプランいばらき(第 5 版)
大阪府	八尾市	○	2020	2015	5	第2次八尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大阪府	泉佐野市	○	2023	2018	5	
大阪府	富田林市	△	2018	2011	5	富田林市地球温暖化対策実行計画(第 3 次)
大阪府	寝屋川市	○	2018	2015	5	第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画
大阪府	河内長野市	○	2020	2015	5	河内長野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編:河内長野市エコアクションプラン)
大阪府	松原市	○		2017	14	地球温暖化対策の推進に関する松原市実行計画(第 3 次)
大阪府	大東市	○	2018	2013	6	第3期大東市地球温暖化対策実行計画
大阪府	和泉市	○	2018	2012	5	第三次和泉市地球温暖化対策実行計画
大阪府	箕面市	○		1999	11	箕面市地球環境保全行動計画
大阪府	柏原市	△		2001	5	柏原市地球温暖化対策実行計画
大阪府	羽曳野市	■				
大阪府	門真市	△	2018	2015	3	
大阪府	摂津市	○		2016	5	せつつ・エコオフィス推進プログラム 4
大阪府	高石市	△		2001	5	高石市地球温暖化対策実行計画
大阪府	藤井寺市	△	2018	2001	5	ECO2(えこつー)プランふじいでら
大阪府	東大阪市	○	2018	2015	5	東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編(EACHⅢ)
大阪府	泉南市	■	2019			
大阪府	四條畷市	○	2020	2016	5	第3次四條畷市地球温暖化対策実行計画
大阪府	交野市	○	2021	2016	5	交野市環境マネジメントシステムマニュアル
大阪府	大阪狭山市	○	2020	2015	5	大阪狭山市地球温暖化対策実行計画書
大阪府	阪南市	○	2021	2016	5	第 4 次阪南市地球温暖化対策実行計画 2016(事務事業編)
大阪府	島本町	○	2020	2016	5	第四期 島本町地球温暖化対策実行計画
大阪府	豊能町	△	2019	2007	5	豊能町地球温暖化対策実行計画
大阪府	能勢町	■				
大阪府	忠岡町	○	2022	2017	5	第 4 次忠岡町地球温暖化対策実行計画
大阪府	熊取町	△	2018	2011	5	第3期熊取町地球温暖化対策実行計画
大阪府	田尻町	○	2020	2016	4	田尻町地球温暖化対策実行計画
大阪府	岬町	△	2018	2002	5	
大阪府	太子町	○		2018	5	太子町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大阪府	河南町	○	2021	2016	6	第3次河南町地球温暖化対策実行計画
大阪府	千早赤阪村	■	2018			
兵庫県	兵庫県	○		2016	5	環境率先行動計画 ～ひょうごエコアクションプログラム・ステップ5～
兵庫県	神戸市	○		2016	5	神戸市地球温暖化防止実行計画
兵庫県	姫路市	○	2020	2012	9	姫路市環境アクション
兵庫県	尼崎市	○	2018	2010	10	
兵庫県	明石市	△	2018	2007	5	明石市地球温暖化対策実行計画(改定版)
兵庫県	西宮市	○	2020	2014	7	

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
兵庫県	洲本市	○		2018	5	洲本市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	芦屋市	○	2020	2015	5	第4次芦屋市環境保全率先実行計画
兵庫県	伊丹市	○	2020	2016	4	第3次伊丹市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)
兵庫県	相生市	○	2021	2016	5	相生市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
兵庫県	豊岡市	△	2019	2009	25	豊岡市地球温暖化防止対策実行計画
兵庫県	加古川市	○	2020	2016	5	加古川市環境配慮率先実行計画(第4期)＜改訂版＞
兵庫県	赤穂市	△	2020	2001	5	赤穂市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	西脇市	○	2021	2016	5	西脇市役所地球温暖化対策実行計画(第4期)
兵庫県	宝塚市	○	2020	2016	5	ECO オフィスプラン(第4次宝塚市地球温暖化対策実行計画事務事業編)
兵庫県	三木市	○	2021	2016	5	第4期三木市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	高砂市	○	2021	2016	5	第4次高砂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
兵庫県	川西市	○	2020	2015	5	第4次川西市環境率先行動計画
兵庫県	小野市	○	2022	2017	5	小野市地球温暖化対策率先行動計画
兵庫県	三田市	○	2022	2017	5	第3次三田市地球温暖化対策実行計画(さんだエコプラン 21(Ⅲ))
兵庫県	加西市	○		2017	14	第3次加西市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	篠山市	○	2020	2016	5	篠山市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	養父市	○		2017	6	養父市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
兵庫県	丹波市	○	2019	2014	5	丹波市地球温暖化対策実行計画(第二期実行計画)事務事業編
兵庫県	南あわじ市	○	2020	2016	5	第3次南あわじ市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	朝来市	○	2023	2017	5	朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
兵庫県	淡路市	○	2018	2013	26	第2次淡路市地球温暖化対策実行計画
兵庫県	宍粟市	○		2015	5	宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
兵庫県	加東市	△	2018	2013	5	
兵庫県	たつの市	○	2018	2013	5	第2次たつの市地球温暖化防止実行計画
兵庫県	猪名川町	○	2021	2016	5	
兵庫県	多可町	△		2013	5	多可町役場地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
兵庫県	稲美町	○		2016	5	稲美町地球温暖化対策地方公共団体実行計画第4期
兵庫県	播磨町	△		2010	5	新播磨町地球温暖化防止率先実行計画
兵庫県	市川町	△		2001	5	市川町地球温暖化対策実行計画
兵庫県	福崎町	△		2012	5	第3期福崎町地球温暖化対策実行計画
兵庫県	神河町	○		2016	32	神河町 第2次地球温暖化対策実行計画
兵庫県	太子町	△	2018	2013	5	太子町公共施設地球温暖化防止実行計画
兵庫県	上郡町	△	2018	2012	5	上郡町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)
兵庫県	佐用町	○	2019	2013	5	佐用町地球温暖化対策実行計画(第2期)
兵庫県	香美町	○	2019	2014	5	香美町地球温暖化対策実行計画
兵庫県	新温泉町	△		2013	5	新温泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)
奈良県	奈良県	○	2020	2015	5	奈良県庁ストップ温暖化実行計画(第四次)
奈良県	奈良市	○	2022	2017	5	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第4次)
奈良県	大和高田市	△	2022	2009	5	大和高田市全庁地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
奈良県	大和郡山市	○	2022	2016	5	大和郡山市地球温暖化対策推進事業計画書(第三次)
奈良県	天理市	○	2018	2016	4	天理市地球温暖化対策実行計画[第3次](事務事業編)
奈良県	橿原市	○		2017	13	橿原市地球温暖化対策推進実行計画(第3次)平成30~42年度
奈良県	桜井市	○		2018	5	第2次桜井市地球温暖化対策実行計画
奈良県	五條市	△		2013	5	五條市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
奈良県	御所市	■				
奈良県	生駒市	△		2011	6	生駒市地球温暖化対策実行計画
奈良県	香芝市	△	2018	2013	5	香芝市地球温暖化対策実行計画
奈良県	葛城市	○	2022	2017	5	葛城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
奈良県	宇陀市	△		2010	7	宇陀市一般廃棄物処理基本計画書
奈良県	山添村	■				
奈良県	平群町	△		2009		
奈良県	三郷町	△	2019	2012	5	さんごうオフィス・エコプラン 21
奈良県	斑鳩町	△		2007	5	斑鳩町地球温暖化防止実行計画
奈良県	安堵町	■	2018			
奈良県	川西町	■				
奈良県	三宅町	■	2020			
奈良県	田原本町	△	2020	2006	7	田原本町地球温暖化対策実行計画
奈良県	曽爾村	■				
奈良県	御杖村	■				
奈良県	高取町	■				
奈良県	明日香村	■				
奈良県	上牧町	■				
奈良県	王寺町	■	2018			
奈良県	広陵町	△	2018	2008	5	広陵町地球温暖化対策実行計画
奈良県	河合町	△		2011	5	第一次河合町地球温暖化対策実行計画
奈良県	吉野町	△		2009	5	
奈良県	大淀町	■				
奈良県	下市町	■				
奈良県	黒滝村	■				
奈良県	天川村	○		2015	31	第二次天川村地球温暖化対策実行計画
奈良県	野迫川村	■				
奈良県	十津川村	△	2019	2008	5	十津川村地球温暖化対策推進実行計画
奈良県	下北山村	■				
奈良県	上北山村	■				
奈良県	川上村	△		2010	5	第1次川上村地球温暖化対策実行計画
奈良県	東吉野村	■				
和歌山県	和歌山県	○	2020	2015	5	第4次和歌山県環境基本計画
和歌山県	和歌山市	○	2026	2017	10	第二次和歌山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
和歌山県	海南市	△	2019	2013	5	第2次海南市役所地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
和歌山県	橋本市	○	2019	2013	5	第2次橋本市地球温暖化防止実行計画
和歌山県	有田市	△		2008	5	地球温暖化防止実行計画
和歌山県	御坊市	○		2010	10	御坊市役所第2次地球温暖化対策実行計画
和歌山県	田辺市	○		2018	5	第3次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画
和歌山県	新宮市	○	2021	2016	5	第2次新宮市地球温暖化対策実行計画
和歌山県	紀の川市	△	2018	2013	5	紀の川市地球温暖化防止実行計画
和歌山県	岩出市	△	2020	2015	5	岩出市地球温暖化対策実行計画
和歌山県	紀美野町	■	2019			
和歌山県	かつらぎ町	△	2018	2001	5	地球温暖化対策実行計画
和歌山県	九度山町	■				
和歌山県	高野町	△		2012	5	高野町地球温暖化防止実行計画
和歌山県	湯浅町	■				
和歌山県	広川町	○	2019	2015	5	広川町地球温暖化防止実行計画
和歌山県	有田川町	○	2020	2015	5	第2次有田川町地球温暖化対策実行計画
和歌山県	美浜町	○	2019	2014	5	
和歌山県	日高町	△	2020	2010	5	日高町地球温暖化対策実行計画
和歌山県	由良町	■				
和歌山県	印南町	○	2019	2014	5	
和歌山県	みなべ町	■				
和歌山県	日高川町	△	2019	2013	5	日高川町地球温暖化防止実行計画
和歌山県	白浜町	△		2008	5	白浜町地球温暖化防止実行計画
和歌山県	上富田町	△		2008	5	上富田地球温暖化実行計画
和歌山県	すさみ町	■				
和歌山県	那智勝浦町	○	2019	2014	5	第2次那智勝浦町地球温暖化対策実行計画
和歌山県	太地町	■				
和歌山県	古座川町	○		2013	5	古座川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
和歌山県	北山村	■				
和歌山県	串本町	■				
鳥取県	鳥取県	○	2020	2015	5	環境にやさしい県庁率先行動計画(第5期)
鳥取県	鳥取市	△	2021	2011	5	鳥取市地球温暖化対策実行計画(第3期事務事業編)
鳥取県	米子市	○	2021	2016	5	米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
鳥取県	倉吉市	△		2002	5	環境モデル都市を目指した倉吉市行動計画・環境にやさしい役場率先計画
鳥取県	境港市	○		2016	14	境港市温室効果ガス排出削減実行計画(事務事業編)
鳥取県	岩美町	△		2011	5	岩美町地球温暖化対策実行計画
鳥取県	若桜町	△		2004	5	地球温暖化対策実行計画
鳥取県	智頭町	■				
鳥取県	八頭町	○	2022	2018	5	
鳥取県	三朝町	△	2018	2013	5	三朝町地球温暖化防止実行計画
鳥取県	湯梨浜町	△	2019	2010	5	湯梨浜町地球温暖化防止実行計画
鳥取県	琴浦町	△	2019	2010	26	琴浦町地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
鳥取県	北栄町	○		2015	5	北栄町地球温暖化対策実行計画
鳥取県	日吉津村	△		2006	5	日吉津村地球温暖化対策実行計画
鳥取県	大山町	○	2019	2014	25	大山町地球温暖化対策実行計画
鳥取県	南部町	△		2008	5	温暖化防止実行計画
鳥取県	伯耆町	△	2020	2008	5	伯耆町地球温暖化対策実行計画
鳥取県	日南町	○		2016	15	日南町地球温暖化防止実行計画
鳥取県	日野町	■				
鳥取県	江府町	△		2001	5	環境にやさしい役場率先実行計画
島根県	島根県	○	2020	2015	5	環境にやさしい率先実行計画(第4期)
島根県	松江市	○	2020	2015	6	松江市環境配慮実践計画
島根県	浜田市	△	2018	2011	5	浜田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
島根県	出雲市	○	2021	2012	10	
島根県	益田市	○	2030	2018	13	益田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
島根県	大田市	△	2019	2006	5	大田市地球温暖化対策地域推進計画
島根県	安来市	○		2018	6	安来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
島根県	江津市	○		2016	5	第三期江津市地球温暖化対策実行計画
島根県	雲南市	○	2018	2012	6	第2期雲南市地球温暖化対策実行計画
島根県	奥出雲町	○	2018	2016	5	奥出雲町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
島根県	飯南町	○	2023	2017	5	地球温暖化対策実行計画Ⅲ
島根県	川本町	△		2012	5	川本町地球温暖化防止対策実行計画
島根県	美郷町	■	2018			
島根県	邑南町	△		2007	4	環境みらい実行計画
島根県	津和野町	○		2016	5	地球温暖化対策地方公共団体実行計画
島根県	吉賀町	△		2007	4	吉賀町地球温暖化対策実行計画
島根県	海士町	△		2004	5	環境みらい実行計画
島根県	西ノ島町	○		2011	9	西ノ島町地球温暖化対策地域推進計画
島根県	知夫村	○	2021	2016	5	
島根県	隠岐の島町	△		2010	5	隠岐の島町地球温暖化対策実行計画
岡山県	岡山県	○	2022	2016	6	岡山県クール・エコ・オフィス・プラン～地球温暖化防止行動計画(事務事業編)～
岡山県	岡山市	△	2018	2006	5	岡山市環境保全行動計画(第Ⅱ期)
岡山県	倉敷市	○		2016	13	
岡山県	津山市	○	2022	2016	5	津山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】改訂版
岡山県	玉野市	○	2021	2016	6	玉野市地球温暖化対策推進計画
岡山県	笠岡市	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	井原市	○	2019	2015	5	井原市役所地球温暖化対策推進実行計画(第4期)
岡山県	総社市	○	2018	2013	5	総社市地球温暖化実行計画
岡山県	高梁市	○		2016	5	高梁市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	新見市	○	2020	2016	5	新見市地球温暖化対策実行計画
岡山県	備前市	○		2016	5	備前市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	瀬戸内市	○	2018	2013	5	瀬戸内市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岡山県	赤磐市	△	2018	2012	5	
岡山県	真庭市	○		2017	5	第3次真庭市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	美作市	■	2018			
岡山県	浅口市	○	2022			浅口市第3期地球温暖化対策実行計画
岡山県	和気町	○		2016	5	和気町地球温暖化対策実行計画 事務事業編
岡山県	早島町	○	2019	2018	5	第4次早島町地球温暖化対策実行計画
岡山県	里庄町	○	2019	2011	5	里庄町地球温暖化対策実行計画(第2次実行計画)
岡山県	矢掛町	○		2015	5	矢掛町地球温暖化対策実行計画(第三期)
岡山県	新庄村	■				
岡山県	鏡野町	△	2018	2011	5	
岡山県	勝央町	○	2020	2016	5	勝央町第3次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	奈義町	■				
岡山県	西粟倉村	○		2018	12	西粟倉村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	久米南町	△		2009	5	久米南町地球温暖化対策実行計画
岡山県	美咲町	○	2021	2016	5	第3次 美咲町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	吉備中央町	△		2006	5	
広島県	広島県	○	2020	2017	4	第4期広島県地球温暖化対策実行計画
広島県	広島市	○		2016	11	広島市地球温暖化対策実行計画
広島県	呉市	○	2022	2017	5	呉市地球温暖化対策実行計画事務事業編(第3期くれエコアクションプラン)
広島県	竹原市	△	2019	2010	5	第1次竹原市地域温暖化対策実行計画
広島県	三原市	△	2020	2011	5	三原市役所地球温暖化対策実行計画
広島県	尾道市	△		2003	5	尾道市地球温暖化対策実行計画
広島県	福山市	○	2018	2015	5	福山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
広島県	府中市	○	2018	2013	5	府中市地球温暖化対策実行計画書
広島県	三次市	△	2021	2016	5	三次市地球温暖化対策実行計画
広島県	庄原市	○	2020	2016	5	
広島県	大竹市	○	2022	2017	5	第4次大竹市地球温暖化対策実行計画
広島県	東広島市	△	2018	2013	5	東広島市役所地球温暖化対策実行計画
広島県	廿日市市	○	2020	2009	10	廿日市市環境基本計画率先実行計画
広島県	安芸高田市	△	2021	2005	5	安芸高田市地球温暖化対策実行計画
広島県	江田島市	○	2021	2015	5	第2次地球温暖化対策実行計画
広島県	府中町	○	2020	2015	5	府中町第3次地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
広島県	海田町	未回答				
広島県	熊野町	△	2019	2013	5	熊野町地球温暖化対策実行計画第3期
広島県	坂町	○	2021	2017	5	
広島県	安芸太田町	■	2018			
広島県	北広島町	■	2018			
広島県	大崎上島町	■	2018			
広島県	世羅町	○	2018	2013	5	第2次世羅町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○: 計画中 △: 未改定 ■: 未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
広島県	神石高原町	△		2007	5	神石高原町地球温暖化対策実行計画計画書
山口県	山口県	○	2020	2015	6	山口県地球温暖化対策実行計画(山口県エコ・オフィス実践プラン)
山口県	下関市	○	2018	2018	13	下関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山口県	宇部市	○		2016	6	第三期宇部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
山口県	山口市	○	2020	2016	4	Eco-Friendly Office プラン(山口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))
山口県	萩市	○		2017	5	萩市環境実行計画 -未来に向けて 美しいまち・萩-
山口県	防府市	○	2021	2016	5	防府市役所環境保全率先実行計画
山口県	下松市	○	2023	2018	5	下松市地球温暖化対策実行計画
山口県	岩国市	○	2020	2015	5	いわくにエコマネジメントプラン(エコオフィス共通目標)
山口県	光市	○		2015	5	光市エコオフィスプラン(第3期)
山口県	長門市	△	2018	2012	5	長門市役所エコ・オフィス実践プラン
山口県	柳井市	○		2017	5	柳井市役所エコ・オフィスプラン
山口県	美祢市	○	2020	2015	5	美祢市地球温暖化対策実行計画
山口県	周南市	○	2019	2015	6	周南市役所エコ・オフィス実践プラン
山口県	山陽小野田市	○	2021	2016	5	第3次山陽小野田市率先実行計画(山陽小野田エコオフィスプラン)
山口県	周防大島町	○	2020	2015	5	周防大島町地球温暖化対策実行計画
山口県	和木町	△		2012	5	和木町地球温暖化対策実行計画
山口県	上関町	○		2017	5	上関町地球温暖化対策実行計画
山口県	田布施町	○	2019	2014	5	田布施町地球温暖化対策実行計画
山口県	平生町	■				
山口県	阿武町	■	2019			
徳島県	徳島県	○	2019	2015	5	エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第5次)
徳島県	徳島市	○	2021	2016	5	
徳島県	鳴門市	○	2020	2015	5	第4次鳴門市地球温暖化対策実行計画
徳島県	小松島市	○	2018	2013	6	小松島市地球温暖化対策実行計画
徳島県	阿南市	○	2021	2017	5	
徳島県	吉野川市	△	2020	2008	24	吉野川市役所温暖化対策実行計画書
徳島県	阿波市	○	2018	2014	5	第2次阿波市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
徳島県	美馬市	○	2019	2013	5	第2次美馬市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)
徳島県	三好市	○	2021	2016	5	三好市地球温暖化対策実行計画
徳島県	勝浦町	○	2018	2014	5	勝浦町地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)
徳島県	上勝町	△		2008	5	上勝町地球温暖化対策実行計画
徳島県	佐那河内村	△	2018	2012	6	地球温暖化対策実行計画
徳島県	石井町	○		2017	5	第4次地球温暖化対策実行計画
徳島県	神山町	○	2022	2018	5	神山町地球温暖化対策実行計画
徳島県	那賀町	△	2019	2013	5	地球温暖化対策実行計画
徳島県	牟岐町	○	2020	2016	32	牟岐町地球温暖化対策実行計画
徳島県	美波町	△		2010	5	第1次美波町地球温暖化対策実行計画
徳島県	海陽町	○		2015	5	第2次海陽町地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
徳島県	松茂町	○		2016	5	松茂町地球温暖化対策実行計画
徳島県	北島町	○	2022	2017	5	北島町地球温暖化対策実行計画(第4次計画)
徳島県	藍住町	○	2020	2015	5	藍住町第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
徳島県	板野町	△	2019	2014	5	板野町地球温暖化対策実行計画
徳島県	上板町	■				
徳島県	つるぎ町	○	2019	2014	5	第2次つるぎ町地球温暖化対策実行計画
徳島県	東みよし町	△	2018	2009	5	当初策定年度:平成21年度/当初策定期間:5年間
香川県	香川県	○	2020	2015	5	かがわエコオフィス計画
香川県	高松市	○	2018	2017	14	
香川県	丸亀市	○		2018	17	丸亀市環境保全率先実行計画
香川県	坂出市	○	2022	2017	5	坂出市地球温暖化対策実行計画
香川県	善通寺市	△	2020	2011	10	善通寺市地球温暖化対策実行計画 事務事業編
香川県	観音寺市	○		2017	5	第3次観音寺市エコオフィス実行計画(地球温暖化対策実行計画)【事務事業編】
香川県	さぬき市	△		2010	5	さぬき市エコオフィス計画
香川県	東かがわ市	○	2021	2017	5	
香川県	三豊市	○	2021	2016	4	第3次三豊市エコオフィス計画
香川県	土庄町	△		2016	5	第3次土庄町エコオフィス計画 土庄町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
香川県	小豆島町	△	2019	2008	5	小豆島町環境保全率先実行計画
香川県	三木町	△	2019	2012	5	みきエコオフィス計画
香川県	直島町	○	2022	2018	5	直島町地球温暖化対策実行計画
香川県	宇多津町	○		2018	5	宇多津町地球温暖化対策実行計画
香川県	綾川町	○		2015	5	綾川町地球温暖化対策実行計画
香川県	琴平町	○		2017	5	琴平町地球温暖化対策実行計画
香川県	多度津町	○	2018	2013	5	第3次多度津町地球温暖化対策実行計画
香川県	まんのう町	○		2013	5	まんのう町地球温暖化対策実行計画
愛媛県	愛媛県	○	2019	2017	5	愛媛県地球温暖化防止実行計画
愛媛県	松山市	○	2019	2015	5	第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編))
愛媛県	今治市	○	2022	2017	5	今治市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛媛県	宇和島市	○	2020	2016	10	宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画
愛媛県	八幡浜市	○	2019	2014	5	第2次八幡浜市地球温暖化対策実行計画
愛媛県	新居浜市	○	2019	2014	5	エコアクションプランにいはま3(新居浜市地球温暖化対策率先行動計画)
愛媛県	西条市	○	2021	2016	5	第3期西条市地球温暖化対策実行計画
愛媛県	大洲市	○		2017	5	大洲市第4期地球温暖化対策実行計画
愛媛県	伊予市	○	2020	2015	5	第3次伊予市地球温暖化対策実行計画
愛媛県	四国中央市	○	2022	2017	5	
愛媛県	西予市	△	2020	2008	5	西予市地球温暖化対策実行計画
愛媛県	東温市	○	2021	2016	5	とうおんスマートエコタウン計画
愛媛県	上島町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
愛媛県	久万高原町	△		2008	5	久万高原町地球温暖化対策実行計画書(地球温暖化対策推進法第21条に基づく実行計画書)
愛媛県	松前町	△	2018	2013	5	松前町地球温暖化防止計画
愛媛県	砥部町	○	2018	2013	5	第3次砥部町地球温暖化対策実行計画
愛媛県	内子町	○	2020	2016	5	内子町地球温暖化対策実行計画 事務事業編 (内子町第4次エコオフィスプラン)
愛媛県	伊方町	○	2021	2016	5	第2次伊方町地球温暖化対策実行計画
愛媛県	松野町	△		2011	5	松野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
愛媛県	鬼北町	△	2019	2013	5	鬼北町地球温暖化対策実行計画策定業務
愛媛県	愛南町	○	2021	2017	5	愛南町地球温暖化対策実行計画
高知県	高知県	○	2020	2015	5	高知県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
高知県	高知市	○	2020	2015	5	
高知県	室戸市	○	2022	2018	13	室戸市地球温暖化対策実行計画
高知県	安芸市	○	2018	2015	5	安芸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
高知県	南国市	○	2020	2013	7	
高知県	土佐市	○		2015	5	土佐市地球温暖化対策実行計画
高知県	須崎市	○		2016	14	
高知県	宿毛市	○	2018	2014	5	宿毛市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)
高知県	土佐清水市	○	2022	2018	5	土佐清水市地球温暖化対策実行計画
高知県	四万十市	○	2022	2017	5	四万十市役所地球温暖化防止実行計画(第3次)
高知県	香南市	○	2020	2015	5	香南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
高知県	香美市	○		2017	5	香美市地球温暖化対策実行計画書(第3次)
高知県	東洋町	○	2019	2015	5	東洋町地球温暖化対策実行計画
高知県	奈半利町	○	2018	2013	5	奈半利町地球温暖化対策実行計画
高知県	田野町	○	2019	2019	1	田野町地球温暖化対策実行計画
高知県	安田町	○	2018	2012	5	第1次安田町地球温暖化対策実行計画
高知県	北川村	○	2019	2014	5	第1次北川村地球温暖化対策実施計画
高知県	馬路村	△	2018	2013	5	馬路村地球温暖化対策実行計画
高知県	芸西村	○	2019	2015	5	芸西村地球温暖化対策実行計画
高知県	本山町	○	2020	2015	5	本山町第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
高知県	大豊町	○		2016	5	大豊町地球温暖化対策推進実行計画
高知県	土佐町	○	2020	2016	5	第2次土佐町地球温暖化対策実行計画
高知県	大川村	○	2018	2014	5	第1次大川村地球温暖化対策実行計画
高知県	いの町	○	2022	2017	5	いの町地球温暖化対策推進実行計画
高知県	仁淀川町	○	2019	2013	5	仁淀川町地球温暖化対策実行計画
高知県	中土佐町	○	2022	2013	8	中土佐町地球温暖化対策実行計画
高知県	佐川町	○		2017	5	第2次佐川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
高知県	越知町	○	2020	2015	5	越知町地球温暖化対策推進実行計画(第4期)
高知県	梶原町	○	2018	2014	5	梶原町地球温暖化対策実行計画
高知県	日高村	○		2015	5	
高知県	津野町	○	2018	2015	5	津野町地球温暖化対策実行計画
高知県	四万十町	○		2015	5	四万十町地球温暖化対策実行計画(改定版)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
高知県	大月町	○	2021	2016	5	大月町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
高知県	三原村	○	2022	2018	5	2期三原村地球温暖化対策実行計画
高知県	黒潮町	△	2018	2018	5	第2次黒潮町地球温暖化対策実行計画
福岡県	福岡県	○	2019	2015	5	福岡県環境保全実行計画(第4期)
福岡県	北九州市	○	2020	2016	7	北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画
福岡県	福岡市	○		2016	15	福岡市地球温暖化対策実行計画
福岡県	大牟田市	○	2021	2011	10	大牟田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)ーエコオフィス おおむた21(2012～2021)ー
福岡県	久留米市	△	2018	2012	3	久留米市役所エコアクションプラン
福岡県	直方市	○	2019	2014	6	
福岡県	飯塚市	○	2020	2014	5	第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	田川市	○		2016	5	田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	柳川市	○	2021	2014	7	第2次柳川市役所地球温暖化対策実行計画
福岡県	八女市	○		2016	5	第4次八女市地球温暖化対策実行計画
福岡県	筑後市	△		2008	5	筑後市地球温暖化対策の推進に関する実行計画
福岡県	大川市	○	2021	2015	5	第3次大川市地球温暖化対策実行計画
福岡県	行橋市	△		2000	6	行橋市地球温暖化実行計画
福岡県	豊前市	△		2010	5	豊前市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	中間市	○		2016	5	中間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	小郡市	○	2018	2017	5	エコ・オフィスおごおり(第3次計画)
福岡県	筑紫野市	○	2021	2015	5	筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートIV(ー筑紫野市地球 温暖化対策実行計画(事務事業編)ー)
福岡県	春日市	○	2020	2015	5	第4期エコオフィスプランかすが
福岡県	大野城市	○	2019	2013	10	第二次大野城市地球温暖化対策実行計画～まどかエコ・オフィ スプラン～
福岡県	宗像市	△	2018	2010	5	第一次宗像市地球温暖化対策実行計画事務事業編
福岡県	太宰府市	○	2021	2016	5	太宰府市地球温暖化対策実行計画(第4期)
福岡県	古賀市	○		2017	14	古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	福津市	○	2022	2017	5	第4次福津市地球温暖化対策実行計画(福津市エコオフィスプラン)
福岡県	うきは市	△	2019	2007	5	うきは市地球温暖化防止実行計画
福岡県	宮若市	△		2009	5	宮若市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	嘉麻市	○		2016	5	嘉麻市地球温暖化防止対策実行計画
福岡県	朝倉市	○	2019	2014	5	朝倉市地球温暖化対策実行計画
福岡県	みやま市	○	2021	2008	5	みやま市地球温暖化対策実行計画
福岡県	糸島市	○	2020	2016	5	地球温暖化対策地方公共団体実行計画
福岡県	那珂川市	○		2017	5	なかがわ地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～エコチャレン ジ・プラン～
福岡県	宇美町	■	2018			
福岡県	篠栗町	○		2016	5	篠栗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	志免町	△		2006	5	志免町地球温暖化対策実行計画
福岡県	須恵町	■	2019			
福岡県	新宮町	○	2021	2017	5	新宮町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	久山町	○		2017	5	久山町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福岡県	粕屋町	△	2018	2012	5	粕屋町地球温暖化実行計画
福岡県	芦屋町	○		2015	5	地球温暖化対策実行計画(第4期)
福岡県	水巻町	△	2020	2015	5	水巻町地球温暖化防止対策実行計画
福岡県	岡垣町	■	2018			
福岡県	遠賀町	△	2018	2010	7	第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	小竹町	○		2013	7	第2次小竹町地球温暖化対策実行計画
福岡県	鞍手町	△	2019	2001	5	鞍手町環境保全実行計画
福岡県	桂川町	■	2019			
福岡県	筑前町	○	2023	2017	5	第三次筑前町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	東峰村	■	2020			
福岡県	大刀洗町	○	2020	2015	5	第1次大刀洗町エコチャレンジ・プラン大刀洗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	大木町	○		2016	14	第3次大木町公共施設地球温暖化対策実行計画
福岡県	広川町	△	2018	2009	5	広川町地球温暖化対策実行計画
福岡県	香春町	△	2019	2001	5	
福岡県	添田町	■				
福岡県	糸田町	■	2019			
福岡県	川崎町	△		2012	5	川崎町地球温暖化対策実行計画
福岡県	大任町	■	2018			
福岡県	赤村	○	2018	2014	5	第1次赤村エコチャレンジ・プラン
福岡県	福智町	△		2009	5	
福岡県	苅田町	○	2019	2014	5	第3次苅田町地球温暖化対策実行計画
福岡県	みやこ町	■	2018			
福岡県	吉富町	○	2019	2014	5	第二次吉富町地球温暖化対策実行計画
福岡県	上毛町	○	2022	2018	5	第3次上毛町地球温暖化対策実行計画
福岡県	築上町	△	2031	2017	5	第1次築上町地球温暖化対策実行計画
佐賀県	佐賀県	○	2018	2013	5	地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画
佐賀県	佐賀市	○		2016	9	
佐賀県	唐津市	△	2019	2009	4	唐津市役所地球温暖化対策実行計画
佐賀県	鳥栖市	○	2018	2012	6	第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
佐賀県	多久市	△	2020	2004	5	多久市地球温暖化対策実行計画
佐賀県	伊万里市	○	2018	2017	5	伊万里市地球温暖化対策実行計画「ストップ ザ 温暖化 いま りアクションプログラム」
佐賀県	武雄市	○		2018	5	武雄市地球温暖化対策事務事業計画
佐賀県	鹿島市	△	2019	2007	6	地球にやさしい環境づくりのための第2次鹿島市役所行動計画
佐賀県	小城市	○		2017	5	小城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
佐賀県	嬉野市	△		2008	5	嬉野市地球温暖化対策実行計画
佐賀県	神埼市	△	2022	2017	13	神埼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
佐賀県	吉野ヶ里町	○	2023	2017	5	吉野ヶ里町地球温暖化防止実行計画
佐賀県	基山町	△	2019	2008	5	基山町地球温暖化対策行動計画
佐賀県	上峰町	△		2008	5	上峰町地球温暖化対策行動計画
佐賀県	みやき町	○	2018	2013	6	第2次みやき町地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○: 計画中 △: 未改定 ■: 未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
佐賀県	玄海町	△		2009	5	
佐賀県	有田町	△	2019	2007	5	環境にやさしい有田町行動計画
佐賀県	大町町	○		2017	5	大町町地球温暖化対策実行計画
佐賀県	江北町	△	2018	2013	5	江北町地球温暖化防止実行計画
佐賀県	白石町	○	2019	2014	5	第2次白石町地球温暖化防止実行計画
佐賀県	太良町	△		2009	5	太良町地球温暖化実行計画
長崎県	長崎県	○	2020	2017	4	第四次県庁エコオフィスプラン
長崎県	長崎市	○	2021	2016	14	長崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
長崎県	佐世保市	○		2018	5	佐世保市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「佐世保市役所エコプラン(第4次改訂版)」
長崎県	島原市	○	2018	2013	5	島原市地球温暖化対策実行計画
長崎県	諫早市	△	2020	2007	5	
長崎県	大村市	○	2021	2016	5	
長崎県	平戸市	△	2019	2009	25	平戸市地球温暖化防止実行計画
長崎県	松浦市	○	2018	2012	6	
長崎県	対馬市	○	2021	2016	5	第2次対馬市地球温暖化対策実行計画
長崎県	壱岐市	○	2020	2015	5	壱岐市地球温暖化対策実行計画
長崎県	五島市	△	2019	2007	5	五島市地球温暖化対策実行計画
長崎県	西海市	△	2019	2012	5	
長崎県	雲仙市	△		2008	6	雲仙市地球温暖化対策実行計画
長崎県	南島原市	△	2019	2008	5	南島原市温暖化対策実行計画
長崎県	長与町	○	2022	2018	5	第3次長与町地球温暖化対策実行計画
長崎県	時津町	△	2020	2007	3	地球温暖化対策実行計画
長崎県	東彼杵町	△		2008	4	東彼杵町の事務・事業にかかる温暖化対策実行計画
長崎県	川棚町	○		2015	5	川棚町役場地球温暖化対策実行計画(川棚町ETOプラン)
長崎県	波佐見町	△	2019	2010	5	波佐見町温暖化対策実行計画
長崎県	小値賀町	△		2006	5	小値賀町地球温暖化対策実行計画
長崎県	佐々町	△		2007	5	佐々町地球温暖化対策実行計画
長崎県	新上五島町	○		2018	5	第2次新上五島町地球温暖化対策実行計画
熊本県	熊本県	○	2020	2015	5	第五次熊本県環境基本計画
熊本県	熊本市	○	2020	2015	5	第4次熊本市役所グリーン計画
熊本県	八代市	○	2018	2014	5	第2次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕
熊本県	人吉市	○	2021	2017	5	第4次人吉市地球温暖化対策実行計画(人吉市役所事務事業編)
熊本県	荒尾市	○	2020	2015	5	荒尾市地球温暖化対策実行計画
熊本県	水俣市	○	2019	2014	6	水俣市地球温暖化対策推進実行計画
熊本県	玉名市	○		2017	13	玉名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	山鹿市	△	2019	2011	5	山鹿市地球温暖化対策実行計画
熊本県	菊池市	△	2018	2011	5	
熊本県	宇土市	○		2017	5	宇土市地球温暖化防止実行計画
熊本県	上天草市	○	2020	2017	4	第3次上天草市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	宇城市	○	2019	2014	5	

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
熊本県	阿蘇市	○	2018	2014	5	第2次阿蘇市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	天草市	○	2018	2017	1	天草市地球温暖化防止実行計画
熊本県	合志市	○	2019	2014	5	
熊本県	美里町	△	2018	2018	5	美里町地球温暖化対策実行計画
熊本県	玉東町	△		2007	5	玉東町地球温暖化防止対策実行計画
熊本県	南関町	△	2018	2012	5	
熊本県	長洲町	○	2020	2016	5	第4次長洲町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	和水町	△		2007	5	和水町地球温暖化対策実行計画
熊本県	大津町	△	2019	2002	3	大津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	菊陽町	△		2004	5	菊陽町地球温暖化防止対策実行計画
熊本県	南小国町	○		2017	5	南小国町地球温暖化防止実行計画
熊本県	小国町	○	2019	2014	5	熊本県環境モデル都市行動計画
熊本県	産山村	△		2005	5	産山村地球温暖化対策実行計画
熊本県	高森町	■				
熊本県	西原村	△		2004	5	
熊本県	南阿蘇村	△		2008	5	南阿蘇村役場等地球温暖化防止実行計画
熊本県	御船町	△	2018	2003	5	実行計画(事務事業編)
熊本県	嘉島町	○	2018	2014	5	地球温暖化防止に向けた嘉島町率先実行計画
熊本県	益城町	○	2019	2014	5	
熊本県	甲佐町	△	2019	2011	6	地方公共団体実行計画
熊本県	山都町	○	2022	2017	5	山都町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	氷川町	未回答				
熊本県	芦北町	○	2023	2018	5	
熊本県	津奈木町	△	2018	2018	5	
熊本県	錦町	○	2020	2015	5	第3次錦町地球温暖化対策実行計画
熊本県	多良木町	■				
熊本県	湯前町	△		2007	5	湯前町地球温暖化対策実行計画
熊本県	水上村	■				
熊本県	相良村	△		2001	5	相良村地球温暖化対策実行計画
熊本県	五木村	△	2019	2004	5	五木村地球温暖化対策実行計画
熊本県	山江村	△	2018	2008	5	山江村地球温暖化実行計画
熊本県	球磨村	△	2018	2008	5	球磨村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
熊本県	あさぎり町	△	2019	2005	5	あさぎり町地球温暖化対策実行計画
熊本県	苓北町	△	2019	2013	5	苓北町地球温暖化防止推進委員会
大分県	大分県	○	2020	2015	5	第4期大分県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大分県	大分市	○	2020	2016	4	第4期大分市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大分県	別府市	○	2019	2013	5	別府市地球温暖化対策率先実行計画(第3期)
大分県	中津市	○	2020	2017	13	第三次中津市地球温暖化対策実行計画
大分県	日田市	○		2017	5	第4次日田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大分県	佐伯市	○	2021	2016	15	佐伯市地球温暖化対策実行計画「第3期」
大分県	臼杵市	○		2018	5	臼杵市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
大分県	津久見市	○	2019	2014	5	津久見市地球温暖化対策実行計画(第3次)
大分県	竹田市	△	2018	2008	24	第1次竹田市地球温暖化対策実行計画
大分県	豊後高田市	△	2018	2006	5	豊後高田市地球温暖化対策実行計画
大分県	杵築市	○	2021	2017	5	杵築市地球温暖化対策実行計画(第3期)
大分県	宇佐市	○		2017	5	宇佐市地球温暖化対策実行計画
大分県	豊後大野市	○		2018	5	第3次豊後大野市地球温暖化対策実行計画
大分県	由布市	△	2018	2010	5	由布市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
大分県	国東市	○	2018	2013	5	国東市地球温暖化対策実行計画(第2次計画)
大分県	姫島村	■	2018			
大分県	日出町	○		2008	5	日出町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大分県	九重町	○	2020	2015	5	九重町地球温暖化対策実行計画(第3期)(実務事業編)
大分県	玖珠町	○	2020	2016	5	第2次玖珠町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮崎県	宮崎県	○	2020	2015	5	第4期(平成28～32年度)宮崎県庁地球温暖化対策実行計画
宮崎県	宮崎市	○	2022	2017	5	
宮崎県	都城市	○		2017	6	第二次都城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮崎県	延岡市	○	2021	2017	5	延岡市環境保全率先実行計画(延岡市地球温暖化対策実行計画)第5版
宮崎県	日南市	△	2021	2011	5	第1次(平成23年度～27年度)日南市地球温暖化対策実行計画
宮崎県	小林市	○		2018	12	小林市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮崎県	日向市	△	2018	2001	5	
宮崎県	串間市	○		2018	5	第4次串間市地球温暖化対策実行計画
宮崎県	西都市	△	2018	2017	5	第4次西都市地球温暖化対策実行計画
宮崎県	えびの市	△	2019	2003	5	えびの市地球温暖化対策実行計画
宮崎県	三股町	○		2015	5	第1次三股町役場地球温暖化対策実行計画(事務事業編)三股町役場エコチャレンジ・プラン
宮崎県	高原町	△	2019	2001	5	高原町地球温暖化対策実行計画
宮崎県	国富町	■				
宮崎県	綾町	■	2020			
宮崎県	高鍋町	○	2020	2015	5	
宮崎県	新富町	△	2018	2006	5	新富町地球温暖化対策実行計画
宮崎県	西米良村	■				
宮崎県	木城町	○		2018	5	第3期木城町地球温暖化対策実行計画
宮崎県	川南町	○		2016	6	川南町地球温暖化対策実行計画
宮崎県	都農町	△	2020	2008	5	都農町地球温暖化対策実行計画
宮崎県	門川町	○		2016	5	門川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
宮崎県	諸塚村	△		2008	5	第1次諸塚村地球温暖化対策実行計画
宮崎県	椎葉村	○		2018	5	第2次椎葉村地球温暖化対策実行計画
宮崎県	美郷町	■	2018			
宮崎県	高千穂町	△		2011	5	高千穂町地球温暖化対策実行計画
宮崎県	日之影町	○	2021	2017	5	
宮崎県	五ヶ瀬町	○	2020	2015	5	第二次五ヶ瀬町地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	鹿児島県	○	2018	2010	10	県庁環境保全率先実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
鹿児島県	鹿児島市	○	2021	2011	10	鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン(事務事業編)
鹿児島県	鹿屋市	○	2018	2016	5	鹿屋市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
鹿児島県	枕崎市	○	2021	2016	5	枕崎市等第3次地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	阿久根市	○		2015	5	
鹿児島県	出水市	△	2019	2012	5	地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	指宿市	○	2019	2014	5	第二次 指宿市 地球温暖化防止実行計画
鹿児島県	西之表市	○	2020	2015	5	第2次西之表市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
鹿児島県	垂水市	○	2022	2017	5	垂水市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第2期計画
鹿児島県	薩摩川内市	○		2017	5	第3次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画(改定版)
鹿児島県	日置市	○	2018	2018	5	日置市地球温暖化対策実施計画
鹿児島県	曾於市	○	2018	2014	5	曾於市役所地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	霧島市	○	2022	2017	5	霧島市地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	いちき串木野市	△	2018	2009	8	いちき串木野市地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	南さつま市	○		2017	6	南さつま市地球温暖化防止活動実行計画(事務事業編)
鹿児島県	志布志市	○		2018	5	
鹿児島県	奄美市	○	2022	2017	13	奄美市地球温暖化防止活動実行計画【事務事業編】改訂版 [2018年度～2022年度]
鹿児島県	南九州市	○	2020	2015	5	第二次南九州市地球温暖化防止実行計画
鹿児島県	伊佐市	○		2017	5	伊佐市地球温暖化対策実行計画 平成29年6月 伊佐市
鹿児島県	姶良市	○	2018	2013	5	姶良市地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	三島村	△		2012	5	第1次三島村地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	十島村	△	2019	2010	5	第一次十島村地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	さつま町	○	2022	2006	5	第3次地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	長島町	○		2015	5	長島町地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	湧水町	○	2019	2014	5	第2次湧水町地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	大崎町	○	2021	2016	5	大崎町地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	東串良町	△	2019	2012	5	東串良町地球温暖化対策の推進に関する法律20条の3項第1項に基づく地方公共団体実行計画
鹿児島県	錦江町	△		2007	5	錦江町地球温暖化防止実行計画
鹿児島県	南大隅町	■	2020			
鹿児島県	肝付町	○	2019	2009	4	肝付町地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	中種子町	○		2017	5	第1次中種子町エコチャレンジ・プラン中種子町地球温暖化対策 実行計画(事務事業編)
鹿児島県	南種子町	○		2017	5	南種子町地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	屋久島町	△	2018	2007	5	
鹿児島県	大和村	○		2016	5	第一次大和村地球温暖化防止実行計画書
鹿児島県	宇検村	○		2017	5	宇検村地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	瀬戸内町	△	2018	2018	5	瀬戸内町地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	龍郷町	○		2009	5	龍郷町地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	喜界町	△	2018	2009	5	
鹿児島県	徳之島町	○	2022	2011	10	第2次徳之島町地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	天城町	△		2013	5	天城町地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
鹿児島県	伊仙町	○		2017	12	伊仙町地球温暖化防止実行計画
鹿児島県	和泊町	○	2021	2016	5	和泊町地球温暖化防止実行計画【事務事業編】
鹿児島県	知名町	○	2021	2016	5	知名町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
鹿児島県	与論町	○	2018	2014	1	与論町地球温暖化推進計画
沖縄県	沖縄県	○		2011	10	沖縄県環境保全率先実行計画(第4期)
沖縄県	那覇市	○	2021	2016	5	那覇市エコオフィス計画
沖縄県	宜野湾市	○	2020	2013	8	宜野湾市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
沖縄県	石垣市	○	2019	2018	2	第3次石垣市地球温暖化防止実行計画
沖縄県	浦添市	○	2018	2013	5	第2期浦添市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	名護市	○	2021	2017	5	
沖縄県	糸満市	○	2021	2017	5	第2次糸満市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	沖縄市	○	2019	2013	5	沖縄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	豊見城市	○	2019	2014	6	豊見城市地球温暖化防止実行計画(第2次計画)
沖縄県	うるま市	○		2017	5	第3次うるま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	宮古島市	○		2015	5	宮古島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	南城市	○	2018	2015	5	第2次南城市地球温暖化対策実行計画
沖縄県	国頭村	■	2019			
沖縄県	大宜味村	○		2015	10	第1次大宜味村地球温暖化対策実行計画
沖縄県	東村	■	2018			
沖縄県	今帰仁村	△	2019	2014	3	今帰仁村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	本部町	○		2016	10	本部町地球温暖化対策実行計画
沖縄県	恩納村	△		2013	5	恩納村地球温暖化対策実行計画事務事業編
沖縄県	宜野座村	△		2012	5	宜野座村地球温暖化対策実行計画
沖縄県	金武町	△	2018	2016	5	金武町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	伊江村	○		2017	5	伊江村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	読谷村	○		2016	5	読谷村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	嘉手納町	○	2021	2016	5	第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画
沖縄県	北谷町	○	2020	2015	6	北谷町地球温暖化防止実行計画
沖縄県	北中城村	○		2017	33	北中城村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	中城村	○	2020	2016	5	中城村地球温暖化対策実行計画(事務事業)
沖縄県	西原町	○		2015	5	西原町地球温暖化対策実行計画
沖縄県	与那原町	○	2019	2014	5	第2次与那原町地球温暖化防止実行計画
沖縄県	南風原町	△	2018	2012	5	南風原町地球温暖化防止実行計画
沖縄県	渡嘉敷村	■	2019			
沖縄県	座間味村	■				
沖縄県	粟国村	■	2018			
沖縄県	渡名喜村	■				
沖縄県	南大東村	■				
沖縄県	北大東村	■				
沖縄県	伊平屋村	■	2019			
沖縄県	伊是名村	未回答				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
沖縄県	久米島町	■	2019			
沖縄県	八重瀬町	○	2018	2014	5	第二次 八重瀬町役場地球温暖化対策実行計画
沖縄県	多良間村	■				
沖縄県	竹富町	○	2021	2016	5	第2次率先実行計画竹富町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	与那国町	■				

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編） ②地方公共団体の組合

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	日高中部広域連合	■	2019			
北海道	北海道市町村総合事務組合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画
北海道	南空知葬斎組合	△		2005	5	南空知葬斎組合地球温暖化防止実行計画
北海道	桂沢水道企業団	○	2019	2014	5	第2次地球温暖化対策実行計画
北海道	北海道市町村備荒資金組合	■				
北海道	北海道市町村職員退職手当組合	■				
北海道	北後志衛生施設組合	■				
北海道	空知中部広域連合	■				
北海道	根室北部廃棄物処理広域連合	■				
北海道	後志広域連合	○		2017	5	第1次後志広域連合地球温暖化対策実行計画
北海道	とかち広域消防事務組合	■				
北海道	名寄地区衛生施設事務組合	■				
北海道	富良野広域連合	■				
北海道	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	■				
北海道	大雪浄化組合	○		2017	5	比布町に準じている
北海道	日高東部衛生組合	■				
北海道	大雪地区広域連合	■				
北海道	上川広域滞納整理機構	■				
北海道	北空知衛生センター組合	■				
北海道	札幌広域圏組合	■				
北海道	長幌上水道企業団	■				
北海道	山越郡衛生処理組合	■				
北海道	北しりべし廃棄物処理広域連合	○		2018	13	第2次北しりべし廃棄物処理広域連合温暖化対策推進実行計画
北海道	南空知公衆衛生組合	△		2004	5	南空知公衆衛生組合温室効果ガス削減プラン
北海道	南部後志環境衛生組合	■				
北海道	奈井江、浦臼町学校給食組合	■				
北海道	岩内地方衛生組合	■				
北海道	北部桧山衛生センター組合	■				
北海道	羽幌町外2町村衛生施設組合	○	2021	2014	7	第2次羽幌町外2町村衛生施設組合地球温暖化対策実行計画
北海道	空知教育センター組合	■				
北海道	北海道町村議会議員公務災害補償等組合	■				
北海道	羊蹄山麓環境衛生組合	■	2019			
北海道	北海道後期高齢者医療広域連合	○		2017	5	北海道後期高齢者医療広域連合 第1次地球温暖化対策実行計画
北海道	南渡島衛生施設組合	■				
北海道	砂川地区保健衛生組合	■				
北海道	苫小牧港管理組合	■				
北海道	斜里郡3町終末処理事業組合	■				
北海道	西天北五町衛生施設組合	△	2019	2013	5	西天北五町衛生施設組合地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	日高地区交通災害共済組合	■				
北海道	南十勝複合事務組合	■				
北海道	安平・厚真行政事務組合	△		2008	5	安平・厚真行政事務組合地球温暖化対策実行計画
北海道	中空知衛生施設組合	■				
北海道	十勝圏複合事務組合	■				
北海道	南部松山衛生処理組合	■				
北海道	中・北空知廃棄物処理広域連合	■	2019			
北海道	北空知衛生施設組合	■				
北海道	南宗谷衛生施設組合	■				
北海道	函館圏公立大学広域連合	■				
北海道	西胆振消防組合	■	2019			
北海道	根室北部衛生組合	○	2019	2014	5	第2次根室北部衛生組合地球温暖化対策実行計画
北海道	江差町ほか2町学校給食組合	■				
北海道	渡島・檜山地方税滞納整理機構	■				
北海道	川上郡衛生処理組合	△	2021	2016	5	地球温暖化防止実行計画～CO2 排出量削減に向けて～
北海道	石狩北部地区消防事務組合	△		2010	1	温室効果ガス排出への取り組み
北海道	渡島西部広域事務組合	■				
北海道	中空知広域市町村圏組合	■				
北海道	池北三町行政事務組合	○		2013	5	第1次池北三町行政事務組合 地球温暖化対策実行計画
北海道	西空知広域水道企業団	■				
北海道	日高東部消防組合	■	2020			
北海道	日高中部消防組合	■				
北海道	胆振東部消防組合	■	2019			
北海道	日高中部衛生施設組合	■				
北海道	上川北部消防事務組合	■				
北海道	遠軽地区広域組合	■	2019			
北海道	美幌・津別広域事務組合	■				
北海道	網走地区消防組合	■				
北海道	網走地方教育研修センター組合	■				
北海道	愛別町外3町塵芥処理組合	△	2018	2012	5	地球温暖化対策実行計画
北海道	滝川地区広域消防事務組合	■	2018			
北海道	北見地区消防組合	■				
北海道	南空知消防組合	■				
北海道	深川地区消防組合	■				
北海道	岩見沢地区消防事務組合	■				
北海道	砂川地区広域消防組合	△	2018	2013	5	地球温暖化対策実行計画
北海道	根室北部消防事務組合	■				
北海道	士別地方消防事務組合	■				
北海道	胆振東部日高西部衛生組合	○		2012	10	第3次 地球温暖化対策実行計画
北海道	西いぶり広域連合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	利尻郡清掃施設組合	■				
北海道	上川教育研修センター組合	■				
北海道	南渡島消防事務組合	○		2018	3	南渡島消防事務組合 地球温暖化対策実行計画
北海道	斜里地区消防組合	■				
北海道	羊蹄山ろく消防組合	○	2020	2015	5	羊蹄山ろく消防組合地球温暖化実行計画
北海道	南部後志衛生施設組合	■				
北海道	大雪消防組合	○	2021	2016	5	第2次美瑛町地球温暖化対策実行計画
北海道	大雪清掃組合	○		2016	5	第2次美瑛町地球温暖化対策実行計画
北海道	北留萌消防組合	■				
北海道	稚内地区消防事務組合	■				
北海道	利尻礼文消防事務組合	■				
北海道	南宗谷消防組合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画書
北海道	紋別地区消防組合	○		2015	5	紋別地区消防組合(消防本部・消防署)地球温暖化対策実行計画
北海道	日高西部消防組合	■				
北海道	平取町外2町衛生施設組合	■				
北海道	釧路北部消防事務組合	○		2016	6	釧路北部消防事務組合温暖化対策実行計画
北海道	北空知葬斎組合	■				
北海道	利尻郡学校給食組合	■				
北海道	渡島廃棄物処理広域連合	■				
北海道	留萌南部衛生組合	■				
北海道	道央廃棄物処理組合	■	2024			
北海道	檜山広域行政組合	■				
北海道	北十勝2町環境衛生処理組合	■				
北海道	石狩東部広域水道企業団	△		2009	6	石狩東部広域水道企業団地球温暖化防止計画
北海道	月新水道企業団	■				
北海道	留萌消防組合	○		2017	5	留萌市地球温暖化防止実行計画
北海道	岩内・寿都地方消防組合	■				
北海道	北後志消防組合	■	2019			
北海道	釧路東部消防組合	■	2018			
北海道	中標津町外2町葬斎組合	■				
北海道	釧路広域連合	■	2019			
北海道	石狩教育研修センター組合	■				
北海道	後志教育研修センター組合	■				
北海道	西紋別地区環境衛生施設組合	△		2006	5	西紋別地区環境衛生施設組合地球温暖化防止実行計画
北海道	日高管内地方税滞納整理機構	○		2018	5	第1次日高管内地方税滞納整理機構地球温暖化対策実行計画
北海道	大雪葬斎組合	■				
北海道	石狩湾新港管理組合	■	2018			
北海道	北空知広域水道企業団	○		2013	5	北空知広域水道企業団地球温暖化対策実行計画
北海道	広域紋別病院企業団	△		2014	5	広域紋別病院企業団環境保全行動計画
北海道	北空知圏学校給食組合	未回答				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	十勝中部広域水道企業団	○	2022	2017	5	第4期ワックアプラザ省エネルギー計画
北海道	中空知広域水道企業団	○		2018	5	中空知広域水道企業団地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
北海道	利尻島国民健康保険病院組合	■	2019			
北海道	石狩川流域下水道組合	■	2019			
北海道	釧路公立大学事務組合	■				
北海道	函館湾流域下水道事務組合	■				
北海道	釧路白糠工業用水道企業団	○	2020	2016	5	地球温暖化防止実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)
北海道	南空知ふるさと市町村圏組合	■				
北海道	石狩西部広域水道企業団	■	2018			
青森県	中部上北広域事業組合	■	2019			
青森県	青森県市町村総合事務組合	■				
青森県	青森県市町村職員退職手当組合	■	2020			
青森県	弘前地区環境整備事務組合	○		2016	5	地球温暖化防止対策実行計画
青森県	黒石地区清掃施設組合	■	2019			
青森県	西北五環境整備事務組合	■				
青森県	十和田地区環境整備事務組合	■				
青森県	三戸地区環境整備事務組合	■				
青森県	西海岸衛生処理組合	■				
青森県	西北五広域福祉事務組合	■	2019			
青森県	十和田地区食肉処理事務組合	■				
青森県	上北地方教育・福祉事務組合	■	2019			
青森県	青森県交通災害共済組合	■				
青森県	青森県新産業都市建設事業団	■				
青森県	南黒地方福祉事務組合	■				
青森県	三戸郡福祉事務組合	■				
青森県	五所川原地区消防事務組合	■	2019			
青森県	弘前地区消防事務組合	■				
青森県	一部事務組合下北医療センター	■	2019			
青森県	八戸地域広域市町村圏事務組合	■				
青森県	下北地域広域行政事務組合	未回答				
青森県	鯉ヶ沢地区消防事務組合	■	2018			
青森県	十和田地域広域事務組合	■				
青森県	津軽広域水道企業団	■				
青森県	田子高原広域事務組合	■				
青森県	久吉ダム水道企業団	■				
青森県	青森県市長会館管理組合	■				
青森県	八戸圏域水道企業団	■	2018			
青森県	青森地域広域事務組合	■	2018			
青森県	北部上北広域事務組合	■				
青森県	津軽広域連合	○	2021	2017	5	温室効果ガス排出抑制目標について

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
青森県	つがる西北五広域連合	■				
青森県	青森県後期高齢者医療広域連合	■	2019			
岩手県	矢櫃山造林一部事務組合	■				
岩手県	陸前高田市及び大船渡市営林組合	■				
岩手県	岩手県市町村総合事務組合	■				
岩手県	大船渡地区消防組合	■	2019			
岩手県	北上地区広域行政組合	△	2019	2005	5	地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	二戸地区広域行政事務組合	○	2021	2016	5	第3期地球温暖化対策に係る実行計画書
岩手県	盛岡北部行政事務組合	△	2021	2002	5	地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	紫波、稗貫衛生処理組合	未回答				
岩手県	岩手・玉山環境組合	△	2018	2009	5	地球温暖化対策推進実行計画
岩手県	盛岡・紫波地区環境施設組合	○		2018	5	盛岡・紫波地区環境施設組合地球温暖化対策実行計画
岩手県	岩手県競馬組合	■				
岩手県	岩手県沿岸知的障害児施設組合	■				
岩手県	盛岡地区衛生処理組合	○	2021	2018	3	盛岡地区衛生処理組合地球温暖化対策実行計画 平成30年度～平成32年度
岩手県	大船渡地区環境衛生組合	■	2020			
岩手県	盛岡地区広域消防組合	■	2019			
岩手県	釜石大槌地区行政事務組合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画
岩手県	宮古地区広域行政組合	△	2018	2006	5	宮古地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画
岩手県	北上地区消防組合	■				
岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	○	2020	2018	3	奥州金ヶ崎行政事務組合地球温暖化対策計画
岩手県	岩手県自治会館管理組合	■	2018			
岩手県	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合	■				
岩手県	気仙広域連合	○	2030	2018	13	気仙広域連合地球温暖化対策実行計画
岩手県	久慈広域連合	■	2019			
岩手県	岩手中部広域行政組合	■	2019			
岩手県	一関地区広域行政組合	■				
岩手県	岩手沿岸南部広域環境組合	○		2012	5	地球温暖化対策実行計画
岩手県	岩手県後期高齢者医療広域連合	■				
岩手県	滝沢・雫石環境組合	○		2018	3	滝沢・雫石環境組合地球温暖化対策実行計画
岩手県	岩手中部水道企業団	■				
宮城県	色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合	■				
宮城県	吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合	■				
宮城県	大衡村外一町牛野ダム管理組合	■	2018			
宮城県	白石市外二町組合	△		2003	6	
宮城県	黒川地域行政事務組合	■				
宮城県	亘理名取共立衛生処理組合	△	2018	2015	5	地球温暖化対策及びエネルギー使用の合理化実行計画
宮城県	宮城東部衛生処理組合	△		2004	5	宮城東部衛生処理組合地球温暖化対策実施計画
宮城県	宮城県市町村職員退職手当組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
宮城県	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合	■				
宮城県	石巻地区広域行政事務組合	△		2008	5	石巻地区広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
宮城県	塩釜地区消防事務組合	○	2021	2016	5	第2次塩釜地区消防事務組合地球温暖化対策実行計画
宮城県	亘理地区行政事務組合	■				
宮城県	仙南地域広域行政事務組合	■	2019			
宮城県	大崎地域広域行政事務組合	△	2018	2009	5	第2次大崎地域広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
宮城県	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	○		2016	5	第3次気仙沼・本吉地域広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
宮城県	石巻地方広域水道企業団	○		2015	5	地球温暖化対策実行計画(温室効果ガス総排出量抑制に係る実行計画)
宮城県	宮城県市町村自治振興センター	■				
宮城県	加美郡保健医療福祉行政事務組合	△		2003	5	加美郡保健医療福祉行政事務組合地球温暖化対策推進実行計画
宮城県	みやぎ県南中核病院企業団	■				
宮城県	宮城県後期高齢者医療広域連合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画 2017-2021
秋田県	秋田県市町村総合事務組合	△		2002	5	秋田県市町村総合事務組合地球温暖化対策実行計画
秋田県	井川町・潟上市共有財産管理組合	■				
秋田県	北秋田市周辺衛生施設組合	■				
秋田県	北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	■				
秋田県	湯沢雄勝広域市町村圏組合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画
秋田県	大仙美郷環境事業組合	■	2018			
秋田県	本荘由利広域市町村圏組合	○		2016	5	本荘由利広域市町村圏組合 地球温暖化防止率先実行計画
秋田県	能代山本広域市町村圏組合	△		2002	5	地球温暖化対策実行計画
秋田県	大曲仙北広域市町村圏組合	△	2019	2010	5	地球温暖化対策実行計画
秋田県	能代市山本郡養護老人ホーム組合	■				
秋田県	鹿角広域行政組合	○	2023	2018	5	
秋田県	男鹿地区消防一部事務組合	○	2022	2017	5	男鹿地区消防一部事務組合 地球温暖化対策実行計画書
秋田県	男鹿地区衛生処理一部事務組合	■				
秋田県	大仙美郷介護福祉組合	△	2018	2011	6	第2次大仙美郷介護福祉組合地球温暖化防止実行計画
秋田県	湖東地区行政一部事務組合	■				
秋田県	八郎潟町、井川町衛生処理施設組合	■				
秋田県	秋田県市町村会館管理組合	△		2002	5	地球温暖化対策計画
秋田県	八郎湖周辺清掃事務組合	■				
秋田県	秋田県後期高齢者医療広域連合	○	2019	2014	5	第2次地球温暖化対策実行計画
秋田県	秋田県町村電算システム共同事業組合	■				
山形県	山形県消防補償等組合	■				
山形県	山形県自治会館管理組合	■	2020			
山形県	山形県市町村職員退職手当組合	○	2021	2016	5	山形県市町村職員退職手当組合
山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合	○		2018	5	東根市外二市一町共立衛生処理組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(第1次)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山形県	山形広域環境事務組合	■	2020			
山形県	北村山公立病院組合	■	2019			
山形県	松川堰組合	■				
山形県	最上川中部水道企業団	■				
山形県	山形県市町村交通災害共済組合	■				
山形県	庄内広域行政組合	■				
山形県	最上広域市町村圏事務組合	■				
山形県	置賜広域行政事務組合	■	2020			
山形県	西村山広域行政事務組合	■	2019			
山形県	北村山広域行政事務組合	■				
山形県	酒田地区広域行政組合	■				
山形県	河北町ほか2市広域斎場事務組合	■				
山形県	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	■				
山形県	西置賜行政組合	■				
山形県	置賜広域病院企業団	■				
山形県	最上地区広域連合	■				
山形県	山形県後期高齢者医療広域連合	■				
福島県	福島県市町村総合事務組合	○		2017	4	地球温暖化対策実施計画
福島県	川俣方部衛生処理組合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画
福島県	福島県市民交通災害共済組合	■				
福島県	福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合	■				
福島県	公立藤田病院組合	■				
福島県	伊達地方衛生処理組合	■				
福島県	公立岩瀬病院企業団	○	2019	2017	33	省エネルギー計画
福島県	須賀川地方保健環境組合	■				
福島県	磐梯町外一市二町一ヶ村組合	■				
福島県	東白衛生組合	△		2009	5	当初策定年度:平成21年度、当初策定計画期間:5年間
福島県	石川地方生活環境施設組合	△	2020	2009	5	石川地方生活環境施設組合地球温暖化防止実行計画
福島県	公立小野町地方総合病院企業団	■				
福島県	田村広域行政組合	○		2015	5	田村広域行政組合地球温暖化対策実行計画
福島県	相馬方部衛生組合	■				
福島県	白河地方広域市町村圏整備組合	△		2006	5	地球温暖化対策実行計画
福島県	喜多方地方広域市町村圏組合	■	2020			
福島県	伊達地方消防組合	■	2019			
福島県	相馬地方広域市町村圏組合	△	2019	2008	5	相馬地方広域市町村圏組合地球温暖化防止実行計画
福島県	安達地方広域行政組合	△		2009	5	地球温暖化対策実行計画
福島県	会津若松地方広域市町村圏整備組合	■				
福島県	双葉地方広域市町村圏組合	△		2008	5	第2次双葉地方広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画
福島県	須賀川地方広域消防組合	△	2018	2007	6	地球温暖化対策推進に関する温室効果ガスの排出削減計画書

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福島県	郡山地方広域消防組合	○	2021	2018	3	第五次環境にやさしい郡山地方広域消防組合率先行動計画
福島県	南会津地方広域市町村圏組合	■				
福島県	福島地方水道用水供給企業団	■				
福島県	双葉地方水道企業団	△		2006	5	地球温暖化対策推進実行計画書
福島県	相馬地方広域水道企業団	■	2019			
福島県	福島県後期高齢者医療広域連合	○	2023	2018	5	福島県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
福島県	南会津地方環境衛生組合	■				
茨城県	大宮地方環境整備組合	○		2012	5	大宮地方環境整備組合第三次地球温暖化対策実行計画
茨城県	清水丘診療所事務組合	△		2003	5	清水丘診療所事務組合地球温暖化対策実行計画
茨城県	茨城県南水道企業団	■				
茨城県	湖北水道企業団	■	2019			
茨城県	常総衛生組合	■				
茨城県	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	○		2004		地球温暖化防止実行計画書
茨城県	龍ヶ崎地方衛生組合	△		2013	4	龍ヶ崎地方衛生組合地球温暖化防止実行計画
茨城県	さしま環境管理事務組合	■				
茨城県	筑北環境衛生組合	△		2000	5	
茨城県	茨城地方広域環境事務組合	△		2004	5	地球温暖化対策実行計画書
茨城県	取手市外2市火葬場組合	■				
茨城県	大洗、鉾田、水戸環境組合	■	2020			
茨城県	江戸崎地方衛生土木組合	■				
茨城県	県西総合病院組合	未回答				
茨城県	湖北環境衛生組合	■	2019			
茨城県	笠間・水戸環境組合	△		2009	5	一般廃棄物処理基本計画
茨城県	茨城西南地方広域市町村圏事務組合	■				
茨城県	筑西広域市町村圏事務組合	■	2020			
茨城県	茨城美野里環境組合	△		2002	5	地球温暖化対策実行計画
茨城県	常総地方広域市町村圏事務組合	■	2019			
茨城県	鹿行広域事務組合	■	2019			
茨城県	霞台厚生施設組合	■				
茨城県	稲敷地方広域市町村圏事務組合	○	2022	2017	5	稲敷地方広域市町村圏事務組合第4次地球温暖化防止実行計画
茨城県	新治地方広域事務組合	△		2002	7	新治地方広域事務組合温室効果ガス排出抑制実行計画
茨城県	茨城県市町村総合事務組合	■	2019			
茨城県	石岡地方斎場組合	■				
茨城県	笠間地方広域事務組合	■				
茨城県	鹿島地方事務組合	■				
茨城県	取手地方広域下水道組合	△		2001	10	地球温暖化防止実行計画
茨城県	水戸地方農業共済事務組合	■				
茨城県	日立・高萩広域下水道組合	△		2004	5	地球温暖化対策率先実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
茨城県	高萩・北茨城広域工業用水道企業団	△	2019	2006	5	第2次地球温暖化対策実行計画
茨城県	下妻地方広域事務組合	○	2022	2017	5	第2次下妻地方広域事務組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合	■				
茨城県	牛久市・阿見町斎場組合	○		2017	3	環境目的実行計画
茨城県	茨城北農業共済事務組合	■				
茨城県	茨城租税債権管理機構	■				
茨城県	利根川水系県南水防事務組合	■				
茨城県	茨城県後期高齢者医療広域連合	○		2016	5	茨城県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
茨城県	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合	■				
栃木県	那須地区広域行政事務組合	○		2014	5	那須地区広域行政事務組合地球温暖化防止実行計画
栃木県	佐野地区衛生施設組合	○		2015	5	佐野地区衛生施設組合地球温暖化策定実行計画(第2次計画)
栃木県	黒磯那須共同火葬場組合	■				
栃木県	芳賀郡中部環境衛生事務組合	未回答				
栃木県	石橋地区消防組合	■	2018			
栃木県	芳賀中部上水道企業団	■				
栃木県	芳賀地区広域行政事務組合	■				
栃木県	南那須地区広域行政事務組合	○	2021	2016	5	南那須地区広域行政事務組合 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
栃木県	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合	■				
栃木県	塩谷広域行政組合	○	2021	2016	5	塩谷広域行政組合省エネルギー実行計画
栃木県	小山広域保健衛生組合	○	2021	2016	5	第三次地球温暖化防止活動実行計画
栃木県	宇都宮西中核工業団地事務組合	■				
栃木県	栃木県南公設地方卸売市場事務組合	未回答				
栃木県	栃木県市町村総合事務組合	■				
栃木県	栃木県後期高齢者医療広域連合	■				
栃木県	那須地区消防組合	■	2018			
群馬県	高崎工業団地造成組合	■				
群馬県	烏帽子山植林組合	■				
群馬県	桐生地域医療組合	○	2020	2015	5	桐生厚生総合病院地球温暖化対策実行計画
群馬県	多野藤岡医療事務市町村組合	△		2001	7	公立藤岡総合病院
群馬県	富岡甘楽衛生施設組合	■				
群馬県	甘楽西部環境衛生施設組合	○	2020	2015	5	下仁田町等地球温暖化防止実行計画
群馬県	館林衛生施設組合	■	2018			
群馬県	吾妻東部衛生施設組合	■				
群馬県	西吾妻衛生施設組合	○		2015	5	第2次地球温暖化対策行動計画
群馬県	館林地区消防組合	○	2021	2015	6	館林地区消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
群馬県	利根沼田広域市町村圏振興整備組合	△	2019	2010	6	地球温暖化防止活動実行計画
群馬県	高崎市・安中市消防組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
群馬県	西吾妻環境衛生施設組合	△		2001	5	地球温暖化対策実行計画
群馬県	渋川地区広域市町村圏振興整備組合	■				
群馬県	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合	■				
群馬県	沼田市外二箇村清掃施設組合	○		2016	5	沼田市外二箇村清掃施設組合地球温暖化対策実行計画
群馬県	群馬県市町村会館管理組合	○		2016	5	群馬県市町村会館管理組合地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
群馬県	吾妻広域町村圏振興整備組合	■				
群馬県	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	△	2018	2013	5	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合地球温暖化対策実行計画
群馬県	利根沼田学校組合	■				
群馬県	大泉町外二町環境衛生施設組合	■				
群馬県	邑楽館林医療事務組合	■	2019			
群馬県	利根東部衛生施設組合	△		2009	6	地球温暖化防止対策実行計画
群馬県	富岡地域医療企業団	■	2019			
群馬県	下仁田南牧医療事務組合	○	2020	2015	5	地球温暖化防止実行計画
群馬県	群馬県市町村総合事務組合	△		2004	5	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画
群馬県	西吾妻福祉病院組合	■				
群馬県	太田市外三町広域清掃組合	■				
群馬県	群馬県後期高齢者医療広域連合	○		2016	5	群馬県後期高齢者医療広域連合第2次地球温暖化対策実行計画
群馬県	群馬東部水道企業団	■	2019			
埼玉県	埼葛斎場組合	○	2020	2017	3	第2次埼葛斎場組合地球温暖化対策実行計画
埼玉県	蓮田白岡衛生組合	○		2015	6	第4次地球温暖化対策実行計画
埼玉県	久喜宮代衛生組合	○	2022	2017	5	久喜宮代衛生組合地球温暖化防止実行計画
埼玉県	朝霞地区一部事務組合	△		2001	5	
埼玉県	上尾、桶川、伊奈衛生組合	○	2020	2015	5	第4次環境保全率先実行計画
埼玉県	志木地区衛生組合	○	2019	2014	5	第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画
埼玉県	北本地区衛生組合	△	2018	2006	5	北本地区衛生組合環境に優しい職場づくり率先実行計画
埼玉県	入間西部衛生組合	■	2019			
埼玉県	小川地区衛生組合	△		2006	5	地球温暖化対策実行計画書
埼玉県	坂戸地区衛生組合	■				
埼玉県	東埼玉資源環境組合	○	2019	2016	4	東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画(平成28年度～平成31年度)
埼玉県	蕨戸田衛生センター組合	○		2016	5	ISO14001:2015
埼玉県	本庄上里学校給食組合	■				
埼玉県	越谷・松伏水道企業団	○		2015	5	水道事業マスタープラン
埼玉県	桶川北本水道企業団	■				
埼玉県	加須市・羽生市水防事務組合	■				
埼玉県	荒川北縁水防事務組合	■				
埼玉県	利根川栗橋流域水防事務組合	■				
埼玉県	江戸川水防事務組合	■				
埼玉県	戸田競艇企業団	△		2005	3	地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
埼玉県	埼玉県市町村総合事務組合	■				
埼玉県	埼玉県都市競艇組合	■				
埼玉県	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	○	2019	2014	5	坂戸、鶴ヶ島水道企業団地球温暖化対策実行計画
埼玉県	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	○		2015	6	地球温暖化対策実行計画(第3次)
埼玉県	鴻巣行田北本環境資源組合	■				
埼玉県	秩父広域市町村圏組合	○	2023	2017	5	秩父広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画
埼玉県	入間東部地区事務組合	■	2019			
埼玉県	吉川松伏消防組合	○	2022	2017	5	吉川松伏消防組合地球温暖化対策実行計画
埼玉県	児玉郡市広域市町村圏組合	■	2018			
埼玉県	埼玉西部環境保全組合	■	2022			
埼玉県	坂戸・鶴ヶ島消防組合	■	2019			
埼玉県	比企広域市町村圏組合	○		2017	4	第2次比企広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画
埼玉県	川越地区消防組合	○		2016	5	第四次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
埼玉県	埼玉県央広域事務組合	■	2018			
埼玉県	西入間広域消防組合	■	2019			
埼玉県	埼玉中部環境保全組合	■	2019			
埼玉県	埼玉県浦和競馬組合	■				
埼玉県	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	○	2019	2015	5	地球温暖化対策実行計画(第2次)
埼玉県	広域飯能斎場組合	■	2019			
埼玉県	広域静苑組合	■				
埼玉県	広域利根斎場組合	■	2028			
埼玉県	彩の国さいたま人づくり広域連合	■				
埼玉県	皆野・長瀬下水道組合	■	2019			
埼玉県	大里広域市町村圏組合	■	2021			
埼玉県	埼玉県後期高齢者医療広域連合	■				
埼玉県	埼玉西部消防組合	■	2019			
埼玉県	埼玉東部消防組合	■	2019			
埼玉県	埼玉中部資源循環組合	■				
埼玉県	草加八潮消防組合	■	2019			
千葉県	三芳水道企業団	△		2004	5	三芳水道企業団温室効果ガス排出抑制のための措置に関する計画
千葉県	長門川水道企業団	■				
千葉県	香取市東庄町病院組合	■	2020			
千葉県	国保国吉病院組合	■	2019			
千葉県	君津中央病院企業団	■				
千葉県	千葉県市町村総合事務組合	○	2020	2014	6	千葉県市町村総合事務組合地球温暖化対策実行計画
千葉県	東葛中部地区総合開発事務組合	○		2014	7	柏市エコアクションプラン(柏市と共同策定)
千葉県	鋸南地区環境衛生組合	■				
千葉県	佐倉市、酒々井町清掃組合	○	2020	2013	8	地球温暖化防止対策実行計画
千葉県	東金市外三市町清掃組合	■	2018			
千葉県	山武郡市環境衛生組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
千葉県	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	△		2006	5	地球温暖化防止実行計画
千葉県	印旛衛生施設管理組合	○		2018	13	地球温暖化防止推進実行計画
千葉県	印西地区衛生組合	○	2020	2015	5	印西地区衛生組合地球温暖化防止実行計画
千葉県	東総衛生組合	○		2015	5	東総衛生組合地球温暖化対策推進実行計画(改定版)
千葉県	夷隅環境衛生組合	■				
千葉県	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	○		2016	5	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
千葉県	一宮聖苑組合	■				
千葉県	印旛利根川水防事務組合	■				
千葉県	布施学校組合	■				
千葉県	千葉県競馬組合	■				
千葉県	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	■				
千葉県	君津郡市広域市町村圏事務組合	■				
千葉県	安房郡市広域市町村圏事務組合	■				
千葉県	四市複合事務組合	■	2020			
千葉県	長生郡市広域市町村圏組合	■				
千葉県	匝瑳市横芝光町消防組合	■	2018			
千葉県	山武郡市広域行政組合	■				
千葉県	香取広域市町村圏事務組合	■				
千葉県	佐倉市八街市酒々井町消防組合	△	2020	2005	5	佐倉市八街市酒々井町消防組合地球温暖化対策実行計画
千葉県	東総地区広域市町村圏事務組合	■	2021			
千葉県	印西地区消防組合	○	2022	2017	5	印西地区消防組合地球温暖化対策第4次実行計画
千葉県	九十九里地域水道企業団	■				
千葉県	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	■	2019			
千葉県	印旛郡市広域市町村圏事務組合	■				
千葉県	北千葉広域水道企業団	○		2015	10	第4次地球温暖化対策実行計画書
千葉県	東総広域水道企業団	■	2019			
千葉県	君津富津広域下水道組合	■				
千葉県	八戸水道企業団	■				
千葉県	山武郡市広域水道企業団	■	2019			
千葉県	印西地区環境整備事業組合	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画(第2次 平成29年度～平成33年度)
千葉県	君津広域水道企業団	○	2020	2016	5	
千葉県	南房総広域水道企業団	■	2022			
千葉県	千葉県後期高齢者医療広域連合	■	2019			
東京都	特別区人事・厚生事務組合	△		2008	3	特別区人事・厚生事務組合庁内環境対策実行計画
東京都	特別区競馬組合	○	2020	2015	5	特別区競馬組合地球温暖化対策実行計画
東京都	阿伎留病院企業団	○		2015	5	阿伎留病院企業団地球温暖化対策実行計画
東京都	昭和病院企業団	△	2020	2015	5	地球温暖化対策計画書
東京都	東京都島嶼町村一部事務組合	■				
東京都	瑞穂斎場組合	○	2021	2016	11	第2次瑞穂斎場組合地球温暖化対策実行計画
東京都	ふじみ衛生組合	○		2016	5	

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
東京都	柳泉園組合	△	2019	2011	3	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく柳泉園組合地球温暖化対策実行計画
東京都	湖南衛生組合	■				
東京都	西多摩衛生組合	○	2020	2015	32	西多摩衛生組合 地球温暖化対策実行計画
東京都	多摩川衛生組合	○	2018	2016	5	多摩川衛生組合地球温暖化防止対策実行計画
東京都	小平・村山・大和衛生組合	■				
東京都	青梅、羽村地区工業用水道企業団	■				
東京都	東京都市町村職員退職手当組合	■				
東京都	東京都十一市競輪事業組合	■				
東京都	東京都六市競艇事業組合	■				
東京都	東京都四市競艇事業組合	■				
東京都	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	■				
東京都	羽村・瑞穂地区学校給食組合	■				
東京都	東京都三市収益事業組合	■				
東京都	西秋川衛生組合	■	2019			
東京都	南多摩斎場組合	■	2019			
東京都	東京たま広域資源循環組合	○	2020	2014	5	地球温暖化対策計画
東京都	立川・昭島・国立聖苑組合	△		2007	5	立川・昭島・国立聖苑組合地球温暖化対策実行計画
東京都	東京市町村総合事務組合	△	2019	2007	5	東京自治会館地球温暖化対策実行計画
東京都	多摩六都科学館組合	■	2020			
東京都	多摩ニュータウン環境組合	△	2019	2001	6	地球温暖化対策実行計画
東京都	秋川流域斎場組合	■				
東京都	臨海部広域斎場組合	■				
東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	■	2020			
東京都	福生病院組合	■	2019			
東京都	東京都後期高齢者医療広域連合	■				
東京都	稲城・府中墓苑組合	■	2019			
東京都	浅川清流環境組合	■				
神奈川県	小田原市外二ヶ市町組合	■				
神奈川県	南足柄市外五ヶ市町組合	■				
神奈川県	南足柄市外二ヶ市町組合	■				
神奈川県	南足柄市外二ヶ町組合	■				
神奈川県	南足柄市・山北町・開成町一部事務組合	■				
神奈川県	松田町外三ヶ町組合	■				
神奈川県	松田町外二ヶ町組合	■				
神奈川県	金目川水害予防組合	■				
神奈川県	秦野市伊勢原市環境衛生組合	■				
神奈川県	高座清掃施設組合	■	2019			
神奈川県	足柄上衛生組合	■				
神奈川県	神奈川県市町村職員退職手当組合	■				
神奈川県	箱根町外二カ市組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
神奈川県	南足柄市外四ヶ市町組合	■				
神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	○	2020	2013	8	第2次 神奈川県内広域水道企業団 地球温暖化対策実行計画（改訂版）
神奈川県	湯河原町真鶴町衛生組合	■				
神奈川県	広域大和斎場組合	○		2016	5	大和斎場地球温暖化対策実行計画
神奈川県	足柄東部清掃組合	■				
神奈川県	足柄西部清掃組合	■				
神奈川県	神奈川県川崎競馬組合	■				
神奈川県	厚木愛甲環境施設組合	■	2025			
神奈川県	神奈川県後期高齢者医療広域連合	■				
神奈川県	神奈川県町村情報システム共同事業組合	■				
新潟県	津南地域衛生施設組合	■				
新潟県	さくら福祉保健事務組合	■	2019			
新潟県	寺泊老人ホーム組合	■				
新潟県	下越障害福祉事務組合	△	2019	2008	5	第2次 地球温暖化対策に係る実行計画
新潟県	魚沼地区障害福祉組合	■				
新潟県	新潟県中越福祉事務組合	■	2023			
新潟県	西蒲原福祉事務組合	■				
新潟県	新潟県中東福祉事務組合	■	2018			
新潟県	新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合	■				
新潟県	三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	■				
新潟県	加茂市・田上町消防衛生保育組合	■				
新潟県	燕・弥彦総合事務組合	■				
新潟県	豊栄郷清掃施設処理組合	○	2020	2016	5	豊栄郷清掃施設処理組合第2次地球温暖化対策実行計画
新潟県	新発田地域広域事務組合	△	2019	2008	5	第2次 地球温暖化対策に係る実行計画
新潟県	十日町地域広域事務組合	○	2020	2016	5	第3期 十日町市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新潟県	上越地域消防事務組合	△	2018	2009	5	上越地域消防事務組合地球温暖化対策実行計画
新潟県	新発田地域老人福祉保健事務組合	△	2019	2008	5	第2次 地球温暖化対策に係る実行計画
新潟県	新潟東港地域水道用水供給企業団	■	2019			
新潟県	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	■				
新潟県	三条地域水道用水供給企業団	■				
新潟県	五泉地域衛生施設組合	■				
新潟県	阿賀北広域組合	○		2017	33	第1次阿賀北広域組合エコチャレンジプラン
新潟県	上越広域伝染病院組合	■				
新潟県	新潟県市町村総合事務組合	○		2018	4	新潟県市町村総合事務組合地球温暖化対策実行計画
新潟県	新潟県後期高齢者医療広域連合	■				
富山県	三郷利田用水市町村組合	■				
富山県	黒東合口用水組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近 の予 定	策定 年度	計画 期間	計画名称
富山県	下山用水組合	■				
富山県	砺波地方衛生施設組合	△	2018	2007	5	地球温暖化対策実行計画
富山県	庄川水害予防組合	■				
富山県	小矢部川中流水害予防組合	■				
富山県	常願寺川右岸水防市町村組合	■				
富山県	富山県市町村総合事務組合	■				
富山県	砺波広域圏事務組合	■				
富山県	新川広域圏事務組合	■				
富山県	富山地区広域圏事務組合	■				
富山県	高岡地区広域圏事務組合	■	2019			
富山県	富山県市町村会館管理組合	■	2019			
富山県	中新川広域行政事務組合	■				
富山県	砺波地方介護保険組合	■				
富山県	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	■				
富山県	滑川中新川地区広域情報事務組合	■				
富山県	富山県後期高齢者医療広域連合	■				
富山県	砺波地域消防組合	■				
富山県	富山県東部消防組合	■				
富山県	新川地域消防組合	■	2019			
石川県	石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合	■				
石川県	手取川水防事務組合	■				
石川県	子浦川水防事務組合	■				
石川県	長曽川水防事務組合	■				
石川県	石川県市町村職員退職手当組合	■				
石川県	河北郡市広域事務組合	○		2017	5	河北郡市広域事務組合地球温暖化対策実行計画
石川県	手取川流域環境衛生事業組合	■				
石川県	輪島市六水町環境衛生施設組合	■	2019			
石川県	手取郷広域事務組合	■				
石川県	石川県市町村消防賞じゅつ金組合	■				
石川県	石川県市町議会議員公務災害補償等組合	■				
石川県	羽咋郡市広域圏事務組合	■				
石川県	白山野々市広域事務組合	■				
石川県	奥能登広域圏事務組合	■	2019			
石川県	小松加賀環境衛生事務組合	■	2019			
石川県	南加賀広域圏事務組合	■				
石川県	のと鉄道運営助成基金事務組合	■				
石川県	能美介護認定事務組合	■				
石川県	奥能登クリーン組合	■				
石川県	石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合	■	2019			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
石川県	白山石川医療企業団	○	2020	2017	3	公立松任石川中央病院地球温暖化対策計画書
石川県	石川県後期高齢者医療広域連合	○		2017	5	石川県後期高齢者医療広域連合地域温暖化対策実行計画
福井県	公立小浜病院組合	■				
福井県	越前三国競艇企業団	■				
福井県	福井県市町総合事務組合	■				
福井県	美浜・三方環境衛生組合	■				
福井県	嶺北消防組合	■	2019			
福井県	鯖江・丹生消防組合	■				
福井県	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	■	2020			
福井県	南越消防組合	■				
福井県	若狭消防組合	■				
福井県	敦賀美方消防組合	■	2019			
福井県	大野・勝山地区広域行政事務組合	■				
福井県	南越清掃組合	■				
福井県	勝山・永平寺衛生管理組合	■				
福井県	五箇川公共下水道事務組合	○		2017	5	五箇川公共下水道事務組合地球温暖化防止実行計画
福井県	鯖江広域衛生施設組合	■				
福井県	福井県丹南広域組合	■				
福井県	福井県自治会館組合	■				
福井県	嶺南広域行政組合	■				
福井県	公立丹南病院組合	■				
福井県	坂井地区広域連合	■				
福井県	福井県後期高齢者医療広域連合	■				
福井県	若狭広域行政事務組合	■				
山梨県	牛奥山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	滑沢山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	神峰山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	八幡山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	金峰前山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	大蔵沢恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	深沢山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	笹子山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	京戸入会恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	西日向外三山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	日向山恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	切坂山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	大畠山外七字恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	八町山恩賜県有財産保護組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山梨県	土山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	奥仙重外二字山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	第一奥仙丈山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	北奥仙丈外二山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	柿坂外四山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	御勅使川入旧三十六ヶ村入会山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	大阪外三山恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	大明神山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	御座石山恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	御座石恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	老別当恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	第一御座石前山恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	下広河原恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	大内窪外壺字恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	下来澤恩賜県有財産保護組合	△		2009	5	
山梨県	奥野山恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	釜無山外三字恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	鹿留山恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	大旅外二恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	小金沢土室山恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	奥山外四恩賜県有財産保護組合	未回答				
山梨県	野脇恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	深桂恩賜県有財産保護組合	■				
山梨県	峡南衛生組合	△	2019	2012	5	峡南衛生組合地球温暖化防止実行計画
山梨県	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	■				
山梨県	三郡衛生組合	■				
山梨県	大月都留広域事務組合	○	2019	2014	5	第3次大月市地球温暖化対策実行計画
山梨県	河口湖南中学校組合	○	2022	2017	5	河口湖南中学校組合地球温暖化対策実行計画「できることから取り組もう」
山梨県	青木ヶ原衛生センター	■				
山梨県	東山梨行政事務組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未策定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山梨県	青木が原ごみ処理組合	■				
山梨県	甲府地区広域行政事務組合	○		2016	4	甲府地区広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画(第1次事務「事業編」)
山梨県	中巨摩地区広域事務組合	■				
山梨県	山梨県市町村総合事務組合	○	2020	2015	5	山梨県市町村総合事務組合地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画
山梨県	峡北地域広域水道企業団	■				
山梨県	峡北広域行政事務組合	○		2016	3	ごみ処理施設の適正な運転及び工場棟全体の節電による電気使用量の削減
山梨県	東八代広域行政事務組合	△		2009	5	東八代広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画(平成22年2月2日策定)
山梨県	峡南広域行政組合	■				
山梨県	釈迦堂遺跡博物館組合	未回答				
山梨県	富士五湖広域行政事務組合	■				
山梨県	峡東地域広域水道企業団	■				
山梨県	東部地域広域水道企業団	■	2019			
山梨県	山梨県東部広域連合	■				
山梨県	山梨県後期高齢者医療広域連合	■				
山梨県	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	■	2019			
山梨県	峡南医療センター企業団	■				
長野県	北佐久郡老人福祉施設組合	■	2019			
長野県	森山財産組合	■				
長野県	川西保健衛生施設組合	△		2008	5	川西保健衛生施設組合地球温暖化対策実行計画
長野県	上田市東御市真田共有財産組合	■				
長野県	上田市長和町中学校組合	■	2019			
長野県	青木村及び上田市共有財産組合	■				
長野県	葛尾組合	■				
長野県	浅麓環境施設組合	△		2009	5	浅麓環境施設組合 地球温暖化対策実行計画
長野県	千曲衛生施設組合	△	2018	2007	5	地球温暖化対策推進法に基づく実行計画
長野県	松本広域連合	△		2007	5	地球温暖化防止実行計画
長野県	佐久平環境衛生組合	■				
長野県	佐久水道企業団	△		2007	5	
長野県	浅麓水道企業団	■				
長野県	南信地域町村交通災害共済事務組合	○				
長野県	佐久市・北佐久郡環境施設組合	■				
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	■				
長野県	長野広域連合	○	2020	2016	5	環境保全実行計画
長野県	湖周行政事務組合	■				
長野県	東筑摩郡筑北保健衛生施設組合	■				
長野県	麻績村筑北村学校組合	■				
長野県	安曇野・松本行政事務組合	■				
長野県	安曇野市・松本市山林組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長野県	中信地域町村交通災害共済事務組合	■				
長野県	穂高広域施設組合	■				
長野県	池田松川施設組合	■				
長野県	松塩安筑老人福祉施設組合	■	2019			
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	■				
長野県	湖北行政事務組合	■				
長野県	諏訪市・茅野市衛生施設組合	■				
長野県	伊那中央行政組合	■	2019			
長野県	伊南行政組合	○	2021	2017	5	地球温暖化防止実行計画
長野県	諏訪中央病院組合	○		2018	5	組合立諏訪中央病院 地球温暖化対策実行計画書
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	■				
長野県	北アルプス広域連合	■	2019			
長野県	佐久広域連合	■				
長野県	下伊那郡町村総合事務組合	○				
長野県	長野県上伊那広域水道用水企業団	○	2018	2014	5	地球温暖化実行計画
長野県	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	■				
長野県	南佐久環境衛生組合	■	2019			
長野県	六ヶ郷用水組合	■				
長野県	高山村外一市一町財産組合	■				
長野県	下伊那北部総合事務組合	■				
長野県	東北信市町村交通災害共済事務組合	■				
長野県	北部衛生施設組合	△		2018	5	第2次北部衛生施設組合地球温暖化対策実行計画
長野県	長水部分林組合	■				
長野県	岳南広域消防組合	■				
長野県	長野県市町村自治振興組合	■				
長野県	木曽広域連合	△		1999	5	地球温暖化対策実行計画書
長野県	南信州広域連合	△		2007	5	
長野県	長野県地方税滞納整理機構	○		2017	5	長野県地方税滞納整理機構地球温暖化防止対策実行計画
長野県	依田窪医療福祉事務組合	■				
長野県	上伊那広域連合	△	2019	2006	10	上伊那広域連合地球温暖化防止実行計画
長野県	須高行政事務組合	○		2016	5	第1次須高行政事務組合地球温暖化対策実行計画
長野県	下伊那郡土木技術センター組合	■				
長野県	上田地域広域連合	■	2019			
長野県	岳北広域行政組合	■	2020			
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	■				
長野県	長野県市町村総合事務組合	■				
長野県	長野県民交通災害共済組合	■				
長野県	松塩筑木曽老人福祉施設組合	○	2023	2018	5	松塩筑木曽老人福祉施設組合地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長野県	北信保健衛生施設組合	△		2008	5	北信保健衛生施設組合地球温暖化防止実行計画
長野県	千曲坂城消防組合	○		2017	5	千曲坂城消防組合環境率先行動計画
長野県	諏訪広域公立大学事務組合	■				
長野県	松塩地区広域施設組合	■				
長野県	南諏衛生施設組合	△		2008	8	南諏衛生施設組合の事務・事業における地球温暖化防止実行計画
長野県	下伊那郡西部衛生施設組合	■				
長野県	長野県後期高齢者医療広域連合	○	2019	2014	5	長野県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
長野県	北信広域連合	○	2023	2018	5	北信広域連合地球温暖化防止実行計画
長野県	諏訪広域連合	■				
長野県	高瀬広域水道企業団	■				
長野県	白馬山麓事務組合	△	2019	2007	5	白馬山麓環境施設組合率先実行計画
長野県	諏訪南行政事務組合	■				
長野県	下伊那自治センター組合	○				
長野県	白樺湖下水道組合	■				
長野県	下伊那南部総合事務組合	■				
長野県	安曇野松筑広域環境施設組合	■				
岐阜県	瑞穂市・神戸町水道組合	■				
岐阜県	岐阜羽島衛生施設組合	■				
岐阜県	大垣衛生施設組合	○	2022	2017	42	大垣衛生センター地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
岐阜県	可茂衛生施設利用組合	○		2018	5	可茂衛生施設利用組合温暖化対策実行計画
岐阜県	南濃衛生施設利用事務組合	○	2020	2014	5	南濃衛生施設利用事務組合地球温暖化防止推進実行計画
岐阜県	木曽川右岸地帯水防事務組合	■				
岐阜県	大垣輪中水防事務組合	■				
岐阜県	揖斐川水防事務組合	■				
岐阜県	土岐川防災ダム一部事務組合	■				
岐阜県	可児川防災等ため池組合	■				
岐阜県	揖斐郡養基小学校養基保育所組合	■	2019			
岐阜県	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合	■				
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合	○	2022	2018	5	御嵩町地球温暖化防止対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	岐阜県市町村会館組合	■				
岐阜県	檜原谷林野組合	■				
岐阜県	足打谷林野組合	■				
岐阜県	岐阜県市町村職員退職手当組合	■				
岐阜県	不破消防組合	○		2018	6	不破消防組合地球温暖化対策実行計画
岐阜県	美濃加茂市富加町中学校組合	■				
岐阜県	揖斐郡消防組合	△		2011	7	地球温暖化対策実行計画
岐阜県	可茂消防事務組合	○		2018	5	可茂消防事務組合地球温暖化対策実行計画
岐阜県	岐阜県地方競馬組合	■				
岐阜県	大垣消防組合	○	2019	2014	5	大垣消防組合地球温暖化対策(第2次)実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岐阜県	西濃環境整備組合	○	2021	2015	5	地球温暖化対策実行計画
岐阜県	岐北衛生施設利用組合	△		2006	5	岐北衛生施設利用組合地球温暖化対策推進実行計画
岐阜県	中濃地域広域行政事務組合	○		2017	5	地球温暖化防止対策実行計画 事務事業編
岐阜県	中濃消防組合	■	2018			
岐阜県	西南濃老人福祉施設事務組合	■	2020			
岐阜県	東濃西部広域行政事務組合	○	2019	2015	5	東濃西部広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岐阜県	西南濃粗大廃棄物処理組合	○		2015	5	地球温暖化対策実行計画
岐阜県	岐阜地域児童発達支援センター組合	■	2019			
岐阜県	可茂公設地方卸売市場組合	■				
岐阜県	土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合	○	2022	2011	10	土岐市地球温暖化対策実行計画 第3次実行計画
岐阜県	飛騨農業共済事務組合	■				
岐阜県	あすわ苑老人福祉施設事務組合	■				
岐阜県	西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	■				
岐阜県	東濃農業共済事務組合	○	2021	2016	5	東濃農業共済事務組合地球温暖化対策実行計画
岐阜県	中濃地域農業共済事務組合	○	2022	2017	5	中濃地域農業共済事務組合地球温暖化対策実施計画
岐阜県	安八郡広域連合	■				
岐阜県	揖斐広域連合	■				
岐阜県	もとす広域連合	■				
岐阜県	羽島郡広域連合	■	2018			
岐阜県	古川国府給食センター利用組合	■				
岐阜県	岐阜県後期高齢者医療広域連合	○		2017	5	岐阜県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画(平成30年度～平成34年度)
静岡県	共立蒲原総合病院組合	■				
静岡県	浜名湖競艇企業団	○	2020	2016	4	高圧変圧器を高効率変圧器へ更新。
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	■				
静岡県	大井上水道企業団	○		2017	5	大井上水道企業団地球温暖化対策実行計画
静岡県	小笠老人ホーム施設組合	■				
静岡県	養護老人ホームとよおか管理組合	■				
静岡県	相寿園管理組合	■				
静岡県	東遠広域施設組合	■	2020			
静岡県	静岡県市町総合事務組合	■				
静岡県	三島函南広域行政組合	○	2021	2016	5	三島市役所の地球温暖化対策 地球にやさしい率先行動計画
静岡県	牧之原市御前崎市広域施設組合	○	2019	2014	5	牧之原市御前崎市広域施設組合地球温暖化対策実行計画
静岡県	御殿場市・小山町広域行政組合	○		2016	4	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
静岡県	東河環境センター	■				
静岡県	南豆衛生プラント組合	■	2019			
静岡県	太田川原野谷川治水水防組合	■				
静岡県	箱根山御山組合	■				
静岡県	三島市外五ヶ市町箱根山組合	○	2021	2016	5	三島市役所の地球温暖化対策 地球にやさしい率先行動計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
静岡県	西豆衛生プラント組合	■				
静岡県	三島市外三ヶ市町箱根山林組合	○	2021	2016	5	三島市役所の地球温暖化対策 地球にやさしい率先行動計画
静岡県	裾野市長泉町衛生施設組合	■				
静岡県	箱根山禁伐林組合	■				
静岡県	静岡県芦湖水利組合	■				
静岡県	伊豆市沼津市衛生施設組合	■				
静岡県	箱根山殖産林組合	■				
静岡県	駿東地区交通災害共済組合	■				
静岡県	岳南排水路管理組合	○		2015	5	岳南排水路管理組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
静岡県	駿遠学園管理組合	■				
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	■	2021			
静岡県	東遠学園組合	△		2016	5	第1次東遠学園組合エコチャレンジ・プラン
静岡県	浅羽地域湛水防除施設組合	■				
静岡県	浜名学園組合	■				
静岡県	駿豆学園管理組合	■				
静岡県	袋井市森町広域行政組合	■	2019			
静岡県	駿東伊豆消防組合	■	2019			
静岡県	中遠広域事務組合	■	2019			
静岡県	志太広域事務組合	■				
静岡県	東遠地区聖苑組合	■	2019			
静岡県	静岡県大井川広域水道企業団	○	2018	2013	5	第3次静岡県大井川広域水道企業団地球温暖化対策実行計画
静岡県	伊豆斎場組合	■	2019			
静岡県	吉田町牧之原市広域施設組合	■				
静岡県	下田地区消防組合	■				
静岡県	中東遠看護専門学校組合	■	2019			
静岡県	一部事務組合下田メディカルセンター	■				
静岡県	榛原総合病院組合	■				
静岡県	掛川市・菊川市衛生施設組合	■				
静岡県	東遠工業用水道企業団	○		2017	5	
静岡県	静岡県後期高齢者医療広域連合	○	2019	2016	5	静岡県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
静岡県	静岡地方税滞納整理機構	■				
静岡県	掛川市・袋井市病院企業団	■	2019			
静岡県	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	■				
静岡県	富士山南東消防組合	■				
愛知県	名古屋港管理組合	○	2022	2017	5	第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画
愛知県	愛知県競馬組合	■				
愛知県	名古屋競輪組合	○		2018	3	地球温暖化対策計画書
愛知県	岡崎市額田郡模範造林組合	■	2019			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
愛知県	海部南部広域事務組合	△		2013	5	第1次海部南部広域事務組合地球温暖化対策実施計画
愛知県	公立陶生病院組合	■				
愛知県	知多中部広域事務組合	△		2001	5	地球温暖化対策実行計画
愛知県	愛知県市町村職員退職手当組合	■				
愛知県	海部南部水道企業団	△		2004	5	地球温暖化対策実行計画
愛知県	愛北広域事務組合	○	2022	2017	5	愛北広域事務組合地球温暖化対策実行計画
愛知県	中部知多衛生組合	△	2018	2013	5	地球温暖化防止対策実行計画
愛知県	東部知多衛生組合	■	2020			
愛知県	衣浦衛生組合	△	2019	2010	5	衣浦衛生組合地球温暖化対策実行計画
愛知県	常滑武豊衛生組合	■				
愛知県	蒲都市幸田町衛生組合	○		2014	5	第4次地球温暖化対策実行計画
愛知県	西知多医療厚生組合	○	2020	2015	5	西知多医療厚生組合地球温暖化対策実行計画
愛知県	尾張東部衛生組合	○	2019	2016	3	尾張東部衛生組合地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
愛知県	海部地区環境事務組合	△		2010	3	海部地区環境事務組合温暖化対策実行計画
愛知県	小牧岩倉衛生組合	○	2019	2016	3	地方公共団体実行計画(事務事業編)
愛知県	知多南部衛生組合	■				
愛知県	尾張旭市長久手市衛生組合	△		2005	5	地球温暖化対策実行計画
愛知県	刈谷知立環境組合	○	2020	2015	5	第二次刈谷知立環境組合実行計画エコアクションKC
愛知県	江南丹羽環境管理組合	○	2019	2018	3	地球温暖化対策実行計画
愛知県	北名古屋水道企業団	■				
愛知県	尾張市町交通災害共済組合	■				
愛知県	新城北設楽交通災害共済組合	■				
愛知県	半田常滑看護専門学校管理組合	■				
愛知県	北設広域事務組合	△	2019	2010	5	
愛知県	海部東部消防組合	△		2002	5	・地球温暖化対策実行計画　・環境保全行動計画
愛知県	尾三消防組合	■				
愛知県	北名古屋衛生組合	■				
愛知県	海部南部消防組合	△		2002	4	地球温暖化対策実行計画
愛知県	海部地区水防事務組合	■				
愛知県	瀬戸旭看護専門学校組合	△	2018	2013	5	第1次瀬戸旭看護専門学校組合 地球温暖化対策実施計画
愛知県	尾張東部火葬場管理組合	■	2020			
愛知県	尾三衛生組合	△		2001	5	地球温暖化対策実行計画
愛知県	愛知中部水道企業団	○		2015	10	愛知中部水道企業団 環境計画
愛知県	日東衛生組合	■				
愛知県	知多南部消防組合	■				
愛知県	知北平和公園組合	○		2016	5	知北平和公園組合環境保全行動計画(第4次)
愛知県	五条広域事務組合	■				
愛知県	海部地区急病診療所組合	■				
愛知県	春日井小牧看護専門学校管理組合	■	2020			
愛知県	知多北部広域連合	○		2016	5	知多北部広域連合地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
愛知県	丹羽広域事務組合	■				
愛知県	衣浦東部広域連合	○	2022	2018	5	衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画(第2期)
愛知県	西春日井広域事務組合	■				
愛知県	愛知県後期高齢者医療広域連合	■				
愛知県	知多南部広域環境組合	■	2022			
愛知県	東三河広域連合	■				
愛知県	尾張北部環境組合	○	2023	2018	5	尾張北部環境組合地球温暖化対策実行計画
三重県	四日市港管理組合	○		2017	5	四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画(第4次)
三重県	三重県多気郡多気町松阪市学校組合	■				
三重県	わたらい老人福祉施設組合	■				
三重県	宮川福祉施設組合	■				
三重県	紀南社会福祉施設組合	■	2019			
三重県	三重県三重郡老人福祉施設組合	△				
三重県	紀南病院組合	■				
三重県	朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター	△		2003	5	地球温暖化対策実行計画書
三重県	奥伊勢広域行政組合	■				
三重県	朝明広域衛生組合	■				
三重県	松阪地区広域衛生組合	○	2022	2017	5	
三重県	伊賀南部環境衛生組合	■	2018			
三重県	三重紀北消防組合	○		2017	5	三重紀北消防組合地球温暖化実行計画
三重県	南牟婁清掃施設組合	△	2022	2001	5	地球温暖化防止対策に向けての温室効果ガス排出抑制等実行計画
三重県	松阪地区広域消防組合	○	2021	2017	5	松阪地区広域消防組合地球温暖化防止対策実行推進計画【第4期計画】
三重県	志摩広域消防組合	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画(第4期)
三重県	紀南特別養護老人ホーム組合	■	2019			
三重県	桑名広域清掃事業組合	○		2017	3	桑名広域清掃事業組合資源循環センター地球温暖化対策計画書
三重県	志摩広域行政組合	■				
三重県	三重県市町総合事務組合	■				
三重県	紀勢地区広域消防組合	○	2023	2018	5	紀勢地区広域消防組合地球温暖化対策(第2次)実行計画
三重県	荷坂やすらぎ苑組合	■				
三重県	香肌奥伊勢資源化広域連合	△	2019	2002	5	香肌奥伊勢資源化広域連合地球温暖化対策実行計画
三重県	鳥羽志勢広域連合	○	2020	2015	5	鳥羽志勢広域連合地球温暖化対策実行計画
三重県	紀北広域連合	■				
三重県	紀南介護保険広域連合	■				
三重県	度会広域連合	△		2005	5	度会広域連合地球温暖化対策実行計画
三重県	鈴鹿亀山地区広域連合	○		2017	14	鈴鹿亀山地区広域連合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
三重県	桑名・員弁広域連合	■	2019			
三重県	伊勢広域環境組合	○		2016	5	伊勢広域環境組合 地球温暖化対策実行計画(平成29年度～平成33年度)
三重県	三重地方税管理回収機構	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
三重県	三重県後期高齢者医療広域連合	■				
滋賀県	滋賀県市町村職員退職手当組合	■				
滋賀県	彦根市犬上郡営林組合	■				
滋賀県	彦根市、米原市山林組合	■				
滋賀県	大滝山林組合	■				
滋賀県	長浜水道企業団	■				
滋賀県	湖北広域行政事務センター	△	2021	2007	5	地球温暖化対策率先行動計画
滋賀県	滋賀県市町村交通災害共済組合	■				
滋賀県	八日市布引ライフ組合	△		2012	5	八日市布引ライフ組合地球温暖化対策実行計画
滋賀県	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	■				
滋賀県	中部清掃組合	■				
滋賀県	東近江行政組合	■				
滋賀県	甲賀広域行政組合	■	2019			
滋賀県	湖東広域衛生管理組合	○		2017	5	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画
滋賀県	愛知郡広域行政組合	△		2007	5	地球温暖化対策実行計画
滋賀県	公立甲賀病院組合	■				
滋賀県	守山野州行政事務組合	■				
滋賀県	湖南広域行政組合	△	2019	2011	5	地球温暖化対策実行計画
滋賀県	彦根愛知犬上広域行政組合	△		2009	5	地球温暖化対策実行計画
滋賀県	滋賀県市町村職員研修センター	■				
滋賀県	湖北地域消防組合	■				
滋賀県	滋賀県後期高齢者医療広域連合	■	2019			
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	■				
京都府	加茂笠置組合	■				
京都府	国民健康保険南丹病院組合	■				
京都府	国民健康保険山城病院組合	■	2019			
京都府	亀岡市及び南丹市財産区組合	■				
京都府	船井郡衛生管理組合	△		2009	5	船井郡衛生管理組合地球温暖化対策実行計画
京都府	城南衛生管理組合	○	2019	2014	5	城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画(地球元気プランⅢ)
京都府	相楽郡西部塵埃処理組合	■				
京都府	京都市市町村職員退職手当組合	■				
京都府	乙訓環境衛生組合	○	2021	2016	5	第3期乙訓環境衛生組合 地球温暖化防止実行計画
京都府	桂川・小畑川水防事務組合	■				
京都府	澁川右岸水防事務組合	■				
京都府	淀川・木津川水防事務組合	■				
京都府	京都市市町村議会議員公務災害補償等組合	■				
京都府	相楽中部消防組合	○	2022	2018	5	相楽中部消防組合地球温暖化対策実施計画
京都府	乙訓福祉施設事務組合	○		2018	1	乙訓福祉施設事務組合実行計画(事務事業編)
京都府	宮津与謝消防組合	■				
京都府	相楽郡広域事務組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近 の予 定	策定 年度	計画 期間	計画名称
京都府	京都中部広域消防組合	■				
京都府	京都府自治会館管理組合	■				
京都府	京都府住宅新築資金等貸付事業 管理組合	■				
京都府	乙訓消防組合	■	2019			
京都府	京都府後期高齢者医療広域連合	■				
京都府	相楽東部広域連合	△		2008	5	東部じんかい処理組合地球温暖化対策実行計画
京都府	京都地方税機構	■				
京都府	宮津与謝環境組合	■				
大阪府	恩智川水防事務組合	■				
大阪府	淀川左岸水防事務組合	■				
大阪府	大和川右岸水防事務組合	■				
大阪府	淀川右岸水防事務組合	■	2019			
大阪府	守口市門真市消防組合	○		2018	5	守口市門真市消防組合地球温暖化対策実行計画(事務 事業編)
大阪府	枚方寝屋川消防組合	○	2020	2013	7	枚方寝屋川消防組合(新)地球温暖化対策実行計画
大阪府	柏原羽曳野藤井寺消防組合	■	2018			
大阪府	泉北水道企業団	■				
大阪府	八尾市柏原市火葬場組合	■				
大阪府	泉大津市、和泉市墓地組合	■				
大阪府	高石市泉大津市墓地組合	■				
大阪府	豊中市伊丹市クリーンランド	■				
大阪府	泉北環境整備施設組合	○	2019	2014	5	地球温暖化対策推進実行計画(第2期)
大阪府	柏羽藤環境事業組合	○	2022	2017	5	地球温暖化対策実行計画
大阪府	飯盛霊園組合	○		2015	6	第3次飯盛霊園組合地球温暖化対策実行計画
大阪府	泉佐野市田尻町清掃施設組合	○		2018	3	大阪府温暖化の防止等に関する条例第9条第1項の規 定による対策計画書
大阪府	東大阪都市清掃施設組合	△	2018	2018	5	東大阪都市清掃施設組合地球温暖化対策実行計画(第 四期)
大阪府	四條畷市交野市清掃施設組合	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画
大阪府	岸和田市貝塚市清掃施設組合	○	2018	2013	5	地球温暖化対策実行計画
大阪府	南河内環境事業組合	○	2021	2016	5	南河内環境事業組合地球温暖化対策実行計画
大阪府	泉南清掃事務組合	△		2003	5	泉南清掃事務組合 地球温暖化対策推進実行計画
大阪府	大阪府都市競艇企業団	■				
大阪府	藤井寺市柏原市学校給食組合	■	2019			
大阪府	豊能郡環境施設組合	■				
大阪府	くすのき広域連合	■				
大阪府	北河内4市リサイクル施設組合	○	2020	2013	7	北河内4市リサイクル施設組合温暖化対策実行計画
大阪府	大阪府後期高齢者医療広域連合	■	2018			
大阪府	大阪広域水道企業団	○	2019	2014	5	大阪広域水道企業団中期経営計画 2015-2019
大阪府	関西広域連合	■				
大阪府	泉州南消防組合	■	2019			
大阪府	大東四條畷消防組合	■	2019			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
大阪府	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	■				
大阪府	枚方京田辺環境施設組合	■	2018			
兵庫県	兵庫県市町村職員退職手当組合	△		2006	5	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画
兵庫県	阪神水道企業団	△		2002	5	
兵庫県	北播磨衛生事務組合	△		2003	5	
兵庫県	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	○		2015	5	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園地球温暖化対策実行計画
兵庫県	揖龍保健衛生施設事務組合	○	2022	2018	5	地球温暖化対策実行計画書
兵庫県	加古川市外2市共有公会堂事務組合	■				
兵庫県	市川町外三ヶ市町共有財産事務組合	■				
兵庫県	公立豊岡病院組合	○	2019	2010	26	省エネ法及び温対法に基づく定期報告書及び中長期計画書
兵庫県	洲本市・南あわじ市山林事務組合	■				
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	■				
兵庫県	北播磨清掃事務組合	△	2024	2001	5	
兵庫県	中播磨衛生施設事務組合	○	2021	2014	7	第3次中播磨衛生施設事務組合地球温暖化対策実行計画
兵庫県	公立八鹿病院組合	△		2001	5	公立八鹿病院組合地球温暖化対策実行計画
兵庫県	氷上多可衛生事務組合	■	2020			
兵庫県	兵庫県市町交通災害共済組合	■				
兵庫県	兵庫県町議会議員公務災害補償組合	■				
兵庫県	洲本市・南あわじ市衛生事務組合	○	2020	2014	5	洲本市・南あわじ市衛生事務組合第四次地球温暖化対策実行計画書
兵庫県	加古郡衛生事務組合	△		2005	5	加古郡衛生事務組合地球温暖化対策実行計画報告書
兵庫県	播磨内陸医務事業組合	■				
兵庫県	淡路広域行政事務組合	△		2007	4	温暖化ガス排出抑制計画書
兵庫県	南但広域行政事務組合	△	2019	2004	5	南但広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
兵庫県	淡路広域消防事務組合	■	2019			
兵庫県	西播磨水道企業団	○		2016	5	第4次西播磨水道企業団地球温暖化対策実行計画
兵庫県	丹波少年自然の家事務組合	△	2018	2013	5	第2次丹波少年自然の家事務組合地球温暖化対策実行計画
兵庫県	西脇多可行政事務組合	△		2001	5	
兵庫県	安室ダム水道用水供給企業団	■				
兵庫県	兵庫県競馬組合	○		2014	7	
兵庫県	美方郡広域事務組合	○		2016	5	美方郡広域事務組合地球温暖化対策実行計画
兵庫県	中播北部行政事務組合	△		2005	5	中播北部行政事務組合新地球温暖化対策実行計画
兵庫県	姫路福崎斎苑施設事務組合	△		2003	5	姫路福崎斎苑施設事務組合 地球温暖化対策実行計画
兵庫県	淡路広域水道企業団	△		2000	5	地球温暖化対策実行計画
兵庫県	小野加東加西環境施設事務組合	△		2000	5	
兵庫県	揖龍地区農業共済事務組合	■				
兵庫県	赤相農業共済事務組合	■				
兵庫県	中播農業共済事務組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
兵庫県	くれさか環境事務組合	○		2014	32	くれさか環境事務組合地球温暖化対策実行計画
兵庫県	北但行政事務組合	■				
兵庫県	但馬広域行政事務組合	■	2018			
兵庫県	小野加東広域事務組合	△		2003	5	
兵庫県	東播磨農業共済事務組合	■				
兵庫県	播磨高原広域事務組合	△		2002	5	地球温暖化対策実行計画
兵庫県	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	■	2019			
兵庫県	にしはりま環境事務組合	■				
兵庫県	兵庫県後期高齢者医療広域連合	■	2019			
兵庫県	北播磨総合医療センター企業団	■				
兵庫県	北はりま消防組合	■	2018			
兵庫県	西はりま消防組合	○	2021	2016	5	西はりま消防組合地球温暖化対策実行計画
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	■				
奈良県	老人福祉施設三室園組合	■				
奈良県	奈良県葛城地区清掃事務組合	■				
奈良県	宇陀衛生一部事務組合	■				
奈良県	奥山組合	■				
奈良県	青葉山組合	■				
奈良県	神野山組合	■				
奈良県	奈良県市町村総合事務組合	■	2019			
奈良県	上下北山衛生一部事務組合	■				
奈良県	香芝・王寺環境施設組合	■				
奈良県	王寺周辺広域休日応急診療施設組合	○	2023	2018	5	地球温暖化防止実行計画
奈良県	吉野広域行政組合	■				
奈良県	山辺環境衛生組合	■				
奈良県	曽爾御杖行政一部事務組合	■				
奈良県	国保中央病院組合	■	2019			
奈良県	葛城広域行政事務組合	■				
奈良県	南和広域衛生組合	未回答				
奈良県	東宇陀環境衛生組合	■				
奈良県	奈良広域水質検査センター組合	■				
奈良県	飛鳥広域行政事務組合	■				
奈良県	桜井宇陀広域連合	■				
奈良県	静香苑環境施設組合	■				
奈良県	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	■				
奈良県	奈良県後期高齢者医療広域連合	■				
奈良県	やまと広域環境衛生事務組合	■				
奈良県	南和広域医療企業団	■				
奈良県	奈良県広域消防組合	■	2019			
奈良県	山辺・県北西部広域環境衛生組合	■	2023			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
奈良県	さくら広域環境衛生組合	■				
和歌山県	和歌山県市町村総合事務組合	△		2011	5	地球温暖化防止実行計画
和歌山県	国民健康保険野上厚生病院組合	■				
和歌山県	那賀児童福祉施設組合	■				
和歌山県	公立那賀病院経営事務組合	■				
和歌山県	那賀広域事務組合	■	2019			
和歌山県	那賀衛生環境整備組合	○	2023	2018	5	第三次那賀衛生環境整備組合地球温暖化対策実行計画
和歌山県	橋本伊都衛生施設組合	△		2006	5	地球温暖化対策実行計画
和歌山県	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	■				
和歌山県	有田衛生施設事務組合	■				
和歌山県	有田聖苑事務組合	■				
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	■				
和歌山県	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	■				
和歌山県	御坊日高老人福祉施設事務組合	△	2018	2009	5	御坊日高老人福祉施設事務組合地球温暖化防止実行計画
和歌山県	公立紀南病院組合	○		2016	5	温室効果ガス排出抑制等公立紀南病院組合実行計画
和歌山県	紀南地方老人福祉施設組合	■	2019			
和歌山県	富田川治水組合	■				
和歌山県	串本町古座川町衛生施設事務組合	■				
和歌山県	大辺路衛生施設組合	■				
和歌山県	紀南学園事務組合	■				
和歌山県	紀南環境衛生施設事務組合	■				
和歌山県	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	■				
和歌山県	那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	■	2018			
和歌山県	紀南地方児童福祉施設組合	■				
和歌山県	新宮周辺広域市町村圏事務組合	■				
和歌山県	御坊広域行政事務組合	○	2019	2013	10	第1次 地球温暖化防止実行計画
和歌山県	田辺周辺広域市町村圏組合	■				
和歌山県	上大中清掃施設組合	△		2006	5	地球温暖化対策実行計画
和歌山県	海南海草老人福祉施設事務組合	■	2019			
和歌山県	有田郡老人福祉施設事務組合	■				
和歌山県	那賀消防組合	■	2019			
和歌山県	那賀休日急患診療所経営事務組合	■				
和歌山県	有田周辺広域圏事務組合	■	2019			
和歌山県	田辺市周辺衛生施設組合	■	2019			
和歌山県	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	■				
和歌山県	富田川衛生施設組合	■				
和歌山県	海南海草環境衛生施設組合	■				
和歌山県	伊都消防組合	○		2017	5	伊都消防組合地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
和歌山県	湯浅広川消防組合	■				
和歌山県	五色台広域施設組合	■	2019			
和歌山県	日高広域消防事務組合	■				
和歌山県	橋本周辺広域市町村圏組合	○	2022	2017	5	第2次地球温暖化対策実行計画
和歌山県	和歌山地方税回収機構	■				
和歌山県	和歌山県後期高齢者医療広域連合	■				
和歌山県	和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	■				
和歌山県	紀の海広域施設組合	■	2019			
和歌山県	紀南環境広域施設組合	■	2021			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	■				
鳥取県	鳥取県町村総合事務組合	■				
鳥取県	日野町江府町日南町衛生施設組合	■				
鳥取県	境港管理組合	■	2018			
鳥取県	南部町・伯耆町清掃施設管理組合	■				
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合	■				
鳥取県	鳥取県西部広域行政管理組合	○	2020	2015	5	鳥取県西部広域行政管理組合 省エネ・地球温暖化対策実行計画
鳥取県	八頭環境施設組合	未回答				
鳥取県	玉井斎場管理組合	■				
鳥取県	日野病院組合	△		2002	5	地球にやさしい日野病院率先実行計画
鳥取県	鳥取中部ふるさと広域連合	○	2020	2016	5	環境保全行動計画(Ⅳ期)
鳥取県	南部箕蚊屋広域連合	■				
鳥取県	鳥取県後期高齢者医療広域連合	○		2016	5	鳥取県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
島根県	斐川水道水道企業団	△		2006	5	地球温暖化防止対策実行計画
島根県	鹿足郡事務組合	○	2022	2017	5	鹿足郡事務組合地球温暖化対策実行計画
島根県	鹿足郡養護老人ホーム組合	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画
島根県	島前町村組合	■	2019			
島根県	益田地区広域市町村圏事務組合	○	2030	2017	13	地球温暖化対策実行計画
島根県	江津邑智消防組合	○	2022	2018	5	
島根県	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合	○		2017	33	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合地球温暖化対策実行計画書
島根県	鹿足郡不燃物処理組合	○	2018	2017	5	鹿足郡不燃物処理組合地球温暖化対策実行計画
島根県	雲南市・飯南町事務組合	○	2020	2015	5	第3期「地球温暖化対策実行計画」
島根県	島根県市町村総合事務組合	■				
島根県	邑智郡公立病院組合	△	2018	2012	6	第2次邑智郡公立病院組合地球温暖化対策実行計画「環境みらい実行計画」
島根県	邑智郡総合事務組合	○		2016	5	邑智郡総合事務組合地球温暖化対策実行計画
島根県	浜田地区広域行政組合	△	2019	2012	5	浜田地区広域行政組合 地球温暖化対策実行計画
島根県	雲南広域連合	○		2017	5	雲南広域連合地球温暖化対策実行計画
島根県	隠岐広域連合	○	2021	2016	5	第3期隠岐広域連合地球温暖化対策実行計画
島根県	島根県後期高齢者医療広域連合	○		2016	4	島根県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岡山県	八ヶ郷合同用水組合	■				
岡山県	高梁川東西用水組合	■				
岡山県	旭東用排水組合	■				
岡山県	竹川組合	■				
岡山県	湛井十二箇郷組合	■				
岡山県	大正池水利組合	■	2019			
岡山県	田原用水組合	■				
岡山県	六ヶ郷組合	■				
岡山県	四ヶ郷組合	■				
岡山県	西一郷半組合	■				
岡山県	三ヶ村組合	■				
岡山県	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	○		2017	13	第3次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	備南水道企業団	■	2019			
岡山県	岡山県南部水道企業団	■	2019			
岡山県	岡山県西南水道企業団	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	神崎衛生施設組合	△	2018	2013	5	第2次神崎衛生施設組合 地球温暖化対策実行計画
岡山県	備南衛生施設組合	■				
岡山県	勝英衛生施設組合	△		2000	5	勝英衛生施設組合、施設温暖化対策
岡山県	岡山県西部衛生施設組合	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	旭川中部衛生施設組合	■				
岡山県	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合	○	2018	2013	29	地球温暖化対策実行計画
岡山県	岡山県西部環境整備施設組合	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	和気北部衛生施設組合	○		2012	7	
岡山県	倉敷西部清掃施設組合	■				
岡山県	岡山市久米南町国民健康保険病院組合	○		2017	5	地球温暖化防止実行計画
岡山県	和気老人ホーム組合	■				
岡山県	岡山県市町村税整理組合	■				
岡山県	岡山市久米南町衛生施設組合	△		2010	5	地球温暖化対策実行計画(事務・事業分)
岡山県	岡山県中部環境施設組合	■				
岡山県	岡山県井原地区清掃施設組合	未回答				
岡山県	津山圏域衛生処理組合	■				
岡山県	笠岡地区消防組合	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	久米老人ホーム組合	■				
岡山県	総社広域環境施設組合	○	2018	2013	5	総社広域環境施設組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	井原地区消防組合	○		2016	5	井原地区消防組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	津山圏域消防組合	■	2020			
岡山県	勝田郡老人福祉施設組合	■				
岡山県	東備消防組合	■				
岡山県	岡山県西部地区養護老人ホーム組合	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岡山県	備南競艇事業組合	■	2020			
岡山県	美作養護老人ホーム組合	■	2020			
岡山県	柵原、吉井、英田火葬場施設組合	○		2018	5	第2次 柵原、吉井、英田火葬場施設組合 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡山県	柵原吉井特別養護老人ホーム組合	■	2019			
岡山県	岡山県広域水道企業団	■				
岡山県	井笠地区農業共済事務組合	○		2017	13	第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	津山広域事務組合	■				
岡山県	勝英農業共済事務組合	○	2020	2016	5	勝央町第3次地球温暖化対策実行計画
岡山県	東備農業共済事務組合	○	2022	2017	5	第2次地球温暖化対策実行計画
岡山県	倉敷地区農業共済事務組合	■				
岡山県	高梁地域事務組合	△		2002	5	高橋地域事務組合地球温暖化対策実行計画
岡山県	津山地区農業共済事務組合	■				
岡山県	岡山県市町村総合事務組合	■				
岡山県	岡山県後期高齢者医療広域連合	■	2019			
岡山県	津山圏域資源循環施設組合	■				
広島県	世羅中央病院企業団	■				
広島県	安芸地区衛生施設管理組合	■	2019			
広島県	甲世衛生組合	■				
広島県	広島県海田高等学校財産組合	未回答				
広島県	広島県市町総合事務組合	△		1999	5	不明
広島県	宮島競艇施行組合	○		2016	5	宮島競艇施行組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
広島県	備北地区消防組合	△	2019	2006	5	備北地区消防広域行政組合地球温暖化対策実行計画
広島県	三原広域市町村圏事務組合	△		2011	5	三原市役所地球温暖化対策実行計画
広島県	世羅三原斎場組合	■				
広島県	福山地区消防組合	○	2021	2016	5	福山地区消防組合地球温暖化対策実行計画(第4期)
広島県	芸北広域環境施設組合	■	2018			
広島県	広島中部台地土地改良施設管理組合	■				
広島県	広島県後期高齢者医療広域連合	○		2016	5	広島県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
広島県	広島中央環境衛生組合	■	2021			
山口県	周南地区福祉施設組合	○		2016	5	周南地区福祉施設組合エコ・オフィス実践プラン
山口県	養護老人ホーム秋楽園組合	○		2018	1	環境保全・地球温暖化防止実行計画
山口県	玖珂地方老人福祉施設組合	■				
山口県	玖西環境衛生組合	■				
山口県	周東環境衛生組合	■				
山口県	田布施・平生水道企業団	■				
山口県	熊南総合事務組合	■				
山口県	周南地区衛生施設組合	■				
山口県	柳井地区広域消防組合	○		2016	5	柳井地区広域消防組合地球温暖化対策実行計画
山口県	光地区消防組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山口県	岩国地区消防組合	○		2018	5	岩国地区消防組合地球温暖化対策実行計画
山口県	周陽環境整備組合	■				
山口県	周南東部環境施設組合	■				
山口県	柳井地域広域水道企業団	■				
山口県	宇部・阿知須公共下水道組合	■				
山口県	山口県市町総合事務組合	■				
山口県	山口県後期高齢者医療広域連合	■				
山口県	萩・長門清掃一部事務組合	○	2021	2016	5	萩・長門清掃一部事務組合 地球温暖化対策実行計画
山口県	宇部・山陽小野田消防組合	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画
徳島県	西阿老人ホーム組合	△	2018	2000	5	西阿老人ホーム組合地球温暖化対策実行計画
徳島県	海部老人ホーム町村組合	■				
徳島県	老人ホーム福寿荘組合	■				
徳島県	美馬西部共立火葬場組合	■	2019			
徳島県	吉野川環境整備組合	○	2018	2017	33	地球温暖化対策の推進
徳島県	海部郡衛生処理事務組合	△	2019	2001	5	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画
徳島県	阿北火葬場管理組合	■	2019			
徳島県	阿北環境整備組合	■	2019			
徳島県	美馬環境整備組合	○		2016	5	美馬環境整備組合地球温暖化対策実行計画 平成 28 年度～平成 32 年度
徳島県	三好東部火葬場管理組合	■				
徳島県	徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合	■				
徳島県	美馬西部消防組合	■				
徳島県	松茂町ほか二町競艇事業組合	未回答				
徳島県	美馬西部学校給食センター組合	■	2019			
徳島県	美馬西部特別養護老人ホーム組合	■	2019			
徳島県	板野東部消防組合	■	2019			
徳島県	板野東部青少年育成センター組合	■				
徳島県	美馬地区広域行政組合	△		2001	5	美馬地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画
徳島県	阿北特別養護老人ホーム組合	■	2019			
徳島県	板野西部消防組合	○		2017	5	板野西部消防組合地球温暖化対策実行計画
徳島県	小松島市外三町村衛生組合	■				
徳島県	中央広域環境施設組合	○	2020	2015	5	地球温暖化対策実行計画
徳島県	海部郡特別養護老人ホーム事務組合	■				
徳島県	名西消防組合	○	2021	2016	5	名西消防組合地球温暖化対策実行計画
徳島県	徳島県市町村総合事務組合	■				
徳島県	板野西部青少年補導センター組合	■				
徳島県	那賀川北岸地域湛水防除施設組合	■				
徳島県	海部消防組合	■				
徳島県	徳島中央広域連合	■				
徳島県	みよし広域連合	△		2010	5	地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
徳島県	徳島県後期高齢者医療広域連合	■	2018			
香川県	まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合	■				
香川県	まんのう町外三ヶ市町山林組合	■				
香川県	まんのう町外三ヶ市町(七箇地区)山林組合	■				
香川県	伝法川防災溜池事業組合	■				
香川県	三豊総合病院企業団	■	2020			
香川県	香川県三豊市観音寺市学校組合	■				
香川県	香川県市町総合事務組合	■				
香川県	香川県中部広域競艇事業組合	■	2019			
香川県	仲多度南部消防組合	■				
香川県	大川広域行政組合	△	2018	2012	29	第1次大川広域行政組合地球温暖化対策実行計画
香川県	さぬき市・三木町山林組合	■				
香川県	東かがわ市外一市一町組合	■				
香川県	三観広域行政組合	■				
香川県	小豆地区広域行政事務組合	■	2019			
香川県	中讃広域行政事務組合	■	2018			
香川県	坂出、宇多津広域行政事務組合	■				
香川県	香川県東部清掃施設組合	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画書
香川県	三木・長尾葬斎組合	■				
香川県	香川県後期高齢者医療広域連合	○		2016	5	香川県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画
香川県	小豆島中央病院企業団	■	2019			
香川県	香川県広域水道企業団	■				
愛媛県	松山衛生事務組合	○	2019	2015	5	第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編))
愛媛県	愛媛県市町総合事務組合	■				
愛媛県	松山市、東温市共有山林組合	■				
愛媛県	松山養護老人ホーム事務組合	○	2019	2015	5	第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編))
愛媛県	伊予市松前町共立衛生組合	■				
愛媛県	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	■				
愛媛県	大洲・喜多衛生事務組合	■	2019			
愛媛県	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合	■				
愛媛県	八幡浜地区施設事務組合	■				
愛媛県	伊予地区ごみ処理施設管理組合	○		2018	5	伊予地区ごみ処理施設管理組合地球温暖化対策実行計画
愛媛県	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	■				
愛媛県	伊予消防等事務組合	■				
愛媛県	南予水道企業団	○		2017	5	南予水道企業団地球温暖化対策実行計画
愛媛県	宇和島地区広域事務組合	○	2021	2017	14	宇和島地区広域事務組合温暖化対策実行計画
愛媛県	伊予市外二町共有物組合	■				
愛媛県	津島水道企業団	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
愛媛県	大洲地区広域消防事務組合	■				
愛媛県	松山広域福祉施設事務組合	○	2019	2015	5	第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編))
愛媛県	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合	■				
愛媛県	愛媛地方税滞納整理機構	■				
愛媛県	愛媛県後期高齢者医療広域連合	○	2019	2015	5	第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編))
高知県	香美郡殖林組合	■				
高知県	香南香美衛生組合	■				
高知県	仁淀川下流衛生事務組合	■				
高知県	高吾北広域町村事務組合	○		2016	5	高吾北広域町村事務組合地球温暖化対策推進実行計画
高知県	香南斎場組合	■	2020			
高知県	香南香美老人ホーム組合	■	2018			
高知県	日高村佐川町学校組合	■				
高知県	高知県競馬組合	■				
高知県	香南清掃組合	○		2018	5	香南清掃組合地球温暖化実行計画
高知県	幡多広域市町村圏事務組合	■	2020			
高知県	高幡消防組合	■	2019			
高知県	幡多中央環境施設組合	■				
高知県	津野山養護老人ホーム組合	○	2022	2017	5	
高知県	高陵特別養護老人ホーム組合	■				
高知県	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	○	2019	2017	5	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合地球温暖化対策実行計画
高知県	津野山広域事務組合	■				
高知県	高幡東部清掃組合	■				
高知県	芸東衛生組合	■				
高知県	仁淀消防組合	■				
高知県	幡多中央消防組合	○	2018	2018	12	
高知県	高幡西部特別養護老人ホーム組合	■				
高知県	幡多西部消防組合	■				
高知県	高知県広域食肉センター事務組合	■				
高知県	嶺北広域行政事務組合	■	2019			
高知県	高幡障害者支援施設組合	■				
高知県	安芸広域市町村圏事務組合	■				
高知県	高幡広域市町村圏事務組合	■				
高知県	仁淀川広域市町村圏事務組合	■				
高知県	中芸広域連合	■				
高知県	高知県・高知市病院企業団	■				
高知県	高知中央西部焼却処理事務組合	■				
高知県	こうち人づくり広域連合	■				
高知県	高知県市町村総合事務組合	■	2018			
高知県	高知県後期高齢者医療広域連合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
高知県	南国・香南・香美租税債権管理機構	■				
福岡県	粕屋郡粕屋町外1市水利組合	■				
福岡県	直方市・北九州市岡森用水組合	■				
福岡県	柳川みやま土木組合	■				
福岡県	花宗太田土木組合	■				
福岡県	花宗用水組合	■				
福岡県	山の井用水組合	■				
福岡県	福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合	■				
福岡県	堀川水利組合	■				
福岡県	上毛町外一市一町矢方池土木組合	■				
福岡県	公立八女総合病院企業団	■				
福岡県	吉富町外1町環境衛生事務組合	■	2018			
福岡県	浮羽老人ホーム組合	■				
福岡県	東山老人ホーム組合	■				
福岡県	玄界環境組合	■				
福岡県	大川柳川衛生組合	○	2018	2008	10	地球温暖化防止実行計画
福岡県	うきは久留米環境施設組合	○	2019	2015	5	耳納クリーンステーション 地球温暖化対策実行計画 事務事業編
福岡県	両筑衛生施設組合	■				
福岡県	飯塚市・桂川町衛生施設組合	■				
福岡県	吉富町外一市中学校組合	■				
福岡県	久留米市外三市町高等学校組合	■				
福岡県	古賀高等学校組合	△		2002	5	
福岡県	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	■				
福岡県	福岡県市町村職員退職手当組合	■				
福岡県	福岡県自治会館管理組合	■				
福岡県	糟屋郡自治会館組合	■				
福岡県	筑紫自治振興組合	■				
福岡県	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合	■				
福岡県	豊前市外二町財産組合	■				
福岡県	八女地区消防組合	△		2009	3	八女地区消防組合地球温暖化対策実行計画
福岡県	中間市行橋市競艇組合	■				
福岡県	筑紫野太宰府消防組合	△		2006	5	筑紫野太宰府消防組合地球温暖化対策実行計画
福岡県	飯塚地区消防組合	○	2022	2017	5	飯塚地区消防組合地球温暖化対策実行計画書
福岡県	春日・大野城・那珂川消防組合	○		2018	1	エコ・オフィス推進事業計画
福岡県	福岡県田川地区消防組合	○		2015	5	福岡県田川地区消防組合地球温暖化対策実行計画
福岡県	北筑昇華苑組合	△		2002	5	
福岡県	久留米広域市町村圏事務組合	○	2020	2015	5	久留米広域市町村圏事務組合第1次地球温暖化対策 実行計画
福岡県	京築広域市町村圏事務組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福岡県	宮若市外二町じん芥処理施設組合	■				
福岡県	八女西部広域事務組合	■				
福岡県	築上郡自治会館等資産管理組合	■				
福岡県	山神水道企業団	○	2019	2017	5	地球温暖化対策実行計画
福岡県	福岡県南広域水道企業団	○	2020	2015	5	第3次福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画
福岡県	直方・鞍手広域市町村圏事務組合	■	2020			
福岡県	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	■				
福岡県	田川郡東部環境衛生施設組合	■				
福岡県	粕屋南部消防組合	△		2014	13	粕屋南部消防組合環境保全実行計画
福岡県	ふくおか県央環境施設組合	■				
福岡県	福岡地区水道企業団	△	2018	2010	3	福岡地区水道企業団環境保全計画
福岡県	田川地区斎場組合	△		2013	5	
福岡県	宗像地区事務組合	△		2014	5	宗像地区事務組合地球温暖化対策実行計画
福岡県	三井水道企業団	■				
福岡県	豊前市外二町清掃施設組合	■				
福岡県	春日那珂川水道企業団	△		2006	5	春日那珂川水道企業団 地球温暖化対策実行計画
福岡県	行橋市・みやこ町清掃施設組合	■	2019			
福岡県	大野城太宰府環境施設組合	△	2020	2010	5	大野城太宰府環境施設組合地球温暖化対策実行計画
福岡県	甘木・朝倉・三井環境施設組合	■				
福岡県	粕屋北部消防組合	△	2019	2002	5	粕屋北部消防組合環境保全実施計画
福岡県	有明生活環境施設組合	■				
福岡県	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	○		2016	5	須恵町外二ヶ町清掃施設組合 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福岡県	遠賀・中間地域広域行政事務組合	■	2019			
福岡県	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	○	2020	2015	5	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合環境にやさしい行動計画/パートⅣ
福岡県	福岡県自治振興組合	■				
福岡県	春日大野城衛生施設組合	■				
福岡県	田川地区清掃施設組合	■				
福岡県	大牟田・荒尾清掃施設組合	■				
福岡県	筑慈苑施設組合	○		2015	5	筑慈苑施設組合地球温暖化対策実行計画
福岡県	八女中部衛生施設事務組合	■	2019			
福岡県	田川地区水道企業団	■				
福岡県	京築地区水道企業団	■				
福岡県	福岡都市圏広域行政事業組合	■				
福岡県	宇美町・志免町衛生施設組合	■				
福岡県	福岡県介護保険広域連合	■				
福岡県	福岡都市圏南部環境事業組合	■				
福岡県	福岡県後期高齢者医療広域連合	△	2018	2008	5	福岡県後期高齢者医療広域環境保全実行計画
福岡県	下田川清掃施設組合	■				
佐賀県	西佐賀水道企業団	■	2018			
佐賀県	天山地区共同衛生処理場組合	■	2020			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
佐賀県	杵東地区衛生処理場組合	■				
佐賀県	鹿島・藤津地区衛生施設組合	■				
佐賀県	佐賀県競馬組合	■				
佐賀県	有田磁石場組合	■				
佐賀県	杵藤地区広域市町村圏組合	○	2020	2015	5	地球温暖化防止率先行動計画
佐賀県	鳥栖・三養基地区消防事務組合	■				
佐賀県	杵島工業用水道企業団	○	2020	2015	5	第二次 杵島工業用水道企業団 地球温暖化対策実行計画
佐賀県	天山地区共同斎場組合	■				
佐賀県	伊万里・有田地区医療福祉組合	■				
佐賀県	佐賀東部水道企業団	○		2017	5	地球温暖化対策実行計画(第4版)
佐賀県	脊振共同塵芥処理組合	■				
佐賀県	鳥栖地区広域市町村圏組合	■				
佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	○	2021	2017	5	地球温暖化対策実行計画(第4次)
佐賀県	伊万里・有田地区衛生組合	■				
佐賀県	三養基西部葬祭組合	■				
佐賀県	佐賀中部広域連合	■	2019			
佐賀県	三神地区環境事務組合	■				
佐賀県	鳥栖・三養基西部環境施設組合	■				
佐賀県	佐賀県後期高齢者医療広域連合	■				
佐賀県	佐賀県市町総合事務組合	■				
佐賀県	佐賀県西部広域環境組合	■				
佐賀県	伊万里・有田消防組合	○	2022	2017	5	伊万里・有田消防組合地球温暖化対策実行計画
佐賀県	天山地区共同環境組合	■				
佐賀県	神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合	■	2020			
佐賀県	佐賀県東部環境施設組合	■				
長崎県	東彼地区保健福祉組合	○	2019	2014	5	東彼地区保健福祉組合の事務・事業に係る温暖化対策実行計画
長崎県	県央地域広域市町村圏組合	△	2018	2002	5	地球温暖化対策実行計画
長崎県	島原地域広域市町村圏組合	○	2020	2016	5	地球温暖化対策の推進に係る実行計画(第四次計画)
長崎県	有明海自動車航送船組合	△	2019	2012	5	有明海自動車航送船組合地球温暖化防止対策実行計画
長崎県	雲仙・南島原保健組合	△		2006	6	雲仙・南島原保健組合地球温暖化対策実行計画
長崎県	長崎県市町村総合事務組合	■	2019			
長崎県	県央県南広域環境組合	○	2020	2016	5	第2期県央県南広域環境組合 地球温暖化防止実行計画
長崎県	北松北部環境組合	○		2017	5	北松北部環境組合の事務及び事業にかかる温暖化対策実行計画(第5期)
長崎県	長崎県後期高齢者医療広域連合	■				
長崎県	長与・時津環境施設組合	■	2020			
長崎県	長崎県病院企業団	○		2018	3	温室効果ガス排出削減計画書
熊本県	熊本県市町村総合事務組合	○	2020	2015	5	熊本県市町村総合事務組合地球温暖化対策実行計画第3期計画(平成27年度～平成31年度)
熊本県	地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合	■	2021			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
熊本県	菊池養生園保健組合	△	2020	2002	5	地球温暖化防止に向けた実行計画
熊本県	小国町外一ヶ町公立病院組合	■				
熊本県	球磨郡公立多良木病院企業団	△		2003	5	
熊本県	菊池環境保全組合	△		2008	5	地球温暖化防止実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく実行計画)
熊本県	御船地区衛生施設組合	△		2004	3	地球温暖化防止実行計画書<改定・平成16年2月>
熊本県	大津菊陽水道企業団	○	2018	2018	5	大津菊陽水道企業団地球温暖化防止実行計画
熊本県	大津町西原村原野組合	■				
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	未回答				
熊本県	上天草衛生施設組合	△	2021	2017	5	上天草衛生施設組合地球温暖化対策実行計画実行計画
熊本県	御船町甲佐町衛生施設組合	○	2023	2018	5	御船町甲佐町衛生施設組合 地球温暖化対策実行計画
熊本県	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	△	2019	2002	5	
熊本県	山鹿植木広域行政事務組合	△	2018	2001	5	地球温暖化対策の推進に係る実行計画
熊本県	人吉下球磨消防組合	■	2019			
熊本県	上益城消防組合	○		2018	5	上益城消防組合地球温暖化防止対策実行計画
熊本県	上球磨消防組合	△	2020	2001	5	上球磨消防組合地域温暖化対策実行計画
熊本県	八代広域行政事務組合	■				
熊本県	八代生活環境事務組合	■	2019			
熊本県	阿蘇広域行政事務組合	○	2018	2015	3	第4次阿蘇広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
熊本県	人吉球磨広域行政組合	○	2023	2018	5	人吉球磨広域行政組合地球温暖化対策実行計画書
熊本県	有明広域行政事務組合	○	2021	2017	5	第4次地球温暖化対策実行計画
熊本県	水俣芦北広域行政事務組合	■				
熊本県	上天草・宇城水道企業団	■	2019			
熊本県	宇城広域連合	○	2020	2016	5	第1次宇城広域連合地球温暖化対策実行計画
熊本県	菊池広域連合	■	2023			
熊本県	上益城広域連合	○		2017	5	第2次上益城広域連合地球温暖化対策実行計画
熊本県	天草広域連合	○	2027	2012	5	省エネタイプの照明器具・機器への更新及び室内温度設定管理・必要箇所以外の照明器具使用禁止
熊本県	熊本県後期高齢者医療広域連合	■	2019			
大分県	大分県退職手当組合	■				
大分県	大分県消防補償等組合	■				
大分県	大分県交通災害共済組合	■				
大分県	由布大分環境衛生組合	△		2010	5	由布市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
大分県	杵築速見環境浄化組合	■				
大分県	別杵速見地域広域市町村圏事務組合	■				
大分県	杵築速見消防組合	■				
大分県	大分県市町村会館管理組合	■				
大分県	臼津広域連合	■				
大分県	大分県後期高齢者医療広域連合	■				
大分県	日田玖珠広域消防組合	■	2018			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
大分県	玖珠九重行政事務組合	■				
大分県	宇佐・高田・国東広域事務組合	■				
宮崎県	高鍋・木城衛生組合	○		2018	5	第三次霧島市地球温暖化対策実行計画
宮崎県	川南・都農衛生組合	○		2017	6	川南、都農衛生組合地球温暖化対策実行計画
宮崎県	宮崎県中部地区衛生組合	■				
宮崎県	宮崎県北部広域行政事務組合	■				
宮崎県	西臼杵広域行政事務組合	■				
宮崎県	宮崎県東児湯消防組合	○	2022	2017	5	宮崎県東児湯消防組合地球温暖化対策実行計画
宮崎県	西諸広域行政事務組合	○		2017	5	西諸広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
宮崎県	入郷地区衛生組合	■				
宮崎県	日南串間広域不燃物処理組合	■	2018			
宮崎県	西都児湯環境整備事務組合	■	2018			
宮崎県	霧島美化センター事務組合	■				
宮崎県	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	■	2019			
宮崎県	宮崎県市町村総合事務組合	■				
宮崎県	日向東臼杵広域連合	■	2018			
宮崎県	宮崎県後期高齢者医療広域連合	○		2017	6	宮崎県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策計画【地方公共団体実行計画(事務事業編)】
鹿児島県	鹿児島県市町村総合事務組合	■				
鹿児島県	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	■				
鹿児島県	南薩地区衛生管理組合	○		2016	5	枕崎市等第3次地区有温暖化対策実行計画
鹿児島県	沖永良部バス企業団	■	2019			
鹿児島県	指宿南九州消防組合	■	2018			
鹿児島県	指宿広域市町村圏組合	■				
鹿児島県	曾於北部衛生処理組合	■				
鹿児島県	南大隅衛生管理組合	■				
鹿児島県	中南衛生管理組合	■				
鹿児島県	大島地区衛生組合	■				
鹿児島県	阿久根地区消防組合	○		2018	5	第三次霧島市地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	伊佐湧水消防組合	■				
鹿児島県	沖永良部衛生管理組合	○	2020	2019	35	
鹿児島県	大口地方卸売市場管理組合	■				
鹿児島県	伊佐北始良環境管理組合	■				
鹿児島県	大隅曾於地区消防組合	■	2019			
鹿児島県	大隅肝属地区消防組合	■	2019			
鹿児島県	伊佐北始良火葬場管理組合	■				
鹿児島県	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	■				
鹿児島県	沖永良部与論地区広域事務組合	○	2020	2015	5	沖永良部与論地区広域事務組合地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	北薩広域行政事務組合	△	2019	2012	5	地球温暖化防止活動実行計画
鹿児島県	徳之島地区消防組合	■	2021			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
鹿児島県	曾於南部厚生事務組合	■				
鹿児島県	熊毛地区消防組合	■	2019			
鹿児島県	大島地区消防組合	■	2020			
鹿児島県	奄美群島広域事務組合	■				
鹿児島県	大島農業共済事務組合	■				
鹿児島県	南薩介護保険事務組合	○		2016	4	南薩介護保険事務組合地球温暖化防止実行計画
鹿児島県	姶良・伊佐地区介護保険組合	○		2018	5	第三次霧島市地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	曾於地区介護保険組合	■	2019			
鹿児島県	種子島地区広域事務組合	■				
鹿児島県	徳之島地区介護保険組合	○		2017	5	徳之島地区介護保険組合 地球温暖化防止計画
鹿児島県	奄美大島地区介護保険一部事務組合	■				
鹿児島県	大隅肝属広域事務組合	○		2018	12	大隅肝属広域事務組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
鹿児島県	徳之島愛ランド広域連合	■				
鹿児島県	公立種子島病院組合	■				
鹿児島県	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	■	2018			
鹿児島県	種子島産婦人科医院組合	■				
沖縄県	南部水道企業団	■	2019			
沖縄県	倉浜衛生施設組合	■	2020			
沖縄県	沖縄県市町村自治会館管理組合	■				
沖縄県	本部町今帰仁村清掃施設組合	○		2016	5	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
沖縄県	本部町今帰仁村消防組合	■	2018			
沖縄県	沖縄県市町村総合事務組合	■				
沖縄県	島尻消防組合	未回答				
沖縄県	東部消防組合	■	2019			
沖縄県	中城村北中城村清掃事務組合	■	2019			
沖縄県	中部衛生施設組合	■	2019			
沖縄県	中城北中城消防組合	△		2004	5	中城北中城消防組合地球温暖化対策実行計画
沖縄県	金武地区消防衛生組合	■	2019			
沖縄県	国頭地区行政事務組合	■	2018			
沖縄県	南部広域行政組合	■	2018			
沖縄県	沖縄県町村交通災害共済組合	■				
沖縄県	中部広域市町村圏事務組合	■				
沖縄県	八重山広域市町村圏事務組合	■				
沖縄県	南部広域市町村圏事務組合	■				
沖縄県	北部広域市町村圏事務組合	■				
沖縄県	比謝川行政事務組合	■	2018			
沖縄県	中部北環境施設組合	■	2019			
沖縄県	沖縄県離島医療組合	■				
沖縄県	那覇市・南風原町環境施設組合	■				
沖縄県	那覇港管理組合	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
沖縄県	沖縄県介護保険広域連合	■	2020			
沖縄県	沖縄県後期高齢者医療広域連合	■				

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）

※色つきは策定義務のある団体

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	北海道	○	2021	2014	7	北海道地球温暖化対策推進計画
北海道	札幌市	○	2019	2014	16	札幌市温暖化対策推進計画
北海道	函館市	○	2020	2010	10	函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	小樽市	■				
北海道	旭川市	○		2015	12	旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	室蘭市	■				
北海道	釧路市	○	2021	2010	10	釧路市地球温暖化対策地域推進計画
北海道	帯広市	■	2019			
北海道	北見市	■				
北海道	夕張市	■				
北海道	岩見沢市	■				
北海道	網走市	■				
北海道	留萌市	■				
北海道	苫小牧市	○	2027	2017	10	苫小牧市第3次環境基本計画
北海道	稚内市	○	2021	2011	10	稚内市地球温暖化対策実行計画
北海道	美瑛市	■				
北海道	芦別市	■				
北海道	江別市	■				
北海道	赤平市	■				
北海道	紋別市	■				
北海道	士別市	■				
北海道	名寄市	■				
北海道	三笠市	■				
北海道	根室市	■				
北海道	千歳市	■	2021			
北海道	滝川市	■				
北海道	砂川市	■				
北海道	歌志内市	■				
北海道	深川市	■				
北海道	富良野市	○		2010	10	富良野市地球温暖化対策実行計画
北海道	登別市	○		2016	14	登別市温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	恵庭市	○	2020	2016	5	恵庭市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	伊達市	■				
北海道	北広島市	○	2021	2014	5	北広島市地球温暖化対策実行計画
北海道	石狩市	○	2020	2004	16	石狩市地球温暖化対策推進計画
北海道	北斗市	■				
北海道	当別町	■				
北海道	新篠津村	■				
北海道	松前町	△		2016	5	松前町地球温暖化対策実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	福島町	■				
北海道	知内町	■				
北海道	木古内町	■				
北海道	七飯町	■				
北海道	鹿部町	■				
北海道	森町	■				
北海道	八雲町	■				
北海道	長万部町	■				
北海道	江差町	■				
北海道	上ノ国町	■				
北海道	厚沢部町	■				
北海道	乙部町	■				
北海道	奥尻町	■				
北海道	今金町	■				
北海道	せたな町	■				
北海道	島牧村	■				
北海道	寿都町	■				
北海道	黒松内町	■	2019			
北海道	蘭越町	■				
北海道	二セコ町	○	2019	2011	39	二セコ町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	真狩村	■				
北海道	留寿都村	■				
北海道	喜茂別町	○		2015	5	喜茂別町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	京極町	■				
北海道	倶知安町	△		2007	5	倶知安町地球温暖化対策地域推進計画
北海道	共和町	■				
北海道	岩内町	■				
北海道	泊村	■				
北海道	神恵内村	■				
北海道	積丹町	○		2016	5	第2次積丹町地球温暖化対策実行計画
北海道	古平町	■				
北海道	仁木町	■				
北海道	余市町	■				
北海道	赤井川村	■				
北海道	南幌町	■				
北海道	奈井江町	■				
北海道	上砂川町	■				
北海道	由仁町	■				
北海道	長沼町	△		2012	5	長沼町地球温暖化対策実行計画
北海道	栗山町	■	2020			
北海道	月形町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	浦臼町	■				
北海道	新十津川町	■				
北海道	妹背牛町	■				
北海道	秩父別町	■				
北海道	雨竜町	■				
北海道	北竜町	■				
北海道	沼田町	■				
北海道	鷹栖町	■				
北海道	東神楽町	■				
北海道	当麻町	■				
北海道	比布町	■				
北海道	愛別町	■				
北海道	上川町	■				
北海道	東川町	■				
北海道	美瑛町	■				
北海道	上富良野町	○	2018	2010	11	上富良野町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	中富良野町	■				
北海道	南富良野町	■	2018			
北海道	占冠村	■				
北海道	和寒町	■				
北海道	剣淵町	■				
北海道	下川町	■				
北海道	美深町	■	2019			
北海道	音威子府村	■				
北海道	中川町	■				
北海道	幌加内町	■				
北海道	増毛町	■				
北海道	小平町	■				
北海道	苫前町	■				
北海道	羽幌町	■				
北海道	初山別村	■				
北海道	遠別町	△		2007	5	遠別町地球温暖化対策実行計画
北海道	天塩町	■				
北海道	猿払村	○	2021	2016	8	猿払村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	浜頓別町	■				
北海道	中頓別町	■				
北海道	枝幸町	■	2019			
北海道	豊富町	■				
北海道	礼文町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	利尻町	■				
北海道	利尻富士町	■				
北海道	幌延町	△		2007	5	幌延町地球温暖化対策実行計画
北海道	美幌町	■				
北海道	津別町	■				
北海道	斜里町	■				
北海道	清里町	■				
北海道	小清水町	■				
北海道	訓子府町	■				
北海道	置戸町	■				
北海道	佐呂間町	■				
北海道	遠軽町	■				
北海道	湧別町	■				
北海道	滝上町	■				
北海道	興部町	■				
北海道	西興部村	■				
北海道	雄武町	■				
北海道	大空町	■				
北海道	豊浦町	△		2008	10	豊浦町地球温暖化対策地域推進計画
北海道	壮瞥町	■				
北海道	白老町	■				
北海道	厚真町	未回答				
北海道	洞爺湖町	■				
北海道	安平町	未回答				
北海道	むかわ町	■				
北海道	日高町	■				
北海道	平取町	■				
北海道	新冠町	■				
北海道	浦河町	■				
北海道	様似町	■				
北海道	えりも町	■				
北海道	新ひだか町	■				
北海道	音更町	■				
北海道	士幌町	■				
北海道	上士幌町	■				
北海道	鹿追町	△		2008	5	鹿追町地域新エネルギービジョン
北海道	新得町	■				
北海道	清水町	△	2019	2014	5	
北海道	芽室町	■				
北海道	中札内村	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
北海道	更別村	■				
北海道	大樹町	■				
北海道	広尾町	■				
北海道	幕別町	■				
北海道	池田町	■				
北海道	豊頃町	△		2008	5	豊頃町地球温暖化対策実行計画
北海道	本別町	■				
北海道	足寄町	■				
北海道	陸別町	■				
北海道	浦幌町	■				
北海道	釧路町	■				
北海道	厚岸町	■	2019			
北海道	浜中町	■				
北海道	標茶町	■				
北海道	弟子屈町	○		2014	6	弟子屈町温暖化対策実行計画(区域施策編)
北海道	鶴居村	■	2019			
北海道	白糠町	■				
北海道	別海町	■				
北海道	中標津町	■				
北海道	標津町	■				
北海道	羅臼町	■				
青森県	青森県	○		2017	13	青森県地球温暖化対策推進計画
青森県	青森市	○		2017	13	青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
青森県	弘前市	○	2020	2016	8	弘前市地域エネルギービジョン 弘前型スマートシティ構想における再生可能エネルギー導入編兼弘前市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
青森県	八戸市	△	2019	2009	5	新うみねこプラン「地球温暖化対策地方公共団体実行計画 区域施策編」
青森県	黒石市	■				
青森県	五所川原市	■				
青森県	十和田市	■				
青森県	三沢市	■				
青森県	むつ市	■				
青森県	つがる市	■				
青森県	平川市	■				
青森県	平内町	■				
青森県	今別町	■				
青森県	蓬田村	△	2019	2003	5	蓬田村地球温暖化対策実行計画
青森県	外ヶ浜町	○		2015	5	外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画(第二期)
青森県	鯺ヶ沢町	■				
青森県	深浦町	■				
青森県	西目屋村	■	2019			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
青森県	藤崎町	■				
青森県	大鰐町	■				
青森県	田舎館村	■				
青森県	板柳町	■				
青森県	鶴田町	■				
青森県	中泊町	■	2020			
青森県	野辺地町	■				
青森県	七戸町	■				
青森県	六戸町	■				
青森県	横浜町	■				
青森県	東北町	■	2020			
青森県	六ヶ所村	■				
青森県	おいらせ町	■				
青森県	大間町	■				
青森県	東通村	■	2020			
青森県	風間浦村	■				
青森県	佐井村	△	2018	2013	5	第1次佐井村地球温暖化対策実行計画
青森県	三戸町	■				
青森県	五戸町	■				
青森県	田子町	■				
青森県	南部町	■				
青森県	階上町	■				
青森県	新郷村	■				
岩手県	岩手県	○	2020	2015	10	岩手県地球温暖化対策実行計画
岩手県	盛岡市	○	2020	2017	13	盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岩手県	宮古市	△		2008	20	宮古市地球温暖化対策地域推進計画
岩手県	大船渡市	■				
岩手県	花巻市	■				
岩手県	北上市	■				
岩手県	久慈市	○	2020	2015	5	久慈市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岩手県	遠野市	■				
岩手県	一関市	■				
岩手県	陸前高田市	■				
岩手県	釜石市	■				
岩手県	二戸市	■				
岩手県	八幡平市	○		2017	13	八幡平市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岩手県	奥州市	■				
岩手県	滝沢市	○	2022	2013	10	未来へのシグナル～滝沢市第2次環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む)～
岩手県	雫石町	■	2022			
岩手県	葛巻町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岩手県	岩手町	■				
岩手県	紫波町	■				
岩手県	矢巾町	■				
岩手県	西和賀町	■	2020			
岩手県	金ヶ崎町	■				
岩手県	平泉町	■				
岩手県	住田町	■				
岩手県	大槌町	■				
岩手県	山田町	■				
岩手県	岩泉町	■				
岩手県	田野畑村	■				
岩手県	普代村	■				
岩手県	軽米町	■				
岩手県	野田村	■				
岩手県	九戸村	■				
岩手県	洋野町	■				
岩手県	一戸町	■				
宮城県	宮城県	○	2018	2013	7	宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
宮城県	仙台市	○	2020	2015	5	仙台市地球温暖化対策推進計画
宮城県	石巻市	■				
宮城県	塩竈市	■				
宮城県	気仙沼市	■				
宮城県	白石市	■				
宮城県	名取市	■				
宮城県	角田市	■				
宮城県	多賀城市	■				
宮城県	岩沼市	■				
宮城県	登米市	■				
宮城県	栗原市	■				
宮城県	東松島市	■	2020			
宮城県	大崎市	○		2017	13	大崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
宮城県	富谷市	■				
宮城県	蔵王町	■				
宮城県	七ヶ宿町	■				
宮城県	大河原町	■				
宮城県	村田町	■				
宮城県	柴田町	■				
宮城県	川崎町	■				
宮城県	丸森町	■				
宮城県	亘理町	■				
宮城県	山元町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
宮城県	松島町	■				
宮城県	七ヶ浜町	■				
宮城県	利府町	■				
宮城県	大和町	■				
宮城県	大郷町	■				
宮城県	大衡村	■				
宮城県	色麻町	■				
宮城県	加美町	■				
宮城県	涌谷町	■				
宮城県	美里町	■				
宮城県	女川町	■				
宮城県	南三陸町	■				
秋田県	秋田県	○		2016	14	第2次秋田県地球温暖化対策推進計画
秋田県	秋田市	○	2020	2015	35	秋田市地球温暖化対策実行計画
秋田県	能代市	■				
秋田県	横手市	■				
秋田県	大館市	■				
秋田県	男鹿市	○		2016	10	男鹿市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
秋田県	湯沢市	■				
秋田県	鹿角市	■				
秋田県	由利本荘市	■				
秋田県	潟上市	△	2021	2017	5	潟上市地球温暖化防止実行計画
秋田県	大仙市	■				
秋田県	北秋田市	■				
秋田県	にかほ市	■				
秋田県	仙北市	■				
秋田県	小坂町	■				
秋田県	上小阿仁村	■				
秋田県	藤里町	■				
秋田県	三種町	■				
秋田県	八峰町	■				
秋田県	五城目町	■				
秋田県	八郎潟町	■				
秋田県	井川町	■				
秋田県	大潟村	■				
秋田県	美郷町	■				
秋田県	羽後町	■				
秋田県	東成瀬村	■				
山形県	山形県	○		2016	4	山形県地球温暖化対策実行計画
山形県	山形市	○		2017	33	山形市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山形県	米沢市	■	2018			
山形県	鶴岡市	○		2018	13	鶴岡市地球温暖化対策実行計画
山形県	酒田市	■				
山形県	新庄市	■				
山形県	寒河江市	○	2018	2014	5	寒河江市地球温暖化対策実行計画
山形県	上山市	■				
山形県	村山市	○		2009	10	村山市地球温暖化対策地域推進計画
山形県	長井市	■				
山形県	天童市	■				
山形県	東根市	■				
山形県	尾花沢市	○	2020	2011	10	尾花沢市環境基本計画
山形県	南陽市	■				
山形県	山辺町	■				
山形県	中山町	■				
山形県	河北町	■				
山形県	西川町	■				
山形県	朝日町	■				
山形県	大江町	■				
山形県	大石田町	■	2019			
山形県	金山町	■				
山形県	最上町	○		2016	34	最上町地球温暖化実行計画(区域施策編)
山形県	舟形町	■				
山形県	真室川町	■				
山形県	大蔵村	■				
山形県	鮭川村	■				
山形県	戸沢村	■				
山形県	高畠町	○	2020	2010	10	高畠町地球温暖化防止実行計画 地域推進計画
山形県	川西町	■				
山形県	小国町	■				
山形県	白鷹町	■				
山形県	飯豊町	■				
山形県	三川町	■				
山形県	庄内町	△	2020	2016	5	第3次新エネルギー総合利用計画
山形県	遊佐町	■				
福島県	福島県	○	2020	2016	8	福島県地球温暖化対策推進計画
福島県	福島市	○	2020	2010	10	福島市地球温暖化対策実行計画
福島県	会津若松市	○	2018	2013	10	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福島県	郡山市	○		2011	10	郡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福島県	いわき市	○	2020	2015	5	いわき市環境基本計画(第二次)一部改定版
福島県	白河市	■				
福島県	須賀川市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福島県	喜多方市	■				
福島県	相馬市	■	2019			
福島県	二本松市	■	2018			
福島県	田村市	■				
福島県	南相馬市	■				
福島県	伊達市	■	2020			
福島県	本宮市	■	2018			
福島県	桑折町	■	2018			
福島県	国見町	△	2019	2008	5	国見町地球温暖化対策実行計画
福島県	川俣町	■	2023			
福島県	大玉村	■	2018			
福島県	鏡石町	■				
福島県	天栄村	■				
福島県	下郷町	■				
福島県	檜枝岐村	■				
福島県	只見町	■				
福島県	南会津町	■				
福島県	北塩原村	■				
福島県	西会津町	■				
福島県	磐梯町	■	2020			
福島県	猪苗代町	■				
福島県	会津坂下町	○		2018	12	会津坂下町地球温暖化対策実行計画書
福島県	湯川村	■				
福島県	柳津町	■				
福島県	三島町	■	2019			
福島県	金山町	■				
福島県	昭和村	■				
福島県	会津美里町	■				
福島県	西郷村	■				
福島県	泉崎村	■				
福島県	中島村	■				
福島県	矢吹町	■				
福島県	棚倉町	■				
福島県	矢祭町	■				
福島県	塙町	■				
福島県	鮫川村	■				
福島県	石川町	■	2018			
福島県	玉川村	■	2020			
福島県	平田村	■				
福島県	浅川町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福島県	古殿町	■	2019			
福島県	三春町	■	2018			
福島県	小野町	■				
福島県	広野町	■				
福島県	楡葉町	■				
福島県	富岡町	■				
福島県	川内村	■				
福島県	大熊町	△		2003	5	
福島県	双葉町	■				
福島県	浪江町	■				
福島県	葛尾村	■				
福島県	新地町	■				
福島県	飯舘村	■				
茨城県	茨城県	○		2016	5	茨城県地球温暖化対策実行計画
茨城県	水戸市	○		2011	9	水戸市地球温暖化対策実行計画～みと安心未来へのコッ CO2 プラン～
茨城県	日立市	○	2022	2017	5	第3次日立市環境基本計画(含 日立市地球温暖化対策実行 計画(区域施策編))
茨城県	土浦市	○	2019	2014	5	土浦市地球温暖化防止行動計画(改訂版)
茨城県	古河市	○	2020	2015	10	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
茨城県	石岡市	■				
茨城県	結城市	■				
茨城県	龍ヶ崎市	○	2021	2016	10	龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)※龍ヶ崎市第 2次環境基本計画に含まれている。
茨城県	下妻市	■				
茨城県	常総市	■				
茨城県	常陸太田 市	○	2018	2013	5	第2次常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
茨城県	高萩市	■				
茨城県	北茨城市	○		2014	10	北茨城市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
茨城県	笠間市	■				
茨城県	取手市	○		2010	10	取手市地球温暖化対策地域推進計画
茨城県	牛久市	○	2030	2016	14	牛久市地球温暖化対策実行計画
茨城県	つくば市	○	2020	2014	5	つくば環境スタイル”SMILe”
茨城県	ひたちな か市	■				
茨城県	鹿嶋市	■				
茨城県	潮来市	■				
茨城県	守谷市	■				
茨城県	常陸大宮 市	○		2017	6	地球温暖化対策の推進
茨城県	那珂市	■				
茨城県	筑西市	■				
茨城県	坂東市	■				
茨城県	稲敷市	■	2020			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
茨城県	かすみがうら市	■				
茨城県	桜川市	■				
茨城県	神栖市	○	2019	2013	5	【改定】神栖市環境基本計画第5章地球温暖化に関する取り組み【神栖市地球温暖化対策地球推進計画】
茨城県	行方市	■				
茨城県	鉾田市	■				
茨城県	つくばみらい市	■				
茨城県	小美玉市	■				
茨城県	茨城町	○	2020	2012	8	茨城町地球温暖化実行計画
茨城県	大洗町	■				
茨城県	城里町	■				
茨城県	東海村	△		2006	5	東海村地球温暖化対策地域推進計画
茨城県	大子町	■				
茨城県	美浦村	■				
茨城県	阿見町	■				
茨城県	河内町	■				
茨城県	八千代町	■				
茨城県	五霞町	■				
茨城県	境町	■				
茨城県	利根町	■				
栃木県	栃木県	○	2020	2015	5	栃木県地球温暖化対策実行計画(2016～2020年度)
栃木県	宇都宮市	○	2020	2016	10	宇都宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
栃木県	足利市	○	2020	2015	6	足利市地球温暖化対策区域施策編～あしかが STOP 温暖化プラン～
栃木県	栃木市	■				
栃木県	佐野市	○	2030	2018	12	佐野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
栃木県	鹿沼市	○	2021	2017	5	地球温暖化対策実行計画(区域政策編)
栃木県	日光市	■				
栃木県	小山市	○	2020	2012	8	小山市地球温暖化対策地域推進計画
栃木県	真岡市	■				
栃木県	大田原市	○	2025	2015	10	大田原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】
栃木県	矢板市	■				
栃木県	那須塩原市	○	2020	2013	8	那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】
栃木県	さくら市	■				
栃木県	那須烏山市	■				
栃木県	下野市	■				
栃木県	上三川町	○		2018	32	上三川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
栃木県	益子町	■				
栃木県	茂木町	■				
栃木県	市貝町	■				
栃木県	芳賀町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
栃木県	壬生町	■				
栃木県	野木町	■				
栃木県	塩谷町	○		2017	11	塩谷町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
栃木県	高根沢町	■	2019			
栃木県	那須町	■				
栃木県	那珂川町	■				
群馬県	群馬県	○	2020	2014	10	群馬県地球温暖化対策実行計画(改定版)
群馬県	前橋市	○	2020	2012	9	前橋市地球温暖化防止実行計画
群馬県	高崎市	○	2020	2010	10	グリーン・クリーンたかさきアクションプラン
群馬県	桐生市	■				
群馬県	伊勢崎市	○	2020	2010	10	伊勢崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
群馬県	太田市	○		2017	10	太田市地球温暖化防止対策実行計画(区域施策編)
群馬県	沼田市	○	2024	2014	10	改訂沼田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)～改訂エコの実プラン～
群馬県	館林市	■				
群馬県	渋川市	■				
群馬県	藤岡市	■	2019			
群馬県	富岡市	■				
群馬県	安中市	■				
群馬県	みどり市	■				
群馬県	榛東村	■				
群馬県	吉岡町	■				
群馬県	上野村	■	2019			
群馬県	神流町	■				
群馬県	下仁田町	○	2020	2015	6	下仁田町等地球温暖化防止実行計画
群馬県	南牧村	■				
群馬県	甘楽町	■				
群馬県	中之条町	■				
群馬県	長野原町	■				
群馬県	嬬恋村	■				
群馬県	草津町	■				
群馬県	高山村	■				
群馬県	東吾妻町	■				
群馬県	片品村	△		2009	5	片品村地球温暖化対策実行計画
群馬県	川場村	■				
群馬県	昭和村	△		2001	5	昭和村役場地球温暖化対策の推進実行計画
群馬県	みなかみ町	■				
群馬県	玉村町	△	2019	2010	10	玉村町地球温暖化防止実行計画書
群馬県	板倉町	■				
群馬県	明和町	■				
群馬県	千代田町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
群馬県	大泉町	■				
群馬県	邑楽町	■				
埼玉県	埼玉県	○	2019	2014	12	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)
埼玉県	さいたま市	○	2020	2012	8	さいたま市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】
埼玉県	川越市	○		2017	13	第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
埼玉県	熊谷市	○	2020	2014	6	第2次熊谷市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	川口市	○	2022	2017	5	川口市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	行田市	■				
埼玉県	秩父市	○		2012	10	ちちぶ環境基本計画
埼玉県	所沢市	○	2018	2014	4	所沢市地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)
埼玉県	飯能市	■				
埼玉県	加須市	■				
埼玉県	本庄市	■				
埼玉県	東松山市	■				
埼玉県	春日部市	○	2027	2017	10	みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画
埼玉県	狭山市	○	2021	2016	5	狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
埼玉県	羽生市	△		2010	5	省エネ・エコオフィス実践プラン21(羽生市地球温暖化対策実行計画)
埼玉県	鴻巣市	○	2028	2018	10	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
埼玉県	深谷市	■				
埼玉県	上尾市	○	2020	2015	5	上尾市地球温暖化対策実行計画(区域政策編)
埼玉県	草加市	○	2020	2016	20	第二次草加市環境基本計画
埼玉県	越谷市	○	2020	2011	10	ストップ温暖化 エコまち”こしがや”チャレンジ2020
埼玉県	蕨市	■				
埼玉県	戸田市	○	2020	2015	5	戸田市地球温暖化対策実行計画(改訂版)
埼玉県	入間市	■				
埼玉県	朝霞市	■				
埼玉県	志木市	■		2017	4	
埼玉県	和光市	○	2021	2016	4	和光市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【改訂版】
埼玉県	新座市	○	2020	2012	8	第2次新座市地球温暖化対策地域推進計画
埼玉県	桶川市	■				
埼玉県	久喜市	○		2018	5	久喜市環境基本計画改訂版
埼玉県	北本市	■				
埼玉県	八潮市	■				
埼玉県	富士見市	○	2022	2017	5	富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
埼玉県	三郷市	■	2019			
埼玉県	蓮田市	■				
埼玉県	坂戸市	■				
埼玉県	幸手市	■				
埼玉県	鶴ヶ島市	○		2012	10	第2期鶴ヶ島市環境基本計画
埼玉県	日高市	○	2021	2016	5	日高市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
埼玉県	吉川市	■				
埼玉県	ふじみ野市	○	2022	2017	5	第2期ふじみ野市環境基本計画 前期行動計画
埼玉県	白岡市	■				
埼玉県	伊奈町	■				
埼玉県	三芳町	■				
埼玉県	毛呂山町	■				
埼玉県	越生町	■				
埼玉県	滑川町	■				
埼玉県	嵐山町	○	2023	2013	10	嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化 地域推進計画
埼玉県	小川町	○	2020	2013	12	小川町地球温暖化対策実行計画(区域・施策編)
埼玉県	川島町	■				
埼玉県	吉見町	■				
埼玉県	鳩山町	■				
埼玉県	ときがわ町	■				
埼玉県	横瀬町	■				
埼玉県	皆野町	○		2012	10	秩父地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
埼玉県	長瀨町	■				
埼玉県	小鹿野町	○		2012	10	ちちぶ地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
埼玉県	東秩父村	■				
埼玉県	美里町	■				
埼玉県	神川町	■				
埼玉県	上里町	■				
埼玉県	寄居町	■				
埼玉県	宮代町	■				
埼玉県	杉戸町	■				
埼玉県	松伏町	■				
千葉県	千葉県	○	2021	2016	14	千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2 スマートプラン～
千葉県	千葉市	○		2016	15	千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版
千葉県	銚子市	■				
千葉県	市川市	○	2020	2015	5	市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
千葉県	船橋市	○	2021	2011	9	船橋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
千葉県	館山市	■				
千葉県	木更津市	■	2019			
千葉県	松戸市	○	2020	2016	5	松戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
千葉県	野田市	■				
千葉県	茂原市	■				
千葉県	成田市	○	2022	2017	13	成田市環境基本計画(兼 成田市環境保全率先実行計画(区域施策編))
千葉県	佐倉市	○	2019	2015	12	佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
千葉県	東金市	■				
千葉県	旭市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
千葉県	習志野市	△		2009	10	習志野市地球温暖化対策地域推進計画
千葉県	柏市	○	2018	2014	6	第二期柏市地球温暖化対策計画
千葉県	勝浦市	■				
千葉県	市原市	○		2017	13	市原市地球温暖化対策地域推進計画 ーいちほら低炭素社会プランー
千葉県	流山市	○	2030	2016	15	第3期地球温暖化対策実行計画ストップ温暖化！流山プラン
千葉県	八千代市	■				
千葉県	我孫子市	■				
千葉県	鴨川市	■				
千葉県	鎌ヶ谷市	○		2009	41	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策)
千葉県	君津市	■				
千葉県	富津市	■				
千葉県	浦安市	■				
千葉県	四街道市	■				
千葉県	袖ヶ浦市	■				
千葉県	八街市	■				
千葉県	印西市	■				
千葉県	白井市	■				
千葉県	富里市	■				
千葉県	南房総市	■				
千葉県	匝瑳市	■				
千葉県	香取市	■				
千葉県	山武市	■				
千葉県	いすみ市	■				
千葉県	大網白里市	■				
千葉県	酒々井町	■				
千葉県	栄町	■				
千葉県	神崎町	■	2019			
千葉県	多古町	■				
千葉県	東庄町	■				
千葉県	九十九里町	■				
千葉県	芝山町	■	2021			
千葉県	横芝光町	■				
千葉県	一宮町	■				
千葉県	睦沢町	■				
千葉県	長生村	■				
千葉県	白子町	■				
千葉県	長柄町	△		2011	5	第1次長柄町地球温暖化対策実行計画
千葉県	長南町	■				
千葉県	大多喜町	△		2014	5	大多喜町地球温暖化対策計画
千葉県	御宿町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○: 計画中 △: 未改定 ■: 未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
千葉県	鋸南町	■				
東京都	東京都	○		2015	16	東京都環境基本計画
東京都	千代田区	○		2014	10	千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015
東京都	中央区	○		2017	10	中央区環境行動計画 2018
東京都	港区	○	2020	2012	8	港区地球温暖化対策地域推進計画
東京都	新宿区	○	2022	2017	10	新宿区第三次環境基本計画兼地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
東京都	文京区	○	2019	2014	6	文京区地球温暖化対策地域推進計画～地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)～
東京都	台東区	○	2019	2015	5	台東区環境基本計画
東京都	墨田区	○	2020	2016	10	第二次すみだ環境の共創プラン
東京都	江東区	○	2019	2014	10	KOTO 低炭素プラン
東京都	品川区	○		2017	10	品川区環境基本計画
東京都	目黒区	○	2020	2013	7	目黒区地球温暖化対策地域推進計画(第二次計画)
東京都	大田区	○	2021	2016	5	大田区環境基本計画(後期)
東京都	世田谷区	○		2018	13	世田谷区地球温暖化対策地域推進計画
東京都	渋谷区	■	2018			
東京都	中野区	○	2021	2016	10	第3次中野区環境基本計画
東京都	杉並区	○	2018	2018	4	杉並区環境基本計画に盛り込む
東京都	豊島区	○	2018	2014	5	豊島区環境基本計画
東京都	北区	○	2027	2017	10	第2次北区地球温暖化対策地域推進計画
東京都	荒川区	○	2020	2015	5	荒川区低炭素地域づくり計画(改訂版)
東京都	板橋区	○	2020	2012	8	板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
東京都	練馬区	○	2019	2016	3	練馬区地球温暖化対策対策実行計画(区域施策編)
東京都	足立区	○	2024	2017	8	足立区地球温暖化対策計画(第三次足立区環境基本計画に含まれる)
東京都	葛飾区	○	2030	2012	5	葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
東京都	江戸川区	○		2018	13	第2次エコタウンえどがわ推進計画
東京都	八王子市	○	2019	2014	10	八王子市地球温暖化対策地域推進計画
東京都	立川市	■				
東京都	武蔵野市	○	2030	2017	14	武蔵野市地球温暖化対策地域プラン
東京都	三鷹市	○	2018	2011	7	三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)
東京都	青梅市	○	2024	2015	10	第2次青梅市環境基本計画(区域施策編含む)
東京都	府中市	○	2023	2010	12	府中市地球温暖化対策地域推進計画
東京都	昭島市	○	2020	2011	10	昭島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
東京都	調布市	○	2020	2009	11	調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
東京都	町田市	■	2022			
東京都	小金井市	○	2020	2014	6	小金井市地球温暖化対策地域推進計画(改訂版)
東京都	小平市	○	2020	2008	12	小平市地域エネルギービジョン
東京都	日野市	■				
東京都	東村山市	■				
東京都	国分寺市	■				
東京都	国立市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
東京都	福生市	■				
東京都	狛江市	○	2019	2013	7	狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
東京都	東大和市	■				
東京都	清瀬市	■				
東京都	東久留米市	■				
東京都	武蔵村山市	■				
東京都	多摩市	■	2023			
東京都	稲城市	○	2018	2012	10	第二次稲城市環境基本計画
東京都	羽村市	○	2020	2015	5	羽村市地球温暖化対策地域推進計画
東京都	あきる野市	○	2020	2014	7	あきる野市地球温暖化対策地域推進計画
東京都	西東京市	○	2018	2010	11	西東京市地球温暖化対策地域推進計画
東京都	瑞穂町	■				
東京都	日の出町	■				
東京都	檜原村	○		2015	5	第2次檜原村地球温暖化対策実行計画
東京都	奥多摩町	■				
東京都	大島町	■				
東京都	利島村	■				
東京都	新島村	■				
東京都	神津島村	■				
東京都	三宅村	■				
東京都	御蔵島村	■				
東京都	八丈町	■				
東京都	青ヶ島村	■				
東京都	小笠原村	■				
神奈川県	神奈川県	○		2016	15	神奈川県地球温暖化対策計画
神奈川県	横浜市	○	2018	2013	37	横浜市地球温暖化対策実行計画
神奈川県	川崎市	○		2018	13	川崎市地球温暖化対策推進計画
神奈川県	相模原市	○	2019	2011	8	相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
神奈川県	横須賀市	○	2021	2015	6	低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン(2011～2021)
神奈川県	平塚市	○		2017	10	平塚市環境基本計画
神奈川県	鎌倉市	○	2020	2015	15	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画
神奈川県	藤沢市	○	2022	2016	6	藤沢市地球温暖化対策実行計画
神奈川県	小田原市	○	2018	2011	10	小田原市地球温暖化対策推進計画
神奈川県	茅ヶ崎市	○	2020	2012	8	茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
神奈川県	逗子市	○		2016	22	逗子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
神奈川県	三浦市	■				
神奈川県	秦野市	○	2021	2015	5	秦野市環境基本計画(第2次計画)後期基本計画
神奈川県	厚木市	○	2020	2016	14	厚木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
神奈川県	大和市	○		2017	10	大和市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
神奈川県	伊勢原市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
神奈川県	海老名市	○	2019	2017	14	海老名市地球温暖化対策実行計画(終章)
神奈川県	座間市	■				
神奈川県	南足柄市	■				
神奈川県	綾瀬市	○		2015	8	綾瀬市地球温暖化対策推進計画
神奈川県	葉山町	■				
神奈川県	寒川町	■				
神奈川県	大磯町	■				
神奈川県	二宮町	■				
神奈川県	中井町	○		2017	14	中井町地球温暖化対策実行計画
神奈川県	大井町	■				
神奈川県	松田町	■				
神奈川県	山北町	■	2019			
神奈川県	開成町	■				
神奈川県	箱根町	○		2017	14	箱根町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
神奈川県	真鶴町	△		2009	5	真鶴町庁内地球温暖化対策実行計画
神奈川県	湯河原町	■				
神奈川県	愛川町	■		2014	35	
神奈川県	清川村	■				
新潟県	新潟県	○		2016	14	新潟県地球温暖化対策地域推進計画(2017-2030)
新潟県	新潟市	○	2019	2014	5	新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)ー環境モデル都市アクションプランー
新潟県	長岡市	○		2010	40	長岡市地球温暖化対策実行計画 区域施策編
新潟県	三条市	○	2020	2014	9	三条市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新潟県	柏崎市	○	2021	2017	14	柏崎市地球温暖化対策実行計画
新潟県	新発田市	■				
新潟県	小千谷市	■				
新潟県	加茂市	■				
新潟県	十日町市	○	2025	2016	10	十日町市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新潟県	見附市	■				
新潟県	村上市	○	2020	2011	32	村上市地球温暖化策定実行計画(区域施策編)
新潟県	燕市	○		2009	41	燕市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新潟県	糸魚川市	○	2021	2014	7	糸魚川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新潟県	妙高市	△	2018	2010	5	妙高市地球温暖化対策地域推進計画
新潟県	五泉市	■				
新潟県	上越市	○	2022	2014	8	上越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新潟県	阿賀野市	○		2014	10	阿賀野市地球温暖化策定実行計画「区域施策編」
新潟県	佐渡市	■				
新潟県	魚沼市	○	2019	2011	39	魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新潟県	南魚沼市	○	2020	2011	10	南魚沼市地球温暖化対策実行計画
新潟県	胎内市	■	2021			
新潟県	聖籠町	△		2007	8	聖籠町地球温暖化対策地域推進計画
新潟県	弥彦村	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
新潟県	田上町	■				
新潟県	阿賀町	■				
新潟県	出雲崎町	△		2010	5	出雲崎町地球温暖化防止実行計画
新潟県	湯沢町	■				
新潟県	津南町	■				
新潟県	刈羽村	○	2021	2016	6	刈羽村地球温暖化対策実行計画
新潟県	関川村	■				
新潟県	粟島浦村	■				
富山県	富山県	○	2018	2014	7	とやま温暖化ストップ計画
富山県	富山市	○	2018	2013	5	富山市環境モデル都市行動計画～コンパクトシティ戦略によるCO2削減計画(第2次:2014年～2018年)
富山県	高岡市	■				
富山県	魚津市	■				
富山県	氷見市	■				
富山県	滑川市	■				
富山県	黒部市	■				
富山県	砺波市	■				
富山県	小矢部市	■				
富山県	南砺市	■				
富山県	射水市	■				
富山県	舟橋村	■				
富山県	上市町	○		2016	15	上市町環境基本計画(兼上市町地球温暖化対策実行計画(区域施策編))
富山県	立山町	○		2016	12	立山町地球温暖化防止実行計画書(改定版)
富山県	入善町	○	2020	2010	10	入善町地球温暖化対策地域推進計画
富山県	朝日町	■	2020			
石川県	石川県	△	2018	2004	6	石川県環境総合計画
石川県	金沢市	△	2020	2015	15	金沢市低炭素都市づくり行動計画[改定版]
石川県	七尾市	■				
石川県	小松市	○		2014	7	小松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
石川県	輪島市	○	2030	2017	14	輪島市地方公共団体実行計画
石川県	珠洲市	○	2020	2011	10	珠洲市地球温暖化対策新実行計画(区域施策編)
石川県	加賀市	○		2008	50	加賀市地球温暖化対策地域推進計画
石川県	羽咋市	○		2015	16	羽咋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
石川県	かほく市	■				
石川県	白山市	○	2020	2011	10	白山市地球温暖化対策地域推進計画
石川県	能美市	■				
石川県	野々市市	○		2017	13	野々市市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
石川県	川北町	■				
石川県	津幡町	■				
石川県	内灘町	○		2010	10	内灘町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
石川県	志賀町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
石川県	宝達志水町	■				
石川県	中能登町	○				
石川県	穴水町	■				
石川県	能登町	■				
福井県	福井県	○		2017	13	福井県環境基本計画
福井県	福井市	○	2021	2016	5	第3次福井市環境基本計画
福井県	敦賀市	■				
福井県	小浜市	■				
福井県	大野市	■				
福井県	勝山市	△		2011	2	勝山市地球温暖化対策実行計画区域施策編
福井県	鯖江市	○	2021	2011	9	鯖江市地球温暖化対策地域推進計画
福井県	あわら市	■				
福井県	越前市	■				
福井県	坂井市	■				
福井県	永平寺町	■				
福井県	池田町	■				
福井県	南越前町	■				
福井県	越前町	■				
福井県	美浜町	○	2021	2016	10	地球温暖化計画実行計画(区域施策編)
福井県	高浜町	■				
福井県	おおい町	■				
福井県	若狭町	■				
山梨県	山梨県	○		2016	4	山梨県地球温暖化対策実行計画
山梨県	甲府市	○	2030	2015	15	甲府市地球温暖化対策実行計画
山梨県	富士吉田市	■				
山梨県	都留市	■				
山梨県	山梨市	○	2026	2016	10	第2次山梨市環境基本計画(山梨市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))
山梨県	大月市	■				
山梨県	韮崎市	■	2022			
山梨県	南アルプス市	■				
山梨県	北杜市	■				
山梨県	甲斐市	■				
山梨県	笛吹市	■				
山梨県	上野原市	■				
山梨県	甲州市	■				
山梨県	中央市	■				
山梨県	市川三郷町	■				
山梨県	早川町	■				
山梨県	身延町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山梨県	南部町	■				
山梨県	富士川町	○		2012	10	富士川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
山梨県	昭和町	■				
山梨県	道志村	■				
山梨県	西桂町	■				
山梨県	忍野村	■				
山梨県	山中湖村	△		2013	5	第2次山中湖村地球温暖化対策実行計画
山梨県	鳴沢村	■				
山梨県	富士河口湖町	■				
山梨県	小菅村	■				
山梨県	丹波山村	■	2019			
長野県	長野県	○	2020	2012	8	長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化対策県民計画～
長野県	長野市	○	2022	2017	34	長野市地球温暖化対策地域推進計画
長野県	松本市	○	2021	2016	5	松本市地球温暖化対策実行計画(平成28年度改訂版)
長野県	上田市	■	2020			
長野県	岡谷市	○		2011	10	岡谷市地球温暖化対策実行計画
長野県	飯田市	○	2018	2013	5	第2次飯田市環境モデル都市行動計画
長野県	諏訪市	○	2020	2013	7	諏訪市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
長野県	須坂市	○	2020	2006	5	須坂市地球温暖化防止実行計画 2016(区域施策編)
長野県	小諸市	○	2021	2013	8	共に取り組む CO2 削減計画こもろ
長野県	伊那市	○	2019	2012	7	伊那市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
長野県	駒ヶ根市	○		2018	10	駒ヶ根市第3次環境基本計画
長野県	中野市	■				
長野県	大町市	■	2022			
長野県	飯山市	■				
長野県	茅野市	○	2018	2018	10	第2次茅野市環境基本計画(茅野市減 CO2計画)
長野県	塩尻市	○		2014	9	塩尻市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
長野県	佐久市	○		2017	10	第二次佐久市環境基本計画～地球温暖化対策実行計画・区域施策編～
長野県	千曲市	○		2016	10	第二次千曲市地球温暖化対策推進計画
長野県	東御市	○	2019	2009	40	東御市地球温暖化対策地域推進計画
長野県	安曇野市	○		2011	9	安曇野市地球温暖化対策実行計画
長野県	小海町	■				
長野県	川上村	■				
長野県	南牧村	■				
長野県	南相木村	■	2019			
長野県	北相木村	■				
長野県	佐久穂町	■				
長野県	軽井沢町	■				
長野県	御代田町	■				
長野県	立科町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長野県	青木村	■				
長野県	長和町	■				
長野県	下諏訪町	■				
長野県	富士見町	■				
長野県	原村	○				
長野県	辰野町	■				
長野県	箕輪町	■				
長野県	飯島町	■				
長野県	南箕輪村	■				
長野県	中川村	■				
長野県	宮田村	■				
長野県	松川町	■				
長野県	高森町	■				
長野県	阿南町	■				
長野県	阿智村	■				
長野県	平谷村	■				
長野県	根羽村	■				
長野県	下條村	■				
長野県	売木村	■				
長野県	天龍村	■				
長野県	泰阜村	■				
長野県	喬木村	■				
長野県	豊丘村	■				
長野県	大鹿村	■				
長野県	上松町	■				
長野県	南木曽町	■				
長野県	木祖村	■				
長野県	王滝村	■				
長野県	大桑村	■				
長野県	木曽町	■				
長野県	麻績村	■				
長野県	生坂村	■				
長野県	山形村	■				
長野県	朝日村	■				
長野県	筑北村	△				
長野県	池田町	■				
長野県	松川村	■	2021			
長野県	白馬村	■				
長野県	小谷村	■				
長野県	坂城町	■	2018			
長野県	小布施町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長野県	高山村	■				
長野県	山ノ内町	■				
長野県	木島平村	■				
長野県	野沢温泉村	■				
長野県	信濃町	■				
長野県	小川村	■				
長野県	飯綱町	■				
長野県	栄村	■				
岐阜県	岐阜県	○		2017	4	岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第2版<一部改訂版>
岐阜県	岐阜市	○		2016	34	岐阜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岐阜県	大垣市	○	2030	2016	4	大垣市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岐阜県	高山市	○	2020	2010	11	高山市地球温暖化対策地域推進計画
岐阜県	多治見市	○		2016	8	多治見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岐阜県	関市	■				
岐阜県	中津川市	○	2025	2015	10	中津川市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	美濃市	■				
岐阜県	瑞浪市	■				
岐阜県	羽島市	■				
岐阜県	恵那市	■				
岐阜県	美濃加茂市	■				
岐阜県	土岐市	■				
岐阜県	各務原市	○	2023	2018	33	第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画
岐阜県	可児市	○		2010	40	可児市地球温暖化対策実行計画(区域施策)
岐阜県	山県市	■				
岐阜県	瑞穂市	■				
岐阜県	飛騨市	■				
岐阜県	本巣市	■				
岐阜県	郡上市	■				
岐阜県	下呂市	○		2017	14	下呂市地球温暖化対策実行計画
岐阜県	海津市	■				
岐阜県	岐南町	■				
岐阜県	笠松町	■				
岐阜県	養老町	■				
岐阜県	垂井町	■				
岐阜県	関ヶ原町	■				
岐阜県	神戸町	■				
岐阜県	輪之内町	■				
岐阜県	安八町	■	2019			
岐阜県	揖斐川町	■				
岐阜県	大野町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岐阜県	池田町	■				
岐阜県	北方町	■				
岐阜県	坂祝町	■				
岐阜県	富加町	■				
岐阜県	川辺町	■				
岐阜県	七宗町	■				
岐阜県	八百津町	■				
岐阜県	白川町	■				
岐阜県	東白川村	■				
岐阜県	御嵩町	○	2018	2014	36	御嵩町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岐阜県	白川村	■				
静岡県	静岡県	○	2020	2014	6	<改定版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画
静岡県	静岡市	○	2023	2015	7	第2次静岡市地球温暖化対策実行計画
静岡県	浜松市	○	2019	2017	14	浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
静岡県	沼津市	○	2021	2011	9	沼津市地球温暖化対策実行計画
静岡県	熱海市	■				
静岡県	三島市	○	2021	2016	5	三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
静岡県	富士宮市	○	2020	2016	5	第2次富士宮市環境基本計画 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
静岡県	伊東市	■				
静岡県	島田市	■	2018			
静岡県	富士市	○	2019	2016	4	富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
静岡県	磐田市	■				
静岡県	焼津市	○		2017	13	焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
静岡県	掛川市	△	2018	2012	5	掛川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
静岡県	藤枝市	○	2020	2015	5	藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
静岡県	御殿場市	○	2020	2016	35	御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
静岡県	袋井市	■				
静岡県	下田市	■				
静岡県	裾野市	○		2015	35	地球温暖化対策地方公共団体実行計画
静岡県	湖西市	■				
静岡県	伊豆市	■				
静岡県	御前崎市	■	2019			
静岡県	菊川市	■	2019			
静岡県	伊豆の国市	○	2021	2014	8	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
静岡県	牧之原市	○		2016	5	牧之原市地球温暖化対策実行計画
静岡県	東伊豆町	■				
静岡県	河津町	■				
静岡県	南伊豆町	■				
静岡県	松崎町	■				
静岡県	西伊豆町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
静岡県	函南町	■				
静岡県	清水町	■				
静岡県	長泉町	○	2020	2016	10	長泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
静岡県	小山町	■				
静岡県	吉田町	■				
静岡県	川根本町	■				
静岡県	森町	■				
愛知県	愛知県	○	2022	2017	19	あいち地球温暖化防止戦略2030
愛知県	名古屋市	○		2018	13	低炭素都市なごや戦略第2次実行計画
愛知県	豊橋市	○	2020	2015	5	豊橋市地球温暖化対策地域推進計画改訂版
愛知県	岡崎市	○	2022	2017	13	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	一宮市	○	2019	2012	8	一宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	瀬戸市	■				
愛知県	半田市	○	2021	2013	5	半田市環境基本計画
愛知県	春日井市	○	2018	2011	39	春日井市地球温暖化対策実行計画
愛知県	豊川市	○	2020	2014	6	豊川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	津島市	■				
愛知県	碧南市	○	2020	2016	5	碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	刈谷市	○	2024	2016	14	刈谷市環境都市アクションプラン[平成29年改定版]
愛知県	豊田市	○		2017	8	豊田市地球温暖化防止行動計画
愛知県	安城市	○	2021	2016	5	安城市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	西尾市	○	2021	2016	10	西尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	蒲郡市	■	2019			
愛知県	犬山市	■	2020			
愛知県	常滑市	■	2020			
愛知県	江南市	○	2030	2016	14	改訂版第二次江南市環境基本計画
愛知県	小牧市	○	2020	2012	7	第2次小牧市環境基本計画
愛知県	稲沢市	■				
愛知県	新城市	○	2019	2012	37	新城市地球温暖化対策実行計画
愛知県	東海市	■				
愛知県	大府市	■				
愛知県	知多市	■	2020			
愛知県	知立市	○	2027	2017	10	知立市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	尾張旭市	■				
愛知県	高浜市	■				
愛知県	岩倉市	■	2022			
愛知県	豊明市	■	2020			
愛知県	日進市	○	2018	2011	10	日進市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	田原市	○	2022	2012	10	田原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	愛西市	■				
愛知県	清須市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
愛知県	北名古屋市	○		2015	5	北名古屋市環境基本計画改定版
愛知県	弥富市	■				
愛知県	みよし市	○	2020	2016	5	みよし市環境基本計画
愛知県	あま市	■				
愛知県	長久手市	○	2020	2015	5	長久手市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	東郷町	■				
愛知県	豊山町	■				
愛知県	大口町	○		2016	34	大口町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
愛知県	扶桑町	■	2020			
愛知県	大治町	■				
愛知県	蟹江町	■				
愛知県	飛島村	■				
愛知県	阿久比町	■				
愛知県	東浦町	■	2020			
愛知県	南知多町	■				
愛知県	美浜町	■	2020			
愛知県	武豊町	■				
愛知県	幸田町	■				
愛知県	設楽町	■				
愛知県	東栄町	■				
愛知県	豊根村	■				
三重県	三重県	○	2020	2011	9	三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～
三重県	津市	○	2020	2013	8	津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
三重県	四日市市	○		2017	13	四日市市地球温暖化対策実行計画(四日市市域施策編)
三重県	伊勢市	○	2020	2012	9	伊勢市地球温暖化防止実行計画
三重県	松阪市	■				
三重県	桑名市	■				
三重県	鈴鹿市	■				
三重県	名張市	■				
三重県	尾鷲市	■				
三重県	亀山市	○	2020	2013	7	亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】
三重県	鳥羽市	○	2024	2014	10	鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画
三重県	熊野市	■				
三重県	いなべ市	■	2019			
三重県	志摩市	○	2025	2016	10	志摩市地球温暖化対策実行計画[区域施策編]
三重県	伊賀市	△		2011	5	伊賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)～伊賀市もったいないプラン～
三重県	木曽岬町	■				
三重県	東員町	■				
三重県	菰野町	■				
三重県	朝日町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
三重県	川越町	■				
三重県	多気町	■				
三重県	明和町	■				
三重県	大台町	△				
三重県	玉城町	■				
三重県	度会町	■				
三重県	大紀町	■				
三重県	南伊勢町	■				
三重県	紀北町	■				
三重県	御浜町	■				
三重県	紀宝町	■				
滋賀県	滋賀県	○	2021	2016	20	滋賀県低炭素社会づくり推進計画
滋賀県	大津市	○	2019	2010	10	大津市地球環境保全地域行動計画アジェンダ 21 おおつ(第2次)
滋賀県	彦根市	■				
滋賀県	長浜市	○	2020	2010	10	長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
滋賀県	近江八幡市	○	2021	2016	5	第2次近江八幡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
滋賀県	草津市	○	2020	2017	4	草津市地球冷やしたいプロジェクト(草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))
滋賀県	守山市	○	2019	2014	5	第3次守山市地球温暖化対策実行計画
滋賀県	栗東市	■				
滋賀県	甲賀市	■				
滋賀県	野洲市	■				
滋賀県	湖南市	○	2020	2015	5	湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン
滋賀県	高島市	■				
滋賀県	東近江市	■				
滋賀県	米原市	■				
滋賀県	日野町	■				
滋賀県	竜王町	■				
滋賀県	愛荘町	■				
滋賀県	豊郷町	■	2021			
滋賀県	甲良町	■				
滋賀県	多賀町	■	2023			
京都府	京都府	○	2021	2011	10	京都府地球温暖化対策推進計画
京都府	京都市	○	2020	2016	4	京都市地球温暖化対策計画<2011-2020>
京都府	福知山市	■				
京都府	舞鶴市	○	2021	2016	10	第2期舞鶴市環境基本計画【改定版】
京都府	綾部市	○		2016	10	綾部市地球温暖化対策実行計画区域施策編
京都府	宇治市	○	2023	2012	11	宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画
京都府	宮津市	○		2013	8	第2期宮津市地球温暖化防止計画宮津環の地域づくり行動計画～「住んでよし」のまち・宮津を目指して～
京都府	亀岡市	○		2008	10	亀岡市地球温暖化対策地域推進計画
京都府	城陽市	○	2022	2018	5	城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
京都府	向日市	○		2012	10	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
京都府	長岡京市	○	2020	2011	20	長岡京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)～持続可能な未来(アース)プラン～
京都府	八幡市	○	2021	2011	10	八幡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
京都府	京田辺市	○	2027	2018	10	京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改訂版
京都府	京丹後市	■	2018			
京都府	南丹市	○	2021	2017	4	南丹市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(南丹市環境基本計画に統合)
京都府	木津川市	■				
京都府	大山崎町	■				
京都府	久御山町	■				
京都府	井手町	■				
京都府	宇治田原町	○	2023	2013	10	宇治田原町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)
京都府	笠置町	■				
京都府	和束町	△	2019	2008	5	和束町地球温暖化対策実行計画
京都府	精華町	■				
京都府	南山城村	■				
京都府	京丹波町	○	2021	2016	5	京丹波町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
京都府	伊根町	■				
京都府	与謝野町	○	2019	2012	8	与謝野町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大阪府	大阪府	○	2020	2017	6	大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大阪府	大阪市	○	2020	2016	4	大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕
大阪府	堺市	○		2017	7	堺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大阪府	岸和田市	○	2019	2011	10	岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策)
大阪府	豊中市	○		2017	10	第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ・マイナス 70 プラン)
大阪府	池田市	■				
大阪府	吹田市	○	2020	2015	5	吹田市地球温暖化対策新実行計画(改訂版)すいたんの CO2 大作戦 R
大阪府	泉大津市	■				
大阪府	高槻市	○	2020	2010	10	たかつき地球温暖化対策アクションプラン
大阪府	貝塚市	■				
大阪府	守口市	■				
大阪府	枚方市	○	2022	2018	5	枚方市地球温暖化実行計画(区域施策編)改定版
大阪府	茨木市	○	2020	2011	9	茨木市地球温暖化対策実行計画
大阪府	八尾市	○	2020	2009	41	八尾市地球温暖化対策実行計画
大阪府	泉佐野市	■				
大阪府	富田林市	■				
大阪府	寝屋川市	○	2020	2012	9	寝屋川市地球温暖化対策地域計画
大阪府	河内長野市	■				
大阪府	松原市	■				
大阪府	大東市	■				
大阪府	和泉市	○	2020	2010	10	和泉市地球温暖化対策地域推進計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
大阪府	箕面市	△		2016	5	箕面市地球環境保全行動計画
大阪府	柏原市	■				
大阪府	羽曳野市	■				
大阪府	門真市	■				
大阪府	摂津市	○		2011	10	摂津市地球温暖化防止地域計画
大阪府	高石市	■				
大阪府	藤井寺市	■				
大阪府	東大阪市	○	2019	2014	40	東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編
大阪府	泉南市	■				
大阪府	四條畷市	■				
大阪府	交野市	■				
大阪府	大阪狭山市	■				
大阪府	阪南市	■				
大阪府	島本町	■				
大阪府	豊能町	■				
大阪府	能勢町	■				
大阪府	忠岡町	■				
大阪府	熊取町	■				
大阪府	田尻町	■				
大阪府	岬町	■				
大阪府	太子町	■				
大阪府	河南町	■				
大阪府	千早赤阪村	■	2018			
兵庫県	兵庫県	○	2019	2016	15	兵庫県地球温暖化対策推進計画
兵庫県	神戸市	○		2016	15	神戸市地球温暖化防止実行計画
兵庫県	姫路市	○		2017	13	姫路市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【改定版】
兵庫県	尼崎市	○	2018	2010	10	第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画
兵庫県	明石市	○		2018	13	ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン(改定版)
兵庫県	西宮市	○	2018	2009	11	持続可能な地域づくりECOプラン-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)-
兵庫県	洲本市	■				
兵庫県	芦屋市	■				
兵庫県	伊丹市	■				
兵庫県	相生市	■				
兵庫県	豊岡市	○		2017	13	豊岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
兵庫県	加古川市	○	2020	2010	10	加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
兵庫県	赤穂市	○	2020	2008	12	赤穂市低炭素戦略 2020
兵庫県	西脇市	■				
兵庫県	宝塚市	○	2020	2012	38	宝塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
兵庫県	三木市	■				
兵庫県	高砂市	○	2019	2011	40	高砂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(たかさご未来エコプラン)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
兵庫県	川西市	■				
兵庫県	小野市	■				
兵庫県	三田市	■				
兵庫県	加西市	○		2011	10	加西市地球温暖化実行計画
兵庫県	篠山市	■				
兵庫県	養父市	○		2016	15	養父市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
兵庫県	丹波市	■				
兵庫県	南あわじ市	■				
兵庫県	朝来市	■				
兵庫県	淡路市	■				
兵庫県	宍粟市	○		2015	5	宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
兵庫県	加東市	■				
兵庫県	たつの市	■				
兵庫県	猪名川町	■				
兵庫県	多可町	△		2013	5	多可町地球温暖化防止実行計画
兵庫県	稲美町	■				
兵庫県	播磨町	■				
兵庫県	市川町	■				
兵庫県	福崎町	■				
兵庫県	神河町	■				
兵庫県	太子町	△	2023	2013	5	太子町公共施設地球温暖化防止実行計画
兵庫県	上郡町	■				
兵庫県	佐用町	■				
兵庫県	香美町	■				
兵庫県	新温泉町	■				
奈良県	奈良県	○	2020	2015	5	奈良県環境総合計画(2016-2020)
奈良県	奈良市	○		2016	34	第2次奈良市地球温暖化対策地域実行計画
奈良県	大和高田市	■				
奈良県	大和郡山市	■				
奈良県	天理市	○	2024	2014	10	天理市環境基本計画
奈良県	橿原市	○	2022	2012	10	橿原市環境総合計画
奈良県	桜井市	■				
奈良県	五條市	■				
奈良県	御所市	■				
奈良県	生駒市	○	2019	2014	5	生駒市環境モデル都市アクションプラン
奈良県	香芝市	■				
奈良県	葛城市	■				
奈良県	宇陀市	■				
奈良県	山添村	■				
奈良県	平群町	△		2009		

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
奈良県	三郷町	■				
奈良県	斑鳩町	■				
奈良県	安堵町	■				
奈良県	川西町	■				
奈良県	三宅町	■	2020			
奈良県	田原本町	■	2020			
奈良県	曽爾村	■				
奈良県	御杖村	■				
奈良県	高取町	■				
奈良県	明日香村	■				
奈良県	上牧町	■				
奈良県	王寺町	■				
奈良県	広陵町	■				
奈良県	河合町	■				
奈良県	吉野町	△		2009	5	
奈良県	大淀町	■				
奈良県	下市町	■				
奈良県	黒滝村	■				
奈良県	天川村	■				
奈良県	野迫川村	■				
奈良県	十津川村	■				
奈良県	下北山村	■				
奈良県	上北山村	■				
奈良県	川上村	■				
奈良県	東吉野村	■				
和歌山県	和歌山県	○	2020	2015	15	第4次和歌山県環境基本計画
和歌山県	和歌山市	○	2026	2017	10	第二次和歌山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
和歌山県	海南市	■				
和歌山県	橋本市	■				
和歌山県	有田市	■				
和歌山県	御坊市	■				
和歌山県	田辺市	■				
和歌山県	新宮市	■				
和歌山県	紀の川市	■				
和歌山県	岩出市	■				
和歌山県	紀美野町	■				
和歌山県	かつらぎ町	■				
和歌山県	九度山町	■				
和歌山県	高野町	△		2012	5	高野町地球温暖化防止実行計画
和歌山県	湯浅町	■				
和歌山県	広川町	○	2020	2015	5	広川町地球温暖化防止実行計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
和歌山県	有田川町	○		2016	5	第2次有田川町地球温暖化対策実行計画
和歌山県	美浜町	■				
和歌山県	日高町	■				
和歌山県	由良町	■				
和歌山県	印南町	■				
和歌山県	みなべ町	■				
和歌山県	日高川町	■				
和歌山県	白浜町	■				
和歌山県	上富田町	△		2008	5	上富田町地球温暖化実行計画
和歌山県	すさみ町	■				
和歌山県	那智勝浦町	■				
和歌山県	太地町	■				
和歌山県	古座川町	■				
和歌山県	北山村	■				
和歌山県	串本町	■				
鳥取県	鳥取県	○	2019	2015	4	第2期とっとり環境イニシアティブプラン
鳥取県	鳥取市	○	2021	2011	10	鳥取市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
鳥取県	米子市	■				
鳥取県	倉吉市	■				
鳥取県	境港市	■				
鳥取県	岩美町	■				
鳥取県	若桜町	■				
鳥取県	智頭町	■				
鳥取県	八頭町	■				
鳥取県	三朝町	■				
鳥取県	湯梨浜町	△	2019	2010	26	湯梨浜町地球温暖化防止実行計画
鳥取県	琴浦町	■				
鳥取県	北栄町	■				
鳥取県	日吉津村	■				
鳥取県	大山町	○	2019	2014	25	大山町新エネルギービジョン
鳥取県	南部町	△		2008	5	
鳥取県	伯耆町	■	2020			
鳥取県	日南町	■				
鳥取県	日野町	■				
鳥取県	江府町	■				
島根県	島根県	○	2020	2010	10	島根県地球温暖化対策実行計画
島根県	松江市	○		2015	10	松江市地球温暖化対策実行計画
島根県	浜田市	△	2018	2008	5	浜田市地球温暖化対策推進計画
島根県	出雲市	○	2022	2018	5	第2次出雲市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】
島根県	益田市	○	2021	2012	8	益田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
島根県	大田市	△	2018	2009	3	大田市地球温暖化対策地域推進計画

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
島根県	安来市	○	2021	2013	8	安来市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
島根県	江津市	○	2018	2009	10	江津市地域省エネルギービジョン
島根県	雲南市	○	2026	2017	10	第2次雲南市環境基本計画
島根県	奥出雲町	■				
島根県	飯南町	■				
島根県	川本町	△		2012	5	川本町地球温暖化対策地域推進計画
島根県	美郷町	■	2019			
島根県	邑南町	■				
島根県	津和野町	○		2009	9	津和野町地球温暖化対策地域推進計画
島根県	吉賀町	△		2009	5	吉賀町地球温暖化対策地域推進計画
島根県	海士町	■				
島根県	西ノ島町	○		2011	9	西ノ島町地球温暖化対策地域推進計画
島根県	知夫村	■				
島根県	隠岐の島町	■				
岡山県	岡山県	○	2022	2016	15	岡山県地球温暖化防止行動計画
岡山県	岡山市	○	2021	2016	35	岡山市地球温暖化対策実行計画
岡山県	倉敷市	○		2017	14	クールくらしきアクションプラン 倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岡山県	津山市	○	2030	2018	12	津山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岡山県	玉野市	■				
岡山県	笠岡市	■				
岡山県	井原市	■				
岡山県	総社市	■				
岡山県	高梁市	■				
岡山県	新見市	■				
岡山県	備前市	■				
岡山県	瀬戸内市	○	2020	2013	7	瀬戸内市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岡山県	赤磐市	■				
岡山県	真庭市	■				
岡山県	美作市	○	2021	2016	5	美作市地球温暖化対策実行計画
岡山県	浅口市	○	2022			浅口市第3期地球温暖化対策実行計画
岡山県	和気町	○		2016	5	和気町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
岡山県	早島町	■				
岡山県	里庄町	■				
岡山県	矢掛町	■				
岡山県	新庄村	■				
岡山県	鏡野町	■				
岡山県	勝央町	■				
岡山県	奈義町	■				
岡山県	西粟倉村	■				
岡山県	久米南町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
岡山県	美咲町	■				
岡山県	吉備中央町	■				
広島県	広島県	○	2020	2011	32	第2次広島県地球温暖化防止地域計画
広島県	広島市	○		2016	14	広島市地球温暖化対策実行計画
広島県	呉市	○	2022	2017	5	呉市地球温暖化対策実行計画区域施策編
広島県	竹原市	■				
広島県	三原市	■				
広島県	尾道市	■				
広島県	福山市	○	2018	2011	10	福山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
広島県	府中市	■				
広島県	三次市	○	2021	2016	5	三次市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
広島県	庄原市	○		2016	5	庄原市地球温暖化対策実行計画
広島県	大竹市	■				
広島県	東広島市	■	2018			
広島県	廿日市市	■				
広島県	安芸高田市	■				
広島県	江田島市	■				
広島県	府中町	■				
広島県	海田町	未回答				
広島県	熊野町	△				
広島県	坂町	■				
広島県	安芸太田町	■				
広島県	北広島町	■				
広島県	大崎上島町	■				
広島県	世羅町	○	2018	2013	5	第2次脱温暖化せらのまちづくりプラン
広島県	神石高原町	△		2007	5	神石高原町地球温暖化対策実行計画書
山口県	山口県	○	2020	2014	6	山口県地球温暖化対策実行計画
山口県	下関市	○	2018	2010	40	下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
山口県	宇部市	○		2016	6	第二次宇部市環境基本計画改定版
山口県	山口市	○	2027	2017	10	山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
山口県	萩市	■				
山口県	防府市	■				
山口県	下松市	■				
山口県	岩国市	■				
山口県	光市	■				
山口県	長門市	■				
山口県	柳井市	■				
山口県	美祢市	■				
山口県	周南市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
山口県	山陽小野田市	■				
山口県	周防大島町	■				
山口県	和木町	■				
山口県	上関町	■				
山口県	田布施町	■	2019			
山口県	平生町	■				
山口県	阿武町	■				
徳島県	徳島県	○	2020	2016	10	徳島県地球温暖化対策推進計画
徳島県	徳島市	○	2021	2014	7	第2次徳島市地球温暖化対策推進計画
徳島県	鳴門市	■				
徳島県	小松島市	■				
徳島県	阿南市	○	2017	2017	13	阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)
徳島県	吉野川市	■				
徳島県	阿波市	■	2018			
徳島県	美馬市	■				
徳島県	三好市	■				
徳島県	勝浦町	■				
徳島県	上勝町	■				
徳島県	佐那河内村	○	2020	2015	6	佐那河内村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
徳島県	石井町	○		2017	5	第4次地球温暖化対策実行計画
徳島県	神山町	■				
徳島県	那賀町	△		2013	5	地球温暖化対策実行計画
徳島県	牟岐町	■				
徳島県	美波町	■				
徳島県	海陽町	■				
徳島県	松茂町	■				
徳島県	北島町	■				
徳島県	藍住町	■				
徳島県	板野町	■				
徳島県	上板町	■				
徳島県	つるぎ町	■				
徳島県	東みよし町	■				
香川県	香川県	○	2020	2015	5	香川県地球温暖化対策推進計画
香川県	高松市	○		2016	14	高松市地球温暖化対策実行計画
香川県	丸亀市	■				
香川県	坂出市	■				
香川県	善通寺市	○		2011	10	善通寺市地球温暖化対策実行計画 区域施策編
香川県	観音寺市	■	2018			
香川県	さぬき市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
香川県	東かがわ市	■				
香川県	三豊市	○	2019	2014	5	三豊市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
香川県	土庄町	■	2020			
香川県	小豆島町	■	2020			
香川県	三木町	■				
香川県	直島町	■				
香川県	宇多津町	■				
香川県	綾川町	■				
香川県	琴平町	■				
香川県	多度津町	■				
香川県	まんのう町	○		2015	5	第2次実行計画
愛媛県	愛媛県	○	2019	2017	5	愛媛県地球温暖化防止実行計画
愛媛県	松山市	○	2019	2010	40	松山市低炭素社会づくり実行計画
愛媛県	今治市	○	2018	2012	38	今治市環境配慮推進計画
愛媛県	宇和島市	■				
愛媛県	八幡浜市	○	2019	2014	5	第2次八幡浜市地球温暖化対策実行計画
愛媛県	新居浜市	○	2020	2012	8	新居浜市地球温暖化対策地域計画
愛媛県	西条市	■				
愛媛県	大洲市	■				
愛媛県	伊予市	■				
愛媛県	四国中央市	■				
愛媛県	西予市	■				
愛媛県	東温市	○	2026	2016	10	とうおんスマートエコタウン計画
愛媛県	上島町	■				
愛媛県	久万高原町	■				
愛媛県	松前町	■				
愛媛県	砥部町	■				
愛媛県	内子町	■				
愛媛県	伊方町	■				
愛媛県	松野町	■				
愛媛県	鬼北町	△	2018	2010	6	鬼北町地球温暖化対策事業
愛媛県	愛南町	■				
高知県	高知県	○	2020	2016	14	高知県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
高知県	高知市	○	2020	2015	6	第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)
高知県	室戸市	○		2015	15	室戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
高知県	安芸市	■				
高知県	南国市	○	2020	2010	12	南国市エコプラン実行計画
高知県	土佐市	■				
高知県	須崎市	○		2016	22	エコ(ECO)☆ビジョンすさき須崎市地球温暖化対策実行計画区域施策編

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
高知県	宿毛市	■				
高知県	土佐清水市	■				
高知県	四万十市	■				
高知県	香南市	○	2022	2017	5	香南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
高知県	香美市	○		2010	10	香美市地球温暖化対策地域推進計画
高知県	東洋町	○		2014	31	東洋町地球温暖化対策実行計画
高知県	奈半利町	■				
高知県	田野町	■	2019	2019	6	
高知県	安田町	■	2019			
高知県	北川村	■				
高知県	馬路村	■				
高知県	芸西村	■				
高知県	本山町	■	2020			
高知県	大豊町	■				
高知県	土佐町	■				
高知県	大川村	■				
高知県	いの町	■				
高知県	仁淀川町	■				
高知県	中土佐町	■				
高知県	佐川町	■				
高知県	越知町	■				
高知県	梼原町	■				
高知県	日高村	■				
高知県	津野町	○	2018	2015	5	津野町地球温暖化対策実行計画
高知県	四万十町	○		2015	5	四万十町地球温暖化対策実行計画(改定版)
高知県	大月町	■	2018			
高知県	三原村	■				
高知県	黒潮町	■				
福岡県	福岡県	○	2021	2016	14	福岡県地球温暖化対策実行計画
福岡県	北九州市	○	2020	2016	7	北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画
福岡県	福岡市	○		2016	15	福岡市地球温暖化対策実行計画
福岡県	大牟田市	○		2011	10	大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(2012-2021)
福岡県	久留米市	○	2018	2011	40	久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福岡県	直方市	■				
福岡県	飯塚市	○	2022	2011	10	第2次飯塚市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画【区域施策編】含む)
福岡県	田川市	○		2017	10	第2次田川市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む)
福岡県	柳川市	■	2019			
福岡県	八女市	○		2016	10	八女市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福岡県	筑後市	■				
福岡県	大川市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福岡県	行橋市	△		2000	6	行橋市地球温暖化実施計画
福岡県	豊前市	■				
福岡県	中間市	■				
福岡県	小郡市	■				
福岡県	筑紫野市	○	2021	2012	9	筑紫野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福岡県	春日市	○	2020	2010	10	春日市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福岡県	大野城市	■				
福岡県	宗像市	○	2028	2018	10	第二次宗像市環境基本計画
福岡県	太宰府市	■				
福岡県	古賀市	○		2014	10	古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福岡県	福津市	○	2026	2016	10	第2次福津市環境基本計画
福岡県	うきは市	■				
福岡県	宮若市	■				
福岡県	嘉麻市	○		2016	5	嘉麻市地球温暖化対策実行計画
福岡県	朝倉市	■				
福岡県	みやま市	■	2021			
福岡県	糸島市	○	2020	2016	5	地球温暖化対策地方公共団体実行計画
福岡県	那珂川市	■				
福岡県	宇美町	■	2018			
福岡県	篠栗町	○		2016	5	篠栗町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
福岡県	志免町	■				
福岡県	須恵町	■	2019			
福岡県	新宮町	■				
福岡県	久山町	■				
福岡県	粕屋町	■				
福岡県	芦屋町	○		2013	10	芦屋町環境基本計画(芦屋町地球温暖化対策実行計画区域施策編)
福岡県	水巻町	■				
福岡県	岡垣町	■	2018			
福岡県	遠賀町	■				
福岡県	小竹町	■				
福岡県	鞍手町	△	2019	2001	5	鞍手町環境保全実行計画
福岡県	桂川町	■				
福岡県	筑前町	■				
福岡県	東峰村	■	2020			
福岡県	大刀洗町	■				
福岡県	大木町	○	2020	2012	9	大木町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
福岡県	広川町	■	2020			
福岡県	香春町	■				
福岡県	添田町	■				
福岡県	糸田町	■				
福岡県	川崎町	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
福岡県	大任町	■	2018			
福岡県	赤村	■				
福岡県	福智町	△		2008	5	福智町地球温暖化対策実行計画
福岡県	苅田町	■				
福岡県	みやこ町	■				
福岡県	吉富町	■				
福岡県	上毛町	■				
福岡県	築上町	■				
佐賀県	佐賀県	○	2022	2017	13	佐賀県地球温暖化対策計画
佐賀県	佐賀市	△	2018	2018	12	第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
佐賀県	唐津市	■				
佐賀県	鳥栖市	○	2019	2012	38	鳥栖市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
佐賀県	多久市	■				
佐賀県	伊万里市	■				
佐賀県	武雄市	■				
佐賀県	鹿島市	○		2014	5	鹿島市地球温暖化対策実行計画
佐賀県	小城市	○		2017	9	第2次小城市環境基本計画
佐賀県	嬉野市	■				
佐賀県	神埼市	■				
佐賀県	吉野ヶ里町	■				
佐賀県	基山町	■	2020			
佐賀県	上峰町	△		2008	5	
佐賀県	みやき町	■				
佐賀県	玄海町	■				
佐賀県	有田町	■				
佐賀県	大町町	■				
佐賀県	江北町	■				
佐賀県	白石町	■				
佐賀県	太良町	■				
長崎県	長崎県	○	2020	2013	8	長崎県地球温暖化対策実行計画
長崎県	長崎市	○	2021	2016	14	長崎市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】
長崎県	佐世保市	○	2022	2018	5	佐世保市環境基本計画
長崎県	島原市	■				
長崎県	諫早市	■				
長崎県	大村市	■				
長崎県	平戸市	○	2020	2009	10	平戸市地球温暖化対策地域推進計画
長崎県	松浦市	■				
長崎県	対馬市	■				
長崎県	壱岐市	■				
長崎県	五島市	○		2008	10	五島市地球温暖化防止対策行動計画
長崎県	西海市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
長崎県	雲仙市	○	2025	2015	36	雲仙市環境基本計画
長崎県	南島原市	○		2008	10	南島原市地球温暖化防止行動計画
長崎県	長与町	■				
長崎県	時津町	○		2010	10	時津町地球温暖化防止対策地域行動計画
長崎県	東彼杵町	■				
長崎県	川棚町	■				
長崎県	波佐見町	■				
長崎県	小値賀町	■				
長崎県	佐々町	■				
長崎県	新上五島町	△	2019	2008	10	新上五島町地球温暖化対策地域推進計画
熊本県	熊本県	○	2020	2015	32	第五次熊本県環境基本計画
熊本県	熊本市	○	2019	2014	6	熊本市低炭素都市づくり戦略計画～みんなで実現！ストップ温暖化プラン～
熊本県	八代市	■	2018			
熊本県	人吉市	■				
熊本県	荒尾市	■				
熊本県	水俣市	○	2020	2014	7	環境モデル都市第2期行動計画
熊本県	玉名市	○		2013	5	玉名市環境基本計画
熊本県	山鹿市	○	2021	2016	5	山鹿市環境基本計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編)
熊本県	菊池市	■				
熊本県	宇土市	■				
熊本県	上天草市	○	2020	2016	5	上天草市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
熊本県	宇城市	■				
熊本県	阿蘇市	○	2023	2014	9	阿蘇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)※環境基本計画内に計画内容を記載
熊本県	天草市	■	2018			
熊本県	合志市	■				
熊本県	美里町	■				
熊本県	玉東町	■				
熊本県	南関町	○		2016	5	南関町地球温暖化対策実行計画 区域施策
熊本県	長洲町	■				
熊本県	和水町	■				
熊本県	大津町	■				
熊本県	菊陽町	■				
熊本県	南小国町	■	2018			
熊本県	小国町	○	2019	2014	5	小国町環境モデル都市行動計画
熊本県	産山村	■				
熊本県	高森町	■				
熊本県	西原村	■	2020			
熊本県	南阿蘇村	■				
熊本県	御船町	■				
熊本県	嘉島町	■	2019			

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画中 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
熊本県	益城町	■				
熊本県	甲佐町	■	2019			
熊本県	山都町	■				
熊本県	氷川町	未回答				
熊本県	芦北町	■				
熊本県	津奈木町	■				
熊本県	錦町	■				
熊本県	多良木町	■				
熊本県	湯前町	■				
熊本県	水上村	■				
熊本県	相良村	■				
熊本県	五木村	■				
熊本県	山江村	■				
熊本県	球磨村	○		2014	37	球磨村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
熊本県	あさぎり町	○		2017	5	あさぎり町地球温暖化対策実行計画(区域策定編)
熊本県	苓北町	■				
大分県	大分県	○	2020	2016	5	第4期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大分県	大分市	○	2020	2016	4	第2期大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大分県	別府市	■	2018			
大分県	中津市	■	2019			
大分県	日田市	○		2016	5	日田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大分県	佐伯市	■				
大分県	臼杵市	■				
大分県	津久見市	■				
大分県	竹田市	■				
大分県	豊後高田市	■				
大分県	杵築市	■				
大分県	宇佐市	○		2018	12	宇佐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
大分県	豊後大野市	■				
大分県	由布市	○	2020	2015	10	由布市環境基本計画
大分県	国東市	■				
大分県	姫島村	■	2018			
大分県	日出町	■	2020			
大分県	九重町	■				
大分県	玖珠町	■				
宮崎県	宮崎県	○	2020	2015	5	宮崎県環境計画(改定計画)
宮崎県	宮崎市	○	2022	2017	5	第三次宮崎市環境基本計画 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
宮崎県	都城市	○		2017	14	都城市環境基本計画
宮崎県	延岡市	■				
宮崎県	日南市	△	2022	2011	32	日南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
宮崎県	小林市	○		2018	12	小林市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
宮崎県	日向市	■				
宮崎県	串間市	■				
宮崎県	西都市	△	2018	2018	5	第4次西都市地球温暖化対策実行計画
宮崎県	えびの市	■				
宮崎県	三股町	■				
宮崎県	高原町	■				
宮崎県	国富町	■				
宮崎県	綾町	■	2020			
宮崎県	高鍋町	■				
宮崎県	新富町	■	2018			
宮崎県	西米良村	■				
宮崎県	木城町	■				
宮崎県	川南町	■				
宮崎県	都農町	■				
宮崎県	門川町	■				
宮崎県	諸塚村	■				
宮崎県	椎葉村	■				
宮崎県	美郷町	■				
宮崎県	高千穂町	■				
宮崎県	日之影町	■				
宮崎県	五ヶ瀬町	■				
鹿児島県	鹿児島県	○		2017	13	鹿児島県地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	鹿児島市	○	2021	2011	10	鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン(区域施策編)
鹿児島県	鹿屋市	○	2019	2014	5	鹿屋市環境基本計画【後期計画】
鹿児島県	枕崎市	■				
鹿児島県	阿久根市	■				
鹿児島県	出水市	■				
鹿児島県	指宿市	■				
鹿児島県	西之表市	■	2018			
鹿児島県	垂水市	■				
鹿児島県	薩摩川内市	■				
鹿児島県	日置市	■				
鹿児島県	曾於市	■				
鹿児島県	霧島市	■				
鹿児島県	いちき串木野市	■				
鹿児島県	南さつま市	■				
鹿児島県	志布志市	■				
鹿児島県	奄美市	■				
鹿児島県	南九州市	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
鹿児島県	伊佐市	■				
鹿児島県	姶良市	○	2023	2014	10	姶良市環境基本計画
鹿児島県	三島村	■				
鹿児島県	十島村	■	2019			
鹿児島県	さつま町	■				
鹿児島県	長島町	■				
鹿児島県	湧水町	○	2019	2014	5	第2次湧水町地球温暖化対策実行計画書
鹿児島県	大崎町	■				
鹿児島県	東串良町	■				
鹿児島県	錦江町	■				
鹿児島県	南大隅町	■				
鹿児島県	肝付町	■				
鹿児島県	中種子町	■				
鹿児島県	南種子町	■				
鹿児島県	屋久島町	■				
鹿児島県	大和村	■				
鹿児島県	宇検村	■				
鹿児島県	瀬戸内町	■				
鹿児島県	龍郷町	■				
鹿児島県	喜界町	■				
鹿児島県	徳之島町	○		2011	33	第2次徳之島町 地球温暖化対策実行計画
鹿児島県	天城町	■				
鹿児島県	伊仙町	■				
鹿児島県	和泊町	■				
鹿児島県	知名町	■				
鹿児島県	与論町	■				
沖縄県	沖縄県	○		2015	10	沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
沖縄県	那覇市	○	2019	2014	9	那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
沖縄県	宜野湾市	○	2020	2011	9	宜野湾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
沖縄県	石垣市	■				
沖縄県	浦添市	○	2021	2016	10	浦添市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
沖縄県	名護市	○	2026	2017	10	名護市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
沖縄県	糸満市	■				
沖縄県	沖縄市	○		2013	7	沖縄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
沖縄県	豊見城市	■				
沖縄県	うるま市	■				
沖縄県	宮古島市	○	2019	2013	5	環境モデル都市行動計画
沖縄県	南城市	■				
沖縄県	国頭村	■	2019			
沖縄県	大宜味村	■				
沖縄県	東村	■				

都道府県名	団体名称	策定状況 ○:計画 △:未改定 ■:未策定	直近の予定	策定年度	計画期間	計画名称
沖縄県	今帰仁村	■				
沖縄県	本部町	■				
沖縄県	恩納村	■				
沖縄県	宜野座村	■				
沖縄県	金武町	■				
沖縄県	伊江村	■				
沖縄県	読谷村	■				
沖縄県	嘉手納町	■				
沖縄県	北谷町	■				
沖縄県	北中城村	■				
沖縄県	中城村	■				
沖縄県	西原町	■				
沖縄県	与那原町	■	2019			
沖縄県	南風原町	△	2018	2011	5	南風原町地球温暖化防止実行計画
沖縄県	渡嘉敷村	■				
沖縄県	座間味村	■				
沖縄県	粟国村	■				
沖縄県	渡名喜村	■				
沖縄県	南大東村	■				
沖縄県	北大東村	■				
沖縄県	伊平屋村	■	2019			
沖縄県	伊是名村	未回答				
沖縄県	久米島町	○	2019	2018	6	現在策定予定
沖縄県	八重瀬町	△		2008	10	実行計画
沖縄県	多良間村	■				
沖縄県	竹富町	■				
沖縄県	与那国町	■				

参考2. 調査票

0. 基礎情報

全団体が御回答ください。

Q0-1. 貴団体に該当する分類（地方公共団体の区分）について、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

（○は一つだけ）

↓○印（1つ）

☐	1. 都道府県
☐	2. 政令指定都市
☐	3. 中核市
☐	4. 移行時特例市
☐	5. 特別区
☐	6. 人口10万人以上であって、上記2～4以外の市町村
☐	7. 人口3万人以上10万人未満の市町村
☐	8. 人口1万人以上3万人未満の市町村
☐	9. 人口1万人未満の市町村
☐	10. 地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

Q0-2. 団体内の体制について

（1）. 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無について、当てはまるものを下の選択肢からお選びください。

（○は一つだけ）

↓○印（1つ）

☐	1. 有り
☐	2. 無し

Q0-2(1)で「1」と回答した方

Q0-2. 団体内の体制について

（2）. 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の名称と、所属職員数を御記入ください。

部（局）課 係 の 名 称
所 属 職 員 数
人

Q0-2(1)で「2」と回答した方

Q0-2. 団体内の体制について

（3）. 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数を御記入ください。

該当する職員がいない場合は「0（ゼロ）」を御記入ください。

担 当 職 員 数
人

全団体が御回答ください。

Q0-3. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年月を御記入ください。

また、当該条例の目的について当てはまるものを選択ください。（○はいくつでも）

※環境基本条例についても、下表に示す4項目が主目的として含まれる場合はご記載ください。

↓当該条例の目的について当てはまるものに○印（複数可）

制定年月	条例の名称	地球温暖化 対策の推進	再生可能 エネルギー利用の 促進	省エネルギー の推進	気候変動による 影響への適応 （適応策）
平成 年 月					
平成 年 月					
平成 年 月					
平成 年 月					
平成 年 月					
平成 年 月					

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）のご回答欄のみ御回答ください。

Q0-4. 一部事務組合及び広域連合の事務内容について

- (1). 貴団体の事務内容に当てはまるものを全てをお選びください。
併せて、実行計画（事務事業編）の対象としている事務内容を全てお選びください。
(○はいくつでも)

「事務内容」列：貴団体の事務内容に当てはまるものに○印

「実行計画」列：実行計画（事務事業編）の対象としている事務内容に○印 ※実行計画（事務事業編）を策定していない場合は不要

↓○印（各 複数可）

事務 内容	実行 計画	事 業 内 容
		※水道用水供給事業は、「用水」ではなく、「上水道」に含まれるものとします。
		一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）
		一般廃棄物処理（し尿処理）
		産業廃棄物処理
		火葬・斎場・墓地等
		その他環境衛生事業
		上水道
		下水道
		用水
		水防
		消防
		救急
		病院・医療センター等
		福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）
		老人福祉施設（養護老人ホーム等）
		学校
		その他教育関連施設
		公営競技
		港管理
		会館等の維持管理
		その他行政事務

- (2). 貴団体が活動量（燃料の使用量等）を把握している施設はありますか。 (○は一つだけ)

↓○印（1つ）

1. 有り
2. 無し

全団体が御回答ください。

Q0-5. 地域エネルギー事業の実施・検討状況について

※地域エネルギー事業とは、「貴団体の参画・関与の下に、地域の再生可能エネルギーや、未利用エネルギーを活用し、主に地域内の公共施設や民間企業・家庭に、電気や熱を供給する事業」を指します。
具体的には、地域新電力事業や地域熱供給事業等が該当します。
※電気や熱を全く地域内で消費せず、地域外の電気事業者等に売電している場合（FIT含む）は除きます。

- (1). 地域エネルギー事業について、現在行われているものはありますか？

当てはまるものを全てお選びください。 (○はいくつでも)

↓○印（各 複数可）

1. 貴団体が直接事業を行っている
2. 貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている
3. 貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある
4. 貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある
5. 地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない
6. 1～5に該当する事業は存在しない
7. 不明
8. その他

- (2). 地域エネルギー事業について、現在検討しているものはありますか？

当てはまるものを全てお選びください。 (○はいくつでも)

↓○印（各 複数可）

1. 貴団体が直接事業を行う
2. 貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う
3. 貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する
4. 貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う
5. 現在検討しているものはない
6. 不明
7. その他

全団体がお読みください。

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

＜※重要なお知らせ＞

地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「実行計画（事務事業編）」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項が適用・準用さ

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3～12 （略）

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（市に関する規定の適用）

第283条 （略）

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにおいては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにおいては市に関する規定、その他のものにおいては町村に関する規定を準用する。

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

（1）平成30年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定状況を下の選択肢の中からお選びください。

（○は一つだけ）

※実行計画（事務事業編）を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。
※改定時期が未定な場合や、改定時期が平成31年度以降の場合でも、改定する予定があれば「改定する予定がある」をお選びください。

↓Q印（1つ）

1. 過去に一度も策定したことがなく、平成30年10月1日以降も策定する予定はない
2. 過去に一度も策定したことがないが、平成30年10月1日以降に策定する予定がある
3. 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定はない
4. 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定がある
5. 既に計画期間を経過しているが、平成30年10月1日以降に改定する予定はない
6. 既に計画期間を経過しており、平成30年10月1日以降に改定する予定がある

Q1-1（1）で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方

平成 年度

Q1-1（1）で、「3」「5」「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

（2）平成30年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください。

（改定した場合は、最新の実行計画（事務事業編）について御記入ください。）

※開始年度から目標年度までの年数	
当初策定年度	計画期間
平成 年度	年間
※改定した場合のみ記入	
最終改定年度	計画期間
平成 年度	年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。

例えば、開始年度が平成22年度、目標年度が平成27年度の場合は「6年間」とご回答ください。

最新の実行計画（事務事業編）の名称を御記入ください。

Q1-1(1)で、「1」「2」「3」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

- (3). 「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区含む）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられています。
実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由について、
当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	計画を策定・改定するための人員がないため
☐	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
☐	専門知識がないため
☐	これまでの実績の検証・評価ができていないため
☐	他の業務と比較して優先度が低いため
☐	策定が義務だと知らなかったため
☐	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）
☐	周辺の団体も未策定であるため
☐	環境関連マネジメントシステムを導入しているため
☐	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）
☐	前任者から引継ぎがなされていなかったため
☐	その他
☐	不明

Q1-1(1)で、「3」「4」「5」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

- (4). 貴団体の最新の実行計画で、排出量を算定しているガスの種類を教えてください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	1. 二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）
☐	2. 二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）
☐	3. メタン
☐	4. 一酸化二窒素
☐	5. ハイドロフルオロカーボン
☐	6. パーフルオロカーボン
☐	7. 六ふっ化硫黄

Q1-1(1)で、「3」「4」「5」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

- (5). 温室効果ガスの排出量を算定するために必要な以下の活動を、どの部署が実施していますか。

(〇は一つだけ)

ア. エネルギー使用量等の収集

↓〇印（1つ）

☐	1. 環境部局
☐	2. 管財部局、公共施設マネジメント所管部局
☐	3. 財政部局
☐	4. 企画部局
☐	5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

イ. 収集したデータに基づく排出量の算定

↓〇印（1つ）

☐	1. 環境部局
☐	2. 管財部局、公共施設マネジメント所管部局
☐	3. 財政部局
☐	4. 企画部局
☐	5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-1(1)で、「2」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(6). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)

にて、実行計画（事務事業編）の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。

平成29年3月に環境省は「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。

また、温室効果ガス排出量算定支援ツールとして、バージョンアップした「かんたん算定シート」と

新たに作成した「建築物削減ポテンシャル推計ツール」を公開しました。

これらのマニュアルやツール類のうち、最新の実行計画（事務事業編）の策定又は改定に当たって

使用したものや、現在使用しているものについて、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

☐	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）
☐	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）
☐	建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver. 1.0）
☐	かんたん算定シート（Ver. 4.0）
☐	改定以前の（＝1～3以外の）マニュアル・ガイドライン
☐	従来のツール類（かんたん算定シート（Ver. 3.0）等）
☐	マニュアルやツール類の存在を知らなかった
☐	使用していない
☐	使用しているかわからない

全団体が御回答ください。

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(7). 「地球温暖化対策推進法」の平成28年5月の改正に伴い、実行計画を共同で策定できる旨が規定されました。

（「地球温暖化対策推進法」第21条第1項）

貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印（1つ）

☐	1. 平成29年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である
☐	2. 平成30年度中に共同した計画を策定予定である
☐	3. 平成31年度以降に共同した計画を策定予定である
☐	4. 共同策定の予定はないが関心がある
☐	5. 共同策定の予定がなく関心もない
☐	6. 共同策定ができることを知らなかった

Q1-1(7)で、「2」「3」のいずれかを選択した方

共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

Q1-1(7)で、「4」を選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(7). 貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、関心がある場合は

共同したい相手先について、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

☐	管内の市町村（特別区含む）（都道府県の場合）
☐	属する都道府県（市町村（特別区含む）の場合）
☐	近隣の市町村（特別区含む）
☐	一部事務組合及び広域連合
☐	自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村
☐	人口等の点で最も規模が大きい構成団体
☐	構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-I(7)で、「5」を選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

- (7). 貴団体における実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況等について、関心がない場合
その理由について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい
☐	構成団体や構成団体が共通の他の組合の窓口がわからない
☐	構成団体や他の組合に相談したことがない
☐	構成団体や他の組合と計画期間が合致しない
☐	構成団体の賛同が得られなかった
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-I(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

- (8). 最新の実行計画（事務事業編）の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書、環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会等で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント展示などで公表している
☐	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例：〇〇課が発信しているメールマガジン

「公表していない理由」を具体的に御記入ください。 例：計画期間が経過しているため

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について

- (1). 最新の実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出削減目標等及び及び直近の温室効果ガス総排出量等をそれぞれ御記入ください。

※基準年度・目標年度及びそれぞれの総排出量は必ず回答してください。

もし、貴団体の計画で、これらの設定が無い場合には、「-」（半角のマイナス）をご記入ください。

※温室効果ガス総排出量の単位は「t-CO₂/年」です。

実行計画で「kg-CO₂/年」を単位としている場合は、1000で割って「t-CO₂/年」に変換してお答えください。

また、小数点以下は四捨五入して「整数」でお答えください。

※削減率はプラスの値で入力してください。もし、排出量が増加した場合はマイナスの値を入力してください。

なお、削減率は「小数第2位まで」でお答えください。

	基準年度		目標年度		直近の点検年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度
温室効果ガス 総排出量 (t-CO ₂ /年)						
基準年度からの 削減率 (%)				%		%

基準年度及び目標年度の温室効果ガス総排出量や削減目標等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

※「変更があった場合」とは、例えば、実行計画の改定には至らないものの、地球温暖化係数の改定等に伴い、

基準年度の温室効果ガス総排出量等をさかのぼって修正した場合などを指します。□

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について

- (2). 既存の行政計画について、実行計画（事務事業編）との調和・連携又は統合の状況として、当てはまるものをお選びください。

（○は一つだけ）

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

「1」～「4」のうち当てはまるものに○印（一つ）

条例の名称	1. 調和・連携 している	2. 統合している	3. 調和・連携も 統合もしていない	4. 不明
総合計画				
環境基本計画				
公共施設等総合管理計画				
（一般、産業）廃棄物処理計画				
その他				

「その他」について、「1. 調和・連携している」「2. 統合している」と回答した場合、

調和・連携又は統合している計画の名称を具体的に御記入ください。

用語

●「調和・連携」とは

実行計画（事務事業編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（事務事業編）の目的や措置について、関連する他分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

●「統合」とは

実行計画（事務事業編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-3. 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組みについて

- (1). 認証取得の有無に関わらず、導入している環境関連マネジメントシステムについて、当てはまるものを全てお選びください。（〇はいくつでも）

↓〇印（複数可）

☐	エネルギーマネジメントシステムISO50001
☐	環境マネジメントシステムISO14001
☐	エコアクション21
☐	独自の環境マネジメントシステム
☐	その他
☐	導入していない
☐	不明

「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容を具体的に御記入ください。

「独自の環境マネジメントシステム」の内容を具体的に御記入ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

- (2). 実行計画（事務事業編）の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものについて、当てはまるものを全てお選びください。（〇はいくつでも）

※但し、既に実行計画（事務事業編）の計画期間を経過している場合は、「取り組んでいない」を選択してください。

↓〇印（複数可）

☐	全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
☐	一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
☐	全職員への計画内容の周知
☐	職員研修
☐	取組点検に対する監査
☐	取組の自己評価
☐	進行管理の仕組みの見直し・改善
☐	その他
☐	取り組んでいない
☐	不明

- (3). 実行計画（事務事業編）の進捗状況を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください。（〇はいくつでも）

↓〇印（複数可）

☐	地方公共団体実行計画協議会
☐	地球温暖化対策地域協議会
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される庁内組織
☐	その他
☐	協議・審議する場はない
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例：庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会

用語

●エネルギーマネジメントシステム

ISO50001

組織活動において使用するエネルギーを管理・改善するために、エネルギー方針・目的・目標を設定し、これらをPDCAのマネジメントシステムで継続的に改善するための要求事項を定めた国際規格

●環境マネジメントシステム

ISO14001

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑制することを目的に定められた環境に関する国際規格

●エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取組を効果的・効率的に行うマネジメントシステムとして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度

全団体が御回答ください。

Q1-4. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

- (1). 再生可能エネルギーの導入に取り組んでいますか。下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※貴団体の事務事業において再生可能エネルギー設備を導入している場合はすべて
(自家消費している場合も、外部に販売している場合も)「取り組んでいる」とお答えください。

↓○印(一つ)

☐	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる
☐	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる
☐	3. 再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない
☐	4. 施設や設備を保有していない(一部事務組合及び広域連合のみ)
☐	5. 不明

用語

●「再生可能エネルギー」とは

エネルギー資源を繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しないエネルギーで、具体的には太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等を指します。

Q1-4 (1) で、「1」を選択した方

- (2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要を記載ください。

(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む) 例) 公共施設への○○エネルギー導入によって、▲▲年比■%削減を目標とする

全団体が御回答ください。

Q1-5. 事務事業に関する吸収源対策の取組状況

- (1). 下表の吸収源対策の取組状況について、選択肢の中から対策ごとに一つお選びください。

(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1~4のうち当てはまるものに○印(一つ)

取組	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
森林吸収源対策				
農地土壌炭素吸収源対策				
都市緑化等の推進				
その他				

「その他」について、「1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。」

「2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

- (2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要を記載ください。

(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む) 例) 森林吸収源対策として、○○年度までに△△haの間伐を実施する 等

金団体が御回答ください。

Q1-6. 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、当てはまるものをそれぞれ一つお選びください。

(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

1~4のうち当てはまるものに○印（一つ）

取組	1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進				
グリーン購入法に基づく環境物品等の調達				
公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備				
BATの積極的な導入				
その他				

「その他」について、「1. 実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」

「2. 実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

用語

●環境配慮契約法に基づく環境配慮契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。環境配慮契約法における対象契約は「電力の購入」、「自動車の調達」、「船舶の調達」、「ESCO事業」、「建築設計」、「産業廃棄物の処理」の6契約。

●グリーン購入法に基づく環境物品等の調達

グリーン購入法において対象とされている環境物品は紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務等19品267品。（詳細は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を参照）

●BAT（Best Available Technology）

経済的に利用可能な最善の技術。例えば、「環境省指定先進的高効率設備機器一覧」に位置付けられた設備・機器など。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

(1). 都道府県及び市町村は、「地球温暖化対策推進法」第21条第10項に基づき、毎年、実行計画の実施状況を公表しなければならないとされています。実行計画（事務事業編）における実施状況の点検のタイミングについて、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※実行計画（事務事業編）における実施状況には、温室効果ガス総排出量を含みます。

※既に実行計画（事務事業編）の計画期間を経過している場合は、「点検していない」をお選びください。

1. ○印（1つ）

1. 毎月一回のペースで点検している
2. 四半期に一回のペースで点検している
3. 半年に一回のペースで点検している
4. 毎年一回のペースで点検している
5. 毎年ではないが点検している
6. 点検していない
7. 不明

Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (2). 実行計画（事務事業編）における点検の対象について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）
☐	部局・課室単位の温室効果ガス排出量
☐	施設管理者単位の温室効果ガス排出量
☐	建物単位の温室効果ガス排出量
☐	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目
☐	ベンチマーク指標との比較
☐	排出量が増減した理由
☐	増減した場合の対応策
☐	その他
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (3). 実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量（又は、エネルギー使用量など）の集計方法について、
当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	独自開発の情報システムを利用
☐	既存のパッケージソフトを利用
☐	クラウド等の外部サービスを利用
☐	独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計
☐	独自様式の紙媒体により集計
☐	環境省の支援ツールにより集計
☐	外部業者への委託により集計
☐	その他
☐	不明

「既存のパッケージソフト」について、提供者・名称を具体的に御記入ください。

システム提供者	システム名

「クラウド等の外部サービス」について、提供者・名称を具体的に御記入ください。

サービス提供者	サービス名

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (4). 実行計画（事務事業編）の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	財源が不足している
☐	人員が不足している
☐	他の部局・課室の協力が得られにくい
☐	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
☐	最新の技術情報や知見が不足している
☐	措置の効果の見積もりや評価が難しい
☐	有望な措置が見つからない
☐	補助金など弾力的な運用ができない
☐	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
☐	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない
☐	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる
☐	その他
☐	特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (5). 実行計画（事務事業編）における点検結果・経緯の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)

1. 印 (複数可)

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書、環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会等で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント展示などで公表している
☐	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「公表していない理由」を具体的に御記入ください。 例：計画期間が経過しているため

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例：〇〇課が発信しているメールマガジン

Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (6). 実行計画（事務事業編）における温室効果ガス総排出量や対策効果等の点検結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。
当てはまるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)

1. 印 (複数可)

☐	国内機関（国や都道府県など）へ報告している
☐	国外機関へ報告している
☐	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
☐	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
☐	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している
☐	審議会・委員会への報告資料としている
☐	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている
☐	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている
☐	職員の省エネ意識の向上に活用している
☐	その他
☐	活用していない
☐	不明

「国内機関へ報告している」を選択した場合、その国内機関名称を記載ください。

「国外機関へ報告している」を選択した場合、その国外機関名称を記載ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-7(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-7. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について

- (7). 実行計画（事務事業編）における直近の進捗状況を担当部局としてどのように評価していますか。
下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印（1つ）

☐	1. 目標達成に向けて、順調に進んでいる
☐	2. 目標達成が困難な状況である
☐	3. 評価していない

上記を選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。

全団体が御回答ください。

Q1-8. 実行計画（事務事業編）の見直しについて

- (1). 地方公共団体の実行計画は、政府の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。

最新の「地球温暖化対策計画」は平成28年5月13日に閣議決定されました。

これを受けた実行計画（事務事業編）の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印（1つ）

☐	1. 政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である
☐	2. 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を改定を行う予定である （又は検討中である）
☐	3. 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
☐	4. 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
☐	5. 過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している
☐	6. 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）

上記Q1-8 (1) で、「1」～「6」のいずれかを選択した方

策定・改定の年度（予定を含む）を御記入ください。

平成 年度

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-8. 実行計画（事務事業編）の見直しについて

- (2). 実行計画（事務事業編）の直近の中間見直し（計画期間の中間年度等における、

一部又は全部の改定を視野に入れた全般的な進捗評価）の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印（1つ）

☐	1. 予定がある
☐	2. 予定がない
☐	3. 不明

上記Q1-8 (2) で、「1」を選択した方

見直し予定の年度を御記入ください。

平成 年度

Q1-8(2)で、「1」を選択した方

Q1-8. 実行計画（事務事業編）の見直しについて

- (3). 実行計画（事務事業編）における中間見直しの対象について、それぞれ一つずつ選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓1～3のうち当てはまるものに○印（一つ）

対象	1. 対象としている	2. 対象としていない	3. 不明
目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）	☐	☐	☐
取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）	☐	☐	☐
管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）	☐	☐	☐

都道府県の御担当者の方

Q1-9. 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて

- (1). 政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集
☐	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
☐	その他(実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など)
☐	取り組んでいない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-9(1)で、「取り組んでいない」を選択した方

- (2). 市町村に対する支援を行っていない理由を教えてください。
(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	日常業務で忙しく、時間をとることができない
☐	知識・情報が足りない
☐	問合せに対応する人材が明確になっていない
☐	市町村のニーズが分からない(何をやらねばよいかわからない)
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q1-10. 算定対象となる施設の把握に関して

- (1). 実行計画(事務事業編)の策定・改定・実施に当たり、「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータを活用していますか。
または、活用したいと考えていますか。
(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 「公共施設等総合管理計画」を知らない
☐	2. 活用している
☐	3. 活用したいと考えているが現状は活用していない
☐	4. 活用することを考えていない
☐	5. その他のデータを活用している
☐	6. 不明

「その他のデータ」の内容を具体的に御記入ください。

解説

●「3. 活用したいと考えているが現状は活用していない」
過去に一度も実行計画を策定したことはない、もしくは既に計画期間を経過していても、実行計画の策定に当たり活用したいと考えている場合は、この選択肢を選んでください。

Q1-10(1)で、「3」又は「4」を選択した方

Q1-10. 算定対象となる施設の把握に関して

- (2). 前設問で3又は4と回答いただいた方にお伺いします。
「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータを活用していない理由について
当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため
☐	2. これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため
☐	3. その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため
☐	4. 計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため
☐	5. 実行計画(事務事業編)を策定・改定していないから
☐	6. その他
☐	7. 不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q1-10. 算定対象となる施設の把握に関して

- (3). 貴団体では、所有する公共施設の建屋単位の情報を一元化した建物台帳を作成していますか。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 全ての施設を対象にした建物台帳を作成している
☐	2. 一部の施設を対象にした建物台帳を作成している
☐	3. 建物台帳は作成していない
☐	4. 不明

- (4). 貴団体では、所有する公共施設に設置されている設備の情報を一元化した設備台帳を作成していますか。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 全ての施設を対象にした設備台帳を作成している
☐	2. 一部の施設を対象にした設備台帳を作成している
☐	3. 設備台帳は作成していない
☐	4. 不明

- (5). 貴団体では、公共施設等総合管理計画の運用に際し、どのようなシステム(又はソフトウェア)を活用していますか。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. (一財) 建築安全センターが提供している「BIMMS(保全マネジメントシステム)」
☐	2. 民間企業が提供している汎用的なソフトウェア
☐	3. 独自に開発したシステム
☐	4. Excelで管理している(特別なソフトウェアは活用していない)
☐	5. その他
☐	6. 不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

※実行計画(事務事業編)を過去に一度も策定したことが無い場合、もしくは平成30年10月1日時点で計画期間を経過している場合は、空欄としても構いません。

Q1-11. 貴団体で策定する地方公共団体実行計画(事務事業編)の対象としている施設について

※施設分類ごとの標準的な温室効果ガス排出量原単位(延床面積あたり)を把握するための設問です。

全国の地方公共団体における標準的な値を得るため、共通の施設分類と算定方法の

「公共施設等更新費用試算ソフト」において採用されている分類にあわせてお答えいただく必要があります。

お手数とは存じますが、貴団体に用いている施設分類と以下の分類との関係を整理した上でお答えいただくよう、お願いいたします。

- (1). 下表に記載された施設のうち、実行計画(事務事業編)の対象となるかどうかを4つの選択肢から1つお選びください。
併せて、直近の点検年度における実行計画(事務事業編)の対象となる施設の延べ床面積、温室効果ガス排出量について御記入ください。

【対象とする施設について】

※指定管理やPFIの対象施設も含めてください。民間施設の一部を間借りしていたり、公共施設の一部を民間が間借りしている場合は、

貴団体が管理している部分のみをお答えください。

※貴団体の管轄区域外にある施設でも、貴団体で策定している実行計画(事務事業編)の対象となる施設に関しては本設問の対象としてください。

【施設の分類について】

※複合施設の場合は、構成施設毎に分割してお答えください。それが難しい場合は、代表施設にまとめてお答え頂く形で構いません。

いずれの場合も、施設数・延床面積と温室効果ガス排出量に対応するようにしてください。

※社会教育施設は、その主たる用途を踏まえ、「集会施設」「文化施設」「図書館」「博物館等」「スポーツ施設」等に分類して下さい。

【数値の記入方法について】

※延床面積とは、壁や柱に囲まれている部分の延べ面積を指します。建物が無い場合(設備や広場のみの場合)や、車両に対してはゼロとなります。

※温室効果ガス排出量は、すべての温室効果ガスの排出量の合計値をCO2に換算した「温室効果ガス総排出量」でお答えください。

ただし、エネルギー起源CO2しか把握していない場合は、それを御回答ください。

※建物以外に、設備・工作物からの温室効果ガスの排出がある場合も、関連する施設に含めてお答えください。

※正確な数値が不明な場合は、概数で構いません。

※排出量の単位は「kg-CO2」ではなく「t-CO2」です。「kg-CO2」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO2」に換算してお答え下さい。

※排出量は四捨五入して整数でお答え下さい。

↓以下の「施設対象」は、「1」～「4」の番号を記載ください。
「1.対象」「2.対象外」「3.一部対象外」「4.保有無し」

主 な 施 設				直近の点検年度（事務事業編対象施設）		
大分類	中分類	定義	施設対象	施設数	延床面積 (㎡)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年) ※記載可能な場合のみ
市民文化系施設	集会施設	主に集会を目的として貸し出される施設				
	文化施設	主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設				
社会教育系施設	図書館	図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設				
	博物館等	価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設				
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 ※1	運動・スポーツの実施を目的として設置された施設（運動公園を含む）				
	レクリエーション施設・観光施設	主に観光旅行者の利用に供する目的で設置された施設（主に休養宿泊の目的に供する施設は「保養施設」を含む）				
	保養施設	主に休養・保養や、観光・研修のための宿泊に用いられる施設				
産業系施設	産業系施設	産業振興を目的として設置された施設（商業、工業、農林水産産業等）				
学校教育系施設	学校	学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）				
	その他教育施設	学校教育に関連する、学校以外の施設（社会教育施設は含まない）				
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園、保育所、こども園				
	幼児・児童施設	子育て支援を目的とした、幼保・こども園以外の施設				
保健・福祉施設	老人福祉施設、介護保険施設	老人福祉を目的とした施設、介護保険サービスを利用できる公的施設				
	障害者支援施設	障害者の支援を目的とした施設				
	児童福祉施設	児童福祉を目的とした施設				
	保健施設	地域保健法に基づく保健所・保健センター				
	その他福祉施設	社会福祉を目的とする、上記以外の施設				
医療施設	医療施設	医療の提供を主たる目的とする施設				
行政系施設	庁舎等	地方公共団体の機関（都道府県・市区町村の首長部局・議会・行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合）が入居する施設				
	消防施設	消防の用に供する施設				
	その他行政系施設	地方公共団体がその事務を処理するために使用する、上記以外の施設				
公営住宅	公営住宅（居住部除く。）	一般住民のために地方公共団体が建設した住宅（事務事業編の対象は施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等のみ。居住部は含まない。）				
公園	公園 ※2	都市公園法に基づく都市公園、地方公共団体の条例に基づく公園、その他同様の目的に供される各種公園・遊園・緑地（ただし、運動公園を除く）				

以下の「施設対象」は、「1」～「4」の番号を記載ください。
「1.対象」「2.対象外」「3.一部対象外」「4.保有無し」

主 な 施 設				直近の点検年度（事務事業編対象施設）		
大分類	中分類	定義	施設対象	施設数	延床面積 (m ²)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年) ※記載可能な場合のみ
供給処理施設 ※3	一般廃棄物処理施設	ごみ・し尿の処理及び埋立処分用に供される施設				
	水道施設	人の飲用に適する水の供給を目的として設置された施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設）。水道事業（上水道事業、簡易水道事業）、専用水道、貯水槽水道（簡易専用水道、小規模貯水槽水道）飲料水供給施設、飲用井戸等、水道用水供給事業、工業用水供給事業を含む。				
	下水道施設	下水（汚水・雨水）の排除・処理を目的として設置された施設（排水施設、処理施設、ポンプ施設）。下水道法に基づく公共下水道、流域下水道、都市下水路のほか、集落排水施設、合併処理浄化槽・コミュニティプラント等を含む。				
	その他供給施設	電気・ガス・熱の供給を目的として設置された施設				
その他施設・設備	車両	地方公共団体が業務に使用する自動車、公共交通の目的に供するバス				
	屋外照明	屋根や天井のない開かれた場所に取りつける照明				
	信号機	道路に設置される信号機				
	その他施設・設備	地方公共団体が管理しているその他の施設・設備				
	※その他施設・設備の内訳を記載したい場合にお使いください。					

※1：運動公園の延床面積は、土地の面積ではなく、園内の建物の延床面積の合計をお答えください。

※2：公園の延床面積は、土地の面積ではなく、園内の建物の延床面積の合計をお答えください。

※3：庁舎や事務所は「庁舎等」の方でお答えください。ただし、処理施設とあわせてエネルギーを管理しており、区分できない場合は、当該項目にまとめてご記入いただいても結構です。延床面積は、建屋とプラント（屋外も含む）を合わせた面積をご記入ください。管路など面積が定義できない設備・工作物は含めなくて結構です。

施設名称例

中分類	施設名称例
集会施設	公民館、コミュニティセンター
文化施設	市町村民会館、市町村民ホール、市町村民文化センター
図書館	中央図書館、地域図書館、図書館分室
博物館等	博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館
スポーツ施設	体育館、プール、スポーツセンター、武道館、サッカー場、テニスコート、野球場、運動公園（うち運動施設・管理棟・倉庫・便所等）
レクリエーション施設・観光施設	観光センター、観光案内所、道の駅
保養施設	保養施設、宿泊・研修施設、温浴施設、休憩所
産業系施設	産業振興センター、商工センター、職業訓練施設、工業試験場・工業技術センター、農業試験場・農業センター・農場、畜産試験場・畜産センター・牧場、水産試験場・養魚場、林業試験場
学校	小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、特別支援学校、高等専門学校
その他教育施設	教育センター、青少年センター、給食センター
幼保・こども園	幼稚園、保育所、こども園
幼児・児童施設	児童館、児童センター、放課後児童クラブ、子育て支援センター
老人福祉施設、介護保険施設	老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家、介護保険施設
障害者支援施設	障害者支援センター、按摩施設
児童福祉施設	児童養護施設、児童相談所、母子生活支援施設
保健施設	保健所、保健会館、保健センター
その他福祉施設	福祉事務所、福祉会館、救護施設
医療施設	病院、診療所、助産施設
庁舎等	庁舎、支所、課場
消防施設	消防署、分署・出張所、消防学校、消防倉庫
その他行政系施設	警察施設（警察署、分署、派出所、警察学校）、各種事務所（森林事務所・林務所、建設事務所、工務事務所）、防災・治水施設（防災センター、備蓄倉庫、水防倉庫、排水機場・ポンプ場）
公営住宅（居住部除く。）	公営住宅
公園	公園・緑地・遊園（うち管理棟・倉庫・便所等）
一般廃棄物処理施設	ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場、リサイクルプラザ、清掃事務所
水道施設	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所
下水処理施設	下水処理施設、汚泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所
その他供給施設	電気・ガス事業関連施設、地域冷暖房設備、ロードヒーティング設備
車両	自動車、バス
屋外照明	街路灯、道路灯
信号機	信号機
その他施設・設備	【施設】 職員住宅・寮（ただし居住部は事務事業編の対象外。）、駐車場・駐輪場、公衆便所、火葬場・斎場・墓地、市場・と畜場、競馬・競輪・競艇場、鉄軌道・バス事業関連施設、港湾施設、空港施設 【設備】 放送送信設備、道路・デッキ・アーケード、鉄道車両、船舶、飛行機・ヘリコプター

都道府県、市町村（特別区含む。）の全団体が御回答ください。

- Q1-11. 貴団体が策定する地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設について
 (2). 上記の対象施設分類で「2：対象外」又は「3：一部対象外」を選択した施設等がある場合、
対象としていない主な理由として当てはまるものを全てお選びください。
 「2：対象外」又は「3：一部対象外」を選択した施設がない場合は空欄で結構です。
 (○はいくつでも)

↓○印（複数可）

☐	管理委託をしているため
☐	指定管理をしているため
☐	PFI (Private Finance Initiative) で運営しているため
☐	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため
☐	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため
☐	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため
☐	基準年度以降に新設された施設等のため
☐	合併前の団体の施設等のため
☐	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため
☐	その他
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例）他部局との連携が図られていない。知見のある職員が配属されていない。 等

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q1-12.

下表において、再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備を導入している施設があれば、

該当する施設に○印をお願いします。

施設を複数保有している場合、該当する施設が1つでもあれば○印をお願いします。

(○はいくつでも)

電気系

※エネルギーを自家消費している場合も、外部に販売している場合もどちらも含まれます。

主 な 施 設		再生可能・未利用エネルギー活用状況 : 電気系						
大分類	中分類	太陽光 発電	風力 発電	水力 発電	地熱 発電	バイオマス 発電	廃棄物 発電	その他 発電
市民文化系施設	集会施設							
	文化施設							
社会教育系施設	図書館							
	博物館等							
スポーツ・ レクリエーション 系 施設	スポーツ施設							
	レクリエーション施設・観光施設							
	保養施設							
産業系施設	産業系施設							
学校教育系施設	学校							
	その他教育施設							
子育て支援施設	幼保・こども園							
	幼児・児童施設							
保健・福祉施設	老人福祉施設、介護保険施設							
	障害者支援施設							
	児童福祉施設							
	保健施設							
	その他福祉施設							
医療施設	医療施設							
行政系施設	庁舎等							
	消防施設							
	その他行政系施設							
公営住宅	公営住宅(居住部除く。)							
公園	公園							
供給処理施設	一般廃棄物処理施設							
	水道施設							
	下水道施設							
	その他供給施設							
その他施設・設備	車両							
	屋外照明							
	信号機							
	その他施設・設備							
	※その他施設・ 設備の内訳を 記載したい場合に お使いください。							

用語

●「バイオマス発電」とは

ここでは「バイオマス」は次のものとします。

→メタン発酵ガス(下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来)、間伐材等由来の木質バイオマス(間伐材、主伐材など)、
一般木材バイオマス(農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む。製材端材、輸入材、パーム椰子殻、パームトランク、もみ殻、稲わらなど)

●「廃棄物発電」とは

ここでは「廃棄物」は次のものとします。

→建設資材廃棄物(建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材)、一般廃棄物・その他のバイオマス(剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、
黒液、いわゆる「ごみ発電」も該当します。)

なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない主伐材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するものとします。

Q1-12.

下表において、再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備を導入している施設があれば、該当する施設に○印をお願いします。
施設を複数保有している場合、該当する施設が1つでもあれば○印をお願いします。
(○はいくつでも)

熱系

※エネルギーを自家消費している場合も、外部に販売している場合もどちらも含まれます。

主 な 施 設		再生可能・未利用エネルギー活用状況 : 熱系							
大分類	中分類	太陽 熱利用	地中 熱利用	温水 熱利用	バイオマス 熱利用	廃棄物 熱利用	温泉 熱利用	温度差 エネルギー 利用	その他 熱利用
市民文化系施設	集会施設								
	文化施設								
社会教育系施設	図書館								
	博物館等								
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設								
	レクリエーション施設・観光施設								
	保養施設								
産業系施設	産業系施設								
学校教育系施設	学校								
	その他教育施設								
子育て支援施設	幼保・こども園								
	幼児・児童施設								
保健・福祉施設	老人福祉施設、介護保険施設								
	障害者支援施設								
	児童福祉施設								
	保健施設								
	その他福祉施設								
医療施設	医療施設								
行政系施設	庁舎等								
	消防施設								
	その他行政系施設								
公営住宅	公営住宅(居住部除く。)								
公園	公園								
供給処理施設	一般廃棄物処理施設								
	水道施設								
	下水道施設								
	その他供給施設								
その他施設・設備	車両								
	屋外照明								
	信号機								
	その他施設・設備								
	※その他施設・設備の内訳を記載したい場合にお使いください。								

用語

●「温度差エネルギー」とは

地下水、河川水、下水などの水温は、夏場は気温より低く、冬場は気温より高くなります。温度差エネルギー利用は、この水の持つ熱をヒートポンプを用いて利用するもので、冷暖房など地域供給源として利用されています。

●「バイオマス」とは

ここでは「バイオマス」は次のものとします。

→メタン発酵ガス(下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来)、間伐材等由来の木質バイオマス(間伐材、主伐材など)、一般木材バイオマス(農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む。製材端材、輸入材、パーム椰子殻、パームトランク、もみ殻、稲わらなど)

●「廃棄物」とは

ここでは「廃棄物」は次のものとします。

→建設資材廃棄物(建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材)、一般廃棄物・その他のバイオマス(剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液、いわゆる「ごみ発電」も該当します。)

Q1-13. 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

各施設において、温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組があれば、取組の具体的な内容を御記入ください。

※別施設で同様の取り組みを実施した場合でも、「同上」と御記入いただくのではなく、内容を御記入ください。

※当該年度に実施した取組に限らず、過去に実施した取組を含めてご回答ください。

主 な 施 設		直近の実行計画の点検前までに特に力を入れて実施した取組の具体的な内容
大分類	中分類	
市民文化系施設	集会所	
	文化施設	
社会教育系施設	図書館	
	博物館等	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	
	レクリエーション施設・観光施設	
	保養施設	
産業系施設	産業系施設	
学校教育系施設	学校	
	その他教育施設	
子育て支援施設	幼保・こども園	
	幼児・児童施設	
保健・福祉施設	老人福祉施設、介護保険施設	
	障害者支援施設	
	児童福祉施設	
	保健施設	
	その他福祉施設	
医療施設	医療施設	
行政系施設	庁舎等	
	消防施設	
	その他行政系施設	
公営住宅	公営住宅(居住部除く。)	
公園	公園	
供給処理施設	一般廃棄物処理施設	
	水道施設	
	下水道施設	
	その他供給施設	
その他施設・設備	車両	
	屋外照明	
	信号機	
	その他施設・設備	
	※その他施設・設備の内訳を記載したい場合にお使いください。	

＜※重要なお知らせ＞

○温室効果ガス削減に向けた具体的な取組については、「地球温暖化対策推進法」第25条に基づき、「温室効果ガス排出抑制等指針」が定められています。政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）においても、地方公共団体が講ずべき措置の一つとして、「温室効果ガス排出抑制等指針」に基づく省エネルギーの推進等が定められています。

これまでに、「業務部門」、「家庭部門」、「産業部門」、「製造業」、「上水道・工業用水道部門」及び「下水道部門」について、「温室効果ガス排出抑制等指針」が公表されています。

詳しくは、以下URLより「温室効果ガス排出抑制等指針について」のパンフレットをご覧ください。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/files/ghg_guideline_6.pdf

○環境省では、再生可能エネルギーの導入可能性調査から設備導入に至るまで、また、省エネルギーの可能性調査から省エネルギー型設備導入に至るまで、多様な補助金のメニューを用意しており、本年8月に「平成31年度概算要求書」を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成31年度重点施策集」を公表しております。詳しくは以下URLよりご覧ください。

<http://www.env.go.jp/guide/budget/2019/19juten-sesakushu.html>

分野	温室効果ガス削減に向けた取組の例
建築物	省エネ基準に適合した建築物の新築
	既存建築物の断熱改修
	高効率照明の導入
	高効率空調の導入
	高効率ボイラーの導入
	高効率給湯器の導入（エコキュート、エコジョーズ等）
	コージェネレーションの導入（熱源より電力と熱を生産し供給するシステム、エネファーム、エコウィル等）
	BEMS・スマートメーターを活用したエネルギー管理の導入
	再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用
	ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の実現
	屋上・屋面の緑化
	省エネ診断・コミッシングの実施
	ESCO事業
	エネルギーの効率的利用
廃棄物処理	省エネルギーを目的とした施設運用指針の策定
	PM事業者・指定管理者に対する温室効果ガス排出量削減の要請
	3Rの推進による廃棄物処理量の削減
	資源化や中間処理への移行による直接埋立量の削減
	破砕設備の導入による燃焼の安定化・効率化
	自動燃焼制御システムの導入による燃焼の安定化
	風煙道における流速適正化、ろ過式集塵装置による通風抵抗低減による電力消費量の削減
	高効率ボイラーの導入による排熱のエネルギー利用の増大
	廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入
	最終処分場における準好気性埋立構造の採用
水道	ポンプ設備におけるインバータ等を利用した回転速度制御システムの導入
	送水・配水施設における末端圧制御・送水系統の流量制御等によるポンプ制御の適正化
	管路の残存圧力等を利用した漏水・送水・配水等への小水力発電設備の導入
	高度浄水処理における排ガス・処理装置の熱回収
	取水・漏水・送水・配水工程等における自然流下系統の有効利用
	配水管のダクタイル管への取替による漏水防止
下水道	処理場への流入水量の抑制
	微細気泡散気装置等の導入による酸素移動効率の向上、微細気泡散気装置及び送風機の組合せによる送風量の適正化
	高効率反応タンク攪拌機の導入
	処理設備の運転の効率化・適正化
	下水熱を熱源としてヒートポンプ等により熱エネルギーを回収する設備の導入
	未利用ガスを熱エネルギーや発電に利用する設備の導入
	汚泥焼却施設における高効率燃焼設備・汚泥固形燃料化技術の導入
	終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用
公共交通・公用車	省エネ型浄化槽の導入・取替
	燃費性能の優れた車両の導入
	次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の導入
	エコドライブ（排出削減に資する運転・操縦）の推進
	【公共交通の場合】旅客を乗せずに走行する距離の削減
屋外照明・信号機	【公用車の場合】使用の抑制、相乗りの推進
	LED化の推進

全団体が御回答ください。

Q1-14. 職員に対する取組に関して

- (1). 職員に対する温室効果ガス削減に向けた普及啓発等として、力を入れている取組をお選びください。
(○はいくつでも)

↓○印 (複数可)

☐	1. 職員研修の実施
☐	2. 内部監査員の養成
☐	3. 体験型研修等の実施
☐	4. 庁内LANを活用した情報提供
☐	5. e-ラーニングを活用した自主学習の推進
☐	6. 計画書、概要版の発行
☐	7. 職員だよりの発行
☐	8. 館内放送の活用
☐	9. ポスターの活用
☐	10. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

- (2). (1)のうち、最も効果的と考える取組をお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

☐	1. 職員研修の実施
☐	2. 内部監査員の養成
☐	3. 体験型研修等の実施
☐	4. 庁内LANを活用した情報提供
☐	5. e-ラーニングを活用した自主学習の推進
☐	6. 計画書、概要版の発行
☐	7. 職員だよりの発行
☐	8. 館内放送の活用
☐	9. ポスターの活用
☐	10. その他

- (3). 上記(1)で選択した取組の職員による自主的な行動への効果について当てはまるものをお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印 (1つ)

☐	1. 職員の自主的な行動に繋がっている
☐	2. 職員の自主的な行動は限定的である
☐	3. 職員の自主的な行動に繋がっていないといえない

2. 区域施策に関する事項

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体がお読みください。

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

<※重要なお知らせ>

地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「実行計画(区域施策編)」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第3項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)に策定が義務付けられています。

また、政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

○「実行計画(区域施策編)」とは

本調査でいう「実行計画(区域施策編)」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項で規定されている計画です。都道府県、指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)は、これを策定することが義務とされています。

●「実行計画(区域施策編)」の策定において満たすべき条件(法律第21条第3項の抜粋)

・施策に関する事項として以下の4項目を定めること。

1. 「太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進」
2. 「区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進」
3. 「都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善」
4. 「循環型社会の形成」・都市計画、農業振興地域整備計画、その他の計画との調和を図り、連携すること。

・指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)は都道府県等の実行計画と整合性を図ること。

・計画策定にあたって、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。

また、住民その他利害関係者の意見を反映させるための処置を講ずること。

・計画を策定したときには、遅滞なく、公表すること。

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 1・2 (略)

3 都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における商業物等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する商業物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(抜粋)

(市に関する規定の適用)

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画(以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。)を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体がお読みください。

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

(1) 平成30年10月1日現在の実行計画(区域施策編)に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※実行計画(区域施策編)を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。

※改定時期が未定な場合や、改定時期が平成31年度以降の場合でも、改定する予定があれば「改定する予定がある」をお選びください。

1. ○印(1つ)

☐	1. 過去に一度も策定したことがなく、平成30年10月1日以降に策定する予定はない
☐	2. 過去に一度も策定したことがないが、平成30年10月1日以降に策定する予定がある
☐	3. 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定はない
☐	4. 現在、計画期間中であり、平成30年10月1日以降に改定する予定がある
☐	5. 既に計画期間を経過しているが、平成30年10月1日以降に改定する予定はない
☐	6. 既に計画期間を経過しており、平成30年10月1日以降に改定する予定がある

Q2-1 (1) で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

平成 年度

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (2). 平成30年10月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください。
(改定した場合は、最新の実行計画（区域施策編）について御記入ください。)

当初策定年度	計画期間
平成 年度	年間

※改定した場合のみ記入

最終改定年度	計画期間
平成 年度	年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。

例えば、開始年度が平成22年度、目標年度が平成27年度の場合は「6年間」とご回答ください。

最新の実行計画（区域施策編）の名称を御記入ください。

Q2-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (3). 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

○印（複数可）

☐	計画を策定・改定するための人員が不足しているため
☐	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
☐	他の部局・課室の協力が得られにくい
☐	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため
☐	最新の技術情報や知見が不足しているため
☐	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため
☐	有望な対策・施策が見つからないため
☐	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため
☐	周辺の団体も未策定であるため
☐	その他
☐	上記に該当するものがない

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (4). 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったことについて、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

○印（複数可）

☐	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である
☐	算定・推計方法が専門的で分からない
☐	計画を策定・改定するための人員が不足している
☐	専門家の助言が必要である
☐	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない
☐	目標値の設定に苦慮した
☐	その他
☐	特に無し
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 国の削減目標が未定だったため、算定の根拠データが古く実態に即した推計が難しい 等

- (5). 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったことについて、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

○印（複数可）

☐	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討
☐	削減目標の設定
☐	対策・施策の検討
☐	対策・施策の削減効果の試算
☐	推進体制の検討・構築
☐	その他
☐	特に無し
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 国や県の方針が未定だったため、整合が図りづらかった 等

Q2-1(1)で、「2」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(6). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)

にて、実行計画（区域施策編）の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。

平成29年3月に環境省は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。

これらのマニュアルやツール類のうち、最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用したものや、現在使用しているものについて、
当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

1. 〇印（複数可）

☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版
☐	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
☐	【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計
☐	【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート
☐	【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ
☐	【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール
☐	【データ】自治体排出量カルテ
☐	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール
☐	【データ】自治体データベース
☐	使用していない
☐	マニュアルやツール類の存在を知らなかった
☐	使用したかどうかが分からない
☐	独自の算定ファイルを作成した
☐	その他

平成29年3月に公表された

Q2-1(6)で、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(7). 実行計画（区域施策編）の策定・実施マニュアル（本編）の用途として当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

1. 〇印（複数可）

☐	今年度策定・改定を予定しているため参考としている
☐	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている
☐	区域施策編の実施に際して参考としている
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県及び市町村（特別区含む。）の全団体が御回答ください。

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(8). 「地球温暖化対策推進法」の平成28年5月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました。

（「地球温暖化対策推進法」第21条第1項）

貴団体における実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。

(〇は一つだけ)

1. 〇印（1つ）

☐	1. 平成29年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である
☐	2. 平成30年度中に共同した計画を策定予定である
☐	3. 平成31年度以降に共同した計画を策定予定である
☐	4. 共同策定の予定はないが関心がある
☐	5. 共同策定の予定がなく関心もない
☐	6. 検討していない
☐	7. 不明

Q2-1 (8) で、「2」「3」のいずれかを選択した方

共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

Q2-1(8)で、「4」を選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

(8). 貴団体における実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況等について、関心がある場合は

共同したい相手先について、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

1. 〇印（複数可）

☐	管内の市町村（特別区含む。）（都道府県の場合）
☐	属する都道府県（市町村（特別区含む。）の場合）
☐	近隣の市町村（特別区含む。）
☐	その他

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

- (9)、「地球温暖化対策推進法」第21条第8項において都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、
策定した実行計画（区域施策編）の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

1. 〇印（複数可）

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書、環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会等で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント展示などで公表している
☐	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 〇〇課が発信しているメールマガジン 等

「公表していない理由」を具体的に御記入ください。 例) 計画期間が経過しているため 等

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (1)、実行計画（区域施策編）における各部門のエネルギー起源CO2排出量を算定する際に用いているデータ・情報について、
部門ごとに、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

① 産業部門（製造業）

1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	6.1～5以外の情報	7.分からない	8.算定対象としていない
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

「6.1～5以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

② 産業部門（建設業・鉱業）

1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	3.1, 2以外の情報	4.分からない	5.算定対象としていない
☐	☐	☐	☐	☐

「3.1, 2以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

③ 産業部門（農林水産業）

1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	3.1, 2以外の情報	4.分からない	5.算定対象としていない
☐	☐	☐	☐	☐

「3.1, 2以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

● 活用しているデータについて

以下の通りに色分けしています。

☐ ...統計に基づくデータ（ピンク色）

☐ ...事業者等の実績（水色）

④ 業務その他部門

1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	3.「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	4.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	5.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	6.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	7.1～6以外の情報	8.分からない	9.算定対象としていない

「7.1～6以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

⑤ 家庭部門

1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	3.「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	4.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	5.1～4以外の情報	6.分からない	7.算定対象としていない

「5.1～4以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

⑥ 運輸部門（自動車）

1.「総合エネルギー統計」による炭素排出量	2.「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	3.「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	4.1～3以外の情報	5.分からない	6.算定対象としていない

「4.1～3以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

⑦ 運輸部門（鉄道）

1.「総合エネルギー統計」による炭素排出量	2.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	3.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	4.個別企業による公表情報（環境報告書等）	5.1～4以外の情報	6.分からない	7.算定対象としていない

「5.1～4以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

⑧ 運輸部門（船舶）

1.「総合エネルギー統計」による炭素排出量	2.1以外の情報	3.分からない	4.算定対象としていない

「2.1以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

⑨ 運輸部門（航空）

1.「空港管理状況調査」による空港の燃料種別使用量	2.「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	3.1, 2以外の情報	4.分からない	5.算定対象としていない

「3.1, 2以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

⑩ エネルギー転換部門

1.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	2.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	3.1, 2以外の情報	4.分からない	5.算定対象としていない

「3.1, 2以外の情報」の内容・出所を御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「8」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(2). 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1～2のうち当てはまるものに○印（一つ）

分 野	1. 対象としている	2. 対象としていない
燃料の燃焼分野		
工業プロセス分野		
農業分野		
廃棄物分野		
代替フロン等4ガス分野		
森林等の吸収源		
その他		

「その他」について、「1. 対象としている」と回答した場合、その内容を具体的に御記入ください。

用語

【燃料の燃焼分野】

...燃料の燃焼、自動車走行に伴うCH₄,N₂Oの排出

【工業プロセス分野】

...工業製品の製造及び原料の使用に伴うCO₂,CH₄,N₂Oの排出

【農業分野】

...水田における耕作、耕地における肥料の使用、家畜の飼育や排泄物の管理、農業廃棄物の焼却処分に伴うCH₄,N₂Oの排出

【廃棄物分野】

...廃棄物の焼却・埋立処分、排水処理、廃棄物燃料の使用等に伴うCO₂,CH₄,N₂Oの排出

【代替フロン等4ガス分野】

...代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用・廃棄、金属の生産、半導体素子等の製造、溶剤の使用等に伴うHFCs, PFCs,CF₆,NF₃の排出

Q2-1(1)で、「3」～「8」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(3). 実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無について、目標の種類ごとに下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

※短期目標について御回答ください。ただし、短期目標を設定していない、又は短期目標期間が既に終了している場合は、中期目標と読み替えて御回答ください。

↓設定の有無について当てはまるものに○印（一つ）

目標の種類	1. 設定している	2. 設定していない
総量目標	区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標 地球温暖化対策計画の目標を踏まえて、原則として設定	
温室効果ガス排出量 原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の 温室効果ガス排出量の目標	
最終エネルギー消費量目標	区域の最終エネルギー消費量の目標	
最終エネルギー消費 原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の 最終エネルギー消費量の目標	
再生可能エネルギー 導入量目標	区域の再生可能エネルギーの導入量の目標	
部門・分野別目標	産業、業務その他部門、家庭部門、運輸部門等の部門や、 工業プロセス、廃棄物等の分野における排出量目標	

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (4). 実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値及び直近の算定値を御記入ください。
 ※下表の部門・分野の分類は、平成29年3月に公表された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に準拠しています。
 直近の実行計画（区域施策編）において対応する部門・分野がない場合は、空欄としてください。
 ※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
 ※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。
 ※排出量の単位は「kg-CO₂」ではなく「t-CO₂」です。「kg-CO₂」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO₂」に換算してお答え下さい。
 ※排出量は四捨五入して整数でお答え下さい。

目標		基準年度値		直近の算定値		目標年度値①		目標年度値②		目標年度値③	
基準年度・目標年度（西暦）		年度		年度		年度		年度		年度	
総量の実績・目標値		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂	
部門・分野別の実績・目標値	エネルギー起源CO ₂	産業部門	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		業務その他部門	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		家庭部門	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		運輸部門	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		エネルギー転換部門	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		工業プロセス分野	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		農業分野	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		廃棄物分野	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		代替フロン等4ガス分野	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		森林等の吸収源（▲） ※「森林等の吸収源」は吸収量を、 それ以外は排出量を、プラスの値で 記入して下さい。	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		その他	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (5). 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の対策・施策の目標の設定有無について、下の選択肢の中からお選びください。
 また、対策・施策の目標の具体的な内容（補助金による再生可能エネルギー設備・機器の導入量、クールビズの実施率など）を御記入ください。

↓設定の有無について当てはまるものに○印（一つ）

対策・施策の目標		1. 設定している	2. 設定していない	具体的な内容
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門		
		業務その他部門		
		家庭部門		
		運輸部門		
		エネルギー転換部門		
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野		
		工業プロセス分野		
		農業分野		
		廃棄物分野		
		代替フロン等4ガス分野		

Q2-2(3)の温室効果ガス排出原単位目標で「1」を選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

- (6). 実行計画（区域施策編）における部門・分野別の温室効果ガス排出原単位目標設定の有無について、下の選択肢の中からお選びください。
また、その単位を御記入ください。

↓設定の有無について当てはまるものに○印（一つ）

温室効果ガス排出原単位目標			1. 設定している	2. 設定していない	単 位	※例えば、1人あたりの温室効果ガス排出量を目標としている場合は、「kg-CO ₂ /人」と御記入ください。
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門				
		業務その他部門				
		家庭部門				
		運輸部門				
		エネルギー転換部門				
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野				
		工業プロセス分野				
		農業分野				
		廃棄物分野				
		代替フロン等4ガス分野				

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

(7). 実行計画（区域施策編）の位置づけについて

① 実行計画（事業事業編）と統合していますか。下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 統合している
☐	2. 今後、改定時に統合を予定している
☐	3. 統合していない

② 実行計画（区域施策編）は、「環境基本計画」との調和・連携又は統合が図られていますか。

下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 環境基本計画と統合している
☐	2. 環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている
☐	3. 環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている
☐	4. 環境基本計画とは連携を図っていない
☐	5. 環境基本計画を策定していない

③ 実行計画（区域施策編）とその他の行政計画（環境基本計画を除く。）との調和・連携又は統合について。

下記の行政計画ごとに該当する選択肢をお選びください。

(○はそれぞれ一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1～4のうち当てはまるものに○印(一つ)

行政計画	1. 図られている	2. 図られていない	3. 当該計画を策定していない	4. 不明
総合計画	☐	☐	☐	☐
「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」	☐	☐	☐	☐
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」	☐	☐	☐	☐
「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」	☐	☐	☐	☐
「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」	☐	☐	☐	☐
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」	☐	☐	☐	☐
公共施設等総合管理計画	☐	☐	☐	☐
一般廃棄物処理基本計画	☐	☐	☐	☐
環境モデル都市アクションプラン	☐	☐	☐	☐
環境未来都市計画	☐	☐	☐	☐
その他	☐	☐	☐	☐

「その他」について、「1. 図られている」と回答した場合、調和・連携又は統合している計画の名称を具体的に御記入ください。

用語

●「調和・連携」とは

実行計画（区域施策編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（区域施策編）の目的や施策について、関連する他分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

●「統合」とは

実行計画（区域施策編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

④ 他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）は、地球温暖化対策と調和・連携が図られていますか。

下の選択肢をお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 図られている
☐	2. 図られていない
☐	3. 不明

上記の回答のように判断する理由を御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「8」のいずれかを選択した方

Q2-3. 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組みについて

- (1). 実行計画（区域施策編）の進捗管理を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

☐	地方公共団体実行計画協議会
☐	地球温暖化対策地域協議会
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される庁内組織
☐	その他
☐	協議・審議する場はない
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

- (2). 実行計画（区域施策編）の進捗状況を協議・審議する場のメンバーについて、当てはまるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)

↓○印（複数可）

☐	部局内担当者
☐	庁内の関係部局担当者
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される庁内組織
☐	NPO等
☐	住民代表
☐	地元の企業担当者
☐	外部の学識経験者
☐	計画原案を委託した外部業者
☐	その他
☐	協議・審議する場はない
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等

都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。

Q2-4. 区域施策に関する吸収源対策の取組状況

- (1). 下表の吸収源対策の取組状況について、選択肢の中から対策ごとに一つお選びください。
(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓1～4のうち当てはまるものに○印（一つ）

取組	1. 実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
森林吸収源対策				
農地土壌炭素吸収源対策				
都市緑化等の推進				
その他				

「その他」について、「1. 実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる」

「2. 実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

Q2-4 (1) で、「1」を選択した取組がある場合

- (2). 実行計画（区域施策編）に位置付けている部分の概要を記載ください。
(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む) 例) 森林吸収源対策として、〇〇年度までに△△haの間伐を実施する 等

都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。

- Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について
(1). 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について

① 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 貴団体独自の措置を講じている
☐	2. 貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している
☐	3. 貴団体独自の措置を講じていない

追加的な取組がある場合は、具体的に御記入ください。

② 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 措置を講じている
☐	2. 措置を講じる予定があり、検討している
☐	3. 措置を講じていない

追加的な取組がある場合は、具体的に御記入ください。

③ 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用状況について、当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している
☐	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている
☐	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している
☐	条例に基づくその他の制度を導入している
☐	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている
☐	条例に基づく温室効果ガス排出量取引制度を導入している
☐	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある
☐	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない

「条例に基づくその他の制度」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。

- Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について
(2). 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるものについて、

当てはまるものを全てお選びください。

(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組
☐	都市のコンパクト化
☐	公共交通網の再構築
☐	スマートコミュニティの構築
☐	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進
☐	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援
☐	その他
☐	上記の中には取り組んでいるものはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

用語

●「CEMS」とは

「Community Energy Management System」の略。

太陽光発電所や風力発電所を含む発電所での電力供給量と地域内での電力需要の管理を行うエネルギー管理システム。

都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。

- Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について
(3). 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携について

① 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況について、下の選択肢の中からお選びください。

(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

☐	1. 実施している
☐	2. 予定があり、検討している
☐	3. 予定がない

Q2-5(3) ①で「1」を選択した方

Q2-5. 国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について

(3). 地方公共団体間の区域の枠を超えた協働・連携について

② 他の地方公共団体との広域的な協働・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容について、

当てはまるものを全てお選びください

(〇はいくつでも)

また、取組の具体的な内容を御記入ください。

↓〇印（複数可）

☐	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有
☐	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施
☐	連携中核都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協働
☐	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施
☐	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有
☐	その他

取組内容を具体的に御記入ください。

都道府県の御担当者の方のみ御回答ください。

Q2-6. 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて

(1). 政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において、地方公共団体の基本的役割として定められている

「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集
☐	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
☐	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）
☐	取り組んでいない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(1)で、「1」～「5」のいずれかを選択した方

(2). 市町村に対する支援を行う際に課題になっていることを教えてください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	日常業務で忙しく、時間をとることができない
☐	知識・情報が足りない
☐	問合せに対応する人材が明確になっていない
☐	市町村のニーズが分からない（何をやったらよいかわからない）
☐	その他
☐	特になし

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

(1). 「地球温暖化対策推進法」第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく

措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないとされています。

実行計画（区域施策編）策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握などについて、

下の選択肢の中からお選びください。

(〇は一つだけ)

↓〇印（1つ）

☐	1. 毎年実施している
☐	2. 毎年ではないが、定期的に実施している
☐	3. 今後実施することを検討している
☐	4. 実施しておらず、今後実施する予定もない
☐	5. その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-7(1)で、「1」又は「2」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

(2). 実行計画（区域施策編）の進捗評価の対象について、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	区域内の温室効果ガス排出量の変化
☐	設定した目標の達成状況
☐	対策・施策の進捗状況等
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(3). 実行計画（区域施策編）の進捗評価結果の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	ホームページで公表している
☐	広報誌で公表している
☐	環境報告書、環境白書等で公表している
☐	専用の冊子等を作成し公表している
☐	環境審議会等で公表している
☐	議会報告で公表している
☐	記者発表をしている
☐	イベント展示などで公表している
☐	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
☐	その他
☐	公表していない
☐	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく御記入ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 〇〇課が発行しているメールマガジン 等

「公表していない理由」を具体的に御記入ください。 例) 計画期間が経過しているため 等

(4). 実行計画（区域施策編）の進捗評価結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。

当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	国内機関（国や都道府県など）へ報告している
☐	海外機関へ報告している
☐	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
☐	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
☐	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している
☐	審議会・委員会への報告資料としている
☐	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている
☐	その他方途に活用している
☐	活用していない
☐	不明

「国内機関へ報告している」を選択した場合、その機関名称を御記入ください。

国内機関名称1	
国内機関名称2	

「海外機関へ報告している」を選択した場合、その機関名称を御記入ください。

海外機関名称1	
海外機関名称2	

「その他の方途」の具体的内容を御記入ください。

(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。

① 評価を下の選択肢の中からお選びください。

(〇は一つだけ)

↓〇印（1つ）

☐	1. 目標達成に向けて、順調に進んでいる
☐	2. 目標達成が困難な状況である
☐	3. 評価していない

Q2-7(5) ①で「1」を選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

- (5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。
 ② 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、「1. 目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください。
 (〇はいくつでも)

1 〇印（複数可）

☐	工場・事業所における省エネルギーの進展
☐	自動車等の低炭素化の進展
☐	再生可能エネルギーの導入の拡大
☐	家庭部門における省エネルギー・節電の定着
☐	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
☐	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）
☐	その他
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-7(5) ①で「2」を選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

- (5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。
 ③ 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、「2. 目標達成が困難な状況である」と回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください。
 (〇はいくつでも)

1 〇印（複数可）

☐	電力排出係数の悪化
☐	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響
☐	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）
☐	普及啓発の停滞
☐	対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退
☐	その他
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について

- (6). 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てお選びください。
 (〇はいくつでも)

1 〇印（複数可）

☐	財源が不足している
☐	人員が不足している
☐	他の部局・課室の協力が得られにくい
☐	事業者の理解や協力が得られにくい
☐	住民に対する普及啓発が難しい
☐	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
☐	最新の技術情報や知見が不足している
☐	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい
☐	有望な対策・施策が見つからない
☐	補助金など弾力的な運用ができない
☐	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
☐	対策・施策の費用対効果が低い
☐	その他
☐	特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の合併体が御回答ください。

Q2-8. 実行計画(区域施策編)の見直しについて

- (1). 地方公共団体の実行計画は、政府の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。
最新の「地球温暖化対策計画」は平成28年5月13日に閣議決定されました。
これを受けた実行計画(区域施策編)の策定・改定の状態について、下の選択肢の中からお選びください。
(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)

☐	1. 政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である
☐	2. 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である(又は検討中である)
☐	3. 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である
☐	4. 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である
☐	5. 過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している
☐	6. 策定・改定の時期は未定である(又は予定していない)

上記Q1-8(1)で、「1」～「6」のいずれかを選択した方

策定・改定の年度(予定を含む)を御記入ください。

平成 年度

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-8. 実行計画(区域施策編)の見直しについて

- (2). 実行計画(区域施策編)の中間見直し(計画期間の中間年度等における、一部又は全部の改定を視野に入れた全般的な進捗評価)の予定について、下の選択肢の中からお選びください。
(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)

☐	1. 予定がある
☐	2. 予定がない
☐	3. 不明

上記Q2-8(2)で、「1」を選択した方

中間見直しの予定年度を御記入ください。

平成 年度

Q2-8(2)で、「1」を選択した方

Q2-8. 実行計画(区域施策編)の見直しについて

- (3). 実行計画(区域施策編)における中間見直しの対象について、それぞれ一つずつ選択肢の中からお選びください。
(〇はそれぞれ一つだけ)

見直しを行う理由については具体的に御記入ください。

↓1～3のうち当てはまるものに〇印(一つ)

見直し対象	1. 対象としている	2. 対象としていない	3. 不明	見直しを行う理由
目標や対策・施策の内容	☐	☐	☐	
進捗管理の仕組み	☐	☐	☐	
評価結果の公表のあり方	☐	☐	☐	

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-9. 区域の温室効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

- (1). 電気事業者・ガス事業者からの区域における電力販売量(kWh)・ガス販売量などのデータの提供について、それぞれ下の選択肢の中からお選びください。
(〇は一つだけ)

※主に、電力自由化が行われた平成28(2016)年前後の変化についてお答えください。

【電力販売量】

↓〇印(1つ)

☐	1. 以前から提供を受けており、現在も提供を受けている
☐	2. 以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない
☐	3. 以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている
☐	4. 以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない
☐	5. 不明

【ガス販売量】

↓〇印(1つ)

☐	1. 以前から提供を受けており、現在も提供を受けている
☐	2. 以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない
☐	3. 以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている
☐	4. 以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない
☐	5. 不明

Q2-9(1)で、「1」又は「2」を選択した方

Q2-9. 区域の温室効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(2). 電気事業者・ガス事業者からのデータの提供について「1. 以前から提供を受けており、現在も提供を受けている」

「2. 以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない」を選択された方にお聞きます。

① 以前に提供を受けていたエネルギーデータの提供者及び対象範囲として、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量 (当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量 (当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない)
☐	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量
☐	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量
☐	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量
☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	その他

② 以前に提供を受けていた電力量の区分として、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

※提供を受けていない場合、または、不明な場合は空欄で結構です。

↓〇印(複数可)

☐	部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)
☐	契約種別(低圧、高圧、特別高圧等)
☐	産業別(鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)
☐	その他

用語

●「旧一般電気事業者」とは

下記10社を指します。

・北海道電力株式会社 ・東北電力株式会社 ・東京電力株式会社 ・中部電力株式会社 ・北陸電力株式会社
・関西電力株式会社 ・中国電力株式会社 ・四国電力株式会社 ・九州電力株式会社 ・沖縄電力株式会社

●「旧一般電気事業者以外の電気事業者」とは

いわゆる新電力などを指します。

Q2-9(1)で、「1」又は「3」を選択した方

Q2-9. 区域の温室効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(3). 電気事業者・ガス事業者からのデータの提供について「1.以前から提供を受けており、現在も提供を受けている」

「3.以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている」を選択された方にお聞きします。

① 現在、提供を受けていたエネルギーデータの提供者及び対象範囲として、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

1〇印 (複数可)

☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量 (当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量 (当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない)
☐	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量
☐	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量
☐	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量
☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの購入量
☐	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	その他

② 現在、提供を受けていた電力量の区分として、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

※提供を受けていない場合、または、不明な場合は空欄で結構です。

1〇印 (複数可)

☐	部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)
☐	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)
☐	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)
☐	その他

③ 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件として、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

1〇印 (複数可)

☐	貴団体による公表に当たっては、(個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように)区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること
☐	貴団体による公表に当たっては、(個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように)区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること
☐	その他の条件
☐	何らの条件も提示されていない

用語

●「旧一般電気事業者」とは

下記10社を指します。

・北海道電力株式会社 ・東北電力株式会社 ・東京電力株式会社 ・中部電力株式会社 ・北陸電力株式会社
・関西電力株式会社 ・中国電力株式会社 ・四国電力株式会社 ・九州電力株式会社 ・沖縄電力株式会社

●「旧一般電気事業者以外の電気事業者」とは

いわゆる新電力などを指します。

3. その他地球温暖化対策に関する事項

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-1. 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について

(1). 貴団体で、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について

最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策を一つ選択してください。

(〇は一つだけ)

※以下は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)

第21条第3項各号において定めるべき施策に関する事項として、掲げられたものを簡潔に示しています。

※下表における「地方公共団体が実施することが期待される施策例」とは、あくまでも「地球温暖化対策計画」別表において、国による期待・想定が例示されたものです。

この例示をもって、地方公共団体に対して、これらの施策を実施する法的な義務が課せられるわけではなく、

必ずしも例示された全ての施策を網羅的に実施する必要はありません。

また、地方公共団体の創意工夫により、例示された施策以外の施策が実施されることも、大いに歓迎されます。

1.〇印（最も力を入れている取組・施設に1つ）

回答	施策カテゴリ	No	施策概要	地方公共団体が実施することが期待される施策例
エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策	再生可能エネルギーの導入促進	1	再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	区域内における事業者等に対する再生可能エネルギーの導入支援、地方公共団体の公共施設等における積極的導入
	省エネルギー化の推進（家庭部門）	2	新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発
		3	家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	高効率給湯器・高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供
		4	浄化槽の省エネ化	省エネ型浄化槽の設置支援、浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発
		5	BEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの普及促進及び消費者への情報提供
	省エネルギー化の推進（業務その他部門）	6	新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ改修	建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ建築物に係る普及啓発
		7	業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	高効率給湯器や高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供、グリーン購入法に基づく率先的導入の推進
		8	冷媒管理技術の導入	フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供
		9	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	事業者・消費者への普及啓発、グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的な導入
		10	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの率先的導入、普及促進及び事業者への情報提供
		11	エネルギーの面的利用の拡大	エネルギーの面的利用システムの構築支援
		12	下水道における省エネ・創エネ対策の推進	汚泥処理設備の更新時等におけるエネルギー化技術の採用、終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用、下水熱利用設備の導入
		13	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	水道事業者等の省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施
		14	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペーパル化及びペーパル品質の向上、消費者への普及啓発・実証事業などの施策への協力
		15	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入
	省エネルギー化の推進（産業部門）	16	産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、高効率照明、低炭素工業炉、高効率産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションについての導入支援や普及啓発
		17	廃プラスチックの製紙所でのケミカルリサイクル拡大	容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加
		18	施設農芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	省石型選、脱石型施設農芸施策の推進、施設農芸における省エネ設備導入、省エネ農機の導入、省エネ漁船への転換に関する普及啓発
		19	業種間連携省エネの取組推進	複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進
	省エネルギー化の推進（運輸部門）	20	次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車の率先導入、普及啓発・導入支援、必要なインフラの整備
		21	道路交通流対策等の推進	交通流対策の推進、信号機の集中制御化、信号機の系統化・感応化等、信号灯器改良（LED化）
		22	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	エコドライブの普及・啓発
		23	公共交通機関及び自転車の利用促進	公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、エコ通勤の普及促進
		24	トラック輸送の効率化	トラック輸送効率化の普及啓発、車両の大型化に対応した道路整備
		25	共同輸配送の推進	共同輸配送の普及啓発
		26	海運グリーン化総合対策	海上貨物輸送へのモーダルシフト、エコシップマーク等に関する普及啓発
		27	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	鉄道貨物輸送へのモーダルシフト、エコレールマーク等に関する普及啓発
		28	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	物流ターミナル等の整備、臨港道路の整備
		29	静原物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進	リサイクルポートの利活用の推進
		30	運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置、周辺住民に対する周知などの環境整備

△○印（最も力を入れている取組・施設に1つ）

明

回答	施策カテゴリ	No	施策概要	地方公共団体が実施することが期待される施策例
	非エネルギー源二酸化炭素に関する対策・施策	31	混合セメントの利用拡大	リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備
		32	バイオマスプラスチック類の普及	物品調達時におけるバイオマスプラスチック製品の優先導入、バイオマスプラスチックの普及促進
		33	廃棄物焼却量の削減	廃プラスチック等廃棄物の排出抑制、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用の推進
	メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策	34	水田メタン排出削減	都道府県による水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の推進
		35	農地における施肥に伴う一酸化二窒素の削減	土壌診断に基づく適正施肥の推進、環境保全型農業の推進
		36	廃棄物最終処分量の削減	有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進
		37	一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制
		38	産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	事業者により設置される管理型最終処分場が準好気性を維持できるよう事業者に対して適切な指導を実施
		39	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	汚泥燃焼の高温化、汚泥焼却設備の更新時における高温燃焼設備・汚泥固形燃料化技術の導入
	代替フロン等4ガスに関する対策・施策	40	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供
		41	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督、普及啓発
		42	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督、普及啓発
	温室効果ガス吸収源対策・施策	43	森林吸収源対策	健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用
		44	都市緑化等の推進	「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、公共施設・インフラの緑化の推進、新たな緑化空間の創出、市民・企業・NPO等の幅広い主体による緑化の推進
	横断的施策	45	J-クレジット制度の推進	クレジット創出者として、温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施地域版J-クレジット制度の運営・管理
		46	地球温暖化対策に係る国民運動の推進	地球温暖化対策について、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施（クールビズ・ウォームビズの実施徹底、機器の買替え、家庭エコ診断、照明の効率的利用）
		47	エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	エコドライブ、カーシェアリングの普及啓発
	その他	48	その他の取組	上記1～47以外の取組、または、上記1～47に分類不能な取組

（2）、上記 Q3-1.（1）で選択された、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策について、その具体的な内容を御記入ください。

都道府県、市町村（特別区含む。）の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

（1）、貴地方公共団体において、気候変動の影響が懸念される分野を全て教えてください。

（○はいくつでも）

△○印（複数可）

☐	農業、森林・林業、水産業
☐	水環境・水資源
☐	自然生態系
☐	自然災害・沿岸域
☐	健康
☐	産業・経済活動
☐	国民生活・都市生活
☐	その他
☐	わからない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(2). 区域施策に関する気候変動による影響への適応(適応策)の取組状況について、当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

☐	適応策を主目的とする行政計画(実行計画(区域施策編)を除く)を策定している
☐	実行計画(区域施策編)に適応策を盛り込んでいる
☐	実行計画(区域施策編)以外の行政計画に適応策を盛り込んでいる
☐	いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている
☐	適応策は講じていない
☐	不明

用語

●「緩和策」と「適応策」とは

気候変動への対策は、「緩和策」と「適応策」に大別されます。

これらのうち、「緩和策」は、気候変動の原因となる温室効果ガスについて、その排出を抑制・削減を図る取組です。具体的には、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、森林吸収源の整備等があります。

これに対し、「適応策」は、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。具体的には、高気温下でも育成できる農作物の品種改良や、自然災害(台風等)の激甚化に対するインフラの整備・強化等があります。

Q3-2(2)で「適応策は講じていない」、「不明」以外を選択した方

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

(2). 計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容に当てはまるものを全てお選びください。

(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

☐	農業・森林・林業・水産業
☐	水環境・水資源
☐	自然生態系
☐	自然災害・沿岸域
☐	健康
☐	産業・経済活動
☐	国民生活・都市生活
☐	地域での適応の推進
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

4. 意見・要望

全団体が御回答ください。

Q4-1. 実行計画の策定・改定・実施・点検のために必要な行政支援について

(1). 実行計画（事務事業編）を策定・改定・実施・点検するために必要な外部人材・組織について

① 実行計画（事務事業編）を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
☐	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
☐	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
☐	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
☐	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報
☐	その他
☐	特に無い

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例）人員確保、予算の措置 等

② 「専門知識を有する外部人材・組織」に関して、具体的にどのような人材が想定されますか？

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	学識者・有識者
☐	民間のコンサルタント
☐	国や都道府県の技術職員
☐	製品・サービスを提供する民間事業者
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、政令指定都市及び中核市（施行時特例市含む。）が御回答ください。

Q4-1. 実行計画の策定・改定・実施・点検のために必要な行政支援について

(2). 実行計画（区域施策編）を策定・改定・実施・点検するために必要な外部人材・組織について

① 実行計画（区域施策編）を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
☐	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
☐	実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
☐	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
☐	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報
☐	その他
☐	特に無い

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例）人員確保、予算の措置 等

② 「専門知識を有する外部人材・組織」に関して、具体的にどのような人材が想定されますか？

(〇はいくつでも)

↓〇印（複数可）

☐	学識者・有識者
☐	民間のコンサルタント
☐	国や都道府県の技術職員
☐	製品・サービスを提供する民間事業者
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

全団体が御回答ください。

Q4-2.

本年度のウェブを利用した施行状況調査に関する意見・要望について、当てはまるものを全てお選びください。
(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

☐	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した
☐	昨年に比べ使い勝手は全体的に悪くなった
☐	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である
☐	昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい
☐	外部へのアクセス制御があるためLGMAN内での実施が望ましい
☐	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい
☐	共有PCでしかアクセスできないので不便である
☐	操作方法が分かりにくい
☐	画面やレイアウトが分かりにくい
☐	修正の操作が不便である
☐	その他
☐	特に意見・要望は無い

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

全団体が御回答ください。

Q4-3.

環境省に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるものを全てお選びいただき、その内容を具体的に御記入ください。
(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	要 望	要望の具体的な内容を記載ください
☐	実行計画の策定について	
☐	温室効果ガス排出量算定について	
☐	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	
☐	情報提供の充実について	
☐	各種法令の見直し(規制緩和等)について	
☐	電力自由化による状況の変化について	
☐	国内技術の研究開発や海外への技術移転について	
☐	その他	
☐	特に意見・要望は無い	

この印刷物は、印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料（Aランク）のみを用いて作製しています。